第二部 労働運動

第二部　労働運動

第一編　労働組合運動……二三五
第一章　総　説……二三五
第二章　労働者の組織状況……二四〇
第一節　単位労働組合の組織状況　二四〇
第二節　主要連合団体の組織状況　二四五
第三章　賃金闘争……二四九
第四章　機械化・自動化の進展と労働組合……二六六
第五章　組織問題……二七七
第六章　統計からみた争議……二八八
第七章　主要な争議……三〇二
第一節　官公労の争議……三〇三
第二節　私鉄総連の争議……三一〇
第三節　炭労、全炭鉱、全鉱連の争議……三一七
第四節　全国金属の争議……三三四
第五節　合化労連の争議……三四二
第六節　全駐労・日駐労の争議……三五五
第七節　全造船の争議……三六二
第八節　鉄鋼労連の争議……三八三
第八章　労働協約……四〇一
第九章　失業者運動……四〇四
第十章　メーデー……四〇九
第十一章　主要な労働組合の現状……四一四
第二編　農民運動……四六四
第一章　農業情勢と農民運動の概況　四六四
第一節　農業情勢と農政の動き……四六四
第二節　地主団体とその運動……四六五
第三節　農民運動と農民団体の動向……四六九
第二章　農民戦線統一の経緯……四七一
第一節　一九五五年以後……四七一
第二節　日農各派の大会と農民運動祭前後……四七三
第三節　農民団体統一懇談会……四七七
第四節　農民戦線統一協議会の結成……四八八
第五節　農民戦線統一促進全国代表者会議の結成……四八八
第六節　日農統一派と常東総協……四九五
第七節　地方における統一の動き　四九七
第八節　日誌・農民戦線統一再建への動き……五〇四
第三章　日農主体性派……五〇九
第一節　第八回全国大会……五〇九
第二節　一九五六年度の一般活動　五一七
第四章　日農統一派……五一八
第一節　第一〇回全国大会……五一八
第五章　日農新農村建設派……五三七
第一節　第一回全国大会……五三七
第二節　大会後の活動と青年部……五三九
第六章　全国農民組合……五三三
第一節　一般活動状況……五三三
第二節　組織活動と第六回大会……五三四
第七章　全国農民連盟……五三六
第一節　第一一回代議員総会……五三七
第二節　一般活動と代議員総会……五三九
第八章　常東農民組織総協議会……五四一
第一節　甘諸価格闘争……五四一
第二節　第一二回定期会議……五四四
第九章　主要農民団体の現状……五四五
第三編　その他の社会運動……五四九
第一章　平和運動……五四九
第二章　軍事基地反対闘争……五六七
第一節　強制測量までの情勢……五六七
第二節　抵抗運動と測量中止……五六九
第三節　その他の基地反対運動……五七六
第三章　人権擁護運動……五七七
第四編　労農政党……五八九
第一章　日本社会党……五八九
第二章　日本共産党……六〇三
第三章　労働者農民党……六二四

第一編　労働組合運動

第一章　総　説

(1)　主として輸出の増加に支えられてきた前年末の好況は、一九五六年を迎えると、国内設備投資の急速な拡大に局面を転じ、その影響は、鉄鋼・造船・電力などの基幹産業部門を中心として、ほとんどすべての産業部門におよんだ。設備投資のおこなわれなかった部門でも、生産の拡大の必要にせまられた。ここでは、特に労働日の延長と、臨時工・社外工・下請企業労働者・家内労働者の動員がおこなわれた。

一九五六年も、輸出の増加傾向は維持された。しかし、そのテンポはややにぶり、他方、設備投資拡大に伴って輸入が増加したため、国際収支のバランスには、楽観を許さぬ徴候が現われた。

基幹産業部門を中心とする大資本は、多大な利潤をあげ、設備更新をおこない、かなりの技術的進歩を実現した。この事情は、また、独占による企業の系列化をいっそう促進した。系列化された企業、たとえば東京亜鉛の労働者の長期闘争が示すように、かれらは独占との困難な対決に直面した。跛行的なものではあるにせよ、機械化・自動化の進展に伴う労働過程の変化は、各企業に、労務管理の新しい方式の導入をうながした。小松製作所、日野ヂーゼル、日産自動車などの各工場で、交替制度が採用されたことも、注目すべき動向の一つであった。一般に、独占の強化は、「労使関係の長期安定方策」を具体化した。

(2)　一九五六年春季闘争の基本目標として、わが国の組織労働者約六〇〇万人のなかばを結集している日本労働組合総評議会(総評)は、第一に、賃金引上げを中心とする生活防衛の闘争、第二に、中小企業・勤労市民との統一利益の前進（減税・最低賃金法制定・社会保障制度確立・地方財政確立・物価値上げ反対・完全雇用など)、第三に、生産性向上運動と対決して労働攻勢への転機を把握すること、を決定した。これらの目標において、共通の基礎となった賃金要求は、国鉄労働組合、日本炭鉱労働組合(炭労)、合成化学産業労働組合連合(合化労連)、日本私鉄労働組合総連合会(私鉄総連)など、いずれも二千円引上げの要求が中心で、配分では、一律プラスαと、最低保障一八歳八千円の要求が主流であった。

これに対し、政府と日本経営者団体連盟(日経連)は、いち早く反撃の態勢を示した。政府は、年頭から、春季闘争が「政治闘争」であるとの見解をくりかえし表明し、一月一〇日には、全国基準行政労働組合の委員長と書記長を、年末闘争における違法行為を理由として、懲戒免職にした。日経連は、一月一八日に、『当面の賃金問題

と課題』と題するA5版二〇〇ページにおよぶ論文を発表し、「生産性を昂め、資本の蓄積を更に推進せしめ、コストを低下せしめて国際競争力を強化することが当面の課題である」と強調した。こうした態勢のもとで、日経連代表常任理事諸井貫一氏は、「春季労働攻勢の問題は若干の波乱が生ずるにもせよ、その終局においてわが国経済の発展のために決してマイナスとならない方向で、その解決を図りうることを確信する」と書いた（『日本経済新聞』一九五六年一月一六日）。

一九五六年春季闘争は、二・一スト以来はじめて官公庁労働者と民間労働者が大規模な共同闘争を組み、約三〇〇万人の組織労働者が参加して開始された。その中心となった総評は、一月一三日から三日間、千葉県鴨川において、運動上の経験と理論上の見解を大衆的に交流するため、賃金討論集会を開催した。

(3) 春季闘争は、予定したスケジュールにしたがって展開された。第一波は、二月中旬、闘争態勢の強化と組合員の意志統一のために、国鉄労組、全逓信従業員組合（全逓）、全国電気通信労働組合（全電通）、全専売労働組合、日本国有鉄道機関車労働組合（機労）、私鉄総連、炭労、合化労連などで、勤務時間内職場集会、超過勤務拒否、順法闘争がおこなわれた。第二波は、二月下旬、全逓の休暇戦術と、全電通、国鉄労組などの勤務時間内職場集会が闘争の中心になった。

第三波は、三月一一日の私鉄総連二四時間ストライキが中核になる予定であったが、一部を除いては事前に妥結し、東武鉄道労働組合のみが再三にわたりストライキ戦術を行使してたたかった。このほか第三波では、炭労が全山いっせい一時間ストライキを実行し、合化労連傘下の石原、日産、多木、日本触媒各労働組合が二四時間ストライキをおこない、硫安大手六社の労働組合もストライキで闘争に参加した。公共企業体労働組合協議会（公労協）は、公共企業体等中央調停委員会から提示された調停案を確定化するために、実力行使の態勢を準備した。

一八五六年春季闘争の頂点と目された第四波は、三月一八日から開始された。しかし、二四日に国鉄労組、全電通が調停案の線で妥結したため、同日以降に予定されていた国鉄労組の六〇%休暇戦術、全電通の一人一日休暇戦術は中止され、炭労独走の感があった。炭労は、三月九日から一七日まで、大手一四社の労働組合が、全山いっせい一時間ストライキをおこない、一九日からは全山いっせいに原炭搬出拒否闘争（部分ストライキ）を展開することになっていた。ところが、日本石炭鉱業経営者協議会は、三月一四日、わが国労働運動史上はじめての全山ロックアウトを宣言し、炭労の部分ストライキに対抗した。二二日、中央労働委員会会長のあっせん案が提示されたが、炭労はこれを拒否し、従来の「中労委もちこみ」の慣例をやぶり、三一日の第二次あっせん案で妥結するまで闘争した。特に、一千項目の職場要求をかかげた三井三池の労働者は、すでに三月五日から、炭労の指令で原炭搬出拒否闘争をおこなっていたが、炭労争議妥結後も、四月一六日まで、重点部分ストライキで闘い、注目をひいた。

五月九日から六日間にわたって開かれた炭労第一五回定期大会では、春季闘争の経験を総括し、全山ロックアウトに対して、積極的にロックアウトをやらせない闘い（たとえば、仮処分をださせない、バリケードをきずかせない、職員組合と共同闘争するなど）をおこない、そのため、強行就労し、賃金を請求するという当面の戦術を採用した。

(4) 一九五六年春季闘争の賃金妥結額は日経連の調査によると、

最高が合化労連四三組合平均の一六二九円増（九・三%増、前年の春季闘争でも七・八%増で最高）、最低が炭労大手八社・全鉱夫平均の四五〇円増（三・四%増、前年の春季闘争でも一・七%増で最低）、八産業部門の主要一九九社平均は九八八円増（六・一%増）であった。主要一九九社平均は、一九五五年春季闘争の成果が五・一%増であったから、一九五六年春季闘争による賃金引上げ率は、前年よりやや上昇したわけである。しかし、一方、大蔵省調査による資本金一億円以上の六九二社の公表利益は、昭和三一年度上半期（四―九月）で、前年同期の四一%増であった。

公労協の妥結条件は、調停案に基いており、「現在の給与は必ずしも適当なものではないから、経理の改善をまって、すみやかに是正する」、「暫定措置として、年度内に一人平均五千円以上支給する」など、前年のゼロ回答に比べれば、やや有利であった。公労協は、その後、給与是正の確定闘争により、賃金引上げを各公社に承認させた。これは、国家予算に組まれていないため、政府からは「ヤミ給与」とみなされたが、国鉄労組は予算以上の増収分から五六〇円、全電通では人件費定員の欠員分から六二〇円を、事実上獲得した。しかし、これを「確定」するためには、なお闘争を必要とした。

一九五六年春季闘争を直接の理由として、全国税職員労働組合では二六九人の賃金カット、六人の訓告、三人の停職、一人の免職、全逓では、一人の停職、七人の戒告、九人の訓告、全印刷局労働組合（全印刷）では、一一人の賃金カットが発令された。

(5)　春季闘争における炭労争議妥結後は、全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱連）、全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）、全日本電気機器労働組合連合会（電機労連）、化学産業労働組合同盟（化学同盟）、全国金属労働組合などが、傘下各組織で四月末の第七波まで闘争を継続し、労働戦線全体としては、それ以後、夏季闘争と参議院議員選挙闘争とに移行した。

夏期手当の要求は、各労働組合とも、ほとんど前年を上回る額であったが、妥結条件も一般的にいって前年実績を超過した。しかし、一九五六年春季闘争から夏季闘争を通じて現われはじめた重大な特徴の一つは、賃金協定の長期化傾向である。その代表的な例が、十条製紙の年間臨時給与協定と、日産自動車の定期昇給協約であった。十条製紙の年間臨時給与協定は、賃金引上げとともに、年間二回の期末一時金を同時に協定し、それを計上利益金にリンクさせる、という内容であった。また、日産自動車の定期昇給協約は、同社のさいきんの昇給実績や、フォードの定期昇給率を参考にして、それを三%と協定し、原則として賃金引上げはおこなわないことを約束したものである。

このほか、東京電力の職務給制度の実施、日東化学の年齢給廃止案なども、一九五六年における賃金問題の新しい動向であった。

なお、生産性向上運動が、「宣伝の段階から実践の段階へ」進展した情勢に対応して、東北電力では、生産性向上に関する労働協約が締結された。また、日産自動社では、年次休暇一括支給の形式をとった夏季一斉休暇制度や、アメリカの先任権制度を参考にした農工労務者登録制度が採用され、池貝鉄工では、「経営改善対策」を具体化し、労働組合活動を大幅に規制する新就業規則を実施した。企業内に年金制度が多くつくられたのも、一九五六年の特徴で、約五〇社にその制定をみた。

夏季闘争と並行しておこなわれた参議院議員選挙闘争は、七月八日の投票で、社会党・共産党・無所属左派の議員が、得票数の約四〇%、議席数の三分の一以上を獲得し、「憲法改正」の動きを阻止した。この選挙で、労働組合推薦候補者の得票数は、全国区九一〇万

二九一二票、地方区一一七五万五二一四票に達し、とくに社会党所属の参議院議員八〇人中、四八人までが労働組合出身者で占められた。

(6)　七月二六日から三日間にわたり、全日本労働組合会議（全労会議）第三回定期大会が開かれた。この大会で決定された運動方針は、いぜんとして「反共・反総評・生産性向上運動賛成」の立場を堅持した。しかし、討議の過程で、全国繊維産業労働組合同盟（全繊同盟）・日本労働組合総同盟などの、主として経済闘争に関する修正案がかなり認められ、方針書が生産性向上運動賛成を唱えていても、それは現実の闘争の決定的な障害にならない、というところまで内容が改められた。また、全労会議が、従来ともすれば「政治団体的」ないし「批判勢力的」であり、運動方針原案でも、総評の春季闘争批判に重点があったが、それをみずからも経済闘争を進めてゆく方向へ視野をひろげ、労働組合としての本来の活動に一歩前進した。憲法・再軍備問題は、全労会議としての決定はしないが、憲法改悪反対・再軍備反対の運動を、傘下組合が推進することは事実上認められる結果となった。これらすべての動きは、一九五六年春季闘争と夏季闘争、ならびに参議院議員選挙の影響が予想外に大きかったことを示し、特に、生産性向上運動は、かえって労働者の階級的自覚を高め、かれらの団結を強める反作用もあることを物語った。この大会は、ひきつづいて開かれた総評大会にも、多くの示唆を与えた。

総評第七回定期大会は、八月二五日から四日間にわたって開かれた。第七回大会は、この年の春季闘争の経験を活用して、新たな賃金引上げのための闘争および最低賃金制獲得のための闘争をいかに展開するかということと、生産性向上運動にどう対決するかということとの二点が、討議の焦点であった。

「産業別最低保障賃金」の獲得を目ざす総評幹事会の運動方針原案は、一つの要求方式として承認されたが、その討議の過程で、全労働者の統一要求として、月額八千円の最低賃金制を獲得する目標が、原案よりいっそうはっきりと打ちだされた。「週四〇時間制・当面一日実働一時間の短縮・残業手当割増率の五割引上げ」など、労働時間短縮の要求も、最低賃金制の獲得と関連して、全労働者の統一要求とすることが決定された。しかし、労働時間の短縮は、最低賃金制の獲得など切実な統一要求としては意識されていないようであった。そんな事情から、わが国の労働組合戦線は、「総評が最低賃金制、全労会議が労働時間短縮」とまで評されることになった。

生産性向上運動の問題では、日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）の修正案が大幅に取り入れられた。すなわち、運動方針原案では、生産性向上運動を「機械化・オートメーション化」として一面的にとらえる傾向が強かったが、この運動の本質は、単にそれだけでなく、全体をつうじて「米・日独占資本の搾取強化の攻撃の集中点であり、〝ストライキなしの労働運動〟を実現しようという階級協調運動としての本質をもっている」と修正された。

また、大会は、「共産党の支配する共闘には参加しない」という原案を廃棄し、「国際自由労連との間に横たわる誤解を一掃し、友好連繋を一層強める」という部分も廃棄し、アジア・アフリカ各国労働組合の統一のために、中華全国総工会を含めて努力することを確認した。

総評第七回大会は、朝日新聞社説によって「政治偏向に逆もどりすることがないか」と書かれたり、毎日新聞社説によって「左にひきずられた総評」と非難されたりした。だが、第七回大会は、イデオロギー論争や、社会党内の各派間の論争に討議の焦点がおかれた過去六回の大会のような状態から、むしろ脱却しはじめた。前年の

大会では、討議の焦点が「鳩山内閣打倒か、対決か」におかれ、前年は、「平和勢力論か、第三勢力論か」におかれたことを想いおこすと、第七回大会の討議内容は、明らかにわが国労働組合運動成長のあとを示している。

総評は、九月二六日から三日間、熱海で賃金討論集会を開き、第七回大会で決定した運動方針中の「生産性向上運動反対闘争」および「最低賃金制確立闘争」の問題点を具体化した。

(7) 前年と同じように、一九五六年における鉄鋼・造船両部門の賃金闘争は、春季および夏季闘争からかなりの時日を経過した九―一〇月に、孤立して展開された。しかも、鉄鋼労働者の場合は、鉄鋼労連にほぼ統一しているからよいとして、造船労働者の場合は、全日本造船労働組合（全造船）約五万七千人のほかに、総同盟加盟の全国造船労働組合総連合約二万五千人があり、さらに、夏季闘争でストライキをおこなった三菱造船の労働組合が秋季闘争に参加せず、主体的条件は、きわめて不利であった。しかし、この鉄鋼と造船のストライキ闘争は、来るべき一九五七年春季闘争の先駆けとして、大きな意味をもった。

鉄鋼労働者は、大手五社（八幡製鉄・富士製鉄・日本鋼管・住友金属・神戸製鋼）が二五〇〇円の賃金引上げと退職金の増額、中小企業が約一〇％の賃金引上げを要求して、第一波九月二九日二四時間、第二波一〇月五日四八時間のストライキを、整然とおこなった。この闘争にあたっては、三〇組合が鉄鋼労連拡大中央闘争委員会にストライキ指令権を委譲、一四組合が共同闘争して、約一〇万人の鉄鋼労働者が、統一行動を組んだ。前年における大手五社だけの闘争に比べれば、はるかに大きなひろがりとなった。しかし、第三波以降の決定的な時期に、労働組合内部の足並みが乱れ、挫折というほかはない妥結条件（七〇〇円の引上げ）で、一〇月三一日、闘争を事実上終了した。

一方、造船労働者は、一八〇〇円の賃金引上げを要求して、第一波一〇月八日一九時間ストライキ、第二波一〇月一二日六四時間ストライキ、第三波一〇月一六日以降無期限重点ストライキと、全造船の組織結成以来はじめて、統一ストライキを実行した。しかし、この造船争議の場合も、一〇月二六日、大手各社が九〇〇円引上げの線で回答がそろったのを契機に、川崎重工労働組合が妥結し、事実上、闘争の頂点は過ぎてしまった。

(8) 一九五六年秋季闘争の妥結内容は、労働者のあいだにわりきれない不満を残したが、こうした状態は、鉄鋼・造船だけでなく、一般的なものであった。年末手当の要求においても、私鉄総連、電機労連、合化労連の一部と全鉱連がストライキで闘った程度であった。そして、年末闘争の中心要求であった公労協の賃金確定、国家公務員の給与改訂に関する人事院勧告（七月一六日）反対と二千円の賃金引上げ、地方公務員の昇給・昇格完全実施などは、国鉄労組の半日職場大会や、全電通の全員年休闘争が強力に展開されたにもかかわらず、すべて未解決のまま、一九五七年春季闘争の先駆けとされた。

なお、一九五三年八月に限時法として制定されたストライキ規制法存続反対は、総評、全労会議をはじめ、すべての労働組合の要求であるため、「スト規制法対策連絡協議会」が組織され、秋季および年末闘争の大きな闘争目標となったが、臨時国会で同法の存続は強行可決された。

(9) 一九五六年には、中国をはじめとする各国労働組合との国際交流が、いっそう活発になった。三月に、プラーハで開かれた世界労働組合連盟（ＷＦＴＵ）第二九回執行局会議は、その決議のなかで、「執行局は、日本の総評、チリーの労働者統一中央組織の友交

的な統一政策を歓迎する。これらの組合は、国際的統一を育てあげるために寄与しているからである」と、高く評価した。

同年中に社会主義諸国へ渡航した労働組合代表は、二六六人に達し、前年の一五七人をはるかに上回っている。特に、日中両国労働組合間の交流は、主要産業についてほぼ終了し、渡航代表団の多くが、日中両国間の友好と協力促進に関する協定を締結した。一一月には、総評の招待による、中華全国総工会代表一五人の来日が実現した。

第二章　労働者の組織状況

第一節　単位労働組合の組織状況

わが国の労働組合数ならびに労働組合員数の現状を「昭和三一年六月末現在基本調査、労働組合調査報告」（労働省統計調査部編）によってみよう。

同調査はわが国にある総ての労働組合および労働組合連合団体の基本的事項に関する調査である。そして、ここで労働組合とは「単位労働組合」およびいわゆる「単一組織の労働組合」のことであって、それぞれ次のごとく定義されている。

一　単位労働組合とは独自の規約を有し独自の活動を行う最下級単位の労働組合をいう。

一　単一組織の労働組合とは規約上個人加入の形式をとり下部組織が独自の規約を有し独自の活動を行いうる労働組合をいう。すなわち、一九五六年度の調査（以下新調査）では単一組織本部および単位労働組合がそれぞれ一組合として集計されているが、五三年度までの調査（以下旧調査という）では単一組織の下部である支部、分会で単位労働組合の実態を備えているものおよび単位労働組合がそれぞれ一組合として集計されていた。例えば、新調査では国鉄労組、海員組合等単一組織の場合にはそれらの本部を一組合として単位労働組合とともに集計単位と定めているが、旧調査ではこれら単一組織の下部である国鉄労組の支部（下部分会がすべて独自性を有しない支部）例えば一工場の職員のみで組織する支部、そして駅連区、保線区等の分会を単位労働組合に準じてそれぞれ一組合として集計していた。そのため新調査では旧調査より組合数が少なく、また、単一組織の下部で非独立の支部、分会（独自の規約をもたず独自の活動を行わないもの）の組合員数は旧調査では集計されなかったが、新調査では集計されるようになった。

同報告は新調査に基く集計と同時に、年次比較を可能ならしめるため、産業別、府県別等についての結果表は旧調査における集計単位によるものも合わせて収録してある。以下の諸統計表においては新、旧調査方式による集計の区別に注意されたい。

一九五六年六月末現在における単位労働組合数は三万四〇七三組合、その組合員数は六三五万〇三五七人で、過去の調査時期において山をなしている四九年六月末の三万四六八八組合、組合員数六六六万人に接近する組織の伸長となった（第245表）。前年同期に比べると組合数で二〇六一組合（六・四%）、組合員数では一八万四〇〇九人（三・〇%）をそれぞれ増し、この増加組合数の九割までが組合員数一九九人以下の中小規模のもので、組合の組織化は漸次大規模事業所から中小規模の事業所に移ってきている。また、組合員数を男女別にみると男子四八一万五三二三人、女子一五三万五〇

三四人で、総数中における女子の割合は二四・二%を占め、前年に比べて〇・四%の上昇を示した。組織労働者総数の雇用労働者総数中における割合すなわち組織率を、たとえば総理府統計局「労働力調査」の雇用者総数と対比して推定すると、三六・二%と前年より二・六%の低下となる。この組織率低下の理由としては、この年における雇用の増加が、製造業では組織化が困難な臨時工もしくは臨時工的な形でおこなわれたこと、また製造業以外では従来から組織化が遅れている、いわゆる第三次部門で多かったことがあげられる（第255表）。

以上は旧調査方式による結果であるが、単一組織の労働組合本部および単位労働組合を一組合として集計する新調査方式によれば、労働組合数は一万八九三五組合、その組合員数は六四万三一一八人で、前年同期に比較すると組合数九二二、組合員数一七万七二四〇人の増加となっている。

産業別分布状況　産業別に組織労働者の分布をみると（第256表）、製造業一九七万九千人（組織労働者総数の三一・二%）が最も多

第254表　年別単位組合数および組合員数

（各年6月末）

年	単位組合数	組合員数	組合員数の対前年増減	推定組織率
				%
1947年	23,323	5,692,179	2,011,162	45.3
1948年	33,926	6,677,427	985,248	53.0
1949年	34,688	6,655,483	△ 21,944	55.8
1950年	29,144	5,773,908	△ 881,575	46.2
1951年	27,644	5,686,774	△ 87,134	42.6
1952年	27,851	5,719,560	32,786	40.3
1953年	30,129	5,842,678	123,118	40.2
1954年	31,456	5,986,168	143,490	38.8
1955年	32,012	6,166,348	180,180	38.8
1956年	34,073	6,350,357	184,009	36.2

〔備考〕 1)　旧調査方式による。
2)　推定組織率は総理府統計局「労働力調査」の各年同期雇用者総数に対する比率。
3)　推定組織率の算定に用いた労働力調査の雇用者数が1953年より1955年まで修正になっているので修正値によって修正した
4)　1955年の組合員数は今回一部訂正した。
5)　△印は減少を示す。
6)　労働省「労働組合調査報告」による。

第255表　産業別単位組合数および組合員数ならびに推定組織率

産業	組合数		組合員数		1956年推定組織率	1955年推定組織率
		%	人	%	%	%
全産業	34,073	100.0	6,350,357	100.0	36.2	38.8
農林業	565	1.7	63,807	1.0	8.4	10.1
非農林業	33,508	98.3	6,286,550	99.0	37.5	40.1
漁業および水産養殖業	146	0.4	46,915	0.7	18.8	28.4
鉱業	1,079	3.2	380,480	6.0	88.4	80.4
建設業	2,012	5.9	362,026	5.7	31.8	28.6
製造業	9,968	29.2	1,978,960	31.2	34.8	37.5
卸売小売業及び金融保険及不動産業	3,981	11.7	503,178	7.9	15.8	16.6
運輸通信および公益事業その他の	7,756	22.8	1,477,729	23.3	75.8	75.7
サービス業	5,172	15.2	956,672	15.1	33.7	38.9
公務	3,374	9.9	578,192	9.0	45.9	48.9
分類不能	20	0.0	2,398	0.0	—	—

〔備考〕 1)　旧調査方式による。
2)　推定組織率は総理府統計局「労働力調査」の同期における雇用者総数に対する比率。
3)　労働省「労働組合調査報告」による。

第256表　産業別単位組合数および組合員数

産業	組合数			組合員数		
	1955年6月末	1956年6月末	対前年増減	1955年6月末	1956年6月末	対前年増減
全産業	32,012	34,073	2,061	6,166,348	6,350,357	184,009
農業	116	127	11	4,965	5,913	948
林業	463	438	△ 25	58,150	57,894	△ 256
漁業	156	146	△ 10	59,563	46,915	△12,648
鉱業	1,058	1,079	21	378,088	380,480	2,392
金属鉱業	205	212	7	53,135	52,619	△ 516
石炭鉱業	620	607	△ 13	298,596	294,949	△ 3,647
原油および天然ガス業	31	36	5	5,257	5,282	25
非金属鉱業	202	224	22	21,100	27,630	6,530
建設業	1,860	2,012	152	320,660	362,026	41,366
製造業	9,620	9,968	348	1,937,348	1,978,960	41,612
食料品	735	796	61	72,409	74,072	1,663
煙草業	58	81	23	29,255	30,281	1,026
紡織業	1,207	1,296	89	386,752	399,364	12,612
衣服および身回品	118	117	△ 1	18,413	18,471	58
木材および木製品	813	845	32	33,542	34,659	1,117
家具および装備品	122	118	△ 4	4,829	5,437	608
紙および類似品	323	334	11	62,001	64,838	2,837
印刷出版業	590	630	40	86,972	85,525	△ 1,447
化学工業	972	983	11	255,975	262,386	6,411
石油および石炭製品	80	91	11	13,965	14,540	575
ゴム製品	173	177	4	41,377	43,326	1,949
皮革および皮革製品	52	59	7	4,863	5,493	630
ガラスおよび土石	601	635	34	85,411	90,934	5,523
第一次金属	558	612	54	215,159	220,052	4,893
金属製品	552	538	△ 14	51,378	48,902	△ 2,476
機械器具	1,200	1,163	△ 37	145,795	149,752	3,957
機械製造業	548	562	14	155,742	148,461	△ 7,281
電気機械	523	535	12	210,752	218,449	7,697
輸送用機械	186	211	25	39,827	42,487	2,660
専門機械	209	185	△ 24	22,931	21,531	△ 1,400
その他機械	1,715	1,859	144	165,863	177,949	12,086
売および小口保険	1,449	2,110	661	308,508	323,490	14,982
融および保険業	12	12	0	1,902	1,739	△ 163
不動産業	7,541	7,756	215	1,460,324	1,477,729	17,405
運輸事業	2,005	2,041	36	403,496	406,238	2,742
通信公益事業	278	254	△ 24	168,647	169,165	518
鉄道業	437	595	158	69,944	82,756	12,812
地方鉄道業	488	564	76	44,451	56,479	12,028
道路旅客運送業	141	102	△ 39	100,311	92,115	△ 8,196
道路貨物運送業	0	6	6	0	453	453
水運業	118	101	△ 17	8,038	7,767	△ 271
航空運送業	789	796	7	122,940	118,216	△ 4,724
倉庫業	2,278	2,356	78	358,313	362,408	4,095
運輸に付帯するサービス業	881	796	△ 85	153,148	149,773	△ 3,375
通信業	126	145	19	31,036	32,359	1,323
熱，光および動力供給業	4,890	5,172	282	925,831	956,672	30,841
水道業および衛生業	122	140	18	16,651	20,927	4,276
サービス業	81	100	19	15,531	8,577	△ 6,954
自動車修理業	91	126	35	13,272	15,613	2,341
その他修理業	43	59	16	3,183	4,841	1,658
映画業	2,792	2,803	11	653,932	680,257	26,325
興業娯楽業	1,761	1,944	183	223,262	226,457	3,195
教育	3,108	3,374	266	543,047	578,192	35,145
その他の事務	24	20	△ 4	2,099	2,398	299
公務						
分類不能						

〔備考〕 1) 旧調査方式による。2) △印は減少を示す。3) 労働省「労働組合調査報告」による。

第257表　都道府県別単位労働組合数および組合員数

府県	組合数	総組合数に対する割合 %	組合員数計	男	合計に対する割合 %	女	合計に対する割合 %
全国	34,073	100.0	6,350,357	4,815,323	75.8	1,535,034	24.2
北海道	3,006	8.8	372,463	316,727	85.0	55,736	15.0
青森	512	1.5	55,566	44,459	80.0	11,107	20.0
岩手	452	1.3	73,983	58,915	79.6	15,068	20.4
宮城	621	1.8	81,966	63,604	77.6	18,362	22.4
秋田	549	1.6	73,352	59,009	80.4	14,343	19.6
山形	607	1.8	65,265	48,529	74.4	16,736	25.6
福島	673	2.0	115,343	88,162	76.4	27,181	23.6
茨城	407	1.2	82,581	65,199	79.0	17,382	21.0
栃木	550	1.6	69,621	52,534	75.5	17,087	24.5
群馬	686	2.0	84,391	60,869	72.1	23,522	27.9
埼玉	609	1.8	108,768	78,026	71.7	30,742	28.3
千葉	508	1.5	86,417	65,636	76.0	20,781	24.0
東京	3,725	10.9	887,469	677,976	76.4	209,493	23.6
神奈川	1,279	3.8	322,439	264,454	82.0	57,985	18.0
新潟	822	2.4	137,035	101,175	73.8	35,860	26.2
富山	415	1.2	76,987	53,817	69.9	23,170	30.1
石川	456	1.3	67,713	46,239	68.3	21,474	31.7
福井	310	0.9	47,653	31,324	65.7	16,329	34.3
山梨	369	1.1	37,582	25,993	69.2	11,589	30.8
長野	1,398	4.1	127,256	92,500	72.7	34,756	27.3
岐阜	457	1.3	99,468	64,200	64.5	35,268	35.5
静岡	826	2.4	148,511	108,461	73.0	40,050	27.0
愛知	1,241	3.6	324,516	221,608	68.3	102,908	31.7
三重	525	1.5	104,920	67,998	64.8	36,922	35.2
滋賀	245	0.7	55,972	35,814	64.0	20,158	36.0
京都	760	2.2	150,005	105,432	70.3	44,573	29.7
大阪	2,242	6.6	504,594	363,479	72.0	141,115	28.0
兵庫	1,417	4.2	416,486	336,170	80.7	80,316	19.3
奈良	257	0.8	35,502	25,336	71.4	10,166	28.6
和歌山	379	1.1	58,678	43,305	73.8	15,373	26.2
鳥取	334	1.0	32,227	24,468	75.9	7,759	24.1
島根	467	1.4	42,200	31,010	73.5	11,190	26.5
岡山	474	1.4	97,932	71,456	73.0	26,476	27.0
広島	788	2.3	153,792	117,344	76.3	36,448	23.7
山口	665	2.0	130,447	105,921	81.2	24,526	18.8
徳島	360	1.1	44,642	31,120	69.7	13,522	30.3
香川	394	1.2	53,487	38,625	72.2	14,862	27.8
愛媛	481	1.4	88,405	65,510	74.1	22,895	25.9
高知	546	1.6	49,955	35,380	70.8	14,575	29.2
福岡	1,268	3.7	415,148	336,574	81.1	78,574	18.9
佐賀	352	1.0	59,863	47,145	78.8	12,718	21.2
長崎	487	1.4	112,852	94,593	83.8	18,259	16.2
熊本	558	1.6	84,495	63,097	74.7	21,398	25.3
大分	445	1.3	60,927	45,049	73.9	15,878	26.1
宮崎	365	1.1	58,934	44,419	75.4	14,515	24.6
鹿児島	812	2.4	81,743	61,847	75.7	19,896	24.3

〔備考〕 1)　各組合数および各組合員数の府県別合計は全国の合計と一致しない。これは単一組織の下部組合の組合員数が他府県にあるその組合の上部組合と重複している場合があるので，全国計においてはその重複分を除外して集計されたためである。

2)　労働省「労働組合調査報告」による。

く、次いで運輸通信その他の公益事業の一四七万八千人（二三・三％）となっていて、両者で組織労働者総数の過半五四・五％を占める。全般的にいずれも増加しているが、前年同期に比べて増加の目立つ産業は製造業で四万二千人増、このうちには新規設立による紡織業の一万三千人増、既設組合の自然増加による輸送用機械器具の八千人増、同じく化学工業の六千人増などが注目されるが、紡織業における増加は近畿地方における滋賀、京都および大阪の一万人増によるものが多く、輸送用機械器具の増加は東京の三七〇〇人、大阪の二六〇〇人および長崎の二一〇〇人増に負うところが大である。また化学工業における増加は京浜地方の東京、神奈川における三千人および愛知における三六〇〇人増によるのが大きい。これに次いで増加の目立つのは既設組合の自然増と新規設立によって増加した建設業の四万一千人であるが、このうちには東京における一万一千人および福岡における九千人増を含む。

さらに町村合併に伴う新規設立ならびに既設組合の自然増による公務（主として地方公務とみられる）の三万五千人増および雇用増加に伴う教育の二万七千人増などが上げられる。

府県別分布状況　組織労働者数の府県別分布をみると（第257表）、東京八八万七千人を筆頭に、大阪五〇万五千人、兵庫四一万六千人、福岡四一万五千人、北海道三七万二千人、愛知三三万五千人および神奈川三二万二千人の順となっていて、以上七都道府県が組織労働者三〇万人以上である。

規模別分布状況　新調査方式による総組合数一万八九三五組合中の組合数は一万四九二組合で総組合数の七九・二％を占めるが、その組合員数は八七万五千人、総組合員数の一三・五％を占めるにすぎない（第258表）。

しかも、五六年における事業所常用労働者規模別によってその組織化の程度を比べてみると、たとえば製造業の五〇〇人以上の事業所では実に八八・一％の組織化がおこなわれているが、規模が小さくなるにつれて漸次低下を示し、二九人以下の小規模事業所では組織化はわずかに二・九％程である。

組織別分布状況　まず企業別組織についてみると（第259・260表）、その組合数

第258表　規模別労働組合数および組合員数

規模	労働組合数			組合員数		
	1955年	1956年	対前年比較	1955年	1956年	対前年比較
合計	18,013	18,935	922	6,285,878	6,463,118	177,240
5,000人以上	147	156	9	2,809,757	2,862,167	52,410
1,000人～4,999人	691	712	21	1,407,559	1,463,647	56,088
500人～999人	838	841	3	583,168	581,688	△ 1,480
100人～499人	4,847	5,072	225	1,034,987	1,081,383	46,396
30人～99人	6,368	6,786	418	359,539	383,085	23,546
29人以下	5,122	5,368	246	90,868	91,148	280

〔備考〕 1) 新調査方式による。
2) △印は減少を示す。
3) 労働省「労働組合調査報告」による。

第259表　組織別労働組合数および組合員数

組織	組合数	総組合数に対する割合%	組合員数	総組合員数に対する割合%
合計	18,935	100.0	6,463,118	100.0
企業別	16,222	85.7	5,158,262	79.8
産業別	684	3.6	800,608	12.4
職業別	1,416	7.5	364,274	5.6
地域別	574	3.0	127,955	2.0
その他	39	0.2	12,019	0.2

〔備考〕　新調査方式による。

は一万六二二組合、組合員数五一五万八千人で、総組合数、組合員数に対してそれぞれ八五・七%、七九・八%と圧倒的多数を占めている。次に全国石炭鉱業労働組合（組合加入労働者数四万四六〇四人）のような企業の枠を越えて産業を中心に横断的に団結する産業組織は六八四組合（総組合数に対する割合三・六%）、その組合員数八〇万一千人（総組合員数に対する割合一二・四%）で前年より四六組合増加しているが組合員数は七万七四一四人の減少となっている。組合員数の減少は建設業、運輸通信およびその他の公益事業において目立っており、そのうち運輸通信その他の公益事業における減少は電産の組織後退が原因とみられる。また職業別組織は一四一組合（同じく七・五%）、その組合員数三六万四千人（同じく五・六%）で前年に比較すると一四組合、一万一二五人の減少となっているが、このうちで建設業における組合数と組合員数の減少が目立つ、最後に中小企業の組織化問題とともに注目されている合同労組の組織である地域別組織は五七四組合（同じく三・〇%）、その組合員数一二万八千人で、建設業などの部門において前年より増加が多くみられ、七九組合、二万八五八六人の増加となっている。

適用法規別分布状況　適用法規別に分布をみると（第261・262表）、労組法の適用をうける組合数は一万五一八二組合（総組合数の八〇・二%）、その組合員数は四〇九万六千人（総組合員数の六三・四%）で、前年に比較して組合数で八〇七組合、組合員数では一一万六千人と著しい増加を示している。次いで地方公務員の適用をうける組合数は三一三組合（同じく一六・五%）、その組合員数は一一〇万七千人（同じく一七・一%）で前年に比較すると組合数では一〇〇組合の増加、組合員数では三万一千人の増加をみた。しかし地方公務員の適用をうける組合が全組合数および全組合員数に占める割合はほとんど前年と同じである。国家公務員法の適用をうける組合数は三〇〇組合（同じく一・六%）、その組合員数二五万九千人（同じく四・〇%）であるが、前年と比較して大きな動きはなく、地方公営企業労働関係法の適用をうける組合数は二九五組合（同じく一・六%）、その組合員数一〇万二千人（同じく一・六%）で前年より二六組合、組合員数一万一千人の増加をみている。最後に公共企業体等労働関係法の適用をうける組合数は二五組合（同じく〇・一%）、その組合員数は八九万九千人（同じく一三・九%）となっている。

第二節　主要連合団体の組織状況

主要な連合団体について五五年六月以降五六年六月までの一ヵ年間における組織状況をみると次のとおりである（第263表）。

日本労働組合総評議会（総評）　総評は四〇団体で構成されており、その加入組合員数は三一三万八千人（総組合員数の四八・五%）で四万四千人の増加となっている。増加の主な理由としては、五五年五月に全国調達庁職員組合が新たに加入したことや、同年六月にアルコール専売労働組合が加入したことおよび同年一〇月に全造幣労働組合が加入したことなどで五千人の増加があり、また日本教職

員組合の組織が一万二千人増加したこと、合成化学産業労働組合連合の組織が一万一千人の増加をみたことのほかに、総評加入の各団体を通じて全般的に増加をみたことによるものである。

全日本労働組合会議（全労会議）　全労は、日本労働組合総同盟、全国繊維産業労働組合同盟、全日本海員組合、日本駐留軍労働組合および全国映画演劇労働組合の諸団体によって構成されていたが、五五年五月に東北電力労働組合がまた五六年六月には日本自動車産業労働組合会議が加入したために二万四千人の増加となり、このほか日本労働組合総同盟の組織が五千人の増加をみたほか全国繊維産業労働組合同盟の組織で二千人の増加などがあって、三万八千人を増加し六六万二千人（総組合員数の一〇・二%）となった。なお総同盟の構成団体は変りがなく一〇団体でその加入組合員数は二四万二千人である。

全国産業別労働組合連合（新産別）　京中小企業労働組合が加入したほか全国土建産業労働組合連合の組織が伸長したことなどもあって約二千人増加して三万六千人（総組合員数の〇・六%）となった。

全日本産業別労働組合会議（産別会議）　産別会議は構成団体には変化がなく、その加入組合員数もほぼ同様で一万二千人（総組合員数の〇・二%）である。

その他の全国組合　総評、全労（および総同盟）、新産別および産別会議のいずれにも加入していない全国組合は三五組合でその組合員数は一〇八万三千人（総組合員数の一六・八%）となり前年より一一万四千人増加している。増加の主な理由は五五年七月に新た

および組合員数

職業		地域		その他	
組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
1,416	364,274	574	127,955	39	12,019
10	653	1	15	2	78
14	1,607	20	2,186	—	—
40	9,481	2	599	—	—
7	921	3	137	—	—
3	781	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
4	140	3	137	—	—
213	32,012	462	82,692	21	8,640
156	14,317	16	1,276	2	119
—	—	—	—	—	—
4	577	3	153	—	—
—	—	—	—	—	—
9	3,359	—	—	—	—
9	410	—	—	—	—
39	2,172	4	286	—	—
10	655	3	306	—	—
2	136	1	174	—	—
6	507	—	—	—	—
11	1,046	—	—	1	117
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
4	275	—	—	—	—
28	2,410	1	39	—	—
4	647	2	121	—	—
4	395	—	—	—	—
—	—	1	185	1	2
—	—	1	12	—	—
15	941	—	—	—	—
2	131	—	—	—	—
9	656	—	—	—	—
28	1,480	7	1,362	2	97
7	5,697	2	75	1	770
—	—	—	—	—	—
70	57,181	9	2,384	1	70
1	50,228	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
10	469	2	1,513	—	—
6	315	1	217	1	70
2	36	1	9	—	—
—	—	—	—	—	—
1	70	—	—	—	—
29	1,494	3	502	—	—
3	204	1	117	—	—
8	4,156	—	—	—	—
10	209	1	26	—	—
845	234,753	36	34,091	5	710
1	10	—	—	—	—
3	765	—	—	—	—
2	41	—	—	—	—
11	1,883	1	24	—	—
756	203,745	29	33,662	2	221
—	—	1	92	1	420
72	28,309	5	313	2	69
26	6,172	1	224	2	1,202
—	—	15	2,914	3	333

第260表　産業および組織別労働組合数

産業	合計		企業		産業	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全産業	18,935	6,463,118	16,222	5,158,262	684	800,608
農業	50	3,105	36	2,339	1	20
林業および狩猟業	73	57,171	14	48.938	25	4,440
漁業および水産養殖業	139	47,278	61	10,743	36	26,455
鉱業	927	379,194	909	332,440	8	45,696
金属鉱業	195	51,859	192	51,078	—	—
石炭鉱業	512	294,879	507	249,393	5	45,486
原油および天然ガス生産業	6	5,218	5	5,113	1	105
非金属鉱業	214	27,238	205	26,856	2	105
建設業	1,067	347,315	305	56,719	66	167,252
製造業	8,021	2,034,375	7,705	1,799,456	142	219,207
武器製造業	6	2,000	6	2,000	—	—
食料品製造業	568	77,074	557	75,768	4	576
煙草製造業	10	41,760	10	41,760	—	—
紡織業	936	409,486	908	393,797	19	12,330
被服および身回品製造業	111	16,493	99	11,307	3	4,776
木材および木製品製造業	820	34,390	740	28,446	37	3,486
家具および装備品製造業	114	5,266	99	4,230	2	75
紙および類似品製造業	277	66,693	273	66,357	1	26
印刷出版および類似産業	590	86,163	576	85,138	8	518
化学工業	791	256,378	766	247,565	13	7,650
石油および石炭製品製造業	67	15,160	67	15,160	—	—
ゴム製品製造業	151	42,440	151	42,440	—	—
皮革および皮革製品製造業	56	5,390	52	5,115	—	—
ガラスおよび土石製品製造業	560	86,711	499	78,620	32	5,642
第一次金属製造業	492	209,965	484	208,628	2	569
金属製品製造業	418	38,256	413	36,561	1	1,300
機械製造業	884	221,878	877	107,643	5	114,048
電気機械器具製造業	431	140,008	430	139,996	—	—
輸送用機械器具製造業	410	228,547	383	159,786	12	67,820
専門機械器具製造業	162	32,019	160	31,888	—	—
その他の製造業	167	18,298	155	17,251	3	391
卸売および小売業	942	168,910	893	164,878	12	1,093
金融および保険業	944	321,990	927	291,016	7	24,432
不動産業	11	1,931	11	1,931	—	—
運輸通信および公益事業	1,809	1,524,274	1,702	1,328,626	27	136,013
その他の運輸通信業						
鉄道業	2	418,833	1	368,605	—	—
地方鉄道および軌道業	130	169,779	128	164,402	2	5,377
道路旅客運送業	479	85,729	464	82,926	3	821
道路貨物運送業	439	54,922	422	40,440	9	13,880
水運業	80	91,374	73	7,197	4	84,132
航空運輸業	6	453	6	453	—	—
倉庫業	60	7,179	59	7,109	—	—
運輸に付帯するサービス業	294	119,083	254	95,227	8	21,860
通信業	70	396,480	66	396,159	—	—
熱，光および動力供給業	105	148,911	96	134,812	1	9,943
水道および衛生業	144	31,531	133	31,296	—	—
サービス業	3,269	925,538	2,059	487,252	324	168,732
自動車修理業およびガレージ業	117	10,102	115	10,031	1	61
その他の修理業	78	6,389	75	5,624	—	—
映画業	101	15,813	95	15,641	4	131
映画以外の興行，娯楽事業	46	4,363	34	2,456	—	—
教育	1,987	682,003	882	275,847	318	168,528
日本に駐留する外国軍隊施設	10	100,396	8	99,884	—	—
上記以外のサービス業	930	106,472	850	77,769	1	12
公務	1,661	648,587	1,597	633,730	35	7,259
分類不能の産業	22	3,450	3	194	1	9

〔備考〕 労働省「労働組合調査報告」による。

第261表　適用法規別労働組合数および組合員数

適用法規	1956年6月末				1955年6月末			
	組合数	(%)	組合員数	(%)	組合数	(%)	組合員数	(%)
合計	18,935	100.0	6,463,118	100.0	18,013	100.0	6,285,878	100.0
労働組合法	15,182	80.2	4,095,814	63.4	14,375	79.8	3,980,101	63.4
公共企業体等労働関係法	25	0.1	899,312	13.9	28	0.2	884,333	14.1
地方公営企業労働関係法	295	1.6	101,601	1.6	269	1.5	90,804	1.4
国家公務員法	300	1.6	259,183	4.0	308	1.7	254,817	4.0
地方公務員法	3,133	16.5	1,107,208	17.1	3,033	16.8	1,075,823	17.1

〔備考〕 1) 新調査方式による。
2) 単一組織の下部組織である支部または分会のうちで単位組合に準ずることのできないものがあるため第255表の数字を11万人上回っている。
3) 労働省「労働組合調査報告」による。

第263表　加入主要団体別組合員数

主要団体	1955年6月末	1956年6月末
合計	6,285,878(100.0)	6,463,118(100.0)
日本労働組合総評議会	3,093,513(49.2)	3,137,551(48.5)
全日本労働組合会議	624,251(9.9)	661,965(10.2)
日本労働組合総同盟	237,432(3.8)	242,317(3.7)
全国産業別労働組合連合	34,361(0.5)	36,135(0.6)
全日本産業別労働組合会議	11,540(0.2)	12,078(0.2)
以上の組合に加入しない全国組合	969,493(15.4)	1,083,314(16.8)
その他の組合	1,572,738(25.0)	1,564,579(24.2)

〔備考〕 1) 2以上の全国組合に所属している場合は組合員数をそれぞれ所属している全国組合に重複集計してあるので各団体ごとの組合員数を加えたものは合計欄の組合員数と一致しない。
2) 労働省「労働組合調査報告」による。

に設立された全国一般合同労働組合協議会（加入組合員数約七万二千人）によるものであるが、このほか新たに全国組合となったものに全国特定局従業員組合（五三年七月設立）および全日本中小企業労働組合総連合（五五年一月設立）がある。

また全国組合から移動をみたものには全労に加入した日本自動車産業労働組合連合会があり、その結果前年に比べて二組合の増加となっている。なお全日本高等学校職員組合は五六年五月発展的改組を遂げ、日本高等学校教職員組合として同年五月新発足した。

第262表　適用法規および民官公営別労働組合数および組合員数

民官公営	合計		労組法		公労法		地公労法		国家公務員法		地方公務員法	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
合計	18,935	6,463,118	15,182	4,095,814	25	899,312	295	101,601	300	259,183	3,133	1,107,208
民間企業	14,855	4,045,622	14,855	4,045,622	—	—	—	—	—	—	—	—
(内)駐留軍労務	10	100,396	10	100,396	—	—	—	—	—	—	—	—
公共企業体	41	614,156	24	1,656	17	612,500	—	—	—	—	—	—
国家	308	545,995	—	—	8	286,812	—	—	300	259,183	3,133	1,107,208
地方	3,731	1,257,345	303	48,536	—	—	295	101,601	—	—	—	—
(内)失業対策事業	288	46,002	288	46,002	—	—	—	—	—	—	—	—

〔備考〕　労働省「労働組合調査報告」による。

第三章　賃金闘争

春季賃金闘争

一九五五年の総評大会は、五六年の春季賃金闘争を、官公労と民間労組の統一闘争として闘うことを決定したが、一〇月には「当面する賃金闘争の行動綱領」を発表し、その大衆討議を通じて春闘に対する意識のもり上げを図り、さらに年末闘争の終った一二月二一日の総評第三回幹事会は、五六年の春季闘争の方針を次のように決定した。

すなわち基本的な闘いの目標として、第一に「賃上げを中心とする生活防衛の闘争」をおき、第二にそれとともに減税、最低賃金法の確立、地方財政の確立、米を中心とする物価値上げ反対、完全雇用の闘いを結合して、中小企業、勤労市民層の統一利益の前進を図り、第三に生産性向上運動と闘い独占資本の収奪と徹底的に対決して労働攻勢への転機を把握するという点を明らかにした。

次いで総評は、五六年の一月一一日、京都市で常任幹事会を開いたが、第三回幹事会で闘争のやまを二月下旬から三月上旬と決定していたのを、民間労と官公労の統一闘争を有効にするために、闘いのやまを三月中旬に変更した。具体的な行動方針は次の通りである。

春季賃上闘争行動方針

一九五六・一・一一（総評第一八回常任幹事会）

第三回幹事会で決定された「春季賃上闘争に関する方針」を、合同戦術委員会は諸般の情勢を分析し、次の如く具体的な行動に移し実践する。

（一）　第一段階（準備闘争）

1　一月一〇日、総評内に春季賃上闘争合同本部をおき、「長谷部総評争議対策部長」を事務局長として統一闘争の推進に当る。

2　一月一三、一四、一五日の三日間、全国地評代表、単産代表、戦術委員会合同で「賃金討論集会」を千葉県安房鴨川に於て開く。

3　一月一六日午後三時より総評常幹及び戦術委員とで、社会党との間に於ける通常国会での戦術の調整を計ると共に、最低賃金、失業対策問題の専門委員会を設置する。

4　一月一八日より二月下旬まで、中央闘争本部より全国にオルグを派遣し、地域共闘の設置を完了する。

5　二月三日、神田の共立講堂（或は日本青年館）に於て「賃金引上げ生活防衛総決起大会」を開く。

6　一月下旬より二月上旬にかけて、昨年一二月末、労働大臣に申入れた一三項目に対する具体的な交渉を、政府並に関係政党、或いは人事院調停委員会の間に強力に行う。此の間に各単産は夫々の持てる要求を提出するようにする。

各組合は此の交渉を有利ならしむるための署名、陳情、決議文、要請文書等の文書戦を行う。

（二）　第二段階（実力闘争）

第一段階に於ける準備闘争を完了した上にたって、次の如く実力闘争に突入して行く。

1　第一波（二月一五日～二〇日）

A　民間、官公労の闘争参加組合が一斉に賃上闘争を中心に遵法闘争、勤務時間中の職場大会を開く。此の際、近接地域毎に民間、官公労間に於ける組合員の相互激励交流を行う。

B　職場内のビラ貼り、懸垂幕等を行う。

C　各地方共闘毎に、総決起大会を開き組合員の闘争意識の一層の強化を図る。

D　各府県単位に知事に対し、労基法第三〇条による最低賃金制確立のための地方審議会の設置要求を提出する。

2　第二波（二月二七日～三月五日）

A　官公労を中心としてこの期間に、完全定退、遵法闘争、勤務時間中の職場大会の開催を行う。之と併行して民間労組の柔軟闘争を行う。

B　この期間中、官民合同で国会周辺に対し坐込みを行う。此の際、地方からの代表の参加を求める。

3　第三波（二月九日～一一日）

A　私鉄、炭労、合成化学、日放労、全国ガスを中心とする民間組合の「ストライキ」を行う。これと併行して、国鉄、全逓、電通を中心とする官公労の「休暇闘争」「各省庁一斉坐込み」を行う。

B　三月中旬を目途に、国会周辺に於て五万人動員を目標として、官民一体の「総決起大会」を開き、関係各方面に決議文を手交すると共に一大デモ行進を行う。

C　各地方共闘に於ては此の期間中デモ行進を中心にした大集会を開設する。

4　第四波（三月一八日～二一日）

私鉄、炭労、全鉱、合成化学、紙パ、全国ガス、電機労連、全国金属、化学同盟を中心とする民間組合の「ストライキ」を行う。これと併行して公労協を中心とする官公労の遵法闘争、勤務時間中の職場大会、休暇闘争を最大限に行う。

5　第五波以降

第五波以降については、目的が達成せざる限り、更に反覆実力行使を強化して行く。その具体的行動については、爾後の戦術委員会に於て決める。

この闘争に於て、もし、犠牲者等が出る場合は、共闘組合統一してこれに対する闘いを仕組む事とする。

以上のようなスケジュールに基づいて、各組合はそれぞれ賃金闘争の準備にとりかかったが、賃金要求の内容は次のようなものであった。すなわち、私鉄では五五年の一二月九日から開かれた第三回中央委員会で賃上闘争方針を決定したが、要求の形式は個別賃金方式とし、その具体的内容は各地連、単組の事情と大衆討議に基づいて自主的に決めることになった。さらに要求金額は、総連として画一的な規制はおこなわず、総体的な統一目標として各組合の要求源資は、現行平均賃金の一割を基準とすることになった。この方針の特徴の第一は、まず従来のように要求額を本部で一本に規制する方法をとらなかったことにあるが、これは過去の闘争経験から、要求額の統一のみでは必ずしも予期したような統一闘争を展開することができず、かえって幹部独走におちいりやすい点を考慮して決められたものであった。第二は賃金引上げの基準を一〇%としたことにあるが、その根拠として私鉄総連は次のような点をあげている。すなわち第一は、国民消費水準約五%の上昇に立遅れないため、第二は各種の合理化、ベース・ダウンなどからくる総体的な実質賃金の低下を補い、これを確保するため、第三は、現行各組合における賃金体系の不合理を是正し、改良するのに必要な賃金源資とするためなどである。

私鉄総連の賃金闘争方針は、各組合で次のように具体化された。たとえば東武では、(1)勤続加算（三一年一月一日現在勤続五年まで一年につき一〇円、六―一二年一年につき四〇円、一二年以上一年につき一〇〇円）二九六円、(2)年齢加算(イ)（三一年六月一日現在一九―四五歳一歳につき一〇円）一三二円、(ロ)（三一年六月一日一九歳以上七〇円、二〇歳以上一四〇円、二一歳以上二一〇円、二二歳以上二八〇円、二三歳以上三五〇円）三二三円、(3)号俸調整給（八%アップ）一〇七四円、(4)家族、地域、特勤の減額四三円、(5)職務補償給の減額二円、(6)出札手当を基準賃金より除外一五円ときめられた。また京浜では、(1)現行職能給(イ)一律三号俸増四二〇円、(ロ)平均四・七号俸増六五九円、(2)本人基礎給(イ)年齢加算（一律二〇〇円、一九―四〇歳一歳につき二〇円）四四〇円、(ロ)勤続加算（二五年打ち切り、一年につき三〇円）二七〇円となっている。

炭労の賃金要求は、基準賃金（本人給）、基準外賃金（家族手当、超過労働賃金、特殊労働賃金、不就業手当、その他諸手当）という賃金構成をとり、「本人給は、固定給と請負給とするが、この協定有効期間中といえども各社各山における労使の協議決定により、請負給を廃止することが出来る」点を特に要求している。賃金額は次のようなものである。

㈠　本人給

(1)　最低賃金を左の如く定める。個人について定められる本人給は左の額を下回ってはならない。

成人坑外夫　一方三四〇円（税込み）

(2)　現在の各人に決められた賃金額を左のとおり引上げる。

直接夫　一方につき一律引上げ額五〇円（税込み）

修正給　三〇円（〃）
間接夫　一方につき一律引上げ額五〇円（税込み）
修正給　三〇円（〃）

引上げ額中修正給とは職種及び個人格差を是正するために操作するもので、その配分については各社各山で協議決定する。但し、直接夫、間接夫の修正給はプールして操作することが出来る。

(3)　坑口の併合、その他の理由により、職種、個人間に賃金のアンバランスを生じた各山については、賃金の再展開を行う。

以下略

炭労の賃金要求の特質は、まず第一に成人坑外夫の最低賃金（一方三四〇円）を要求した点にある。これはいうまでもなく、各山に共通した統一的基準を設定しようとするものであった。第二は一律引上げの個別賃金要求を採用し、さらに職種間、個人間の賃金格差を是正するために修正給を要求したことである。

次に合化労連の賃金要求は、「組合員だけ二千円アップ」の個別賃金要求をとり、また従来化学産業の水準からみてはるかに弱いところ、共闘の弱かった事情のあるところは統一目標額を上回る「二千円＋α」要求とするものである。さらに定期昇給は賃上げと合わせて闘い、組合案を出して配分を一方的にさせることなく、資本家のねらっている「定期昇給制度」を変えてゆく、また昇給額が五〇〇円を越えるような場合を除き統一目標の賃上額二千円の枠外を原則とするということを明らかにしている。

以上の事例にみられるように、賃金要求は、前年からひきつづいて個別賃金要求が支配的であるが、しかし前年の年鑑にもふれたように国鉄は、ベース・アップ要求をとり、また私鉄も一律要求ではなく、現行平均賃金の一割を基準とする要求という形で多少のふくみをもたせている。これは、国鉄の場合下部組合員にまで個別賃金要求方式を理解させるのが技術的に非常に困難であり、また私鉄の場合、画一的な規制をおこなうことが困難だという理由に基くものである。

さて以上のような賃金要求に基いて民間十単産（七四万）、官公労（二一二万八千）、計二八六万八千にのぼる大規模な賃金闘争が展開されることになったが、その出発にあたって、一月一三日から三日間、千葉県の鴨川で賃金討論集会が開かれた。この討論集会において集約された結論は、次のようなものであった。すなわちまず第一に取り上げられた問題は、職場闘争であり、一、すべての労働者は搾取されているという認識の上にたって、賃上げをやる権利があることを確認する、二、したがって要求は幹部のみでつくるのではなく、職場組合員の中から積み上げてゆく、三、職場闘争は職場の中にあるいろいろな不満を取り上げ、要求を組織してゆかねばならない、四、そしてその要求の中心に賃上げ闘争をおき、職場闘争―地域闘争―産業別闘争と発展させなければならない、という点であった。第二に賃金要求については、一、賃金要求は闘いの旗である。だから要求に確信をもたせることが必要だ、二、要求の方式は個別賃金方式とし、定期昇給は賃金水準を低下させないかぎりにおいて既得権として要求してゆく、職階制には全面的に反対する、三、最低賃金制の闘いを起すと同時に、中小企業などでは最低賃金確保の要求を出す、最低賃金は八千円を維持してゆく、四、生産性向上では、勤務評定、表彰制度、試験、考査制度などに反対するとともに、労働強化、人員削減、労働時間延長などに反対する、ということが確認された。

労働組合側が、以上のような考え方で春季闘争に対処したのに対して、資本家側を代表する日経連は、「当面の賃金問題と課題」というパンフレットを通じて、次のような見解を明らかにした。すなわ

ち第一に、わが国の輸出はいまのところ好調であるが、これは先進工業国に輸出余力が乏しいからであり、今後の経済情勢からいってしだいに輸出競争がはげしくなるものとみられる。この際わが国として、労務費コストを高めるような賃上げは絶対に避けるだけでなく、積極的に生産性を高め、この面から労務費コストを低くしなければならぬ。他方インフレを誘う危険の多い官公吏の賃上げを絶対に押えなければならない。第二に最近の好況で企業利潤はだいぶ好転してはいるが、戦前の水準にははるかに及ばない。技術革命の進んでいる現在、今後の設備投資には予想外に巨額な資金を必要とするのでこの点からも賃上げは自制しなければならぬ。第三に、大企業の賃上げを押え、その分でコストの引下げを図り、それを通じて中小企業の改善、設備の更新などができこれによって中小企業者の賃上げを図ることができる、というのが主張の要点であった。

さて春季闘争は、スケジュール通り進められたが、まず二月中旬の第一波として、国鉄、全逓、電通、専売、機関車、私鉄、炭労、などにおいて勤務時間中のいっせい職場大会、超勤拒否、遵法闘争などがおこなわれた。つづいて第二波は、二月下旬全逓の休暇戦術、国鉄の時間内職場大会、電通の職場大会を中心として闘われ、さらに第三波は、三月一一日の私鉄のいっせい二四時間スト（ただしこれは京阪神、東武などを除いては事前に妥結した）、合化労連傘下の石原、日産、多木、日本触媒が二四時間スト、硫安大手六社労組がストに入り、また炭労が全山いっせい一時間ストをおこなった。三月一八日からの第四波は、炭労が中心となり、資本家側が一四日に宣言したロックアウトと対峙してストライキがおこなわれた。三月二四日には国鉄、電通が調停案の線で妥結し、その後は全鉱、紙パ、電機労連、化学、金属などが四月末まで第七波の闘争をおこなった。

以上のような経過をたどった春季闘争の妥結結果を三〇年の春闘の場合と比較すれば右のようである。

以上のように民間労組は一般に三〇年度における経済の好況を反映して、三〇年春を上回る条件で解決しているといってよい。とくに炭労、電機などは、前年対比の上昇率が著しい。しかし妥結の内容をみると、たとえば私鉄では大手各社がすべて「定期昇給」で妥

第264表　民間主要単産の妥結結果

	現行ベース	31年春季妥結額（率）	30年春季妥結額（率）
		%	%
私鉄（大手13社）	17,400	904 (5.2)	835 (5.0)
炭労（大手8社・全鉱夫平均）	13,368	450 (3.4)	220 (1.7)
合化労連（43組合平均）	19,000	1,629 (9.3)	1,320 (7.8)
全鉱（大手6社，坑外成人男子）	11,500	700 (6.1)	370 (3.6)
紙パ労連（大手6社）	19,740	1,220 (6.2)	1,000 (5.5)
全港湾（妥結は5地本平均）	15,540	742 (4.8)	480 (3.3)
全印総連（大手2社）	13,970	948 (6.8)	855 (6.5)
電機労連（重は重電機18社・軽は軽電機17社平均）	重 15,648 軽 13,302	975 (6.2) 958 (7.2)	昨年は労連全体で27組合参加，471円(3.2%)で妥結
電力労連（9社）	18,668	955 (5.1)	963 (5.6)

〔備考〕　電力労連は，総評春闘には関係なく，別個に闘争を展開したが比較の便宜上，ここにいれておいた。なお，表中の金額は単純平均により算出した。

結しており、その他の単産でも「定期昇給プラスアルファ」の線で妥結しているものが多い。また賃上げの交換条件として、組合が生産性向上に協力することを約束した例もみられた。一般的にいって労働組合は、好況の波にのって生産増強や設備拡充をおこなった資本の生産性向上運動に対決する力が弱かったといってよいであろう。

春季闘争について官公労は次のような自己批判と成果の確認をおこなっている。

一、春闘全体の闘いの欠陥はどこにあったか

1　春闘の出発点の不備　春闘を組織するに当っての考え方は昨年の総評の定期大会に於て、既に官民一致して闘うことを規定して、秋期年末闘争を組織するに当っても春の闘いを展望し具体的闘争を展開した。

しかるに春闘を組織するに第二波まで、官公労が独走し、第三波から漸次、一部民間労が共闘の戦列に入って来た。統一闘争についての考え方なり、戦術の方法は色々とあるであろうけれども、今日の力関係からすれば緒戦から同一時期に同一行動が組まれることが、敵に対する最大の威力ではなかろうか、このことは特に敵の分裂支配に対する対策として最も重要であったと考える。

即ち官公労の独走している一波二波に対して敵の攻撃がその度を越えて狂暴化したことからも言い得る。この春闘の出発点については当初から戦術会議に於て調整に多くの努力を払ったところであるが、官公労側ではまるっきり国家予算等の審議を無視してであり困難であり、他方民間においても今日迄て三年ごし闘って来たが、共通のものとして果敢に闘って来た。

2　共闘体勢の欠陥　現段階に於ける共闘の威力行動の時期を完全に合わせ、行動の交流を計って漸次その波を強くすることは戦術上からいっても重要な手段である。

こうした中で一波二波は官公労として、三波以降は民間労と共に情勢判断をし、時期設定を行って突入したわけであるが、この闘いの過程で組合の主体的条件等のため要求をはるかに下回った額において妥結を余儀なくされた組合が出たことは、共闘の精神から云って遺憾でありもうすこし柔軟戦術が取られるべきであったと考える。

3　春闘目標に対する行動の分散　今次春闘の意義は官公労、民間労が一致して再軍備予算を粉砕し政策転かんを闘い取ることにあった。

したがって、共闘の戦略配置と真の統一闘争ということを考えるとき、もっと思想的な統一が必要ではなかったろうか、このような関係から特に民間労は自企業に対する利潤追求に力点を置き過ぎ、減税、最低賃金制等の国家予算への闘いに行動が伴わなかったきらいが見受けられた。

4　中小企業の闘いが失敗に終った　中小企業の労働者と共に闘う事を当初に確認しこの闘いを通じて未組織労働者はこれを組織化し全労働者の闘いに発展させるべく闘いを組んだ。したがって当面賃金格差をなくするためをも含めて最低賃金制の問題を取り上げ大々的に行動を組んだし、官公労も十八歳九、〇〇〇円を掲げて三年ごし闘って来たが、共通のものとして果敢に闘って来た。

中小企業の労働者もかつてない程春闘に参加し、そして一部においては企業内に於て或る程度の成果を得た処もあるが、現実に相当の力点を集中して闘った最賃法は遂に制定させる見透しはつ

かず、この点は単に最賃法の問題のみで律することは当を得ないかも知れないが、率直にいって失敗に終ったことを認めざるを得ない。

二、春闘の中でどのような成果があったか

われわれが当初春闘を組むに当って「この闘争を闘い抜くことは直接的には賃上げを中心とする諸目標を達成することである。」と規定して闘いを展開した。

したがって今、春闘を評価し成果を確認する場合、この目標が達せられたかどうかで判断するのが常識であろうけれども、しかし今次春闘は少くともその成果を評価する場合、闘われた時の情勢、彼我の力関係、われわれのおかれている位置と次の段階に入り得る組織と力の保持等々あらゆる面から検討を加えてみなければならない。

こうした中で闘われた官公労の成果として評価される面を率直に出してみたい。

1　政府の期待した「零」調停案はわれわれの闘いの前に崩れ去った　われわれは賃金改訂闘争の足掛りを先ず公企の調停案に求め、行動を開始した。調停委員会はおそらく「零」調停案を出すに相違ないと一般に考えられていた。

ところが実施時期、金額の明示はなかったが、賃金改訂の必要を認めさせた調停案を出させることができた。

これは今次春闘の統一行動の力が大きな圧力となったのではないだろうか、そして不充分ながら、賃上げについての第一歩を踏み出すことができた。

2　民間労の賃金引上げに成功した（今後われわれの賃金闘争を有利ならしめた）　今次春闘は民間、官公労とシーソーゲームの中で、一つグランドの中で共に闘って来たが、官公労は遺憾ながら前述の通りであったが、民間労は次々と昨年を上回る賃上げに成功した。

このことは今後公企の改訂実施を確定させることと、七月に想定される勧告を不動のものにし、われわれの要求に近づける橋頭堡となり、今後の闘いに自信をもつことが出来た。

3　昇給、昇格の財源を確保し得た（移流用を認めさす）　昇給、昇格の完全実施については、これを予算化することは出来なかったにせよ、政府をして、責任を持って実施させることを確約せ、財源上の問題は、尚今後に持ち越されたが、これによって職場の明朗化と組織の強化のために大きな収穫を得た。

年間賃金および定期昇給協定　三一年度の春季闘争において現われた一つの問題は、年間賃金および定期昇給の協定がしだいに一般化してきたことである。臨時給与についての長期協定は、すでに二九年において私鉄総連傘下の名古屋鉄道労組が経営者との間に締結していたが、これが私鉄総連の他の組合に大きな影響を及ぼし、三〇年度には大多数の大手筋労組が名鉄の後を追って「年間臨給協定」を締結するに至った。そして三一年度の夏季闘争の基本方針は、「今後、夏季手当、越年資金等の臨時給については、ある期間の経過措置を経ながら、漸次年間臨時給与として総連の統一闘争で闘う方向に移行してゆく」と決定されたのである。

このような私鉄総連の動きとならんで春季闘争に現われたのは、十条製紙の年間賃金協定と日産自動車の定期昇給協約の締結である。すなわち、まず十条製紙労組では、三一年三月の大会において「従来年三回の賃金交渉にわれわれの活動エネルギーの大半を消費してきたが、これを集約して要求することによって賃金面において従来以上の獲得をし、一方賃金交渉の集約によって生じた余裕時間をもって日常職場に起きている問題を解決し、また従来は手の回り

かねた問題（たとえば人員、協約等）を手がけることによって労働条件を向上し組織を強化する」という立場から、賃金交渉集約化の要求案を満場一致で決定した。かくして次の四項目の要求を決定したのである。

一、賃上げ、基本給の増額　一七五〇円
二、地域給率の是正　二五〇円
三、退職手当の増額、基本退職手当の二五%増
四、年間一時金半期につき　五万五千円

以上のような要求に基いて経営者と交渉がおこなわれた結果、四月二〇日に昭和三一年三月二一日から昭和三二年三月二〇日までの一年間の賃金、退職手当、年間臨時給与などに関する長期協定が締結されるに至った。これらの協定の中心になる臨時給与の協定は次のようなものである。

年間臨時給与

年間臨時給与を次の算定並びに配分基準に基き昭和三十一年六月と十二月の二期に期末手当として支給する。

A　金額算定基準　左の基本額及び加算額の合計を以て六月、十二月の各支給期に於ける組合員一人当りの平均支給額とする。

㈠　基本額　基準内賃金（除地域手当）の一・五ヵ月分

㈡　加算額　利益金八億円の場合　一八、五〇〇円とし、利益金一、〇〇〇万円の増減に応じて一人当り三五五円の割合で増減する。

（注）

①基準内賃金は六月支給期　三十一年三月二十日の基準内賃金
十二月支給期　三十一年九月二十日の基準内賃金とする。

②利益金は、株主総会に於て決定した当期利益金をいい
六月支給期　三十年下期利益金
十二月支給期　三十一年上期利益金とする。

B　配分基準　Aの算定基準による支給額は次の配分基準によって各人に支給する。

㈠　標準配分
三十一年度六月支給期に於て利益金八億円と仮定した場合の配分を標準配分とする。

基本給リンク分（基本給一ヵ月分を含む）　三七、一三六円
成績割増分　基本給リンク分の一六%　五、九四二円
家族手当　一・五ヵ月分　五、六六七円
計　四八、七四五円

(1)　基本給リンク分

(a)　基本給に左の号別系数を乗じた額とする。

号別	A号	B号	系数
一号	係長代理以上	五・六級	二・四六四四
二号	班長・先任	四級（基本給一九、五〇〇円以上）	二・三六九九
三号	八級以上	四級（基本給一九、五〇〇円未満）	
	六・七級熟練職（含熟練職該当者）	三級（基本給一八、二〇〇円以上）	二・二七三八
四号	四級―七級	三級（基本給一八、二〇〇円未満）	二・二二三五
五号	三級以下	一・二級	二・〇三四三

（中略）

(2)　成績割増分　基本給リンクの一六%を以て成績割増分とし、成績幅は中心を一〇〇%とした場合
最高　一六〇%　最低　四〇%

とする。但し
(a)　成績特に優秀な者は一六〇%以上とすることがある。
(b)　懲戒処分に準ずる程度の悪質者及び特に成績不良の者は四〇%以下とすることがある。（以下略）

右の協定は、私鉄の場合にみられるように単に年間の支給額を取り決めるといっただけの単純なものではなく、一・五ヵ月の固定額と、会社の業績つまり利益金に比例して決める部分との二つに分割されて協定されている点に大きな特徴がみられるといってよい。このことについて組合側は次のように述べている。「過去においても賃金後払いとはいえ、業績によって要求額も変動していたことから考え、最終的には業績リンクを認めざるを得ないのではないかとの観点に立ち固定額の増額という方向に戦術転換をおこなったわけである」（賃金通信、五六年五月五日号）。そして理論的には会社側に譲歩したけれども、額の上からみれば過去の実績をかなり上回るものを獲得しているし、また基本額を基準内の一・五ヵ月にしたことによって、今後の賃上げで自動的に増額してゆくことになるので必ずしも組合に不利とはいえないという評価を下している。

しかし紙パ労連の機関紙（五月二三日号）は、十条製紙の年間協定を、明らかに資本攻勢だとみる立場にたって次のように述べている。「十条労組は闘争宣言をだし交渉の結果、いままでに比べると多い賃上げと、いままでの利益と一時金の割合より若干有利な一時金を取ることができましたが、会社のペースにまきこまれざるをえませんでした。資本家は『労使協調』と『利益分配』の具体的実例として、この十条のやり方を紙パのみでなしに全労働者の間に、労働者の意識を眠らせる道具にすることを忘れませんでした」。

次に日産自動車では、三月一九日、会社に対して昇給に関する要求および今後の昇給に関する協約締結の要求を提示した。これは日産労組が掲げた「労働諸条件の協約化」の目標にそって、今後の昇給率を確立するというたてまえに基くものであった。その要求案の大綱は次のようなものであった。

(1)　額　最低全従業員の平均手取基本給の三%に相当する額の総和を予算とする（部課長別枠）
(2)　他と比較して著しく給与の低い者および特に企業に貢献した者については別枠にて考慮する。
(3)　配分についての基準は職務、勤続、技能、成績の四要素により おこなう。

以上のような要求についての交渉は、三回にわたっておこなわれたが、四月一日に三一年度昇給についてのみ妥結した。その後労働協約小委員会において成文化された協定は次のようなものである。

定期昇給に関する協約

日産自動車株式会社（以下会社と謂う）と日産自動車労働組合（以下組合と謂う）とは従業員の定期昇給に関し善意に基く相互信頼に則り、組合は企業、会社は従業員の生活の永続的安定を考慮し、労働生産性向上による企業の発展、それに基く従業員の生活の向上を併せ考えて左の協定を行う。

一　会社は毎年一回、三月二十一日付昇給を行う。
二　定期昇給の予算は、当該年の三月二十日現在平均基本給の三%に相当する額を基準とする。
三　昇給は、本人の成績、技能、勤続、職務等を査定して行う。
四　会社は、定期昇給の永続性と向上性を尊重し、組合は賃金上昇に関する定期昇給の地位を尊重する。
五　定期昇給に関する苦情は、別に協定してある苦情処理に関する手続により之を処理する。
六

(イ)　昇給範囲
　前年度の三月二十日以前に入社し昇給発令日当日在籍する一般従業員。但し新年度の四月六日採用の新規学卒者を含み、当該年の三月二十日現在休職者及び組合、生協専従者を除く。
(ロ)　昇給査定期間
　前年の三月二十一日より当該年の三月二十日迄の一年間
(ハ)　出勤率の算出方法
　査定期間の各月の勤怠上の出勤率を算術平均したものとする（小数点以下三位を四捨五入）各月の出勤率の算出は左の通りとする。
(1)　病気、事故休職期間は欠勤として取扱う。
(2)　組合、生協専従期間は算式の分子分母から除く。
(ニ)　昇給発令予定日
　毎年四月十五日

七　附　則

　この協約の期間は一ヵ年とし、期間満了日以前に於いて会社組合いずれか一方の改訂意見がなければ自動的に一ヵ年延長する。
　会社・組合いずれか一方が改正の意見がある場合は、期間満了日一ヵ月前に申入れなければならない。この場合期間満了日後も協定に意見の一致をみない時は、一方が破棄しない限り、この協定は有効である。
　右の協定書において昇給率三％と決められた根拠は、フォードの定期昇給協約が三％であること、また日産の最近の昇給実績も平均三％であることを参考にしたものであった。いずれにせよ、会社はこの協定によってベース・アップ闘争を回避することができ、生産性の向上を期待することができるようになったといえるであろう。
　なお三％の配分は、協定にみられるように、成績、技能、勤続、職務の四要素を査定しておこなうのであるが、具体的にいうと各人の技能点に応じて一〇〇―八〇〇円の一〇段階に格付し、それに職級別、成績別係数、最低〇・九―最高一・四を乗じて各人の昇給額を決める。この方法にすれば最低九〇円、最高千円程度になる。

産業別最低保障賃金　三一年度の総評大会では、新しい賃金要求のたて方としての産業別最低保障賃金が論議の焦点となった。これは、まず最初に単純作業の未熟練労働者の最低賃金を、たとえば八千円あるいは一万円と保障し、その基礎の上に年齢および家族を基準にして、三〇歳扶養家族三人で二万二千円、四〇歳五人で三万五千といったぐあいに、勤続年数や熟練、経験などに関係なく、二、三本の賃金要求の柱をたててゆく形である。このような賃金要求の形が取り上げられるに至った事情を、総評の運動方針は次のように説明している。

「(イ)　新しい機械が入り、熟練労働者の賃金を下げ未熟練労働者との差が縮小している。すべての労働者の賃金を守るために最低保障賃金が必要となった。
(ロ)　この数年間、賃金形態の改悪に対して、最低者の賃金引上げに闘いの中心をおいてきた。中だるみの傾向が現われ、家族もちで役職についていない労働者の賃金にゆがみが現われている。『何人家族、何歳でいくら』という最低保障賃金の要求をたて全体の賃上げを調整して行かねばならぬ。
(ハ)　資本家はいまの賃金で食えるというマスコミをかけている。しかし、平均賃金以下の労働者が全体の三分の二もあり、また相対的には高い賃金の労働者がいるとしても、多数の家族をかかえ一万円前後の労働者がたくさんいることをかくしている。このマスコミを克服するためにも『何人家族、何歳でいくらの賃金』という要求が有効な闘いである。」

ところで産業別最低保障給は、総評大会で取り上げられる以前にすでに二、三の組合の賃金闘争において具体化されてきた。たとえば京阪神急行電鉄労組の場合がそれである。同労組の賃金配分状況は、勤続一一年未満で、全組合員中の六五・六%の組合員が平均賃金以下であり、またこれを年齢別にみると、三〇歳以下で四一・七%の組合員が平均賃金以下の賃金であった。すなわち平均賃金が職階制的に配分されると、低賃金労働者の数が圧倒的に多い状態となったのである。特に保線、踏切警士、乗務員などの家族もちで勤続も相当長い組合員の層から低賃金に対する不平不満が多く現われるにいたった。そしてこのような不平不満を反映した賃金要求が産業別最低保障賃金だったのである。

京阪神労組の賃金要求は次の通り。

A　この賃金は昭和三一年一月分より実施する。

B　新賃金の構成

基準賃金―┬―基本給
　　　　└―家族給

C　新賃金の基礎を現在の諸般の状勢より、次の如く設定する。
基本時点を年齢三〇歳、勤続一〇年、扶養家族三人とし、この時点の最低賃金を一八、〇〇〇円とする。

D　基本給
基本給は次の通りとし、基準外賃金及び退職金の計算基礎とする。

一　基準額　年齢三〇歳、勤続一〇年を、一四、四〇〇円とする。

二　各人基本給計算方式（1―年齢系数＋経験系数＋職格系数×14,400円）

三　年齢係数、基準年齢（三〇歳）に満たない者は、その一歳に付き、〇・〇二を減ずる。

四　経験系数、基準勤続年数（一〇年）を中心に、次の如く各々増減する。

イ　勤続一〇年に満たない者は、その一年に付〇・〇二を減ずる。

ロ　勤続一〇年を越えたる者は、その一年に付〇・〇二を加える。

五　職格系数、格付及び職種による次の系数の合算を職格系数として加える。

イ　格付によるもの

一格（現行作一）	……〇
二格（〃　作二）	……〇・〇五
三格（〃　作三）	……〇・一
四格（〃　作四）	……〇・二
五格（現行監一）	……〇・三五
六格（〃　監二）	……〇・五
七格（〃　係長）	……〇・七

ロ　職種によるもの

六　昭和三一年一月現在の在籍社員で、新基本給が次の算定額より低い場合はその差額を一四四円に付き、〇・〇一として経験系数に加える。（小数点三位以下四捨五入）（現行各人基本給＋勤務給基準額）×一・〇七

紙パルプ労連では、産業別最低保障給を一九五一年から取り上げてきたが、これが具体的な方針として打ち出されたのは五四年のことであった。すなわち最低保障給については、(1)年齢別なものとする、(2)未熟練、単純労働者を対象とする、(3)地域差はいれない、(4)身分差は考えない、という根本的な考え方を決定した。そして最低保障給の賃金体系への組み入れについては、

最低保証給

年齢	扶養家族数	金額(円)
18歳	0	11,000
25〃	1	18,000
30〃	2	24,000
35〃	3	29,000
40〃	4	34,000

する。

初任給が賃金決定の基準になっているところは、初任給の是正で全体的なレベル・アップを要求する。

という方針を打ち出した。決定をみた最低保障給は次のようなものであった。

(1)　年齢給の一律引上げ、家族給の増額、基本給の増額でおこなえる場合は、最低保障給を体系に組み入れるような要求を出す。

(2)　職階制賃金の実施されているところで、最低のみを問題にすればよいところは、最低の引上げを要求

五五年度の第一四回大会には、「最低保証賃金を基盤とする賃金要求の方向」という議案が提出されたが、その概要は次のようなものであった。すなわち具体的には一六歳、独身者生活費八千円、二三歳扶養家族二人一万八千円、三〇歳扶養家族三人二万二千円の三本の柱くらいを、未熟練、単純労働者の最低保障賃金として、紙パで統一し、他はこれを基礎として職種の複雑、難易、熟練の高低により適当な格差を要求する。そしてこれを実現するための要求方式を、

α_1＋一律＋α_2の形でおこなう。α_1は最低保証賃金を満たすための調整額、一律は水準を高めるため、α_2は職種差、熟練差をつけるために用いる、と説明されている。

さて総評大会で決定をみた産業別最低保障賃金は、五七年度の賃金闘争を準備する過程で具体化されたが、一一月七、八日の中央委員会で集約された私鉄総連の要求案は次のようなものであった。

要求の形式

年齢別最低保障賃金を含み賃金配分をあきらかにした要求形式とする。

(一)　年齢別最低保障賃金の要求は次の様式にする。（左表及び次頁図解参照）

A　初任給が八、〇〇〇円に達している組合の場合

一八歳	扶養家族一人
二六歳	〃　二人
二九歳	〃　三人
三三歳	〃　四人
四二歳	

B　初任給が八、〇〇〇円に達しない組合の場合

1　各組合毎に出来うる限り最低給を八、〇〇〇円に近づける要求をし年齢別最低保障賃金は次の系数によってきめる。

一八歳	一〇〇・〇%
二六歳	一四二・三%
二九歳	一七四・八%
三三歳	二〇二・四%
四二歳	二二六・六%

但し、ABとも年齢別最低保障賃金額を各単組で適用する場合にはこの最低保障賃金より各単組の賃金体系上できめられた家族給を差引いたものを基準とする。

2　各単組における要求は現行賃金水準の引上げ（一律加給、一率加給、勤続加給、職群別配分等）及び賃金体系の矛盾是正などを自主的に大衆討議の上きめる。

但し、要求原資は1及び2を含めて各単組の平均基準賃金の一〇パーセントを下回ってはならない。

(金額は何れも税込)

秋季賃金闘争　秋季賃金闘争の中心となったのは鉄鋼と造船の組合であった。鉄鋼労連の賃金闘争方針は、第一に賃金要求の内容として大手五社の各組合は、税込二五〇〇円を基準内賃金で引上げることとし、他の組合は一〇%引上げを基準として、五社の水準、配分等を参考にしつつ本部と協議して決定してゆく、賃上げ額は全額、固定給に繰入れることを基本として、総体的な賃金体系の改善をも合わせて要求する。第二に闘争方式は、大手、中小を一丸とする強力な産業別統一闘争をもって闘う、というものである。このような方針に基いて具体化された各社の要求内容は次のようなものであった。

大手各社の要求概要〔鉄鋼労連調〕

〔八幡製鉄〕

① 要求額　二、五〇〇円。本給繰入れ二、四〇〇円、一、〇〇〇

18歳 8,000円年齢別最低保障賃金表

年齢	金額	標準率	年齢	金額	標準率
18	8,000	100	30	14,550	
19	8,450		31	15,100	
20	8,850		32	15,650	
			33	16,200	202
21	9,300		34	16,450	
22	9,700		35	16,650	
23	10,150		36	16,850	
24	10,550		37	17,050	
25	11,000		38	17,300	
			39	17,500	
26	11,400	142	40	17,700	
27	12,300		41	17,900	
28	13,150		42	18,100	227
29	14,000	175			

〔備考〕　本表は50円単位に修正してある。

その他の場合の年齢別最低保障賃金

18歳	5,000円の場合	5,500円の場合	6,000円の場合	6,500円の場合	7,000円の場合	7,500円の場合
18	5,000	5,500	6,000	6,500	7,000	7,500
26	7,100	7,810	8,520	9,230	9,940	10,650
29	8,750	9,625	10,500	11,375	12,250	13,125
33	10,100	11,110	12,120	13,130	14,140	15,150
42	11,350	12,485	13,620	14,755	15,890	17,025

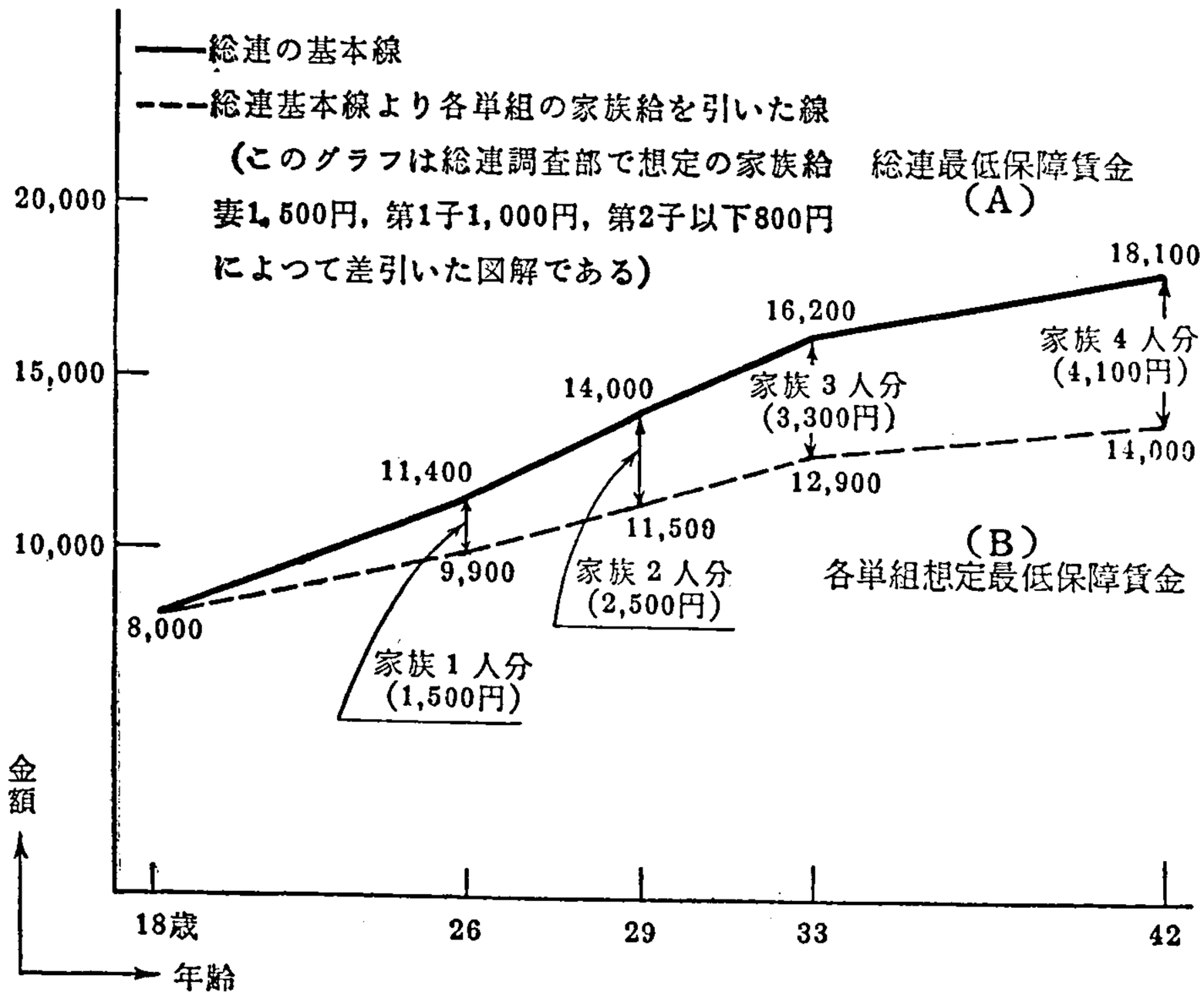

円を業績手当その他の増額にあてる。

② 現行・要求の比較

	現行給与	昇給後	改訂後
	円	円	円
基本給	一〇、二二〇	一〇、七八〇	一四、一七五
家族手当	七一八	七一八	七一八
業績手当	一二、六五六	一二、六五六	一一、六五六
業務手当	一〇六	一〇六	一五九
過勤務手当	二、四八五	二、五五〇	二、八八二
宿当直手当	七四	七四	一〇九
特別勤務手当	五二	五四	七一
不就業手当			
医師・講師手当	一、〇四三	一、〇九八	一、四四三
その他	二	二	三
計	一二五	一二五	一二五

（注）基本給・家族手当・業績手当までが基準賃金

二七、四八一　二八、一六三　三一、三四一

③ 二、五〇〇円増の根拠　戦前―昭九―一一年を基準として、同年の賃金水準八七・九三円に物価上昇率三一七・五（CPIと日銀小売物価指数の平均）を乗じ税金、社会保険料を加える。

87.93円×317.5＝27,873円

27,873円＋3,480（税その他）＝31,353円

三一、三五三円と現行給与との差額三、一九二円よりはね返り分を除くと二、五〇〇円となる。

31,353円－27,418円（現行ベース）－680円（昇給額）＝3,192円（アップ額）

3,192円－680円（はね返り分）＝2,512円

〔富士製鉄〕

① 引上財源は平均二、五〇〇円とする（基本給二、二〇〇円雑給三〇〇円）。

② 基本給を四、〇〇〇円引上げる（業績手当より一、八〇〇円繰入れる）。基本給増額の方法は、各人基本給を一・三七九五倍する。

③ その他の給与は本給との関係を考慮して次の如く改訂する。(イ)当直手当二六〇円を三八〇円、(ロ)宿直手当三〇〇円を四五〇円、(ハ)業務手当を現行の一・五倍、(ニ)寒冷地給を新設、室蘭のみ世帯主三〇〇円、単身者一五〇円とする（以下略）

④ 改訂案により試算した給与と現行給与との比較は右表の通り。（表中各年齢別の上段が改訂案、下段が昇給後の現行給与を示す。基本給は全社平均作業員を基準としている）

〔日本鋼管〕

改訂案と現行との比較

年齢	基本給	業績手当	計	賃上後の増収分
20	8,779 6,364	3,808 4,759	12,587 11,123	1,464
25	11,399 8,263	5,438 6,797	16,837 15,060	1,777
30	13,322 9,657	6,604 8,253	19,926 17,910	2,016
35	14,936 10,827	7,867 9,831	22,803 20,658	2,145
40	16,736 12,132	9,333 11,664	26,069 23,796	2,273
45	18,001 13,049	10,038 12,546	28,039 25,595	2,444
50	18,890 13,693	11,120 13,896	30,010 27,589	2,421
55	18,066 13,096	10,634 13,291	28,700 26,387	2,313
会社平均	14,540 10,540	7,207 9,007	21,747 19,547	

① 全社一人平均込二、五〇〇円を増額する。（本給で、一、〇〇〇円能率給で五〇〇円増）

② 賃金体係は左の通りとする。



③ 本給の改訂方法は、現行各人本給を一律一、〇〇〇円増額し、一、〇〇〇円を現行本給比で増額する。さらに現行奨励給を廃止し、それを全額本給に繰入れる。

④ 能率給の改訂財源として、各事業所に対し平均五〇〇円を支給し、それにより制度改正、調整をはかる。

⑤ 役付給中、工員の役付給を次の通り改訂する、職長四、五〇〇円、組長三、〇〇〇円、班長二、〇〇〇円、職員役付給は会社と協議する。

⑥ 特殊勤務給を次の通り改訂する。(イ)日直手当一五〇円、(ロ)宿直手当　明休を与える場合二二〇円、与えない場合三七〇円、（その他略）

次に全造船の賃金闘争方針は、要求金額一八〇〇円とし、要求額はできるかぎり本給に繰り入れ、その他の部分に繰り入れる場合にも生活給的要素のある固定的な給与に繰り入れ、能率給的要素には繰り入れない、と決めている。ところで一八〇〇円の要求額の根拠について全造船は次のように説明している。すなわち三一年二月に傘下各分会の世帯人員別の賃金を調査し、これと家計調査報告（総理府統計局）における世帯人員別支出額を比較してみると、造船産業平均世帯三・五人の場合の赤字推定額は一九二六円になる。またベースアップの企業に与える影響については、人件費の船価に占める割合は九%程度であり、二千円アップしても一%前後しか影響しない、二〇%も占める鋼材費がトン当り二千円、三千円、五―六千円と値上りしても利益を上げているのだから賃上げは可能だ、というのである。

さて以上のような要求に基いて、鉄鋼労連は、九月二九日の二四時間、一〇月五日の四八時間の一、二波を、全造船は一〇月八日の一九時間スト、一二日からの第二波六四時間ストおよび一六日以降の無期限重点ストをそれぞれ実施したが、妥結内容は、鉄鋼七〇〇円、造船九〇〇円であった。鉄鋼、造船とも資本の純利潤は、公表されたかぎりでも対前期比三〇―四〇%増の状態からいえば、要求金額の三〇―五〇%たらずにすぎない妥結結果は、むしろ意外といってもよいであろう。これは、たとえば日本鋼管の資本家が「企業は確かにもうかっている。だが、これを持続するには、設備投資が必要であり、償却は速かにおこなわねばならぬ。したがって賃金全体系の合理化には応ずるが、賃金水準の引上げは認めない」と回答していることにも現われている資本家側の強硬政策が一つの原因になっていることは否定できない。

最低賃金制闘争　総評第七回大会は、昨年の春季闘争において最低賃金制の要求がほとんどスローガン倒れに終ってしまったことを自己批判しながら、「すべての闘いの統一目標は、最低賃金制八千円の確立である。われわれは全国一律に八千円の最低賃金制を要求し、産業別にも地域別にも最低賃金制の要求を起すし、合わせて家内労働法の制定を図る」と決定した、さらに九月下旬に熱海において「賃金討論集会」が開催されたが、この席上で各地評における最低賃金制闘争の具体的な経験が報告され、最後に岩井事務局長が次

のような意見の集約をおこなった。

「食えるために一八歳八千円の全国一本で作る、これがスジだ。地方の中小企業労働者の現状で二―三千円の差はどうするか――最低を引き上げるような要求を出してもらいたい。中小労組においても最低を引き上げるような要求を出してもらいたい。中小労組においても最低八千円の要求をまとめてもらいたい。

第二に、この目的を進めるためにも全国単産は独自の諸要求を含めてスト権を確立してほしい。地方地域において国民的な諸要求の闘争の先頭に立って、われわれの要求を結合さしてもらいたい。

第三に中小企業との支払能力の問題は、国家保障は討論しつくされていないが、電力代、金融、税制などの面で改めるように要求して引き下げていく。

第四に、地方地域では、農民、中小企業者、市民大衆の要求と結合さして最低賃金の要求と結合発展させていく。この発展のためにすべての労働者を含めた地域共闘をつくってほしい。共闘態勢を全金の獲得同盟のようにこの過程で八千円要求を世論にさせ、突き上げるために賃金審議会などを設けることを要求して闘っていく。」

また総評では、最低賃金制闘争について次のような具体的方針を発表した。

最低賃金制、家内労働法獲得のための闘争について

（幹事会・討論集会承認）

〈総　評〉

㈠　最低賃金制推進委員会を設置する。構成　①総評から三役、争対、中対、組織、調査、政治、情宣の各部、②加盟単産及び中立組合より代表が参加する。③学者、専門家を必要に応じて含める。

性格　総評の特別委員会とし、最低賃金制、家内労働法の調査研究、企画、宣伝、他団体・政党との連絡等を行う。闘争の推進は戦術委員会の中で行う。事務局を設置、担当部長と常任書記一名を置く。

㈡　全労、新産別とでは目標の相違があるが、相互理解を深める中で統一目標に達するよう努力、共闘につとめる。

㈢　社会党を中心とする革新政党と緊密な連絡をとりつつ最低賃金制、家内労働法案を作成し、適当な時期に国会に提出し、実力行動を背景に要求実現のために努力する。

㈣　中央、地方で討論集会を開催し、理論的武装化につとめる。与論を高めるために決起大会等を開催する。

㈤　最低賃金制の教宣活動につとめる。

㈥　諸外国の労組に呼びかけ支援を要請する。

〈単　産〉

㈠　各単産は最低賃金制八、〇〇〇円、産業別統一賃金要求、臨時工、臨時職員を含む最低保障賃金八、〇〇〇円の要求を提出し、その獲得のためにスト権を確立するよう努力する。

㈡　産業別統一賃金闘争を高める中で、法制化の闘いを院内、外で闘う。そのため賃金闘争の中で統一的な実力行動を強化発展させる。

㈢　単産下部組織は、地域共闘に積極的に参加し、地方における中小企業労働者の最低賃金制をめざす地域別業種別統一賃金闘争を支援し、共闘を組む。この場合労組法第十八条の〝地域的一般拘束力〟に関する規定を活用するよう努力する。

〈地　評〉

㈠　各地評戦術会議、地区共闘の中にも最低賃金制推進委員会を設置する。地方では、特に地労委の労働者側委員、地方議会の革新議員などを含める。

(二)　地域共闘の中で、中小企業労働者の地域別、業種別最低賃金要求統一闘争を組むよう指導し、産業別統一賃金闘争と結合させる。

(三)　労基法第二十九条に基く地方賃金審議会の設置を要求する。

(四)　県条令などで三者構成による地方最賃委員会（仮称）を設置するよう県知事、県会に要求する。

(五)　(三)、(四)の場合も全国一本八、〇〇〇円の最賃制の獲得を目標とし、地方別の、額の低いものを制定させるためではない。地方の運動が、最賃制獲得のポイントになる。

(六)　失業者の組織化を進め、中央、地方において雇用拡大のための闘いを起す。

(七)　農民との提携の問題としては低賃金、低米価、二、三男対策等を提起し、中小企業、商店経営者には一般賃金水準の向上が、それら企業の繁栄をもたらすことを理解させ、政治問題に発展させる中で協力を得るようにする。

右の方針のなかでは、地方における地域共闘の強化が指示されているが、これに基く地方の運動の一つとして奈良製材労組の事例がある。すなわち、奈良県吉野郡大淀および下市の製材労働者で組織されている中吉野工場労働組合（下市地区の製材工場二四のうち、一九工場をもって組織されている）は、二六年に吉野郡大淀、下市両町の業者団体である協同組合との間に結んでいる労働協約の一部分を、その地域の未組織同種労働者と協同組合加入業者に拡張適用させることに成功した。しかしこの協約の有効期間が終了した後は、統一協約が破棄され、協約効力の地域的拡張の適用も消滅するに至った。ところが二八年には、各業者とそれぞれ別個に、同一内容の労働協約が結ばれ、二九年、三一年と更新されて今日に至っている。さらに三一年七月には各業者と個別的にではあるが同一内容の退職金協定を結んだ。そこで中吉野労組は、組合員である製材労働者の現行賃金日額を各職種別に一・二割引上げ、これを職種別の最低賃金とするとともに、業者側と地域的な統一労働協約を結び、その効力を吉野地区だけでなく、奈良県下全体の未組織製材労働者に及ぼしてゆくという構想のもとに運動を進めることになった。なお現行の労働協約は次のようなものである。

労働協約

会社と中吉野工場労働組合（以下労働組合という）は、地区木材界を振興する為に全面的に協力し、以て業界の振興と労働者の地位の向上を図ることを目的として左の協約を締結する。

第一条　会社及労働組合は、相互に団体交渉権及団体協約権を認める。

第二条　会社の使用する労働者は労働組合の組合員となる。但し労使双方協議して決定した者は、組合員とならない。

第三条　労働組合員の勤務時間は、左の通りとする。

自四月一日　自午前七時
至九月三十日　至午後五時

休憩午前午後各三十分

昼食十一時三十分より一時間

自十月一日　自午前七時三十分
至三月三十一日　至午後四時三十分

休憩昼食は右に同じ

第四条　前条の労働時間外及び休日に労働する場合は通常労働日の賃金の三割増の割増賃金を、又午後十時より午前五時迄の深夜作業の場合は五割の割増賃金を支給する。

第五条　労働組合の組合員の休日及休暇は左の通りとする。

1　公休日　毎週日曜日　無給

但し、電休その他の都合により事業主と労働組合の分会長が協議して代休日を設け、公休日を変更することができる。

2　メーデー　五月一日　有給（日給半額）
3　年末年始　五日間　内三日、有給（日給全額）
4　地方祭　一日　有給（日給半額）
5　盆　二日　内一日、有給（日給全額）一日無給
6　年次有給休暇　六日以上、勤続二年を超える者は一年に付一日を加算する。
7　公の業務　消防団員が消防活動に出勤したことを証明する分団長の証明書を提出した時は、その当日を有給（一日分）とする。

第六条　会社は労働組合員の生産能率向上のため左の皆勤精励手当を支給する。

但し、皆勤精励手当については一ヵ月の内半日以内の早退及遅刻については、その時の事情により出勤として取扱い、就業規則で認められている休暇についても欠勤扱をしない。

一ヵ月皆勤せるもの　三日分
一ヵ月一日欠勤せるもの　二日分
一ヵ月二日欠勤せるもの　一日分

第七条　会社と労働組合及組合員との間に紛議を生じた場合、労資各三名の委員を挙げて協議し、協議調わざる時は、地方労働委員会の調停又は仲裁を申請するものとする。

第八条　この協約の有効期間中でも、一方の申出により団体交渉を行い、労働条件其の他について意見一致せる時は、之を労働協約とすることができる。

第九条　会社は労働組合の所定の労働組合費をその月の賃金支払の際天引徴収し、その明細表を添付して分会長に手渡すものとする。

第一〇条　この協約の有効期間は昭和三十二年六月三十日迄とし、期間満了後も次の協約ができないときは更に二ヵ月間之を延長して次期協約の交渉を行うものとする。

第一一条　この協約は昭和三十一年七月一日より実施する。

第四章　機械化・自動化の進展と労働組合

一九五六年から五七年にかけての日本経済の一つの特徴は、設備投資の増大にあった。三一年一―九月の設備投資の実績は、前年同期に比較して約五割の増大となっており、業種別にみるとセメントを除く各部門の設備投資は前年よりもおしなべて大幅に増大しているが、特に機械、造船、鉄鋼、ソーダ、紙パルプ、油脂、化繊、酒造および商業部門における設備投資の増勢は顕著である。このような設備投資の増加は、機械化、自動化がかなり進んでいることを物語るものといってよい。

ところで機械化や自動化は、労務管理や労働者状態に複雑で多様な影響をもたらしている。たとえば電電公社では一九五三年から「五ヵ年計画」をたて、総合的な機械化を推進してきた。設備の合理化のなかで主なものは、「電信中継機械化」、「電話局の自動改式、無人小自動電話局化」、「搬送無線等の無人中継機械所」、「IBM（電子計算機）の採用」などである。電信中継機械化改式によって今までの電信係は不要になり、五七年末までの過剰人員予定は、約二七〇〇名にのぼるといわれる。また神戸中央電報局では、中継機械装置が設置されたため、いままで他局から受信したものを自局で中継

して相手局を選び送信していた作業の全部を機械が自動的に操作することになり、その結果現在一八〇名の電信係に代り、あとは機械の保守に要する一九名だけとなって百何十名かは不要になった。かくして配置転換の問題が起ってこさるをえなくなる。

東京電力では、火力発電のオートメーション化に伴い、技術、保修の間接部門を独立させ、特に運転課はこれまでの電気、汽機、汽罐のすべてを一つにして運転するようになった。このため従来電気労働者として習得してきた熟練や経験に大きな変革が要求されるようになった。すなわち、従来火力発電においては、電気課における技術労働者は電気のことを、汽機課における労働者はタービンのことを、また汽罐課の労働者はボイラーについて、それぞれ専門的知識と技術を習得してきた。ところが新火力発電におけるオートメーション中央制御装置は、電気、汽機、汽罐の熟練作業を一つの仕事に結合するようになっているため、そこに働く労働者はこれまでのように、それぞれの部門についての特殊な機械装置を運転できる知識と技術では一人前の熟練労働者としては通用しなくなった。かくして従来の専門的な熟練にかわる熟練度の平均化、いいかえれば熟練労働者の未熟練労働者への格下げの問題が起らざるをえない。

石油産業では精製部門のなかの高級ガソリン装置、高級潤滑油装置が機械化されている。このようにこなわれているのではなく、油の質を高める個所にだけ限定されている。このような条件を基礎に定員制が次々に実施されているが、設備の近代化したところを基準にして定員が割り出されるため、労働強化が全体に及ぶことになる。また時差出勤で人件費が節約され、営業関係では無償残業がおこなわれている。また職制機構が複雑になり、課長と組長との間に大係長、副係長という新しい職制がつくられた。いうまでもなくこのような職制機構の強化は、技術変革に応ずる管理体制を編成しようとするものにほかならない。

日産自動車では、主力工場である横浜工場において七ヵ所がオートメーション化されている。その結果、シリンダーブロックライン四六台に対して、二八年までは一台につき一人ずつつき、全体に一四人の検査工がついていたものが、現在（五六年）は全体を一二人で作業し、検査は八人でやっている。機械化の結果、熟練工が不要になり、そのかわり機械の修理工がもっとも重視されるようになった。また、賃金形態は、以前に採用されていた生産報償金制度を改め、生産奨励金制度をとるようになったが、その結果一般の労働者の場合一万五千円、課長の場合二万円程度の賃金切下げになった。

以上に述べたことを要約すれば、第一に、機械化、自動化によって定員が削減され、その結果、配置転換、職種転換の問題が生ずることが多い。第二に機械化は企業競争と関係のある部門だけにおこなわれたり、あるいは系統性が欠けているため部分的なものになり、労働条件がアンバランスになったり、機械化されない職場の労働強化をもたらしている。第三に、機械化によって残業が増加する傾向が現われている。第四に、従来の熟練工が格下げされるために賃金が低下する現象が現われ、また年齢の若い職制を使うことによって安上がりな労務管理をおこなう条件が生じている。第五に、賃金形態は、職階制、職務給を採用することによって賃金を固定化し、機械の採用によって賃金が高まっても賃金が増額されないようにしており、また能率給を生産が上っても割増金が著しく逓減するようなものである。

総評の方針

ところで機械化、自動化を物的基礎とする生産性向上運動に対する総評および全労会議の闘争方針は次のようなものである。

生産性向上運動に反対し生活と雇用を守る闘い

独占資本家は蓄積した膨大な利潤の力と政治権力を背景とし、強力なマスコミによって労働者の意識をマヒさせながらの生産性向上運動による搾取をつよめている。

しかし政府の労働白書がすすめるように、生産性向上運動がすすむにつれて基幹産業の雇用は減り、利潤にくらべれば組織労働者の賃金は相対的に低下している。独占、集中の強化は、中小企業にシワをヨセ、中小企業労働者の状態はみるにしのびないものがある。このように労働者に賃上げ、労働強化、労働災害、失業をもたらす生産性向上運動に対して、われわれはつよい反対闘争を組織する。

独占資本は、生産性向上運動が労働者の被害を一層拡大するものである以上、これに反対する闘争のつよまることを当然予想している。このため彼等は、労働者の意識をマヒさせるために、この運動が国民の幸福を増進させるものだという宣伝をしつよくりかえし、労働者の連帯の弱化と分裂を企てている。

われわれの闘いは、かれらの宣伝をうち破るために、この運動が労働者にあたえる害悪を具体的に調査し、宣伝しなければならない。このために毎月一回生産性向上運動反対のための機関紙を発行する。

闘いは、それぞれの産業、企業の条件によって重点がことなる。たとえば

(1) 生産性向上運動によって資本が蓄積した膨大な利潤をはきださせるために、果敢な賃上げ、一時金闘争をおこない、実質的な賃金値下げを防衛する。

(2) 機械の自動化、オートメーションによって起る大量の首切り労働不安に対しては、電通などでかちとった完全雇用の闘いと労働時間短縮の闘いをすすめる。

(3) 連続作業において一部の職場が自動化されることによっておこる他の職場の労働強化、コンベア・システムによる労働強化に対しては、強力な人よこせ、交代制、休憩の保証、スピード・ダウン、臨時工の本工繰入、定員充足闘争をおこなう。

(4) あたらしい機械が入ってきても災害は依然として高い水準にある。国際的な経験もまた生産性向上運動によって労働災害が増加することを知らせている。

人命を軽視し、利潤の追求のみを目的とした生産性向上運動にたいして、われわれは、三鉱連などのように日常的な安全闘争、基準法をまもる闘争を強化しなければならない。

これらの闘争は、生産性向上運動が労働者におよぼす結果にたいする闘いであって、これだけでは大量の失業者をすくうこともできない。全労働者の統一目標として労働時間の短縮を提案する。もちろん賃金が低いという現状から、時間短縮に逆行して残業においまくられている労働者も多い。またおのおのの産業では労働時間も一率ではない。したがって、週四十時間制（坑内労働者三十六時間制）の獲得を目標としながら、当面賃金をへらさずに、一日実働一時間の短縮をそれぞれの経営にむかって要求し、生産性向上運動によっておこる労働強化の阻止、雇用縮小反対と積極的な雇用の拡大をかちとらなければならない。

このためには、全階級の立場にたって職場で討論をつみ重ね、時間短縮の大きな闘争をおこす。すべての労働条件は孤立して高い水準を守ることはできない。すでによりよい条件をとった組合をまもり、全体の労働条件をよりよくするためには、全国的に労働条件をたかめなければかちとれない。

そのために全労、新産別、中立組合と共闘の場をつくる。全労は、本年度の基本方針にも最高の生産性にあるといわれる繊維の女子労働者は実働八時間、基準法をこえる十時状態から、労働時間短縮三八・五時間制をかちと力がある。この要求は、スなど、世界労連と自由一された闘いの目標であ

全労会議の方針

回避できない生産性向上の影響

1　生産性本部発足以来一満足なところがもちろんされた若干の不明朗さがい面もある。それに加えこの問題に対する経営者正しい生産性向上運動のしかし、労働組合が、こで反対を続け、或いはこ題から逃げることができなることを、事実が明白に示している。

2　生産性向上運動に参加働者の身辺には操業過程る部面で生産性向上の影作業のスピード・アップいる。急速な合理化によテムの採用により、新旧技術者の交替や就労体制の改革が行われようとする。X線や劇薬類の工業利用によって、能率を上げ精度を高める工夫が導入されてくる。そこには、身体に対する悪い影響、労務災害の問題が介在する。さらに、アイソトープの産業利用がわが国にもどしどし押し寄せてくるのは、そう遠い将来ではない。それには当然放射能禍の危険が付随してくる。これに対し、これらの産業進歩の方向に逆らい、設備改善や近代化を行わず、新技術の採用を拒み、アイソトープの利用を見送ることが果してできるであろうか。それは、企業にあっては競争に破れ、やがて倒産、失職の苦境におちいるのを覚悟し、産業にあっては衰微し斜陽産業の不遇をかこつ運命を予期しないわけにはいかない。国にあっては、世界市場における国際競争で敗退し、国民生活水準の向上はおろか、ベース・ダウンや失業の増大に脅かされる危険をおかすことになる。

3　機械破壊運動や合理化近代化反対の闘争が悲惨な共倒れか然らざれば不成功か、その何れかの運命をになうほかないのは、資本主義や社会主義という経済体制の問題から離れて、実に産業進歩方向にさからって問題を処理しようとする無理の故である。結局、産業進歩の方向にそい、具体的に生じてくるこれらの諸問題を処理し、転じて福をもたらす積極的努力こそが、近代の労働運動において最も必要なのである。生産性向上によって、生ずる過渡的な被害を、かつての合理化運動の如く労働者に対して一方的にシワ寄せさせないで、できるだけ緩和し、防止し回避するために、に、そしてすべての改善を最大多数の福祉に貢献させるために、労働組合、経営者、第三者、政府等が、ともに協議し協力し得る機運をつくり出そうと努力するところに、生産性向上運動のねらいがある。われわれはこのような生産性向上運動に対してのみ、焦点を合わせて進もうとするのである。

判断の指標として

これを要するに、生産性向上運動を排除する理由は毫末もないが、この運動に便乗し同じ名目をかかげて、旧態依然たる企業合理化や生産増強や、資本家の私的利潤追及をねらう不純な動きを厳重に排除し、正しい意図をもつものにたいしては、これを正しく評価し協力するのでなければならない。昨年度の運動方針において採択された次の「生産性向上運動に対する全労の五条件」――いわゆる全労五原則」は、この正否を指し分ける物サシとしての意味をもつものである。なお左の五原則は、日本生産性本部においても、本部三原則、総同盟八原則等とともに、これを了承し、われわれ労働者の運動にとって、適切な指標として活用さるべきことが認識されている。

1　生産性向上運動は、国民経済の基盤の上にわが国の産業を発展させ、自立経済を目標とする。生産性向上を労働強化に結びつけ、或いは首切りの手段に供するようなことに絶対反対する。

2　経済規模の拡大を通じて雇用を拡大し、生産性向上によって国民の生活水準を引上げ、労働条件の向上と実質賃金の充実をもたらすことを目標とする。生産性向上運動や、従来資本家中心に行われてきた個別企業の合理化私的利潤の増加運動とは異ることを徹底する。

3　生産性向上運動の過渡的現象として、部分に生ずべき失業の不安や企業再編による職場の変動に備え、政府および経営者には、総合的な雇用安定の措置を講ぜしめ、個別企業にあっては、生産性向上に応じ、労働条件を低下させることなく作業時間の短縮を行う等の方針によって雇用の維持を図らせる。

4　中小企業の経営不安と苦悩の大きな一因は、生産性の低いところにもある。したがって、生産性向上運動の過程において、中小企業の経営基礎確立に対する方策の発見とその推進に努力を払う必要がある。

5　生産性の向上は、労働組合の支持と協力なくしてその成果を充分に挙げることができない。したがって、この運動を円滑に行うため、産業別、業務別に、個々の企業においても労使間の協議と相互理解が充分尽されなければならない。また産業政策や経営に対し労働組合の発言を積極的に認めさせなければならない。

労働時間短縮闘争　オートメーションの採用に基く失業の発生に対抗するために、労働時間を短縮して雇用を推持しようとする労働組合の政策は、世界的に大きく取り上げられている。わが国の労働組合もしだいにこの問題に本格的に取り組むようになり、全労会議は五五年七月の生産性向上運動に対する五原則の決議の中で、いち早く労働時間の短縮を表明し、五六年七月の全国大会では、運動方針として、一日七時間一週四二時間制を当面の中心課題とすることに決定した。また総評も、五六年八月の大会で、週四〇時間制獲得を目標に、当面賃金を減らさず一日一時間の短縮を、それぞれ経営に対して要求することを運動方針のなかで明らかにした。これと前後して、両組織傘下の主要単産や連合体も、相次いでそのための具体的な闘争目標を決定しているが、そのなかでもっとも具体的な動きが進んでいるのは全繊同盟である。

全繊同盟の労働時間短縮要求の目的は、一、自由時間の増大を図るため、二、現行賃金を据置く短縮なので単位時間当りの賃金が上がる、三、労働者の大半を占める婦人年少者の深夜業撤廃を図る、ということであり、次のような基準要求案を決定した。

(1)　昼専勤務者は、現行実働八時間のところ、一五分短縮して実働七時間四五分（拘束八時間三〇分）とする。ただし化繊の場合は、実働七時間ないし七時間一五分（拘束八時間）とする。

(2) 二交替勤務者は(1)の昼専勤務者と同じ。
(3) 三交替勤務者は実働七時間ないし七時間一五分、拘束八時間。ただし、月間労働時間は日勤の場合の月間労働時間を上回わらぬこと、計算方式は次のとおり、

7時間155 × {(365日 × 6/7 − 10) × 1/12} = 月間労働時間

(4) 実施期日　昭和三二年七月一日
(5) 賃金その他について
イ　時間短縮をおこなっても現行賃金を引き下げないこと。請負賃率の改訂をおこなうこと。
ロ　常設残業は廃止すること。
ハ　本社営業所関係については、各組合において実情に応じておこなう。
ニ　生産部門については、労組の実情に即して闘いを進める。

以上のような要求に基いて、時間短縮闘争のスケジュールは次のように決定された。すなわちまず五七年三月一日に要求書を提出、職場大会開催。四月上旬、自由交渉打切り、労働委員会提訴。五月一五日から二〇日まで、地区別総蹶起大会、全国オルグ派遣。五月二〇日頃提示されるであろう労働委員会案について、全織中闘を開催、二〇日から一〇日間労委案に対する大衆討議、スト権確立を図る。六月に入ったら一、二、三日に全織一二回大会を開き、実力行使の具体的方法を決定、六月一〇日以後実力行使に入る。というものであった。

なお、労働時間短縮についての全労会議の大会決定と、総評の見解（「週四〇時間労働短縮について」総評調査部）は次の通りである。

労働時間

一週四十二時間労働制のねらい

1　労働時間を規制する手段は、一般的には立法によるものと団体協約によるものの二つがあり、まれに仲裁裁定等公的機関の決定によるものがある。今日国際的な傾向としては、団体協約によるものが益々重要な位置を占めてきている。しかし、労働時間制限のための立法措置が果す役割は、依然として重要である、ＩＬＯの統計によっても、各国の実労働時間平均は、その国の立法による基準労働時間の長さにほぼ比例している。ここにおいて、労働時間短縮闘争を進めるに当っては、立法手段、具体的には労働基準法の労働時間条項の改正が重視されなければならない。

2　現在、国際的な労働時間短縮の目標は、大体において週四十時間制に置かれている。アメリカ等では現に週三十五時間制が現実の要求となっている。この中にあって、全労会議は何故〝週四十二時間労働制〟を選んだか。一口にいって、わが国の実情に即した運動を展開するためである。現に欧州等で目標とされている週四十時間制は、一日八時間週五日労働、週休二日がその内容である。しかしわが国において週休二日は、一般的な慣習として受け入れられる素地が殆んど皆無といってよい。一般化しているのは、主として事務系統労働者における土曜半休であり、また、かなり進んだところでは、拘束八時間労働を定めて休憩四十五分ないし一時間程度を含み、実労働時間、一日七時間前後、週にして四十二時間前後という形も相当行われている。このような背景のもとに、労働時間規制の立法闘争として、労基法改正の目標とするには、一日七時間、週四十二時間、週休一日が、今日の段階では現実的であり、且つ一般に受け入れられ易い条件をもっているといえよう。

3　なお、この週四十二時間労働は、労働時間短縮闘争の一般目標

として設けられたものではない。現行労働基準法の週四十八時間労働に対する改正目標として定められたものである。従って、週四十二時間労働制が適当な職場については、これがそのまま要求となっても差支えないが、一般的な労働時間短縮闘争にあっては、それぞれの実情に応じて要求を用意し、時間短縮をめざす方向にそって、多角的な闘争方針が組まれなければならない。

統一闘争と若干の問題（総評調査部）

しかし、日本においては、この時間短縮の要求が今日、多くの組合からだされてきているとはいえ、まだ労働者大衆のものとまではなっていない。それは、これからの問題とされているのであるが、しかしそれ以前のものとして、若干問題にされなければならないものがあるようにおもわれる。というのは、この短縮を要求している労働時間の概念について、それが実働を意味するのか、休憩をふくめた拘束を意味するのか、多くの組合幹部や活動家たちの間においても必ずしも一致した見解がみられていないということである。例えば、総評の四〇時間労働の短縮の方針についても、あるものはこれを拘束と解して、したがって実働三四時間、拘束四〇時間のそれと理解し、時間短縮の要求では世界のトップをゆくというようにとっている、のに反して、あるものはこれをはじめから、国際的慣用語にしたがって実働四〇時間というふうに（休憩は別）とっている、のに対して、総評の四〇時間労働の短縮の方針に混乱したものがみられているものもあるなど、これの解釈に混乱しているのである。

そうした混乱は、総評の方針をめぐってだけあるのではない。産別会議なども、七時間労働週四〇時間をいっているが、しかしその内容はまことにあいまいである。いうまでもなく、おなじ四〇時間労働といっても、それが実働、拘束のいずれにでもとられるようなそれであってはならないのであって、これをまずはっきりさせた時間短縮のスローガンにすることが必要である、この点をはっきりしてゆかなければ、週四二時間（実働）の短縮労働を主張している全労系労働者との統一闘争ということも可能ではなくなってくるのであって、いずれにしても、このことを先ず明確にする必要があるといわねばならない。おなじ総評の方針でだされている、「当面賃金をへらさずに、一日実働一時間の短縮」をそれぞれの経営に向って要求し、闘ってゆくという問題にしても、これが時間外労働のことについていっているのか、新産別のように定時間内労働についていわれているのか、或は両方なのかをはっきりさせなければ決して統一ある時間短縮の闘いとなることはできない。

すでに指摘したように、四〇時間労働への短縮という問題は、非常に困難な闘いであるということがいえるのであって、これは企業別に、バラバラの闘いに解消されていっては容易に解決できないもんだいである。一方において、四〇時間労働への短縮の目標をかかげながら、他方においては当面一時間の短縮、それも経営毎にという程度に時間短縮闘争がとどまっていたとしたら、真に組織的な闘いとなることはできないし、いずれも失敗におわる危険性が多分にあるということができる。これは、さきの時間短縮にたいする日経連の頑迷な態度によってみても十分肯づけるところであるといわねばならない。この点をわれわれが十分に検討し、闘いを遠い先のことにしたり、失敗におわらせることのないよう、この四〇時間労働獲得の闘いを、文字通り広範な大衆の統一的な力ある闘いにしてゆくことがもっとも大切なことなのである。そのためにも、問題の要求内容をもっと具体的なものにしてゆくことが重要であると同時に、これをどう労働者全体の切実な要求として組織してゆくかということを真剣に考えなければならないのであって、これをまずはっ

ないのである。

最後に強調しておきたいことは、いわゆる生産性向上運動に反対する闘いの、きわめて重要な一つは労働時間短縮の闘いであるということである。この二つは直接むすびついたものとしてあるのであって、ある意味においては、この労働時間短縮の闘いをはなれては生産性向上運動反対の闘いも、内容あるもの、力あるものとなることはできないということができる。

全電通の五労働協約闘争　前にも述べたように電電公社は、「電信中継機械化」、「電話局の自動改式、無人小自動電話局化」などの機械化を促進してきたが、その結果配置転換や勤務時間延長など、労働者の労働条件に大きな影響を与えるに至っている。かくして全電通は、三〇年末の労働協約締結闘争において、「勤務時間および週休日に関する協約」、「年次有給休暇に関する協約」、「特別休暇に関する協約」、「休職の発令時期および休職者の給与に関する協約」、「配置転換に関する協約」、「簡易苦情処理に関する協約」を公社との間に締結するに至った。

このなかで特に注目すべきは、「配置転換に関する協約」である。すなわちこの協約は、ちいることのないように配置転換によって労働者が不利益な状態におに苦情がある場合は、している。なお「配置転換の原則を定めたものであり、さらいては、公社は職員のする免職」のごとき事配置転換をおこなう場合に、「本人の意に反を計る意図はない」、「態を到来せしめない、また「労働条件の悪化努力する」旨を確約し厚生福利施設等の不均衡を解消するよう極力ている。

いずれにせよ、全電通の五労働協約闘争は、機械化・自動化に対する労働組合の闘争が具体的な成果を収めた一つの事例だといってよいであろう。主な協約は次のようなものである。

勤務時間及び週休日に関する協約

日本電信電話公社（以下「甲」という）と全国電気通信労働組合（以下「乙」という）とは職員の勤務時間及び週休日に関し次のとおり協約を締結する。

第一条（勤務時間）　職員（第二項又第三項の職員を除く）の勤務時間は、一日拘束八時間を標準とし一週間について、拘束四十七時間（但し、常日勤者については四十六時間三十分）とする。

2　守衛、汽罐操作職、用務職及び診療用務職の勤務時間は、一週間について拘束四十七時間をこえ拘束五十一時間までの間とすることができる。

3　労働基準法第四十一条第三号の許可を受けた職員の勤務時間は、一週間について拘束五十一時間をこえ拘束七十二時間までの間とすることができる。

第二条（勤務時間の例外）　業務上必要ある場合は、四週間を平均して一週間の勤務時間が、第一条に定める勤務時間（以下「所定の勤務時間」という）をこえない限りにおいて、特定の日又は特定の週に所定の勤務時間をこえて勤務させることができる。

第三条（休憩時間）　休憩時間は拘束二時間について十五分の割合で計算した時間とし、勤務の途中において設定する。但し拘束四時間以下の場合は休憩時間を設けないことができる。

第四条（服務種別並びに始業及び終業の時刻）　服務種別並びに始業及び終業の時刻は原則として次のとおりとする。但し、業務の必要により、始業又は終業の時刻を二時間（始業時刻を繰上げ同時に終業時刻を繰下げる場合並びに始業時刻を繰下げ同時に終業時刻を繰上げる場合については、それぞれ一時間）を

限度として繰上げ及び繰り下げることができるものとする。

服務種別	始業時刻	終業時刻
一　早勤服務	午前七時	午後一時
二　日勤服務	午前八時	午後四時
三　中勤服務	正　午	午後八時
四　夜勤服務	午後二時	午後十時
五　深夜勤服務	午後十時	翌日午前六時
六　宿直宿明服務	午後四時	翌日午前八時
七　一昼夜交替服務	午前八時	翌日午前八時
八　分断服務	（一日二回出勤及び退社する服務）	
九　交替服務	実情に応じて定める	
十　常日勤服務	（前各号の服務のうち、二種以上を交替する服務）それぞれの服務種別に基いて定める。	

第五条（服務の指定及び変更）　前条の規定にもとづいて個々の職員に対する勤務割を画を作成し、又は変更する場合は、甲は一ヵ月前にその旨を乙に通知する。

2　前項の服務計画にもとづいて服務を指定し、又は変更する場合は、甲は前々日の勤務終了時までにその旨を関係職員に通知する。

第六条（週休日及び週休日の変更）　週休日は一週間について一日とする。但し、業務上の必要により四週間を通じて四日の割合とすることができる。

2　業務上の必要により前項の週休日を他の日に振り替えることができる。

第七条（休日）　祝日（国民の祝日に関する法律「昭和二十三年法律第百七十八号」第二条に規定する日をいう）は休日とする。但し、特に勤務を命ぜられた職員についてはこの限りでない。

第八条（日直及び宿直）　週休日、休日、又は勤務時間外において、職員に本務に従事させないで、局舎、設備、備品、書類の保全並びに外部との連絡並びに監視に従事させるため、又は偶発的な臨時の作業に備えるため、甲は労働基準法施行規則第二十三条の許可をうけて日直又は宿直をさせることができるものとする。

2　宿直の場合の睡眠時間は八時間以内とする。

第九条（有効期間）　この協約の有効期間は昭和三十年十二月一日から昭和三十一年三月三十一日までとし、有効期間満了前に双方又は一方が、協約の改廃について意志表示をしないときは、更に昭和三十一年十一月三十日まで有効期間を延長する。

昭和三十年十二月一日

日本電信電話公社
総裁　梶井　剛　㊞

全国電気通信労働組合
中央執行委員長　鈴木　強　㊞

配置転換に関する協約

日本電信電話公社（以下「甲」という）と全国電気通信労働組合（以下「乙」という）とは、配置転換に関し、次のとおり協約を締結する。

第一条　次に掲げる事由による配置転換は本協約の定めるところによる。

一　設備又は作業の機械化
二　通信方式の変更

三　駐留軍、国連軍関係業務の統合又は廃止
四　組織の改廃
五　作業方式、事務処理手続きの改廃
六　取扱区域の併合又は分離
七　所管業務の移管
八　公社の計画する要員配置の必要

2　前項第八号の「公社の計画する要員配置の必要」による配置転換とは本社又は通信局において計画しあらかじめ乙に提示説明して時期を定め集団的に行うものをいう。

第二条　この協約において配置転換とは、職員の所属する機関（日本電信電話公社職制「公示第七十九号」に定める機関）、所属任命権者又は職種職級を変更することをいう。

2　電話分局、駐在、分室、出張所等のうち特に必要とするもののについては前項の機関に準じて取扱うものとする。

第三条　配置転換は、本人の適性、業務上の必要度、家庭の事情、経験及び本人の希望を総合的に勘案し、原則として職員が現についている職位と同程度若くは同程度以上の職位で別に定める関連ある職種間において行い、この場合の職種職級は新たについた職位の職種間において行い、この場合の職種職級とする。

但し、関連のない職種間の場合は本人の同意を得た場合に限りこれを行うことができる。

第四条　配置転換を円滑に行うため別に定める特別措置を行う。

第五条　配置転換となる者に対して必要がある場合には所要の訓練を行う。

第六条　甲は、配置転換を行う場合には発令すべき日の十日前までに職員に対して事前通知書（別紙様式）によりその旨を通知しなければならない。

第七条　前条の通知を受けた職員が苦情を申出た場合は、別に定める「簡易苦情処理委員会」において処理するものとする。

第八条　この協約の有効期間は、昭和三十年十二月一日より昭和三十一年三月三十一日までとする。但し有効期間満了前に双方又は一方からこの協約の改廃について意志表示をしないときは、更に昭和三十一年十一月三十日まで有効期間を延長する。

昭和三十年十二月一日

日本電信電話公社
総裁　梶井剛　㊞
全国電気通信労働組合
中央執行委員長　鈴木強　㊞

年次有給休暇に関する協約

日本電信電話公社と全国電気通信労働組合とは、職員の年次有給休暇（以下「休暇」という）に関し、次のとおり協約を締結する。

第一条　（休暇年度）　この協約において休暇年度（以下「年度」という）とは、その職員の採用の日（二年目以降においては採用の日に相当する）の属する月から引続いた一年間をいう。

第二条（休暇種別）　休暇は法定内休暇と法定外休暇とする。

第三条（休暇日数）　休暇日数は一年度につき次のとおりとする。

(一)　勤続年数　一年未満の者　七日
(二)　勤続年数　一年以上の者　二十日

2　法定内休暇日数は、別に定める休暇日数とし、法定外休暇日数は前項の休暇日数から法定内休暇日数を除いた日数とする。

第四条（発給の日）　休暇は、年度の最初の日に発給するものと

配置転換上関連ある職種

職群	現職種	関連ある職種
一般	企画補助職（事務職）	書記職、通信技術職、一般技術職、営業職、運用職、機械職、電力職、線路職、運信職、倉庫整備職
	書記職	有線通信職、電話交換職、船舶航海技術職、船舶機関技術職、営業職、運用職、倉庫整備職、企画補助職、事務職、運信職、無線通信職、電話交換職
	通信技術職	機械職、電力職、線路職、運用職、企画補助職、事務職、倉庫整備職、書記職
	一般技術職	通信技術職、企画補助職、事務職、倉庫整備職、書記職、船舶航海技術職、船舶機関技術職
	営業職	書記職、運用職、企画補助職、事務職、運信職、電話交換職、統計機操作職
	運用職	書記職、営業職、通信技術職、企画補助職、事務職、運信職、有線通信職、無線通信職、電話交換職、外国語電話交換職
通信	有線通信職	運用職、営業職、運信職、書記職、企画補助職、事務職、無線通信職、機械職（電信関係に限る）
	無線通信職	有線通信職、運用職、営業職、書記職、企画補助職、書記職、事務職
	機械職	通信技術職、電力職、線路職、倉庫整備職、企画補助職、書記職、書記職、事務職
	電力職	通信技術職、機械職、倉庫整備職、企画補助職、書記職、事務職
	運信職	運用職、営業職、書記職、企画補助職、事務職、有線通信職

する。

第五条（休暇の有効期間）　法定外休暇の有効期間は、発給の日から二年間とする。

第六条（給与の附与）　休暇は、本人から請求があった場合に附与するものとする。但し、請求の時期に附与できない場合は他の時期に振替えることができる。

2　休暇は、法定内外の区分をして請求するものとする。

第七条（休暇附与単位）　休暇の附与は、原則として一日単位とする。但し法定外休暇については、本人の請求にもとづき半日単位又は二時間単位で附与することができる。

2　半日単位の休暇は所定勤務時間の二分の一とし二回をもって一日単位の休暇とみなし、二時間単位の休暇は四回をもって一日単位の休暇とみなして取扱う。

第八条（適用除外）　船員法の適用を受ける職員については別に定めるところによる。

第九条（実施期日）　この協約は、昭和三十一年一月一日から実施する。

第十条（有効期間）　この協約の有効期間は昭和三十年十二月一日から昭和三十一年三月三十一日までとし、有効期間満了前に双方又は一方が協約の改廃について意思表示をしないときは、更に昭和三十一年十一月三十日まで有効期間を延長するものとする。

昭和三十年十二月一日

日本電信電話公社
総裁　梶井　剛　㊞
全国電気通信労働組合
中央執行委員長　鈴木　強　㊞

電話交換		線路	外務電信	技能		技能医療	海事	
電話交換職		線路職	電信外務職	タイピスト		看護婦	船舶航海技術職	
外国語電話交換職				統計機操作職		保健婦	船舶機関技術職	
				製図職			海底線々路職	
運用職、営業職、書記職、企画補助職、事務職		通信技術職、倉庫整備職、企画補助職、海底線々路職、機械職	営業職、企画補助職、書記職、事務職、守衛	自動車整備職	書記職、事務職、営業職	一般技術職、企画補助職		
外務職、外国語電話交換職				自動車運転手	書記職、事務職	保健婦		
電話交換職、運用職、営業職、書記職、企画補助職、事務職				倉庫整備職	書記職、事務職	看護婦		

〔備考〕(1)――線は職務に必要な資格又は技能を有する者の場合に限る。
(2)「備考」(1)以外の職種の中には、職務に必要な専門的知識および技能を必要とするものもある。

第五章　組織問題

組織強化の重点　一九五六年は、労働組合の組織にとって一つの転機をなす時期であったといってよい。すなわち鉄鋼・造船・電力などを中心とした資本は神武以来の好景気といわれるほどの収益増加を背景として、大規模な設備更新とオートメーション化を中心とした生産性向上運動を展開し、配置転換、定員の削減、労働強化、労働時間延長などの問題を職場にもたらすに至った。また労務管理機構の変革、ヒューマンリレーションズ、社内広報活動などを通じての労働者支配の強化や、臨時給与の年間協定などに現われているような長期安定化方策もしだいに具体化してきた。このような生産性向上運動を推進する一方において、依然として五六年においても賃金ストップ政策が堅持されたのである。

以上のような情勢のもとで、労働組合が生活を確保するための賃金引上げをおこなうためには、どうしても大規模な産業別統一闘争を組織しなければならず、また労働条件を維持改善するためには生産点である職場における闘争を活発化せざるをえなかったといえるであろう。そして産業別統一闘争や職場闘争を強力に展開するためには、労働組合の組織の充実が不可欠の前提だったのである。

ところで五六年の春季賃金闘争は、総評傘下一〇単産、中立四単産合計三〇〇万組織労働者が参加した大規模なものであり、この闘争を通じて組織の強化がしだいに進められた。たとえば全国に二〇〇ヵ所の地域共闘が組織されたことなどはその顕著な事例である。しかしこの地域共闘が真に充実した活動をおこなったとはいえないのであり、組織強化のいわば萌芽的な動きにすぎなかった。地域共

闘にかぎらず、生産性向上運動に対決するための職場組織の確立なども五六年度はまだようやく緒についた段階だといってよいのである。春季闘争の体験を基礎にして第七回総評大会では次のような組織体制強化の方針を決定している。

われわれの闘争体制は、たては職場を核とした産業別統一闘争であり、よこは、農市民をふくむ地域共闘であることをくり返しくり返し強調してきた。

そして春闘の中で、職場の統一行動によって現実の抵抗力を強めて産業別統一闘争を支え、さらにその力を職場から地域に発展させて、大衆的経験の交流と、階級的連帯を高め、併せて中小企業の労働者の闘争をも助けてきた。しかしながらこの一年をふり返って、そのすべての活動が充分であったということは出来ない。

㈠　職場闘争

①　今まで職場闘争は、賃上げ闘争その他の組合要求完徹の手段と理解されたむきがあるが、職場闘争は職場にある不平不満をとり上げて日常随時闘う組合組織の基礎であり、組合員同志の信頼と団結の出発点である。

②　日常闘争推進の母体である職場組織を規約上の正式機関として確立し、職場の中の指導性を高める。

③　組合役員及び活動家は常に組合員の世話役活動にあたり、職場内にある諸要求をとりあげ、組合機関で適切なる方針をたて、その経過を組合員に報告し、組合員と共に闘う。

④　職場における活動家は、常に学習活動につとめると共に、職場討論、話し合い、交流などを通じて新しい活動家の養成につとめる。同時に組合機関は、職場末端の活動家を守っていくよう充分な配慮を行わなければならない。

⑤　職場要求はそれぞれの職場の条件により多面的である。したがって、お互いの立場を理解することによって、すべての職場の労働者の統一行動にまで高めるよう努力する。この場合、三井、三池の到着闘争の如く、同一条件にある他職場の労働条件を交互に報告しあい、確信をもって闘わなければならない。

㈡　産業別統一闘争

①　われわれは、戦後十年の労働運動の歴史と経験を通じ、企業セクトと会社組合員意識を克服して産業別闘争を進めなければ労働者の前進はあり得ないことを確認した。今後ますますこの組織と闘いを強化するために組織綱領をつくる。

②　日本の産業別全国組織は、企業内組織の性格をもっているから、共済制度を早急に確立し、組合員相互の助け合い運動を通じて連帯性と階級意識を高めることによって、全国組織と産業別統一闘争を強化しなければならない。

③　日経連や政府は、近年産業別全国組織が強化され、その統一闘争が質的に高まっている状態に対処して、その切崩しと強化を図るため、従業員組合意識を誇大に宣伝し、企業別交渉方式をおしつけようとしている。われわれは彼らの意図を組合員に周知徹底させるための教育宣伝活動を強化し、その計画をはね返す力を強めなくてはならない。

④　又、産業別交渉方式確立の困難な産業についても、過渡的な措置として、対角線或は集団交渉方式を闘いとることにより産業別統一闘争への実績の確保につとめる。

㈢　地域組織

①　数年来、各単産の下部組織は、地域組織への加盟促進の努力を続けて来たが、現在なお多くの未加盟組合がある。この際徹底的にその原因を検討し、そのための規約を改正、財政措置等によっ

て加盟の促進をはかる。

② その地域に存在するすべての組合の加盟を図る。そのため自由労働者、零細企業労働者の財政負担につき充分考慮する。

③ その地域内のいろいろな職場間の交流を促進させ、闘争の経験、労働条件の実態を相互に理解し合い、階級的な連帯意識を高める。

④ 地域組織の行動の目標

(イ) 日常闘争を通じて地区共闘を強め、大衆動員の中核となる。

(ロ) 中小企業の闘争を守るため、合同労組の組織化につとめる。

(ハ) 失業者の組織化に努力する。

(ニ) 農、市民と提携して物価引下げ、国税、地方税引下げを政府並びに地方自治体などにむけて要求闘争をおこす。

(ホ) 労働会館やその他福祉施設の設立運動をおこす。

(ヘ) 地評の強化

① 地評は、県内にある大企業、官公労、中小企業の諸闘争を有機的に発展させ、その組織化に努める。

② 各単産は、地評強化のため、さん下組合の地評への加入を積極的に推進する。

③ 総評は地評に対して経済援助を与え、地評の活動を活発化する。

④ 地評代表者会議を定期的にもって、総評、地評、地区組織の提携の強化に努力する。

⑤ ブロック別の地評別代表者会議を適宜開催し、経験の交流や、闘争支援態勢を強化する。

⑥ 県単位に労働会館の設立運動をおこす。

(ト) 中小企業労働者支援対策の強化

最近の独占資本による生産性向上運動の進行と資本の集中、系列化の政策は中小企業の困難をますます加重する傾向にある。

その中でシワよせをうける中小企業労働者の闘いは、基本的には、労働者の組織化をすすめ、さらに共通の搾取に苦しむ企業、官公労労働者との強力な統一闘争と統一行動により、労働者階級の力量を強力ならしめることによって、独占資本の政策に対決しなければならない。

この観点から総評は一年間、中小企業労働者のためのオルグを全国に配置したが、これは組織化運動の原動力として大きな役割を果しつつある。

したがって今後の闘いは、春闘から選挙闘争における地域共闘の経験を生かすとともに、その多様な条件に適合させつつ、最低賃金制闘争を柱とする闘いを進めねばならない。

① 未組織のままになっている中小企業労働者の組織化のために、前年度配置したオルグを存置し、その経費を予算化する。

② 中小企業オルグの質的向上と経験の交流のため、オルグ講座を定期的に開催し、又各地で労働講座やオルグ講習会を開いて中小企業労働者の中の活動家を育成する。

③ 組織化にあたっては、全国的に地区又は地方において、産業組織による運営可能なものをのぞき、一般合同労組をつくり、さらに地評を中心にその協議会、連合会等をつくり、これらを全国協議会に結集させ、より一層強力な組織に育成発展させる。

④ 合同労組の組織の整理にあたっては産業別整理統合の原則にたって行う。

⑤ 合同労組にたいする指導方針、合同労組の運営ならびにその闘争の進め方は、全国協議会及び地域共闘の中で具体的な経験を生かし、それぞれの条件に見合って柔軟な闘いを進めなければならない。

⑥　それぞれの企業における具体的な要求を闘う中で、最低賃金制確立、基準法の完全実施、退職金制度の確立、労働協約の締結、社会保険の加入などの中小企業労働者にとって切実でしかも統一的な要求があらゆる職場のすみずみからもり上るよう指導されなければならない。

⑦　中小企業労働者の闘争支援や、組織化のためには、大企業、官公労の労働者、特にその活動家の親身な世話役活動が極めて重要である、そのため地区労における財政措置を行うよう努める。

(六)　臨時工、臨時職員、組夫支援対策の強化

臨時工、組夫は二〇〇万を超えるといわれるが、その対策の重要性と緊急性にもかかわらず、現在極めて不充分だと云わなければならない。

われわれはこの問題に対し、当面次の行動をとる。

①　臨時工や組夫を本工に採用させよ。本工との差別待遇を撤廃させる運動をおこす。

②　新しく採用するときは本工に採用させる。

③　臨時工や、組夫を本工組合に加入させる運動をおこす。そのために必要な規約改正、労働協約の改訂をすすめる。

④　本工組合に加入出来るまでの暫定措置として、臨時工組合を作り、共闘する。

⑤　総評、各単産、臨時工の全国的集会を開きその要求、経験を交流する。

(七)　家族組合、居住者組織

現在、敵の攻撃は、職場末端にねらいうちをかけている。組合員と家族に対するさまざまなきりくずし工作は、闘争がはげしくなればなる程熾烈になっている。

さらに春闘において日経連や政府はマスコミによって、労働者階級と一般国民とを切りはなすために必死の努力をはらった。

われわれの高い闘争力は、その家族と、地域が一丸となった支援、協力の中からこそ出て来るものであることは、三井、三池の（千軒におよぶ）と、地域ねばり強い闘いが、街の革新商店連盟分会（居住地で五十数ヵ所組織された）さらにあくどい会社の妨害をはねのけて堂々と活動した主婦会の力に支えられていた経験が如実に示している。われわれは、全体として家族組合や居住者組織がまだまだ未熟であるという反省にたって、直ちに次の活動を行う。

①　地域共闘の強化のため数多くの組合に家族組織ができたが、まだその指導が充分でなく、単に、組合機関の補助的任務に限定されている。われわれは、家族組合の結成を一層促進し、家族組合相互の経験を交流してその発展を図るため懇談会を開催する。

②　居住者組織

(イ)　市町村部落単位に居住者組織（勤労者協議会等）をつくる。

(ロ)　この組織はつぎのことを行う。

その地域におけるすべての労働者の話し合いの場にひろげていく。

(ハ)　市町村民税の引下げを、組合出身議員等と提携して理事者と積極的に交渉する（群馬県・長野県・飯田市などの例）

③　労農提携の推進力となって農民との交流につとめる。

④　その町にある中小企業者等と提携しその運動を起すこと。

⑤　積極的にP・T・Aの役員や、市町村の役付等になり教育と地方団体の民主化の運動をおこす。

(八)　青年婦人の活動と組織の強化

青年、婦人はどこの職場でも産業でも、低賃金と差別待遇をおしつけられる。

特に最近、婦人労働者の労働条件は逐年低下し、職制の圧迫と労働強化により、産休や生理休暇もなかなかとれない状態におかれ、一方青年もその学習運動やサークル活動を監視され、圧迫されている。

この様な条件の中でも、労働青年は地域における青年団員として、又これと協力して原水爆禁止や、憲法擁護をさけんで、平和運動の先頭に立ち、職場においても労働組合の中核となって闘っている。婦人労働者は、婦人部の結成やその全国的な組織化に果敢な運動を行うことは勿論、母親大会などの、カンパニヤにその意義と役割についての自覚を深め、積極的な活動をすすめている。

われわれは労働運動の明日をになうこれら青年・婦人組合員を階級的に教育し、訓練することが組合の強化と発展のために欠くことのできないものであることを再確認し、今後青年婦人の要求を積極的にとりあげ、青年協議会、婦人協議会の機関と協力してその達成のため全面的な支援を行う。

(イ) 各単産、地評はそれぞれ青年部・婦人部を確立するよう積極的に努力する。

(ロ) 同一労働、同一賃金をかかげて、賃金引上げ、差別待遇撤廃を闘う青年婦人部活動を指導し援助する。

(ハ) 青年団体、婦人団体と協力して、平和と独立と権利を守る運動、母と子を守る運動、社会保障のための運動や集会に積極的に参加する。

(ニ) サークル活動や、うたごえ、学習運動が強められるよう援助する。

(ホ) 全日本青年婦人会議と協力する。

(ヘ) 各国の青年婦人との友好交流につとめる。

(ト) 婦人活動家が専従できる条件をつくるよう努力する。

中小企業労働者の組織化　中小企業労働者の組織化運動の活発化は、最近の労働運動における大きな特徴である。たとえば一九五四年の組合結成数は、二二八六、そのうちで一〇〇名未満の組合が七八%を占めており、五五年上半期は単位組合結成総数一九二一、そのうちの七五%は一〇〇名未満の職場であった。五六年においてもこのような傾向がひきつづいていることはいうまでもない。

ところで中小企業労働者の組織方針で必ず取り上げられるのは、合同労働組合という組織形態である。前述の総評の方針においても「産業組織による運営可能なものを除き、一般合同労組をつくり、さらに地評を中心にその協議会、連合会等をつくり、これらを全国協議会に結集させ、よりいっそう強力な組織に育成発展させる」と述べられてある。

合同労働組合の組織原則が取り上げられる根拠は、「労働者の地方別産業別企業規模分布状態を全国的に大観してみるとき、さらに日本経済の構造と循環の中で各企業のおかれている条件、企業間の結ばれ方を検討し、その中で中小企業労働者の位置を具体的に見てゆくとき、これを産業区分の上でとらえてゆくことが適当な地域は数えるほどしかなく、そのような地域でもその産業別区分は大経営の場合と必ずしも同じでない」（「中小企業労働運動必携」一二一頁）という点にあった。

合同労働組合の全国的組織である全国一般合同労組は、八月二三、四の両日の第二回定期大会において運動方針を決定したが、そのなかで組織問題については次のように述べている。

闘いの目標と闘いの進め方

組織を強化し、

1　昨年七月の結成大会以来、組織の拡大はこの一年間に二倍にまで飛躍的に発展をみたが、数百万といわれる全国の中小企業未組織労働者の存在している現在、組織化運動は今後も精力的に進める必要がある。

われわれは昨年の結成大会において組織方針の基本方針について討議したがこの方針は過去一年間の経験からも正しいと考えられるので、この基本方針にのっとって、さらに一年間の運動の発展段階をあわせ考えて、次のような活動を展開する。

2　大都市における組織活動の方向

大都市などでは、産業別整理の不可能な産業分野、とくに商業、サービス業、家具土木工などに組織の重点をおき、既存の中立組合に対しても、最近の日経連の組織への攻撃に組織的に対決する必要から、共闘のような方向について、すでに東京において全明治屋労組、帝国興信所従組が闘いの中から総評、地評との共闘の中で、東京一般中小労連への加盟が行われ、さらに、東京証券、ホテル、レストラン、中央競馬会などとも統一の話し合いが進められており、関西においても、競馬場従業員の組合結成、大阪一般労連への加盟が行われ、また、大阪証券を中心とする商業商店従業員による大阪商業労組連合会も新たに結成され全国一般への加盟が行われた。

商業、サービス業部門における広範な未組織労働者の組織化の動きは、基準法闘争などをめぐって、今後ますます拡大する見透しであることを考えて、今後の組織対象として重点をおかねばならない。

また、さる四月には待望ひさしかった愛知県一般中小労連の結成が闘いとられたが、とくに全国的にみて主要地区である愛知、京都、神奈川、兵庫、福岡などにおける一般労連、中小労連の組織の強化と拡大が、総評、地評などの中でおしすすめることが必要であろう。

3　地方における組織活動の方向

地方においても、この一年間において、総評の中小企業組織化方針の確立とともに、専任オルグの配置、増員が行われ、組織化対象が設定され組織化運動が成功的に前進しつつあるが、さらにこの活動をおしすすめる。この中で、とくに中小企業の密集した工場密集地区、地方産業地区における合同労組の結成と全県的な中小労連への結成とその強化拡大を推進する。

昨年来、各県におけるこのような組織活動の結果、今まで中小企業労組のほとんどみるべき組織のなかった県において、急速な発展がみられたが、なお、中小労連などの未結成の地方も若干あるので、とくにこれらについては、本年の課題として重点的なオルグ活動を行う。

とくに地方における組織化の中では産業別組織への整理によって、相手からの攻撃に堪えうるだけの体制が必ずしもつくり得ない場合が多いので一般雑産業、地方産業労組と共に地域的な中小企業の結集体としての中小労連に加盟して、地方経営者協会等の組織破壊の攻撃に対抗する組織的体制をつくりあげることが必要である。また地評において、中小企業労組が単組ごとに直接に地評に加盟したり、中立でいたり、地区労だけに結びついているような形でいる場合には、統一された資本攻撃には対抗し得ないので、地評、地区労と協力してこれらを地区別、業種別に必要に応じて結合させ、全県的な組織に結集させる（例えば、高知、奈良、大分などの経験）。

中小労連の結成活動は、形を急いでつくるより、地評の中対オルグや合同労組の活動家が目標地区に根をおろして、その地域の地方産業や工場地帯の組織化から地区合同労組の結成をすすめ、これらの活動が全県的な協力と経験の交流される必要が生まれたとき、全県的にまとめあげるようにする。ただしこれらのオルグの活動はバラバラではなく、系統的な組織的な総評・地評・全国一般との結合のもとに行われねばならぬことはもちろんである。

組織化のやり方については、その地方における産業構造、労働者の状態、資本の構成などを考慮して、組織と闘いの必要性に応じて組織化の方向をたてることが大切である。とくに組織化運動の中で最大の推進力となるのは、何よりもオルグの力にまたねばならぬので、合同労組、中小労連の結成にあたってはオルグが十分に活動ができる財政的基礎を確立するようにする。

4　全国一般合同の組織的活動の強化

結成以来の一年間は、全国一般合同として独自の活動は地方の組織と闘争に十分な指導と支援を与えるだけの力がなく、総評の中小企業対策活動に負うところが多かった。

本年はこのような形では全国的に展開される組織活動と闘いを成功にみちびくことは困難であるので、今までの文書による連絡、機関紙による宣伝、経験の交流活動に加えて、全国的なオルグ活動を行うようにする。例えば愛媛県の松山中小労連の本藤争議に本部からオルグを派遣し成果をあげたごとく、今後は相手の系統的な対象に対して、少くとも問題の多い争議や、全国的な立場での対策を必要とする争議については、全国一般としてのオルグ活動をする必要がある。

また、組織的にも、全国組織をもちながら弱小の業種別組織であったり、企業連であるために、全国一般に加盟を希望する組合が増えているが（例えば、全証労協、全明治屋などの企業連）これらを組織的に受け入れる体制が必ずしも充分ではない。これらについても本部オルグの配置と強化が必要である。これらオルグの配置については、総評からの財政的人的支援を要請すると共に、全国一般としてもその対策に力を入れる必要がある。次に、全国一般の決議機関である幹事会が連絡協議会の性格から各労組代表者会議の形で運営されたが、地域的にも全国的に分散している現状を考えて、決議機関は、本部および各ブロック代表程度で構成し、各地方組織との連絡には地方毎のブロック会議を強化し、これとオルグによる活動により行うようにする（ブロック会議については関西ではすでに数回もたれて効果をあげているが、必要に応じて各地方にも確立する）。

5　総評、地評、地区労および他の全国単産との協力活動について

われわれの活動が、総評、地評、地区労および他の全国単産との協力なしには成功しえないことは明かであるが、その具体的なやり方としては

(イ)　全国一般としては総評の大会決定による中小企業組織化運動に全面的に協力して、組織化と闘いの推進にあたっては、つねに総評、地評及び各単産との協力体制の中でこれをおしすすめるようにし、また総評、地評等で計画する全労働者の問題等に関する行事や闘いにも積極的に参加する。このため各地方組織は地評に加盟して、共闘体制を強化し、とくに地評の中対オルグの積極的な支援を要請する。

(ロ)　各地方合同労組においては、とくに地区労を通じて、大企業、官公労との協力が必要であるので、このため地区労へも積極的に参加し、大企業、官公労との地域共闘を通じての職場交流、争議支援を促進する。

(ハ)　全国的に業種別の共通対策を必要とする木材産業などについては全国一般合同として、連絡会議を開催して対策を促進する。

(ニ)　全日本中小企業労組総連合との関係については、中小企業労働者の組織として、共通の問題については、可能な限り共闘を行うという友好的態度で協力関係を促進する。すでに東京では、第二七回メーデーにおいて、共同の宣伝カー、デモの統一編成等を行い、連帯感を深め、東京地連では、大阪地連と同じく、東京地評加盟の態度を表明されたようである。われわれは今後とも積極的な共同行動を促進する。

全銀連分裂問題　全銀連分裂の発端となったのは、規約改正問題であった。全銀連では、五五年九月に規約改正小委員会が設置されたが、このときの規約を取り上げた考え方は、運営の実情に合わない点を改正するという程度であり、年内は一度も開かれなかった。しかしその年の一一月に開かれた全国大会で、一部の市銀従組から主として代議員選出の完全比例代表制がもち出されるに至って、小委員会も五六年一月以降開かれるようになった。

こうして本部で規約改正を取り上げた一方で、市銀各単組も五六年はじめ以来、本部とは別個にそれぞれ規約の検討をはじめ、なかでも六単組三菱、住友、第一、三和、富士、東海、――組合員四万五千――は共同作業の形で構想をまとめあげ、二月末にこの市銀六単組が他の市銀従組に働きかけ、六行案についての同調が求められるに至って、大きな波紋を組織全体に巻き起すことになった。なぜならばこの六行案は、全銀連の組織を根本から改変するものだったからである。

この六行案に対して、六行従組以外の市銀従組＝七行（三井、協和、神戸、北拓、勧銀、東京）と、地方銀行従組、日銀、農林中金、商工中金、興銀、外国銀行などの組合は、六行案を部分的に認めるが、実質的に現在の全銀連を解消して、市銀連と地銀連の二本建組織に移行するという基本構想については、容易に賛成できないという態度を表明した。本部は、「六行構想にもられている主旨は、あくまでも全銀連組織をよりよく改善するための建設的意見である」と判断し、六行、七行、地銀、本部の四者の間で一致点をみいだすための話しあいを公式にはじめることにした。かくして三月中旬から四月中旬に至るまで、数回の四者会談がおこなわれたが一致点をみいだすことができず、六行従組側は、それぞれの単組ごとの大会決定を三月末までに終了して、四月末には全銀連臨時大会を開催することを要請してきた。

四月二八日から開かれた臨時全国大会では、「現状のもとで銀行労働者の統一を維持するためには、各単組の上部組織として、市銀連、地銀連を結成して、そこを基盤に活動する以外にない」という六行従組の考え方と「市銀、地銀連、地銀連を結成することは、実質的に銀行労働者の戦線を二分することであり、組織力を決定的に弱める」という他の組合との意見はついに一致せず、採決の結果、過半数の反対によって六行提案は廃案となった。その間、本部からは事態収拾のために、両者の意見を最大限にもりこんだ妥協案が提案されたが、これは六行従組の反対によって三分の二の賛成がえられず廃案となった。

六行代議員は採決によって廃案が決定された直後、いっせいに会場から退場し、その後それぞれ各単組の大会を開いて全銀連からの脱退と七月中旬を目途に市銀連を結成することに決定した。六行がこのように強硬な行動に出たことは、七行の中にも深刻な動揺をもたらし、協和、北拓、大和、興銀の各従組は、六行脱退という新情勢のもとでは、六行に同調する以外に事態を収拾できないとして、

六行の動きに合流することとなり、五月四日にはこれら四行をふくむ十行で、市銀連結成準備会をつくる申し合わせができた。

このような情勢のもとで、大会直後から全国地銀協、市銀五従組（三井、大和、東京、神戸、勧銀）を中心にして、六行の脱退をくいとめるために、六行提案の骨子となる四項目――市銀連、地銀連による全銀総連の結成、決議権、執行権をもつ支部組織の廃止、比例代表制、手続上の全銀連解散――を認め、これを基礎として、六行との話し合いを進める以外にないというように態度を転換した。しかし六行側は、実質的に話し合いを拒否する態度にでた。全銀連にとどまった市銀五従組も、六行の動きに同調することを前提として、事態を解決する以外にないと判断した。かくして地銀各従組も、市銀五従組の考え方を受け入れることになった。全銀連二二回大会は、六月二八、九の両日開かれ、執行部は本部提案として「全銀総連結成の見通しがついたとき全銀連を解散」する方針をとったが、代議員会のはげしい討論の結果、小委員会による修正案が圧倒的多数で可決された。修正案の内容は次の通りである。

一　分裂事態収拾のために全銀総連の構想を認め再結集を図る。

二　総連結成の段階として市銀連、地銀連の結成準備を進め速やかに発足させる。

三　市銀連、地銀連発足の前提として全銀連を解散することを確認し、七月二六日解散大会を開催する。

などという諸点を決定した。こうして七月末をもって全銀連は一まずその姿を消すことになり、市銀、地銀二本立の全銀総連へ再編成されることになった。市銀、地銀の分離要求は、根本的には巨大銀行資本と地方的銀行資本の複雑な対抗関係と、その下における労働条件の不均衡を反映するものであり、それとともに組織上のカナメの役割を担当してきた書記局に対する攻勢の意味にもあるといわれている。

臨時工の組織化　中小企業労働者の組織化とならんで、合化労連、鉄鋼労連などを中心とした臨時工の組織運動の進展はめざましいものがあるといってよい。合化労連の三〇年度における調査によれば、七八社の全従業員一六万二一二三名のうち臨時工は一万四一七五名で、未回答などを含めれば、一割以上にのぼるといわれている。その外下請の労働者（いわゆる社外工）が、運送、出荷、工作、修理、土建などの関係で働いており、これらを合わせるときわめて大きな数字になると思われる。

臨時工の労働条件は、本工に比較すると著しく劣悪であり、たとえば平均賃金は日額四〇〇円、月額で約一万円、本工の半分にあたる。また一時金、年次有給休暇、慶弔、共済、厚生施設の利用などは、本工と差別がある。合化労連の場合、組織率は大体半分位であり、東洋高圧、住友化学、日本水素、日本油脂、宇部ソーダ、日本カーボン、初島坂出、東海電極、別府化学、科研化学などは、本工組合に加入させるか、または本工組合と臨時工組合とが統一して一本の形をとっている。そのほか東亜合成、高岡、日東化学八戸、同中川、日産鏡、多木肥料、日硫新潟、同二本木、同下関、東海硫安、帝国化工大阪、イビ電、日曹会津、同二本木、日本生物化学などに臨時工組合があり、また昭和電工では五つの臨時工組合が連合体の組織をもっている。

また臨時工、社外工を多くかかえている全造船労組の調査によると、臨時工、社外工の総数一万六八一九名を数えている。三一年度の全造船労組の運動方針は、一、本工切換、一、本工組合に吸収、三、臨時工組合の結成、四、本部は積極的に組織化のオルグをおこなうことを決定し、さらに社外工については、一、職安法（四四条）違反の労務供給については、ただちに廃止させる、二、できるかぎ

り臨時工に採用し、中間搾取の排除、三、臨時工に切替えられない者に対しては、(イ)経管協議会、生産協議会などで、社外工使用の範囲、工事の内容、労働条件などを会社と協定、(ロ)争議破りに介入しないよう協約（協定）条項を設置すること、などであった。

なお全造船においては、三菱造船長崎の臨時工が本工組合に加入、佐野ドック清水第二分会は本工組合協力のもとに臨時工を本工に切替え、三菱横浜造船所が臨時二組合を結成などが三一年度中の主な動きであった。

合化労連および自治労連の臨時工組織方針は次のようなものである。

合化労連の臨時工下請に対する運動方針

労連は、第十二回の定期大会で、一九五六年度の運動方針の中で、大きな運動の柱として、臨時工に対しては

「(イ)　臨時工を本工に採用しますし

(ロ)　あたらしく採用するときは本工に採用させます。

(ハ)　臨時工を本工に加入させます。

(ニ)　臨時工組合をつくり、本工と共闘して統一へ進めます。

しかし、実際には本工採用にはどうしても限界がありますから、臨時工を組織化して労働条件を引き上げてゆかねばなりません。こうして労働条件を本工に近いものにすることが本工採用を容易にする道でもあります。」

という方針を決定し、

下請労働者に対しては日本水素の最も進んだ例をあげて、共闘と組織化の方針を打ち出しています。

しかし、臨時工にも、(1)長期臨時工（常用工）、(2)短期臨時工（季節工、短期工）、(3)職安を通ずる日雇労働者に、大体区別されますが、私達が、共闘でき、組織化しているのは大体、(1)の長期の臨時工であり、(2)の短期臨時工は、まだ少ししか行っていない段階ですし、(3)の日雇労働者については、全日自労との関係がありますが、手がとどいていない状態です。しかも、共闘と組織化をやって行くと、下請への切替え、職安の日雇労働者に逃げて行くという傾向が顕著にあらわれて来ています。

(一)　長期臨時工

契約期間は、二ヵ月、三ヵ月、四ヵ月、六ヵ月、最高一ヵ年でこれが更新されています。

これらについては、本工採用労働条件の引上げ、差別待遇の撤廃や共闘、組織化が一番進んでいること、前に述べたとおりです。

①　本工採用については、日本水素や宇部ソーダ、日本カーボン、東海電極、旭電化、日本ソーダ、石原産業等、多くの組合でやっています。

日本水素や宇部ソーダでは、登用試験で本工に採用させましたが、これは、最初に、これらの臨時工を本工組合に加入させていて、一つの組織の中で押進めたところに大きな成功がありました。

②　組織化については、前に述べたように、(1)本工組合に加入させる、(2)出来ないところは別に臨時工組合を結成させ、(3)共闘の中から本工組合と統一するという方針で、現在、一本になって来ていること、前に述べたとおりです。

③　労連としては、一本化するために、組合規約の改正をやって規約上臨時工、嘱託などを組合員とすることができるようにし、更に会社にぶっつけて、協約上も認めさせ、（協約上の非組合員の範囲としない）、経過的には、二本立であっても、協約上に臨時工を規定させる方針で、日水や東圧はこれに成功し

ており、住友化学も組織統一から、この方向に進んでいます。また労組法十七条の「協約の一般的拘束力」の適用も併行して行う方針です。

④　更に、基準二〇条、二一条の関係で、更新の契約期間を、次第に長く（半年とか一ヵ年）することが必要です。このことは、次に述べる短期工や職安労働者の場合に特にそうです。

⑤　しかし、例えば住友化学においては、本工組合との統一をねらって、臨時の更新拒絶首切りという問題がおこっております（これは撤回させた）。

これらに対しては、東洋オーチスエレベーター、万座硫黄、新日本飛行機などの判例では、ほぼ確立されているように相当の理由がなければ、長期臨時工の契約更新拒絶＝首切りは「相当の理由」がなければできないということを確立する必要があります。

(ニ)　短期臨時工

石灰窒素などのように、豊水期渇水期で、人員のひどいアンバランスのあるところでは、季節工、短期工の問題があります。勿論、これら季節工、短期工の常用工↓本工採用をやっていますが、イビ電臨従労組では一種の先任権制（成績、勤続年数により、休職の場合六〇％保障）、昭電大町、塩尻などでは組合登録制をとり、優先雇用制を持っています。これらの方法は、組合が、うまく運営するならば、日産自動車などがとろうとしている、会社の登録制に対抗することができるのではないだろうか。

自治労の臨時工組織方針

A　組織強化対策

自治労組織全体の形の中で臨職の組織化並に強化を図らなければならない。然し、既存の組合に比して歴史が浅く、また日常活動の不充分などの点を考慮しつつ、臨時職員全体を闘う組合員に育てあげる。そのため

①　中央、地方を通じ臨時職員評議会組織を確立する。

②　各級機関では臨時職員対策を討議するように努め、全体の問題として提起する。

③　県連は末組織、統一になやんでいる単組に対し、組織化と統一の必要性を啓蒙すると同時に、指導、宣伝教育を行い組織強化をはかる。

④　県連、地連内の交換オルグを実施すること等によって臨職対策強化をはかる。

⑤　臨時職員幹部の啓蒙とオルガナイザーを訓練するため、臨職幹事会、代表者会議等適宜開催する。

⑥　実践活動は、各単組、県連、地連単位に具体的諸要求を掲げ個々の組合員が闘える態勢を作り上げて行くと同時に中央依存にならぬように努める。

⑦　以上の実施を容易ならしめるため、またこれを積極的に押し進めるため、本部は計画的オルグ、情宣活動等最大の努力を傾注する。

B　要求の目標と実践について

①　臨時職員制度を撤廃するためのあらゆる会合に出席し、統一闘争の場の拡大を図り、かかる制度を維持しようとする反動立法を粉砕する。

②　実態に即した定数条例の改革は、当面臨時職員を定数内職員とする。そのため、今後臨時職員採用を一切停止せしめる。臨時職員を一挙に定数内職員とすることが可能でない単組は、一切の具体的な労働条件を定数内職員と同等に引き上げることにより、実質的に臨時職員の格差を無くする。

③　そのため今後行われる秋季、年末、春季闘争等、統一闘争の中に臨時職員は積極的に参加し、臨時職員問題が枠外にならないようにする。なお、単組、県連では臨時職員給与費七四億円を足がかりとして、今後より以上に強力な闘争を組む。

④　臨時職員の身分、給与の不当性を総評の法規懇談会等を通じ、明確化すると同時に、法廷闘争に入った単組に対し、全国的な支援を行う。

第六章　統計からみた争議

戦後日本の労働争議統計としては、労働省労働統計調査部「労働争議統計調査」のほか、業務統計として、中央労働委員会で集計する各労働委員会の「労働争議調整取扱件数・参加人員」があり、これは中央労働委員会事務局編『労働委員会年報』に毎年公表されている。しかし、中央労働委員会の業務統計は、労働委員会が関与した争議だけを対象にしているから、包括的なものではないし、公共企業体における労働争議は、まったくふくまれていない。したがって、本年鑑では、主として労働省の統計調査に基いて記述する。

（注1）　従来の労働争議統計資料　労働争議統計に関する資料は、わが国においては、一八九七年後半期以来、内務省警保局において取り扱われていたが、公表されなかった。一九二二年、内務省社会局が新設されるにおよんで同局が編集の任にあたり、一九二四年以降、『労働時報』誌上へ定期的に公表するようになり、ひきつづいて厚生省労働局（後に勤労局、労政局）、労働省労政局が編集の任にあたり、一九四八年九月以降、労働省労働統計調査局（部）へ移管され、現在におよんでいる。

また、資料は一九二四年以降、毎年、内閣統計局編集の『労働統計要覧』に掲載され、一般に紹介されている。しかし調査対象、集計基準がしばしば改訂されているので、厳密に比較することはできない。一例を挙げれば、一九一九年より一九二六年までは、争議行為の対象を「同盟罷業」、一九二七年より一九四五年までは「同盟罷怠業及び工場閉鎖」、一九四六年以降「同盟罷業、同盟怠業、工場閉鎖及び業務管理」を対象としている。

なお、労働省労働統計調査部『統計から見たわが国の労働争議』（一九五〇年一二月、「内外労働資料第二九集」）は、よくまとまっており、参考になる。

（注2）　現在の労働争議統計の作成方法と公表　現在、労働争議統計は、争議当事者である資本家側と労働者側の双方より調査しているが、それぞれの立場により、両者の提出する報告にはくい違いがありうる。

労働関係調整法によれば争議行為が発生したときは、その当事者はただちにその旨を労働委員会または都道府県知事（「船員法（昭和二二年法律第一〇〇号）の適用を受ける船員に関しては海運局長」）に届出なければならない規定になっているが、争議発生前の状況および発生後の経過、解決状況などを調査し、労働省に報告書を提出する事務は、主として各都道府県の労政課が担当し、その集計、報告書内容の規正または争議発生当事者への照合は、労働統計調査部が担当することになっている。

（注3）　対象と単位　労働争議統計の対象は、いうまでもなく労働争議である。しかし、すべての争議状況を、正確に全国的に調査することは、きわめて困難である。したがって、調査の

正確さを期するためには比較的容易に調査できる争議についてのみ、その範囲を限定する必要がある。そこで、この統計においては、同盟罷業、工場閉鎖および業務管理などの争議行為を伴った争議と、争議行為は伴わないが解決のために第三者があっせん、調停、仲裁などをした争議に限定されている。

右のほか、次の諸点が注意されねばならない。

(A)　争議は、労資間の紛争であるから、労働者相互間の争いは労働争議ではない。

(B)　少なくとも当事者の一方である労働者は集団をなしていなければならない。すなわち、単独の資本家側と対抗していなければならない。すなわち、単独の労働者と資本家側の争いは労働争議ではない。

(C)　これに対し、政治的争議および同情争議は調査対象に含まれる。

次に、争議の単位は、調査および統計上、十分考慮しなければならない問題である。この統計においては、独立の工場・事業所を単位として調査することになっている。したがって、共同争議や労働組合連合団体の労働争議の場合は、各々独立している工場・事業所ごとに調査する。従来、この調査単位は、「企業単位」または「組合単位」、「事業所単位」が混用されていたが、一九五〇年四月の改訂（昭二五・四・二八、「労働省統計発表第六号」）によって、同年五月から、すべて調査単位を事業所単位に統一したわけである。

しかし、集計単位としては労働組合連合体の争議、一企業系統の争議、共同争議などの場合は、いずれも一件の争議として集計することは従前と変りなく、したがって、争議件数は必ずしも事業所単位には一致しない。ただ、府県別分布の集計にさいしては各都道府県の事業所ごとに集計する。

争議件数および参加人員　一九五六年の労働争議（この一年間に新規発生した争議へ前年から繰越して継続した争議を加えたもの）は、これを総争議（争議行為を伴った争議と争議行為を伴わない争議の合計）についてみると、件数一三三〇件、その参加人員三三七万一九一八であって、前年に比べ、件数では一五件の減少、参加人

第265表　年別労働争議件数・参加人員

(発生・繰越)

年別	総争議		争議行為を伴ったもの		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1946年	920	2,722,582	810	634,983	110	2,087,599
1947〃	1,035	4,415,390	683	295,321	352	4,120,069
1948〃	1,517	6,714,843	913	2,605,483	604	4,109,360
1949〃	1,414	3,307,407	651	1,239,546	770	2,067,861
1950〃	1,487	2,348,397	763	1,026,841	783	1,321,556
1951〃	1,186	2,818,688	670	1,386,434	584	1,432,254
1952〃	1,233	3,683,435	725	1,844,399	573	1,839,036
1953〃	1,277	3,398,667	762	1,743,229	584	1,655,483
1954〃	1,247	2,635,426	780	1,546,619	552	1,088,807
1955〃	1,345	3,748,019	809	1,767,367	615	1,980,652
1956〃	1,330	3,371,918	815	1,604,675	591	1,767,243

〔備考〕　1)　労働省「労働争議統計調査」による。
2)　年集計，以下特に付記しないかぎり同じ。

員では三七万六一〇一人の減少となっている（第265表）。

総争議件数は、前年よりやや減少したとはいえ、いぜんとして一三〇〇件台を維持し、一九四八年―一九五〇年の時期に次いで、高い水準にある。参加人員は、一九四八年以来の最高を記録した前年に比べると、かなり大幅の減少であった。しかし、戦後労働組合運動の昂揚期にあたる一九四七年――一九四九年および一九五二年――一九五三年とならんで、前年末の三〇〇万人の線は割っていない。

ところで、争議行為（同盟罷業・同盟怠業・工場閉鎖・業務管理）を伴った争議だけについてみると、一九五六年は件数約八一五件、参加人員一六〇万四六七五人で、前年に比べ、件数では六件の増加、参加人員では、一六万二六九二人の減少となっている。争議行為を伴った争議の件数は、一九四八年以来の最高記録を示した前年の記録をさらに破って、敗戦翌年の一九四六年の水準も越した。しかし、その参加人員は、前年に比べてかなり減少したが、これは、小規模の工場で、争議行為を伴う争議が増加したためだろう。

次に、一九五六年における労働争議件数・参加人員の月別推移をみよう。

発生労働争議件数（総争議）では、多い月から順位をつけると、一二月、一一月、三月、六月、四月（前年は一二月、七月、六月、一一月、五月）の順になっている（第266表）。これは、年末と夏季とに――つまり臨時手当を目標として、争議発生件数が増加するという例年の月別推移とやや異なり、一九五六年は、賃金引上げの闘争がおこなわれた春季の発生件数の順位が高くなっている。すなわち、前年同月と比べ、一九五六年六月および七月は、むしろそれぞれ三二件、六三件の減少であるのに、三月および四月は、それぞれ五四件、五三件と、大幅に増加した。

第266表　月別労働争議件数・参加人員（発生）―1956年―

月別	総争議		争議行為なったもの								争議行為を伴わないもの	
			小計		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		業務管理			
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1月	50	21,912	18	10,395	14	3,982	2	6,973	1	1,661			33	11,517
2〃	44	33,129	21	2,864	15	2,054	1	1,000		101			27	30,265
3〃	129	209,303	85	172,103	63	49,851	4	121,380	4	151,372			54	37,261
4〃	127	172,173	80	87,187	58	68,689	4	23,222	4	351			54	84,986
5〃	71	26,818	42	12,872	33	10,889	2	7,675	2	293			31	13,946
6〃	129	90,011	74	66,265	48	31,655	4	35,545	4	807			58	23,746
7〃	107	227,186	63	76,523	46	59,236	4	39,952	4	3,409			51	150,663
8〃	99	97,369	55	85,018	40	83,666	4	1,508	4	238			51	12,351
9〃	63	294,958	36	84,643	31	82,546	5 1	6,694	1	137			29	210,315
10〃	88	109,851	60	95,089	41	61,200	1	57,907	1	49			33	14,762
11〃	185	405,776	139	338,287	113	201,311	1	159,143	1	157			53	67,489
12〃	193	533,867	104	151,637	81	52,322	3	103,511	1	1,170			92	382,230

［備考］　労働省「労働争議統計調査」による。

第267表　月別労働争議件数・参加人員（発生・繰越）　—1956年—

月別	総争議 件数	総争議 参加人員	争議行為を伴ったもの 小計 件数	争議行為を伴ったもの 小計 参加人員	争議行為を伴ったもの 同盟罷業 件数	争議行為を伴ったもの 同盟罷業 参加人員	争議行為を伴ったもの 工場閉鎖 件数	争議行為を伴ったもの 工場閉鎖 参加人員	争議行為を伴ったもの 同盟怠業 件数	争議行為を伴ったもの 同盟怠業 参加人員	争議行為を伴ったもの 業務管理 件数	争議行為を伴ったもの 業務管理 参加人員	争議行為を伴わないもの 件数	争議行為を伴わないもの 参加人員
1　月	94	930,287	26	10,844	20	5,126	2	1,661	7	7,278	1	24	70	919,443
2　〃	94	937,796	41	53,889	25	28,764	4	1,866	17	23,704	1	24	64	883,907
3　〃	184	1,246,727	105	405,835	81	154,938	3	622	51	204,949	1	24	103	840,892
4　〃	189	441,697	97	174,233	74	82,972	8	62,541	43	36,706	1	24	103	267,464
5　〃	142	321,547	65	23,156	50	17,528	8	1,487	17	14,339	2	37	84	298,391
6　〃	193	194,393	97	73,198	64	34,481	8	5,151	38	36,486	2	37	99	121,195
7　〃	188	347,670	87	95,932	60	66,533	10	6,119	33	53,104	2	37	109	251,738
8　〃	160	267,045	77	91,660	52	85,287	9	711	23	6,132	4	158	92	175,385
9　〃	114	459,218	52	87,424	40	84,773	6	796	13	7,357	4	158	65	371,794
10　〃	150	556,067	82	174,795	58	140,427	8	968	32	62,714	2	75	74	381,272
11　〃	245	811,357	165	405,241	131	231,636	5	1,095	69	212,083	2	70	92	406,116
12　〃	295	858,073	158	334,851	126	179,866	8	2,202	61	165,192	3	118	147	523,222

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

発生労働争議参加人員（総争議）では、多い月から順位をつけると、一一月、一〇月、七月、六月、三月（前年は一一月、一〇月、七月、三月）となっており、ほとんど前年と変りがない。春季闘争たけなわの四月は、順位こそ低いが、前年と比べて、発生総争議参加人員が約五倍に激増しており、月別増加率では最高であった。

発生繰越労働争議件数（総争議）でも、発生労働争議のみの場合と、ほぼ同じ月別推移を示している（第267表）。ただ、発生件数だけをみると順位の高かった三月は、繰越件数をふくめると第六位となる。一方、発生繰越労働争議参加人員（総争議）は、発生労働争議のみの場合とひじょうに異なった月別推移を示している。発生争議だけについてみると、年末に参加人員が偏在しているが、繰越争議をふくめると三月（第一位）を中心に年初のほうが多い。

争議の形態　労働省「労働争議統計調査」では、労働争議を次のように分類している。

- 争議行為を伴うもの
  - 同盟罷業
  - 工場閉鎖
  - 同盟怠業
  - 業務管理
- 争議行為を伴わないもの
  - 労働委員会の関与したもの
  - 労政職員の関与したもの
  - その他の関与したもの

（注）　争議行為の形態分類　この統計で争議行為とは、「争議当事者が夫々の主張を貫徹することを目的としておこなう行為であって、業務の正常な運営を害する行為」をいう。したがっ

て、もし公務員や公共企業体の従業員が争議行為をおこなえば、この調査の対象となることはいうまでもない。争議行為の形態は、だいたい同盟怠業、同盟罷業、工場閉鎖および業務管理の四種に区分することができるので、この統計でも、右の四種類に限定している。

「同盟怠業」とは、労働者の団体が自己の主張を貫徹するために、作業を継続しながらも、作業を量的・質的に低下させるものをいう。ただし、作業停止継続四時間未満の同盟罷業は、同盟怠業に含めて分類することになっている。

「同盟罷業」とは、自己の主張を貫徹するために、労働者の団体によってなされる一時的作業停止をいう。そして前述の作業停止継続時間四時間未満のものは、この調査では同盟怠業として取り扱われる。

「工場閉鎖」とは、労働者の争議に対する対抗手段として、自己の主張を貫徹するために、資本家側が生産活動の停止を宣言し、作業を停止するものをいう。しかし、争議行為としての工場閉鎖と、休廃業を意味する閉鎖とは、異なることに注意しなければならない。

〔例〕事業の休廃業または移譲などを目的として、資本家側が閉鎖という言葉を用いて労働者側に通告し、これがために休廃業を意味する閉鎖反対の要求がおこったが、資本家側が通告どおり工場を事実上閉鎖したとすれば、それは休廃業であって、ここでいう工場閉鎖には含めない。資本家側が休廃業と称して作業を停止した場合でも、自己の労働関係に関する要求が貫徹し、そのほか争議が解決した時は作業を続行する意図のもとにおこなわれるものであれば、工場閉鎖に含まれる。また、資本家側がいかなる意味の閉鎖をしたにしても、閉鎖を労働者に通告し、労働者の争議に対する対抗手段としてなされたものであれば、その争議行為は業務管理であり、閉鎖は業務管理の一形態である。

(注)　争議形態別の分類方法　たとえば、一つの争議が、集計期間中に最初は争議行為を伴わず、後に同盟怠業をおこない、次いで同盟罷業が発生し、しばらく休止していてさらにまた同盟罷業が発生するなどのように数種の形態がおこなわれることもあり、また同時に異種の形態の行為がおこなわれることもあるわけである。

一九四六年以来、この形態別の決定方法は、集計期間中に数種の争議形態がおこなわれたならば、その期間中の最後の形態をもってその争議の形態ときめていた。すなわち、前例のような争議は、その形態を罷業と定めていた。このような処置をすれば、統計上はきわめて簡単ではあるが、実態からはなれる結果となるので、一九五〇年以降は、実態をあらわすという方針のもとに、数種の形態がおこなわれた場合には、各形態ごとにそれぞれの参加人員を用いて一件の争議として取り扱い、争議行為を伴ったものの小計欄には一まとめにして一件の争議として計上し、参加人員は各形態のうち最大の参加人員をもつ一回だけ集計するという方法を採用した。しかし、同じ形態が二回以上おこなわれたときは、一回のみ計上することとした。第三

者が関与した争議で、争議行為を伴った時は、行為を伴った参加人員と総参加人員との差を争議行為を伴わないものの欄に各一件として集計し、総計欄には一括して一件とし、総参加人員を用いて計上することにした。ゆえに各形態ごとの件数、参加人員の合計は、争議行為を伴った参加人員の小計と一致せず、行為を伴った小計の件数と行為を伴わない件数の和は総計の件数とは一致していない場合がある。

年間総争議件数ならびに参加人員のうちで、争議行為を伴ったものの比率をみると、第268表の通りである。すなわち、件数・参加人員とも争議行為を伴ったものの比率は前年より高く、特に、件数においては、一九四六――七年ならびに一九五四年に次ぐ高率を示した。参加人員においても、一九五一――四年の比率より低いが、敗戦直後の運動の昂揚期よりはるかに高率であった。

争議行為を伴った争議を、さらに各争議形態別にみると、第269表の通りである。

同盟罷業は、件数が、一九四八年以来の最高記録を示した前年よりやや減少して、戦後第三位を占めた。参加人員も前年より減少し、ふたたび一〇〇万人台を割った。

第268表　総争議中，争議行為を伴ったものの比率
（発生・繰越）

年別	件数	参加人員
	%	%
1946年	88.0	23.3
1947〃	66.6	6.7
1948〃	60.2	38.8
1949〃	46.0	37.5
1950〃	51.3	43.7
1951〃	56.5	49.2
1952〃	58.8	50.1
1953〃	59.7	51.3
1954〃	62.6	58.7
1955〃	60.1	47.2
1956〃	61.3	47.6

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

第269表　争議形態別労働争議件数・参加人員　（発生・繰越）

年別	同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1946年	622	510,391	80	7,024	130	75,069	170	140,569
1947〃	382	212,081	88	7,693	141	62,922	93	24,039
1948〃	667	2,298,530	83	6,638	136	301,576	54	6,548
1949〃	511	1,117,154	53	7,447	100	128,980	25	8,322
1950〃	566	761,051	45	26,588	267	409,356	28	6,446
1951〃	564	1,159,740	35	4,819	184	362,114	—	—
1952〃	576	1,622,549	29	8,608	241	616,717	2	476
1953〃	602	1,333,519	27	23,389	261	732,118	4	271
1954〃	623	915,111	32	21,846	271	967,821	6	869
1955〃	638	1,028,629	40	8,922	310	1,000,397	1	29
1956〃	631	954,177	44	168,487	337	737,113	5	209

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

同盟、総業は、件数が前年の水準をこえ、戦前・戦後をつうじての最高記録を更新した。参加人員は、最高記録を示した前年より減少し、一九五四―五五年に次ぐ第三位を占めた。しかし、統計上における同盟怠業の増減は、必ずしもサボタージュの増減をそのまま反映しているわけではない。この労働省の統計調査では、作業停止継続時間四時間未満の時限ストライキを、同盟怠業にふくめて分類することになっているからである。一九五四―五六年の同盟怠業の増大は、時限ストライキの増大を物語っているものと思われる。特に、一九五六年における件数のいっそうの増大と、参加人員の若干の減少は、中小規模工場での時限ストライキのひろがりを示している。

業務管理は、前年の激減にひきかえ、件数・参加人員とも、ほぼ一九五二年以後の平年水準を示した。

第270表　継続期間別作業停止労働争議解決件数・参加人員
―1956年―

期間別	件数	参加人員
5日以下	451	404,504
6～10日	78	186,981
11～20日	49	267,397
21～30日	21	19,586
31～100日	31	213,035
101日以上	2	140

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

の事態が、大きく影響している。

わが国労働運動史上に未曽有る炭鉱の全山ロック・アウトという、

は、春季闘争における最高記録であった。これ記録をつうじて、戦前・戦後をつうじて増となり、約二〇倍にもかい激参加人員は、前年の

さらに増加し、一九五〇年当時の規模に九工場閉鎖は、件数

第271表　参加人員規模別労働争議件数・参加人員（発生）　―1956年―

規模別	総争議		争議行為を伴ったもの										争議行為を伴わないもの	
			小計		同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理			
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
29人以下	275	4,112	127	2,080	116	1,819	6	106	29	425	2	37	150	2,060
30～49人	139	5,399	85	3,330	69	2,670	4	186	30	1,180	—	—	59	2,275
50～99人	195	13,893	106	7,566	88	6,133	7	528	30	2,198	3	172	87	6,154
100～499人	379	90,617	262	64,075	185	45,833	21	4,779	131	29,810	—	—	120	27,031
500～999人	105	72,938	80	55,745	60	41,499	1	858	37	26,659	—	—	25	17,065
1,000～4,999人	140	313,705	103	239,690	79	183,086	4	10,592	51	128,354	—	—	31	65,068
5,000人以上	52	1,955,216	36	1,084,338	19	596,652	1	151,438	21	466,082	—	—	14	729,353

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

なお、作業停止労働争議（同盟罷業・工場閉鎖）の解決件数と参加人員を、その争議の継続期間別にみると、第270表の通りである。前年に比較すると、三一―一〇〇日の継続期間をもつ争議件数が特に増加し、また二一―三〇日の継続期間をもつ争議参加人員が特に増加した。これに反し、一〇一日以上の作業停止労働争議は、件数・参加人員とも少なかった。

争議の規模　一九五六年の労働争議を、参加人員の規模別にみると、第271表の通りである。総争議件数では、一〇〇―四九九人の規模が三七九件（前年三三一件）で第一位、二九人以下の規模が二七五件（前年二八三件）で第二位、五〇〇―九九九人の規模が一九五件（前年二一〇件）で第三位を占め、この順位は前々年および前年とも同じである。しかし、争議行為を伴わない争議だけについてみると、第一位が二九人以下の規模で一五〇件となっている。

一九五六年の参加人員規模別総争議件数を前年と比べて、特に注目されるのは、一〇〇―四九九人の規模と、一〇〇〇―四九九九人の規模とが増大したことである。特に、同盟罷業だけについてみると、一〇〇人から四九九人にいたる中規模以上の工場で参加人員が増加している。

次に、争議の規模を、企業規模別労働争議発生事業所件数・参加人員についてみると、第272表のとおりである。従来、争議の規模は、参加人員規模別にしか集計されていなかったが、一九五五年から企業規模別にも集計されるようになった。これは、特に中小企業における労働争議が激化してきた情勢を反映した結果だろう。一九五六年を前年と比べても、やはり二九人以下の企業規模での争議行為を伴う争議発生件数の増加が注目される（前年一二五件）。

労働損失日数　争議による直接労働損失日数は、第273表の通りである。すなわち、一九五六年は、総数において、戦後最低を記録した前年より増大し、三年ぶりで四〇〇万日台を突破した。しかし、同盟罷業による直接労働損失日数だけについてみると、前年を一〇〇万日ちかくも下回り、戦後最低を記録した（従来の最低記録は一九五四年であった）。この反面、工場閉鎖による直接損失日数は、戦後最高を示し、前年の約一五倍、従来の最高記録（一九五四年）

第272表　企業規模別労働争議発生件数　―1956年―

規模別	総争議	為た行った争議伴の争をも
29人以下	270	168
30～99人	281	161
100～499人	459	298
500～999人	161	122
1,000～4,999人	212	170
5,000人以上	186	168
分割不能	8	—

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

第273表　直接労働損失日数（発生・繰越）

年月別	総数	同盟罷業によるもの	工場閉鎖によるもの
1946年	6,266,255	6,093,263	172,992
1947〃	5,035,783	4,894,235	141,548
1948〃	6,995,332	6,879,721	115,611
1949〃	4,320,688	4,252,334	68,354
1950〃	5,486,059	5,133,162	352,897
1951〃	6,014,512	5,972,032	42,480
1952〃	15,075,269	15,012,034	63,235
1953〃	4,279,220	3,853,966	425,254
1954〃	3,836,276	2,659,129	1,177,147
1955〃	3,467,008	3,306,737	160,271
1956〃	4,561,890	2,353,488	2,268,601

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

の約二倍に達した。

（注）　労働損失日数　労働損失日数とは、作業停止労働争議がおこなわれた期間に、実際に「労働の損失」となった延日数の合計である。この統計で作業停止争議とは、同盟罷業ならびに工場閉鎖の二種類の争議をいう。故に、労働損失日数とは、同盟罷業または工場閉鎖がおこなわれることによって生ずる「労働の損失」の合計である。そして、「労働の損失」は二種類に大別される。その一つは、同盟罷業や工場閉鎖に直接関係した労働者の延人員をもってあらわされる直接労働損失日数である。その二は、炭鉱における採鉱夫の罷業の例の如く、一部の労働者が同盟罷業をおこなったために、その事業所の他の労働者が作業停止をせざるを得なかった延人員をもってあらわされる間接労働損失日数である。しかし間接に作業を停止せざるを得なかったが事業所が異なる場合には、たとえば停電ストライキによる一般工場の作業停止のごときは、間接労働損失日数には含めない。

次に、労働損失日数の計算方法であるが、直接であると間接であるとを問わず短期間の作業停止争議であれば作業停止をおこなった労働者の延人員をとる。長期の場合にあっては作業停止をした人員に可能労働日数を乗じて算定する。一九五〇年四月以前の方法としては、七日以上継続する作業停止争議においては一律に七日につき一日を差引いて日数を計算していたが、一九五〇年五月以後、可能労働日数をもって計算することに変更された。可能労働日数とは、暦日の日数からその事業所において実際に休日と定めた日を差引いた日数である。ただし、前述のとおり四時間未満の罷業は怠業に含めることとし、一日のうち四時間以上の罷業は一日として計算することになっているから、この点注意すること。

直接労働損失日数の月別推移（第274表）をみると、前年は一ヵ月一〇〇万日を越えた月が一回あるだけであったが、一九五六年には、二〇〇万日を越えた月が一回（一〇月）、それぞれ記録された。同じ表により、間接労働損失日数をみると、やはり、春季闘争（特に炭労争議）の激しかった三月および四月に集中していることがわかる。

直接労働損失日数の産業別分布は、第275表の通りである。これによると、第一位は鉱業の約二二八万日、第二位は第一次金属製造業の約五五万日、第三位は運輸通信その他公益事業の約四三万日、第四位は輸送用機器製造業の約四一万日であった。それぞれ、炭労、鉄鋼労連、公労協、全造船の争議を反映している。前年および前々年に、第一位を占めてきた紡織業は、一九五六年の労働損失日数がひじょうに少なかった。同じ表により、間接労働損失日数をみると、総数は約一二万日で、前年と同じように、その過半数を鉱業が占めているのが特徴的である。

第274表　労働損失日数の月別推移（発生・繰越）
—1956年—

月別	直接損失日数	間接損失日数
1月	23,854	204
2〃	66,709	1,062
3〃	2,038,372	51,804
4〃	438,504	16,804
5〃	61,165	3,217
6〃	125,090	3,860
7〃	174,699	5,480
8〃	113,695	3,434
9〃	134,048	4,729
10〃	660,879	14,589
11〃	461,590	4,379
12〃	263,285	10,443

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

第275表　産業別作業停止労働争議件数・参加人員・損失日数（発生・繰越）　—1956年—

産業別	件数	参加人員	直接損失日数	間接損失日数
全産業	646	1,098,326	4,561,890	120,005
農業	1	41	78	
林業	2	6,593	8,390	
漁業	6	997	15,906	31
鉱業	103	232,766	2,281,661	72,026
建設業	11	1,041	3,149	100
製造業	378	420,788	1,593,316	42,620
食料品	11	1,318	21,276	
煙草	2	37,455	39,442	
紡織	20	7,728	41,398	1,882
衣服・身回品	3	171	573	
木材・木製品	14	923	4,086	809
家具・建具	3	234	268	7
紙・類似品	19	10,300	45,736	
印刷出版	15	2,049	8,747	1,053
化学工業	55	54,797	234,908	5,998
石油・石炭製品	1	61	61	
ゴム製品	4	630	966	
皮革・皮革製品	2	115	3,671	406
ガラス・土石	11	2,265	3,451	35
第一次金属	24	95,057	552,551	18,698
金属製品	20	1,852	13,073	147
機械製造	79	19,462	79,170	74
電気機器	37	68,072	80,529	403
輸送用機器	38	105,896	409,967	10,374
専門機械	11	11,762	38,403	2,091
その他	9	641	15,040	625
卸売・小売	15	17,766	29,245	30
金融・保険	5	315	2,324	12
不動産	—	—	—	—
運輸通信その他公益事業	79	285,498	428,554	3,623
サービス業	32	118,118	182,207	1,581
公務	14	14,403	17,060	

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

争議の産業別分布　一九五六年の労働争議を、作業停止労働争議について、どの産業部門に多く発生したかをみると、第275表の通りである。

産業大分類別による作業停止労働争議件数を前年と比較すれば、製造業一八件増、サービス業七件増で、これに反し、運輸通信その他公益事業は一一件減を示した。また、製造業のうち分類別に、作業停止労働争議件数の順位をつけると、第一位は機械製造業、第二位は化学工業、第三位は輸送用機器製造業、第四位は電気機器製造業、第五位は第一次金属製造業となり、金属労働者が圧倒的に進出しており、順位も、ほぼ例年と同じ傾向であった。

次に参加人員の多い部門を、製造業のうち分類別にみると、第一

第276表　産業別労働争議件数・参加人員（発生・繰越）　—1956年—

産業別	総争議		争議行為を伴ったもの										争議行為を伴わないもの	
			小計		同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理			
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
全産業	1,330	3,371,918	815	1,604,675	631	954,177	44	168,487	337	737,113	5	209	591	1,767,243
農林業	2	43	1	41	1	41			1	41			1	2
漁業	5	60,462	3	18,861	2	6,593			3	14,430			3	41,601
鉱業	10	1,979	6	997	6	997							5	982
建設業	157	391,650	120	367,494	101	96,014	5	153,655	39	214,985	1	13	50	24,156
製造業	25	7,325	13	1,618	10	992	1	49	5	628			16	5,707
食料品	762	839,386	470	512,054	367	416,522	29	9,928	188	203,301			330	327,332
煙草	38	15,334	13	1,976	10	1,282	2	495	5	876			327	13,358
繊維	3	78,964	3	44,033	2	37,455			3	15,938			2	34,931
衣服・身回品	67	171,959	23	21,563	19	7,616	2	484	5	13,968			50	150,396
木材・木製品	5	240	3	171	3	171							2	69
家具・建似品	44	3,287	16	1,272	13	830	1	93	2	349			28	2,015
紙類・出版業	7	545	3	234	3	234							4	311
印刷工業	33	13,737	20	10,619	18	10,202	2	523	4	2,642			13	3,118
化学工業	43	25,197	23	6,396	14	1,929	2	235	9	4,347			21	18,801
石炭製品	86	125,170	64	64,300	55	54,453	4	907	27	17,998			31	60,870
石油・ゴム製品	5	12,172	2	196	1	61			1	135			4	11,976
皮革製品	15	6,221	6	2,200	4	630			3	1,840			10	4,021
ガラス・土石製品	3	367	3	367	1	14	2	115	1	252				
第一次金属	35	7,174	12	2,352	11	2,265			1	87			25	4,822
金属製品	42	100,203	32	97,047	24	95,036	2	995	16	9,070			12	3,156
機械器具	30	5,293	20	1,852	19	1,827	2	250	1	155			11	3,441
電気機械	140	34,651	102	26,900	79	19,462	3	637	45	15,854			44	7,751
輸送用機	57	93,158	50	92,226	37	68,072	1	87	27	27,690			8	932
専門機	68	131,552	51	125,693	37	102,853	3	4,834	30	87,829			19	5,859
その他製造業	21	12,913	14	11,951	10	11,662	1	100	5	4,000			8	962
小売業	20	1,249	10	706	7	468	2	173	3	271			11	543
保険業	34	20,163	19	17,046	15	17,766			10	2,685			16	3,117
不動産	18	5,447	11	3,680	5	315	1	3	10	3,569			7	1,767
運輸通信業	1	280											1	280
公益事業	200	1,847,525	117	545,062	79	285,498	6	398	64	288,042	3	172	95	1,302,463
サービス業	101	181,666	41	123,245	31	115,036	2	4,454	12	8,953	1	24	64	58,421
公務	15	15,992	14	14,577	14	14,403			5	479			3	1,415

〔備考〕 労働省「労働争議統計調査」による。

第277表　主要要求事項別発生労働争議件数

要求事項	1946年	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年
組合の承認または組合活動に関する要求	60	24	5	—	14	14	12	26	30	19	18
労働協約の締結（または全面的改訂）	282	188	205	143	115	79	77	99	104	74	61
賃金増額	675	487	615	250	246	566	488	470	398	267	355
賃金減額反対	9	1	9	49	69	6	15	14	49	28	13
賃金定期支払	23	38	93	252	369	114	127	86	141	113	42
その他賃金に関する要求	—	—	—	—	—	—	28	32	51	64	47
臨時給与金の要求	140	153	155	127	225	347	354	435	408	503	476
解雇休業手当	—	—	—	—	—	—	—	61	70	49	25
退職金制度の確立および増額	—	—	—	—	—	—	—	66	61	70	68
労働時間の変更	203	42	17	4	5	11	10	8	11	16	6
休暇休日に関する要求	217	44	19	6	3	8	9	9	20	14	6
その他作業条件に関する要求	—	—	—	—	—	—	9	26	25	21	23
労働協約の効力に関する要求	—	—	—	—	—	—	1	8	11	12	19
経営参加	241	47	44	5	12	3	3	3	13	—	—
事業休廃止または操業短縮反対	52	47	53	67	31	19	20	21	35	26	25
解雇反対または解雇者の復職	183	113	179	347	259	102	141	127	203	191	162
その他人事に関する要求	—	—	—	—	—	—	34	34	36	47	51
福利厚生施設	110	26	23	4	3	3	9	7	15	12	12
その他	1,040	579	560	572	386	165	256	65	19	11	10

〔備考〕 1) 労働省「労働争議統計調査」による。
2) 1946～1951年の「その他」のうちには，「その他賃金に関する要求」，「解雇休業手当」，「その他作業条件に関する要求」，「労働協約の効力に関する要求」，「その他人事に関する要求」，「退職金制度の確立および増額」が含まれる。1952年の「その他」のうちには「解雇休業手当」，「退職金制度の確立および増額」が含まれる。1953年の「その他」のうち，53件はスト規制法反対争議。

第278表　月別・主要要求事項別労働争議発生件数　—1956年—

月別	組合の承認または組合活動に関する要求	労働協約の締結（または全面的改訂）	賃金増額	賃金減額反対	賃金定期支払	その他賃金に関する要求	臨時給与の金要求	解雇休業手当	労働時間変更	休暇休日に関する要求	その他作業条件に関する要求	労働協約の効力に関する要求	経営参加	事業休廃止または操縮反対	解雇反対または解雇者の復職	その他人事に関する要求	福利厚生施設	その他	退職金制度の確立および増額
1月	2	5	8	2	4	1	4	2	1			1		4	20	1			1
2〃		4	12	1	4	1		1	1			1		1	11	5			5
3〃		5	75	2	5	5	3	2	1		3	4		3	17	1	3	1	14
4〃		6	79		4	8		2	2		2	3		2	17	6			8
5〃	3	3	24		7	3	4	4	4		1			1	8	6		1	8
6〃	1	6	28	2	5	4	71	4	1		4			2	9	9	2		5
7〃	1	5	18		3	3	67	1	1	2	2	2		3	9	5			4
8〃	2	5	18	3	3	5	35	2	2	1	2	4		4	21	2	1	3	10
9〃	1	5	17	2		3	1	2	2		4	2		2	15	3		2	7
10〃	4	8	37		3	8	7	3	3		3	1		2	8	7	3	2	6
11〃	1	7	21		3	4	130	1	1	2	2	1		1	13	2	1	2	1
12〃	3	2	18	1	1	2	154	1	1	1	3	1		1	14	4	2	1	6

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

位が輸送用機器製造業、第二位が第一次金属製造業、第三位が電気機器製造業、第四位が化学工業となっており、煙草製造業がこれにつづく。参加人員の場合は、産業別の統一的闘争がおこなわれた部門と、そうでない部門とのあいだに、大きなひらきができている。

なお、産業別に総争議、争議行為を伴った争議、争議行為を伴わない争議の総括表を掲げておく（第276表）。

争議の地域別分布　本来、労働争議統計において、この項は重要な意義を有するのであるが、労働省は、一九五四年以来、集計をおこなっていない。したがって、一九五六年についても、記述を割愛せざるをえない。

争議の要求事項　労働省「労働争議統計調査」で調査している労働争議の要求事項は、争議の最初に労働者側から提出された要求内容を対象にしている。争議の原因と要求事項とは、一致する場合が多いだろうが、争議の最初に提出された要求内容を、そのままその争議の要求事項とはしえない場合もある。また、「労働争議統計調査」では、主要要求事項の全般について調査がおこなわれているが、そのため基本的要求と副次的要求との区別が無視され、同列に一件として計算されていることには問題がある。

一九五五年に発生した労働争議の主要要求事項をみると、第277表の通りである。前年に比べて件数の増加した要求事項は、「賃金増額要求」、「その他作業条件に関する要求」、「労働協約の効力に関する要求」、「その他人事に関する要求」などである。このなかで特に注目をひくのは賃金増額要求であり、前年に激増した臨時給与金要

求の減少傾向とならんで、一九五六年の新しい動向を示している。なお、前々年にピークに達した「賃金減額反対の要求」や、「賃金定期支払の要求」は、もはや、そのピーク時の三分の一に減少した。

次に、一九五六年の主要要求事項別労働争議発生件数を、月別にみると、第278表の通りである。これによれば、賃金増額要求が、春季闘争の時期に集中していることは、明瞭である。

さらに、一九五六年の主要要求事項別労働争議発生事業所件数を、企業規模別にみると、第279表の通りである。これによれば、労働時間の変更、休暇休日に関する要求、福利厚生施設に関する要求、退職金制度の確立および増額などの要求事項は大企業に多く、労働協約の締結、労働協約の効力に関する要求、事業休廃止または短縮反対、解雇反対または解雇者の復職などの要求事項は小企業に多いことが分る。

第280表　賃金要求季別労働争議発生件数
—1956年—

時期別	発生件数
年間合計	1,285
2～4月	300
2～4月春季賃金闘争	160
6～7月	236
6～7月夏季手当闘争	138
9～12月	529
9～11月秋季賃金闘争	73
11～12月年末手当闘争	283

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

争議の解決状況　一九五六年の労働争議の解決状況を、争議の継続期間、解決方法、解決結果からみよう。

まず、争議の継続期間をみると、第281表のとおりである。件数に

一九五六年から、新たに集計されるようになった「賃金要求季別労働争議発生件数」を、第280表として、参考までに掲げておく。

第279表　企業規模別・主要要求事項別労働争議発生件数
—1956年—

規模別	組合の承認または組合活動に関する要求	労働協約の締結または全面的改訂	賃金増額	賃金減額反対	賃金定期支払	その他賃金に関する要求	臨時給与金の要求	解雇反対または休業手当	労働時間の変更	休暇休日に関する要求	その他作業条件に関する要求	労働協約の効力に関する要求	経営参加	事業休廃止または短縮反対	解雇反対または解雇者の復職	その他人事に関する要求	福利厚生施設	その他	退職金制度の確立および増額
29人以下	4	12	111	3	10	8	36	10	1		1	22		8	50	2	1	2	10
30～99人	5	19	59	5	20	8	92	7	1	1	3	12		7	41	6	1	1	10
100～499人	7	20	136	5	12	14	188	7	1	1	4	4		5	38	16		18	23
500～999人	1	5	58			4	68	1	1		1	4		1	4	6	2	6	12
1,000～4,999人		7	88			6	78			3	3	2		4	13	8	2	7	11
5,000人以上	1	5	69			8	59		2	1	11	1			19	13	6	12	16

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

第281表　継続期間別労働争議解決件数・参加人員
—1956年—

継続期間	件数	参加人員
5日以下	420	263,098
6～10日	249	155,429
11～20日	263	295,799
21～30日	121	401,872
31～100日	180	804,160
101日以上	64	1,002,291

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

おいては、継続期間五日以下が四二〇件（前年四〇〇件）で第一位だが、参加人員においては、継続期間一〇一日以上が、約一〇〇万人で第一位、つづいて継続期間三一—一〇〇日が多い。

次に、解決方法別にみると、第282表のとおりである。一九五六年の労働委員会関与の内訳は、あっせん四二七件、四三万五七三〇人、調停一七件、九七万八四八七人となっている。

（注）　労働委員会関与のうち、あっせん、調停は、それぞれの

第282表　解決方法別労働争議解決件数・参加人員

解決方法	1950年		1951年		1952年		1953年		1954年		1955年		1956年	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
当事者直接交渉	603	470,085	501	850,976	482	1,028,439	561	2,130,918	621	1,589,921	657	1,594,181	740	1,339,646
労働委員会関与	610	358,837	477	1,055,748	467	1,417,683	448	660,258	409	703,137	495	831,298		
労政職員	—	—	—	—	—	—	—	—	58	6,948	62	8,297	45	3,897
その他第三者の調整	219	613,408	184	66,982	160	484,283	172	375,299	70	8,564	60	196,350	58	164,188
自然消滅	—	—	—	—	—	—	—	—	33	231,428	23	181,139	10	701

〔備考〕　1）労働省「労働争議統計調査」による。
2）1953年のみ年累計。

争議の最後の解決方法に基いて分類してある。したがって、解決の途上で労働委員会のあっせんがおこなわれたが不調に終り、けっきょく当事者直接交渉によって解決した場合には、当事者直接交渉に分類される。この点、中央労働委員会の業務統計とは異なるから注意を要する。

最後に、解決結果別にみると、第283表のとおりである。

第七章　主要な争議

第一節　官公労の争議

官公労第七回幹事会は、一月一一日に春季賃上げ闘争の方針を決定した。この幹事会で特に問題になったのは、一率二千円という額の決定についてであったが、これはあくまで実際的な目標として掲

第283表　解決結果別労働争議解決件数・参加人員

解決結果	1950年		1951年		1952年		1953年		1954年		1955年		1956年	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
貫徹	153	33,515	92	40,659	62	7,629	73	61,544	80	14,071	90	28,224	73	9,251
妥協	1,046	1,013,140	983	1,864,400	968	2,408,291	1,031	2,710,628	1,018	2,371,924	1,118	2,581,615	1,164	2,822,210
不貫徹	230	394,887	87	68,560	79	514,485	104	318,293	86	148,909	89	201,426	60	91,188

［備考］　労働省「労働争議統計調査」による。

げたものであり、その理論的根拠は、一八歳九千円であるという解釈で了解点に達した。闘争方針は次のようなものである。

闘いの目標

第二回幹事会で決定の秋期年末闘争方針の闘いの目標を、更に強く推進すると共に春期闘争当面の闘いとして次の如く具体的に展開する。

1　此の闘いを「賃金引上げを中心とする闘い」とし、官公労自らが全労働者の先頭に立って闘いを推進し、生活の改善を図ると共に賃金水準を引上げ労働者の所得の増額を図る。

2　此の闘いを勝利に導くため賃上げ闘争を軸にして総評を中心にあらゆる労働者と共闘組織を強化し、最低賃金制度の確立、大衆課税の軽減、昇給昇格の完全実施、地方財政の赤字解消、職よこせ、完全雇用、社会保障制度の確立、物価引上げ反対等幅広い全国民的な闘いとして発展させ統一利益の前進を図る。

3　以上の闘いを推進するなかで昭和三十一年の再軍備予算を打破すると共に、反動陣営の反動文教政策に対決し、国会の院内外の闘いを強化して政策転換を闘いとする。

4　不当弾圧、不当処分に対しては、これをあくまで排除して最後まで統一して徹底的に闘う。

具体的な闘いの進め方

新賃金獲得目標とその実施時期

十八歳九、〇〇〇円はあくまで堅持して闘うが春闘の当面の獲得目標を一人一率二、〇〇〇円アップとし、このため一月二十日迄に統一して要求書を提出し昭和三十一年四月より実施させるため所属長に対し強力に交渉を行う。

賃金闘争と併行して闘い、解決を図る事項

期末手当年間三ヵ月分の獲得、昇給、昇格の完全実施

年額五十万円までの免税と地方税の軽減

地域給の改訂、薪炭手当の制度化及び石炭手当の免税

首切り行政整理の阻止、臨時職員の定員化

地方財政の赤字を全額国庫負担において解決し、地方交付率を三〇%に、タバコ消費税率を百分の三〇以上に引上げる。

公務員法、公労法、労基法の改悪阻止。

国定教科書の復活。教育委員会制度。教育二法の改悪阻止。
運賃値上げ、米の統廃阻止。
社会保障制度の確立。
不当弾圧、不当処分絶対反対、駐留軍労務者に特別退職制度を確立せよ。
行政機構改悪、北海道分県反対。

以上のような闘争方針に基く、具体的な行動のスケジュールは、まず衆議院における予算審議を対象としたものは、第一波実力行使、二月一五日から二一日まで七日間職場内のビラ張り、懸垂幕、勤務時間中の職場大会、第二波実力行使、二月二七日から三月五日までの八日間に三日間完全定退、順法闘争、勤務時間中の職場大会、休暇闘争、この間国会闘争の活用を図り、自民党の政調会等に対する働きかけをおこなうと同時に各関係大臣に対し集団をもって院内、私宅交渉を強化する、二月二五日を目途におおむね五日間、地方動員の協力で国会周辺で坐りこみをおこない、同時に総評を通じて民間からの坐りこみの動員を要請するというものであった。また参議院予算審議を対象としたものは、第三波闘争、休暇闘争、各省庁いっせい坐りこみ（民間を含む統一ストライキ）、三月中旬国会周辺で闘いの情勢報告をかねる「総けっ起大会」を開き、大会の名による決議文、抗議文等を政府、関係各省大臣、自民党に対しこれを手交する。第四波闘争、順法闘争、勤務時間中の職場大会、休暇闘争、情勢によってはさらに第五波実力行使も設定しておこなう、というものである。

ところで官公労は、一月二四日政府に対して、一、公務員給与は一率二千円引上げを昭和三一年四月一日より実施すること、一、期末手当は年間三ヵ月分を予算化すること、一、昇給昇格完全実施に必要な財源を計上すること、一、所得税については年額一五万円まで免税とすること、一、地域給の改訂（当面両院合同修正案）を即時実施すること、などの要求書を提出した。また地公労でも次のような要求を集約した。

地公労要求項目

一　当面一人本俸二、〇〇〇円アップ、昭和三十年四月一日実施。
二　昇給、昇格完全実施。
三　地方財政の確立。
　A　交付率三〇％、煙草消費税の地方譲与率百分の三十以上。
　B　地方起債の枠の撤廃。
　C　財政調整（入場譲与税、法人事業税、法人税割の交付税繰入れ）の反対。
四　地財再建法適用の排除。
五　首切行政整理反対、臨時職員定員化。
六　停年制実施反対。
七　定員定額制、標準定数制、給与単価切下げ反対。
八　義務教育半額国庫負担法改悪反対。
九　地方自治法改悪反対。
十　反動文教政策反対。
　A　教委制度改悪反対。
　B　教科書国定の反対。
　C　教育二法の撤廃。
十一　大衆課税の軽減。
十二　行政機構改悪、北海道分県反対。

また国公部会は、一月二三日第一回戦術会議を開いて次の事項を決定した。

決定事項

◎　各組合は一月中に賃金並びに部会の共同目標を各省毎に要求

書として提出し、第一回の団体交渉を終ること、この交渉では目標について次官会議、閣議において極力発言することの確認をとる闘いとすること。

◎　各組合は前記交渉の内容を来る二月六日予定の団公部会に報告出来るようにし、且つ提出要請書を部会に持参すること。

◎　各組合は二月十日までを目標に自省交渉を頻繁に且つ強力に推進し、二月十五日からの第一波に移行できる態勢を整える。

◎　国交部会は二月一日より十日頃までを目標に対政府集団交渉を強化し、第一波に移行する準備を整える（人事院、労働大臣、大蔵省、内閣等）。

官公労の春季賃上げ第一波闘争は、予定されたとおり三月一二日から二一日までおこなわれたが、たとえば国鉄労組では一七日全国一七地本各駅で職場大会をおこなった。その他全電通は、時間外拒否、全国いっせい職場大会、全逓は、二月一六日から無期限の超勤拒否、時間内一時間の職場大会、懸垂幕、ビラハリ、全専売は、職場大会、職場交流、などであった。

二月一六日の第八回常任戦術委員会は、第二波実力行使の内容を次のように決定した。すなわち、既定方針どおり官公労を中心としてこの期間に勤務時間中の職場大会、順法闘争（超勤拒否を含む）座りこみ戦術をおこなう。民間労組はこの期間にスト権の集約の職場大会、決起大会、団交を強化し、集団交渉など大衆行動を強化する。各単産本部は指令の徹底および完全実施につき十分な点検をおこなう。

さて官公労第二波実力行使は二四日から一斉に開始されたが、二五日午後一時、官公労各組合を主体に民間労組も含めた組合員一万名が国会に向う各通路に予定通り三々伍々陳情行動を開始した。

二月二九日国鉄、機労、三月一日全電通、同三日全専売と相ついで調停案が提示された。その内容はたとえば国鉄の場合次のようなものであった。

一　国鉄職員の給与は、その業務の実態より見て、その労働の質と量に対応して、必ずしも適当なものとは認めがたいので、公社の経理状況の改善を待って、すみやかに、是正の措置を講ずること。

二　さしあたり暫定措置として、本年度内に一人当り平均五千円以上を支給すること。

三　昭和二九年一一月二四日提示のあっせん案によりすでに実施した給与の是正に要する給与額について予算措置を講ずること。

四　昭和三一年度の定期昇給は、欠格者を除く全員についておこなうこととし、これに要する源資について予算措置を講ずること。

五　昭和三一年度における国鉄職員の期末手当（奨励手当を含む）は、国家公務員の期末手当（勤勉手当を含む）と同額とすること。

右のような調停案について公企部会の態度は、賃金改訂の必要を認めるという基本線を打ち出しておきながら、その額、支給日等については「経理の改善をまって」という表現で明確を欠き、満足すべきものにはなお程遠いものがある。しかし給与の改訂の必要を認めた調停委員会に敬意を表し、具体的に改訂の時期と補正予算を明確にするため、さらに調停委員会の協力を求めながら、予定されている実力行使をバックに闘いを進める、というものであった。

官公労第八回幹事会は、三月六日から第八回幹事会を開き、第三波の実力行使について、一、勤務時間中の職場大会、二、超勤拒否（完全定退）、三、座りこみ、四、休暇闘争という具体的内容を決定した。第三波闘争は、国鉄の場合、全国いっせいに工場部門において半日の職場大会をおこなった。

さらに官公労本部は、第四波以降の実力行使の時期内容を検討し

た結果、次のような方針を決定した。「一、今次第四波の行動期間中に政治情勢を最大限に発展させ、政府をして賃金引上げを認めさせる見通しをつける闘争とし、各単産のもてる最大の力を発揮して闘う、二、これと並行して、中央の行動（集団交渉等）も最大限に盛り上げ、特に院内外の闘いを強化して、大衆行動をバックに繰返して政府、人事院をして賃上げを認めさせ、必要予算措置を講じさせる」。この方針に基いて、全電通は、二四日から四日間全員年休闘争に突入する準備指令を発した。

なお第一波から第四波の闘争に対する対策として当局は、処分を取り上げ、全逓の横浜貯金局支部長の処分、国鉄の八名に対して業務命令違反を理由とする減給、戒告がおこなわれた。

三月二三日、国鉄、全電通、機労三組合は、二四日以降の実力行使を背景に徹夜交渉をおこなった結果、二四日に至り三組合とも妥結するに至った。三組合の妥結条件はそれぞれ次のようなものである。

全電通の妥結条件

一　当面ベース・アップをおこなうものではないが、調停案第一項については今後団交を継続するものとする。

二　調停案第二項の一時金については、三月一九日支給を目途に一人平均〇、三三（五千円程度）を支給されるものとする。

三　調停案、三項以降に付ては今後更に源資確保のために努力する。

国鉄、機労の妥結条件

一　ベース・アップについて団交を続ける。

二　一時金は〇・三ヵ月（約五千円）低額所得者については、八五〇円を加え調整考慮する。

三　給与是正のための必要な財源を確保する。

四　昇給は別に定めた基準により実施するそのため必要な財源はこれを確保する。

五　公務員並に期末手当二・二五ヵ月分は確保する。

六　今回の闘争における処分者については今後協議する。

さらに三月二九日から三〇日にかけて、全専売、全逓、全印刷、アルコール専売、全林野、全造幣も続々と妥結するにいたった。

残された国公、地公部会は、人事院勧告を出させるための圧力をもりあげるために、三月二八日から四月五日まで第五波の実力行使の方針を次のように決定した。すなわち一、地公労を中心に近県動員をおこない、人事院に連日動員をかけて交渉を強化する。二、国会共闘は特に責任組合（一三単産）を中心に各単産各一名宛毎日その代表者は全農林に集合して当日の計画をたて、それに基いて院内外の交渉をさらに強化する。

国公、地公部会の闘争は第五波、第六波とつづけられたにもかかわらず政府の態度はなんら進展せず、民間労組も大体最終段階を迎えたので、官公労幹事会は、「賃金引上げの闘いは、これから解決せんとする国公、地公の一時金獲得を出発点として行動し、六月から七月の期間を人事院勧否に改訂額と実施時期を明確にせしめる路線をしき、最終的な結論を秋の補正予算闘争におかなければならない」という結論を出すに至った。

全電通の解雇反対闘争　電電公社は米軍より日本・朝鮮間に敷設されている海底線の障害復旧を依頼された。そのため出航を命ぜられた本社支部千代田丸分会の組合員は、朝鮮海域に出航するので外国旅費を適用すべきことを要求し、二月二四日になって交渉を本社支部に一任した。公社側は朝鮮海域に出航するため、食卓料、航海日当などの若干の増額を認めたが、本社支部は、李ライン内に入り、しかも朝鮮沿岸におもむくため、危険が伴うので、十分なる護

衛措置を講ずるとともに、李承晩のいう朝鮮領海内であるため外国旅費を支給すべきである、と要求し、数度の団交を重ねた。

公社側は、護衛については米軍と連絡し、駆逐艦、哨戒艇を配置して万全を期すが、朝鮮の領土には上陸しないため外国旅費は支給できないと対立した。一方、千代田丸分会では、船長との交渉が妥結するまでは出航しないとの文書確認をとった。その後二日になって、公社側は最終案を本社支部に提出して事態の解決を迫った。深夜に及ぶ団交にもかかわらず解決せず、四日にもひきつづき団体交渉がおこなわれた。

公社側は、二日夜の案より一歩も変化せず、さらに、四日午後五時に出航命令を出すと強行な態度を示したが、これに対して支部も態度を変えず、ついに交渉は決裂し、本社支部は千代田丸分会に対し、出航に応ずるなという闘争連絡を発した。このような事態の悪化に五日中央本部は緊急に闘争委員会を開いて態度を協議し、その結論に基いて支部地本と協議のうえ、再度支部交渉をおこなわしめ、春季闘争の実力行使中なので、賃上げ以外の紛争で労使が激突し、予測しがたい事態がおこらないよう要請した。支部闘争委員会では妥協案を作成のうえ支部交渉に入ったが、公社は従来の態度を少しも変化せず、ついに午後五時山本支部長あてに警告書が出され、支部における事態収拾は困難になった。この間千代田丸の船長は、発航のドラをならしたが、職場大会に集まった組合員は、これに応じなかった。

本部の中闘会議は、このままでは重大事態をまねくおそれがあるので、本部の権限をもってただちに中央団交をおこなうことを決め、団体交渉に入ったが、公社側は「本社支部の闘争連絡は公労法違反である。ただちに徹回しないかぎり具体的な内容に入れぬ」と強硬な態度を示した。組合側は「平和裡に解決しないかぎり出航は不可能であるから、内容の交渉をまずやろうと主張して激論になった。しかし公社側はついに譲歩し、期限つきで具体的な内容の交渉に入った。組合側は、一、特別手当として支給する平均五千円は支度金とせよ、二、もし前項が不可能なときは、危険海面手当および食卓料を五割増とせよ（公社は約三割三分増を主張）、三、警告書をただちに撤回せよ、と申し入れた。公社側はいずれも受諾できないと回答し、ものわかれとなった。

六日、午前一〇時から団交を再開し、再度公社側の態度をただしたが、公社側は一、組合側のいう一、二項は、すでに本社支部との交渉で論議したので譲歩の余地はない。二、警告書は撤回できない、と述べて一歩も進展をみせず、ついに団交は決裂した。本部は中闘会議で協議した結果、一、旅費については調停委員会に提訴する、二、本社支部の闘争連絡は、組織統制上問題があるからただちに撤回すること、また船長の指示に従い、作業に従事すべきことという指令を発することを決定した。かくして千代田丸は、ただちに準備を整え、長崎港から朝鮮海域に出港した。

ところが五月五日にいたり公社は、千代田丸事件にからんで本社支部三役山本孝幸、野崎咲夫、阿部徳寧の三氏の解雇を通告してきた。解雇の理由は、「二月下旬朝鮮海峡海底線修理工事のための布設船千代田丸の出航に際し、公社から出航に関する命令および警告書が発せられたにもかかわらず、本社支部では千代田丸分会に対し出航に応ずるなとの指示をおこない、千代田丸の予定期日における出航を不能にしたため、業務の正常な運営が阻害された。この行為は公労法第一七条第一項に該当すると認められるので、同法一八条により最高責任者である支部三役を解雇する」というものであった。公社側は「本社支部の闘争連絡は公労法違反であるかくして中央本部は、千代田丸事件については三月六日指令第一二号をもって出動させ団体交渉をもち誠意をもって事態を解決する努

力を示したにもかかわらず、公社側が今回の措置にでたことは、全組織に対する挑戦であるとして、七日から団体交渉に入った。しかし公社側は態度をかえないので、本部は中執会議を開き、あらゆる大衆行動をおこして撤回闘争をおこなうことを決めた。

七日にひきつづいて八、九の両日も団体交渉が開かれたが、依然として公社側の見解はかわらなかったので、中央本部は、一、全組合員にこの問題の経緯と不当性を浸透し、闘争態勢を整備せよ、二、各級機関はただちに本社幹部に対し、抗議と撤回の文書戦をおこなへ、三、関東地方本部傘下各支部は、別途指示する動員を準備せよ、という指示第八号を発した。

その後の団交において組合側は、千代田丸で分会長と船長とのあいだでとりかわした「一方的な出航命令は出さない。組合と十分話しあって、了解の上出航する」という文書確認を取り上げ、公社の解雇理由の不当性を指摘した。公社側は、「船長には確認を結ぶ権限はない。また千代田丸には協約で交渉委員会が設置されていないので無効だ。船長は分会長に取消しを通告している」と主張し、両者の間で論争がつづけられた。

五月一四日、本社支部三役の解雇処分撤回の抗議大会が開かれ、千名余のデモ隊が庁舎内でデモをおこなった。さらに一五日も前日にひきつづき公社当局に対する集団陳情がおこなわれた。その結果一五日中に首切問題の団交を開くことを公社に確約させた。しかし公社側は態度をかえないので、五月一七日組合員五千人を集めて不当解雇粉砕総決起大会を開き、さらに、一、五月二三、四、五の三日間、午前零時三〇分より一時三〇分まで一時間、当日出勤者全員による職場大会を開催せよ、二、五月二五日以降無期限時間外労働拒否に突入せよ、という指令第一八号を発した。

団体交渉は、一八日、二一日と継続しておこなわれたが、組合側は「千代田丸の田原一等航海士に対する戒告処分は何に基いておこなったのか」と質問、これに対し公社側は「懲戒規定八条に基いておこなった」と回答、また二二日にも集団交渉で事実についてのはげしい結論が闘わされた。

指令一八号に基く職場大会は二二日から各地で開かれたが、その後参議院選挙の準備などもあって、反対闘争は停滞を示した。しかし六月六日に、関東地本傘下の都内組合員三千名は、進展をみせない交渉をバックアップするため約二時間にわたって、虎の門本社にデモをかけて決起大会を開いた。六月九日に至り本部は、諸般の情勢を検討した結果、闘いは長期の構えをとり、調停委員会に申請することを決定し、時間外労働拒否を解除せよという指令第一九号を発した。

八月に開かれた第九回全国大会は、全組織をあげて解雇撤回闘争に立上ることを決定した。ところが公社側は、一三日「解雇された者が組合役員にとどまっていることは不当である」という趣旨の申し入れをおこなった。組合は、三役は留任するも、なんら適法組合として正当な組合活動をおこなうことに疑義はなく回答の限りではない、公社の圧迫に対してはあくまで闘うことを通告した。九月二日の第六回中央執行委員会は、秋季年末闘争を、不当解雇撤回闘争、基本労協改訂闘争、合理化反対労協締結闘争、賃金確定闘争を柱として闘うことになり、解雇撤回闘争の結末は、五七年にもちこまれることになったのである。

国鉄労組の年末闘争　国鉄労組は、一〇月三〇日から中央委員会を開き、一、前年の秋に要求してからまだ交渉がまとまっていない三〇年度の賃上げ要求を確定すること、二、一一月一九日から予定されている大幅なダイヤ改正に必要な人員を獲得すること、三、一一月から平均二千円の賃上げを要求する、四、年末手当を二ヵ月分

支払うように要求する、などの諸点と、一一月六日から実力行使に入ることを決定した。

その後におこなわれてきた賃金交渉はなかなか進展せず、一一月一日から第一波の職場大会、順法闘争が各地で実施された。九日におこなわれた賃金問題についての団体交渉では、新給与実施の時期を公社は二月一日を、組合は一月一日を主張して対立し、交渉は依然として前進をみなかった。このような情勢のもとにおいて組合は指令七号によって一三日から一六日までの間、それぞれ三日間ずつをえらんでさらに強力な順法闘争と職場大会の第二波実力行使をおこなうことになった。

賃金確定の交渉は、一四日、一五日とひきつづきおこなわれたが、公社の態度は依然として変らないのでついに物別れとなった。このため組合はとりあえず一一月二二日に秋冬増送繁忙手当として〇・〇一六を支給させ、以後の問題はこれからの要員、年末手当、運賃値上げ反対の闘争にからめて闘ってゆくことを決定し、一五日夜闘争指令第一一号をもって、第二波、四波の実力行使の決行と、運賃値上げ反対闘争の展開を指令した。指令の主な内容は次のようなものである。

一　一一月一九日から二一日までの三日間、順法闘争、職場大会をおこなうこと。実施個所は毎日各地本五ヵ所とし、職場大会の時間は勤務時間中二時間程度とする。指定する業務機関は地本できめるが、第二波闘争より程度を高める。

二　職場大会では、当面の集中目標はもちろん、最低賃金制、新賃金要求、スト規制法反対、労働時間の短縮、職場要求などについて討議し、職場の意思統一を図るとともに、職場大会と併行して職場交渉をもち、要求の解決を図り、さらに賃金カットや不当処分をしないことの確認をとるようにする。

なお、一一月一五日に国鉄中闘は、年末手当、要員問題など五項目を申し入れ、さらに一七日に一、一一月から基準賃金を一千円プラス七%ずつ引上げよ、二、満一八歳八千円の最低保障給を設置せよの二項目を申し入れた。

さきの指令に基いた第三波闘争は、一九日から三日間全国いっせいに勤務時間内の職場大会、順法闘争をおこなったが、広島地本管内、運休七七本、遅れ一万数千分をはじめ、各地とも列車への影響は相当に大きかった。たとえば鹿児島地本では、西鹿児島駅ほか毎日平均一五ヵ所で職場大会、順法闘争をおこない、三日間を通じて列車への影響は遅延客車七一本——七五三分三〇秒、貨物四五本——九五一分三〇秒、混合七本——二九分、運休は客貨車とも各一本であり、また長野地本は、塩尻機関区、同客貨車区、木曽福島駅などで職場大会、篠ノ井・松本駅など五ヵ所で順法闘争をおこなったが、旅客列車一一本、一〇一分三〇秒、貨物一五本、二二一分の遅れが出た。

第三波闘争を背景としておこなわれた団体交渉において公社は独自の立場で〇・一六を支給する非難が集中したことにしたことを理由として二〇日の閣議で国鉄当局に対する非難が集中したため、公社はこの非難をおそれ、賃金の額、時期の問題についてはいっさい口をつぐむにいたった。かくしてより強力な第四波闘争がおこなわれることになった。

第四波闘争は二七日から三日間国会の管理局、工場、運転関係の職場で三時間から半日の職場大会がおこなわれた。第一日、全国二七管理局の組合員は、朝八時三〇分の出勤時から保安要員をのぞく全員が参加して局舎内、職員集会所、あるいは映画館を借りて職場大会をおこなった。第二日は各地本とも工場を指定、全国いっせいに半日職場大会がおこなわれた。第三日は、駄、

客貨車区、保線区、信号通信区などで順法闘争と職場大会がおこなわれ、西部地評関係では列車への影響が若干現われた。

一一月二六日に公社からさきに国鉄が提出した五項目の要求に対して、次のような回答があった。すなわち不当処分の撤回要求に対しては拒否、年末手当要求に対しては、要求には応じられないが、団体交渉によって解決したい、なお勤務成績によって個人差をつけることとし、支払期日は一二月一五日としたい、などというものであった。

その後一二月四、五日とひきつづいて交渉がおこなわれたが、年末手当に対する公社の回答は「一・四五、それに勤務成績による個人差をつけるものとして〇・〇五を出す」という線から一歩も出なかったため、物別れとなった。国鉄闘争は、「闘争を強化する以外に前進を図る道はない」という判断のもとに、六、七の両日にわたってヤード関係と主要駅で毎日勤務時間内三時間の職場大会と順法闘争を内容とした第五波闘争をおこない、さらに、一三、一四の両日、第五波闘争を上回る実力行使を決行することを決めた。なお第五波闘争は全国三三二ヵ所の駅操車場で午前中三時間の勤務時間内職場大会と終日におよぶ強力な順法闘争をあわせておこない、列車の運行に大きな支障をきたした。国鉄本部で集計したところによると、二日間で列車の運休は旅客列車が二二一本（気動車を含む）、貨物列車が六五五本、連絡船（青函と宇高）欠航七運航、遅延はのべ旅客列車約八五〇本（約一万三千分）、貨物列車約六五〇本（約一万八二〇〇分）、客船四〇分にのぼり、その他解結禁止、時刻変更、到着不能、列車の取消、あるいは貨物や小荷物などの滞貨も膨大な数にのぼった。公社はこれに対して全国で第六波闘争がおこなわれ、午前二時半までに、たとえば秋田機関区では運休が四本、遅延が一本で四九分、北陸（金沢、敦賀両車掌区）では、一時現在では運休六本、福知山機関区では運休四本、大分（車掌区）では運休一本、熊本（車掌区）では運休一一本の影響を出した。このような第六波闘争突入三時間後ついに次のような条件で妥結をみるに至った。

一　年末手当は一・六五ヵ月分プラス・アルファーとする。フラットについては従前の例による。

二　現業職員の年末年始の休暇は二日間を試行として与える。

三　不当処分の撤回については、二八年度以降本年夏季手当闘争までのもの（首切りを除く）について一段落とする。

四　被服についてはおおむね一億三千万円を限度として、被服委員会で決める。

五　要員問題については三二年度予算において実質的に給与総額を増額することに努力する。

六　三〇年度賃金の確定問題も最終的に確認した。

第二節　私鉄総連の争議

賃金闘争　日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）によるこの「三一年一月以降賃金闘争」は、官公労、炭労、全鉱連、合化労連などの闘いとともに、総評の春季賃上げ共同闘争の中心としておこなわれた。

この準備は一九五五年秋からはじめられ、一二月九、一〇日の第三回中央委員会で次のような賃金要求が決定された。個別賃金方式による平均一割の賃上げを統一目標とし、組合側が配分の主導権を掘る。企業合理化、定期昇給制度の打破。要求は一二月二六日全国いっせいに提出し、三月初旬、中旬を闘いの山として柔軟戦術とスト

ライキをおこなう。中労委の介入を排除して行く、などがその要点であった。

賃金闘争方針

基本方針

一　総連の統一闘争として闘い、要求は本中央委員会で決定せる「三十一年一月以降賃金要求」による個別賃金方式による。

二　交渉は単組―会社間の個別交渉方式をとる。但し、総連の承認なしに妥結は行わない。

三　闘争戦術は画一主義を排し、職場の日常諸要求とも結合させて弾力性のある柔軟戦術をとり入れる。但し、きめ手としては、柔軟戦術の積上げの中に於いて全国一斉のストライキを決行する。

四　総評傘下組合中春季賃上げ闘争を行う諸組合と強固な共闘を行う。同時に、この闘争に関連する諸要求事項をもって中央、地方を問わず広く国民各層と共闘を組織する。

具体方針

一　要求の作成と提出

(1)　略

(2)　要求書は総連、単組各委員長の連名により各社宛に十二月二十六日全国一斉に提出する。(3)、(4)略)

二　交渉と妥結

(1)　各単組は要求提出後直ちに対会社交渉を行い、要求の貫徹を図る。

(2)　総連、地連は、交渉を有利に展開するためオルグを派遣し、対会社交渉に直接参画せしめるとともに、各種資料の提供など単組を指導、援助する。

(3)　本闘争に関連して起る資本家的企業合理化はいかなる内容であっても解決の条件とはしない。

(4)　妥結はすべて総連の承認を得たのちに行う。

三　闘争の進め方

(1)　要求提出後、各単組はいずれの戦術にも即応しうる実力行使の態勢を早急に整備する。

(2)　総連は二月上旬に臨時大会を開催し、総連の統一闘争としての罷業権の確立を行い、直ちに労調法に定められた争議予告の通知を行う。

(3)　要求が貫徹されないときは、三月初旬―中旬を闘いの決戦期として強力な柔軟戦術並にストライキを背景として解決を図る。

(4)　中労委、地労委の介入を排除して行く。従って、総連より調停、斡旋の申請は行わない。但し、経営者より調停申請又は労働委員会の職権による介入があった場合は、あくまで統一的解決の方針に基き、闘争が途中で停滞や混乱の起らないよう対処する。(以下略)

三一、一以降賃金要求

一　闘いの目標

イ　全私鉄労働者の賃金水準を引上げ、生活の防衛と向上を図る。

ロ　総評を中心に他単産との賃金闘争と結合し、労働者の階級的統一利益を確保する。

ハ　合理化を粉砕し、従来の賃上闘争における実績と、その成果の一層の前進を期する。

ニ　個別賃金を獲得し(配分の指導権を握る)、企業の権力的支配(経営者、職制)とその強化を排除する。

ホ　日経連、私鉄経営者の企図する定期昇給制度をこの闘いを

通じて打破して行く。

二　要求の形式

イ　要求は個別賃金方式とする。

ロ　個別賃金の具体的内容については各地連、単組の事情と大衆討議に基いて自主的に決める。

三　要求の金額

要求の具体的金額は総連として画一的な規制は行わないが、総体的な統一目標として各組合の要求源資は現行平均基準賃金の一割を基準とする。

なおこの一割賃上げ要求の理由として、私鉄総連では次のように述べている。

(1)　国民消費水準約五％の上昇に立遅れないため。(2)　各種の合理化、ベースダウン等からくる総体的な実質賃金の低下を補い、これを確保するため。(3)　現行各組合における賃金体系の不合理を是正し、改良して行くために必要な賃金源資とする。(4)　一割引上げの統一目標は、総評を中心とする各単産の賃上闘争を効果的に結合でき、しかも、全私鉄労働者が統一して闘えるものとして一割基準を決定した。

要求は一二月二六日、全国いっせいに提出された。要求額はだいたいにおいて統一目標である一割で、大手の組合は約一八〇〇円、中小組合は一〇〇〇円――一五〇〇円というところであった。要求内容は各組合の実情に応じて差異があったが、固定給の確保と職階制賃金の中だるみを是正することが、その中心をなしていた。また闘争に参加した組合は、総連加盟一二三組合中一〇八組合に上った。経営者側ではこれに対して、要求を拒否し、あるいは定期昇給の導入を考慮する回答などを行い、山陽電鉄などでは基準外賃金の引下げをはじめとする合理化案がだされた。

私鉄総連は五六年二月二日の第一八回臨時大会で闘争宣言を発し、次のような闘争計画を決定した。三月一〇日以降中旬を決戦期として実力闘争を展開する。第一波は二月一五――二〇日、この間職場大会を勤務時間中に展開する。第二波は二月二七日――三月五日、柔軟戦術を展開する。第三波を三月一一日とし、闘争参加組合による全国いっせい二四時間ストを決行する。第四波以降は第三波によって解決しないとき、三月一二日から随時実力行使をおこなう。また二月三日には春季賃金引上げ生活防衛総決起大会（東京）が、総評、私鉄総連、炭労、官公労、地評、中立組合など三七組合の代表約一五〇〇名が参加して開かれ、統一闘争の盛上りを示した。

二月一五日から第一波の実力行使が職場大会を中心におこなわれたが、各組合とも団交は進展しなかった。またこの間、関西大手の阪神、京阪神、京阪の三社については、経営者側から中労委へ調停申請が出されていたが、中労委は二月一五日、労働者側委員の強い反対を押し切ってこれを受理した。私鉄総連ではこの事態を重視し、全体の地方交渉の進展に悪影響を及ぼさぬよう手配するとともに、既成方針通りに強力な地方交渉をおこない要求貫徹に努めること、また調停に入った三組合は有利な調停案を早期に闘いとること、を指令した。賃金闘争のたびに問題となる経営者側のこの中労委調停申請は、今回は一括申請というような動きはなく、この在阪三社が申請をおこなっただけであった。しかし私鉄経営者側のこうした態度は、私鉄組合が総評の春季闘争の中心として、その波に乗ることを防ぐ意味で早急に解決するため、ある程度の昇給を認める線で個々的に解決して行こうとする考によるものともいわれた。

三月に入ると各地連は、三月一日から一〇日にかけての柔軟戦術を決定し、これが展開された。九州の西日本鉄道労組では会社の五

〇〇円回答を拒否し、六日に一五九名の指名ストをおこなった。交渉はこの間、一部の拒否回答を除いて、いずれも在阪三社の調停案待ちといった状態であったが、三月一一日の全国いっせいストをひかえて、各社で回答や妥結が現われた。まず名古屋鉄道労組では、三月五日から柔軟闘争に入り、定時出勤・退社、デモ、六日には集札業務の拒否（主要一駅、後主要三駅に指令）、改札スト（主要一駅一三時――一七時）などを展開したが、三月七日九五〇円（配分は組合案通り）で妥結した。次いで八日には東京急行、京王帝都、京浜急行、地下鉄の東京都内大手四社がそれぞれ九〇〇円の賃上げ（配分はだいたい組合案）で妥結した。このような大手組合の早期妥結について、私鉄総連では、第三波闘争にマイナスどころか、昨年を上回る賃上げを獲得して民間労組のために賃上げの突破口を開いたことは大きな成果であるとしてきた（書記長談、朝日五六・三・八）と評価したが、他方では、全般の情勢から決してマイナスではないが戦略的にはこの解決は少し早すぎたようだ、大阪三社への中労委の調停案を待ってからでも遅くはなかったのではないか、という意見、あるいは総評の統一闘争の進め方からみて早すぎるという批判（総評、炭労など他の共闘組合）が出された。新聞は、この妥結は八日から始った総評の第三波闘争に大きく水を差すことになったと書いた。また経営者側でも、中労委調停案発表前のこの早期妥結によって、中労委を出し抜くことはできたものの、九〇〇円――九五〇円の賃上げという大幅な譲歩によって、経営者側の歩調を乱す結果になったということも指摘された。

三月一一日のストの直前までに、あるいは当日のストを回避して、統一闘争参加一〇八組合のうち八〇組合が妥結した。しかし二七組合が一一日のストに突入し、東武鉄道、京阪神急行をはじめ七組合（東武、京阪神、阪急バス、神戸電鉄、能勢電鉄、和歌山鉄道、岡山電軌）が二四時間ストを決行し、八一組合がスト突入後妥結、二組合が部分ストを行った。なお中労委の調停がおこなわれた大阪三社は、京阪電鉄が三月一〇日、阪神電鉄が一一日、京阪神急行が一七日、いずれも東京大手組合の妥結額と同じ九〇〇円で妥結した。その他未解決の組合も三月二〇日ごろまでにだいたい妥結した。しかし大手で最後に残った東武鉄道労組では、会社側が賃上げと引換えに、週一回の休日を月四回とする、乗務員の待合時間の半分は労働時間とみなさないなどの合理化条件を出してきたため難行を続けた。すなわち組合では三月七日から一〇日までの四日間、二六駅の改集札拒否を中心とする柔軟闘争、一一日二四時間ストをおこなった結果、五〇〇円の賃上げを固執していた会社側は九〇〇円の回答をおこなったが、しかしこれと引換えに右のような合理化案を提出してきた。これに対して組合は一八日二四時間スト（戦後四二回目）、その後部分ストを続行、二一日二四時間スト（戦後四三回目）をもって闘い、二一日スト突入後次の条件で妥結した。賃上げ九〇〇円、配分は労使双方で協議する。合理化条件は五月末までに労使双方で検討し、解決できないときは中労委に提訴する。

妥結状況をみると、大手一三社のうち名古屋鉄道が九五〇円の外、他はいずれも九〇〇円の賃上げである。大手一三社の平均は九〇四円で現行平均ベース一万七四〇〇円の五・二%で、昨年の八三五円(五%)よりやや多くなっている。中小私鉄は大体五〇〇円――七五〇円程度である。なおこのうち私鉄総連で把えた六七組合の妥結状況によると、その獲得金額と上昇率は次のようである（『私鉄月報』五六年一〇号「三一・一賃金闘争の妥結について」より）。

すなわち獲得額は六〇〇円――七〇〇円台が最も多く、九〇〇円台は大手各組合のものである。昨年は八〇〇円台が大手一三組合をふくんで最も多く、六〇〇円台、四〇〇円台がこれに続いて

獲得額	金額	組合数	上昇率	%	組合数
	円台			台	
	200〃	3		2%台	5
	300〃	4		3〃	7
	400〃	6		4〃	10
	500〃	5		5〃	26
	600〃	15		6〃	10
	700〃	12		7〃	4
	800〃	5		8〃	1
	900〃	12		9〃	0
	1,000円以上	4		10%以上	3

押えられている。

次に妥結内容、配分の状況については次のように指摘されている（同右資料）。

三一・一賃金の要求にあらわれた配分は、現行賃金体系で確保された額を、体系に応じてふくらませた方向と体系からくる矛盾（主として職階制賃金の矛盾）＝なかだるみ是正のための方向があらわれていた。

もっとつきつめていえば、一方には固定給の確保と職階制賃金による格差を是正することであったといえる。しかし妥結の結果を大ざっぱにいえば、次のようにいいうる。

(1) 一率、年齢、勤続、家族給といった固定給の加算となっている源資は大体獲得額の五〇%以下に押えられている。

(2) 号俸引上げ、基本給一率パーセント引上げ、職務給源資の拡大に、獲得額の五〇%以上がとられている。

このような動きは、つまるところ職階制賃金の体系、あるいは職務給の強化という傾向をもたらし、ひいては定期昇給制度の地ならし、あるいは確立させる方向を示しているといえる。

また特に京阪神急行労組は、職階制賃金の矛盾を打破し、各層組合員の最低生活費を確保できる賃金とするために、次のような要求、すなわち現在の基準時点を年齢三〇歳、勤続一〇年、家族三人として、この最低生活費を一万八一〇〇円（諸税および社会保険料を含む）とし、この基本給の基準額を一万四五〇〇円（家族給三六〇〇円差引）とし、これを基準として決定された各層労働者の最低生活保障額まで引上げることを要求して闘ったが、私鉄全体の闘いとしては私鉄総連決定の一〇%ベースアップ的な方向にあっての一組合だけのこうした闘いのために、その調整に苦しみ、困難をきたした。その結果、平均九〇〇円、配分内容は、年齢三〇歳勤続一〇年扶養家族三人の者の賃金を一万二八〇〇円とすることを基準として妥結した（詳しくは第二部第一編第三章「賃金闘争」を参照）。

私鉄総連はこの闘いの反省を次のように述べている（「一九五六年度運動方針―Aこれまでの闘いと今後への見透し」より）。

（一）　略

（二）　……われわれが加盟一二三組合中一〇八組合の統一闘争を組織し、ともかくも一定の賃上げ（概ね四――六%範囲）を認めさせたことはその限りで一応の成果だったといえる。

また原因としてはこれが、(イ)総連の統一闘争として闘われたこと。(ロ)総評春闘の一翼としてその波の中で闘われたこと。(ハ)政治的圧力を閉め出すために自主交渉方式をとったこと、などが上げられよう。

（三）　然し一部の小私鉄や特殊な会社は別として、一般的にみるときは、この賃上率は最近における企業収益率との関係からみ

て、資本家のいう「生産性に見合う賃金」にすら達していたかどうか疑問だといえるし、また一部の組合において定期昇給制の導入や職務給に重きをおいた配分を認めたこと、及び常に強調されてきた賃金の企業較差をちぢめるという点でも十分でなかったことなどは、この闘争の成果が必ずしも満足すべきものでなかったと認めざるを得ないところである。

この主な原因としては

（イ）　要求の決定について大衆的掘下げが足りなかったこと。

（ロ）　政府や経営者側のPR（広報活動）やTWI（職制訓練）に対し、われわれの対策がたちおくれていたこと。（ハ）　自主交渉方式に関する理解と指導の徹底しなかったこと、などがあげられる。

（四）　三一・一賃闘で各社別の自主交渉方式を選んだということの中には、これまでの中央交渉や労委調停の場合であると、とかく単組の闘争のもり上りに空白が生じ易かったので、今次闘争ではこの欠点を補うために交渉を大衆自身の中で行い、こうして力の充実した頂点において解決を図るという意味が含まれていたのであるが、一部ではこれが統一闘争の後退とか、野放し闘争というように誤って理解され、闘争の大衆化という肝腎な努力を欠き総連の妥結承認は形式的なものだと考える傾向や、各単組間の統一行動を軽んじたりするが解決はバラバラだ。私鉄の実情や自主トを助長する傾向がみられた。

この傾向は単にその闘争において他単組の闘争をけん制するばかりでなく、全体としての組織の発展を阻む危険性を含むものとして、十分反省の必要がある。この点についてわれわれは自主交渉方式そのものがまちがっていたとは考えないが、これを採用するために必要な準備と措置を欠いていたと思う。（後略）

（五）　以上の他、闘争方針の基本とされた職場の日常諸要求との結合や、中央、地方を通じて広く国民各層と共闘を組むという問題についても、一般的には極めて低調であった事が反省される。また一般組合員からは次のような批判が出されている（「富山鉄道組合員の批判」、『私鉄新聞』五六・三・三一）。

女子組合員（二八歳）「たとえ経理が悪くても、世間なみの賃上げは認めてもらわにゃならないと歯を喰いしばって闘っているときに、名古屋鉄道が九五〇円の昨年並みで落ち、関東の大手がほとんど九〇〇円で矢継早に妥結した。こうした報道によって、もう先が見えたと思わぬものはなかったであろう。まして、大手会社は、私たちの会社とちがって、償却も一〇〇%しておまけに内部蓄積に数十億円もかかえ込んでいる。われわれの言う〝もうかっている会社〟とはこうした会社なのだが、それがあっさり九〇〇円そこそこで妥結した。だから会社は「もうかっている大手ですら九〇〇円だから、償却不足と雪害でやられている会社では七〇〇円も上々である」と交渉が進まない。

結果は世間並ということで七五〇円となった。これも、みかたによれば大手に足をひっぱられたと言える。

男子組合員（三二歳）総連の統一闘争だといって、要求はみんな一しょにスタートするが解決はバラバラだ。私鉄の実情や自主交渉の実態からして止むを得ないのかも知れない。それにしても、一部では闘いつづけているのであるからその人たちに迷惑にならないようにすることこそ統一闘争と言えよう。こんどの場合のように、自分本位な解決をして闘いの戦列から引き下って行くことでは、喰い逃げしたと言われても仕方がなかろう。

男子組合員（二五歳）大手は九〇〇円程度で突破口をひらいたと……新聞をみると自己満足しているが、とんでもない。定期昇

給に色をつけた程度が多かったのではないか。まして配分の主導権をにぎっているところが、何組合あるかということを考えてみると賃金ストップを破ったなどとはいえない。まして、総連指導部が、うまうまと私鉄経協の自主交渉と三社調停の分裂策動にのって、「とれるところから、とる」どころか「とれるところが水を浴せる」ことで、伝統ある統一行動にすらヒビを入れたことは今後充分批判する価がある。一体総連はどんな指導をしたというのであろうか。とくに大手でも東武と京阪神が孤立したことは、もう旗ふり的画一指導ではだめであることを示したものといえよう。

年間臨時給与・夏季手当闘争　四月一九、二〇日の第四回中央委員会で次のような闘争方針が決定された。

昭和三一年度年間臨時給与闘争方針

一　基本方針

1　今後、夏季手当、越年資金等の臨時給については、ある期間の経過措置を経ながら、漸次年間臨時給与として総連の統一闘争で闘う方向に移行してゆく。

2　この将来の年間臨時給与の統一闘争期間については、次回定期大会において、その時までの経過を十分考慮して決める。

3　年間臨時給の内容は夏季手当および越年資金とする。賞与、石炭手当等の取扱いについては各単組で自主的に決定する。

4　今夏の闘争については、年間臨時給与で闘うことが適切な地連もしくは組合にあっては、年間臨時給与として闘い、夏期手当として闘うことが適切な地連もしくは組合にあっては夏季手当として闘う。

5　今夏の闘争は、地連毎の統一闘争とし、総連は全国的な観点からこれを調節する。

二　具体方針

1　要求日時、闘争の日時形態、罷業権確立の方法、等は参議院議員選挙闘争との関連を考慮しすべて各地連毎に自主的に決定する。

2　要求額は年間臨時給与として要求する場合は現行基準賃金の三ヵ月分を基準とし、夏季手当として要求する場合は現行基準賃金の一ヵ月分を基準とする。

すなわちこの年間臨時給与については、昨年度から大手の組合を中心として受け入れられてきたが、今度の闘争方針によって、従来の夏季・越年資金闘争を止め、これを合せた年間臨時給与一本にしぼって総連の統一闘争としておこなうようにすることが正式に決定された。この形態への移行は漸次的におこなうものとされ、今回は地連毎の統一闘争とし、闘争の形態――夏季手当か年間臨時給かは各地連あるいは各単組の状態に応じて決定する、年間臨時給の場合の要求基準は現行基準賃金の三ヵ月分、夏季手当については一ヵ月分ということになった。しかし、年間のそれぞれの闘争を重点的に効果的に配置するためそれらを整理する必要があること自体については異論はなかったが、夏季、越年闘争をこのように年間臨時給一本にしぼって夏季におこなうことに対しては、闘争方針を決めるに当って相当論議された。主な問題点は次の通り。㈠時期――中小組合側は越年闘争の盛り上りの時を主張し、大手組合は経営との関係で決算期である夏を選んだ。㈡総評の闘いのなかで大きな比重をもつ私鉄が自分だけ一本で闘うのは全体の関連からまずい。㈢一本化すると、特に地方組合における寒冷地手当などのような特殊的な臨給闘争がやりにくくなる。㈣大手は会社側も一本を望んでいるが、中小企業では会社側も一本化を嫌うという事情がある。㈤一般的にみて資本家的合理化にまきこまれる危険がある。なおこの間の事情に

ついて組合は次のように述べている（『私鉄新聞』五六・四・二一付主張）

……われわれは年間に賃金、夏季手当、労働協約、越年資金、退職手当等々四回も五回もの統一闘争を仕組まなければならず、公益事業の特殊性と、組織の闘争力の限界から一つの重大闘争に全力を上げると次の闘争をなおざりに闘う単位組合等がでてきた。このことは各地連、組合間に不信感が高まり、総連全体の各闘争に、組織全力を上げて闘うためには、賃上げ、労働協約の二大闘争を中心に諸闘争を整理する必要の是非の討議を開始することになった。まず第一に問題になったのは、昭和三十年度夏季手当闘争時以来、夏季手当、越年資金闘争を合せて年間臨時給として闘うことの是非が、総連全体の問題として激しく論議され、その結果、三十年度夏季手当闘争において大手十一組合を中心とする二十数組合が年間臨時給で解決する状態となり、その後をうけた三十年度の越年資金闘争はじめて大手組合のない中小組合を中心とする闘争の経験をした。

この前年度の経験からわれわれは本年度の年間臨時給の闘争においては大手組合も中小組合も総連全体が一致して闘争することが是非必要であることを痛感して夏季手当と越年資金を併せて年間臨時給闘争として、総連の統一闘争として闘うために、中央委員会で慎重討議をかさねたのであるが、残念ながら闘争を行う時期、即ち、夏季に行うか、秋期に行うか、大手組合を中心とする数十組合と中小組合を中心とする数十組合で意見の一致をみることなく、本年度闘争は、「夏季手当、越年資金等の臨時給について、ある期間の経過措置を経ながら、漸次年間臨時給与として総連の統一闘争で闘う方向に移行してゆく」ことを基本方針として、行動の統一を重点に各地連別に、統一闘争で闘うことになった。

まず関東、中部地連は、年間臨給、夏季手当要求の二本建でおこなうこととし、年間臨給要求額は現行基準賃金の三ヵ月分、夏季手当は一ヵ月分と、それぞれ総連の基準案通りに決定し、五月一〇日までに提出することになった。大手の組合は地下鉄などを除いてだいたい年間臨給要求で三ヵ月分（四万円―五万円）、中小組合は年間臨給の場合は、二―三ヵ月分（二万円―四万円）、夏季手当は〇・七―一ヵ月分（約一万円）と、夏季手当で闘う組合の方がやや多かった。闘いの山は六月上旬におかれ、柔軟戦術を中心とする闘争態勢が組まれたが、名古屋鉄道が五月二九日早くも年間二・四ヵ月分（夏季〇・七五、越年一・六五）で昨年を上回って妥結し、六月上旬に大手組合をはじめだいたい妥結した。大手は東京急行年間二・七二ヵ月分（四万九五〇〇円）、東武鉄道年間二・七二ヵ月分（四万三二〇〇円）、地下鉄夏季一・〇九二ヵ月分（一万九六〇〇円）、などで、だいたいにおいて年間二・五―二・七ヵ月分で妥結した。中小労組は遠州鉄道年間二・三八ヵ月分三万四八四〇円（夏季一・四ヵ月一万一七一〇円、越年一・七二ヵ月二万三一三〇円）、茨城交通夏季〇・四五ヵ月（六五五〇円）などで、だいたいにおいて年間の場合は二・三―二・四ヵ月分、夏季は〇・四―〇・七ヵ月分で妥結した。例年のことではあるが、やはり、大手組合と中小組合との間の較差がめだった。なお関東地連の成田バスなど中小五組合は六月一二日から柔軟闘争に入った。

関西地連では、統一闘争で要求を二本建とし、在阪五社の大手組合をはじめ一一組合は年間三ヵ月分、その他の中小二一組合は夏季一ヵ分を要求した。六月一一日要求をいっせい提出して交渉に入り、大部分年間臨給の形で妥結した。大手組合は年間二・四ヵ月分（四万四千円―四万九千円）、中小組合は年間の場合二・二―二・

四ヵ月分（二万円―三万八千円）、夏季の場合は〇・六―〇・八ヵ月分（五千円―九千円）という状況であった。

中国、北陸、九州の各地連は夏季手当でそれぞれ統一闘争をおこない、西日本鉄道は一ヵ月分を要求して〇・八ヵ月分で妥結、中小各組合は〇・六ヵ月から一ヵ月分を要求した。

労働協約闘争　七月三〇、三一日の第六回中央委員会でこれに対する次のような闘争方針が決定された。

昭和三一年度労働協約闘争方針

一　基本方針

(一)　今年度協約闘争の主点

(1)　企業合理化による労働強化、労働条件の切下げを排除するため協約綱領の実現をはかることによって協約内容を充実させる。

(2)　無協約の組合は本闘争期間中に協約を締結する。

(3)　改訂の期日は昭和三十二年九月三十日にそろえる。

(4)　将来の統一闘争、統一行動を妨げるような条項はこれを改廃する。

(二)　闘争の仕組み

(1)　闘争は全国的統一闘争とせず、各地連毎の統一闘争または共同闘争として闘う。

(2)　各地連毎の闘争が歩調をそろえて闘えるために闘争日程の目途としては、(イ)要求案は八月十日までに提出する。(ロ)闘争のヤマを九月下旬から十月上旬におく。

越年闘争　大手組合の大部分をはじめとして五六組合がすでに年間臨時給与によって夏季に妥結しているため、越年闘争は残った中小組合を中心に地連毎の統一闘争としておこなわれた。一月はじめから要求が提出され、九州の西日本鉄道、東京の地下鉄などの大手組合も含めた六九組合が全国で闘争に参加した（北海道八、東北一一、関東一二、中部四、北陸三、関西九、中国五、四国七、九州

(1)　公休振替え出勤手当割増賃金〇・二五の獲得、(2)　一昼夜交替勤務手当のうち新しく引つぎ手当として〇・〇二を獲得、現行〇・四は〇・四二となった。(3)　実乗時間を十二分短縮して六時間とする。(4)　一昼夜交替勤務である五ヵ所の踏切勤務者。浅草車庫の信号係、四条交叉点の助役勤務者は三交替制とする。電気信号三ヵ所を二交替とする。(5)　慰安会を特定休日とする。(6)　乗務員で四五歳以上または十五年以上勤続の者が老弱で下級職に転ずる場合賃金は減額しない。

合が要求を各経営者に提出しており、九月一〇日までにだいたい出揃う予定であった。また会社側は大半が合理化のための対案を準備していた。たとえば京阪神急行の会社案では、女子の生理休暇につい て、現行における全女子従業員の毎潮二日以内の有給休暇を廃止して、それを駅務、工場作業、看護婦など特定職種のみに限定するなどをはじめとして、労働条件の切下げと組合の弱体化を狙っていた。

次いで九月二九日の第六回対策委員会で、闘争を一〇月末までに解決するように交渉を進める、実力行使の時期を一〇月下旬におくことなどが決定された。この闘いは、一一月上旬までにだいたい妥結したが、このうち京阪電鉄労組は一〇月二七日、同電鉄の三駅で改集札係りのストをもって闘った。次に同組合の解決内容を掲げる。

一〇)。関東、関西、九州、中国の各地連は地連決定として二ヵ月分を要求し、中間、北陸、四国地連は一・五ヵ月分以上を、北海道、東北地連は一・五ヵ月分をそれぞれ決定した。要求は各組合ともだいたい一・五ヵ月分から二ヵ月分の線でおこなわれた。また一一月二五日から一二月二日を闘いの山とする方針で、九州、中国地連は一一月二五日の二四時間ストを決定し、北陸地連は一一月二九日、中部地連は一一月三〇日、関東、関西、東北、四国地連は一二月二日、北海道地連は一二月五日の二四時間ストをそれぞれ決定した。

こうして実力行使を準備した強力な団交が繰返され、一一月末までに西日本鉄道をはじめ二四組合が妥結した。東北の塩釜交通労組は二一日二四時間ストに突入し、九州の南薩鉄道労組、三州バス労組、中国の広電岡山電軌労組が二四日、九州の長崎自動車労組が二四、二五日二四時間ストに突入した。次いで一二月二日のストを控えて、三〇組合がこれに続いて妥結した。一二月二日には四国の三組合（伊予鉄道、琴平参宮電鉄、瀬戸内運輸）と関東の静岡鉄道労組の四組合がストに突入した。このようにして一二月上旬には、北海道、東北の一部組合を残してだいたい妥結をみたが、部分的には深刻な困難な闘いが展開された。

妥結状況は、西日本鉄道の一・七五ヵ月＋α（三万一五〇〇円＋基準給比五〇〇円）、地下鉄の一・八五ヵ月（三万三二三二円）などをはじめ、中小私鉄はだいたい一ヵ月から一・七ヵ月（一万五千円―二万円）であった。しかしなかには一ヵ月分に満たない組合も多少みられた。なおこの越年闘争のなかで、九州の長崎自動車労組（二六〇名）は一万八千円を要求して闘いに入ったが、早期に一万五五三〇円で妥結した第二組合の妨害で困難な闘いを続け、一一月二五日のスト以来第二組合のピケ破り、スト破りに対して、自動車の前に徹夜のピケをはって頑張った。けっきょく地労委のあっせんによって二九日、第二組合と同じ条件で妥結したが、特に女子組合員の強い闘争意欲と組合の団結の固さをしめした闘いであった。また総連新加盟の塩釜交通労組（六一名）では日給平均二一七円（月平均賃金五八八〇円）労働時間一日一三時間などという劣悪な労働条件に対して立上り、現行基準賃金を一人平均四千円上げよ、越年資金二ヵ月分、労働協約の即時締結など三要求を掲げ、地域共同闘争を展開した。一一月二一日にはじめての経験である二四時間ストに突入した。その結果一一月二四日、賃上げ一人平均月額一三八〇円、越年資金は基本給の一ヵ月＋特別手当として一時金二千円、労働協約は明年三月からの実施を目標に労使協議すること、などの条件で妥結した。

第三節　炭労、全鉱連の争議

一　炭労の争議

春季賃金闘争　炭労は、五五年一〇月三〇日から開かれた大会において、五六年一月以降の賃金闘争について「炭労対各社交渉（対角線交渉）を最低とする」という方針を決定し、一二月一七日に次のような賃金要求書を大手八社、九共闘、宇部興産にそれぞれ提出した。

要　求　書

(一)　本　人　給

1　最低賃金を左の如く定める。したがって個人について定められる本人給は左の額を下ってはならない。

成人坑外夫　一方三四〇〇円（税込）

2　現在の各人に決められた賃金額を左の通り引き上げる。

直接夫　一方につき一律引上げ額　五〇円（税込）
間接夫　〃　（修正給）　三〇円（〃）
坑外夫　一方につき一律引上げ額　五〇円（〃）
　〃　（〃）　三〇円（〃）
　〃　（修正給）　三〇円（〃）

引上げ額中修正給とは職種及び個人格差の不均衡を是正するために操作するもので、その配分については各人各山で協議決定する。

3　坑口の併合、その他の理由により、職種、個人間に賃金のアンバランスが生じた各山については、賃金の再展開を行う。

以上のような賃金要求が決定された理由は、炭鉱の賃金が坑内外、あるいは職種別に賃金のデコボコがはなはだしく、労働者の統一と団結を阻害する最大の要因になっているため、このような賃金格差を少しでもちぢめることを目的に、坑内外一律に二千円の賃上げを要求したものであった。特に坑外夫の賃金を引き上げるために、最低賃金八千円（一方三四〇〇円）を要求したことは、従来の賃金要求からみれば一歩前進だといってよい。

ところで新賃金交渉は、五六年一月一六日以降八社ブロックをはじめ、各ブロックごとにおこなわれたが、会社はいずれも回答の延期を申し入れてきたため、中闘は二月一日、二日の両日中闘委員会を開き、長期闘争体制の強化に全力をあげることになり、中闘の大部分をオルグとして各地方に派遣した。

二月二七日に至り、中央大手八社は炭労の賃上げ要求を拒否し、「現行横すべり」の回答をおこなった。これに対し二月二六日から二日間にわたって開かれた中闘委員会は、闘争の進め方を決定し、第一波実力行使として「三月九日からいっせい一時間休憩の実施、一五日からさらに時間外労働の拒否」、第二波実力行使として「三月一九日から全支部いっせい無期限部分スト」の指令を発した。

九日からの実力行使は、指令どおり全山いっせいに実施されたが、八日までの期限付回答でもやはり賃上げ拒否の態度をかえず、わずかに「生産性向上との関連で四月以降については考える」と回答した。さらに一〇日には、中央八社および九州五社がいっせいに「三月末までは現行賃金すえおき、四月から一二月までの間については業績手当として一人平均一八〇〇円（月二〇〇円）を支給する」と回答した。炭労はこれを拒否し、方針どおり闘争を進めることにはなったが、会社は一四日に一九日からの部分ストに対しては、ロック・アウトをもって対抗すると警告し、また日経連も「全産業資本は総力をあげて炭鉱経営者に協力する」ことを総会で決定した。

会社側のロック・アウト戦術に対し、炭労はすでに決めた方針どおりトが実施され、バリケートがきずかれても、すでに決めた方針どおり一九日からの部分ストを決行し、スト要員以外は全員平常どおり作業をつづける、二、しかし、ロック・アウトが出され、実力行使やバリケードによって職場への出入りをとめられ、あるいは裁判所の立入り禁止仮処分がだされたときは『全員就労せず、保安要員の差出しは拒否する』といういままでの方針をかえて、保安要員は進んで差出して保安を確保し、保安要員以外は就労をやめる」という闘争方針を決定し、次のような訴えを全組合員ならびに家族に発した。

全組合員ならびに家族の皆さんに訴える

全組合員ならびに家族のみなさん、全情勢を正しくつかみ、彼我の力関係、敵のねらい等を正確に分析し、それに応じてあやまりのない方針を出すことがいまほど大事なときはありません。一歩誤れば取り返しのつかない重大な結果がひき起される危険があ

るからです。

当面の情勢の特徴は、敵階級が大きく結束し、準備を整えて、炭労に集中攻撃を加えようとしていることです。この情勢の下においては、敵の挑発を避け、ロック・アウトを受けて立つのが正しく、かつその方針は速かに全組合員に知らさるべきであると判断した中闘は、決然としてこれを実行に移しました。問題はこれからです。ロック・アウトの中で敵は次のことをねらっています。第一に、この機会に、われわれの手から部分ストという強力な武器をもぎとること、第二に、そのうえで「生産性向上」賃金を押しつけて「自発的」労働強化態勢を布くこと、第三に、この際、できるだけ炭労の組織をガタガタにすること。これらの点はひとり炭鉱にかぎらず、わが国を支配している大資本家たちの当面の共通の目的として強引に行われようとしています。

そこで、いまわれわれにとって次のことが重要です。第一に、「現情勢」を判断してわれわれはこんどの方針を採ったのであって、部分ストという武器は断じて手放したのではない。今後まだまだ使うんだということを全員が確認すること。第二に、ロック・アウトでも何でもドンとこい、どこまでも闘ってみせるぞというハラをみんながきめること、その構えをガッチリ固めること。第三に、全山の行動の統一を保持すること。その乱れは組織にヒビを入れられるモトになります。

ロック・アウトは三月一六日に三池がおこなったのをはじめとして各社いっせいに実施したが、会社側が、このような積極的な戦術を実行にうつしたのは戦後はじめてのことであった。これによって当初多少の混乱も予想されたが、前述したように、炭労が保安要員をさし出すことを決め、受けて立つ態度に出たため全国的にみてきわめて平静であった。このような情勢のもとで中労委中山会長は、三月二三日、職権あっせんによって月額四五〇円の賃上げと一時金二千円の案を提出した。しかし炭労は、一二三日「四五〇円の賃上げは全く低い。最近の炭価の値上げとコスト低下から、トン当り七〇〇円ものもうけをだしているのに、四五〇円の賃上げは、職員給与や基準外のハネカエリをふくめてもトン当り四五円ていどのコスト高にしかならない。会社にはまだまだわれわれに支払う能力があるはずである。二、われわれが賃上げ八〇円と同時に要求した最低賃金三四〇円と家族給を本人給のワク外にすることの要求は、この案では全く無視されている。これは会社側はもとより、中山氏もわれわれの要求に対して少しの誠意をもっていないことの証拠である。三、この案はわれわれ労働者の立場にぜんぜん考慮がはらわれていない」という理由でこれを拒否するに至った。炭労があっせん案をあえて拒否した背景には、ロック・アウト戦術に屈することは、運動の将来に大きな影響を残すと考えたからにほかならないと思われる。

あっせん案拒否後炭労は、「各地方本部および支部闘争委員ならびに指導委員は、教宣活動を強化し、闘争の分断を企図する敵のデマを粉砕し、組合員の長期闘争の決意を固め長期態勢を確立せよ」などの指令を発して、長期闘争体制をかためたが、二九日に至り中労委中山会長は労資代表をまねいて、自主的団体交渉の再開を要請した。かくて三〇日から団交が開始されたが、会社側は自主的解決のための金額を示さず、交渉は決裂するに至った。労使代表はそれぞれ中山会長に交渉決裂の状況を報告したところ、会長は重ねて解決を要請した。これに対して炭労は中闘委員会を開いた結果、「一、組合員はさきの中山あっせん案に不満だが、早期解決を希望している。二、これ以上闘争をつづけた場合、下部体制は一糸乱れぬ統一と団結をもって完全に闘いうるとはいえぬ、三、新しい中山提案を

拒否すると世論がますます不利になる、四、会社は自主解決の能力と意思がない」という理由から、中山提案を受けいれることになった。

かくして三一日中山会長は労資双方の代表から事情をきいた以上、後述の協定書にみられるような第二次あっせん案を提示した。炭労は中闘委員会であっせん案の受諾を決定し、ついに四月二日妥結をみるに至った。協定書は次のとおりである。

協　定　書

〇〇会社と日本炭鉱労働組合とは昭和三十一年一月以降同会社の鉱員賃金並びに職員給与に関し左記の通り協定する。

記

一　鉱員賃金

㈠　基準賃金

1　昭和三十一年一月一日より同年三月三十一日迄は従前の協定を延長適用する。

2　昭和三十一年四月一日より同年十二月三十一日迄は次の通りとする。

(イ)　従前の各人別本人給に左の一方当り平均金額を加算する。

坑内夫　二〇円（税込）
坑外成人男子　二〇円（税込）
その他鉱員　二〇円（税込）

加算額の配分については各山元会社組合で協議決定する。

(ロ)　本協定に抵触しない限り従前の協定を延長適用する。

㈡　一時金

1　財源　昭和三十一年三月末在籍（長欠・未復員・組合専従者を除く）一人当り平均二〇〇〇円（税込）と、公傷長欠者数に前記金額の七割を乗じた額の合算額とする。

2　支給条件等については各山元会社組合で協議決定する。

二　職員給与

職員給与については鉱員賃金に準じ従来の慣例により別途協議決定する。

三　本協定の有効期間は昭和三十一年一月一日より昭和三十一年十二月三十一日迄とする。

昭和三十一年四月三日

〔注〕　三井、北炭、住友、太平洋、日炭は同文。三菱、古河、明治、雄別は、二、職員給与の項を除く。雄別については次の通り一、の㈡を挿入する。従って㈡一時金が㈢となる。

一　鉱員賃金

㈡　休憩時間、拘束八時間内における休憩時間は一時間とする。

一時金に関する協定書

会社は一時金として昭和三十一年三月末在籍（長欠、未復員、組合専従者を除く）一人当り平均一、二〇〇円（税込）と、公傷長欠者数に前記金額の七割を乗じた額の合算額を財源として支給する。支給条件等については各社各山で協議決定する。

三鉱連三池の到達闘争　三鉱連は、五五年末から二回にわたって労働条件専門委員会を開き、傘下六山の労働条件を調査し、同山の労働条件統一に着手したが、三池でもこの方式にしたがって六支部の労働条件を比較した結果、支部ごとに労働条件の格差があることが明らかとなった。かくして労働条件の統一をおこなう到達闘争

を、炭労一七号指令に基く賃金闘争の前段闘争として展開することになった。

このような到達闘争のための職場討議は一月末におこなわれ、その結果、延べ九八六項目（集計一二〇項目、たとえば「手袋支給、備付、貸与」「工具袋貸与」「繰込（作業割当）の明朗化」「防塵マスクの貸与」「寒中歩増」「安全灯係に作業衣貸与」「業務用靴備付け」「業務用前掛備付け」「公務傷死の場合のお通夜並に葬儀参列」「水洗便所のトイレット・ペーパー備付け」など）の要求が集約されるに至った。かくして三池労組は、「一、職場要求事項については一七、一八日緊急中央委員会においてこれを確認せよ、二、具体的方針を討議し、三鉱連中闘委員会を組織することになった。

ロックアウト以後、会社はビラ宣伝その他の手段で闘争態勢を弱化させようとしたが、三池労組の闘争体制は堅固でいささかの崩れもみせなかった。四月一日に至り三井全山（田川、山野、砂川、芦別、美唄）は三鉱連の指令によって一四日以降四八時間スト、時限ストを決定した。かくて四月一六日、三池が部分ストに突入して以来四三日ぶりで妥結するにいたった。協定書は次のとおりである。

〔協　定　書〕

三井鉱山株式会社と全国三井炭鉱労働組合連合会とは三池における紛争に関し下記の通り協定する。

一　今次三池における職場要求の未解決事項については平和裡に解決するものとし、細部については山元に於て会社、組合間で話し合うものとする。

二　三月五日より同月一五日迄の部分ストに対する賃金の支払は滅産に応じ賃金カットする。

（諒解事項）

三井鉱山株式会社と全国三井炭鉱労働組合連合会とは昭和三一年

賃金カットの通告をおこなった。三池に会社側が交渉再開に応ずるならばれたが、会社はすべての実力行使をなしという態度を明らかにした。

三鉱連はこのような三池闘争を重視して炭労に情勢報告をおこなった結果、炭労は指令二八号（一九日より無期限原炭搬出拒否）を発して、三鉱連傘下単位組合に対しては一七日から突入させたのであった。会社側はこれに対して三月一六日一番方からロックアウトでは一七、一八日緊急中央委員会を開き、三鉱連六山の統一闘争の具体的方針を討議し、三鉱連中闘委員会を組織することになった。

ロックアウト以後、会社はビラ宣伝その他の手段で闘争態勢を弱化させようとしたが、三池労組の闘争体制は堅固でいささかの崩れもみせなかった。四月一日に至り三井全山（田川、山野、砂川、芦別、美唄）は三鉱連の指令によって一四日以降四八時間スト、時限ストを決定した。かくて四月一六日、三池が部分ストに突入して以来四三日ぶりで妥結するにいたった。協定書は次のとおりである。

〔協　定　書〕

三井鉱山株式会社と全国三井炭鉱労働組合連合会とは三池における紛争に関し下記の通り協定する。

一　今次三池における職場要求の未解決事項については平和裡に解決するものとし、細部については山元に於て会社、組合間で話し合うものとする。

二　三月五日より同月一五日迄の部分ストに対する賃金の支払は滅産に応じ賃金カットする。

（諒解事項）

三井鉱山株式会社と全国三井炭鉱労働組合連合会とは昭和三一年

四月一六日協定に関し下記の通り了解する。

一　会社は、他の五山の交渉方式にならい従来の慣行によって行いたい旨を主張、組合は職場大会に対する三権移譲方式は組合の内部統制の問題であると主張、かかる双方の立場を確認した上で平和的解決を双方努力する意味である。

二　三月五日より同月一五日までの減産をとりもどすことを期待し本人給とカット後の賃金の差額の八〇％相当額を貸与する。

（以下略）

二　全炭鉱の争議

春季賃金闘争　全炭鉱では、基準賃金（坑内夫、一方当り六五円、成人男子坑外夫、一方当り五〇円、女子および一八歳未満男子、一方当り四五円、いずれも税込み）の賃金要求を、一九五五年一一月に、会社側に提出した。その後一二月二〇日に開かれた第二回中央闘争委員会は、新賃金闘争の推進について検討した結果、次のような方針を決定した。すなわちそれは一、二月中、下旬を目標に闘争を推進する、中小の問題については闘争の進行のなかで対処する、二、両集団交渉の連携については本部があたる、三、九年の賃金協議会から団交への切替えは九闘の情勢に応じて適宜に処理する。ということであった。

以上のような方針に基いて年が明けてから賃金闘争が再開されたが、まず常磐地方闘争委は賃上げの意思表示をせよと連盟に期限つき回答をせまり、また九州地方闘争委も、一月一六日から賃金協議会を団体交渉に切替えて闘争を進め、二月八日にはスト権を確立し、実力を背景に交渉をおこなうことになった。常闘の要求に対して連盟はひきのばし策に出たため、二月一〇日以降スト態勢に入ることを連盟に通告し、同時に第三波無期限ストまでのスケジュールを決定した。さらに一三日「一八日一番方より二四時間スト突入」の指令を出し、実力を背景としての早期決戦の方針を明らかにした。

連盟は、一六日に至り事態収拾のための団交再開を申し入れ次のような提案をおこなった。すなわち、一、参加全炭鉱の賃金増収を図ることに努力する連盟の基本的考え方には変りはない、二、ベース・アップ要求の具体的取扱いについては今後小委員会において協議する、三、小委員会は参加全炭鉱を対象として協議を進める。常闘は、さらに連盟の考え方を明確にするために団交を進めた結果、一、参加全炭鉱の賃金増収を図る、二、そのことは結果的にアップになることを肯定する、三、前各項の具体的取扱いは専門委員会において協議する、ことを確認した。

かくして二月二〇日から専門委員会でベース・アップの具体化を図ったが、進展をみなかったため、二七日専門委員会を打ち切り、二九日第一一回の団体交渉を開いた。しかし連盟は依然として具体案を示さなかったので、三月三日一番方からスト突入を通告した。組合からスト通告を受けた連盟は事態収拾のために団交を申入れ、組合はスト態勢をそのままにして三月一日夜から二日朝にかけて徹宵交渉をおこなった結果、連盟は各社別に具体額を提示してきた。連盟の提示額に基いて各社別交渉をさらにおこなった結果、三月三日、次の通りの条件でそれぞれ妥結をみた。

妥結状況

常磐茨城	三三〇円
大日本勿来、磯原	三一〇円
関本	三〇〇円
山口、望海、櫛形	二九〇円
品川黒田	二二〇円

俵
杉　本
新広野
矢の倉
大野大倉
綴伊東

常闘のなかでもまだ妥結に達しない常磐炭鉱および小田炭鉱の各労組は、その後も闘争を継続したが、まず常磐支部は一六日からのスト突入寸前において四五〇円で、また小田支部は、二〇日坑内夫二二〇円で了解点に達した。また九闘では、三月一五日第四波までのスト指令を出し、一六日一番方から第一波ストに突入した。しかし第一波ストに突入した佐々、田富は、一七日に坑内二二円、坑外一三円を実績賃金に加算するという条件で妥結し、また里山も一九日、坑内二四円、坑外一五円引上げの条件で妥結をみた。その後、常闘、九闘ともそれぞれ続々と妥結をみるに至った。

一二五円＝基準外
一〇〇円＝基準外
一〇〇円＝基準外
一時金一、三〇〇円
一時金　八〇〇円
一時金一、〇〇〇円
以下略

三　全鉱連の争議

全鉱では、二月一日から開かれた第二六回定期大会において、次のような賃金要求の方針を決定した。すなわち、一、坑外成人男子一律月額二千円（税込み）を引上げる。二、職種、職労の比率については各企業連に一任する。職種内における配分および職員内の配分は一律とする。

以上のような基本方針に基いて、大企業闘争委員会、中小企業闘争委員会などの各ブロックで具体的な要求額を決定したが、たとえば、大闘ブロック傘下の各企業連の要求額は次のようなものであった。日鉱連（基準内平均二千円。賃金体系の主体である本給、職種給、家族手当のうち本給を第一として（これに家族手当の増額を若干考慮）、三鉱連（坑外成人男子二千円増）、石原労連（一律プラスアルファ方式で要求、満一八歳で一千円）、古鉱連（坑外成人男子二千円）などである。

さて、大闘では二月一七日第一回の全鉱と企業連の連署要求をおこない、ひきつづいて交渉をしてきたが、会社側の回答は全鉱の介入を拒否するという一点ばりであった。このため一八日の小委員会は、三月一日以降実力行使に入ることを決定した。二月二八日に開かれた第六回大闘は、「当面の戦術としては、重点部門スト戦術を採用する。情勢の変化に応じては、チャンピオン闘争をおこなう」「重点部門ストについては、極力統一するように努力する。このため二九日に戦術会議を開く」などの闘争方針を決定した。さらに第六回大闘に基く戦術委員会は、各企業連のスト内容について、住鉱連（電解スト）、三金連（亜鉛電解スト）、三鉱連（大阪製錬所の分銅、型銅、荒引工場の完全停止、網倉鉱業所の亜鉛製錬の完全停止）、同労連（乾式電解スト）、日鉱連（電解スト）、古鉱連（採選鉱指名スト、粗銅の出荷拒否）、石連（索道運搬スト）、坑内運搬ストのうちより効果ある戦術を適宜交互に採用する）と決定した。

また二月二六日には、「会社側はさらに唯一交渉団体の約款あるいは委任禁止条項を利用して、全鉱固有の団交権を否認し、われわれの要求した交渉方式を全面的に否定しようとしている。これは明らかに分裂支配政策であると同時に、不当労働行為に該当すると信ずる」旨の声明書を発表した。

全鉱は中労委に対して不当労働行為救済の申し立てをおこない、三月六日に第一回審問が開かれたが、会社側は企業連とだけ交渉したいという点をくりかえすだけであったので、ついに九日一の方から無期限重点ストに突入した。

三月一六日に至り全鉱が提訴していた不当労働行為救済の申立てに対し、中労委は「三菱、住友については不当労働行為は成立するが、他の五社（日鉱、三井、同和、古河、石原）については提訴を棄却する」という救済命令を出した。五社の不当労働行為が認められなかったのは、労働協約に「唯一交渉団体条項」と「委任禁止条項」があったためである。かくして大闘では窓口闘争に一応のくぎりをつけ、「現在実施中の重点ストを中止する」「救済の命令書がでたら、ただちに、賃金要求をおこない、額の交渉に入ってゆく」という方針を決定した。中小闘および硫黄共闘でも、以上のような大闘の動きにあわせて、賃金額の交渉に入ることになった。

二二日、三鉱連、住鉱連を除く五企業連は、いずれも企業連委員長名による単署要求書を会社に手交した。その後交渉をおこなった結果、二九日に日鉱が、イ、基準内賃金、1、昇給三〇〇円（二級鉱実務職）2、職種給三〇〇円（二級鉱実務職平均）、三菱が、成人男子鉱員平均六〇〇円、住友が成人男子鉱員平均六〇〇円（昇給見合分を含む）という回答が出された。また中小闘では、日鉄が平均四五〇円引上げを回答した。

大闘は四月七日まで平和交渉をつづけたが、「要求額二千円に比べて、七〇〇円の回答はあまりにも低い額である」「今までにない好況のもとで会社の収益は膨大である。賃上げの機会としても、今までにない状況下におかれている」「金属鉱業の賃金は、他産業に比べて著しく低位にある」という理由から、ついに、四月一〇日無期限重点ストに突入した。すなわち、日鉱連は、日立大雄院＝電解スト、溶鉱炉ストおよび銅製品（電気銅、棹銅）の出荷拒否、佐賀関＝電解スト、熔鉱炉および銅製品（電気銅）の出荷拒否、三鉱連は、三菱大阪＝分銅、型銅、荒引工場ストおよび電気銅の出荷拒否。直島＝銅反射炉一〇〇％生産減スト、銅熔鉱炉ストおよび電気銅の出荷拒否。住鉱連は、到子＝銅電解、銅反射炉スト、銅熔鉱炉ストおよび電気銅の出荷拒否。国富＝銅熔鉱炉ストおよび銅の社外出荷拒否。同鉱連は、小坂＝乾式電解および熔鉱炉コンバータースト、湿式熔鉱炉半減および湿式電解半減スト、電気銅の出荷拒否、花岡＝採鉱第三条観音堂電車運搬スト、柵原＝機械盛込員スト（職種別スト）。古鉱連は、足尾＝日光精銅所運搬ストおよび電車搬出スト、日光発電所＝発電制限スト、久根、飯盛、阿仁、太良、永松＝以上いずれも浮選スト。

以上のような無期限重点ストをつづけているうちに、日鉱、同和は、一四日から一五日にかけての交渉で、同和に総額一〇〇万円、日鉱に総額二〇〇万円の寄付金（配分は組合に一任）がでて、同和は一四日、日鉱は一五日、それぞれストを中止した。残った三菱、住友は交渉をつづけたが進展せず、ついに一七日三菱は、実施中であった銅の熔鉱炉、電解出荷ストを一八日三の方で打ち切り、一九日一の方から製錬部門の最終製品出荷拒否の無期限ストに入り、また一九日には全山二時間の時限ストをおこない、各単組で総けっ起大会を開くことのスト通告をおこない、住友も、ニッケル熔鉱炉、ニッケル電解スト、ニッケル新炉の操業拒否の通告をおこなった。この第二段ストを背景に交渉をつづけた結果、三菱には、ベース調整金の増額、総額三〇〇万円の寄付金がでて、二〇日ストを中止し、また住友は、賃金八一三円（一一三円増）、期末手当、一時金二万六千円（五〇〇円増）、財団設立記念事業費三〇〇万円、増資記念一時金五千円の他、退職金の増額回答もでて、二一日ストを中止した。

中小闘では、日鉄鉱連が四月一二日の六三〇円の回答を不満として、一三日から北海道三山の部分ストをおこなって本社交渉をつづ

けたが進展せず、会社はロック・アウトさえほのめかした。組合は一八日に二一日二四時間全面ストを通告、交渉を進めた結果、二〇日の交渉で賃金六五〇円、期末手当二万〇五〇〇円の回答がでたのでストを延期した。また大日本鉱連では、一七日第一波二四時間ストをおこない、さらに一九、二〇日の第二波四八時間ストを背景に一八日交渉をおこなった結果、賃金六五一円、期末手当二万一千円、解決資金一千円などの回答がでたのでストを一時延期するに至った。

大闘六社のなかで唯一つ残っていた古鉱連は、二四日一の方から全山全面無期限ストを背景に強力な団交をつみ重ねた結果、二四日に至り、一、賃金六五〇円、二、期末手当、一時金一万四五〇〇円、三、古鉱連宿舎建設寄付金一〇〇万円の回答がでて、ストを中止するに至った。古鉱連のスト中止により大手六社の賃金闘争は、事実上終結することになったのである。

中闘傘下の日鉄鉱連は二八日協定書に調印し、また地闘傘下の各組合も、たとえば北海道、豊羽は賃金五〇円、期末一時金一万六五〇〇円で了解点に達し、また大江は二二日に六八一円の賃上げで妥結、奥羽の土畑は二四日七〇〇円で妥結など続々解決をみるに至った。

第四節　全国金属の争議

一　東京亜鉛の争議

争議の背景　東京亜鉛鍍金株式会社（東京都江東区北砂町）は、亜鉛鉄板の生産を主とする中小企業であるが、一九五五年末川崎製鉄の系列下に入って以来、鉄鋼二次製品メーカーとして典型的な存在であった。資本金は四千万円、従業員総数三二〇名。従業員中、全国金属傘下の組合に加入しているもの二二五名（男二一三、女一二名）、臨時工四八名、残りの四〇名近くは非組合員で役付である。労働者七名に付職制一人というこの高い比率は、川崎製鉄への系列化と同時に大幅な職制機構の改革があり、課長や係の数が増加したことに基いている。

川鉄への系列化は、職制、労務管理、労賃に大きな変化を与えた。一九五五年一一月現在の系列化前の労賃基準は二万三七六九円で、同業の他会社に比べると比較的高水準にあった。ところが系列化と同時に、川鉄より重役が送りこまれ、職制機構と就業規則が改訂された。さらに労働条件を著しく悪化させる内容の労働協約が労資間に締結された。系列化後の労働条件の悪化が争議の背景としてもっとも重要な意味をもっているので、主として総評中央調査会共同調査団の報告に基き、主要点を摘記しよう（この報告は、『月刊総評』一九五七年三月号「赤裸々な生産性向上運動の実情」にのせられている）。

㈠　労務管理の強化。職制の数を増し、保安要員の職場巡視がおこなわれ、労働者の工場出入にも厳重な監視がつけられた。

㈡　賃金は平均二〇％（一人当り四七〇〇円）切り下げられた。支払形態にも変更があり、職員を除く工員はすべて日給制に切り替えられた。

㈢　生産性の向上が強行された。たとえば亜鉛鉄板を例にとると、系列化前は月産四五〇〇トン台であったが、一九五六年一―三月期には五五二八トン、四―六月期四六三三トン、七―九月期五五二九トンに増大した。その他の製品でも一般に生産高の増大が見られたが、労働者の定員増加はなく、むしろ減少せしめられ、その代りに休憩時間の縮小、残業の増加等がおこなわれ、労働は強化された。一九五六年二月現在の全金東京地本の世論調査によると、労働

者一人当りの作業量が増えた、と回答した者が、調査対象人員の八二%にのぼっている。

㈣　新労働協約によって、服務規律は厳格に規定され、また組合活動、団体交渉、争議行為についても詳細な規定が設けられ、労働者の集合届出制、掲示の制限等により、実質的に組合活動に制約を蒙むるようになった。

さて、川崎製鉄への系列化に対して組合はどういう態度をとったか。一〇日間にわたり激しい職場討議や大会討議の結果、反対論も強かったが、七票の差をもって大会は労働協約と賃下げ二〇%を承認してしまった。こうして、川鉄より送りこまれた重役により東京亜鉛の経営実権は完全に掌握され、労務管理の強化のもとで、資本の努力は生産性向上に集注された。

系列化後の労働条件の悪化に直面して、組合側は一九五六年三月、一人一万円の生活赤字補塡金を要求したが、会社側は団交を拒否し、三ヵ月が経過した。組合側は団交拒否に対し、これを不当労働行為であるとして都労働委員会に提訴したが、のち会社の要請で、これを取り下げた。

春期一時金要求をけられた組合側は夏季手当を要求し、その結果一時金一万五千円が支給された。

争議の発端　夏季一時金闘争の終った八月ころより、労働協約改訂のための労働者の職場討議がおこなわれ、一〇月の支部大会には組合の改正案が万場一致で可決され、同月二六日には会社側にこれを提出して交渉に入った。会社側は、系列化した時の条件を理由に四日会社側の賃金制度改正案を組合に団交に応ぜず、逆に一一月一四日それに相当したより高い賃金を獲得し、各人の生活向上を計らんとするものであって、この理念が、本日提案したこの新賃金制度にも通ずるものである」（賃金制度改訂に関する会社「申入書」による）と述べている。

右の会社案によれば、能率給の基準となる標準生産高を系列化以前より引上げ、職場定員を減らし、労働時間を三〇分短縮しようというので、労働強化は必至となり、その他いくつかの点で労働者側の負担増加を伴うものであった。

組合側は右の会社申入れに対し、一一月二八日臨時支部大会を開き、わずか三票の反対があっただけで、次の要求事項を決定し、一二月一日（労働協約改訂期日）より、ストに入ることを決議した。

㈠　現行労働協約の破棄、新協約の締結
㈡　賃金制度改正案の撤回と一率三千円の賃上げ
㈢　年末一時金二万五千円の支給

第284表　賃金制度改正案

現行体系		改訂案	
	円		円
職能給	5,352		
年齢給	4,674		
(基本給)	10,026	本給	6,015
勤務給	441		
報償金	5,059	能率給	11,357
家族手当	1,029	家族手当	1,029
交通手当	328	交通手当	168
健保手当	589		
出勤手当	1,277	(調整金)	180
合計	18,749	合計	18,749

償金を能率給として六七%に増大させようとするもので、この改正の基本精神を会社側は「昨今産業界に於いて〝生産性向上運動〟の呼び声が高いが、その目指す所は高い生産能率を上げることにより企業の発展をはかり、合わせてはかり、合わせて

右の決議に基く組合の通告に対し、会社側は、賃金改訂を一方的に強行しないから、スト決行は一二月三日まで延期されたい、と申入れた。組合側はこの申入れをけった。

全国金属東京地方本部は、執行委員会を開いて次の指導方針と戦術を決定した。

① 東京亜鉛の争議は独占資本にたいする闘争であるから、この ための統一行動を広く呼びかけ、そのための体制を急速に確立 すること。

(2) 争議の内容は協約闘争、つまり権利擁護闘争が中心である。これを川崎製鉄の労働政策の一角をくずす大事業として、明確にとらえること。

③ それだけに、この争議は深刻かつ長期にわたる闘争となるので、組合員と家族の生活対策に万全を期すること。そのため、まず第一期カンパとして、組合員一人あたり米ひとにぎり(一升)カンパを訴える。また労金融資を、当面三ヵ月の計画でたてること。

(4) 各支部は現地に激励隊をかんだんなく派遣し、争議の性格と実情を正しくつかむとともに、争議団を激励し、みずからの職場へもちかえって組合員の間に徹底させること。

⑤ 東京地本は、現地に三役を中心に対策本部を設置するとともに、全金中央にも、この争議の対策部の設置を要請する。東京地評、地区労にも支援要請を行うこと。

一方、争議団は兵庫と千葉における川鉄労組に応援を要請するため、兵庫地評と千葉県労にオルグを派遣した。

争議の経過　一二月中旬、会社側はロック・アウトを宣言し、また中闘委員全員の解雇を通告した。同時に裁判所に対し、労働者の工場内立入禁止仮処分を申請した。また非組合員によって、ピケ破りが試みられた。争議団はこれに対し、家族組合の結成、地区労組との提携強化を図り、一二月末には百万円におよぶ応援資金を集めた。

会社と組合の団交は一二月末までに八回もたれたが、会社側に譲歩妥結の空気はすこしもなく、争議の長期困難化がさけられぬ形勢となった。この時(一二月三〇日)、三名の有志により「争議の無条件終結をのぞむ」との決議が公表された。争議団はこれを統制問題として処理することにきめて、一応落着した(のちに、三名を権利停止処分にした)。

しかし、この問題をきっかけに、中闘内部は従来の要求の基本源を修正し、妥協案をもって臨むべしとの意見が生れ、討議の結果、協約骨子五項目を作成、年をこえた一月二日にこれを会社側に提示した。また争議団の結束をかため、スト指導を強化するため、次の諸項を決議した。

① 支部の指導と統制の強化と統一行動の発展
② 金属共闘、総評にたいする支援要請、兵庫と千葉にたいする働きかけの強化
③ 一千万円資金カンパ運動の展開
④ 教宣活動の強化とくに鉄鋼の近江絹絲として今後の宣伝をつよめてゆくこと、系統的な労働講座の開始、幻灯の製作

一月七日、争議団代表は裁判所において、会社側が協定骨子五項目を承認すれば全面占有を部分占有に切りかえてもよいと回答したが、会社側は承認を与えなかった。そして一月二五日には、さらに争議終結を要望する意見書が一二名の有志より提出され、この意見書をめぐって争議団に動揺が生じた。会社側は、この動揺を利用していっそう切りくずし政策を進め、川鉄労務担当重役を中心に強力な争議対策を実施していった。会社側は不法占有その他の理由で争

議団員を告訴し、警察官はこれに基き毎月十数名の団員を呼びだし、圧迫は加った。組合側も、千葉工場前での座りこみを実施するなど、横の階級連帯の強化のために努力し、また国会における政治問題化をねらって活動をつづけた。

二月七日、裁判所は組合側に対し、部分占有への移行、自主団交の再開、争議の早期妥結を勧告した。この勧告について討議した結果、二月一四日争議妥結まで就学は拒否するという条件づきで部分占有に切り替え、団交を再開することに決定、二二日まで団交をつづけた。

同じく二二日に開かれた総評幹事会は、この争議は独占資本が春闘の出鼻をくじくために共謀した行動であるとして全面的支援を決定し、本部内に全国金属鉄鋼労連関係地評などと対策委員会を設け、川鉄工場労組への働きかけ、三百万資金カンパ等をきめた。

ところが翌二三日の支部大会の席上、支部副委員長が会社側の協約本文を承認し、争議の早期妥結を図れ、との提案をおこない、争議団に大動揺が起った。そして早期妥結の署名運動が起り、三月五日には、七六名の連署で支部大会の開催を中闘に要求した。七日の支部大会での終日討論の結果、労働協約は妥協派、反対派の意見を取り入れ、改めて会社側と交渉すること、解雇通告は撤回さすこと、と、争議の終結については本部対策部と支部中闘に一任すること、などが決議された。

争議の終結　三月一九日都労委を通じて、会社側は、解雇は六名に減らす、その他は従来と同じ、という回答を争議団に寄せた。争議団は連日職場討議をつづけ、ついに二九日の大会において一二〇日にわたる大争議を終結することに決定した。この大会では、解雇反対で最後まで闘いぬこうという意見も強く出たが、指導部は「組織を守ることが大切だ」と力説し、投票の結果、賛成一一七、反対九〇、白紙六で会社案受諾、争議体制を解くことにきまったものである。終結に当り調印された協定事項は次の通りである。

協定事項（要旨）

① いままでの労働協約を、三月卅日から向う一年間有効とし組合の主張をとりいれた覚書を追加協定する。

② 年末一時金二万百六十円を支給する（臨時工には去年の夏の一時金の五割増を支給する）。

③ 中闘九名の懲戒解雇を撤回するが、三役は協定成立の翌日依願退職する。そのさい、自己都合による退職金に相当する額を金一封として支給する。

④ 組合員三名にたいする懲戒解雇は撤回するが、一ヵ月以内に退職するものとし、その間就業はしないが、争議開始直前の平均賃金の六割を支給する。また、退職のさい、自己都合退職に相当する額を金一封として支給する。

⑤ 組合、会社双方とも一切の告訴や申請を取り下げ、今後も本争議について、このようなことはしない。非組合員個人の告訴についても、会社はその取り下げに努力する。

⑥ 組合は協定調印と同時に、争議行為をとき、会社も工場閉鎖をとく。

争議団の自己批判　本争議は、独占資本の系列下に入った中小企業が死力をつくして一二〇日間も闘った大争議として社会的にも宣伝され、また川鉄資本に対する総評、全金の階級的対峙として、争議の規模が小さいにかかわらず、その意義の大きい争議であった。ことに、資本主義的生産性向上運動下の労働状態悪化に抗する「人権争議」と呼ばれ、最近における労働争議の一典型を示すものである。

この争議を終えて、全金地本書記長佐竹五三九氏は、大要次のよ

うな争議の成果と自己批判を公表している（全金機関紙『全国金属』一九五七年四月二一日号）

(一)　この争議は独占資本の搾取下にある中小企業労働者に闘争への勇気と確信を与えた。また、系列下の中小企業の闘いを独占資本に対する統一闘争としてとらえ、地域的に産業別的に、広く支援体制をつくったことは一つの成果であった。さらに川崎工場の組合自体を民主化する契機をつくり、川鉄資本の労務政策にも反撃を加えて一歩後退させた。一般労働者の支援の大きかったことも重要である。

この争議に臨時工が全面的に参加し、主婦も強力な支援体制をつくったことは特記されてよい。さらにまた、権利擁護闘争を中小企業労働者が長期にわたって闘ったこと。協約闘争の組み方を実践的に明らかにしたことも大きな成果である。

(二)　スト突入前に十分な準備ができず、また非組合員がほとんど前組合幹部によって、会社側情報が流され、争議対策指導部の資本勢力とその政策に対する認識が浅く、川鉄資本と東京亜鉛との関係を明確にして系統的に闘うところがあった。全金にあっても、資金カンパが強調されて、組織的な応援闘争をもりあげることが怠られた。

この争議は、反独占資本の統一闘争として、また権利擁護闘争としての課題をもっていたのである。

しかし妥結の結果、賃上げ問題は後にのこされ、協約改訂は、労働者の権利を守る線で、協定本文まで改めることができなかった。

二　日本バルブの争議

争議発生までの経過

日本バルブ製造株式会社は岡野バルブ、東亜バルブとともにわが国三大バルブメーカーの一つと称せられ、特に船舶用バルブの生産技術がすぐれているといわれる。戦時中は海軍省御用で経営は良好であったが、戦後は悪化し、一九五四年には会社更生法の適用を受けるに至った。工場は大森、蒲田、千葉の三ヵ所にあり、従業員は約二八〇名である。組合は、全国金属に参加する千葉支部（一一〇名）、蒲田支部（七〇名）、大森支部（六〇名）、本社支部（二五名）より構成されている。

一九五四年更生法適用いらい、管財人は七度で更迭したが、第八代の管財人として、中山製鋼所（石川管財人、のちに忽那文治郎氏が指名された）。一九五六年一二月七日東京地方裁判所はバルブ会社幹部、組合役員、一般組合員等約八〇名を招致、中山製鋼の経営引受けに当っての条件を提示した。その中山案項目は次の通り。

従業員に対する諸条件（中山案）

イ　工員、職員を問はず全員解雇する。

ロ　解雇された内、相当数を仮採用し、六ヵ月以内に本採用する。これには中山製鋼の詮衡基準を当てる。

ハ　現在の従業員の八五％以上の人は本採用にする。残り一五％は中山の裁量分として考慮する。

ニ　本採用にならなかった者に対しては、契約にもとづき会社規定の一〇〇％に予告手当を加えて支給する。

ホ　本採用になった者には上記退職金の一五％を支給する。

社宅居住者にして本採用に至らなかった場合、決定後六ヵ月以内に立退いて貰い、退職金はその折支払う。

ヘ　会社の希望に反して辞めて行く人に対しては、本採用の人の額を上まわらない額しか支給しない。

ト　本採用者中から配置転換をするかも知れない。

チ　本採用者には、同種同業の中位の待遇を約束する。

バルブ労組四支部連合会中闘委員会は直ちに会合し、条件中に、全員解雇を規定している点に対し根本的に反対であること、今後の事業計画が明示されていないので諾否を返答するわけにゆかぬこと、に意見が一致した。

しかし、裁判所より二判事がバルブ会社の幹部や従業員に、中山案を呑む以外に会社再建の道がないことを説得、また会社側もこの案に賛成し、全員一時解雇後八五%はのちに再採用する、盲動は不利だとの宣伝をおこない、これらの動きにおされて中闘決定を支部大会にかけたのは千葉支部にとどまり、他の支部は一二月一〇日までに全部中山案を承認した。千葉支部の大会は、反対八二、賛成九、無効六で中山案を拒否することを決定した。中山案反対の理由は、㈠全員解雇は労組を破壊し、会社側に対し従順な労働者のみを再採用する意図をもつものだ、また退職金を一五%にするのは重大な労働者の利益侵害である。㈡会社資産は豊富にあり(約五億)、経営は十分できる。現在でも経営引受けの候補者は中山製鋼以外にもあり、十分黒字経営をやれる見とおしをもっている、等々。

会社側は、千葉支部労組の強硬反対にあい、これを切りくずすため、部課長の組合員個別訪問、文書宣伝等を盛んにおこなった。一二月二五日には、工場長掲示を出して「中山案をのんだ者には一万五千円融資する」と公表した。このような切り崩しの結果、二八日には千葉支部約三〇名による第二組合（民主化同盟）ができた。

一二月二三日千葉支部労組は組合員とその家族をふくめ、全金本部、地本、地域の労働団体、岡野バルブ（九州）労組代表等を交えた総決起大会を開き、闘争宣言を発表した。当日の大会で確認されたスローガンは、中山案を撤回せよ、組合の分裂工作を中止せよ、遅配賃金を即時満配せよ、会社は作業の妨害をやめよ、年末手当を支給せよ等であった。

五七年一月に入ると、労組蒲田支部に約三〇名の組合員による中山案反対同盟が結成され、一月一〇日には、裁判所に抗議におもむいた。会社側は一一日より臨時休業をおこなったので、組合側は千葉工場占拠の体制をととのえ、組合大会でストライキ権を確立した（六五名全員賛成）。他方、千葉地方労働委員会に対し、不当労働行為救済の申出をおこなった。

争議の経過　一月一四日には、東京地裁は中山製鋼の管財人として忽那氏を任命した。この日裁判所に対し、全金本部役員、東京地本、千葉県共闘代表者、東京亜鉛労組員、バルブ労組員、社会党安平氏外数代議士が忽那氏の任命に反対を申し入れた。しかし裁判所はこれに応ぜず、警官の出動によって労組員の立退きが命ぜられた。

会社、労組間の団交はこれまでしばしば労組側より提案されていたが、会社側はこれを拒否し、一月九日全員解雇の通知を労働者に送付し、一月一五日にはこれを公示すると同時に臨時休業、工場立入禁止を声明した。組合側は東京地裁に身分保全仮処分の申請をおこなった。一六日には、組合員はバリケードを突破して工場占有を開始した。このようにして、労資間の対立抗争はいよいよ尖鋭化していった。その後、会社側の切り崩し工作はつづけられまた警察官による組合員の行動の規制がおこなわれた。これに対し、他方、労組側も二月四日本社の一室を占拠してここに闘争本部をおくことに成功した。このために営業事務は阻害された。

労資の抗争は、蒲田工場でも起り、反対同盟加入の組合員は工場立入りを禁止された。

全金本部はこの闘争の開始いらい、強力な応援を決定、五七年一月二三日の中央執行委員会では、前回の中央委員会の決定に基き、東京亜鉛争議とともにバルブ争議の強力な支援等を決定した。すなわち、千葉地本、地区労、千葉新聞労組等と泊りこみ、資金カン

パ、東京への動員、激励文発送等による支援が決議された。二月三日には、日農結成代表者会議の代表者が闘争中の組合を訪ね、支援を約束した。組合側も二四日の日農結成大会に代表を送ることを決定した。

このようにして、組合側の工場占拠、会社側のロックアウト宣言、労働者側の離職票発行請求、会社側の拒否（離職票は一月一五日全員解雇された時直ちに発行されず、二月六日に発行された）など、労資対立は高まる一方であった。離職票発行遅延に伴う補償金要求について、組合側が会社に提出した質問書と会社の回答書はこの間の事情を伝えているので「情宣速報」二月一一日号によって次に掲げよう（日本バルブ千葉支部）

回答書

質問事項

一　何故に離職票の発行を遅らせ且つ職業安定所が職権発行を決定してから発行したのか。

二　右の事実は明らかな不法行為であり、そのために組合員は精神的並に物質的に苦痛を受けた故これに対し、①会社はすまないと思っているのかどうか、②責任を感じているかどうか、私達としては右について損害を要求する。

三　ロックアウトは組合のストライキに対抗する手段としてのみ容認せられる。今回の会社のロックアウトは組合の就労要求に対して一方的、且つ非合法的に行われたものである。此の点を警告すると共に直ちにその解除を要求する。

四　予告手当を十五％の外に支払って欲しい。

五　承諾書を組合に見せて欲しい。

六　並杉順子、川田光次郎の退職金を支払って欲しい。

回答

一　当方としては一旦解雇仮採用の措置により離職という事実はないとの見解に出ているものであり、故意に発行を（離職票の）おくらせたのではない。職安の見解は妥当なものでないと考えているが、一旦その態度が明らかにされた以上これに協力したものにすぎない。

二　前述の次第であるから当方としては離職票の発行に関し不法行為による責任があると考えない。

三　争議行為を行っていることは貴方の自認するところであり、これに対抗する意味合の今次ロックアウトにつき非難を受ける筋合はない。むしろ貴方こそ違法なる工場占拠を中止するよう重ねて要求する。

四　現在回答する限りでない。

五　法廷において当方弁護士より提出する筈である。

六　調査の上善処したい。

昭和三十二年二月七日

更生会社日本バルブ製造株式会社

管財人代理

平岡光生　殿

組合側では、二月一三日、バルブ千葉支部において第二回拡大共闘委員会が開かれ、全金本部、県労連、野田醤油労組等一九団体代表が出席し、共闘対策を討議した。決定された事項として、共闘会議内に渉外、財政、情宣等の専門部を設けること、各単産で裁判所、中山製鋼所に抗議文を出すこと等である。

二月二一、二二両日の第五回全金中執委では、日本バルブと東京亜鉛の闘争は、大企業の中小企業集中にさいしての労働条件切下げ、組合幹部の追放、組合破壊の悪質な攻撃に対する闘いであるから、この二つの争議の重要性より考え、中央本部対策委員会を設け

全国的に指導支援すること、国会でも取り上げてゆくことをきめた。またこの二つの争議を春闘の一環として取り上げる方針を総評にもちこむことを決定した。

二月初旬に、会社側は千葉工場立入禁止仮処分申請を裁判所に出していたが、この問題について裁判官のあっせんにより、次の協定が成立した。しかし争議はなお未解決のまま両者の対峙状態はつづいている。

協　定　書（千葉工場のもの）

更生会社日本バルブ製造株式会社管財人忽那文治郎を甲とし、総評全国金属労働組合日本バルブ千葉支部を乙とし甲乙間に次のとおり協定する。

一　乙は現在占有中の千葉工場本事務所から遅滞なく退去し、これを甲に明渡すこと。

甲は右事務所内に更生手続及び保全上必要な人員以外の者を常置しないこと。

二　甲は乙が千葉工場食堂更衣室等の二階の部分を使用することを認めること。

三　甲はその負担において前項の建物に電話を架設し、これを乙に専用せしめること。

この電話料金（基本料金を除く）は乙の負担とする。

四　甲はその負担において旧組合事務所の建物を第一項の本事務所東側へ移転し、乙が組合員二名を常置することを認めること。

五　乙は甲が千葉工場において更生手続上必要な事務並びに保安業務を行い、在庫する製品及び半製品を搬出することを妨げないこと。前項の場合には甲は予め乙に連絡の上実施すること。

六　甲は千葉工場において生産業務を行わないこと。

七　甲乙ともにお互に刺戟的な言動を行わないこと。

第五節　合化労連の争議

春季賃上統一闘争　私鉄、炭労とともに春闘の三本の柱といわれた合化労連の春季賃上統一闘争は、総評の産業別統一闘争の考え方を基礎にして、闘いを組んだところにその特色を見出すことができる。それは一九五五年末の第一九回中央委員会で決定した左の闘争方針の中にもよく読みとることができよう。

一九五六年春季賃上げ闘争方針

一、賃上げの目標

イ　私たちの賃金は、これまでの賃上げにもかかわらず、依然としてきわめて低い状態にあります。合化労連に組織されている労働者は割りに大企業が多いのですが、それでも三人世帯で二万円以下の人たちはかなりいます。本部の調べによりますと、高小卒三〇歳勤続一五年二人扶養という条件で、五〇組合のうち二万円以下は三十一組合とはるかに多いのです。

ですから、私たちの賃金が平均でちょっと高いようにみえる場合でも、平均以下の人達がたくさんいますし、何よりもまわりの中小企業や、組織されていないで余りにも低い賃金の人達があることが賃金のひらきをめだつものにしているに過ぎません。

日本の賃金が、極端なひらきをもって恐ろしく低い水準にあることは、だれも否定できません。

平均でくらべてさえアメリカの一〇分の一、イギリスの三分の一にみたないのです。それで日本が一流工業国として、資本主義諸国と競争しているのですからそのシワはあげて労働者に

よせられていることを示しています。いくら疲れても残業や休日出勤の手当で賃金をおぎない、暮しのたしにしているのが私達の生活です。ですからこれを改善するために、全化学労働者の賃金水準をひきあげ、人間らしい生活のできる賃金をかちとることを目標とします。

ロ　どの産業でもそうですが化学産業でも「合理化」が急速に進んでいます。それは例えば、十二時間交替への変化というふうに、誰でも気のつく労働条件の改悪の場合があります。そしてどの職場でも生産は飛躍的に増えたのに、労働者はふえるどころか、かえって減っているところが多いのです。

たとえば尿素、塩化ビニールなど新設工場をつくっても、電槽を増設しても、配置転換でおぎない、殆ど新らしく人を雇おうとしません。機械化、自動化などが進むにつれて、私達の労働は管理労働的な性格が濃くなってきています。それに「自然減」がおぎなわれないために、労働力の構成はたかくなり、生活内容としてみれば子供の成長、学資の増加などで苦しい人がずい分ふえているわけです。

こうして化学産業では労働は質的にも量的にも変っているといえます。

その上硫安工場はじめ化学産業では、いろいろな災害の増加がめだっています。こういう実質的な賃下げに対して、立ちむかってゆく方向の中心は、賃上げにあることは明らかです。

ハ　そういう労働者の犠牲の上にたって、独占資本は搾取を強めており、儲けをものすごくためこんでいます。昭和二三年を一〇〇として、昨二九年の生産指数は日本が三三〇で、だん然世界のトップをきり、二位の西ドイツを大きくはなしています。今年にはいってからは、輸出の好況に支えられて三月、七月、九月と、三回も戦後最高の記録を更新しています。

三〇年上期（四―九月）の鉱工業生産指数（二五年＝一〇〇）は二〇〇・九となり、二九年度の平均一八五・〇に対して二八・六％上昇となっています。しかもそれが戦後最低の雇用で遂行されているところに、現在の特色があり、完全失業者が少し減ったとしても、これは臨時工になっているのです。

ですから、独占資本はモウケをひとりじめしており、九月期決算、三三五社の利益合計は七二〇億三三〇万で、三月期より八七億九、四〇〇万と一三・九％もふえています。

化学産業は通産省の調査でも、三〇年度上期は前年度平均より一四％の増産で肥料はもちろん、不振とされていたソーダ類も、立直っていることを示しています。それも前に述べたように少ない人間で遂行していますので、資本家のもうけはふえるばかりです。

ニ　資本家は「激しくなる競争にそなえて実力をやしなわねばならぬから、賃上げはできない」というような宣伝をしています。しかし資本家は私達の犠牲でもうけているのではありませんか。ですから、労働者の団結をかためて、力を合せさえすれば、かならず賃上げはかちとれるハズです。

そうはいっても、戦後インフレが続いていたときのように、たやすく賃上げはできません。資本家はもうけをためこめばためこむほど、力が強くなってきますから、労資の力関係できまる賃上げがむずかしくなってきます。三井、三菱、住友といっ

た大財閥を中心に化学産業での独占、集中が最近とくにめだっています。したがって賃上げをかちとるためには、こちら側も力をたくわえねばならず、組織を強くする必要があります。

あらゆる職場でめいめいの要求をだし要求をかちとるための自覚と職場の団結を強め、そのもりあげと、同じ産業に働く労働者がもっている共通の自覚と連帯感で闘う必要があります。それがいわゆる産業別統一闘争であり、それを春季に集中し、総評傘下はもちろん、全労働者と生活をまもり、向上させる闘いで手を結んで行かねばなりません。その場合産業別統一闘争を下から支える地域共闘の重大さはいうまでもなく、五五年春季賃上げ共闘の経験をいかして、一層発展させるために、総評でも地評、地区労ごとにオルグをはじめています。労連としては責任地区はもちろん、全国的にその中心となって強めてゆきます。

二、賃上げ要求の内容

イ　賃上げ要求は、各単組、職場ごとに討議し、全員がなっとくして力を集めて闘うものにすべきです。労連の統一目標として、各単組とも賃金水準をいまより二、〇〇〇円（組合員だけ、部課長をふくまない）だけひきあげることを基準とします。

ロ　要求は組合員の生活の苦しさを反映し、「これだけはとれる、またかならずとらねばならぬ」というギリギリの、そして確信にみちたものを作りあげねばなりません。

ハ　いままで化学産業の賃金水準からみたら、はるかに低くおさえられ、共闘も弱かった事情のあるところは、その水準を上まわる二、〇〇〇円プラスアルファ要求とします。

ニ　配分については、水準の引上げと一体のものとし、ベースアップ（平均賃金要求）でなく、ひとりの要求額がハッキリわかるものにします。

各単組は最低のひきあげ、中だるみ調整、男女格差の是正、そのほか各層の要求についてよく話しあい、一律〇〇円プラスアルファ要求とします。

それを業績とか、似かよった企業のあいだで、統一して要求しようとする努力もいいことです。

例えば薬業各社の新中卒初任給は一様に五、五〇〇円に統一要求としてだそうというような、話しあいをする必要があります。

ホ　昇給については多くの組合が三―四月に予想されますので、賃上げと合せて闘うことがよいことです。三月以前に予想されるところでも、そうできる場合はそういう要求とし、切りはなさなければならぬ場合でも、組合案をだして配分を一方的にさせることなく、資本家のねらっている「定期昇給制度」を変えさせてゆきます。昇給額は五〇〇円をこえるような場合をのぞいて、前記イの賃上額二、〇〇〇円のワク外を原則とします。

ヘ　実施期日については、三月以降が多いので、直ぐにではなくとも、三月以降に統一するよう努力します。

ト　臨時工の要求はずい分多くの組合がとりあげるようになり、越年闘争でも前進を示しましたが、本工採用を闘うのと併行して、必ず臨時工の賃上げをとりあげます。

チ　退職金については、第一次退職金共闘の経験に学び、当面労連基準案三〇年高小卒一五八万円以下のところは、必ず引上要求を行う。諸手当の増額、割増率の引上げ、休日、休暇などの

労働条件、職場施設の改善とともに、結婚資金、慶弔金、見舞金などの雑給与、旅費の引上げも重点的に闘います。

二月一、二の両日開かれた第一一回臨時大会では、「賃上げをこう闘う」の具体的な闘争態勢を決定するとともに、第一波統一ストライキを三月一〇日と定めた。その後第一波は三月一二日に変更され、また第二波は三月一九日、以降二二日、二六日と波状的にストがおこなわれた。スト参加状況は次のとおりである。

三月一二日（第一波）
東亜合成（二四時）、東庄、日水、別府、東肥、多木（以上四時）、石原（四〇時）、帝化（一六時）、宇部ソーダ、日本カーリット、日本触媒（二四時）、科研（一時）、山之内（残業拒否）、以上一三組合二万五〇〇〇名参加。

一三日　石原（部分スト）
一六日　小西六、日本化薬（波状スト）
一七日　日本カーリット、藤沢薬品（二四時）
一九日　（第二波二四―四八時間スト）
東洋高圧、東北肥料、東海硫安、揖斐電、揖斐電臨従、東海電極、日本触媒、帝国化工、石原産業、日本化薬、小西六の一一組合二万五〇〇〇名参加。

二二日　（二四時間スト）揖斐電、同臨従、東北電気
二四日　東北電気（二四時）
二六日　石原産業（七二時）、揖斐電、同臨従（二四時）
二九日　石原（七二時）、東北電気（四八時）、揖斐電、同臨従（二四時）

なお石原四日市は二六日以降無期限ストに入った。

次に各組合の要求ならびに回答をみる（次頁参照）。

春闘の中では陽のあたる合化労連とまでいわれ、比較的楽な運動を進めたようにいわれているこの争議でもあるが、総評は合化労連が初の統一ストをもって闘ったことを高く評価するとともに、石原産業四日市が合化傘下では低賃金の部類に属する一万六八四一円を引き上げることと労働強化に反対して臨時工、家族ぐるみ、地域共闘による長期無期限ストで闘ったこと、および日本化薬が処分反対と賃上げで長期の部分ストを闘い抜き経営民主化に成果を挙げたことの二つを特にすぐれた闘いとしてみている。しかし合成化学産業における本年のより特色ある闘いとして、年末近くおきた二つの油脂労働者による争議があることを見落すことはできない。すなわち、日本油脂の工場閉鎖と解雇に対する闘いと日華油脂の三ヵ月にわたるベース・アップ闘争とがそれである。

日本油脂労働の争議　日本油脂は一九四九年に日産化学から分離して設立され、油脂・塗料・火薬の三事業をおこなってきた総合化学会社である。ことに油脂部門は戦前より鯨油硬化油を主原料とする油脂加工設備を有するところから、原料の大半を制して業界の優位に立ち、この会社の全事業の六〇％を占めていた。ところが朝鮮戦争後、合成洗剤の普及と米国牛脂の値下りから油脂業界の変貌激しく、日本油脂はその優位性を失ったばかりでなく、設備の大半は遊休化し赤字続きになるという状態に陥った。会社はこれまでにも室蘭、千舟の各工場を閉鎖して尼崎工場へ統合するなど、合理化再建に努めてきたが、本年に至って五六年五月期に計上された損失は四八八〇万円に上り、累計損失は五億七八〇〇万に及ぶと発表するところまできた。その間、停年切下げ、人員整理なども少しずつおこなわれていたが、この年の九月ついに会社は「油脂部門再建趣意書」を発表、この中で兵庫工場閉鎖と四八四名の人員整理案を示し、組合にもこれを通告してきた。

ここで日本油脂労連の組織について少しふれておく。この会社に

組合名	要求額	回答	妥結
別府化学	2/8 (組) 2,290(含昇給)	3/12 (組) 1,500(含昇給)	
石原産業	2/14 (〃) 3,530	4/8 (〃) 2,861	〃
神島化学	2/20 (〃) 2,273(含昇給)	3/27 (〃) 1,300 一時金 1,000	〃
新潟硫酸	2/24 (従) 1,200(含昇給)	(従) 650	〃
信越化学	2/13 (組) 2,400	(組) 1,600	
日本カーバイド	2/11 (組) 2,000 (別に昇給ずみ 500)	(〃) 970	
揖斐電	2/14 (〃) 3,354	4/20 (〃) (4月) 1,300 (6月) 1,700	〃
揖斐電臨従	2/14 (〃) 2,348	4/2 (〃) (4月) 900 (7月) 1,100	〃
東海電極	2/28 (〃) 2,000	3/24 (〃) 1,550(含昇給600) 一時金 1,000	〃
東北電気	2/20 (〃) 2,117(含昇給)	4/2 (〃) 1,000 一時金 1,561	
電気化学	12/27 (〃) 3,812(含昇給)	3/8 (〃) 587	〃
日本カーボン	2/21 (〃) 2,100	3/16 (〃) 1,350	〃
保土谷化学	2/17 (従) 3,000	5/2 (〃) 内 1,978 外 2,222	〃
関東電化	3/7 (組) 2,200	4/28 (組) 1,500	〃
南海化学	3/9 (〃) 1,300	4/13 (〃) 700(定期昇給は別)	〃
旭電化	2/25 (組) 2,000 (別に昇給済900)	3/24 (組) 1,660	〃
日本油脂	2/20 (〃) 2,000	4/2 (〃) 1,580	〃
〃 地方社員	2/21 (〃) 2,000 (+)家手	4/2 727	
日本化薬	2/25 (〃) 2,520(含昇給)	4/7 (〃) 1,714(含昇給)	〃
日本カーリット	2/22 (〃) 2,000	4/17 (〃) 836(含昇給)	〃
小西六	1/31 (〃) 2,000 別に生手 1,317	4/3 (〃) 1,185	〃
日本合成	1/31 (〃) 2,007	(従) 1,022	
		—	
		—	

は社員と臨時従業員との間に地方社員と称する身分制がある。労働条件は社員の二分の一に抑えられ賃金も低く二分の一社員などといわれている。地方社員は臨時従業員とともに地方社員組合を結成し、その組織比率は社員組合三千に対して九〇〇名となっている。従来はこの二つの組合の結びつきが弱く、闘いも別個におこなわれることが多かったが、この七月には会社側の圧力に抗するため合同して連合会を組織し合化労連にも加盟した。

さて九月一〇日会社側から示された兵庫工場閉鎖と四八四名の人員整理に反対した労連は、九月二二日組合員三八二八名中、二八一七名の賛成を得てスト

組合名	要求額	回答	妥結
東洋高圧	2/17 (従) 2,389(含昇給)	3/20 (従) 1,713	〃
日東化学	10/25 (組) 1,916	12/27 (〃)1,563別に昇給600	〃
三菱化成	10 月 (〃) 2,000	12 月 (組) 970 別に昇給 800	〃
日本水素	2/16 (〃) 2,035 別に給食 550	3/19 (〃) 1,565 別に給食 250	〃
三池合成	2/14 (〃) 2,953(含昇給)	3/15 (従) 2,030 (組)1,900	〃
東北肥料	2/7 (〃) 2,499	3/21 (組) 1,740 別に自然増180	〃
東海硫安	2/7 (〃) 3,900	3/23 (〃) 2,150(8月以降) (組)2,650	〃
日産化学	2/16 (〃) 2,563(昇給別)	3/12 (従) 1,304 (組) 1,280(含昇給)	〃
多木製肥	1/30 (〃) 2,040	3/12 (組) 1,300 一時金 2,000	〃
日東硫曹	1/31 (〃) 2,196(含昇給)	3/12 (従) 1,320(含昇給)	〃
ラサ大阪	3/2 (工員)1,700(含昇給)	3/17 (工員) 800	〃
帝国化工	2/15 (組) 2,536	3/21 (組) 1,450 一時金 1,500	〃
(鉄興社)	10/13 (〃) 2,514	11/4 (〃) 1,716	〃
東洋曹達	2/24 (〃) 1,871 別に自然増	3/23 (〃) 1,868 別に自然増 135	〃
宇部曹達	2/13 基準内組 1,866 基準外組 2,312	3/12 内 1,866 外 2,119(除残業)	〃
塩野義製薬	1/31 (組) 1,720(含昇給)	3/11 (組) 1,332	〃
藤沢薬品	2/16 (従) 1,500	3/8 (従) 1,350	〃
科研化学	2/10 (組) 2,600(含昇給)	3/14 (組) 1,900(含昇給)	〃
山之内製薬	2/14 (従) 1,000 別に昇給 1,000	3/12 昇給 1,000 10月以降 1,350	〃
大日本臓器	3/9 (組) 3,000	3/16 (組) 1,500(含昇給)	〃
三洋化学	3/3 (〃) 2,000	3/18 (〃) 1,382	〃
三池染料	1/28 (工員) 3,100	3/9 (従) 2,400 (工) 2,100	〃
富士フイルム	12/8 (組) 2,013	2/25 (組) 2,013	〃
日本触媒	2/21 (〃) 2,260	3/19 (組) 1,218 一時金 3,600	〃
住友化学	3/6 2,263(含昇給)	4/25 (従) 1,682 (含昇給 809円)	〃
昭和電工	3/31 手取組 2,050 (昇給別)	5/12 基準内手取 636 (昇給500支給済)	〃
新日本窒素	2/11 水俣組 2,260	(組) 1,714	〃
東亜合成	1/27 (従) 2,040 (組) 1,800(昇給別)	3/22 (〃) 1,670(含昇給)	〃
宇部窒素	2/14 (〃) 1,637(含昇給) 生手繰入2,500	(〃) 1,150 (含昇給450円)	〃

権を確立した。合化労連中央執行委員会はオルグを派遣するとともに、九月一三日には「労働者の首切によらない再建の方途あり」として会社に抗議をおこなった。その主旨は次のようなものである。

（1）　会社は成績がカンバしくない、赤字だといいながら、減価償却など充分やっているし、油脂部門の尼ケ崎工場をはじめ、塗料の三国工場など全社的にわたる合理化が着々とすすんで、この秋にはほとんど完成する段階にきており、今後の業績に全面的に寄与する体制にまで至っている。すでに尼ケ崎工場の洗濯石ケン設備合理化は相当の成果をあげていると伝えられている。

　また、合理化のための資金も、相当部分が社内留保の自己資金でまかなわれている。だから、会社は、立直りつつあるのであり、会社のいう「起死回生」などという大ゲサないい方は、単なる誇張であり、労働者のギセイのうえに自分達だけ楽々と生きのびようとする考え方にもとづくものであると判断される。

（2）　会社はこれまでは、室蘭、城東、河内（以上二七年ごろ）、千船（二八年）、佃（三〇年）と、つぎつぎに工場閉鎖をうちだし（三〇年には武豊で四〇〇名の地方社員が解雇された）、そのたびに臨時工の首切りが行われ、組合員は配置転換させられるなど、労働者にギセイをおわせて生きのびてきた。兵庫のある女性は、はじめ千船工場に入り、ここがつぶれて佃工場へ、ここも又つぶされて兵庫へと、三年のうちに三度も転々としてきた。そして兵庫工場もいまつぶされようとしているのだ。その上、昭和二九年を境として原価にしめる賃金の割合はグット下っている。日油労働者は再建のため、しのびにしのんできたのだ。

　したがって、今回の措置は、労働者の忍耐の限度をこえる。余りにも一方的な措置である。

（3）　日油連合会では、食油専門委員会をつくり、油脂の不振をたてなおすために検討をかさね、現在より一屯につき五千円安く、現在より三割販売量をふやせば、赤字をださなくすることができる――という結論をえた。この結論にたって、兵庫は直ちに実施の段階に入り、一七〇万の計画にたいし、三〇〇万の経費の節減に成功し、王子も五〇〇万の節減案の実現に努力しつつある。しかし、販売量を増やすためには販売員の増員を必要とするが、大阪にも、福岡にも、名古屋にも、一向に会社は人間をふやそうとはしなかった。

　そして、いま会社は、販売面の失敗を、一方的に労働者のギセイによって切りぬけようとしている。

　九月一七日から四回にわたる団交は組合側の会社に対する経営責任追及と再建案撤回要求に終始したが受入れられるところとならず、最後には会社側が組合の外部に出した挨拶状は会社を中傷する不当なものであると団交の打切りを宣して退場した。このため一〇月一三日組合はスト通告を発し、一五日から第一波の四八時間全面ストに入った。翌一六日会社は四四九名の指名解雇通告を出し、以降一九日には全面二四時間スト、二二日火薬・油脂の四八時間ストが闘われた。二五日会社側は兵庫・佃二工場のロックアウト通告をおこない、二六日の川崎を除く二四時間全面ストを経て、二七日以降油脂部門は一ヵ月間の長期ストに突入した。二七日再び団交はもたれたが依然打開される見通しはなく、組合は三〇日解雇通知を会社側に返すとともに、一一月一日東京地裁に身分保全の仮処分申請をおこなった。一一月一五日中労委から職検あっせんの申入れがあり、一二月三日次のような内容のあっせん案が提示された。

　会社の業績の推移からみて油脂部門は改善の実をあげておらず、いまや抜本的再建策により業績全体としての向上をはかることが焦眉の急務と考えられる。こんどの争議において組合の主張

の中にも会社再建案として傾聴すべき点があるが、このさい遺憾ながら兵庫工場の閉鎖は止むをえないと判断される。その案としては、

一　会社は一〇月一三日の指名解雇通告を一応棚上げし、改めて一般管理・油脂部門および支店の前記に準ずる部門に所属する者から希望退職を募ること、

二　希望退職者の退職条件を具体的に決め、

三　募集期間はこの斡旋案を双方が受諾してから一週間とし、

四　もし希望退職が三五八名にみたない場合は、残余の人員の処置は中労委が斡旋すること。

五　会社は退職者の社内外への就職に努力し、将来会社が増員するときは退職者を優先採用すること。

六　この協定成立と同時にストおよびロックアウトを解き、公訴を取り下げること。

組合はこの案に対する全員投票をおこないその結果、組合員三七六九名中二四五五名の賛成を得て一二月五日妥結した。同七日にはスト、ロックアウトは中止され、兵庫工場は閉鎖され、佃と兵庫の二工場の労組は解散することになった。なお希望退職者は六二五にのぼった。

この争議の中で指摘された教訓として次のようなことがいわれている。

組合の日常における経営分析の不足から、自分の企業、また自分の部門は大丈夫という会社の宣伝に迷わされ、会社の経営政策が失敗しても低賃金制度、分裂支配などの本質を見抜けず、闘争が会社側の土俵でしか闘いえなかった。このため長期闘争中、組合員の生活対策に大きな配慮を用いたにもかかわらず、一人当り一万五千円程度の借金を残すことになったし、また組合員三七〇〇のうち油脂部門は一五〇〇、火薬、塗料一八〇〇、営業五〇〇という組織上の比率が災して、油脂部門内部では強い闘争態勢が組まれた反面、他の部門との足並みを揃えることができなかった。さらに地方社員、臨時従業員の自らの低賃金に対する反撥から希望退職を進んでおこなうものもあった。

以上のような反省を基にしていま日本油脂労連はこのストをおこなった力をさらに前進させる次の闘いの準備を進めている。

日華油脂の争議　男子組合員平均三四・二歳、一〇・三年勤続、扶養家族二・四九人で平均賃金一万四六五六円、しかも五年間賃上げはおこなわれず年一回の昇給のみに頼っていたという、合化労連傘下組合の平均賃金最低一万六千円をさらに下回る日華油脂労働者に賃上げの闘いが起ったのはけだし当然のことであった。これはまた産業別最低賃金の確立を目指す合化労連の方針とも合致するところである。

九月九日組合は臨時総決起大会を開いて三千円のベース・アップを初めとする賃金体系改善の諸要求を決定、ただちに団体交渉に入った。しかるに会社側ははじめからこの要求を一方的に拒否する態度に出、そのまま交渉を打ち切ったので、組合は各支部にスト権とスト態勢の確立を呼びかけ、同時に合化労連にも加盟して闘争の力を整備した。一〇月七日第二回の交渉が再開された。会社の回答は賃上げを少しも認めないばかりか、合化労連に加盟するような不健全な幹部の指導の下に動いている組合の不健全な要求には応ずることができないというものであった。組合は一〇月一一日、三九二対五三でスト権を確立、一方では兵庫県地労委にあっせんを依頼しつつ会社との交渉を継続した。交渉は組合の不健全問題を取り上げようとする会社側と、ベース・アップに議題を移そうとする組合との折合いがつかず、ついに一一月一日にはスト通告、二日には二四時

間スト突入ということになった。一日はまた会社もこれに対抗する無期限ロックアウトを実施した。二日以降もストが継続されるうち、一一月九日会社は突如地労委に問題を移すことを条件にロックアウトを解くと申し入れてきた。組合はこれを了承して一二日から職場に復帰、あっせん案提示の段階となった。

あっせん案は基準内一三〇〇円引上げを主内容にするものであったが、労資双方ともこれを不満として折合いつかず、一一月二四日ついに無期限ストに突入した。

一二月七日には第二組合（四七名）が結成され、これが小倉工場においてトラック侵入を図るなどの事件もあったが、組合はこれらの動きをも排して闘いつづけ、年末も押しつまった二九日、合化労連の西野書記長を通じての労資折衝がおこなわれることになり、三〇日提示された地労委あっせん案を大晦日の三一日、組合は一七五対一三六で受諾、会社もこれを受諾して妥結した。結ばれた協定は、

一　会社は一一月分より基準賃金を組合員一人平均一三〇〇円増額する。

二　会社は一時金として会社の全従業員に対して一人一万二千円を昭和三二年一月四日に支給する。

三　第一項および第二項の配分については会社、組合双方速かに協議決定する。

四　退職金、時間外手当および月給制については速かに双方誠意をもって交渉に入る。

五　組合は会社の経営方針に介入しないことを確認する。

六　会社、組合双方とも今次争議に関する一切の責任を追及しない。

七　会社、組合双方とも、争議期間中の係争を一切取下げる。

というもので、組合はまた会社に対する覚え書として、

一　賃金増額分については最低者でもその半額を下回らぬこと。

二　組合を新労組（第二組合）と差別待遇しないこと。

三　組合に介入し、幹部の誹謗をしないこと。

を手交した。

以上が戦後初めてストをおこなった日華油脂争議の概略である。合化労連は二〇円自由カンパをもってこの闘いを支援したが、陽の当る産業といわれる合成化学産業の中で、油脂労働者によって闘われたこの争議は前記日本油脂争議とともに春季闘争とは対照的な意味で注目さるべきものであった。

第六節　全駐労・日駐労の争議

労務基本契約と駐留軍労働者　一九五一年七月一日、米軍当局と調達庁との間に締結された「日本人および日本国在住者の役務に関する基本契約」いわゆる日米労務基本契約は実質的な人事にかんする決定権を一方的に米軍に付与したものであり、講和発効後も日米行政協定等に示された「駐留軍労働者の権利は日本国の法令で定めるところによる」という規定にもかかわらずこの契約による不当解雇は頻発し、これに対して駐留軍労働者は救済の道もないという悲惨な状態がつづいてきた。

全進同盟―全駐労など関係労組はこの基本契約の改訂を要求してしばしば申入れをおこなってきたが大きな動きをみるに至らなかった。講和発効と同時にスト権を回復した駐留軍労働者は、各地で人員整理・不当解雇反対ストを闘ってきたが、その中には一貫して労務基本契約改訂のための抵抗を試みるという意味があった。このような力を背景として五二年末にようやく設置の運びとなった。改訂審議のための米軍・調達庁・労組三者会談での中心問題は、間接雇

用のため米軍と政府の間で定めた契約と、政府と労組の間の協約とが二本立で労働条件を規定しており、両者が矛盾しないよう同内容のものを同時に結ぶことがどうしても必要であるというところにあった。三者はこの原則を確認し、さらに一歩を進めて人事措置についての具体化として日米共同管理の原則をも確認した。こうして一応人事問題にかんする組合側の要求は実現されるかに見えたが、五三年六月発表された米軍案は四つの例外すなわち、保安解雇、懲戒解雇、人員整理の職種と人数の決定、および心身故障者の指名解雇については、米軍が単独で最終決定することを含めたものであった。このため駐留軍労働者の憤激はついに八月のゼネストにまで発展したのであった（本年鑑第二七集参照）。

その後の三者会談で、保安解雇条項を除く例外事項を留保することで歩みよりがつき、五三年一〇月、共同管理原則による新労務基本契約が調印された。ここで問題なのは新労務基本契約はこれに付帯する四つの付属協定と五つの労働政策指令がお互に合意とされた時に発効するとされていることである。しかもこれら付属協定などにかんしての交渉はその後いっこうに進展をみせず、調印されたままの新労務基本契約はいまだに発効するに至っていない。

全駐労は新労務基本契約の発効が遅れたため、その部分的発効を要求し五四年二月には保安にかんする部分の発効をみた。労組側が保安解雇を例外条項とすることを譲歩し、また保安条項部分の部分的な発効をすわりこみまでしてこれを要求したゆえんは、米軍がこの保安規準に拘束されて、保安上の理由と称する不当労働行為や解雇を妨げられることになるであろうことを期待したからにほかならない。

しかるにその後の保安解雇状況をみると、保安規準に該当する理由が具体的に示されたことはほとんどなく、事態はいささかも改善されなかった。加うるにこれまでの交渉の過程で協議中であったものの中から制裁規定だけを取り出し、しかも米軍と政府の間で一方的に調印し、実施を通告してくるという事態が起きたのである。

制裁規程にかんする交渉経過　本年五月四日、調達庁は労組側に制裁規程にかんする米軍案を提示した。そしてこれを日米労務基本契約（占領下から引つづき実施されている）の付属協定として締結したいと協議の申入れをおこなった。従来統一的な制裁規準がなく、各部隊ごとに実施されていたため、その制裁をめぐって紛争が絶えないのでこれを統一したいというのが、その理由になっている。組合側は、制裁規定は新契約交渉の中で協議してきているのであるから、新契約の中で決定すべきものであると主張、占領下の契約で実施しようとする調達庁側と真向から対立した。このため内容等についての具体的な協議が進行しないまま、突如調達庁は組合側に文書をもって「六月一一日までに修正意見を提出して欲しい。もし出さない場合は意見はないものとして処理する」と申入れてきた。

全駐労、日駐労、関西駐労はそれぞれ闘争委員会を開いた結果、原則的な事項についての協議は別におこなうとして、組合の態度を明確にし調達庁側にこれを納得させるため審議に応ずることになり、修正意見を提出、その説明をおこなった。

調達庁は組合の修正意見を軍に提出し、意見調整をおこなっていたが、六月中旬、組合の意見は考慮するが軍側が強硬なため七月一日に強行実施すると言明した。しかし、六月三〇日の全駐労と調達庁との間の団体交渉で制裁規定の内容や実施期日については改めて協議することを確認、七月四日の日駐労との団体交渉でも調達庁当局は米軍とさらに交渉してみることを約した。ところが七月九日、調達庁はわずかに字句修正にとどまる第二次案を日駐労に提示したのみで一方的に軍との間に制裁、苦情処理、新規考案奨励の三規程

行為に対する制裁の範囲

（七・九調印米軍案）

違反行為の種類		一回目	二回目	三回目	期間算定
1、理由なく遅刻すること。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
2、一日以上所定労働日を理由なく欠勤すること。	告 戒	高 最	告 戒	告 戒	6月
3、仕事を怠けまたは正当な理由もしくは許可なくして就業時間中に割当てられた仕事から離れること。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
4、監督者の命令、割当てられた仕事または指示が、正当な理由なくおこなわれなかったり遅れたりすること。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
5、酒気をおびて出勤しまたは就業すること。在日合衆国軍施設または区域内で許可なく酒類を所持すること、または持込みを企図すること。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
6、資材を損傷したり浪費したり、あるいは製作をおくらせる結果となるような不注意もしくは疎略な作業態度。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
7、在日合衆国軍施設または区域内で、許可されていない個人的用務を行うこと。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
8、失敗した製品をかくすことおよび失敗した製品を許可なく処分しまたは破壊すること。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
9、虚偽の陳述をなし或は根拠のない嫌疑をかけ、もしくは他の労務者または監督者を誹謗または中傷するが如き言明をなすこと。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
10、故意、不注意または設備を滅失毀損または破壊すること。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月

（一二・八調印妥結案）

違反行為の種類		一回目	二回目	三回目	期間算定
1、理由なく遅刻すること。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
2、一日以上所定労働日を理由なく欠勤すること。	告 戒	高 最	告 戒	告 戒	6月
3、仕事を怠けまたは正当な理由もしくは許可なくして就業時間中に割当てられた仕事から離れること。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
4、監督者の命令、割当てられた仕事または指示が、正当な理由なくおこなわれなかったり遅れたりすること。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
5、酒気をおびて出勤しまたは就業すること。在日合衆国軍施設または区域内で許可なく酒類を所持すること、または持込みを企図すること。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
6、資材を損傷したり浪費したり、あるいは製作をおくらせる結果となるような不注意もしくは疎略な作業態度。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
7、在日合衆国軍施設または区域内で、許可されていない個人的用務を行うこと。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
8、失敗した製品をかくすことおよび失敗した製品を許可なく処分しまたは破壊すること。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
9、虚偽の陳述をなし或は根拠のない嫌疑をかけ、もしくは他の労務者または監督者を誹謗または中傷するが如き言明をなすこと。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月
10、故意、不注意または設備を滅失毀損または破壊すること。	告 戒	低 最	告 戒	告 戒	6月

（削除）

（3、に統合）

11、就業時間中の睡眠。	告 戒	解雇	3日	解雇	7日	解雇	2年			
12、在日合衆国軍の交通規則または日本国交通法規違反或は在日合衆国の車輛または動力装置を許可なく操作すること。	告 戒	解雇	3日	解雇	7日	解雇	6月			
13、就業時間中、腕力をもって争い脅迫し他人に傷害を与え危険ないたずらをし、または公務の執行をさまたげること。在日合衆国軍の施設または区域内において不規律な行為をすること。	告 戒	解雇	3日	解雇	7日	解雇	2年			
14、故意に仕事をおくらせること。	告 戒	解雇	7日	解雇	7日	解雇	2年			
15、禁煙場所で喫煙すること。またはその他の防火規則に違反すること。	告 戒	解雇	7日	解雇	7日	解雇	2年			
16、在日合衆国軍の財産、車輛、器具、設備、もしくは在日合衆国軍施設または区域内の他人の財産を許可なく所持しまたは使用し、もしくは盗みまたは盗むこと。	告 戒	解雇	7日	解雇	7日	解雇	2年			
17、公的な記録または文書の偽造あるいは変造。	告 戒	解雇	7日	解雇	7日	解雇	2年			
18、正当な命令に対する明白な不服従または拒否。	告 戒	解雇	7日	解雇	7日	解雇	2年			
19、在日合衆国軍の施設または区域内で麻薬およびそれを使用するための器具を不法に所持することまたは持込みを企図すること。	告 戒	解雇	解雇	解雇	解雇	解雇	2年			
20、就職または雇用の継続のため便宜を与えて金銭または物品を受領すること、もしくは金銭的利益をうるため雇用に関して脅迫または威嚇すること。	告 戒	解雇	解雇	解雇						
21、在日合衆国軍の施設または区域内で秩序を乱すような不道徳な侮辱な猥褻的なまたは無礼な行為をすること。	告 戒	日 7	3日 解雇	7日 解雇	7日 解雇	7日 解雇	2年			
	（13、に統合）							（3、に統合）		

を契約調印し全駐労には内容証明でこれを通知してきた。

制裁規定の内容と組合の修正意見　労務基本契約第七条には、「労務者を引続き雇用することが、米国政府の利益に反すると考える場合にはただちにこの人員を解雇される」また、このために米軍側の「担当官のおこなう決定は最終的なものとする」とある。したがってこの条項に基いて定められる制裁規定は左に掲げる基準の苛酷

さはもとより、その適用の仕方についても、きわめて一方的な査定、拡大解釈ができることになる。またその判定が下るまでは調査期間中無給の出勤停止を受けることになっている。

右に示すものはこの規定による制裁規準である。表の中の最低最高の日数は出勤停止日数、算定期間は時効期間のことである。なお下段に対照したものは後に妥結し五二年一月一日から実施されることになった改訂基準であるが（後記新制裁規定参照）、便宜上ここに掲げる。

全駐労の修正意見は六月一一日に第一次、一九日に第二次の意見書提出がなされた。その要旨は次のようなものである。

1　制裁規程については、新労務基本契約の中で制定すること。もし早急に制定できない場合でも、現行契約第七条を既に調印した新基本協定の人事管理の原則に基いて修正を行うこと。

2　いずれの場合にしても、新契約の改訂交渉の経過よりして日本政府、在日米軍、労働組合の三者が意見一致してから実施すること。

3　この二点を原則として具体的に要旨次の様な修正意見を出した。

(イ)　制裁規程の実施については、日本政府と在日米軍の共同責任により行い、更に苦情処理についても日本政府と軍の責任により行うこと。

(ロ)　制裁を行う場合の手続きについてすべて法律上の雇用主である日本政府機関が行い、法律上或いは日本の慣習等による労務管理を行うこと。

(ハ)　最終決定については、日本政府と在日米軍の合意に基いて決定し、いずれか一方に見解の相違がある場合は夫々上級機関に移し、最終決定をしてから初めて制裁措置を行うこと。

(ニ)　制裁の程度の決定、調査は日本政府と在日米軍との合意に基き行い、更に制裁基準にある制裁の種類について抽象的な言葉が多く、管理者側の主観的な解釈を防止するため、具体例に基く運用方式を作ること。

(ホ)　制裁基準の苛酷の点の修正を行い、特に解雇の場合の取扱いを明確にすること。

制裁規程反対闘争方針　全駐労は七月一二、一三、一四、一五の三日間、全国大会を開き、次の方針を決定するとともに八月を目標にストライキ態勢を組むことになった。

(一)　基本的態度

1　労働協約に基く協議を全く無視して一方的に実施して来たことは、管理者側が正常なる労務管理を放棄し、労働組合を無視するものであり、われわれは斯る反動性に対決し、労働協約に基く協議決定が必要であるとの態度をもって、凡ゆる角度から追及しなければならない。

2　われわれは占領下の労務基本契約を改訂し、既に調印した基本協定に基く新契約の即時発効について要求してきた。しかるにこの様な基本協定の協同管理の原則を無視して、現行契約の附属協定として調印したことは、調達庁、軍が新契約改訂交渉を放棄し、占領下より更に苛酷な軍の一方的権限による労務管理を行おうとするものであり、われわれは労働者の生活と権利を守るため共同管理の原則に基く新契約の即時発効を目標にして、今回出された規程の一方的実施に反対し、撤回させるよう闘わなければならない。

(二)　具体的な闘争方針

1　調達庁に対しては、一方的に実施した態度、及び現行契約の附

属協定とした点を追及し、一方的実施に断乎反対すると共に、新契約発効を目標として規程撤回を闘う。

2　更にこの交渉の中で、現地の具体的な問題をとり上げ、正常な労務管理が出来ていないことを追及する。

3　日本政府、国会、軍に対して直ちに新契約を発効させる様要求し、強力に交渉を行う。

4　この様な闘争と併行して労働協約を無視した点から協約義務の不履行並びに違反として、規程を実施してはならない提訴を裁判所に行い、更に発生する事案についての無効を闘う。

5　凡ゆる方法により軍、調達庁の反動性をばく露する宣伝活動を行い、与論にアッピールを行う。

6　日駐労、関駐労と完全な共闘を組む。

(2)　更に地方に於ては、中央の闘争と併行して次の様に闘う。

1　規程強行に対し、一方的な実施をさせないため、県、労管に対して強力に交渉を持ち、労務管理上実施に反対であるとの態度を決めさせ、更に規程の実施は委任業務を不可能にさせることを、調達庁、軍に申入れさせる様闘う。

その際次の点を追及し、撤回する様交渉する。

(イ)　雇用主としての労管所長の権限が全く無視されていること。

(ロ)　手続き、制裁基準の苛酷な点、違反行為の抽象的な字句の明確化を追及する。

(ハ)　一方的な制裁措置の通告には、サイン強制を拒否し労管に不当であることを指摘し、撤回させる様軍交渉を行わせる。

(ニ)　制裁事故の原因となる様な職場環境等を改善させるため、職場要求を併行して闘う。

(ホ)　労管所長会議、県局課長会議、知事会議の開催を要求し、実施反対について調達庁、軍に申入れる様交渉を行う。

2　この様な日常闘争と併行して次の様な組織内の教宣を活溌に行い、闘争態勢を強化する。

(イ)　職場に於て、制裁規程の苛酷な点の話し合いを進め更に労管交渉に多数参加させる。

(ロ)　支部、地区本部間の共闘懇談会を数多く設け、その活動を強化する。

(ハ)　街頭宣伝、新聞投書その他凡ゆる方法で宣伝活動を行い、与論のアッピールを行う。

(ニ)　職場大会、総ケッキ大会等凡ゆる機会に反対闘争の趣旨を徹底させ、闘う態勢を強化していく。

(ホ)　規程撤回のため基地労働者の署名運動を行う。

(三)　闘争態勢の確立

1　既得権を侵害する制裁規程外二規程の一方的実施に反対し、これを撤回させ、更に新労務基本契約の即時発効を闘い取るため、われわれは断乎実力行使をもって闘う。

2　そのため各地区本部、支部は規約第六十六条後段による手続により、八月初旬までにスト権の確立を行い、中央闘争委員会に報告する。

3　闘争態勢を一段と強化するため、臨時全国大会を八月十二日に開催する。

4　規約第二十八条の二に基いて七月十六日以降中央闘争委員会を設置する。

5　右の闘争のため闘争予算を組み、資金カンパを行う。

また日駐労は六月三〇日中央闘争委員会で当面の闘争方針を次のように決めた。

(1)　米軍及び調達庁が一方的に調印した制裁規程及び苦情処理手続規程を無効として撤回（又は大修正）させる。

(2) 現実に各職場で実施されて来る制裁措置に対してはこれを認めず、従来と同様、労務管理事務所及び県庁に団体交渉及び苦情処理を行う。

(3) 労働協約条項の破棄はこれを認めない。

(4) 引続き米軍、調達庁に強力な抗議を行う。

(5) 国会、全労会議、国際自由労連、米大使官等を通じて米国政府に抗議、撤回（修正）を闘う。

(6) 労組と協議せず実施を強行した事を無効として訴訟を準備する。

(7) 教宣活動を強化し組合員の末端まで徹底せしむると同時にあらゆる方法で与論に訴え、その昂揚を図って闘いを有利にする。

(8) 最大の圧力闘争の盛り上り（ストライキを含む）を八月上旬とし、他労組とも充分調整をとりつつ準備する。具体的な実施計画については再度中央闘争委員会で決める。

第一波二四時間スト　駐留軍労働者の実力行使に当って、いつも問題になることだが一つの基地内に二つの組織があるため十分に統一的な闘争体制を組むことができないということがある。しかし今回は事前に共闘を組むことによってある程度この問題も改善された。七月二〇日および二三日に開かれた全駐労と日駐労の会議で早くも「駐労側裁規程等反対共闘会議」を発足させ、実力行使について四波を用意するなど具体的なスケジュールについてまで意見の一致をみたのは、駐留軍共闘としては初めてのことである。また、闘争中も共闘を中心に方針を組むこととした。この方向にそって日駐労は八月一一日臨時全国大会で、全駐労は八月一二日臨時全国大会で、それぞれスト権を確立、八月一六日付共闘の三規程撤回等の要求に対する八月二一日付調達庁の最終回答が出たのを機に調達庁に対してスト通告をおこなった。すなわちこの日の調達庁回答によると、「三規程は新労務基本契約の部分発効として実現を図るよう対軍折衝を開始した」という点では組合要求に近づいてはいるが、三規程の撤回、実施の中止または延期については、対軍折衝後の問題として回答を引延されており、これは事実上の拒否であると不満の意を表明した組合側はスト指令をもってこれに応えたのである。

全駐労中闘指令第二号（八月二一日発）

スト突入準備指令

一　中闘は調達庁の回答について検討の結果、組合の要求が満されないため、本日午後五時スト通告を行った。

二　各地本、支部は二七日〇時を基点として前後六時間の幅で二四時間ストに突入の準備を完了せよ。

三　スト通告後も管理者側に対しあらゆる努力を払い事態の進展を図る。

四　スト突入指令は別に発す。

八月二六日午後六時に始まる駐留軍労働者のゼネストは、全駐労一九地区本部七四支部一三万一六〇〇名、日駐労二二支部二万三〇〇〇名、計一五万四六〇〇名の参加をみた。各地の状況左のとおり。

北海道　千歳（二七日〇時）札幌（二七日六時）全員スト突入。
青　森　三沢（二七日五時）八戸（同六時）スト突入。
宮　城　全支部二七日〇時一斉スト突入。
群　馬　全支部二七日〇時一斉スト突入。
埼　玉　ジョンソン二六日一一時半、その他は二七日〇時スト突入。
愛　知　全支部二六日午後六時一斉スト突入。
奈　良　二七日六時スト突入。

兵庫　西宮・SG・伊丹二六日午後八時、甲子園二七日〇時、神戸・尼崎同六時スト突入。
山口　二七日五時スト突入。
広島米軍　全支部二七日〇時いっせいスト突入。
鳥取　二六日午後六時スト突入。
福岡　板付二六日午後一〇時、小倉・福岡二七日〇時にスト突入。
長崎　二七日六時スト突入。
東京　全支部二六日午後六時いっせいスト。
神奈川　全駐労五支部二六日午後六時、八支部二七日〇時、二支部同五時、二支部同六時スト突入。日駐労もいっせいスト。船員神奈川二六日六時スト突入、非組合員多数同調。

制裁規程等に関する協定　第一波スト後はその圧力を背景にして組合側は行動目標を次のような点に集約した。

一　管理者側の回答にもある共同管理の原則に基く部分発効のできるまでは、制裁規程の撤回、実施の中止、延期等の措置をとらせるよう闘う。

二　この闘いを通じて、共同管理原則の確立を図る。

九月四日、紛争解決のための三者会談が開かれたが、組合が軍首脳と直接交渉をおこなうのは三年ぶりのことである。この会談で組合側は制裁規程の一方的実施について、種々反対理由を挙げその撤回を迫ったが結論を得ないので、次の点について次回交渉で回答するよう要求した。

一　新契約を早急に改訂実施することに三者の意見一致をみたことを確認する。

二　制裁規程については共同管理の原則をとり入れて検討する。

三　契約改訂と部分発効の折衝が進行しているので、二ヵ月間の期間を切り七月九日以前の状態として各部隊のとっていた措置に戻す。

これに対して九月一一日の第二回三者会談で回答があり、一、二項についてはほぼ確認をみたが、三項の制裁規程等の実施の中止延期措置は拒否された。このため会談はふたたび紛糾、この間調達庁側からいくつかの提案がなされたが、いずれも組合側、あるいは軍側の拒否するところとなり結論をみないまま交渉は物別れとなった。

組合は九月二四日に第二波ストを予定したところ、九月二一日調達庁は契約問題で事務的な三者会談開催を申し入れてきた。組合側は軍首脳を含めた三者会談を再開したいと申し入れ、その結果二一日午後八時から翌朝午前三時に至る徹宵審議による三者交渉がもたれた。

しかしここでもついに結論をみるに至らず、ひきつづき調達庁長官との二者会談がぶっ通し午後三時までおこなわれ、ようやく合意に達した。米軍側も同意して二二日仮調印された制裁規程等に関する協定書は次のようなものである。組合は第二波ストを延期、三規程反対闘争は一段落した。

制裁規程等に関する協定書

調達庁と全駐留軍労働組合、日本駐留軍労働組合は制裁規程等に関して調達庁と左記事項を協定する。

記

(1)　今後暫定的に二ヵ月を新規程に関する周知徹底の期間とし、その間に生ずる制裁事案に関しては、当該労働者の利益ようごを中心として新制裁規程と従来各部隊で実施して来た制裁措置とを比較し、当該労働者にとり従来より不利にならない措置をと

る。

そのため調達庁及びその代理者は、労働者の意向を充分尊重すると共に、軍側と協議する。

右事項は、日米共その下部機構に充分徹底する。

(2)　前項の実施上の細部については、関係労働組合の意見を聞き、管理者側が速かに定める。尚、この期間中においても関係労働組合から制裁規程の運営その他について意見が出されたときは、管理者側は、誠意をもって関係労働組合と協議を行う。

(3)　七月九日調印した制裁規程については、一九五三年十月調印の基本協定第六条A・B項の共同管理原則を部分的に発効させ、それに基いて制裁規準も含め、二ヵ月間に規程の修正を行いその実現を期す。

(4)　労務基本契約については、一九五三年日米間で調印された前記協定を基礎として速かに改訂する。

(5)　労務基本契約の改訂及び制裁規程等の修正に当っては労働組合代表を対等の立場で参加させる。

(6)　将来における円満な労使関係の確立維持のため、今後の諸問題については、調達庁、軍及び労働組合代表において充分に誠意を以て話し合い、その解決に努力する。

妥結と新制裁規定　組合は、右の協定書第一項実施に当っての管理者側の細部指示について、協定調印後ただちに独自の案を作り調達庁と協議に入った。その後数回の交渉を経て一〇月六日ようやく成案に達したので、調達庁はこの実施細目に基いて軍側と折衝を開始することになった。またこれと併行して制裁規程修正の交渉もつづけておこなわれ、一〇月二三日には制裁規程修正にかんする第一回の三者会談が開かれる運びとなり、以降一一月二日まで四回にわたってこの三者会議がもたれた。しかし中心の共同管理原則についての軍側と組合側との主張が食違いをみせたため、交渉は中断のやむなきに至った。双方の主張点の最も大きな相違は、新制裁規程が五三年に調印された基本協定の第六条A・B項の共同管理原則に基くものであることを明記するか否か、組合側が最終決定は日米合同委員会でおこなうことを主張しているのに対し、軍側はその一つ前の段階すなわち軍の契約担当官と調達庁との段階で合意に達しない場合は契約担当官が人事措置に変更を加える、としていることである。

中断後は調達庁側から調停のための妥協案を提示し、これを組合側が修正する案を示すなどのやりとりがあって、一二月六日制裁規程に対する闘争はようやく妥結をみた。一二月八日仮調印された新制裁規程は左に示すとおりであるが、その主要な点は、まず人事措置について出勤停止と解雇の場合の最終決定については、調達庁長官と契約担当官の協議で七日間を経て合意しないときは契約担当官から判定が通知されるが、これは実施されず日米合同委員会の決定を待つ、もし決定がでないと、出停の場合で一四日、解雇の場合は三〇日たってから制裁がおこなわれる、ということになった。また制裁基準は相当緩和され五一あった解雇条項も三〇に減り、出停の最高一四日も七日に半減させた。新たに減給措置が加えられたなどである。なお第5項制裁基準については先に示した表の下段部分に示したとおりである。

制　裁　規　程

追加協定第一一八号を改正し、下記諸条項の通り制裁規程を制定することが有益であると考えられるので、ここに両当事者は下記のとおり相互に合意する。

1　名　称

この規程は制裁規程と称する。

2　目　的

この規程はこの契約に基いて提供された労務者に対する制裁措置の実施に関する基準及び手続を規定したものであって、その目的は左記の通りである。

A　労務者を矯正し、職場の秩序と紀律とを維持すること。この目的にかんがみ、制裁は必要最少限度のものでなければならず、口頭の説諭により目的が達せられると認められるときは制裁措置は執らない。

B　同様の違反行為に対しては同様の制裁措置がとられることを保証すること。

C　制裁措置はいかなる原因がある場合にとられるかを労務者に充分理解させること。

D　適正でない勝手な制裁措置がとられないことを保証すること。

3　適用範囲

この規程は船員を除きこの契約によって提供されたすべての労務者に適用される。

4　定　義

A　戒告＝戒告とは、違反行為と労務者に対する必要な矯正事項とを明記した文書である。

B　減給＝減給とは、一日の給与の四時間分を越えない範囲で給与を一時的に減額する措置である。

C　出勤停止＝出勤停止とは、違反行為に対する制裁として一時的無給の身分で強制的に就業を禁止する措置であって、その期間は七労働日を超えないものとする。

D　解雇＝解雇とは、違反行為に対する制裁として、本人の意志に基かないで雇用を解除する措置である。

5　違反行為と制裁措置

この規程に基く制裁の対象となる違反行為については、この規程により責任を問われることはない。（以下別表）

6　違反行為の報告

責任ある軍側関係官が、制裁措置が必要でありかつその措置をとることを正当とするに十分な証拠が存在すると信ずる場合は、違反行為報告書（ＦＥＣ様式）を作成し、契約担当官代理者に提出する。同報告書の写一部は、地方労務管理機関に送付される。

7　調　査

労務者に対して制裁措置をとるか否かを決定するために、上記の違反行為報告書について調査が行われる。調査官は契約担当官代理者により任命される。調査官は、すべての事実を明確にするため、徹底的な調査を実施するが、この調査に当っては地方労務管理機関と協議を行うものとする。またこの調査は当該労務者に対する質問を含むがその際、労務者は自己の立場を主張する権利を与えられる。調査終了後調査官は嫌疑をかけるべきかいなかに関する意見書を添えて、十分な報告書を契約担当官代理者に提出する。同報告の写一部は地方労務管理機関に送付される。

8　違反行為の嫌疑

契約担当官代理者は違反行為報告書、調査報告書および当該労務者の過去の記録を審査考量して嫌疑をかけるべきか否かを決めるものとする。

嫌疑をかけることに決定した場合その嫌疑についてＦＥＣ様式――「違反行為の嫌疑書」――「違反行為の嫌疑書」が作成される。「違反行為の嫌疑書」

は、地方労務管理機関において当該労務者に送達され、写一部は地方労務管理機関により保管される。「違反行為の嫌疑書」には下記事項が記載されるものとする。

A　嫌疑の対象となった違反行為、労務者がそれに対し自己の立場を弁明することができる様に具体的かつ詳細に記述されたものである。

B　当該違反行為に対して科せられる上記五項に定められた制裁（最低及び最高）

C　違反行為報告書に概要及びその証拠の概要並に考慮の対象となる算定期間内における過去の同種の違反行為。

D　労務者が「違反行為の嫌疑書」受領後七歴日以内に地方労務管理機関を通じて自己の母国語で文書を以って回答する権利およびその回答の裏付となる供述書を提出する権利。

地方労務管理機関は労務者よりDによる答弁書および供述書の提出を受けたときは遅滞なくその一部を契約担当官代理者に送付するものとする。

9　地方労務管理機関の調査

地方労務管理機関において独自の調査を実施する場合には軍側関係官は十分これに協力するものとする。この場合地方労務管理機関は調査の結果を文書により契約担当代理者に通知するものとする。その文書を審議の結果、軍側調査官の調査した事実との間に実質的な相違があることが判明した場合には、契約担当官代理者はかかる相違を調整するため、調査官に地方労務管理機関と協力しつつ、再調査を行わせるものとする。

10　協議及び人事措置要求

契約担当官代理者は、労務者の違反行為の有無及び科すべき妥当な制裁について地方労務管理機関と協議する。この協議期間は契約担当官代理者が定めた協議開始の日より七歴日とするも、この期間は関係都道府県知事の要求に基き相互の同意によりさらに五歴日延長し得るものとする。関係都道府県知事は、必要ある場合は協議を満足すべき結果に導くため、上記協議期間内に関係軍当局と交渉するものとする。違反行為報告書、当該労務者の過去の記録、もしあれば労務者の答弁書、及び地方労務管理機関の見解を十分に考慮した上で、契約担当官代理者は、上記協議期間終了後あるいはそれ以前に合意が成立した場合は、その成立の後、下記第十二項により地方労務管理機関に対し人事措置を要求する。

11　人事措置

A　措置の実施＝地方労務管理機関が契約担当官代理者の人事措置要求に同意する場合および不同意であっても違反行為の事実には同意し且つ科すべき制裁が出勤停止または解雇ではない場合には人事措置の要求は下記第十二項により実施される。この場合地方労務管理機関は不同意事案を契約担当官との調整のため調達庁長官に付託することが出来る。なお、調達庁長官は不同意の事案をさらに日米合同委員会に付託する権利を有するものとする。

B　措置の実施の停止＝地方労務管理機関が労務者の違反行為の事実について不同意の場合、または不同意が出勤停止もしくは解雇に関するものである場合には地方労務管理機関は人事措置の要求受領後遅滞なく契約担当官代理者に文書をもってその旨を通知するものとする。この場合要求に基く人事措置は実施しないものとし、その事案は双方の地方代理者により最も迅速な方法でそれぞれ調達庁長官及び契約担当官に送付される。その際、双方の地方代理者は事案の関係書類一切

に見解の相違点および、その理由を添付して送付するものとする。

C　相違点の解決

（1）　交渉開始の日付を記した契約担当官の文書要求に基き、調達庁長官および契約担当官は誠意をもって、迅速に交渉し人事措置について合意に達するよう意見調整を行うものとする。

（2）　見解の相違が上記交渉のために定められた日から七暦日以内、または相互の合意により延長された期間内に調整されない場合には契約担当官はその判定を文書にして郵送またはその他の方法で調達庁長官に送付する。この場合調達庁長官は事案の最終決定を求めるため日米合同委員会に付託するものとする。事実の人事措置は契約担当官の判定受領の日より

①　出勤停止に関しては十四暦日間

②　解雇または事案について不同意の事案に関しては三十暦日間は合意の成立のない限り実施されないものとする。

③　日米合同委員会が上記十四暦日または三十暦日の期間内に決定を行った場合にはその決定に基いて下記第十二項により人事措置がとられる。上記期間内に日米合同委員会の決定が行われない場合にはその期終了と共に契約担当官代理者並びに地方労務管理機関に上記契約担当官の判定が通告され、それに基き下記第十二項により人事措置がとられる上期期間経過後日米合同委員会が別段の決定を行った場合には、その決定に基づく人事措置がとられるものとする。

12　労務者への通告

労務者は「制裁措置通告」ＦＥＣ様式――の発出によって判定を通知される。この通告書は地方労務管理機関により労務者に渡される。

A　通告の内容＝当該労務者に違反行為があったと判定された場合には、通告書にその違反行為を記載しかつ下記のことを労務者に通知する。

（1）　判　定

（2）　取られるべき制裁措置

（3）　制裁措置発効日

（4）　算定期間およびその期間中更に同じ違反行為をした場合の結果

（5）　下記に規定したごとく苦情申告をする労務者の権利

B　実施要求書＝通知書はＦＥＣ様式――に記載された制裁措置の実施要求書と共に地方労務管理機関に送付される。

C　記録＝「出退時間および就業記録」ならびに労務者の人事記録に適切な関係事項記載が行われる。

13　暫定出勤停止

違反行為に対する制裁の最高が解雇であって契約担当官代理者が当該労務者を継続して出勤せしめることが職場の運営、人命または財産にとって重大な危険があると断定する場合は労務者をただちに出勤停止せしめ、迅速な調査および決定が行われるのを待つことができる。

暫定出勤停止の措置をとったときは、契約担当官代理者は地方労務機関に対し直ちにその旨通知するものとする。この暫定出勤停止は制裁措置ではない。暫定出勤停止の措置を継続する必要がないと認めたときは契約担当官代理者は当該労務者を出勤せしめるものとする。労務者は出勤停止の期間に対し、休業

手当を支給される。労務者が出勤を停止され、後になって違反行為はなかったと判定された場合、あるいは制裁措置が解雇より軽かった場合はその労務者は出勤停止の期間に対して通常給与と休業手当の差額を支給される。

14　苦情申立

この規程に基き執られた制裁措置に対して労務者はこの契約の他の箇所に定められた苦情手続に基き苦情の申立てを行うことができる。かかる苦情の申立は書面により制裁措置の通告を受領してから七歴日以内に行うことができる。苦情の申立てが行われると否とに拘らずその制裁措置は実施されるものとする。

15　相互の連絡

契約担当者代理者と地方労務管理機関は、この規程の円滑な実施のため相互に密接な連絡と意見調整に努めるものとする。

16　付則

A　過去の記録＝労務者の過去の記録は制裁の程度を決定するに当って考慮される。

B　嫌疑に対して労働者が否定したことを理由として制裁を重くしてはならない。

C　重複嫌疑の禁止＝一つの違反行為に対して二つ以上の嫌疑をかけることは禁ぜられる。ただし二つ以上の違反行為は一通の「違反行為の嫌疑書」中に便宜上含めることができる。

D　算定期間＝算定期間とは、ある違反行為が行われた直後の所定期間であって、その期間に重ねて違反行為が行われた場合にはその後の同種の違反行為に対する制裁を重くするという方向において考慮に入れられる。

E　四回以上の違反行為＝労務者が算定期間内に四回以上の違反行為を行う場合にはかかる四回以上の違反行為に対して執られる制裁措置は三回目の違反行為の場合と同様とする。但しこの事はかかる継続的違反行為が能率の低下をきたし或は引続き一四歴日以上無許可で欠勤することが職場放棄となる様な場合に制裁解雇としてでなく、非能率、職場放棄の理由により解雇することを排除する意味ではない。

F　損失に対する補償＝如何なる労務者といえども制裁措置として財産の滅失もしくは損害に対して軍より補償を要求されることはない。

G　日英両文様式＝労務者に対して発出される様式および通知はすべて日英両文または和文でなければならない。

H　掲示＝上記第五項の規定は全職場に日本語で目立つように、掲示されなければならない。

17　抵触する規程

この規程がこの契約の他の部分と抵触する場合はこの規程が優先するものとする。

18　発効期日

この規程は、一九五七年一月一日より実施する。

19　現行規程の廃止

一九五六年七月九日付追加協定第一一八号は一九五六年十二月三十一日の真夜中において廃止されこの規程に切換えられる。

A　未決事案＝追加協定第一一八号の下において、手続が始められた制裁事案はこの規程の発効後といえども第一一八号協定の下で完了されるものとする。また同協定の下で科せられた制裁は同協定により実施される。

B　この規程実施以前の違反行為＝追加協定第一一八号の下に於て制裁措置の執られた違反行為がこの規程の該当算定期間内であるならばこの規程の下に於て制裁措置の対象となった

違反行為として扱われる。この規程によって改訂された部分を除き契約の他のすべての条項は現行のまま有効とする。

第七節　全造船の争議

労働条件総ざらえ闘争　全造船の春季闘争は、二月九日から開かれた合同調査会議からはじまった。各分会から集まった代表四三名は三日間にわたって職場の実情を報告しあい、厚生に関する分科会、給与に関する分科会、生産に関する分科会の三つに分れて、それぞれの闘争の方向を明らかにした。さらに二月二〇、二一両日に開かれた第三九回中央委員会は、労働条件総ざらえ闘争について次のような提案をおこなった。

ていあん

1　さあー立ち上がろう！

労働条件総ざらえ闘争に

1　みなさん、あなたの職場の環境を、賃金を、労働時間を、また身体をすりへらす労働のはげしさを、さらに一切の労働条件を、いまここにお互いに点検してみましょう。

どうです。ブームのかげに私たちの生活が犠牲にされているではありませんか。そしてまた造船の経営者も、ヤキの入った資本家根性をもっているではありませんか。賃金だけが私たちの労働条件であり、生活のささえではないのです。

2　みなさん、いまこそ労働条件の総ざらえ闘争に、この劣悪な労働条件の解決に立ち上りましょう。

みなさん、安全な、そして衛生的な明るい職場をつくりましょう。職場の監視や労働強化は、これをはねのけましょう。

退職金を上げよう。

定期昇給をやらせよう。

正しい給与の配分を。

そして、休暇の問題も、社宅の問題もぶちまけよう。

さあ！　みんなで立ち上ろう。

生活を守るために。

正しい造船産業発展のために。

3　本部は、私たちのおかれている労働条件を正確に知るために、みなさんに（分会）調査表を出しております。

これは闘いの一つ一つの基礎になるものです。また、その他にも多くの不満、そして要求があることと思います。

調査表には、ほんとうの姿をかき入れ、またその他みなさんの要求を、中央委員会にもち込んで力強く進めようではありませんか。（中略）

2　たたかいはみんなで

全造船の旗のもとに！

みなさん、私たちが全造船をつくってから十年になります。

私たちは、一体何のために全造船をつくったのでしょう。それは、いまいったいろいろの苦しみを分会だけでそれぞれ解決しようということだったと思います。

そして、いろいろの要求を、たとえとして、まえにいったような因果関係をもっているのです。

分会のまた企業連合のみなさんが、企業内闘争は行きづまったというのは、このことをいっているのです。

だから、どの要求も、ほんとうにその意義を理解して、全造船一体になって闘えば、さらに有利に解決できると思います。

また、この闘争は、雑多な要求をもって、複雑であり、困難で

すが、いまいった意味で

（一）　どんな要求でも、争としてすすめてゆくという考え方を、みんなではっきり確立していただきたいと思います。

具体的な闘いのすすめ方は中央委員会で、各分会の要求の決定をみて決めることにし、ここではその大綱だけを決めたいと思います。

（二）　各分会は、本部の調査と、組合員の声を吸いあげて、分会の労働条件を正しくつかみ要求をほりおこして下さい。

また、本部では、副委員長、給対、生対、中小、厚生で調査委員会を。書記長、組織、教宣、青対で企画委員会を構成しましたが、分会でもこれを参考にして、この闘争に対応する協力態勢をつくっていただきたい。

同時に現場のひとりびとりにひざをつきあわせて接し、相談をしてゆくという態度でこの運動の組織化につとめましょう。

いま、日経連は各会社にPR活動といって、全勢力をあげて宣伝、肩たたきの労務政策をやっているのです。

（三）　こうした諸要求のなかで、分会相互に共闘会議ができるような問題は、本部が中心になってこれをもちます。

また、同一条件にある分会は、多少の時期的なズレは生じても、極力これに参加して下さい。

（四）　共闘会議を持つまでもなく、職場要求として解決すべき諸問題についても、本部を中心に、情報交換を緊密に行ってゆきます。

さらに、これを本部は機関紙、その他情報活動を通じて、問題点、闘争状況をアッピールして、闘争を推進してゆきます。

（五）　闘争は、すべての職場要求をとりあげて闘い、たとえば、単に退職金だけという闘いでは、労働協約闘争も、これらの職場闘争の成果によってささえられるものであります。

また、すでに要求中のものも、この戦列の一員として考えております。

（六）　本部は、本闘争の期間、必要に応じて代表者会議をひらきますが、これは、あくまでも本部に対する諮問、建議のためであり、分会の行動調整のためであって、本部の責任と権限をぼやかすことなく運営をはかってゆきます。

（七）　本部および分会は、お互にオルグを交流して、適確な情況の把握と、相互の支援を強化します。

この場合、とくに、本部オルグをお客さま扱いしないように、交渉には傍聴さえさせないということがないように、本部、分会は一体であるという立場で、闘いをすすめてゆきましょう。

（八）　闘争は中央委員会を起点としてすすめ六月上旬を解決の目標におきます。

それ以後の闘いについては、その時期に整理集約して、闘いの方針をきめます。

中央委員会における右のような提案の決定に基いて、中央執行委員会は、一、職場の組合員が不満や要求をかきこむこと、二、分会でこれらの要求を集計し、各職場でどのように解決してゆくかの論議をおこし、要求を提出すること、三、この討論をやってゆく中で職場間の交流をやり、お互の意見交換を十分にやってゆくこと、という内容の闘争指針を二三日各分会に出した。

以上のような指針に基いて、各分会で、

○停年制の引き上げ　六一
○退職金改定　一二七
○給与形態について
　加給について　一五
　是正について　六
　勤続給の増額　二四
　その他　一八
○定期昇給　七九
○その他の経済的要求
　進水祝金要求　六六

は、組合員の不満や要求を取り場のすみずみからすいあげたが、たとえば名古屋分会で第一次に集約したものは次のようなものである。

（賃金関係）
賃上げ要求
○賃上げせよ　一〇一
　定時で食える賃金を　二六
　一時金　九
○労働協約の締結　一六
　十年勤続を優遇せよ　四
　自転車通勤費の補償　七二
　健康保険について　一二
○その他　九
（厚生関係）
○福祉厚生施設を拡充せよ　一六
○社宅制度の拡充　八五
○食堂関係　一五
○購買品を値下げしろ　四
○運営について　二一
○寮の改善、新設　九
○その他　一六
（生産関係について）
○残業について　四
○施設および貸与品について　七二
○その他　一〇
　各分会において要求を集約した結果、全造船本部は、三月二六日次のような闘争指示第二号を出した。すなわち、一、各分会は職場の要求を整理集約し、四月一〇日までに会社に要求を出す、二、全造船としての闘争のヤマは五月とする、三、各分会は交渉状況を四、五、六の三ヵ月間、毎月二〇日に必ず本部に報告すること。

　労働条件総ざらえ闘争は、五月に入って一段と進展をみせ、たとえば長崎分会では四月末第四次集約をおこない、一、役付工の職務執行制度を廃止して正式任命とせよ、二、厚生運輸および施設課に人員を増員せよ、三、向島三階控所および現回場（鉄工場）三階の天井張りをせよ、など五〇項目の改善要求をだし、浅野分会も一〇〇以上の項目にわたって五月一四日から交渉にとりかかった。また九州造船分会は、ズボンを支給させたり、安全防具や雨もりの修繕などに成果をあげた。東京造船では生産要求を提出した。東京造船分会は、一、結婚資金の一部改正、二、出産手当の新設、三、弔慰金支給規定の一部新設、四、療養見舞金規定の新設など一一項目の要求をきめて交渉をおこなったが、これに対して会社は五月二二日、弔慰金支給規定については要求案を一部改正したうえで実施する、また療養見舞金、功労表彰、永年勤続については考慮するという回答があった。東京分会では、六月上旬

までに一応回答のだされているものを整理して機関にかけ、決定できるものは決定し、のこりのものについては、一時金獲得闘争が終ってから改めて交渉するという方針を出した。

以上のように各分会とも、労働条件総ざらえ闘争を積極的に取り上げたが、未解決の問題も多く、夏季一時金闘争によって中断された形となった。そこで八月二三・二四の両日に開かれた第四一回中央委員会は、総ざらえ闘争の方針を次のように決定した。すなわち、一、日常闘争を強化して闘いを前進させる、二、この中央委員会で決定される賃上げ闘争、健康を守る闘いで消化できる要求項目はこれらの闘いの中で獲得する、三、法制化すべき内容をもつ要求項目は、全造船として統一し、総評その他友誼組合と連携して闘いを進める、四、闘争の状況はその都度中央執行委員会に報告する、本部は毎月二〇日にその報告を集約して全分会に送付する。

秋季賃金闘争　全造船の第四一回中央委員会は、秋季賃金闘争の要求の組み方と、闘いの組み方を次のように決定した。

一　賃金値上げのたたかいについて

一　賃金闘争の前進についてコストが上るし、受注競争に負けて企業も危険となり、そのしわよせが労働者にハネ返ってくると宣伝し、賃上げよりも資本の蓄積が先だとよくいう。

しかし、船価の中で九%前後しか占めていない人件費は、わずかな賃上げでも企業が危いといわれるが、同じ船価の中で二〇%前後も占める鋼材費などは、トン当り二、〇〇〇円、三、〇〇〇円と、あるときは五―六、〇〇〇円も大幅に引上げられているのに、相変らず企業は健全に利益をあげているのである。

賃上げは、たとえば二、〇〇〇円アップされたとしても、船価の中では一%前後しか影響を与えているはずで、これらるに拘らず、企業は相変らず繁事をみても、わずかな賃上げがという経営者のいい分は、いかけであるかがうかがえよう。

現在の労務費は、一般社会水りこまれ、そこからまた逆算して、支払能力がないといっていはどうしても、自分の力でこのん実質賃金は低下してゆくであろう。

また経営者は、賃上げは生産といっているが、私たちの働きる。たとえば、昨年一月から六額は、九四一円で、七月から十一、〇〇〇円で、わずか半年のを増加せしめ、工数も第十一次船（三十一年三月）についてみると、またわずかな月日で約六%に短縮されているのに、果して私に増額してきたことが一度でも

三　具体的な要求の組み方

まず要求額は生活費の実情を考慮して、定時間内労働で食える賃金を目標とし、更に組合員が実感をもって闘いにたてる金額とするために、中央執行委員会は代表者会議を開き、続いて給対部会で具体的に検討した。

その結果統一して闘える金額として一、八〇〇円以上を要求するという意見の一致をみた。また配分についても、種々討議したが、各分会の実情がはなはだしく異なるので、今次賃上げ闘争に

は、生活給的配分を主体として、各分会にまかすとの結論をみたので、中央執行委員会はこれらの意見を基にして次の提案を行う。

①要求額　税込み一、八〇〇円以上とする。

②配分　（イ）要求額は出来る限り本給にくり入れ、その他の部分に入れる場合にも、生活給的要素のある固定的な給与にくり入れ、能率的要素にはくり入れない。

（ロ）その他細部は各分会にまかせる。

③要求日　八月三〇日より実施する

④回答日　九月十四日

⑤実施日　九月分賃金より実施する

四　闘いの組み方

現在の状況では賃上げを要求したからといって、二、三回の団交で具体的な、納得のゆく金額が簡単に出されるとは思えないし、また私達が力を結集して経営者に当る決意を固めぬ限り闘いの前進は期待されまい。

そして十一月には越年資金の闘争があり、やはり闘いは十月一杯で解決しようとする目標のもとに、私たちは十月以降を闘いのヤマとして、一斉の闘争手段をつくして闘うべく次のことを提案する。

一　十月一杯を当面解決の目標とする。

二　九月二五日より三〇日の間に、スト権移譲をふくむ闘争態勢を完了する。

三　十月一日以降実力行使を以って闘う。

四　実力行使の規模及びその他闘争推進の細部は、中央執行委員会が別途指示する。

五　闘いを有利に進展させるため代表者会議を開き、また適宜オルグの交流を行う。交流の日程、場所、人員などは必要に応じて中央執行委員会が別途指示する。

右のような方針に基いて、各分会は賃金要求を次のように具体化している。たとえば石川島重工は、要求額一八一七円、配分＝現本給×一・〇八八＋一八〇円、奨励加給現行通り、三菱日本重工横浜造船所は、要求額一九五二円、配分＝体系簡素化の調整金三二七円、本給凹凸是正四七二円、増額分一一五二円、川崎重工は、要求額一九〇〇円、配分＝本給に九〇〇円繰入れ、職能給に一千円繰入れ、日立造船は、要求額一九四五円、配分＝本給一千円、報奨金七六五円、是正分一八〇円、計一九四五円、といったぐあいである。

全造船の秋季賃金闘争の突破口を開いたのは、尾道分会であった。すなわち同分会は賃上げ二千円を要求していたが、二八日の第一回団体交渉において、イ、賃金増額一七〇〇円、ロ、実施八月分から、ハ、配分別途協議するという回答をえた。組合ではただちに執行委員会を開いた結果、「この回答は不満である。あくまで全額獲得を目ざして突き上げを図る」ことを決定、二九日の代議員会に図ったうえ、三〇日の第二回団体交渉にのぞむことになった。その後九月七日に会社側から一八〇〇円の第二次回答が出された。

しかし他の分会は軒なみに九月一七日の回答を延期した。そこで各分合は続々とスト権を確立するに至った。さらに全造船は、九月二九日代表者会議を開催し、今後の方針を検討して次の指示を発した。

指示第八十二号

賃上げの闘争も要求を提出して以来、約廿日近くを経過したが、その間経営者は一斉に回答を延期し、また折角数分会に出た回答も、せいぜい五〇〇円前後のアップに過ぎず、まったく期待外れでこのまま手をこまぬいて推移することは許されない情勢に

立ち至った。

各分会のスト権の成立する九月廿九日、開かれた全国代表者会議は出席者、全員の意見の一致の上に今後断固闘争を推進することを確認した。

中央執行委員会は右の代表者会議の決定の上に立ち、次の通り指示する。

指　示

一　第一波実力行使として十月八日十三時より十月九日八時まで、一斉ストライキに入れ。

二　第二波を十月十六時より十五日八時まで、第三波を十月十五日以降重点ストを予定しその準備に全力をあげよ。

三　第二波以降の実力行使についても重大な情勢の変化のないかぎりこれを実施するが、なおその確認のため全国代表者会議を開催する（日時は十月十日午前九時より）。会場は名古屋市、各分会代表者は、この会議の決定次第直ちにスト指令を出し得るよう権限を確認の上出席せよ。

四　右三項は、函館、名古屋、舞鶴の三社以上の企業規模の分会において適用する。その他の分会においては、右三項目に準じて闘争を推進せよ。

さて全造船の第一波全面スト一九時間ストは、五万人の参加者によって八日正午から決行された。参加組合は次のとおりである。函館労連、函館職組、石川島、東造、横船（三菱日重川崎、東製、大井も同調）、浅野、浦賀、名古屋、舞鶴、川崎、日立、桜島、神奈川、向島、因島、築港＝以上一〇社二五組合。この日は、関東、関西間に幅広いオルグ交流がおこなわれ、川崎からは七名の職場代表が関東の各分会に散って、造船労働者の統一闘争を訴えた。なお日本鋼管鶴見、清水両分会は五日にストを決行していた。この統一ストライキの結果、日本鋼管では、鶴見、浅野、清水三分会に交渉再開を申し入れ、事態解決のため一、一時金五千円を支給する、二、退職金は工員三〇年定年退職で一六〇万円とし、これを基準として支給系数を決めるという案を提示してきた。

一〇月一〇日、名古屋で開かれた代表者会議は、次のような決定をおこなった。一、第二波は予定通り一二日午後四時から六四時間ストに入ることを確認し、要求貫徹を目標に闘いを進め、第二波ストは妥結しうる条件（一時金の回答は事態解決の条件にはならない）が確認されぬかぎり、前回代表者会議の日程を確認する。二、一五日以後予定通り重点ストに入る、三、今後の対策を強化するため一六日本部で全国代表者会議を開く、四、三社（函館、名古屋、舞鶴）の分会にこの指示を適用し、その他の分会はこれに準じる。

第二波六四時間ストは、一二日午後四時からおこなわれ、ストの参加人員は八日の第一波のときよりさらに一万人増加し、全体で六万人の大ストライキになった。参加した組合は次のとおりである。函館労連（函館分会、室蘭、東京事務所分会）、三菱日本重工労連（横船分会、東製、川崎製作所、大井、本社）、日立造船労組（桜島分会、向島分会、因の島、設計、築港）、石川島分会、東京造船分会、鋼管鶴見分会、鋼管浅野分会、鋼管清水分会、浦賀ドック分会、川崎造船分会、名古屋分会、舞鶴分会、舞鶴臨時工組合、なお川崎分会は一六日午後一時から一九時間の全面ストをおこなうことを決定し、このため一六日進水予定のイースト・ブリーズ号（一万五〇〇〇トン）の進水は不可能となった。

一八日に至り石川島・東京両分会に二〇〇〇円増額の回答があったが、組合はそれを不満であるとして、横船、名古屋、川崎、舞鶴などの各分会が第三波の重点部分ストに入った。特に川崎では、一八日午後一時から進水要員の木工関係船殻の取付関係など四〇〇名が

一九日朝まで一九時間スト に入った。また横船の重点スト は、二二日から熔接と取付職場全員のストライキによって新造船作業はすべてマヒ状態におちいった。二二日スト指令を受けた約六〇〇人は工場内を蛇行デモをおこない、二三日には、さらに造船工作部船殻運輸関係八〇名が一四二時間のストライキに突入した。また鋼管鶴見も二二日から重点スト に入り、二四日には清水を加えていっせいに二四時間スト に突入した。

第一波から第三波に至るストライキの結果、会社側の回答は次第に引き上げられたが、横船七五〇円、石川島九〇〇円、名古屋六〇〇円、鋼管七〇〇円、浦賀九〇〇円、日立八九九円、舞鶴六〇〇円の賃上げ回答を不満として石川島などであった。しかし、九〇〇円の回答をえて、会社は増額回答を拒否した。そのため同分会は、二五日団交をおこなったが、会社は増額回答を拒否した。午前一一時より一斉二一時間スト、二七日午前一一時から二九日午前八時まで本社事務関係一六八名の重点スト、二七日午後四時から二九日朝まで時間外、休日出勤拒否を決定した。また日立は、二時間以上の残業拒否をおこなってきたが、二五日の団交で会社は増額回答を拒否したため、二六日正午から三〇日の朝まで一二〇〇名の重点スト に入った。

全造船は一〇月二七日、代表者会議を開催し、闘争強化に関して次のことを確認した。一、われわれは現在の会社回答にはあくまで不満である。そのため、実力行使をさらに強化して金額を突き上げる。二、早期解決を希望するが、闘いの経過を考えるとき、一〇月末の解決目標にこだわらず、徹底的に闘いぬく。三、相互の連携を密にして、統一闘争を強化するため、大手共闘会議を設ける。四、一〇月三〇日午後一時から一時間の職場放棄をおこない、全分会いっせいに賃上げ総けっき大会を開催して志気のもり上げを図る。けっき大会にあわせてオルグの交流を図る。

右のような方針に基いて石川島分会は、九〇〇円の回答を不満として、三〇日午後から一一月一日朝まで四三時間の全面スト に入った。また二日一〇時から起重機設計部門一二〇名が五日朝までスト に入り、同時にすべての時間外作業を拒否した。また横船分会に示された三一日の回答はわずか五〇円上回った八〇〇円であったが、組合はこれを問題にせず重点スト を続行した。日立労組も三〇日から全支部（神奈川、築港、桜島、因島、向島）が四三時間スト、二日からは全面六七時間スト に入り、名古屋、舞鶴両分会の重点スト とあわせて、ストライキ闘争もようやく本格化した。しかし金指第一、第二の両分会に対しては一二〇〇円の回答が出されたため一一月一日に妥結を決定し、また一一月七日名古屋分会は七五〇円の回答をえて、一〇日組合員の一般投票で妥結と決定した。

全造船の賃金闘争は、越年資金闘争の時期にかかったため、第四二回中央委員会は、賃上げ闘争の今後の方針を次のように決定した。すなわち、一、賃上げ闘争中の分会は、越冬資金要求を延期して闘いを続行する、二、生活資金の融資は賃上げ闘争分会を重点としておこなう。なお融資が多額になることも考えられるので、各分会は利息の分担について考慮すること、三、中央委員会終了後オルグ団を編成して激励をおこなう。各分会は物心両面の積極的な支援を闘争分会におこなう、四、函館、舞鶴については中小企業の持つ特殊性を考慮して、中央委員会後、両分会の代表と本部で協議の上方針を決める。

しかし各分会とも一一月の前半中には、ほとんど妥結をみるに至った。主な妥結結果と日時は次のようなものである。函館ドック（一一月一三日、八〇〇円）、石川島重工（一一月一七日、九〇〇円）、東京造船（一〇月二四日、七八〇円）、横浜造船（一一月一六日、九〇〇円）、浦賀ドック（一一月五日、金指造船（一

一月一三日、一二〇〇円)、名古屋造船(一一月一〇日、七五〇円)、舞鶴造船(一一月一三日、八〇〇円)。

第八節　鉄鋼労連の争議

日鋼室蘭労組の賃金闘争　鉄鋼労連傘下の賃金闘争はまず日鋼室蘭労組の賃上げ闘争によって開始された。日鋼労組は一九五五年には首切り後の組織再建に主力を注ぎ賃金闘争を見送ったが、五六年に入ると賃金闘争を決意し、二月三日総額二九〇〇円の賃上げを要求した。一八日約一四〇〇円の第一次会社回答があったが、組合はこれを不満として二二日一二〇〇対三〇でスト権を確立し、二五、二七両日にわたり機械部門の指名スト(参加人員二四人)を実施した。この組合の実力行使の前に会社は譲歩し一六〇〇円の第二次回答をおこなってきた。組合は引続き指名ストを続行した。

三月二日団交を打ち切り、第二次の指名部分ストに突入し、この実力行使を背景に一七日から団交を再開し、二三日会社は一九二〇円の第三次回答をおこなった。組合は金額についてこれを諒解、条件交渉に入り四月一四日妥結した。

また、四月一二日には賃金にひきつづいて退職手当三〇年勤続九〇万円を要求し、二七日に約八三万円で妥結した。

三月六、七日開かれた鉄鋼労連第四回賃金専門委員会では「中小組合の中で三月―五月頃に賃金闘争を組む組合については要求案の設定について十分本部と連絡し、よりよい条件をとるようにしていく」ことは確認していたので、日鋼室蘭労組につづいて四月一六日賃金闘争に立上った関東製鋼渋川労組が鉄連本部、関東地協の援助のもとに成功裡に闘争を進めたほか、日本鋳造、土佐電気製鋼、淀川製鋼、東洋鋼鈑各労組も鉄鋼労連の支援の下に賃金闘争を実施した。そして、春季におけるこれら中小経営における闘争の成果を収めることができた。

統一闘争の準備と第九回臨時大会　鉄鋼労連第八回定期大会は三月二二日から四日間開かれ一九五五年における闘争の成果と欠陥を総括するとともに、五六年度の情勢を次のように分析し、「雇用安定のための闘い」、「賃金引上げの闘い」、「権利確保の闘い」、「平和を守る闘い」、「職場の一人一人の団結強化と産業別の統一と団結の強化」、「労働者階級全体としての強化」という六つの主要目標を中核とする運動方針を万場一致で決定した。

一　日本の鉄鋼業は五五年に引続き好況であり、経済情勢はわれわれの経済的諸要求を闘う上で有利な客観条件をなしている。

二　しかし経営者はこの好況の中でえたもうけを設備合理化をはじめ資本の蓄積に転化し、労働者に対しては賃上げをみとめるどころか、生産性向上の名の下に一そう搾取を強化してこよう。そしてこれには、上からの労働三法改悪や経営の中でのしめつけによって、組合をしばりつけ労働者の自由をうばう攻撃がともなっている。

三　これにたいして、労働者のあいだには、賃上げへの意欲が深く流れている。昨年賃上げに成功した大手の労働者も、まだ労働者のののぞむ生活にはほどとおい状態にある上、逆に諸物価の値上りの傾向もつよまりつつあるので、賃上げをのぞむ声は強くなっており、賃上げにともなうさまざまな細目要求もかぎりなくだされてきている。また、昨年賃上げをなしえなかった中小でも「今年こそは」という気分が出てきている(第八回定期大会決定運動方針書「一九五六年度主要闘争の進め方」より)。

鉄鋼労連は、この定期大会後約四ヵ月にわたり、各単組の協力に

よって賃金闘争の全体的な準備を進め、統一闘争として闘い抜ける基本的な内容を作りあげていった。各組合もまた大衆的な職場討議を闘争準備の基本路線として実施し、要求内容の最終決定とその大衆化を心掛けた。かくして、八月中旬各組合が次々と賃金・退職金要求を提出する情勢の中で、八月二一、二両日第九回臨時大会が開催された。この臨時大会は賃金闘争の闘争方針を決定し、鉄鋼労連としての闘争態勢を確立する使命をもったものであった。

この大会で左記のように「一九五六年度賃金および退職金闘争方針」を決定し、第二日に「本日をもって鉄鋼労連の闘争体制を確立し、闘争組織大綱を発動する」という提案を絶対多数で可決し、ひきつづいて拡大中央闘争委員会を確認、闘争宣言を決定した。これによって統一賃金闘争の態勢は確立し、闘争の中心的指導は鉄鋼労連拡中闘に移されることになった。

拡大中央闘争委員会構成

本部一三人、八幡五人、富士室蘭、釜石、川崎、広畑各一人計四人、日本鋼管協議会、川鉄、鶴鉄、富山各一人計四人、住友尼崎、大阪、和歌山各一人計三人、神鋼三人、日本鉄板一人、日亜鋼業一人、三菱一人、東海一人、関東製鋼一人、東洋一人、大和一人、大同鋼板一人、尼崎製鈑一人、日亜尼崎一人、日亜呉一人

(注)　東洋、大和、尼鈑はそれぞれ統一闘争不参加となったので、拡中闘には実際には参加しなかった。

一九五六年度賃金及び退職金闘争方針に関する件

一　第一項と第二項の(1)については第一回中央委員会において確認ずみであるが、「賃上げ実施期日」につき、その後の賃専等の意見を参考にして修正したことと、第一項については中委以後の情勢を若干補足している。

二　従って本臨時大会の本試案の中心討議事項は、第二項の(2)以降になる。

一　この闘いを組むにあたっての情勢と基本態度

今年度の賃金闘争にのぞむ基本的な態度については、すでに大会運動方針のなかで明確にされており、われわれはこれを引きついで、当面する闘争をすすめてゆくこととし、ここではとくに大会以後われわれの身のまわりにおこっている情勢をおりこんで、闘いを具体的に組織してゆくうえの重点を明確にしてゆくこととする。

(1)　今日、われわれをとりまく情勢の最も重要な特徴は大会での討論であきらかにされたとおりの方向で、生産性向上運動のさまざまの攻撃が、すべての経営で飛躍的に強化されているところにある。

数年前からいくつかの経営で準備されてきた労研の「科学的」な職務分析は、人員問題と結びつけられて、いまや現実にわれわれのうえに押しつけられてきたし、より巧妙な労働者支配の強化をめざして「労働者教育課」や「アメリカ式作業管理部」などさまざまの機構改革がいたるところで実行されT・W・IやP・R活動は社内報の全面的な普及化、職制による苦情処理活動の強化など、質量ともに飛躍的に強化されている。主要生産部門での近代化や拡張がすすみ、大量の配転がおこなわれる一方で、補助部門はふくれあがった仕事量を今までより少い人員に背負わされ、さらに、独立採算制と資本の効率化による一層の合理化、搾取強化をねらった化成、窯業部門の分離がつぎつぎと具体化されはじめている。

(2)　これらの攻撃は、P・Rによるさまざまなゴマカシやギマンにも拘らず、実際に労働者の職場生活をおびやかし、「おれの職場はどうなる」「おれの地位は……」「おれの能率給は……」「おれ

の休暇はいつとれる」「仕事がばかにエラクなった」というかたちで、職場に無数の問題をまきおこしつつある。職場組合員の関心はこれらの問題につよく集中し、単組の活動も職場生活に直結したこれらの不満や要求をとりあげて解決してゆく闘いに重点を向けつつある。

しかし、率直に言って、今日の段階では、まだこれらの闘争は、生産性向上運動と本当に対決する闘争として意識的、系統的に強化される方向では必ずしも発展していない。要員闘争にしても、それが生産性向上と闘う最も中心的な闘いであるにも拘らず、現実には十分な発展をみてはいない。

われわれが今年度の主要な闘いの柱の一つとして打ち出した賃金闘争は、単に恒例の賃闘という単純なものではなく、今日職場におこっている前記のような生産性向上のさまざまな攻撃との闘いのなかから、それらの苦しみを解決する根本的な闘いとして賃上げを闘おうという方向で、大衆を組織してゆくところに、もっとも重要なカギがあるのにも拘らず、職場の現状は、このような観点からみれば、まだ不十分な状態にある。

(3) このような現状のうえに立って、われわれが賃金の闘いをしっかり組織してゆくためには、何よりもまず、職場でのさまざまの要求をとりあげて、生産性向上と対決してゆく闘いを強力に発展させるとともに、この闘いのなかから、賃上げへの大衆の意欲を組織してゆく活動に全力をあげることが是非とも必要である。そして、そのなかで大衆の緊切な要求をゆたかにもりこんだ賃上げ闘争にしてゆかなければならない。

また、退職金引き上げをはじめ、資本のコスト引下げ政策のもとで脅威にさらされている厚生費や慶弔費、諸手当、休日、休暇等の労働条件を守り、改善してゆく諸要求を積極的に賃上げに結合して闘ってゆかなければならない。

それと同時に、今次賃上げに対する資本の攻撃が、いくらかの金額とひきかえに生産性向上の協力者育成をねらった悪質な配分案をもちだして労働者の中に対立をもちこんだり、巧妙なギマンにつつんで生産性向上をおしつけてくるという方向をとるであろうことを、事前にはっきりとバクロし、これをはねかえして本当の賃上げをかちとれるだけの体制をつくりあげてゆくことに努力しなければならない。

(4) 闘いを勝利させる戦術の基本は、むろん、うえのような基盤のうえに職場の団結を固め、組合相互の交流を深め、強固な産業別統一闘争を組織することである。今年はとくに大手も中小も含めた一本の統一闘争を組んでゆくことが是非とも必要である。資本が、生産性向上運動をつうじてますます独占を強化し、大手と中小の労働条件に格差をつけ、「大手など陽のあたる企業や労働者が苦しむではないか」というかたちで、労働者の間に分裂をもちこもうとしている現在、とくにこの点は重要である。

一方、経済情勢をみれば、今日のいわゆる好況は、一段と発展をしめし、三月期の収益をみても、大手の予想をこえた莫大な増収とならんで、殆んどの中小が軒なみ収益を増大させ、九月期はさらにそれをうわまわろうとしている。このような情勢に加え、われわれの側の態勢は、さる七月八日の参議院選挙における革新勢力の大きな勝利によって、一段と有利な地歩を固めるに至った。

また、総評を中心とする労働組合の動向の中にも、日通造船、官公労、全駐労など主要単産が賃上げその他をかかげて、われわれと共に秋季闘争にたち上る情勢が成熟しつつある。

われわれは、このような客観条件の有利さを最大限に生かして、今年こそは大手五社の強力な闘いを軸としつつ、全組合の賃金水準引上げを闘いとってゆかなければならない。

(5) 要は、以上のような方針をそれぞれの職場に根を下したものとして職場組合員の賃上げへの高まりと、「闘争力」をいかに組織し結束をかためるかが、勝利を決定づける鍵である。

① このような観点に立って、各職場は一せいに賃闘に向けての話し合いと組織活動を起さなければならない。

② その活動の合言葉は、昨年は「賃金ストップを打ち破ろう」であったが、それと同時に、今年は「生産性向上運動と交換の賃上げというゴマカシをはね返し、くるしくなってきた職場や賃金をあかるく、ゆたかにし、休日、休暇のはくだつ、労働強化その他一切の攻撃と闘い、自らの生活をまもろう」という態度で『定時間で、もっとよい暮しを、賃上げで生産性向上をハネ返そう』という合言葉をどうしても加えなければならない。

また、昨年は統一闘争の合言葉は「自ら闘うことが統一闘争の土台だ」ということであったが、今年は一歩進めて「統一闘争は自ら闘う力を土台として、闘いに取りのこされる組合があれば、みんなの力でその敵を打ち破ろう」ということをつけ加えなければならない。

③ またわれわれは、昨年の賃闘を含め、従来の闘いの過程でくりかえされてきた各種のあやまちを、再びくりかえすことのないように、とくに自戒しなければならない。なかでも闘争の重大段階においてしばしば生じやすい「一般組合員と、拡中闘の遊離」というあやまりをくりかえさないために、特別の努力をはらい適切な措置をとるようつとめなければならない。

二　具体的な闘いの方針

(1) 要求内容について

イ 要求金額は、現行賃金の一〇%引上げを基本として、それぞれ、次の如く統一要求としていく。

a五社の各組合は、税込二、五〇〇円を基準内賃金で引上げる。

bその他の各組合は、現行賃金の一〇%引上げを基準とし、五社の水準、配分等を参考にしつつ本部と充分協議して決定してゆく。

ロ 賃上げ額は、全額固定給に繰入れることを基本とし、総体的な賃金体系の改善をも併せて要求していく。

ハ 要求提出日は八月十五日迄、回答指定日は八月二十五日迄とする。

ニ 賃上げの実施期日は、一九五六年八月一日とする。

(2) 退職金引上げと改正要求

イ 要求内容は、本部試案を中心として、それぞれ次のような線で要求していく。

a五社については、三〇年勤続者停年で税込一七三万円とし、支給率その他の支給条件を本部案に沿って改善する要求とする。

bその他の組合は又、本部試案を中心に改善の方向を定め、本部と充分協議して要求内容を決定していく。

ロ 要求提出は、賃金要求と同時に行うこととし、既に要求し闘っている組合は、賃金闘争を有利に活用し、全体的な闘いの時期に持ち越す時は、統一闘争に参加していくこととする。

(3) 闘争方式について

① 統一闘争方式の採用

イ すでに第八回大会で決定をみているとおり、今次闘争は、

賃上げと退職金引上げの二つの要求をかかげ、大手、中小を一丸とする強力な産業別統一闘争をもって闘う。

ここにいう統一闘争とは、いうまでもなく、闘争組織大綱発動により一切の指令権限を鉄鋼労連中央闘争委員会に委譲して闘う闘争方式をいい、権限委譲を行う組合をもって組織する。

この統一闘争を成功に導くために、とくに次の諸点を配慮しなければならない。

a 統一闘争の目標は、賃上げと退職金引上げの二つであるが、戦術の樹立にあたっては、賃上げに重点を置くこと。

b 大手中小を一丸とした、産業別統一闘争としての運営を名実ともに堅持することは勿論であるが、同時に、闘いの支柱はあくまでも大手五社の結束と統一にあることを銘記し、この点とくに努力の重点を置くこと。

c 五社以外の組合についての戦術樹立に当っては、地方的な統一闘争、企画の統一闘争等の面を充分考慮すると同時に、とくに闘争にとりのこされる危険性を配慮して、出来るかぎりの全体的な統一闘争の力で有利に闘わせるよう配慮すること。

d 職場組合員の結束を固めるための交渉会議の実施、地域共闘の充実につとめること。

e 拡中闘の運営面において、職場組合員の判断と拡中闘の判断との遊離を極力防ぐよう、具体的な配慮を行うこと。

ロ　但し大手五社以外の組合で権限委譲をしない組合、直接的な賃金闘争を行わないが、諸要求をもって闘う組合については、この統一闘争の戦術方針を結合して、有効な闘いを組織するため本部中闘と密接な連繋を保っていく。（以下略）

(4) 闘争態勢の確立

1 闘争態勢移行は、闘争組織大綱発動の時期となるが、本臨時大会において拡中闘の設置と同時に一般投票によって確立する。

2 各組合の罷業権行使の指令を含む一切の権限委譲は、九月中旬を目途に完了する。

3 権限委譲の手続きは、直接、本部拡中闘に委譲する一般投票を行うことを原則とし、間接委譲を行わざるを得ない場合は、予め拡中闘の承認を得るものとする。

4 委譲する権限の内容は、拡中闘「権限」の項にある一切を指すものである。

5 闘争態勢の解除は、拡中闘解散の時期と同時とし、中央委員会又は大会の事後承認を得る。

(5) 闘争資金について（略）

闘争宣言（第九会臨時大会）

昨年の大手五社労組を中心とした賃金闘争は、二年間、独占資本が豪語した賃金ストップを打破り、一、〇〇〇円を超える賃上げをかちとり、鉄鋼労働者のたくましいエネルギーを全労働者に示した。

その後、一ヵ年が経過した今日、資本陣営は昨年にもましてはげしい攻撃を加えてきている。それは搾取の一層の強化、そのために一切の反抗を打砕かんとする労資協調の思想の植付け、所謂、生産性向上運動として、あらゆる宣伝機関と財力を動員してきた攻撃に他ならない。

すなわち、PR等によるさまざまのゴマ化しにも拘らず、職場の生活はおびやかされ、無数の問題がまきおこされ、組合員の関

心はこれらの問題に直結し、組合の日常の活動もここに重点が向けられてきた。

このような攻撃と不満の渦巻く中で闘われる今次賃金闘争は、賃金、退職金の引上げをかちとるものであると同時に、これらの苦しみをうちくだき、生産性向上運動をはねかえす、基本的な闘いの一つである。

しかるが故に、われわれは生産性向上運動と交換の賃上げというゴマ化しをはね返し、くるしくなってきた職場を明るくし、賃金をゆたかにし、休日、休暇のはくだつ、労働強化その他一切の攻撃と闘い、自らの生活を守る闘いとして、今次賃金、退職金闘争にとりくんでいる。

そしていま、われわれはそれぞれの企業において要求をつきつけ、闘いに立ち上った。

昨年、われわれが「自ら闘うことが統一闘争の土台だ」と掲げた闘いのスローガンは、今年は「統一闘争は自らの闘う力を土台として、闘いにとりのこされる組合があれば、みんなの力でその敵を打ち破ろう」とかきかえられた。

かくて、傘下組合の大部分――四十数組合――は今次賃金並びに退職金闘争に一歩一歩とその統一した歩みを進め、ひるむことを知らないかたまりとなって突き進むであろう。

儲けに儲けを重ねた資本家ではあるが、われわれの腹の底からの力を合わせた闘いなしには、要求に応じてこないことは明らかである。

賃金、退職金引上げの闘いを踏み出すに当って開かれた鉄鋼労連第九回臨時大会は、いかなる困難にもめげず、拡大中央闘争委員会の指導のもと、十一万の心と力を一つにして闘い抜くことを内外に宣明し、資本家側の誠意ある回答を強く要求すると共に、われわれの決意を披瀝するものである。

右宣言する。

一九五六年八月二十二日

日本鉄鋼産業労働組合連合会

第九回臨時大会

賃金・退職金闘争の経過　要求提出以来、各会社はもっぱら回答の引きのばしをおこない、なんらの誠意を示さなかった。これに対して組合員は会社回答を待ちつつもその不満は徐々に累積していった。また、八月二五日から四日間にわたって開かれた総評第七回定期大会でも鉄鋼闘争を中心とする秋期闘争方針を決定し、その後着着と準備を進めつつあった。九月九日の第二回拡中闘では、この間における交渉の進展状況を次のごとく総括し、九月二九日始業時より全面二四時間ストをうつことを確認決定した。

一　大手五社は軒並に回答引延しを行っている。

(1)　会社側はこの間、五社間の調整を行い、鉄鋼労連の賃闘に如何に対処するかを検討し、その上で個々の経営における回答の方針を決めようとしているものと判断される。

(2)　これは第二回拡中闘決定を始め鉄鋼労連全体の組合員の闘いの方針が、明確になることと共に方針が出されてくるし回答の動きが始まるとみる情勢だ。

(3)　この間組合側の交渉は主として「回答促進」におかれ、組合員もまた会社の出方を待つという態度にある。

二　五社以外の企業でも回答引延しを行っている。

(1)　会社側は従来の「儲ける時は出す」式の中小企業の経験から組合員に対して拒否ができないが系列支配の強化、労連の統一闘争を理由に引延しをしてきている。

(2)　組合側もまた大手労組の動きをみながら日程を考慮するという

態度にあり、東洋鋼鈑を除いては状勢待ちという状況にある。

三　東洋鋼鈑労組はすでに無期限ストに突入している。

四　大和製鋼労組は統一闘争の圧力で既に基準内で二、〇〇〇円を獲得。

五　淀鋼労組も七五〇円調整給を含めて賃上回答を獲得。

九月一七日になって日本鋼管で「完全に検討を終了してはいないが」という前提で、「賃金水準は高いし、設備資金にも金がいるので、賃金水準引上げはできない。賃金体系の改訂は行いたい」という回答があったのをはじめ、各社一様に資金水準の引上を拒否して組合員の要求を無視した回答をしてきたので、組合員の不満はたかまり、九月二九日全国いっせいに二四時間の第一波ストに入った。つづいて、一〇月五日に第二波四八時間ストをうって、回答は大手五社がそろって七〇〇円のアップとなった。この回答をも不満として鉄鋼労連ではさらに予定通り一〇月一二日以降七二時間ストに入ろうとした。ところがこの第二波ストに対して八幡労組が反対の態度をとり、さらに富士釜石がスト延期の要請を出すに至った。すなわち、第五回拡中闘が第三波スト決行をめぐる討論に入った際、戦術部会は「五社経営者のタイドは漸く動揺を示し、一時金によるスリ替え回答や退職金での若干の譲歩で、一気に闘争の挫折を狙っている。他方、今次闘争は泥沼闘争必至とか拡中闘は闘争激発主義とかの宣伝をおこない、世論からの孤立と組合の撹乱と分裂を策している。また、中小経営者は産業別統一闘争にひきずりこまれることをさけるために、軒並みに回答を急いでいる。この情勢の中で、五社の七〇〇円回答を不満とする組合員は漸く統一闘争について自信をもち確信をもって闘いを進展する決意を固めている。従って、整々とストを継続する態勢を強化していくことが、解決を促進すると判断し第三波ストを指令通り行う」ということとあわせて四波五波六波ストの戦術についても提案した委員から「この闘いの解決をどのように求め計画だけでは組合員はついてこない、ストはある」という意見が出された。これに対し「にまきこまれず、われわれのスケジュールに社のタイドを改めさしていくことが必要であり、現時点では闘いを強化しなければ回答を促進できない」と戦術にしたが、八幡労組の拡中闘委員からは「指ればならない状態があり、戦術委とわれわれたりがある」との発言があって、第三波ストいがでてきた。また、富士釜石の拡中闘委員令通り行うことにつき「現地では若干の無理九日の現地中闘でも問題となり、一一日このにある。これを無視して拡中闘だけで決定しある」という意見がだされ、拡中闘としてこッキリした態度を明らかにすることが要望され士広畑、室蘭、川崎、神鋼等の各委員からは態で三波ストの方針を変更する必要はない、を仕直したり日程をズラしたりすることは却信をよぶ」という意見がだされていた。そこ

戦術部会は改めて「戦術変更は会社側に対に対する影響を考えるとこのましくない。も合員には妥結を意味するととられる。従ってできないかと考え、まず富士に意志統一の可た。

釜石はここでイエスともノーとも断念できない状況にあるが、富士としてはここで多数の意志をもって決定されるならばこれにそう

ように最大限の努力をするという点で了解をえた。また、この判断に反対している八幡については、これに従うか従わぬかは現地の事情によるが、多数の意思によって第三波が決定されるのはやむを得ないという意向がつかまれたし、鋼管・住友・神鋼についてもその思として決定する必要があると判断した。これについては技術的には、多数決による明確な意思表明が望ましいという意見が八幡から出されているので、ここで第三波スト指令を多数決によって確認するという方法をとりたい」と提案した。これにつき、八幡の委員からの「採決すれば反対の意志表示をする外ないが、現地指令にそいえないというときの統制はどうするか」という質問に対し、「その事態が生れるときは、その上に立って検討する」また「採決はしたくないがこの闘いを進めていくためには止むをえないと判断したとの説明があり、結局、採決により賛成二六、反対三、保留三で第三波スト決行を決定したのである。八幡では一日おくれて一三日から第三波に参加ということになったが、富士釜石はついに指令に従えないとして拒否した。しかしこれは下部組合員の強い憤激をかい、一五日の臨時大会でひっくり返り、一七日から第三波ストに参加して、ストに入ったのである。

こうして第三波ストは八幡、富士釜石などの動揺にもかかわらず、統一的に決行されたのであるが、一部組合幹部の動揺にもかかわらず、統一ストが守られたのは一にかかって下部組合員のつよい闘争と突き上げによるものであった。そして、その背景をなしたものは労働強化と好況という二つの事実である。同時にまた、鉄連拡中闘に結集した指導層が、あくまで統一闘争を守るために、ねばりづよい要請と説得をつづけたことも、統一闘争を守った大きな要因の一つであった。

この頃、日経連や他業界の宣伝に、鉄鋼労連のストは、鉄鋼価格のハネ上りの中で他業界や国民生活を犠牲にした便乗ストだという批判が目立ってきた。そこで、鉄鋼労連では第五回拡中闘の決議として次のような声明をおこない、その態度を明らかにした。

また、拡中闘の決定により一〇月一五日五社との中央交渉を申し入れたが、それはそれぞれ拒否された。

鉄鋼労働者の良識に期待

―日経連タイムス一〇月一一日四二四号―

総評秋季賃上闘争の先駆として、鉄鋼労働者の賃上ストが始められた。組合側の要求は平均二千五百円であり、会社側の回答はおおむね七百円の線が出されたが、折合いのつかぬまま第七次ストへの突入が避けられない状勢にある。しかし、われわれは今日のわが国経済における鉄鋼企業の企業責任の重大さにかんがみて、鉄鋼労働者の良識から冷静な反省があり、遠からず争議は良識的妥結が見られるであろうことを確信して疑わない。

昨年来続いてきたわが国の高原景気も、いまや、わが国産業構造における電力、輸送、鉄鋼基幹部門の能力限界に突き当り、生産需給、今後の経済成長発展への重大なる隘路をなすに至っていることは周知の通りである。このため鉄鋼産業にとっては設備の拡大、近代化は国民経済的要請における現下の緊急課題であり、各社共非常に巨額の設備投資計画が持たれている。その巨額の設備投資を戦後これまでの如く、国家の財政投融資、銀行借入に安易に依存することが果して今日以後も許されるべきことであるかどうか、戦後の優遇、自己資本の不足から自己資本と他人資本の構成は、全く逆転し、払込資本に対する借入金は現在約三倍にも上っている。年々の総資本に対する自己蓄積率（減価償却十社内留保）は、戦前のわが国鉄鋼業（大手）において約一割（一〇・

九五%―昭和十年上期）の比率にあったが、現在のそれは約三分の一（二・九一%―三十年下期）を示しているに過ぎない。米、英、西独等先進諸国のそれは、最近の年次で八%ないし一〇%を示しており、設備投資は、第一に自己蓄積から賄われるのが普通となっている。今日わが国の中小企業問題に対する投資配分政策の上からも、鉄鋼企業における自己蓄積の責任が強く要請されなければならないのは極めて当然であろう。

なるほど鉄鋼産業の業績は、最近の需給関係と価格の昂騰から著しく好転を見たことは事実といえよう。しかしこれを前期（三十年下期、日銀調査）の成績で各産業の比較を見ても、総資本利益率三・四%、配当率九・九五%は製造業全平均以下であり、機械製造業とならんで各産業中の最下位に列している。九―十月期の予想としても無配会社は八社が数えられており、配当率一〇・四%の予想は海運、機械機械業種を下にしてその他の業績よりは可成り低い地位にある。業績内容から見ると販売額乃至附加価値絶対額は増加しても、人件費および巨額の借入金に対する利子支払の増加によって、純益およびその中の社内留保の比率は逆に著しく低下が見られている。戦前比較によれば売上高に占める労務費比率九%が一六%、利子一%が六・二%に増加し、そのため社内留保は一%が〇・五%と半減を示している。二十六年基準をとってみても、三十年下期までの粗附加価値生産性（含減価償却費）の伸び五九・三%に対し、人件費の伸びは六〇・五%、一億円以上鉄鋼会社の二十六年上期の附加価値中の人件費比率四八・六%は三十年下期七〇・九%と膨張し、純益は四一・八%が一・九%に激減を示している。もっとも減価償却は資産再評価の実施によって最近増加しているが、一方、純利益の減少から社内留保が激減し、自己蓄積全体として減退を見ていることに最も注目せられなければならないところである。

一方労働者の賃金より眺めれば本年一――六月毎勤製造業平均賃金一万六、四九五円に対し、鉄鋼業賃金は二万四、九〇二円（製造業一〇〇として一五一）電気、硫安業に次ぐ第三位の高水準にある。二十六年を一〇〇とした三十一年（一――六月）の賃金上昇率を見ても、定額給与一五〇%、消費者物価の上昇一一八でデフレートした実質賃金は一二七・一%という上昇を示しており、生活の面から見ても、鉄鋼賃金はそれほど強い賃上げが行われなければならない理由は持っていない。

しかも大幅な賃上げは直ちに鉄鋼コストの上に響かずにはおれず、二千五百円の賃上げは約一、〇〇〇円のコスト上昇になるといわれている。鉄鋼基礎資材価格の上昇は現下のわが国産業全般にとって極めて深刻な問題となっているが、国際鉄鋼価格は明春には下降の見透しも持たれている折柄であり、そうすればコストの上昇は鉄鋼産業自体にとっても重大な問題でなければならない。

以上の観点からして、鉄鋼業の賃上げは、基幹産業として鉄鋼業が当面する巨額の設備投資に対する自己蓄積の充実、コストおよび価格引下げの企業責任遂行に対して最も控え目であるべきであるというのが、われわれの考え方であり、また鉄鋼労働者の良識と自覚もまた必ずやそこに一致することをわれわれは固く信ずるものである。

声明書（第五回拡中闘）

われわれ十一万鉄鋼労働者は、二、五〇〇円の賃上げを要求してストライキを闘っている。この要求は、植民地的とまでよばれた戦前の賃金水準を更に下まわる低賃金の下で、長時間の過重労働を強いられているわれわれにとって、一歩も退けぬものであ

賃闘日誌

月日	会議名	議題
三月六、七日	第四回賃専	日鋼室蘭賃闘 イ、各単組賃金退手現状報告　ロ、賃金退手要求について
二四―二七日	第八回定期大会	
四月二〇日	第一回代表者会議	日本鋳造、関東製鋼賃闘 イ、賃金要求の基本態度と時期　ロ、退手要求について
二一―二三日	第一回賃専委	要求準備の進め方について
五月一〇―一一日	第二回賃専委	イ、賃金、退手要求額について
一七日	五社グループ会議	夏期一時金、賃金、退手要求について
二八―二九日	第一回中央委員会	イ、賃金闘争について　ロ、夏期一時金闘争について　ハ、生産性向上運動反対について　ニ、参院選挙闘争について、その他
六月一〇―一二日	中央研究集会	生産性向上運動研究
七月一〇―一一日	第三回賃専委	土佐電気賃金復元闘争
三〇日	第四回賃専委	賃金・退手要求の大綱についての確認 要求案の最終確認
八月二―一五日		淀鋼、東洋鋼鈑賃闘
九―一〇日	協約専門委	本部賃闘オルグ派遣
二〇日	第四回代表者会議	職場闘争、出荷拒否闘争について
二一―二二日	第九回臨時大会	賃金、退手要求内容の最終確認 イ、賃金、退手闘争について　ロ、第七回総評大会対策　ハ、中国労働代表招待について　ニ、その他

り、組合員とその家族三十万の生活からにじみ出た切実な要求である。

ところが、利潤追求のみに汲々とする鉄鋼経営者は、われわれの汗と脂から搾り取った数百億の利潤を投じて第二次合理化に邁進しながら、われわれの要求に対しては賃金体系の改善とか配分是正の煙幕の下に実質的な賃上拒否の態度を固執している。しかも、ひろく一般に対しては、「鉄鋼の高価格の原因は高賃金にある」とか、「賃上を認めたら建値を引上げねばならぬ」とか宣伝することによって、鉄鋼ストの世論からの孤立をはかっている。

だが、労働者の賃上げが鉄価格の引上げをもたらすというのは、鉄鋼資本家の最も悪質なデマ宣伝である。

事実を調べてみよう。

ここ一、二年、たしかに鉄鋼労働者の賃金水準はいくらか改善されたが、生産量の方はそれ以上に増大した。労働者一人一月当りの鋼材（換算）生産量は昭和二十九年には四・九七トン、三十年はじめには五・六四トンだったものが、現在では七・三一トンまで増えている。その為に鋼材一トン当りの賃金コストは、二十九年の六、二〇一円、三十年はじめの五、五七七円から、現在の四、九六五円にまで大幅に減少している。

ところが、賃金部分がこのように減少してい

月日	会議名	議題
九月二三日	第一回拡中闘	イ、拡中闘運営について　ロ、オルグ交流会議について
二四日	第二回教宣部長会議	イ、賃闘宣伝活動について　ロ、家庭対策その他について
三―二三日	賃闘交流会議	イ、スト権集約の最終日程　ロ、第一波スト戦術について
一〇―一一日	第二回拡中闘	イ、第一波スト指令の発令　ロ、第二波以降のスト戦術について　ハ、先発組合支援について　ニ、その他
二五―二六日	第三回拡中闘	第一波二四時間スト
十月二九日	第四回拡中闘	イ、第二波スト最終確認　ロ、第三波スト戦術の確認
二―三日	第四回拡中闘	第二波四八時間スト
五―六日	第五回拡中闘	イ、第四波スト戦術の決定　ロ、今後の戦術判断と拡中闘委員常駐制
一〇―一二日	第五回拡中闘	第三波七二時間スト
一二―一五日	第六回拡中闘	富士釜石労組の緊急事態と同労組に対する権限取扱について
一四日	第六回拡中闘	富士釜石第三波四八時間スト延期要請に対する対策　ロ、神鋼第四波スト内容一部変更について
一七―一八日	第七回拡中闘	イ、八幡よりの第四波スト延期再要請について　ロ、東海鋼業に対する権限取扱いについて　ハ、その他
一七―二〇日	第七回拡中闘	イ、八幡よりの第四波スト延期再要請について　ロ、東海鋼業に対する権限取扱いについて　ハ、その他
二一日	第八回拡中闘	
二三―二四日	第九回拡中闘	

るにもかかわらず、鋼材価格は未曾有の高騰を続けているのだ。比較的値上げの度合の少ない建値でみても、三十年はじめに棒鋼（一九ミリ）で三万五千円、厚板（一二ミリ）で四万三千円だったものが、中板（三、二ミリ）で三万九千円、厚板五万二千円、中板五万七千円と、それぞれ一万一千円から一万四千円もの値上りである。一般の市中価格の値上りにいたっては、同じ期間に四万から六万円にものぼっている。

このことから何がわかるか。

第一に賃金値上げが鋼材の値上りの原因だというのは真赤な嘘で、ここ一年間の空前の値上りは賃金コストの減少にもかかわらずおこなわれたもので、貪欲な鉄鋼資本家のふところを肥やすためにおこなわれたということだ。

第二に、われわれの賃金要求が貫徹し、一〇%の賃上げが実現された場合でも、賃金コストは昨年はじめの水準にもどるにすぎず、ぼう大な利潤の一部を犠牲にさえすれば、価格を引上げることなしに充分可能だ、ということである。

この事実を無視して、資本家が「賃上げによるコスト高」を騒ぎたてるのは、労働者の闘争の孤立化をはかると同時に、建値を引上げて更に利潤を増大させるために、賃上闘争を利用しようとする最も悪質な策動と断ぜざるをえな

二二―二七日	五社グループ会議
二九―三〇日	第四波一二〇時間部分スト
三一日	第五波以降の戦術について
一一月二日	第五波一六八時間スト
一一月二日	第五回代表者会議
六日	越年資金要求について
五社グループ会議	賃闘今後の対策について
七日	越年資金要求について
五社賃専委	賃闘自己批判
一二―一三日	第一〇回拡中闘
一四日	越年資金要求最終確認
第六回代表者会議	

い。

われわれは、ここにこの事実を内外に宣明すると共に、鉄鋼労連拡大中央闘争委員会の名において、経営者側のあらゆる策動をけって、要求の完全獲得まで断固たる決意をもって闘いぬくことを声明する。

一九五六年十月十日

日本鉄鋼産業労働組合連合会
第五回拡大中央闘争委員会

闘争の終結　第三波ストをめぐる情勢は鉄鋼ストの一つのヤマであった。経営者側はここで統一ストを切崩せるものと目算を立てていた。しかし、鉄連拡中闘は余裕を与えずに徹底的にストライキを強化していくことこそが解決の一番の早道だと判断した。賃金ストップ政策という労務政策と、鉄鋼不足という経済情勢のなかでの争議という性格との矛盾は、長期闘争を覚悟して徹底的に闘うことによって、ますますはげしく対立するものとなり、結局経営者側は解決しなければならないはめに追い込まれる。もし逆にここで闘争をゆるめるならば、かえって賃金ストップというカベにぶつかって闘争はだらだらと長びくものと情勢を評価していた。

こうして中小労組がいずれも大手を上回る金額をかちとって妥結していくなかで、頑として七〇〇円賃上げ、一時金五千円を主張する資本家側に対し、鉄連はさらに二二日から第四波一四四時間ストを指令した。だが、こうした鉄連拡中闘の情勢評価と八幡幹部の考えとはついに一致せず、八幡労組は第四波ストからはなれるに至ったのである。しかし、八幡の不参加にもかかわらず、その他の労組はますます闘争の決意をかため第四波ストを整然と決行し、つづいて三一日から第五波スト指令を出した。これは、それぞれの組合の実情に応じて、無期スト、時限スト、全面スト、重点部分スト、波状ストなどを組み合わせたものであった。そして、闘争は鉄鋼労働者のこのような不屈なエネルギーにもかかわらず、賃上げの額からいえば第一次回答のままで、また各社組合が一つ一つ戦列から脱落する形で終結せざるをえなかった。

なお、拡中闘その他会議並にストの実施状況は前表の通りである。

統一闘争の中で賃闘をすすめた中小労組　第九回臨時大会は、統一闘争を進めるに当って、特に大手と中小を一本にした闘いの具体的方針を決定し、「大手が賃上げすれば、それだけ中小労働者は苦しむことになる」という悪質な賃闘分裂のくさびをはねかえし、中小労働者の賃金・労働条件を引き上げていくため中小労組の賃闘を積極的に支持し、かつ統一闘争への参加をつよく要望した。この呼びかけにこたえ、中小労組のうち臨時大会までに賃闘を闘った日鋼室蘭、日本鋳造、土佐電気および要求中の淀鋼、東洋、また定期昇給の中で賃上げをすました村上、岩手、神戸鋳鉄等を除き全部の組合

が参加した。拡中闘に権限を委譲して、実際に統一闘争に参加した中小労組は日亜連合、日本鉄板、大同鋼板、東海製鋼、三菱製鋼、関東製鋼の六組合であり、他の東洋（大会当時すでに闘争に入っており、闘いが長期化するときは拡中闘に権限委譲する体制をとっていた）、大和、中山、尼鋲、大同連合、東都、尼鉄、日本鋼業、ステンレス、刈谷、大谷等の一一組合は大手五社が中核となった統一闘争の波の中で独自の体制と決意をもって闘いを進めていった。

鉄連未加盟組合では、七月二六日三〇年勤続税込一二四万円（現行五一万六千円）の退職金要求をおこなった日本特殊鋼大森労組が鉄連統一闘争の波の中で闘いを進め、一〇月四日職員で税込一八五万円、工員で税込一二四万円の回答をえて、組合案を全面的に獲得した。

各社毎の資金退職金要求に対する最終回答を一覧表によって示せば次頁「賃金要求に対する回答一覧表」のとおりである。

闘争の特徴と自己批判　賃金・退職金闘争では九月二九日の第一波スト以来第四波まで統一的なストライキを決行し、八幡労組は第四波を回避したけれども、三〇組合が鉄連拡中闘にストライキ権を委譲し、鉄連未加盟の二組合（日本特殊鋼、住友小倉）もこれと共闘で、一〇万の鉄鋼労働者の統一闘争となった。一九五五年の鉄連の賃金闘争は統一闘争という点で大きな前進を示したものであったが、しかしそれが大手筋五社だけにかぎられていたのに比べて、この闘争は中小経営労組をも含めて、いっそう産業別闘争としてのとなって、中小企業の労組を含めて闘ってきたことは大きな前進であり……

「さらに統一闘争は、鉄鋼労働者はじめての本格的な労使対決の場面までもちこみ不成功とはなったが、それぞれの組合がもつ力量がいかんなく発揮されるところまで闘われ、かつ鉄鋼労連はじまって以来の長期の闘争として闘われた」（鉄鋼労連拡大中央闘争委員会「一九五六年度賃金・退職金闘争経過報告書」）。

すなわち、この闘争の主要の特徴のまず第一は、一貫メーカーといわれる八幡、富士、日本鋼管、住友金属、神戸製鋼の五つの独占企業労働者を中核とする闘争であり、独占資本と真正面から対決した闘争であったということである。

鉄鋼労連の要求は、大手筋五社が基準内二五〇〇円、それ以外の中小経営は現行の一〇%賃上げ、および退職金の増額であったが、これに対して経営者側は当初「鉄鋼の賃金水準は他産業よりもむしろ高い。さらにいまブームというが、設備合理化に巨額の資金がいる。企業安定の基礎をつくるためがまんしてほしい」とほぼ一致した内容の回答を示し、ことに大手筋五社経営者の結束は固く、結果としては賃上げ五〇〇円と一時金五千円をもって終結した。

第二に、これまでの鉄鋼労働者の闘争では大手筋労組がさきに妥結して、中小労組があとに残される場合が多かったが、この闘争においては、中小労組が若干大手を上回る額で妥結し、大手筋労組が最後まで闘いをつづけた点に大きな特徴がある。鉄連拡中闘はこのような大手筋五社以外の中小経営の動きについて次のように評価した。

「第二波ストを前にして、五社以外の経営者は軒並みに回答を急ぎ、統一闘争からの切離しに懸命になってきた。これは一つは中小企業が経済的基盤の弱さの中で、この好況をストによって逸

賃金要求に対する回答一覧表

組合名	賃上げ額（基準内）	回答内容
八幡製鉄	七〇〇円 一時金五、〇〇〇円	（一）現行基本給を一・二倍し、その財源は業績手当に求める。（繰入額二、一四〇円）（二）業績手当に調整財源として七〇〇円加算する。（三）諸手当中、特別勤務手当、医師手当の支給率を若干引下げる。（四）実施期日は八月一日とする。（五）一時金配分は本給比とする。
富士製鉄	七〇〇円 一時金五、〇〇〇円	（一）現行基本給を一、二倍し、若干の調整をおこなう。この財源は業手基準財源よりくりいれ、別途調整のために基準財源に新たに全社一人当り二〇〇円を加える。この改訂は八月一日より実施する。（二）全社一人当り五〇〇円の財源をもって業績手当配分の合理化の検討をすすめており、三二年三月に実施する。それまでの期間に対し、五〇〇円とそのハネ返りを含め全社平均月五五〇円を一括して一時金として支給する。（三）一時金配分は本給比とする。
日本鋼管	七〇〇円 一時金五、〇〇〇円	（一）奨励給を廃止し、全額を本給にくりいれる。（二）本給調整を実施し、その財源を能率給にもとめる。（三）能率給調整のため七〇〇円を支給する。（四）実施期日は八月一日とする。（五）一時金配分は本給比とする。
住友金属	七〇〇円 一時金五、〇〇〇円	（一）給与改正内容（イ）現行基本給を一律二倍する。（初任基本給を改訂）。（ロ）勤務手当を廃止し、その中職務加算を改訂する。（ハ）臨時手当を業務手当と改称し、支給率を改める。（ニ）生産加給の算式を改める。（ホ）生計手当、精励手当、家族手当を統合し、臨時手当と改称する。（二）実施期日は八月一日とする。（三）一時金配分は改訂基本給×三八、三三％＋一律一、〇〇〇円とする。
神戸製鋼	七七〇円 特別一時金五、〇〇〇円	（一）基本給に現行の四％（生産給よりくりいれ）、および一律二〇〇円（現行家族手当総枠よりくりいれ）を加算する。（二）生産給に平均五〇〇円の財源を支出し、（基本給くりいれ分を引くと差引き現基本給の一・六％となる）単価を改正する、特殊作業手当を生産給に繰入れる。（三）家族手当を、妻帯者に対し、A地区一、〇〇〇円、B地区九五〇円、C地区九〇〇円、D地区八五〇円とする。ただし現行より減額にならぬよう無制限に補償し三二年一月一日までは現行により増額を認める。（四）間接部門、名古屋工場の生産給は別途協議する。（五）実施期日は一〇月一日とするが、八、九月分の見合いとして一時金二、〇〇〇円を支給する。（配分は一律一、〇〇〇円、本給リンク一、〇〇〇円）。（六）特別一時金の配分は、一律五〇〇円＋現基本給×五〇％。（七）食事内容を改善する。
日亜連合	〔製鋼〕一、二五五円（ハネカエリ含め）	（一）八五〇円は物価給で引き上げる。（二）報奨金の調整財源は一五〇円。（三）時間外へのハネ返り一三七円。（四）呉現地採用者の報奨金復元一一八円。

組合名	賃上げ額（基準内）	回答内容
日亜連合〔鋼業〕	六〇〇〇円	（一）六〇〇〇円は物価給で増額する。（二）生産給業績給より基本給の七％相当額を物価給に繰入れる。（三）実施期日は一〇月度よりとする。
日本鉄板	一、二五〇円	賃金体系を改訂し、基礎給、職能給、熱圧加給の三本建とし、職能給で六二二円賃上げするとともに、別途に六二八円の財源をだして改訂をおこなう。
大同鋼板	常傭工　七〇〇〇円 加配米　四〇五円 一時金一、〇〇〇円	（一）三一年八月分賃金からコールドミルのフル稼動まで、一人平均七〇〇円の臨時給与を支給し、その配分は職種配分をした上本給比五、生産給比五とする（ハネカエリを含めると一、〇〇〇円）。（二）この期間終了後は、基準賃金ベースに平均七〇〇円の財源をもって給与制度を改正する。（三）出勤一日につき米二〇〇グラムの現物給与をおこなう。
三菱製鋼	臨時工　八五二円 五〇〇円	（一）賃上げは各人の基本給×〇・〇八（五八二円）＋一律二七〇円で、ハネカエリを含めると八五二円となる。（二）臨時工は出勤手当として一日二〇円引上げで、ハネカエリを含め七五〇円となる。（三）実施期日は九月一日。
関東製鋼	一時金二、七〇〇円	賃金アンバランス是正の給与改訂までのツナギ資金として。
東海鋼業	一、三五〇円 一時金三、三五〇円	（一）基本給を一、一四七円引き上げる。（二）加給金を一七六円引き上げる。（三）生産奨励金の増額は基本給決定後、協議する。（四）臨時工は日給を一律四〇円増額し、成績によってプラスアルファー（五～一〇円）をつける。（五）一時金には賃上げの九月分遡及を含む。
中山製鋼	一、五五〇円	
大和製鋼	二、〇〇〇円 臨時手当 月一、〇〇〇円	（一）基本給を九七〇円引き上げる。その財源は定昇分三〇〇円、手当よりの繰入分六七〇円、配分は一律分三三五円、基本給リンク分三三五円、調整金三〇〇円とする。（二）臨時手当として当分の間三ヵ月に三、〇〇〇円支給する。ただし所定休日以外の欠勤日につき四〇円控除する。（三）八月分給料より実施する。
東都製鋼	八〇〇円	
東洋鋼鈑	一、七八四円	（一）一、二八四円の調整金、号俸昇給、年齢給更改および特別昇給で基準内で引き上げる。（二）五〇〇円は補給金として一律支給する。
淀川製鋼	一時金　七五〇円 手取三、〇〇〇円	七五〇円は職能給の是正。

不参加組合	尼崎製鈑	一時金 手取三、八〇〇円	五〇〇円	（一）平均五〇〇円を基本給に繰入れ、最高八〇〇円、最低二〇〇円で調整する。（二）実施は一〇月分賃金からとする。（三）一時金の配分は、一律五〇%、本給比五〇%とする。		
	日本鋼業	二五九円		定昇として。		
	大同連合	一、三〇〇円		現業＝定期昇給（臨時昇給を含む）六〇〇円　職種給是正五〇円　増産奨励給三五〇円 計一、〇〇〇円 非現業＝定期昇給（臨時昇給を含む）一九〇〇円　職種給是正四〇〇円　計二、三〇〇円	
組合	日本ステンレス	一、三三二円				
	愛知製鋼			奨励給二八〇円の切下げを前提として工員に一、五〇〇円の一時金、職員に職能加給一、〇〇〇円増。		
	大谷尼崎	一時金 一、〇〇〇円 一、〇〇〇円		賃上げ一、〇〇〇円の内訳は、復元五〇〇円、定昇五〇〇円。		
	尼鉄呉	一時金 一、五〇〇円 一、〇〇〇円		（一）一、五〇〇円のハネカエリ二五〇円、生産手当二五〇円。（二）一時金は増資増配記念として一律支給。		
	尼鉄本社	一時金 一、〇〇〇円 三、五〇〇円		（一）五〇〇円は生産給。		

〔備考〕　鉄連拡中闘編『一九五六年度賃金・退職金闘争経過報告書』より。

したくないということ、今一つはその経済的基盤の中で労働組合を企業内組合から産業別組合へと発展する要素を作りたくないという二つの要素から出発した動きとみられる。

このことは、産業別統一闘争が強くなればなる程、予想されることで、相次ぐ各組合の獲得は、明らかに統一闘争の成果の一つとして評価すべきであり、なお、闘いが継続している三菱、東海、日亜鋼業等の組合においても、五社を中心とした産業別統一闘争と行動をピッタリ揃え、むしろ五社より積極的な態度の中では、経営者の動揺は前者のそれと異なるものでないと判断できる」（第五回拡中闘）。

鉄連では、第一〇回定期大会議案として「一九五六年度賃金退職金闘争自己批判書」を提出し、闘争の各段階を追って、批判すべき点、評価すべき点についての検討をおこなったが、同書における闘争批判の総括は次のとおりである。

闘争批判の総括

（一）　今次闘争を通じて産業別統一闘争の重要性をよりつよく認識したし、高く評価すべきかずかずの成果を得た

(1)　鉄鋼労連の統一闘争は一九五三年にその第一歩を踏んでいらい、たびたびの経験を経て今回は文字通り大手筋五社の労組が中核となって、中小企業の労組を含めて闘ってきたことは大きな前

退職金要求および回答一覧表

	要求内容（三〇年勤続停年退職の支給額）			最終回答内容（三〇年勤続停年退職の支給額）
	現行	要求	算定根拠	
八幡製鉄	一、〇四三、七〇〇円	税込 一、八三九、九五〇円	退職後一五年間の生活保障	税込 一、四五〇、〇〇〇円
富士製鉄	一、〇五〇、一九八円	税込 一、九〇六、一九七円		税込 一、四五〇、〇〇〇円
日本鋼管	一、三一一、八〇八円	税込 三、三五〇、〇〇〇円	退職後一二年間の生活保障（預金金利は考慮せず）	税込 一、六〇〇、〇〇〇円
住友金属	一、一一一、三〇〇円 一、〇三八、七〇〇円	税込 一、六九八、六〇〇円 手取 一、五〇三、一三〇円		税込 一、四〇〇、〇〇〇円
神戸製鋼	八三八、三〇〇円	税込 一、三五〇、〇〇〇円 （賃上げにより一、六五〇、〇〇〇円となる）	退職後一〇年間の生活保障	税込 一、一〇〇、〇〇〇円
日亜連合		税込 一、七五〇、〇〇〇円 手取 一、五五〇、〇〇〇円	退職後一〇年間の生活保障（預金金利は考慮せず）	＊なお交渉中
三菱製鋼		税込 一、四〇〇、〇〇〇円	退職後一〇年間の生活保障	＊税込 一、一〇〇、〇〇〇円
関東製鋼		税込 一、四六〇、〇〇〇円		一、二七〇、〇〇〇円
東海鋼業		賃上げの結果五〇％増 一三〇～一三〇万円		＊三〇％増額
統一闘争不参加組合 大和製鋼	九六二、三五〇円	税込 一、五五九、二〇〇円 （賃上げすれば増額になる）		＊
統一闘争不参加組合 淀川製鋼	六四三、五〇〇円	税込 一、〇二九、六〇〇円	退職後五年間の生活保障	＊現行一年延長
統一闘争不参加組合 大同鋼板	（統一闘争までに解決した）			一、一〇〇、〇〇〇円
統一闘争不参加組合 日本鋼業		一律二〇％増し		＊
統一闘争不参加組合 尼崎製鈑		二五年で一〇〇万円		＊

＊印はなお闘争継続中

進であり、その中で中小企業労組が大幅な賃上げと退職金を獲得したこと、また大手五社の労組でも額の面では大きなものではなかったが、賃金、退職金の双方を獲得したことは、共に統一闘争による成果である。

(2)　第三波スト決行を決定した第五回拡中闘は、五社の経営者が結束を固め、統一した行動をもって対してきている中では、今後の労使対決は、この闘争態勢を背景に企業内から産業別な形に置きかえた中央交渉へ進めることを万場一致で決定した。このことは統一闘争にとって大きな前進であり、鉄鋼労働者が産業別に結集する要因が、職場の組合員にも指導部にも満ちてきたことを明らかにした。

(3)　何れにせよ今次闘争は「力を合せなければ闘いは極めて困難である労使関係」を更めて痛感させた一方「あそこがやらないから、ここがやらないから」という従来の他力依存の考え方もまたいちじるしく影をひそめ「自らが闘わずして、統一闘争が闘える筈がない」という考え方が、圧倒的に、組織内に拡大したことも高く評価されなければならない。

(二)　鉄鋼労働者は階級的素質においてすぐれており、またいちじるしく成長しつつあることをあらためてこの闘いで自覚することができた

(1)　その一つは資本家陣営との闘いにおける徹底性において

労働者には常に企業内組合の特徴である「親子の関係」だとか「会社が儲かれば従業員も幸福」という面の弱さがあるが、鉄鋼の労働者は今度の闘いが結果的に多くのストライキで闘ったが、経営者が譲歩しなかったということから敗北感や組織不信をおこして、闘争後に組織分裂を起していないばかりか、闘った組合程、組織的に落着いていることをみても、鉄鋼の労働者は労使関係においても何が大切かを知りはじめたし、身を以って資本の跋くない搾取に、憤りをもっていることが、この闘いの中でも明確に表れてきている。

(2)　困難な闘いの中でも、勇気と確信をもって闘いを進めようとしていたし、自らが闘わなければ統一闘争を強めることにならないという積極性をもってきた。

(3)　労働者としての産業別的な連帯性の強さがみられた。釜石の中闘がストを中止した時、大衆は統一闘争を破壊するなと叫んで、今は一刻も早く統一闘争の戦線に復帰すべき時でありスト中止の責任追及をしている時でないということが、大会の万場を支配したものであった。

神鋼がスト中止した時、神鋼の組合員は「住友の兄弟に済まん」といっていた。住友が崩れようとした時、住友の大衆は「神鋼の兄弟に済まん」といっていたことは、産業的に連帯性の強まったことを物語っている証拠である。

すなわち、この闘いの中で鉄鋼労働者は本質的に階級的な闘志を強くもってきたこと、そしてそれが漸次意識的に成長しつつあることを、誇りをもって自覚してよいのではなかろうか。

(三)　鉄鋼労働者は産業別統一闘争に習熟すると共に、大規模なストライキ闘争の経験をえてきた

(1)　従来かかげてきた統一闘争方式をもってする闘いについては、すでに一九五三年いらい数度の経験で熟練工となってきた。また、今次の闘いで、大規模な実力行使を経験した中から、本格的ストライキ闘争を闘う自信がたかまり、そのために必要な準備についても知ることができ産業別闘争をさらに前進させ、産業別組合としての、質的な飛躍を実現してゆく路線が明確になってきた。統一闘争を質的に前進させる環として、個別要求と統一要求

の結合の重要性とその組織方針が先の批判の中からも明らかな如く。

① 賃金闘争の周囲に、統一要求となる労働条件の基本的な要求をも合せ闘うことが、職場闘争と統一闘争を結合する上で、重要であることを知ってきたこと。

② さらに生産性向上運動と対決していく上でも、この闘いの組織方針の正しさを知ってきたこと。

③ これらの闘い方が、やがて産業別統一協約闘争へと、発展させるべき性質をもっておりかつ発展しうると確信してきたこと。

④ 統一闘争における交渉方式においても、この闘いでは集団交渉、統一交渉への芽が出てきていることを自覚し、確信をもって一歩一歩結成以来の体制に切換える必要があるし、産業別統一闘争の建前から可能な限り、均等に、進めるべき路線が明らかになった。

(2) 鉄鋼労連の産業別組織態勢、この願望に向って、計画的に組織的に体制強化は、産業別闘争としての強化、とくに本部と地域組織の重要性の高まりと呼応してますますその必要を痛感してきた。

(イ) 産業別闘争の指導部として質、量共に人的な不足、財政的不備。

(ロ) 統一指導部としての教宣、組織活動を進める上での、人的不足と財政上の不足。

(ハ) 統一指導部の手足となる地域組織の人的、財政的不足。

これらの不備や欠陥を一つ一つ具体的に克服してゆくことが今後の重要な課題となってきた。

(3) このような産業別闘争への集中的強化の中で、これに対応し得る単組の組織体制の変革は緊急な課題であることも明らかになってきた。

そのためには

(イ) 協約上の団体交渉権委任禁止条項におけるの障害の除去等を平和条項の撤廃、交流会議職場オルグにおけるの障害の除去等をおこなわなければならない。

(ロ) まず中間決議機関を組合主義の線に立脚し、それに産業統一闘争の視野をもたせるように改善しなければならない。

(ハ) 組合員の成長と、経営者の間断なき攻撃の中にある現状を認識し、本部はもとより単組執行部はたえず組合員に明確な方向を与えてゆけるように経験と理論を深めなければならない。

(ニ) 同時に執行部の組織体制も、もっと職場に密接に結びついた体制に切換える必要があるし、産業別闘争の実施機関としての態勢に、改善する必要がある。

(4) 大規模な産業別統一闘争を闘うための財政上の確立は、産業別闘争の建前から可能な限り、均等に、可能な限り高額に、早急に蓄積しなければならない。

この面については、私鉄総連の、一時金から必ず積立てるという慣習や、釜石のスト資金を払出した後には、三分の二まで直ちに徴収するという蓄積方針等を採り入れる等、工夫を加えていくことはもとより必要なことである。

(四) 鉄鋼労働者の前進した以上に、鉄鋼資本の態勢と攻撃力も強まってきた

(1) 元来鉄鋼資本は、産業資本の中でも巨大独占資本であり、日経連の中でも別格的な存在として今日まで来た。それだけに個々の労務行政から組合対策にいたるまで各社毎に独自の方針と対策を堅持していたようである。

しかし、今次の闘争を通じて、これまでと異なり、大手五社経営者が結集してわれわれに立ち向ってきた。そしてこれを最後ま

で貫くために力ズクで組合内部の撹乱を必死になってやってきたことも事実だ。それもまだ組合が本格的な統一闘争は闘えまいと判断していた間は、計画的な組織破壊を行うような攻撃にまでは至らなかったが、彼らはそれだけの攻撃力と意図をもって、今次闘争をむかえうってきたことをわれわれは知った。このことを忘れず、全組合あげて、鉄鋼労連の組織強化を図っていかねばならない。

(2)　反面、資本家陣営は本来、矛盾と対立競争関係にあり、今次闘争の直後においても五社の経営者が結束し回答の線を統一したばかりに闘いを続行した個々の企業の損失は大きく、そのため今後、労務政策の再検討を必要とするということが伝えられている。

このことから一面、強硬な労務政策ばかりでなく、柔軟な「交渉をもっとやって解決を図るべきだった」「もっと労使は話し合いで」というような出方も考えられるが、このようなP・R活動で彼らの本質を見誤ってはならない。

(3)　巨大な鉄鋼資本だけは、別な労務政策をとってくるという見方はあやまりであり、鉄鋼の労使関係は、他産業の労使関係に連るもので、その攻撃は常に巨大な総資本力を背景としておしすすめられる。従って、これとの対決にあたっては、われわれもまた、総評を場とする強大な共闘体制をもって当るよう努めていく必要がある。また、攻撃の具体的な手段においても彼らは他産業での経験をもちこみ、産業別組織の強化拡大を阻止し、産業別統一闘争の芽を摘みとることを企図してくることを警戒すべきである。

(五)　結束を強めた鉄鋼資本に対決するためには、一日も早く企業組合を脱皮して産業別統一組織を強めなければならない

鉄鋼資本家運営は他産業に比し、はるかに優位した巨大資本であるが、しかもこれが、今次闘争においては、ストライキの第一波を指令する時から最後まで、戦術樹立に当ってもそうだったが、一度設定した戦術についても、既定方針が延期かの論議を蒸しかえし繰りかえした中で、第三波までは漸く全体的に統一行動はとったが、第四波以降、この鉄鋼経営者の強力な結束の前に、回答の前進をみないまま、事実上、統一闘争の戦線は乱された。このことはもちろん、闘いの展望と内部態勢および戦術についての判断の不一致、意志不統一に原因し、この点を強襲されて戦線は乱れたのであるが、判断のこの食違い、意志不統一はなぜでてきたか、またなぜこの不統一を統一する努力が実を結ばなかったであろうか。

それは一言でいえば「企業組合主義を脱皮しきれていない」ところに根本原因があるといって間違いはないだろう。

このことは、鉄鋼労連の組織強化の合言葉として、結成いらい叫びつづけられているところであるが、脱皮しはまだまだである。今次闘争の経過を省み、自己批判し、他からも批判されているものに「鉄鋼モンロー」がある。しかし、われわれは、この鉄鋼モンロー以前の問題として鉄鋼の企業組合主義の思想から脱却しなければならない問題をかかえている。われわれは、鉄鋼労連の諸闘争の経験に大きく追加された今次闘争の自己批判の最重要なものとして、一日も早くこの「企業組合主義からの脱皮」を指摘しなければならない。

このためには、産業別組織を強め、各単組を産業別闘争が闘える条件を整備することはもとよりのことであるが、

(1)　思想的にもまだ「会社の繁栄あっての組合員の幸せ」という企業間の枠に閉じこもった考え方は一般的にあり、そのため「企業間の競争にも協力する」ことに連なって、労働条件の格差政策や労働者の間の分裂に利用される傾向は否定できない。これらを本質的な労、使の階級的立場に立って理解しうる思想的な武装を身につける努力がどうしても必要である。

(2)　また、今次闘争において、鉄鋼労働者が本質的に階級的な連帯感を把握している多くの事実を見出したが、その芽を正しく伸ばしていくための交流会議や、多くの産業別的な集会をもつことはもとより必要であるし、組合自らの民主主義を形式的にも実質的にも確立していくことが必要である。

(3)　今日の闘争では大衆闘争の中でも、まだまだ指導者の判断や指導性に負うところは大きく、日本のすべての労働組合が企業別組合として生成発展している中では、指導者自らの思想的改造が重要であり、このことは日本の労働運動全般の問題であり、容易なことではない。それは誰もが企業内においては、経営者の巧妙な網の中で、労働組合の未熟と資本の強さの中で一人一人の幹部自身の人間的な共通のなやみであり苦しみであるからだ。

従って、こうした企業内幹部の難しい立場を解消するためにも、交渉、ストライキ等の一切を集中しうる産業別本部の確立を、一日も早く完遂しなければならない。またそのための必要な措置――労働協約、規約、慣習、慣行の単一化への整備――を緊急に行わなければならない。

一時金闘争　夏期と年末の一時金闘争のうち、夏期一時金については、五月一〇日の第二回賃金専門委員会で前年要求の二五%増、大手の場合手取二万五千円の本部案が提示されたが、これを手取二万三千円以上を目途とすること、中小労組の基準は本部案通り二五%増に修正し、これを五月二八日第一回中央委員会で最終的に決定した。この決定に基いて六月四日頃より要求提出がはじまり、約一ヵ月の交渉を経て七月上旬までにほとんど妥結した。すなわち、一貫三社手取二万二千円、住友手取二万一〇三八円、神鋼二万〇〇二二円、その他各労組も前年を上回る妥結額で解決した。この一時金闘争で日亜製鋼労組が全面二四時間と四八時間ストを二回打ち、東洋鋼鈑労組が六月一一日から一四日にかけて部分スト、全面二四時間ストをおこなった。このほか、尼崎製鉄では臨時給与の年間協定をおこなって注目された。

越年資金については、賃金・退職金闘争が一一月上旬解決の見通しがついたので、一一月二日の代表者会議でその要求額を審議し次の通り決定した。

一　要　求　額

1　大手五社については手取三万五千円ないし手取三万七千円の範囲で検討し、次回賃金専門委員会で要求額を統一するようにする。

2　五社以外の組合については大手五社の要求額と単組実情を勘案して決定する。

二　要求提出日　一一月一五日

三　指定回答日　一一月二二日

四　支給期日　一二月一〇日

闘いの進め方についての具体的な方針を含めて、以上の最終決定は一一月七日、一四日の賃専委を経て、二二日の第二回中央委員会でおこなわれたが、各労組は一一月一五日頃この本部案にそってそれぞれ要求を提出した。

交渉の結果、大手では八幡、富士手取三万二千円、鋼管四万四千

第285表　鉄鋼労連一時金回答状況

組合名	本年度要求金額	回答状況	昨年度妥結額
八幡製鉄	手 35,000	11/26 手 32,000	手 23,000
富士製鉄	手 35,000	11/28 手 32,000	手 23,000
日本鋼管	込 50,000	11/28 込 44,000	込 32,000
住友金属	手 35,727	11/29 手 30,357	手 22,046
神戸製鋼	手 33,000	11/30 込 32,093	込 22,646
中山製鋼	込 41,940	11/28 込 36,000	込 26,000
日亜製鋼	込 47,990	11/30 込 34,000	手 10,000
日亜鋼業	込 47,990	12/1 込 29,500	手 11,800
大和製鋼	手 50,000	11/27 込 57,000	込 15,000 (+)手 500
東都製鋼	込 28,370	11/30 込 27,648	込 8,585
日本鉄板	込 55,000	12/4 込 40,000	込 21,000
東洋鋼鈑		12/8 込 33,000	込 23,800
尼崎製鈑	手 30,000	12/6 手 25,000	手 15,000
大同鋼板	手 30,000	11/1 込 32,500	込 9,500
東海鋼業	込 41,840	込 35,000	込 19,000
日本鋼業		11/24 手 2,000	
淀川製鋼		12/6 手 27,000	手 16,500
大同製鋼	込 30,100	11/30 込 25,000	込 20,000
愛知刈谷	込 28,000	11/30 込 28,000	手 8,000
関東製鋼	手 25,000	11/28 手 16,000 と貸付金 5,100	込 8,500
日本ステンレス	手 27,000	手 22,000	手 14,000
三菱製鋼	込 35,000	12/5 込 29,000	込 14,000
日本製鋼	手 30,427	11/24 込 31,000	込 13,000
日本鋳造	込 27,500	11/26 — 25,500	
大谷重工	込 44,200	11/29 手 20,000	
神戸鋳鉄	込 48,000	11/24 込 38,000	込 30,000
土佐電気	込 54,000	12/10 込 35,000	込 21,000
村上鋼業	手 20,000	12/6 手 14,000	込 7,200
尼鉄呉	(年間協定)	込 21,000	込 10,000 (+)手 1,200
尼鉄本社	〃	込 22,000	込 12,000 (+)手 1,200
岩手木炭	手 33,000	12/1 手 19,000	

〔備考〕　鉄鋼労連機関紙「鉄鋼労連」1956年12月12日号。

第八章　労働協約

一　総説

円、住友手取三万〇三五七円、神鋼三万二〇九三円で、大手五社以外でも昨年同期実績を上回る額で妥結をみた。その間、日亜製鋼、日本特殊鋼、東北電気製鉄、各労組で実力を行使し、日本特殊鋼は全面二四時間スト一回、東北電気製鉄では全面二四時間、四八時間ストをおこなったが、日亜製鋼の場合は三万四千円回答を不満として尼崎、呉両労組が主になって一二月三日以降帯鋼、製鋼部門などの無期限重点部門ストに突入した。

一　一九五六年度は、資本家の指導による生産性向上運動が一段と強化された年である。ところで生産性向上運動の進展は、労働組合の抵抗がないかぎり、必然的に、職場内における労働強化、賃金切下げ、労働災害の頻発、首切り等をもたらし、企業と職制への労働者の隷属を強め、労働者の自由と権利を極限にまでおしさげる。したがって、労働組合もなんらかの形でこの生産性向上運動に対処することを余儀なくされる。総評が、この生産性向上運動をまったくプロキャピタル的なものとして真向からこれに反対していることは、経営参加という方法を通じてこれに対処せんとしていることと、および、全労とりわけ総同盟が、生産性向上運動に賛意を表し、経営参加という方法を通じてこれに対処せんとしていることは、いまさらふれるまでもなく周知のとおりである。この両者の基本的態度に応じて、総評傘下の各組合は、労働協約の中に生産性向上に関する規定を設けることを極力排除せんとし、これに反し全労とりわけ総同盟傘下の各労組は、労働協約の中で、特に経営協議会または生産性協議会の付議事項を通じて、労働組合の経営参加を固定化せんとする。それゆえ、両者の労働協約にたいする態度も、きわめて対蹠的である。

総評系の各労組の労働協約は別として、本年一一月はじめて、生産性向上運動に直接関連する労働協約が、東北電力と同労組の間に締結せられた。生産性向上運動にたいする労働組合の対処の仕方をより具体的に示すものとして、きわめて注目に値いするものである。したがって、以下において、まずこれを中心としながら、他に二三の事例を加えて、生産性向上運動と労働協約の関係を考察しておく。

二　本年度はまた、最低賃金制法制定の動きが活発化した年でもあるが、この運動は、当然に、低賃金産業における組織化運動のなかで、これら産業における地域的な産業別統一最低賃金の設定を問題としてくる。この場合には、一方では、中小零細企業を産業別、地域別、職能別に横につらぬく横断組織が必然的に組織方式の方向として考えられ、他方では、それとならんで、賃金その他の労働条件の決定を、これら横断組織とそれに対応する使用者団体との間の統一労働協約によっておこなうことが問題とされる。最近、わけても中小企業における統一労働協約が問題とされるのもこのためである。しかし、実際には、労働者の各上部団体が多くの労働協約基準案を流している割合には、中小企業における統一労働協約の数はあまり多くない。だが、それにしても、現在その統一協約にかけられる期待とその役割は決して小さいものではない。それゆえ、以下においては、若干の協約基準案と統一協約の実例を紹介しておく。

三　今年初頭、労使双方からいっせいの注視を浴びたものに、十条製紙の年間賃金協定がある。これは、従来年三回にわたって紛争を生じていた賃金問題――すなわち四月のベース・アップと六月、一二月の各賞与問題――を、年一回きりの交渉によって解決しようとしたものであり、その対象には、賃金、退職手当、年間臨時給与などがとりあげられた。わが国においては、おそらくはじめての試みであろうと思われる。賃金協定はわが国では普通、労働協約とは別だてになっているが、本来労働協約の中心部分を構成するものであるので、かかる年間賃金協定は、今後の労使間題に関する交渉の仕方を、ある意味においては示唆するものであろう。したがって、ここでとりあげておくことは、十分価値のあるものであると考えられる。

四　最後に、本年度における労働協約の動向を考察するさいに、看過されてならないものに、中労委の協約あっせん案がある。本年度においてはじめて、大同毛織と朝日新聞の協約争議に関し提示されたものである。このように、労使の協約争議のさいに中労委がみ

ずから労働協約のあっせん案を提示することは、たとえそれが労働委員会としてのサービスであると考えられているにせよ、きわめて重大な意味を有しているものと考えざるをえない。なぜなら、このようなやり方は、一歩誤まればただちに自主立法たる労働協約に対する国家権力の介入支配を招くおそれがあるからである。それゆえ、労働協約のあっせん案の提示には、できるだけ慎重な態度が望ましい。

ともあれ、中労委の労働協約に関するあっせん案の提示は、労働協約をめぐる本年度の動きの中の、一つの大きな特色である。

五　以上が、だいたい、本年度における労働協約をめぐっての特色であるが、これ以外にも問題がないわけではない。各単産を中心とする労働協約の統一闘争、あるいはいわゆる「メモ化」闘争に力点をおく下からの個別協定獲得の闘争は、依然として地道につづけられている。むしろ、これらの闘争は、資本陣営からの積極的攻撃により、難色をきわめているというのが現状である。資本陣営の今日における協約政策の特徴点は、おおむね次の四点に集約できよう。すなわち、その一は、資本陣営があらためて労働協約について再認識し、それを自己に有利なものにしようと積極的な態度をとりはじめていることであり、その二は、その具体的なあらわれとして、組合の改正要求に対しては改悪案を対置させ、経営者みずからも自動更新を極力排除しようとしていることであり、その三は、協約改訂にあたっては、組合活動および争議行為を制限する規定を確保することに焦点をおいていること、および組合の経営に対する発言権を徹底的に排除しようとしていることであり、その四は、労働組合のストライキと闘っても労使休戦を保障するような協約をあくまで確保しようとしていることである。これらのことは、当然なことであるといえば、まさにそのとおりであるが、これらの資本陣営の協約政策が、生産性向上運動の展開の中で、きわめて強化された形で推進せしめられていることに問題がある。このような資本陣営の協約政策の下での、労組の協約闘争が容易でないことは、きわめて明らかであろう。まさに、労働協約は、労働者の自由と権利をまもるための唯一の制度的手段と化し、あるいは最後の砦となりつつある。

それゆえ、労働協約の重要問題は、表面には出ない地味な闘争のかげにこそ伏在しているものといっても過言ではあるまい。

本章では、最近において、四年有余という長期間にわたり協約闘争を展開して、ようやく本年初頭に妥結の運びにいたった松下電器の労働協約を紹介しておく。

二　生産性向上運動と労働協約

I　東北電力の労働協約

東北電力（本社・仙台市、従業員約一万五千名）においては、一九五六年八月から労働協約の改訂交渉に入り、同年一一月二日に、諒解事項を含めて最終的な妥結がおこなわれた。今回の改正の要点は、生産性向上に関する三原則を前文でうたい、従来の経営協議会を生産協議会に組織替えしたこと、ショップ制を改正したこと、勤続年数に応じた「勤続休暇」を新設したこと、その他従前諒解事項となっていた異動の際の労使協議を本文化したことなどであるが、今次改正の眼目が、前二者、つまり生産性向上条項とショップ制条項にあることは否定しえない。以下、この二点を中心として、東北電力労働協約を分析してみることとする。

(1)　まず、生産性向上条項を取り上げる。この東北電力の労働協約は、東北電力労組が、全電労（全労会議傘下）の「生産性向上運動を推進する」という運動方針（一九五六年度）にしたがい、これ

を労働協約に具体化する一九五六年五月の第四回本部定期大会の方針に基いて締結したものである。生産性向上運動に対する仕方を、はじめて、労働協約において具体化したものという点においてのみならず、また、本協約が経営側からでなく労組側から提案され、むしろ妥結をしぶる経営側を納得させたという点においても、本協約はきわめて注目に値いするものである。

本協約は、その前文において、いわゆる生産性向上の三原則をうたって次のようにいう。

「会社と組合とは、相互の基本的権利義務を尊重し、労使間の理解と信頼とを深め人間関係の正しい在りかたを顕現すると共に、生産性の向上に努め、その成果は資本の蓄積・従業員の待遇向上・需要家への奉仕等に公正に配分し、もって事業の発展に寄与することを確認する」

と。そしてこの前文に基いて、以下においては、生産性向上運動に対する対処の仕方は、もっぱら、労使双方で構成される生産協議会の機能に期待する、というしくみになっている。そこで、その生産協議会の構成特にその付議事項等がどうなっているかという問題であるが、これは、旧協約と対比することによって、その特徴が明らかとなる。

旧協約においては、生産性向上運動に関しては、経営協議会が設置されていた。会社側は、今次の「生産協議会」を旧協約における「経営協議会」の名称変更に過ぎないとみているようであるが（新五六条と旧五一条とは同一文）、労組側はそうは受け取っていない。すなわち旧協約における「経営協議会」は、従業員に直接関連することのみを付議していたのに反して、今次の「生産協議会」は、「時代の要請たる生産性向上と関連し経営にも関心を寄せその方向性を把握し、組合の立場から積極的に意見を反映させる」ものとみなしているからである。「経営協議会」にせよ、「生産協議会」にせよ、問題は、そこで何を討議するかの付議事項にかかる。旧協約における経営協議会の付議事項は、その第五二条において、次のように規定せられていた。

「第五二条（附議事項）協議会には、次の各号に掲げる事項を附議する。

(1) 業務運営の企画改善に関する重要事項
(2) 職制機構及び従業員に関係ある諸規定の制定改廃に関する事項
(3) 技能及び能率の向上に関する事項
(4) 福利厚生の運営に関する事項
(5) 安全衛生の改善に関する事項
前項各号に掲げる事項のほか会社と組合の意見が一致したときは、従業員の労働条件、その他待遇に関する事項であっても、これを協議会に附議することができる。この場合協議会において双方の意見の一致した事項は、双方の機関の承認を要する」。

これに対し、新協約においては、生産協議会の付議事項を次のように定める。ついでに、参考までに、新協約における生産協議会の構成についてもふれておく（前述のように、この部分は旧協約第五一条と同文である）。

「第五六条（生産協議会）会社事業の発展とその円滑な運営を図るため、生産協議会（以下「協議会」という）を設ける。

協議会は、会社及び組合から選出された同数の委員をもって構成する。

協議会の細目については、会社組合協議の上、別に定める。

第五七条（附議事項）協議会には、次の各号に掲げる事項を附議する。

(1) 業務年次計画に関する事項

(2) 業務運営の企画改善に関する重要事項
(3) 職制機構の改正に関する事項
(4) 従業員に関係ある社規、社則その他諸規程の制定改廃に関する重要事項
(5) 技能及び能率の向上に関する事項
(6) 福利厚生の運営に関する事項
(7) 安全衛生の改善に関する事項

前項各号に掲げる事項のほか会社と組合の意見が一致したときは、従業員の労働条件、その他待遇に関する事項であっても、これを協議会に附議することができる。

会社は機密を要するもののほか、協議会に必要な資料を組合に提示する。

第五八条（附議事項の承認）協議会において双方の意見が一致した事項についても会社組合双方の機関の承認が必要である」。

新・旧両協約における協議会での付議事項について、もっとも異なる点は、新協約において「業務年次計画に関する重要事項」が追加されたことである。この新たに追加された「業務年次計画に関する重要事項」と、従来の「業務運営の企画改善に関する重要事項」の両者をひっさげて、労働組合は、深く経営の根本問題に迫ることができるわけであるが、その具体的内容は必ずしも明らかではない。組合側は、年度の営業計画、建設計画等、経営の根本事項や――利潤の還元方等も含まれる――したがって年度予算なども当然に含まれるものと考え、さらには、現在の同社が他の八電力会社にくらべて経理状態が良くないところから、この運動の一環として、当面電気料金問題も取り上げて経営側と話合うことをも考えている、という。

ともあれ、右に述べた、協約前文における生産性三原則と、生産協議会における付議事項に「業務運営の企画改善に関する重要事項」を新たに追加したことによって、当然に、経営側は将来会社経理の実態を組合側に明らかにする義務を負担し、いわゆる「成果」の評価とその還元方について労組側に発言権を与えざるをえなくなるであろう、と思われる。したがって、そのかぎりにおいては、本協約は、形式的には、一応、労組側の経営参加への途を大きく開いたものということができよう。しかしながら、本協約を生みだしてくるにいたった客観的諸条件については、なお考慮しておくべき点があるようである。たしかに、このような労働協約の出現が、東北電力という独占企業の特殊性――労働者に対する利潤配分の可能性をより強くもつ――に起因するものであることは、これを否定しえないであろう。だが、それにもかかわらず、われわれは、東北電力における特殊な事情に、より強く注目せざるをえない。すなわち、その一は、東北電力そのものが、戦時中、東北各県下の五三弱小企業を統合編成の上で設立されて以来、その成立過程からして経営指導の背骨を欠いているといわれていることであり、その二は、産業構造立地条件を無視した電気事業九分割と、大口需要の拡大により収益状況が他の電力会社に比べて余り芳ばしくないことであり（同社は電燈事情＝小口需要が伸びなやんでいるにもかかわらず、その割には電力事情＝大口需要が伸びている。ところが電力の料金は低く、仕上単価は発電原価を割っているので、大口の電力需要が伸びればそれだけマイナスが大きくなるという皮肉な現象を呈する）、その三は、労働組合が、産別民同派運動の起動力となった「みどり会」から、電産解体および電労連の全労会議加盟への主流勢力として積極的に活動してきた組織であることであり、その四は、労働組合がきわめて企業意識の強い幹部によって指導されていること、し

たがって、生産性向上運動の採用による「経営のたて直し」については積極的な意欲を有しているということであり、その五は、労使関係を、階級闘争的な観点からでなく、「労使の人間性に基づく信頼と協力」関係としてみる使用者側の考え方と、「暖かい信と徳と愛とによって相互の人間的尊厳がつながる」関係としてみる組合側の考え方とが、基本的には一致しているということ、などである。おそらくは、まさに、このような東北電力に内在するいくつかの特殊的な諸事情こそが、右にみたような労働協約の成立を可能ならしめた要因であろう。この新協約を成立せしめた特殊的な諸条件に着目するかぎり、われわれは、右にみたような労働協約上の諸条項を、たんに組合勢力の伸張による労働者の利益のための経営参加としてのみは、手放しで評価することは許されないであろう。のみならず、もともと生産性向上運動に対処するものとしての経営参加においては、どのようにして組合が経営に埋没する危険性を防止するか、どのようにして経営参加から得られる諸成果を確保し、どのようにして労働者自身の利益のためにふりむけていくか、さらに、おそらくは末端にいけばいくほど累積される労働者の不満を、どのようにして組織的に吸い上げ、どのようにしてこれを解決していくか、したがって、どのようにして労働者の基本的権利を確保していくか、ということがきわめて重要な問題であるが、これらの点については、協約上は、必ずしも十分な配慮がなされているものとは考えられない。さきにあげた第五八条のみによって、組合の経営埋没化という危険性を果して阻止できるものかどうかは疑問であり、また、生産協議会で意見の一致をみた生産性向上のための措置を実施した結果が、既存の労働条件の変更をもたらす場合に、組合がそれを生産協議会にもちだすには、会社との意見の一致が前提とされていること（第五七条第二項）には、相当問題の余地があり、しかも会社がこれを拒否した後の団体交渉についても、それが、分会・支部・本部とそれぞれに対応する会社機関で――その内容に応じて最も適当とする交渉機関において――おこなうことが原則とされているため（第六〇条第一項第二項）、生産性向上のための措置の結果が職場ごとになし崩し的に現われる可能性も考えられないではない。次に、わが国の実際からみて、苦情処理機関（第六二条および第六三条）にどの程度の期待がかけられるかもすこぶる疑わしい。さらに、なるほど、業務上の広範な異動の場合等の異動基準についての協議約款（第七条）、経営上の理由による解雇の場合における人員および解雇基準に関する協議約款（第一条第二項）は確保されているが、しかし、「職務の遂行に必要な能力を著しく欠き且つ他の職場に転換することのできないとき」というのが解職事由とされ（第一一条第一項第六号）、しかもこの場合には単に組合の意見を聞くだけで会社に解雇権が留保されていること、および、「職務上の指示命令に従わず又は会社の諸規定に違反した者」が懲戒の対象者としてあげられ（第一三条第一項第一号）、しかも懲戒委員会が会社を代表する者若干名をもって構成され、かつ組合の申出を条件としてのみ組合側代表者に意見陳述の機会が与えられているにすぎないこと（第一四条第四項、第五項）などは、さきの苦情処理機関の活動の期待薄とあいまって、末端労働者の組織行動に大きな制肘を加えるものであろう。なぜなら、これらの規定は、もし生産性向上運動が――本協約による組合の経営参加にもかかわらず――職場内における労働強化・賃金切下げ・労働災害・首切りおよび組合活動の自由の阻害などを結果するときは、これらにたいして闘争を展開せんとする職場労働者に、ただちに適用せられることが予想せられるからである。

いずれにせよ、本協約は、生産性向上運動に対処するものとして

組合の経営参加を強くうちだしていった点においては、きわめて注目に値いするものであるが、その反面、労働者の基本的権利の確保という点においては、未だしの感を免かれない。本協約が果して予想される欠陥を克服して、一に今後における東北電力労組の実践力にかかっているものかは、ということができよう。

(2)　次に、ショップ制の問題にうつる。電産対電労連の組織闘争が、ユニオン・ショップ条項をめぐって問題となったものとしては、われわれはすでに四国電力事件と中国電力事件を知っている。しかしながら、東北電力においては、今次協約にいたるまでは、オープン・ショップ制であり、今次の改正においてはじめて、ユニオン・ショップ制がとられることになった。

まず、ショップ制を規定した第四条をながめておこう。それは、

第四条（組合の保障）会社は、組合が会社の従業員をもって組織する唯一の企業別労働組合であり、従業員の労働条件その他に関し交渉権を有する唯一の団体であることを確認する。

従業員は組合に加入しなければならない。

従業員であって、組合を脱退した者および組合から除名された者の取扱いについては、組合の申入れによって措置する。但し、組合に加入しない者及び特別の事情ある者については、会社は組合と協議する。

と定める。本条をめぐって、果して本条が、組合側の主張するように完全ユニオンであるのか、それとも日経連・会社側のいうように尻抜けユニオンであるのか、が争われている。このような争いが生ずるゆえんのものは、表現がアイマイであることにある。まず、第三項本文および但書の脱退者および被除名者の取扱いにつき、「組合の申入れによって措置する」と規定されているが、その意味するところが組合の要求する措置方法のとおりに会社が措置するということになるのか、それとも組合の要求する措置方法を考慮して会社が措置するということなのか、必ずしも明らかでない。もし前者であるとすれば、完全ユニオン（但書の問題を別として）となり、後者であるとすれば尻抜けユニオンとなる。いずれに解釈すべきか、相当な問題を残している。次に、但書では、「組合に加入しない者」と「特別の事情ある者」の処置については「会社は組合と協議する」と定められているが、この二つの者の意義は明らかでない。組合側の見解によれば、「組合に加入しない者」とは、電産組合員のみを指し、「特別の事情ある者」とは、特別監理職（労基法第四一条第二号に該当する者）でなくなった者を指すものとされている。したがって、新規採用者が当然のこととして同条第二項によって「組合に加入しなければならない」ことになると、結局、電産組合員および特別監理職でなくなった者以外の全員は、「組合の申入れによって措置」される対象に含められることになる。しかしながら、これら二つの者についての会社側の解釈は、組合側のそれとは同一でないようである。ともかく、この点についても、特別の諒解事項か解釈例規かがないぎり、文理的には、どちらとも断定できず、したがって、完全ユニオンか否かも文言上からのみでは判定しがたい。このような表現上のアイマイさのために、将来、会社側にユニオン条項をゆるめる格好の口実を与え、生産協議会における労組の強力な闘争の足をひっぱるがごとき結果を招来しなければ幸いである。

ところで、表現はともかくとして、かかる本協約第四条の存在は、しかもそれが組合側の主張するように完全ユニオンであるとすれば――一九五六年一一月一日現在、東北電力管下になお存在する電産組合員八四名に対して、致命的打撃を与えるものであるといわ

なければならない。なぜなら、東北電力労組の解釈にしたがうかぎり、電産組合は、組織拡張の可能性はなくただ先細りの運命下におかれることになるからである。したがって、本協約の第四条をめぐっては、電労連対電産の間にも、組織闘争上の複雑な問題を提起することとなる。

II　全金同盟の生産性協約案

生産性向上運動に協力する全金同盟など総同盟系は、一九五六年八月二八日、日本生産性本部に対して、生産性問題を中心とする統一協約案審議の申入れをおこなった。以下において、全金同盟の生産性協約案（全文七ヵ条）の中、企業内協約に関する部分の骨子を紹介しておこう。

(1)　まず前文からふれておく。これはきわめて特徴的である。

「前　　文

日本労働組合総同盟（以下単に総同盟という）と〇〇〇〇（以下単に〇〇〇という）とは日本生産性本部の「三原則」および総同盟の「生産性向上運動に関する八原則」の精神に基づいて、労使が左記の基本原則に従って生産性向上運動を推進するよう指導し、日本経済の安定と発展のために寄与すると共に労働者の生活向上をはかることを目的として本協約を締結する。

基本原則

(1)　生産性向上運動、能率運動とは異なり日本経済の自立と国民生活の向上を目指す総合的施策に貫かれた運動であり、単に企業収益の増大のみを目指すものではなく、かえって労働条件および実質賃金の向上をもたらすものでなければならない。

(2)　生産性向上運動を正常に発展せしめるには労使の協力が不可欠の要件である。労使が協力するためには経営の民主化を促進し、労使の相互信頼の上に立って対等な立場で話し合い経営への労働組合の意見をとり入れてゆくことが必要である。

(3)　労使は生産性向上運動を推進することによって雇用の安定をはかり、さらに労働時間を短縮する等雇用量の増大をもたらすために有効な措置を講じなければならない。また生産性向上によって得られた諸成果は物価引下げ、労働条件の向上および設備の更新の適正に充当されなければならない」。

(2)　右の「前文」をうけ、本生産性協約案の第二条は、「企業内の労働協約の締結」にふれ、次のごとく定める。

「第二条（企業内の労働協約の締結）　両者（第一条で定める、生産性向上運動に参加する経営者と総同盟傘下の労働組合をいう――筆者注）は前文の基本原則に基づいて経営者と労組（以下単に労使という）が労働協約を締結し、その協約には少くとも左記の各項目をそう入し経営の民主化を推進するように指導しその実現に努力する。

(1)　ユニオン・ショップ
(2)　経営協議会・生産委員会（生産性委員会）の設置
(3)　生産性の共同測定
(4)　利益の配分方法
(5)　配置転換の処理
(6)　平和条項

右の企業内協約で締結すべき事項とされた経営協議会と生産（性）委員会については、さらに、本協約案によれば、経営協議会は、第三条と第四条に規定されている。第三条によれば、経営の民主化および、労使の平和的協力を推進することを目的として設置されるものであり、そこに付議すべき事項は、①労働条件に関する事項、②労働協約の締結、改廃ならびに適用に関する事項、③

長期の生産計画に関する事項、④生産性向上計画の実施方法および成果の測定、配分の方法、労働者の配置転換等、生産性向上計画に関する重要事項、⑤経営方針および経理の内容に関する事項、⑥生産委員会（生産性委員会）より審議要請のあった事項、⑦その他労使双方が協議することを必要と認めた事項、の七項目である。これに対し、生産委員会（生産性委員会）は――第四条によれば――生産の計画、生産の合理化、生産性の向上等について労使が協力し能率的に推進するために設置されるものであり、そこに付議すべき事項は、①毎月の生産計画とその実績の検討に関する事項、②生産性向上計画の具体的実施に関する事項、③生産性向上の測定、④生産原価に関する事項、⑤製品の品質向上および販路に関する事項、⑥経営協議会から調査、研究および審議を依頼された事項、⑦その他前各項に準じた事項である。

第五条ないし第七条の規定は、さしあたりここではあまり重要であるとは思われないので、省略しておく。

Ⅲ　生産性向上運動と労働協約の関係についての東商の考え方

東商では、中小企業が大企業と太刀打ちしていくには、政府の中小企業保護措置とともに生産性向上運動をとりいれる必要があるとして生産性向上運動に協力の立場をとる総同盟と生産性に関する協約締結の問題や生産協議会設置等については、一九五六年一〇月二二日に懇談をもったが、これらについての東商の基本的な考え方は、次のようである。

「生産性向上のための労使関係改善方策として必要な事項

1　企業経営は経営者の責任において行われるものであるという経営者責任制の確立。

2　企業内における労使協力機構――たとえば生産委員会（生産性委員会）、労使協議会など――、ただしこの機関で取扱う問題は生産計画、生産性、労働条件、労働協約の運用など対象を明瞭にすべきである。

3　労働協約の締結

a　平和条項を含む労働協約の締結が望ましいがユニオン・ショップ制については検討を要する。また労働協約はできるだけ簡素なものとする。

b　生産性条項　前記労働協約には次のような生産性条項を入れることが労働者の不安を避けるために望ましい。

(イ)　労働生産性の測定

(ロ)　労働生産性向上の成果の配分

(ハ)　労働生産性の向上に伴う労働条件の変化に対応する措置

4、5、略」

三　中小企業における統一労働協約

Ⅰ　東京一般中小労働組合連合労働協約基準案

総評系全国一般合同労働組合連絡協議会（全国一般合同）傘下の東京一般中小労連は、一九五五年一二月、労働協約基準案を作成した。中小企業むきの簡略化されたものである。左にその全文を掲げておく。

○○株式会社（以下会社という）と東京一般中小労働組合連合○○労働組合（以下組合という）とは、産業の社会的使命を自覚し労使対等で企業の繁栄を図り、労働生活の安定をはかる目的をもってこの協約を締結し、双方誠意をもって実施する。

第一章　総　則

第一条　会社はこの組合が会社の従業員の間のただ一つの組合であることを認め、一切の交渉を組合又は組合の委任をうけた者とのみ

おこない、これ以外の団体と交渉を行わない。

第二条　会社及び組合のいずれかより団体交渉の申入れをするときは、日時場所、交渉事項を文書をもって通知しこれを受けたときはお互に誠意をもって交渉に応ずる義務をもつ、ただし急を要する問題についてはすみやかに交渉に応じ紛争解決に努力する。

第三条　会社は組合員でない者を使わない、但し左の者はのぞく。

会社の利益代表者

人事経営について最終決定に参加するもの　(イ)　(ロ)　(ハ)　(ニ)

その他労資双方で認めた者

第四条　この協約は会社が従業員に適用する一切の規定に優先する。

第五条　この協約の有効期間中に会社又は組合が名称を変えたり、会社が分割合併したときでも、この協約は有効とする。

第六条　この協約は会社の全従業員に適用される事を会社及び組合は認める。

第二章　組合

第七条　会社は組合が組合活動のため必要とする会社施設及び用具を利用することを認める。

組合事務所、掲示板、郵便函、什器、その他、

第三章　人事

第八条　会社は従業員の雇入れに際し、採用基準、人事等について組合と協議してきめる。

第九条　会社は組合員を解雇するときは組合と協議してきめる。

第十条　会社は組合を脱退し又は除名された組合員を解雇する。

第十一条　会社は組合員の職場転換や異動を行うときは本人の意志、技能等を公平に考慮し組合と協議してきめる。

第四章　労働条件

第十二条　会社は組合員の労働条件又は諸規定の制定改廃について組合の同意を得ることを認める。

第十三条　会社は組合員が医師の診断書をそえて労働時間の短縮、休憩時間の延長等を求めたときは組合と協議してきめる。

第十四条　会社が緊急作業又は事務をおこなわなければならないときは組合と協議し基準法の範囲内で労働時間を延長させることが出来る。

第十五条　会社は休日を左のとおりきめる。ただし左の各項の休日について業務上やむをえず休日を変えるときは組合と協議する。しかしこのときは一週間以前にその日数に相当する日をきめて代休とする。

(1)一週一日（日曜日）「無給」(2)会社創立記念日「有給」(3)メーデー五月一日「有給」(4)年末三日年始四日「有給」(5)国の定めた祝祭日(イ)　(ロ)　(ハ)　(ニ)　(ホ)　(ヘ)　(ト)　(チ)

第十六条　会社は組合員に左の有給休暇をあたえる。

女子の生理日における就業困難又は有害のため休業を必要とするとき。

天災害のため交通機関が不能になったとき又は伝染病の発生により組合員の住居地区が予防地域となり出勤が出来なかったとき。

年次有給休暇は勤続一ヵ年について七日とし勤続一年を増す毎に二日を加える。

年次有給休暇は最高二十日迄とす。

第十七条　会社は組合と協議し退職金規定を制定する。

第十八条　この協約に定めた休日休暇は年数にすべて加えられ成績、昇給その他に影響しない。

第五章　労使協議会

第十九条　会社及び組合は産業の繁栄、組合員の生活改善のために

協議決定の機関として労使協議会をもうける。

第二十条　労使協議会は労使同数をもって構成し毎月一日以上開催する。ただし問題がおこったときはすみやかに開催する。

第二十一条　労使協議会での協議事項は次のとおりとする。

この協約の解釈及び適用に関すること

福利厚生、災害補償に関すること

生産増強及び経営に関すること

職制機構の制定改廃に関すること

労働者に関係のある諸規則、諸規定の制定改廃に関する事

組合員のすべての労働条件に関すること

その他会社又は組合で申入れたこと

第二十二条　労使協議会において確認された文書はこの協約とおなじ効力をもつ。

第二十三条　労使協議会において協議決定した事項は文書をもって双方確認する。

第二十四条　労使協議会の運営規則は別にきめる。

第六章　紛争処理

第二十五条　会社と組合間に紛争のおきたときは、労使協議会で充分協議検討し円満解決に努力する。

第二十六条　労使協議会で解決出来なかったときは団体交渉を行いすみやかに事態の妥結をはかるため双方誠意をもって交渉に当る。

第二十七条　以上の手続きがあますところなくつくされた後でなければ、労使双方とも争議行為を行わない。

第二十八条　紛争を処理するため労使いずれからでも労働委員会の調停、斡旋を依頼する事が出来る。但し以上の手続があった場合は、労使はこれに応ずる義務がある。

第七章　安全衛生、福利厚生

第二十九条　会社は業務のため生ずる危害を防止するための必要な措置又は組合員の健康増進のため保健衛生施設をもうける。

第三十条　会社は組合員の福利厚生、体育文化のために各種の事業をおこない施設をもうける。これに要する厚生費用は労使協議会できめる。

第八章　雑　則

第三十一条　この協約の有効期間は昭和年月日から一ヵ年とする。但し期間中でも双方の合意に依り改正することが出来る、なおこの協約の効力は一ヵ月間延長されるものとする。

第三十二条　この協約できまった労働条件はこの労働協約が有効期間を過ぎてもその効力をもつ。

II　全化同盟の中小企業協約案

全化同盟（総同盟加盟、全国化学労働組合同盟、組合員約三万名）においては、すでに四年前に労働協約標準案を作成していたのであるが、その後の「社会情勢や労使関係の変化に基き」、あらためてその改正案を作成することとなり、一九五六年第二回の中央委で改正のための協約委員会を設置、その後審議を重ねて、七月一九、二〇日の両日に最終的な改正案を作成するにいたった。この最終的な改正案たる「労働協約標準案」は、二つの特色をもっている。

その一は、大中企業用と中小企業用との二案が用意されていることである。ここでは大中企業とか中小企業とかの員数は、特段に限定されてはいないが、いずれにしろ協約内容が企業規模の実態に即して繁閑の差のあることを思えば、用意周到な態度というべきであろう。試みに大中企業用にはあるが中小企業用に割愛されている規定を拾ってみると、①時間中の組合活動に関する通告義務の内訳―

―つまり大中企業用には組合大会、執行委員会、団交、上部団体の会合等、具体的個別的にその所要時間またはその回数などが限定されている――②組合専従者、③雇入協議、④異動、⑤賞罰委員会、⑥時間外勤務の休憩、⑦日宿直、⑧出張、⑨印刷物掲示などである。その他大中企業用には各一章をもって規定されている「安全衛生」、「傷病補償及び災害補償」が、中小企業用には省略されている。なおたとえば産前産後休暇のように、労基法どおりの規定は、繁雑を避けるためか、中小企業用から削除されている。しかし大中企業用にはない「労働基準法の遵守」義務（第八条）を明文化したのは、これによって、「協約違反」としての責任追及の途を開き、経営者に与える「心理的拘束」を狙ったものとして、いかにも中小企業用らしい考え方である。

その二は、生産性問題に関する規定である。いかにも生産性向上運動に協力の態勢をとる総同盟系の組合らしい協約標準案である。すなわち、経営協議会の付議事項に「生産性向上計画に関する重要事項」が掲げられ、中小企業用にはないが、大中企業用には、別に「生産委員会」およびその付議事項の詳細な規定化がおこなわれている。

以下においては、中小企業用労働協約標準案のうち、重要と思われるものを、若干紹介しておこう。

第一章総則の中ではやはりユニオン・ショップ条項が注目を惹く。まず第三条で、会社の従業員は原則として――ここで除外されているものは、①会社の利益代表者、②人事担当者で特に必要と認めたもの、③その他会社と組合とが協議決定したもの――組合員でなければならないとし、第四条においてはその裏付として、第一項で「会社は組合を脱退し又は除名された従業員を解雇する。但し組合の同意があった場合はこの限りでない」、第二項で「第三条及び第五条の各号に該当するものを除き（第五号の場合は協約非適用者――筆者注）組合に加入する意思のないものを従業員として雇い入れることはできない。また現に雇用しているものについては前項と同様にする」と規定する。そして各条に、「注」として詳細な解説がなされている。第五条は、協約の適用範囲を定めたものである が、そこで除外されている者は、①非常勤嘱託、②日々雇い入れられる者の両者のみであり、試用中のものおよび臨時工にたいしても協約が適用されるものとされている。そして、注において、特に組合員でない試用中のものおよび臨時工については、「臨時工、試用期間中のものは、当然組合に入れてゆくことが先決であり、そのための努力が必要であるが、それができていない時の過渡的措置として本案にはカッコをつけて挿入した」として、これらの者についても協約が適用されるよう努むべきことを指示している。さきにもふれたごとく、本協約案では、第八条において、会社側の労働基準法遵守義務を明文化し、その立法趣旨については、注で、「単なる基準法違反に対しては、監督署は仲々取り上げないので、協約違反として組合が追及できる途を開いておくことが大切であるし、この一条があるために、経営者に大きな心理的拘束を与えることにもなるからである」と説明している。

第二章組合活動（第九条―第一一条）のところはきわめてかんたんであり、ただ第一〇条が「組合が労働時間中に組合活動を行う場合は会社は特別の事由のある場合の他これを許可する」と定めていることについて、その注で、「大中企業と違って、中小企業では、それ程明確な規定をしなくとも、実情に即して行いうるようにした方がよい」と述べているのが注目を惹く程度である。

第三章人事は第一二条ないし第二三条にわたるが、ここではやはり人事権に対する組合側の介入に重きがおかれているようであ

る。すなわち、昇給昇格の基準についての協議決定（第一八条）、解雇についての同意（第二二条）、人員整理としての解雇のさいの協議決定（第二三条）などである。このほか、従業員の懲戒事由を定めた第二〇条第四号は、「就業規則に違反するものであってその懲戒に付することを組合が同意したもの」と定め、これについては注で「四号については、懲罰に付するかどうかが組合の同意を得なければならないということであり、組合の同意があった場合に始めて第二七条の賞罰委員会にかけられるわけである。同意約款が得られぬ場合は、具体的に就業規則内の適当と思われる各条項を協約に明記しておく必要がある」と、解説を加えている。

第四章賃金賞与および退職金（第二四条―第三〇条）、第五章労働時間および休日休暇（第三一条―第四一条）、第六章福利厚生および教育（第四二条―第四四条）については、別にいうことはない。

第七章経営協議会（第四五条―第五四条）のところでは、その付議事項についてだけ述べておく。生産性向上運動との関係で重要であると思われるからである。付議事項は第四八条に定められている。まず、協議決定事項としては、㋑会社と組合の労働協約の締結ならびに改廃、㋺この協約において会社と組合が協議決定と規定した事項、㋩この協約に規定していない従業員の労働条件に関する事項、㋥経営協議会の権限に関する事項、㋭この協約の適用に関する協議、㋬生産性向上計画に関する重要事項、㋣生産性委員会より審議要請のあった事項、㋠その他前各号以外の事項で、会社および組合双方協議決定することを必要と認めた事項、次に、協議事項としては、㋑長期の生産計画、能率の増進および技術の向上に関する事項ならびに生産性委員会より審議要請のあった事項、㋺この協約において会社と組合が協議するか団体交渉によるかは会社、組合の任意とする」と定めていることだけにふれておくにとどめる。

第八章団体交渉（第五五条―第五八条）においては、第五六条の第二項が、経営協議会と団体交渉の関係について、「一定の事項について経営協議会に付議するか団体交渉によるかは会社、組合の任意とする」と定めていることだけにふれておくにとどめる。

第九章争議協定（第五九条―第六七条）は、総同盟系の協約案らしく詳細なものであるが、とりたてていうべきほどのこともない。ただ、争議行為は経協または団交を経た後でなければおこなうことができないとする第六〇条の注において、「この規定は会社と組合

間における紛議だけに限らない。政治的ストや同情スト
その他の場合には経協、団交の線を通す必要がないこともあるから
である」と解説を加えているのは、注目に値いする。
第一〇章協約の期間および効力（第六八条―第七〇条）、付則（第
七一条）については、特にふれるべきなにものもない。

Ⅲ　中小企業における統一労働協約の実例

中小・零細企業における労働協約の締結は、多くの統一協約基準
案が各労組によって発表されている割合には、必ずしも順調に進ん
でいるとは考えられないが、それでもここ数年来、若干の地域別中
小企業労組と協同組合などと事業者団体との間に、統一労働協約が締
結され大方の注目を惹いている。たとえば、函館木造船協同組合と
全函館木造船産業労働組合との間の労働協約（一九五二年一〇月締
結）、宇和島木材事業主連盟と全日本港湾労働組合四国地方宇和島
支部との間の労働協約（一九五三年一〇月締結）、岡山塩業協同組合
および岡山塩田事業主と岡山塩業労働組合との間の労働協約（一九
五三年二月締結）、銚子市揚繰網漁船団と銚子揚繰船従業員組合と
の間の労働協約（一九五五年七月締結）、朝霞地方金属工業会およ
び事業主と朝霞金属労働組合および分会との間の労働協約（一九五
三年五月締結）などである。本年に入っても、かかる中小企業統一
労働協約の例として、和歌山県伊都繊維産業労働組合および全港湾北海
道地本関係の統一労働協約がある。

(I)　伊都繊維の中小企業統一労働協約

和歌山県高野シールス織物労働者は、伊都繊維産業労働組合（組
合員六五〇名）を結成以来、七ヵ月にわたって協約闘争を展開して
いたが、一九五六年一一月七日、組合員の約七割を占めるシールス
業界の大手八社と労働協約を締結するにいたった。その主要点は、
①　除名者および未加入者は、組合が同意しないかぎり解雇する。
②　組合役員の人事は、組合と本人の同意を要する、③　解雇なら
びに懲戒解雇は組合の同意を要する、④　表彰には昇給、特別一時
金を支給する、⑤　本人結婚四日、子女結婚三日、父母妻子死亡五
日の有給を支給、⑥　福利厚生費として一人当り三〇円を毎月組合
に支給する、⑦　争議予告は四八時間、の七点である。

(II)　全港湾北海道の中小企業統一労働協約

一九五六年七月、全港湾労組北海道地本は、北海道室蘭、小樽お
よび釧路地区における石炭荷役・雑品荷役等の各社にたいし、統一
労働協約締結の申入れをおこなっていたが、各地区ごとに会社側と
同地本支部の交渉の結果、一二月四日になってようやく締結の運び
をみるにいたった。全文一七ヵ条の比較的短かい労働協約なので、
左にその全文を掲げておく。協約中、甲は各港湾業関係の〇〇株式
会社、乙は全日本港湾労働組合北海道地方支部、丙は乙に属する全
日本港湾労働組合北海道地方〇〇支部〇〇分会を指す。

第一条　甲は乙が北海道における港湾産業に従事する労働者によ
り正当に組織された適法な組織体であることを認める。

第二条　甲は乙又は丙並びに乙の上級組織体とのみ一切の交渉を行
い他の団体とは交渉しない。

第三条　甲は甲の従業員が乙に属する丙の組合員とならなければな
らない事を認める。但し丙は労働組合法第二条但し書第一号の規
定に該当するものは組合員としない。
甲は丙の組合員が組合から脱退し若しくは除名された場合は原則
として解雇する。
左の各号に該当する者に対してはこの協約を適用しない。

一　試用期間中のもの
二　日々雇入られるもの
三　その他甲、丙協議して定めたもの

第四条　甲は組合員である従業員の解雇及びその他の人事に関しては丙と協議の上これを決定する。

第五条　組合活動は自由であるが原則として就業時間外に行う。就業時間中においては業務に支障がない限り甲の諒解を得て組合活動を行う事が出来る。

第六条　甲は乙又は丙の要請あるときは業務に重大な支障がない限り必要な組合専従者を承認する。それによって特に身分給与等について差別待遇しない。

組合業務に専務する期間は無給休職とするが勤続年数に算入する。

組合業務に専従するものがその職を解かれたときは原則として原職に復帰させる。

第七条　甲は丙の組合員が公民権を行使し公職を遂行するに必要な便宜を与える。

第八条　甲は丙の要請あるときは支障のない限り事務所、会合場その他につき便宜を与える。

第九条　甲と丙は必要に応じて労使協議会を設置することができる。その構成運営は双方協議の上別に定める。

第十条　労働時間は一日拘束八時間稼働日数は一ヵ月二十五日を原則とする。

第十一条　特殊休日は次の通りとする。

一月一日、一月二日

五月一日

甲と丙が協議して定めた日

第十二条　労働賃金、労働時間その他の労働条件並びに退職金制度については甲と乙とが協議の上決定する。甲と乙との協定に基く細目並びに右協定以外の事項については甲は丙と協議の上決定する。

第十三条　組合員の作業安全、福利増進施設、文化諸事業については甲乙丙協議の上協力して向上を計る。

第十四条　甲乙又は甲丙間に紛議が生じた時は双方誠意を以って平和的解決に努力するも解決出来ない時は何れか一方の当事者より北海道地方労働委員会の斡旋又は調停を求めることが出来る。この場合直ちにその旨を相手方に通告しなければならない。双方合意のときは他の第三者に依頼することが出来る。

第十五条　甲又は乙若しくは丙が争議行為を行う場合はその開始日時を二十四時間以前に文書を以って相手方に通告しなければならない。

第十六条　甲と丙とはこの協約に基いて細目の労働協約を締結するものとする。

第十七条　この協約の有効期間は調印の日より向う一ヶ年間とする。

但し期間満了一ヶ月前迄に甲乙何れからも改廃の申入れがない時は更に六ヶ月間に限り有効とする。期間中と雖も双方同意した場合は変更することが出来る。

この協約を締結した証として本書弐通を作り甲乙各壱通を保有する。

四　十条製紙の年間賃金協定

十条製紙株式会社と十条製紙労働組合（総評系紙パ労連傘下）は、一九五六年四月二〇日、向う一年間の賃金、退職手当、年間臨時給与等に関するいわゆる年間賃金協定を締結した。これは、わが国においてはきわめて特異なケースであるので、そのアウトラインを紹

介しておく。

この年間賃金協定の締結は、同年一月の中央経営協議会の席上で、まず会社側によって提案せられた。会社側としては、これによって、労使関係の安定度の強化をはかるとともに、従来年三回にわたる賃金問題――四月のベースアップ、六月および一二月の賞与――の団交を年一回にして、時間的労力的なムダを省こうとしたものであった。この会社側の提案にたいし、組合は、その中央委員会において二ヵ月にわたって慎重審議をした結果、年間協定交渉は個別交渉によってもたらしえない利益を獲得しうる可能性をもつものであり、特に、賃金ベース問題、退職金問題、および年間臨時給与問題を同時に審議することによって、それだけ組合員の関心度を高め交渉力を強化して、ひいては有利な条件で妥結しうる可能性を強く有するものである、と判断して、年間交渉に応ずることを決定した。

そこで三月に、組合側は、①賃金の二千円アップ（基本給を一七五〇円、地域給を二五〇円）、②退職手当の二五％アップ、③年間臨時給与一一万円（半期五万五千円ずつ）の要求を会社側に提出し、一五日から団交に入った。そして何回かの団交の後に、四月二〇日に、協定の成立をみるにいたったわけである。

以下においては、年間賃金協定の内容を一瞥しておく。(1) 第一項の賃金のところでは、賃金増額は、基本給の増額が一二八〇円（支給の昇給額六八七円、加給の昇給額五九三円）、地域手当の増額が三〇三円で、計一八五三円である。(2) 第二項の退職手当については、その基礎額を改訂後の新基本給とすることのほかに、支給率の五％アップがみとめられている。(3) 第三項においては、払込済終身保険金の累計額記載の保険証書を交付する仕組みについている。あくまでもこれは労使の安定方策であった。しかもそれは今まで非常にゴタゴタしておったものがそれによって安定化したわけではなくて、従来安定しておったものを形の上に現わした。逆に言うならば過去における安定なくしてはこういうことはできないということであります」と。

(4) 年間臨時給与は、第四項で、六月と一二月の二期に期末手当として支給することが定められている。各支給期における組合員一人当の平均支給額は、基本額と加算額の合計である。ところで基本額は基準内賃金（除地域手当）の一・五ヵ月分であり、加算額は、利益金八億円の場合が一万八五〇〇円であり、利益金一千万円の増減に応じて一人当三五五円の割合で増減することとなっている。

最後に、本協定についての会社側の勤労部長の見解を紹介しておく。すなわち、「（この年間賃金協定は）利潤分配制度でも、付加価値分配制度でもない。それは唯過去の実績を基としてそれを秩序化したにすぎない。これは労使の安定を図るための方策である。労使が各々勝手なことを言ったのでない。労使が実績を元に年間協定量というものを労使双方で作り上げたのである。……四月のベース・アップに六月の賞与、一月の賞与、この三回の、とにかく経営にとっては不安定の材料であるべきものを、組合に実益を与えることによって、それを年一回の四月の交渉において全部を取りきめた。三回が一回になった。それだけは確かに事実であり、またこれは労使安定の度合を強化した……。しかしそれ以上の意味は有っていない。あくまでもこれは労使の安定方策であった。しかもそれは今まではなくて、従来安定しておったものがそれによって安定化したわけではならば過去における安定なくしてはこういうことはできないということであります」と。

五　大同毛織等の労働協約に対する中労委のあっせん案について

一九五六年度に至って、今まで主として賃金、一時金、退職金など給与問題の調整活動にあたっていた労働委員会（わけても中労委）が、労働協約に関する調整（あっせん）にのり出してきたことは、きわめて注目に値いする。大同毛織と朝日新聞の労働協約をめぐる争いに対し、中労委が、それぞれ、八月三〇日と一二月一九日に、長文のあっせんを示してきたことがこれである。大同毛織と朝日新聞の協約あっせんは、労使双方がそれぞれ九月一八日、二月二一日（一九五七年）に、あっせん案を受諾し新協約を締結することによって、一応の成功をおさめたので、この事件を機会に、中労委をはじめとする労働委員会が、今後積極的に協約問題の調整にのりだしてくることが予想せられる。このような中労委の動きについては、もしあっせんがしばしば出されるに至るならば、実質上は職権調停があっせんの名をかりていわば脱法的におこなわれることにもなりかねないし、また当事者の自主立法たる労働協約に対する国家権力の強力な介入を招くことにもなりかねないので、きわめて警戒を要するところであろう。事実、鉄鋼労連などは、かかる中労委の動きに対してはきわめて批判的である。

ここでは、かかるあっせん案についての中労委の基本的態度のみをながめておく。すなわち、中労委は、大同毛織の協約争議をあっせんするにあたって、次のような基本的態度を明らかにしている。すなわち、「労働協約は、労使関係における一安定線たるものである。それ故に労使関係の実情ないし慣行をはなれた協約は無意味であるというより、存在してないというのがふつうの考え方である。したがって、労働協約の改訂もまたそのような立場からおこなわれるべきで、労使関係の実情や慣行を無視した観念的理論の結果として飛躍することは許されないのである。本あっせんでは積極的に改訂理由があり、しかも内外の情勢がこれをうけいれると考えたものだけの改訂を認め、その他については改訂案そのものについての第三者的な判断とは別に、すべて現行の線にとどめるという態度をとったのであるが、これはいわば右の考え方から出発した漸進主義の立場であるということになろう」と。そしてあっせん案の前文では、「労使関係の安定向上をはかるためには、職場における生産の体制を合理的にするとともに、その人間関係を明朗公正にすることが大切であると考える。これは労働協約の規正によってのみ実現されるものではなく、その運用及び日常の労使接触面における相互の誠意と良識にまつところが多い。右の考えに基き、本あっ旋案は、当事者間における従来の慣行慣例及び社会一般の実情を併せ勘案しながら、同時に改善すべき点は漸を追ってこれを進めるとの方針によった」と述べる。このような基本的態度に立って、中労委は具体的なあっせん案を提示しているわけであるが、それは、ショップ制、非組合員の範囲、労働時間中の組合活動、専従者、準専従者、臨時雇の採用、試用期間、異動、昇給、大量異動、組合役員の人事、損害賠償、停年、解雇、人員整理としての解雇、帰郷旅費、勤務、休日、超過勤務、雑給与、要保護者の取扱い、寄宿舎の管理・運営、養成教育および社外教育の便宜供与、労使協議会の目的、団体交渉の付議事項、交渉委員、平和条項等、広範な範囲にわたっている。

六　松下電器労働協約

松下電器産業株式会社と松下電器産業労働組合（八七〇〇名）は、一九五六年一月三〇日、懸案の労働協約（全文一二章九八条）を締結した。実に、これは、昭和二六年一〇月最初の組合案が提示されて以来、四年三ヵ月目での締結であり、この間には三〇数回にわたる団交がくりかえされ、最後にはストライキにまで進展したもので

あった。交渉過程がきわめて長期間にわたった点においても、また全電機労連の協約統一闘争方針に則って締結せられた点においても、また、松下電器がわが国最大の電器メーカーの一つである点においても、本協約はきわめて注目に値する。以下、かんたんに労使双方の争点と協約上の規定を紹介しておこう。

① 唯一交渉団体条項（第一条）　会社原案では「会社は組合が会社における組合員の利益を代表する唯一の労働組合であることを認め、その他の交渉団体は認めない」とし、団交に対する第三者特に上部団体の介入を排除しようとしていたが、これは組合案どおり、組合から要求のあった場合は「上部団体又は組合の委任を受けた者との団交を否定するものと解してはならない」という但書をつけることによって妥結した。すなわち、第一条は「会社は組合が会社における組合員の利益を代表する唯一の労働組合であることを認め、その他の交渉団体は認めない。但し組合の要求により上部団体又は組合の委任を受けた者との団体交渉を否定するものと解してはならない」となっている。もっとも、これには次のような覚書――がついている。「組合は労使の信頼関係の上にたって、自主的に交渉を行うものとし、交渉が行詰った場合においてもあらゆる手段をつくし、尚交渉打開が困難な場合に限って交渉を委任することを妨げない」と。おそらくはこの覚書のうちに、労使双方は妥協点を見出したものであろう。

② ショップ条項（第二条）　労使双方の最も意見の対立したところである。組合は当初から完全ユニオンを主張し、その原案には、「会社の従業員は組合員でなければならない」と、いわゆる逆締付を要望が組合規約により除名した者と雇用関係を続けることはできない。この場合、組合はその都度会社に通告し、会社は十日以内に解雇せねばならない」とあった。これに対し、会社側は、「会社の従業員は会社の従業員でなければならない」と、いわゆる逆締付を要望し、さらに除名者の解雇についても、その解雇を「不適当と認めたときは組合と協議の上会社が定める」という尻抜けユニオンを主張した。結果的には、尻抜けユニオン的なものとなっているので、会社側の主張が半ば以上とおっているものということができよう。すなわち、第二条は、「会社の従業員は第三条（非組合員の範囲――筆者注）に定める者を除き組合員でなければならない。従って会社は従業員を雇用する際には、試用期間終了後組合に加入することを条件とする。組合が除名した者のうち会社が雇用関係を打切ることを不適当と認めた者については、会社は組合と協議する。その他の除名者は雇用関係を打切る」と。

③ 人事異動条項（第七条）　ここでの争点は、人事異動を事前通知とするか事後通知とするかにあった。組合側が前者を要求したに対し、会社側は、「これだけの企業を運営する場合、一々事前に通知しておっては人事行政が敏速にできない。個々の苦情の取上げについては、この協約上規定していないが、苦情処理として考えてもよいと思う」と事後通知を主張した。第七条は、会社側の主張どおり次のごとく規定されている。「会社は業務の都合により必要ある場合は、組合員に異動（転勤、職場異動、出向、派遣又は駐在）を命ずる。この場合会社は組合に通知する。但し、異動の実施に伴い特に障害の生ずるおそれのある場合は、その事項につき組合と協議する」と。なお、本協約では「大異動に関する事項」は、労使協議会の協議事項とされている。

④ 懲戒解雇条項（第二七条）　おおむね会社の現行就業規則第八〇条に規定する懲戒解雇基準をそのまま具体化したものであるが、特に問題となったものは、会社案の「正当な事由なく職務上の

指示命令に従わないとき、また、会社の経営に非協力な言動のあったとき」という事由である。組合側は、特にその後半の「会社の経営に非協力な言動のあったとき」というのを問題とし、このような幅の広い懲戒基準がそのまま組合員に適用されると身動きもできなくなるとして強力に反対した。その結果、後半の部分だけは削除された。このほかにも、協約上の懲戒解雇基準には、組合案になかったものが定められているが、ここではふれないでおく。また第二七条そのものをも掲記しない。

⑤　経営上の解雇条項（第一三条）　会社側は、大量解雇の場合のみその基準につき事前協議することを主張したが、組合では「少量・大量にかかわらず、解雇については労働者の生命にひとしいものと考えるので絶対譲歩できない」として、数の多少にかかわらず、経営上やむをえざる解雇には「その都度協議して決める」ことを固執した。第一三条は、組合側の主張を容れて、「前条の規定（解雇基準に関する規定――筆者注）に拘らず、組合員を経営上已むを得ない理由により解雇しようとするときはその都度組合と協議して決める」と定める。

⑥　就業時間中の組合活動条項（第七二条）　まず、組合側は、所定時間外にわたる労協および団交に要する時間について「時間外労働賃金相当分」を支払うことを要求した。しかしこれは協約本文では認められず（もっとも労協・団交に要した時間は有給）、覚書で、「やむを得ない事由により所定労働時間外にわたった場合は、実情によりその時間に対し時間外労働賃金相当額を支払う」こととして落着した。次に、組合側は「組合業務による出張」「行政官庁主催の諸会合への出席」などにも就業時間中の組合活動として賃金の保証を要望したが、これは認められなかった。これに反し、会社側は、組合規約による正規の機関の会合について種々の制限をつけ、あるいは許可・承認制をとろうとしたが、これらは「組合活動を圧迫するものである」との組合側の強い反撃を受け、協約上の成文化をみるには至らなかった。もっとも覚書では、大会および中央委員会以外の会合は、たとえそれが正規のものであっても、これを「原則として就業時間外に行うものとし、やむなく就業時間中に行う場合は、事前に会社の諒解を求めるものとする」と規定されている。第七二条の文言は省略する。

⑦　労使協議会条項（第七八条）　労使協議会への付議事項中、就業規則の改廃と大量採用および大量異動に関する事項を、協議事項とするか諮問事項とするかで大いに争われたが、組合側の主張どおり協議事項の中へ入れられた。なお、当初会社案にも組合案にもなかった、「臨時労務者の雇用に関する事項」が、諮問事項中へ新たに挿入された。注目に値いすることである。本条の文言も省略する。

⑧　有効期間条項（第九六条）　会社側は一ヵ年を主張し、組合側は九月三〇日までの八ヵ月を要望し、結局、組合の要望どおりとなった。組合が九月三〇日までの八ヵ月を主張したのは、協約改訂期の統一によって強力な統一闘争の展開を期待する電機労連の決定事項にしたがったからである。

⑨　なおこのほかにも、スト中の労務供給契約の禁止（第九一条）スト中の会社施設利用（第九三条）などの争議条項についても、大いに争われたところであるが、紙数の都合により割愛する。

第九章　失業者運動

一九五六年一一月一日現在、全国の日雇労働者が組織している労

第286表　日雇労働者組織状況の推移

調査時点	全日本自由労働組合		左と同系統の組合		社会党の影響下にある組合		その他（中立・無所属）		合計	
	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数
1952年10月1日	53,253	196	24,133	170	31,551	89	52,297	315	161,216	770
1953年10月1日	75,515	278	8,656	49	28,735	104	40,440	260	153,346	691
1954年10月1日	102,995	332	9,707	71	24,480	95	30,505	221	167,687	719
1955年10月1日	133,509	414	6,522	44	28,193	127	35,929	279	204,153	864
1956年11月1日	155,753	463	9,791	53	23,755	114	30.656	251	219,955	881

〔備考〕　1）労働省失業対策部調査による。
　　2）1953年10月，全日本土建一般労働組合が，全日本自由労働組合と改称した。

働組合は八八一、その組合員は二一万九九五五人であり、公共職業安定所に登録されている日雇労働者総数四五万七二四〇人（一〇月三〇日現在）に対して四八・一%の組織率を示している。これは、前年一〇月一日現在の統計にくらべ、組合数において一七組合（二・〇%）増、組合員数において一万五八〇二人（七・七%）増、組織率において二・三%増となっている。いずれも、戦後最高を記録したが（第286表）、特に、組織率の上昇は、顕著であった。

もっとも強力な全日本自由労働組合（全日自労）に所属する単位組合は四六三、その組合員は一五万五七五三人で、前年一〇月一日現在の統計にくらべ、組合数において二九人となっている。一九五六年は、前年よりは、朝鮮人の人数が減少したわけである。

「求職闘争」の発生件数ならびに延参加人員は、一九四九年、緊急失業対策法の制定以来、ほぼ一貫して増加の傾向をたどっている

一方、社会党（主として右派）の影響下にあるといわれる組合は、一一四組合、二万三七五五人で、前年一〇月一日現在の統計にくらべ、組合数において一三減、組合員数において四四三八人減となっており、全日自労の場合とは、逆の傾向を示している。特に、組合員数は、戦後最低を記録する結果となった。

さらに、前二者からの中立あるいは無所属を標榜する組合は、二五一組合、三万〇六五六人で前年一〇月一日現在の統計にくらべ、組合数において二八減、組合員数において五二七三人減となっている。この大幅な減少は、社会党の影響下にある組合数および組合員数の減少とともに、注目に値いするが、この両者の減少数よりも全日自労傘下の組合数および組合員数の増加の方が上回っている事実は、いっそう重要である。

なお、労働省失業対策部の調査によれば、日雇労働者が組織している労働組合に所属する朝鮮人の人数は、一九五二年一〇月一日現在二六四四人、一九五三年同期七八五〇人、一九五四年同期九〇一一人、一九五五年同期一万〇二六五人、一九五六年一一月一日現在八五二九人となっている。一九五六年は、戦後最高の前年および前年よりは、朝鮮人の人数が減少したわけである。

「求職闘争」の発生件数ならびに延参加人員は、一九四九年、緊急失業対策法の制定以来、ほぼ一貫して増加の傾向をたどっている

第287表　日雇労働者求職闘争の推移

年月別	発生件数	延参加人員
1949年	604	26,748
50年	8,915	565,202
51年	8,508	399,236
52年	12,234	427,346
53年	12,257	466,495
54年	11,767	476,431
55年	11,190	420,483
56年	12,713	454,755
1956年		
1月	637	20,996
2月	687	28,235
3月	669	28,682
4月	821	20,381
5月	797	31,666
6月	1,373	51,738
7月	1,670	69,373
8月	1,132	46,373
9月	1,120	41,750
10月	960	24,583
11月	1,312	39,841
12月	1,535	51,137

〔備考〕　労働省失業対策部調査による。

（第287表）。一九五六年の発生件数は一万二七一三件、延参加人員は四五万四七五五人で、前年にくらべ、件数において一五二三件、人員において三万四二七二人、それぞれ増加した。特に、発生件数は戦後最高を記録し、また延参加人員は、組織されている日雇労働者が、一人平均、年二回以上は「求職闘争」に参加したことを示している。

一九五六年における「求職闘争」の発生件数ならびに延参加人員の推移を月別にみると、発生件数の最高は七月で、以下、一二月、六月、一一月、八月、九月の順位で、一千件を突破している。すなわち、一九五六年の下半期に、「求職闘争」が集中して発生した。また、延参加人員の最高も七月で、以下、六月、一二月、八月、九月の順位で、四万人を突破している。この月別統計によって、一九五六年の夏季闘争の激しさを知ることができよう。

なお、一九五六年の「求職闘争」において、検挙された組合員は八四人、労働省失業対策部の調査によって、「被害」を受けたと認定された官公庁職員は、八八人であった。

一九五六年におこなわれた「求職闘争」の要求事項総数は、一万九三三九件で、これを項目別にみると、第288表のとおりである。「賃金値上げ、手当支給(有給休暇)、歩引・職階制反対」が五三八八件でもっとも多く、総数の二七・九%（前年は第二位で二五・五%、前々年は第一位で三四・六%）を占めている。次いで、「就労紹介方法関係、作業強化反対、不適格排除反対」が四三九〇件で、総数の二二・七%（前年、前々年とも第三位で、それぞれ一八・二%、一六・六%）を占めており、一九五六年の特徴を示した。同時に、前年第一位二六・二%、前々年第二位二六・四%を記録した「完全就労、失業対策事業拡大(輪番制反対)など」が、一九五六年には三七一七件で、第三位一九・二%に減少したことも注目される。第四位は、「その他」の三二〇〇件で、この項目には特別失業対策事業

第288表　要求項目別求職闘争件数

要求項目	1956年	1955年	1954年
完全就労，失対事業拡大(輪番制反対)など	3,717	4,434	4,045
生活保護，社会保障，物資配給など	1,754	1,333	1,540
賃金値上げ，手当支給（有給休暇)，歩引・職階制反対	5,388	4,315	5,291
就労紹介方法関係，作業強化反対，不適格排除反対	4,390	3,073	2,538
失業保険法関係	580	487	636
政治要求，個人攻撃	310	357	1,256
その他	3,200	2,913	—
合計	19,339	16,912	15,306

〔備考〕　労働省失業対策部調査による。

反対、体力検定反対などの要求が含まれ、前年より二八七件増加した。近年、顕著な減少傾向を示している「政治要求、個人攻撃」は、一九五六年にもさらに減少し、わずか三一〇件にとどまった。

これらの要求に伴う行動別に「求職闘争」をみると、「平穏なる交渉、その他」が五七五九件で、総数の四四・八%を占め、例年どおり第一位であるが、前々年（四五・七%）および前年（五〇・七%）より比率の低下したことが目立つ。一方、労働省が暴力行為とみなしている「暴言、暴行、座り込み、面会強要、投石、庁舎破損、自宅訪問、ハンスト」の件数は、二四八八件で、前年の一倍半以上という、かなり大幅な増加をみせた（第289表）。

第289表　要求に伴う行動別求職闘争件数

要求に伴う行動	1956年	1955年	1954年
壁新聞，掲示板使用，ビラ，ポスター貼撒布，アジ演説，機関紙配布，署名運動	2,122	2,171	2,802
決議文，声明書，要求書などの提出	1,377	1,046	1,293
大会，委員会，懇談会，役員改選など	1,113	918	1,188
暴言，暴行，座り込み，面会強要，投石，庁舎破損，自宅訪問，ハンストなど	2,488	1,560	1,587
平穏なる交渉，その他	5,759	5,857	5,790
合計	12,859	11,552	12,660

〔備考〕　労働省失業対策部調査による。

交渉をうけた官公庁別に「求職闘争」をみると、例年と同じように、公共職業安定所がもっとも多く、六九一九件であり、総数の五三・四%を占めて過半数にたっしている（前々年は四六・六%、前年は四九・四%）、次いで市町村が三一〇八件、二四・〇%（前々年は二七・三%、前年は二六・三%）となっている（第290表）。

第290表　対象官公庁別求職闘争件数

対象官公庁	1956年	1955年	1954年
都道府県	1,637	1,793	1,855
公共職業安定所	6,919	5,544	4,928
市町村	3,108	2,948	2,895
現場関係，その他	1,302	928	908
合計	12,966	11,213	10,586

第十章　メーデー

第二七回メーデー　五月一日

労働省調査によるこの日の参加者は、全国六五八ヵ所一六二万一八八七名。また中央メーデー（神宮外苑）には二〇万、ただし実行委員会発表では五〇万の参加者をみた。

メーデースローガン

★全労働者の団結で賃金引上げ、最低賃金法の制定、労働時間を短縮しよう

★憲法改悪阻止、お手盛小選挙区粉砕、すべての国の原水爆反対、

原子力の平和利用の促進

★社会保険の改悪阻止、首切り重税反対、労働基本権を守れ

中央メーデーは、午前一〇時からメーデー事務局長・塩谷総評副議長の司会で、議長団に藤田総評議長、滝田全労議長、佐藤新産別委員長、吉田産別議長、向井電労連会長、重盛東京地評議長、占部官公労議長を選出、藤田議長挨拶ののち来賓祝辞。鈴木社会党、黒田労農党、野坂共産党各代表の挨拶。農民組合等諸団体代表の祝辞、メッセージ祝電披露などがあって議事に入る。

まず三本のメーデースローガンを確認し、左の三決議をそれぞれ可決、最後にメーデー宣言を発して、メーデー歌合唱の中に、中、東、西、南、北の五隊に分れデモ行進をおこなった。

労働者の団結による経済的地位向上に関する決議

このメーデーに結集する労働者は、いま激しい反動逆コースの風波に直面している。

保守反動政府並びに資本家たちは、労働者の賃金引上げの要求と闘いに対しては、その要求の根拠や正当な主張に耳をふさぎ、あたかも賃上げそのものが国家的利益に背反するが如き逆宣伝を行い、賃上げを阻止するため汲々として憚らない。

中小企業や零細な事業所に働く厖大な低賃金層の存在は、国民生活の繁栄と福祉の増進にとって著しい障害をなしている。にもかかわらず、最低賃金法の実施は、未だ実現されず、政府は、中央賃金審議会の答申さえも棚上げしてその実現をサボリ、経営者は、勝手な口実を構えて最低賃金制に反対するばかりか、むしろ低賃金層の存在を逆用して賃金水準の上昇を抑えようと図っている。

労働者に対して人たるに値する労働生活諸条件を保障する目的のもとに、わが国に設けられた労働基準法は、その不完全な内容の充実と改善への努力は看過され、逆に改悪の傾向が助長されている。労働基準法の実施が故意にサボられ、その違反が故意に放置され、しかもその状態を根拠にし、実状適応を理由にした基準の切下げが、政府と経営者の手で執拗に計画されている。とくに、今日、労働時間短縮の国際的傾向に逆らい、基準労働時間の延長と時間外労働の制限緩和をねらい、労働強化を一層おし進めようとする策謀は許し難い。

このような悪情勢を前にしても、われわれ労働者は、断じてひるまない。組織に結集する団結の力であらゆる圧迫、あらゆる非合理、あらゆる障害を克服し、次の目標を高く掲げて闘い進むことを決意する。

一、賃金抑圧政策を排して賃上げを闘いとろう
一、社会正義をめざす最低賃金制を闘いとろう
一、賃金水準を低下しない労働時間の短縮を闘いとろう

右決議する

平和と民主主義を守る闘いに関する決議

平和を愛し、平和のうちに共存しようとすることを確信する全世界の人々と共に、われわれは政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起らぬよう、あらゆる機会を通じ全国民とともに闘ってきた。

しかるに政府は世論を無視し、保守独裁を実現するため、基本的な自由に制限を加え憲法改悪を意図している。

更に党利党略そのものの小選挙区制を強行し、民主政治を根底よりくつがえそうとしている。

また権力による国家統制のもとに教育をおき、露骨な政党支配を行わんがため新教委法、教科書法を押しつけている。われわれは政府が公正なる世論にしたがい、速やかにこれら反動諸法案の撤回を要求するものである。

一方外においては、三度原水爆の悲惨さを経験した日本国民の心からの反対にもかかわらず、原水爆の保有と実験が重ねられている。人類の福祉と繁栄に平和的に利用されるべきにもかかわらず、大量殺りくと大なる悪影響を与えるこれら兵器は、直ちにその製造と実験を禁止すべきである。

われわれは、憲法改悪と民主的制度を破壊する総ての動きに積極的に反対するとともに、平和と民主主義を守るため全国民と共に闘うことを決意する。

労働者の福祉増進と労働基本権に関する決議

われわれの生活安定と自由と平和は、すべて労働者の福祉増進と労働基本権の確立にかかっている。しかるに、いま国会審議にみるように、自民党は国民のあらゆる抗議をも押切って、強引に健康保険法の改悪に手をつけてきた。このことはただ健康保険法のみに止まらない。

不況の時に職場を追われ、好況の時にも「合理化」といって就職の窓は狭い。しかも年々歳々労働人口は増加して行く。それにも拘わらず自民党政府、大資本家は何らなすところがないばかりか、この勤労大衆の犠牲の上に反動政権の維持に狂奔するばかりだ。

世界で最も高率といわれる勤労所得税一つをとってみてもこのことを雄弁に物語っているではないか。

自民党政権は、この勤労大衆の犠牲の上に、更に、政治的抑圧を加えようとしている。憲法改悪に連らなるものは、第一に労働基本権に対する抑圧であり、労働三法の危機となってくるであろう。

いまこそわれわれは、生活の安定を、広い福祉増進の闘いと、労働基本権擁立に向って決意を新たにしなければならない。

あらゆる国の労働者が闘いとった歴史の遺産、われわれの先輩の血であがなわれた権利を、われわれはしっかりと確保し、更に発展させよう。

右決議する。

メーデー宣言

保守合同によって成立した自民党は、国会内における絶対多数を背景に、憲法の改悪、お手盛り小選挙区法の制定、労働基本権の侵害、社会保険の改悪、言論、教育などの自由剝奪に、民主主義と平和の根底をおびやかす如き反動立法を相次いで制定しようとして与論の厳しい批判にも耳をかさず、露骨な攻撃をわれらの上に加えてきつつある。

しかも、資本家、経営者はこのような政権と結んで、あくなき利潤追求に浮身をやつし、労働者に多くの犠牲を要求すると共に労働組合の分裂と弱体化を狙って、われわれに不当な圧迫を加えつつある。

彼等は、一方にこのような反動方針をとりながらも、最低賃金法の制定、労働時間の短縮、賃金水準の引上げ、大衆課税の軽減など最低限度のわれわれの要求さえも全く省りみようとはしない。

さらに、全人類を破滅に導くものとして、全日本の労働者が反対してきた原水爆は依然として米、ソ両国を中心にその保有と実験の競争が行われ、原子力の完全な利用の途は未だに遠い。

このような状態の下に、われわれは第二十七回メーデーを迎え、全日本の労働者の名において、三つのスローガンを採択し、われわれの闘いの目標を明らかにした。

全日本の労働者諸君！

われわれは、第二十七回のメーデーを迎えるに当り、労働者解

放のための苦しい闘いに倒れた同志に対して心からなる黙祷を捧げるとともに、この日を起点として三つのスローガンを中心とするわれわれの闘いの目標を高く掲げ、支配階級との不断の闘いを押し進めるであろう。

生活と自由と平和をまもるために、人間の尊厳と労働者の解放のために！

第二十七回メーデー万歳

右宣言する

一九五六年五月一日

第二十七回中央メーデー大会

世界労連と国際自由労連のメーデー宣言

次に掲げるものは、世界労連ならびに国際自由労連のメーデー宣言である。

一九五六年のメーデーにあたって

――世界労働組合連盟の宣言――

全世界の男女労働者諸君！

過去七〇年にわたり、労働者はメーデーがくるたびに、労働者の国際連帯というけだかい考えに共鳴していることをその行動の中で熱烈にしめしています。労働者はこの日全世界で、彼らを兄弟としてむすびつけている共通の目標、つまり生活条件を改善し、自由と平和をまもるために、結集してたたかう決意を表明しています。

一九五六年のメーデーは、まさにこのような意義をもつでしょう。労働者の意識のなかで、国際労働運動のなかで、統一の思想が今ほどたかまったことはありませんでした。統一をめざす行動は、大きく前進しました。意見を異にする労働者どうしが兄弟のような関係をもつようになりました。労働者や労働組合の代表がたくさん交流されました。重要な活動が共同でおこなわれ、相協力して大闘争がたたかわれました。

資本主義諸国では、労働者は自分たちを貧困においやる搾取にはんたいして統一しています。彼らはしばしば非人間的でさえある長時間労働をたえしのんでいます。そして労働者の実質賃金が低下している一方、独占資本は破廉恥にもどんどん利潤をふところに入れています。だからこそ賃上げをめざして、ひきもきらずいたるところで闘いがおこなわれているのです。だからこそ労働時間短縮をめざす行動、とりわけ週四〇時間労働をめざす行動が力づよく広汎におこなわれるのです。

ソヴェト同盟、中華人民共和国、人民民主主義諸国では、共同して諸民族のまえにかぎりなく発展する社会主義制度を建設強化し、この制度が資本主義制度よりすぐれていることを全世界に証明しています。各国の労働者はソヴェト同盟で、一日七時間労働がおこなわれたことを知りよろこんでおります。

抑圧されている国ぐにでは、労働者は植民地制度のくさりをたちきっています。民族解放運動のなかでの労働者の役割はいよいよ重大になってきています。全世界幾千万の労働者は、にくむべき残忍な植民地支配者の搾取は、社会の進歩をおしとどめ平和を危機におとしいれるものであることを知っております。彼らは植民地諸国の兄弟と連帯の手をむすんでおります。

全世界で労働者は国際緊張緩和と平和をかちとるため団結しております。軍備縮小と熱核兵器禁止のため、労働者や労働組合組織は共同の行動に立ちあがっています。労働者や労働組合の平和をめざす闘いは、日常要求をかちとるための活動と固くむすびついています。というのは平和は社会進歩にとってかくことはできないからです。世界労働組合連盟は、全世界で自分たちの要求を

めざして団結し活動している幾百万の労働者諸君に挨拶をおくります。一九五六年のメーデーにあたって、世界労連は無条件に諸君を支持するものであることをあらためて宣言いたします。

世界労連は、労働者の諸活動の中で特徴となっている統一こそが成功への道をひらいたものであったことを強調します。平和勢力は冷戦支持者の声を低くさせ、植民地支配者は敗北をこうむり、直接要求をかちとるための活動は成功をおさめることが多くなりました。

世界労働組合連盟は労働者にたいし、あたらしいもっと決定的な勝利をおさめるようよびかけます。もし労働組合が国際的にも国内的にも統一をつよめるなら勝利は目前にせまっています。世界労働組合連盟は、この目的の実現に努力しているすべての労働者、すべての労働組合組織の協力が必要であることを断言いたします。

万国の男女労働者諸君！

隊伍をかためよう！

一九五六年のメーデー準備のため結集しよう！

共同の集会を組織しよう！

そろってデモをおこなおう！

肩をならべて行進しよう！

労働組合の統一と労働者階級の国際連帯の旗をたかくかかげよう！

国際自由労連
一九五六年メーデー宣言

全世界の労働者諸君！

メーデーは追憶と祝賀のための労働者自身の日である。それは、労働者に今日の成果をもたらすために払われたところの数多くの先覚者たちの惜しみなき犠牲を憶いおこして黙祷する日である。それはまた、労働者が、勇敢にその未来に目を注ぎ、そして、みずからとその家族のより一層幸福で充実した生活のための諸要求を表明する日でもある。

国際自由労連は、全世界五大陸にわたる五千五百万の加盟員の名において、次の諸目標を国際世論の前に表示して、世界の労働者がその達成にあらゆる支持をおしまないであろうことを誓う。

☆完全雇用政策をたゆまずかつ効果的に追求すること

☆いたるところで、特に、経済的未発達諸国におけるはなはだしく低い状態にある賃金水準と労働条件の改善

☆特に工業国において、また、労働搾取の特にいちじるしい栽培産業における労働時間の短縮

☆社会保障制度の改善と、その保障のない国々にはそれを採用せしめること

☆未発達諸国の急速な経済的社会的進歩のために努力を国内的にも国際的にも強化すること

☆非独立国における自治と自決を確実におし進めること

☆政治上の民主主義を経済的社会的分野におし広めること。なぜなら、民主主義は単に人と人との間の政治関係だけでなく、自由と平等と正義とが完全な実効をもつような人と人との間の経済的社会的関係でもあるからである

☆平和と全般的かつ統制された軍備の縮小。なぜなら、平和と国際的理解の雰囲気のなかでのみ――独裁者はたえずこれを妨害しているが――労働者はその目的を完全に成しとげることができるからである

自由世界の労働者諸君！

諸君は、諸君の要求を充たすための以上の施策が急速に実施さ

れるよう要請する権利をもっている。諸君は、あの充たされなかった時代を通じて大きな犠牲を払い、そして、自由にして民主的な社会において最善であると考えられるすべてのものを防衛する決意を公表した。諸君の進歩の事例は鉄のカーテン背後とその他の独裁国にあって、搾取の下におかれ、しかも人間としての尊厳を奪われている諸君の兄弟たちを鼓舞するであろう。

自由な労働者の堅固な戦線は、共産主義者たちをして、退却の鐘を鳴らし、その戦術と言葉をかえさせつつある。あからさまな威嚇の言葉から行動の統一というアッピールへとかわった。だが、意図するところは同じである。すなわち、民主主義と自由と、そして労働者のなしとげた成果を破壊することがその意図である。

独裁諸国の労働者諸君！

一九五六年メーデーのこの日に当って、われわれは、繰返して、自由な労働者の世界と諸君の闘争と強い希望との間の確固たる連帯性を諸君に確約する。増大する人民の反抗の前に、彼等はそのイケニエを墓場のなかから引き出した。あの強制労働収容所の恐怖の責任者は、今では、スターリンもまた泥で作った足をもつ神様が、フルシチョフやブルガーニンもまた同じであったのだ。だに外ならない。彼等の没落は単に時間の問題である。

自由世界の労働者諸君！

昨年は労働者のための重要な成功で彩られた。アメリカの労働者は、労働組合の大統一を作り上げ、また、年間保証賃金制度を樹立しはじめた。西欧の労働者は生活水準の向上と労働条件の改善のため多くの利益を得、また、政治的経済的統合への強力な彼等の努力が実を結びはじめたことを見つつある。アフリカのある国々では、労働者の求めていた民族的独立が達成されたか、あるいは達成されようとしている。長期の経済計画と開発計画がアジア諸国を鼓舞しつつある。ラテン・アメリカの労働者は世界の民主主義者とともに、アルゼンチンのペロン独裁の没落に歓呼の声をあげている。

しかしながら、われわれはこうした成功に決して満足しているものでない。ある所では未だに人々の生活が独裁者たちのくびきの下におかれ、また、ある処では自治と自決への進行が痛々しいまでに遅々として進まない、という状態があまりにも多い。

世界人類の三分の二が未だに貧困と窮乏のなかに生きている。

全世界の労働者諸君！

自由にしてより一層幸福な世界へのわれわれの進軍をはばむものは一つもない。われわれは全世界の労働者に向って、パンと自由をもとめて、あらゆる国々の男女の固有の権利のために闘う国際自由労連の周囲に結集するよう呼びかける。

第十一章　主要な労働組合の現状

主要な全国組合を、その産業別組織方向にしたがって分類すると、第291表のようになっている。

以下順にそれぞれの組合の現状を、一九五六年度の役員、機関紙、組織、および活動状況と方針などのおもなものについてみることにする。

組織人員については労働省労働統計調査部の一九五六年六月末現在基本調査「労働組合調査報告」によったほか、年末までに大きな変動のあったものについて修正を加えた。

第291表　全国主要労働組合産業別組織状況

大産業別	中産業別	1956年末現在の状況 (上部機関)	組合名	(略称)	組織人員	結成年月日
A. 全国組合連合体		1.	日本労働組合総評議会	(総評)	3,294,000	1950. 7.12
		2.	全日本労働組合会議	(全労)	680,000	1954. 4.23
		3. (全)	日本労働組合総同盟	(総同盟)	242,000	1951. 6. 2
		4.	全国産業別労働組合連合	(新産別)	36,000	1949.12.10
		5.	全日本産業別労働組合会議	(産別)	12,000	1946. 8.21
B. 地方組織						
C. 鉱業	a. 石炭	6. (評)	日本炭鉱労働組合	(炭労)	200,400	1950. 4.22
		7. (総)	全国石炭鉱業労働組合	(全炭鉱)	44,600	1954. 4.21
	b. 金属鉱山	8. (評)	全日本金属鉱山労働組合連合会	(全鉱連)	69,100	1947. 2.10
D. 金属産業	a. 鉄鋼	9. (評)	日本鉄鋼産業労働組合連合会	(鉄鋼労連)	120,700	1951. 3. 1
	b. 金属機器	10. (評)	全国金属労働組合	(全国金属)	83,500	1950.10. 8
		11. (総)	全国金属産業労働組合同盟	(全金同盟)	64,000	1951. 3.18
		12. (新)	全国機械金属労働組合	(全機金)	19,800	1949. 2. 8
		13. (産)	全日本金属労働組合	(全金属)	10,000	1948.10.15
	c. 電機	14. (中)	全日本電機機器労働組合連合会	(電機労連)	118,500	1953. 6. 1
		15. (中)	全日本電線工業労働組合	(全電線)	16,300	1946. 7. 2
	d. 造船	16. (総)	全国造船労働組合総連合	(造船総連)	28,500	1951. 2.11
		17. (中)(海)	全日本造船労働組合	(全造船)	58,600	1946. 9. 1
	e. 車輌	18. (全)	日本自動車産業労働組合連合会	(自動車労連)	10,200	1955. 1.23
		19.	車輌産業労働組合連合会	(車労連)	11,700	1951. 5. 5

E. 化学産業	a. 一般化学	20. (評)	化学産業労働組合同盟	(化学同盟)	41,600	1951. 6.16
		21. (総)	全国化学労働組合同盟	(全化同盟)	31,800	1951.11.18
		22. (新)	全化学産業労働組合連合	(新化学)	7,000	1950.10.25
	b. 合成化学	23. (評)	合成化学産業労働組合連合	(合化労連)	97,700	1950.12. 9
	c. 紙パルプ	24. (評)	全国紙パルプ産業労働組合連合会	(紙パ労連)	47,700	1947. 4. 6
	d. 石油ガス	25. (中)	全国石油産業労働組合協議会	(全石油)	18,100	1947. 4.11
		26. (中)	全国瓦斯労働組合連合会	(全国ガス)	12,500	1946. 7. 2
	e. 窯業	27. (中)	全国セメント労働組合連合会	(全国セメント)	19,300	1946. 7.25
F. 繊維産業		28. (全)	全国繊維産業労働組合同盟	(全繊同盟)	310,000	1946. 7.31
		29. (全)	全国蚕糸労働組合連合会	(全蚕労連)	30,600	1947. 2.12
		30. (中)	全国麻産業労働組合協議会	(麻労協)	3,700	1956.10. 6
G. 食品産業		31. (総)	全国食品産業労働組合同盟	(全食品同盟)	13,800	1947.10. 6
		32. (中)	全日本食品産業労働組合協議会	(全食労協)	28,700	1954.11.11
		33. (中)(食)	全国麦酒産業労働組合連合会	(全麦労連)	10,000	1949. 5.19
		34. (中)(食)	水産冷凍労働組合協議会	(水労協)	5,500	1952. 9.20
		35. (評)(官)(大)	全専売労働組合	(全専売)	39,700	1949. 6.28
		36. (評)(官)	アルコール専売労働組合	(アルコール専売)	1,300	1953.12.19
H. 文化産業	a. 映画演劇	37. (全)	全国映画演劇労働組合	(全映演)	2,700	1947. 5.20
		38. (中)	映画演劇労働組合総連合	(映演総連)	8,600	1952. 3.25
	b. 印刷出版	39. (評)(官)(大)	全印刷局労働組合	(全印刷)	7,300	1947. 4. 1
		40. (中)	全国印刷出版産業労働組合総連合会	(全印総連)	16,500	1953. 4.25
	c. 新聞放送	41. (評)	日本新聞労働組合連合	(新聞労連)	27,000	1950. 6.30
		42. (評)	日本放送労働組合	(日放労)	7,300	1948. 3. 2
		43. (中)	日本民間放送労働組合連合会	(民放労連)	3,100	1953. 7.12

I．通　信　業	a．郵　政	44. (評)(官)　全逓信従業員組合	(全　逓)	218,000	1950. 9 .29
		45.　　全国特定局従業員組合	(全特定)	10,300	1953. 7 .26
		46. (評)(官)　全電波従業員組合	(全電波)	2,600	1951. 3 .15
	b．電信電話	47. (評)(官)　全国電気通信労働組合	(全電通)	152,000	1950. 9 .29
		48. (評)　国際電信電話労働組合	(国際電電)	3,000	1953. 4 . 1
J．木材建設業	a．土　建	49.　　全日本建築産業労働組合協議会	(建築労協)	66,000	1956.12.20
		50. (総)　全国土建一般労働組合同盟	(全土建同盟)	1,500	1951.11.18
		51. (新)　全国土建産業労働組合連合会	(全建労)	6,000	1948.11.21
		52. (中)(建)　全国土建労働組合総連合	(土建総連)	34,500	1952. 6 .16
		53.　　日本建設産業労働組合協議会	(日建協)	11,700	1954.12.12
		54.　　全国土建労働組合同盟	(全国土建)	5,300	1947. 6 .27
		55.　　全日本電気工事労働組合協議会	(日電工)	6,100	1948.
	b．日　雇	56. (評)　全日本自由労働組合	(全日自労)	150,300	1947. 6 .30
K．金　融　業	a．銀　行	57.　　全国金融機関労働組合協議会	(全金融)	141,200	1947.10.10
		58. (中)　市中銀行従業員組合連合会	(市銀連)	78,000	1956. 7 .28
		59. (中)(金)　全国地方銀行従業員組合連合会	(地銀連)	30,000	1956. 7 .28
		60.　　全国信託銀行従業員組合連合会	(全信連)	5,500	1947. 9 . 1
		61. (中)(金)　全国相互銀行従業員組合連合会	(全相銀連)	14,400	1953. 8 . 9
	b．保　険	62.　　全国生命保険労働組合総連合会	(生保総連)	69,000	1952.11. 5
		63. (中)(生)(金)(商)　全国生命保険労働組合連合会	(全生保)	30,000	1946. 6 . 4
		64. (中)(生)(金)(商)　全国生命保険外務労働組合連合会	(全外連)	39,000	1949. 2 .17
		65. (中)(金)(商)　全日本損害保険労働組合	(全損保)	23,700	1949.11. 5
		66.　　全国証券労働組合協議会	(全証券協)	1,000	1955. 2 .20
L．電　気　産　業		67. (評)　日本電気産業労働組合	(電　産)	9,000	1947. 5 . 7

		68. 全国電力労働組合連合会	(電 労 連)	117,900	1954. 5.27
M. 交通運輸業		69. 全日本交通運輸労働組合協議会	(全 交 運)	805,300	1947. 7. 9
	a. 国鉄	70. (評)(交)(官) 国鉄労働組合	(国 鉄)	368,600	1947. 6. 5
		71. (中)(交)(官) 日本国有鉄道機関車労働組合	(機労)	50,200	1951. 5.23
	b. 私鉄	72. (評)(交) 日本私鉄労働組合総連合会	(私鉄総連)	134,400	1947. 1.10
	c. 都市交通	73. (評)(交)(官)日本都市交通労働組合連合会	(都市交通)	46,600	1947. 1.16
	d. 陸上運輸	74. (総) 全国交通運輸産業労働組合同盟	(全交運同盟)	6,000	1955.10.27
		75. 全国通運労働組合協議会	(通運労協)	98,000	1956. 3. 8
		76. (評)(交)(通) 全日通労働組合	(全 日 通)	67,900	1946. 4.20
		77. (評)(交) 全国自動車運輸労働組合連合会	(全 自 運)	12,600	1950.11.25
		78. (中)(交) 全国旅客自動車労働組合連合会	(全旅労連)	17,000	1947. 9.14
	e. 海上運輸	79. 海運産業労働組合中央協議会	(海運労協)	170,600	1951. 1. 1
		80. (評)(海)(商) 全日本海運労働組合連合会	(全 海 連)	4,900	1947. 1.10
		81. (全)(交)(海) 全日本海員組合	(海 員)	83,900	1945.10. 5
	f. 港湾倉庫	82. (評)(交)(海) 全日本港湾労働組合	(全 港 湾)	20,200	1946. 7.27
		83. 日本港湾労働組合連合会	(日港労連)	7,000	1956. 3.17
		84. (総) 全国港湾労働組合同盟準備会	(港湾準備会)	1,900	—
		85. (中)(商) 全日本倉庫運輸労働組合同盟	(全 倉 運)	5,500	1949. 9.10
N 教育		86. (評)(官) 日本教職員組合	(日 教 組)	593,100	1947. 6. 8
		87. (中)(官) 日本高等学校教職員組合	(高 教 組)	30,100	1956. 5.10
		88. (日本教職員団体連合会)	(日教団連)	—	1957. 3.28
O. 医療		89. (評)(官) 全日本国立医療労働組合	(全 医 労)	24,200	1948.11.20
		90. (産) 全日本医療従業員組合協議会	(全 医 協)	2,100	1946.12.17
P. 商業		91. (中) 全国商業労働組合協議会	(全 商 協)	137,900	1951. 8. 1

		92. (中)(商) 全日本百貨店労働組合連合会 (全百連)	32,500	1949.10.24
		93. (中)(商) 全日本ホテル・レストラン労働組合連合会 (ホテル・レストラン労連)	2,100	1950. 3.28
Q. 公務	a. 国家公務	94. 日本官公庁労働組合協議会 (官公労)	2,303,000	1949.12. 5
		95. 全大蔵労働組合協議会 (全大蔵)	93,000	1956. 7.18
		96. (評)(官)(大) 全国税職員労働組合 (全国税)	31,900	1949. 1.25
		97. (官)(大) 全国財務職員組合 (全財務)	5,500	1954.10.27
		98. (官)(大) 全国税関労働組合 (全税関)	5,200	1947.11.12
		99. (評)(官)(大) 大蔵省職員組合 (大蔵職組)	1,800	1945.10.31
		100. (評)(官)(大) 全造幣労働組合 (全造幣)	1,600	1952.10.17
		101. (評)(官) 全農林省労働組合 (全農林)	106,300	1952. 1.31
		102. (評)(官) 全国司法部職員労働組合 (全司法)	16,600	1947. 1.25
		103. (評)(建)(官) 全建設省労働組合 (全建労)	15,100	1949. 7.18
		104. (評)(官) 全労働省労働組合連合会 (全労働)	13,200	1953. 6. 2
		105. (評)(官) 全商工労働組合 (全商工)	8,800	1948. 9. 1
		106. (官) 全運輸省労働組合 (全運輸)	10,000	1953. 7. 3
		107. (評)(官) 文部省職員組合 (文部)	1,600	1946.10.30
		108. (評)(官) 厚生省職員組合 (厚生)	3,700	1946. 4.21
		109. (評)(官) 全調達庁職員労働組合 (全調達)	2,500	1949. 7.24
		——以 下 略——		
	b. 地方公務	110. (評)(官) 全日本自治団体労働組合 (自治労)	437,900	1954. 1.25
		111. (評)(官) 全国水道労働組合連合会 (全水連)	13,800	1951.10.18
		112. (官) 東京都労働組合連合会 (都労連)	100,000	1946. 6. 8
	c. 駐留軍	113. (評)(官) 全駐留軍労働組合 (全駐労)	81,800	1952.11.30
		114. (全) 日本駐留軍労働組合 (日駐労)	11,500	1953.10.29
R. 中小企業		115. 全国一般合同労働組合協議会 (全国一般)	71,500	1955. 7.25
		116. (中) 全日本中小企業労働組合総連合 (全中総連)	18,000	1955. 1.16

〔備考〕（官）は総評加盟　（全）は全労加盟　（総）は総同盟加盟　（新）は新産別加盟
（食）は全食労協に　（建）は建築労協に　（金）は全金融に　（生）は生保総連に
（港）は港運労協に　（通）は通運労協に　（商）は全商協に　（官）は官公労に
（中）は全国中立労働組合連絡会議（1956.9.8.結成）に参加しているものである。

A　全国組合連合体

1　日本労働組合総評議会（総評）

役　員（八月二八日改選）

議　長　原口幸隆（全鉱連）
副議長　太田　薫（合化労連）　藤岡三男（炭労）　今村彰（日教組）
事務局長　岩井　章（国鉄）

機関紙「総評」週刊　「月刊総評」月刊

組　織　計　四三組合　三、二九三、九九〇

（官公庁関係）　（除重複一六四）

日教組	五九三、一一七
国鉄労組	三六八、六〇五
自治労	四三七、九三一
全逓	二一八、〇一三
全電通	一五二、〇三九
全農林	一〇六、三〇七
全駐労	八一、七五三
都市交通	四六、六〇一
全専売	三九、七二九
全医労	二四、一五九
全国税	三一、八九六
全建労（建設省）	一五、一〇四
全労働	一三、二五五
全印刷	七、三四〇
全司法	一六、六三〇
全水連	一三、七九六
全商工	八、八〇三
厚生職組	三、六九七
全電波	二、五九五
全調達	二、五〇二
大蔵職組	一、八〇〇
アルコール専売	一、二七八
文部職組	一、六三五
全造幣	一、五九七
全港建	四、五〇〇
全海事	一、六〇〇
（民間産業）	
炭労	二〇〇、四四一
鉄鋼労連	一二〇、七二二
私鉄総連	一三四、三七四
全日通	六七、九二〇
合化労連	九七、六五七
全鉱連	六九、〇九一
電産	九、一一二
全国金属	八三、五七一

紙パ労連
化学同盟
新聞労連
全港湾
全自運
日放労
全海連
国際電電
全日自労

活動

一月一三―一五日　賃金討論集会（鴨川）。
二月三日　春季賃上生活防衛総決起大会。
二月一〇日　第四回幹事会、春闘第三波以降の行動方針。
三月七日　第五回幹事会、春季闘争方針。
三月一五日　賃金引上生活防衛国民総決起大会。
三月二六日　第六回幹事会、春闘第五波以降および炭労支援方針。
四月二一日　最低賃金制についての討論集会。
五月二一日　第七回幹事会、夏季闘争方針。
七月二三日　第八回幹事会、一九五六年度運動方針案決定。
八月二五―二八日　第七回定期大会。
九月二六―二八日　中央賃金討論集会。
一〇月二七日　第二回幹事会、国民大行進の細目を決定。
一一月二一日　第三回幹事会、秋季年末闘争強化。
一二月一日　生活と権利と国土を守る国民大行進中央大会。

一九五六年度運動方針

一　われわれをとりまく情勢
二　われわれは如何に闘ったか（左掲）

――成果と欠陥について――

一　労働運動のたかまり
二　さらに前進するために
三　闘争の主要目標と方向
一　賃金引上げの闘い
A　賃金闘争の目標と力点
B　賃上げ闘争を如何に組むか
二　生産性向上運動に反対し生活と雇用を守る闘い
三　災害防止、社会保障、共済制度の確立と減税の闘い
四　諸権利を守る闘い
五　平和と独立を守る闘い
六　政治活動の強化
七　教育文化活動の強化
四　闘争体制の強化
一　職場闘争
二　産業別統一闘争
三　地域組織
四　地評の強化
五　中小企業労働者支援対策の強化
六　臨時工、臨時職員、組夫支援対策の強化
七　家族組合、居住者組織
八　青年婦人の活動と組織の強化
九　政府資本家の宣伝活動といかに闘うか
一〇　国内労働戦線の統一
一一　国際労働階級との提携
一二　総評組織の強化
むすび

われわれは如何に闘ったか
――成果と欠陥について――

一　労働運動のたかまり

1　原水爆の禁止を叫んだ八・六大会にはじまった平和運動は砂川軍事基地反対へと高まった。

また八単産共闘による賃上げ闘争の成果のうえに、全鉱、鉄鋼、全造船、全繊などの賃上げ闘争がおこり、好況の影響もあったが、その成果は年末闘争へと続いた。

これらの闘争と成果のうえに、官公労、民間労を一体とする春闘が組織された。戦後最大の統一メーデーはこの統一行動の上にたたかれた。国会では小選挙区法案、健康保険の改悪を粉砕し、参議院選挙では憲法改悪反対に必要な三分の一の革新議員をおくり出すことに成功した。この一年間、労働運動は前進した。なかでも春闘はわれわれに勇気と自信をあたえた。

春闘に対して独占資本とその政府は「デフレだから賃上げはできない」「企業競争のためには賃上げをがまんしよう」という生産性向上運動、賃金ストップのデマ宣伝をふりまいた。

しかし、凡ての労働者は、職場から闘いの力をつみ上げ、戦後最大の統一賃上闘争を仕組んだ。労働者が守勢を攻勢へ転ずる契機をつかんだことは最も評価すべきことである。

われわれのこのような評価は、全労働者の統一行動がすすんだという事実、労働者の団結なくして前進はありえないという意識をつよめたことにもとづく。春季賃上げ闘争に対する独占資本のあらゆる分裂工作をはねかえして、統一行動を前進させたことは自信をもって断言することができる。

2　春闘によって労働者階級の連帯性がつよまった。例えば、中小企業労働者へのカンパと支援闘争が高まり、賃上げができなかった中小企業労働者や国公、地公、その他に対し深い責任感をもったことなど、賃金格差がいかに賃上げの障害になったかを身にしみて経験したためとはいえ、連帯性の強化は今後の統一闘争をすすめる上での大きな前進である。

春闘では官公労、民間労組の交流が深まり、全国二百ヵ所にのぼる地域共闘がくまれた。また、そのまわりに中小企業労働者を組織化する気運が高まり、春闘の最も激しかった三月には一九〇の組織や合同労組が生れた。

3　国鉄を中心とする公労協の労働者は不十分ではあれ、賃金ストップを打破って調停案をださせ、炭鉱労働者は全山ロックアウトにもめげず、中労委第一次あっせん案をけって、プラスアルファーをかちとったが、このことは、かれらがどんなに圧力を加えようとも、労働者は不屈の精神をもって前進していることを示すものである。如何なる弾圧に直面しようとも、決してつぶれることのない産業別組織、これを基礎とした産業別統一闘争にわれわれは限りない自信をもつものである。ことに三鉱連、石原産業などの長期闘争が何ら組織的問題をおこさずに闘われたのは、過去における日産自動車や日鋼室蘭の教訓の上にたった統一行動の成長を示したものである。

4　八・六大会で日本労働者が国内の平和運動から国際的平和運動の舞台へと一歩ふみ出したことは大きく評価されるし、砂川の闘いでは大衆動員をもって柔軟に抵抗し、全国的に基地の農民とむすんで全国軍事基地反対連絡会議を組織した。基地反対を闘う抵抗体がつくられ、沖縄の同胞にこたえて、ただちに行動をもって応ずるところまでつよまった。平和の問題は、大衆の中にしみわたったのである。

5　これらの成長に見られるように労働者は、日本の民主勢力の先

頭に立ち、教育二法案、国防会議法案など反動諸立法に対決し反ファッショの闘いに立ちあがる力量を築きつつある。このため、日本の反動勢力が自民党内部の崩かいを恐れて小選挙区法案を引っこめ、労働者は憲法を守る三分の一議席を参議院でかくとくした。これはなによりも基地反対闘争、憲法改悪反対の闘いが職場で討議され、積極的に反動勢力に対決するだけの力を養い得たことを意味するものである。

二　さらに前進するために

日本の労働運動は、経済闘争、政治闘争の両面で大きな前進をとげた。統一行動の原則がすべての闘争をつらぬいている。しかし、なお反動資本に対決するためには、幾多の欠陥を認めざるを得ない。これ等を克服しない限り、労働者のより一層の前進はあり得ない。

1　この春、官公労、民間労組の統一闘争が組織されたが、なお、全労働者階級の連帯性は不十分であり、最低賃金制の統一目標を達成することができなかった。このため、はげしく攻撃された産業や、しわよせを受けている中小企業労働者の生活を守り得るほどには全体の闘いが発展しなかった。たとえ、現実の闘いの姿が、力量の限りの行動であったにしろ、この階級的連帯感を一層強めない限り闘いの前進も生活の向上もない。直ちに、地域の職場交流、労働者全体が連携し得る職場討論をまきおこし、この欠陥を精神的に克服せねばならない。

2　春闘は明らかに労働者の前進を示したが、一方では官公労、民間労すべての職場における職制の締めつけも強化されている。官公労においては、休憩中の職場大会すら、国家権力、政府与党の介入をうけ、座り込み、ビラ貼りも弾圧された。民間においても、生産性向上運動の名のもとに、配置転換、労働強化が多くの職場におこり、職場における政治活動の自由はもちろん、日常活動すら抑えられている。われわれは、このために職場闘争を高めたが、なお不十分であった。とくに職場の活動家が少ないこと、彼らを中心とする職場闘争が不十分であったことなど指摘できる。

レッドパージの恐怖からぬけ切れず職場の締めつけに対して大衆が納得する形で闘うことが弱かった。この弱点を克服するために活動家をふやし、彼等が交流と学習によって質を高め、職場闘争を強めていく努力が肝要である。

3　われわれは生産性向上運動に反対して闘う態度をあきらかにしたが、しかし独占資本のマスコミに対する闘いは必らずしも十分ではなかった。

力量の不足にもよるが、もっと産業別、企業別の宣伝力を有効につかう方法があった。

かれらは、権力と資本の力をもって洪水のようなマスコミを行い、労働者の「思想改造」を意図している。産業間、企業間のセクトを克服して、労働者階級の宣伝活動を強めなければならない。

4　春闘の成果も、生産性向上運動によって、独占資本が得た利潤に比較すれば、ものにならぬ程微々たるものである。それは「賃金とは何か」という闘う理論が十分に浸透せず「不況だから賃上げはできない、企業の競争にかつためには賃金は上げられぬ」という独占資本のマスコミが、労働者の思想にくいこみ、確信を弱めたからである。賃金行動綱領を職場、地域で早急に、しかも繰返し討論して、確信をつよめなければならない。

5　われわれの陣営は参院選挙において、五〇〇万票増加することができた。これは全体の政治意識が成長したことに基いている

が、さらにオルグが末端まで徹底したことも無視できない。職場の人々から「よく選挙のときはよくオルグにくるが、賃上闘争のときはなかなかオルグにきてくれない」という話を聞く。選挙における徹底したオルグ能力に自信を得て、今後はあらゆる闘いにこの力を発揮するよう努めなければならない。

2　全日本労働組合会議（全労・全労会議）

役　員（七月二八日改選）

議　長　滝田　実（全繊同盟）
副議長　古賀　専（総同盟）　福田　武（全映演）
書記長　和田春生（海員）

機関紙　「全労」旬刊

組　織　計　八組合

総同盟　六七八、六九二
全繊同盟　（除重複一二、三五七）
海　員　二四二、三一七
自動車労連　三〇九、九八〇
全映演　八三、九一一
日駐労　一〇、二〇四
東北電労　二、七一七
中部電労　一一、五二八
活　動　一三、六六五
　一六、七二七

二月二四日　第二回評議会、春闘とは別に独自の賃金闘争方針、また労働時間短縮で一週四二時間制の達成へ。

六月七日　第三回評議会、労働時間短縮など当面の主要問題について。

七月二六―二八日　第三回定期全国大会。

一一月二〇日　第一回評議会、賃金闘争などについて。

一九五六年度運動方針

まえがき

第一部　賃金・労働時間・雇用・生産性

一　賃　金

1　賃金額の引上げ　2　賃金体系の制度　4　賃金闘争の闘い方

二　労働時間

1　一週四二時間労働制のねらい　2　対抗して　3　時間短縮闘争実践のために

三　雇用対策

1　雇用対策の出発点　2　雇用問題の現実的処理のために

四　生産性

1　生産性とその向上結果　2　生産性向上運動の意義　3　回避できない生産性向上の影響　4　判断の指標として

第二部　主要日常活動

一　全労会議拡大と活動の充実（左掲）

二　国際的活動

1　国際自由労連・産業別国際組織・主義勢力の影響に対する闘争　2　国際共産　ILO

三　社会保障と福祉対策

1　労働者保険　2　職業病対策　3　私設退職年金制度　4　福祉活動一般

四　労働関係法の改善

1　経営陣並びに保守勢力の野望　2　改悪阻止・改善の闘い

五　民主政治の擁護

1　民主政治の危険　2　民主政治擁護の闘争　3　選挙活動の重視と政治意識の高揚

第三部　独立議題

一　核兵器禁止に関する件

二　日ソ国交回復に関する件

三　沖縄問題解決促進に関する件

全労会議拡大と活動の充実

1　前年度方針の踏襲

全労会議の拡大強化については、新加盟組織の増加と加盟組合の組織拡大、地方会議の組織促進、未組織分野の組織化、中小企業労働者の組織対策、本部機構の充実による日常活動の強化などの各部面にわたって、これを推進するため、昨年度運動方針において採択した諸方策を、引続き基本的方針として努力を行う。

2　戦線統一

とくに民主的労働戦線統一に関する昨年度大会の決定は、今日においても不変の原則である。ソ連路線の変化に即応し左翼勢力の統一戦線戦術は、より一層微笑の度を加え、統一に名をかる勢力の拡大と影響力の強化を策する動きが、最近とみに激しくなってきた。しかし、このような動向の如何にかかわらず、全労会議指導方針の影響力を広めることが、その強化と拡大を図り、全労会議とりもなおさず戦線統一完成への道であるとの確信が、過去二年余にわたる全労会議の活動とその経緯、並びにわれわれの経験によって、益々固められた。全労会議の拡大強化に対する努力が大きければ大きいほど、全労会議組織外の組合内部に、労働運動の民主化と正常化にとって逐次好ましい変化が目立ってきている。このことは、われわれの主張を一貫してきた自由にして民主的な諸原則に立脚し真に組合員の利益を図る方針のもとに広汎な組織を結集して、わが国運動の大統一完成に対する可能性の増大を意味するものである。

3　全労会議の任務

この全労会議の拡大強化に関して、全労会議の性格と任務についての若干の誤解が、いまなお組織の内外に存在し、ために、幾分の混乱を生じている事例に注目し、これを払拭するための努力が必要であると考える。全労会議は、その憲章に明示されている如く、組合会議として労働組合の全国中央団体の位置を占めるものである。従って、憲章の目的にそいつつ、加盟組合相互間の協力の促進、争議等に対する助言と必要な援助の促進、国際的な友好団体との連絡提携、政府や政策に対する発言、立法活動、労働運動一般にわたる指針並びに資料等の提供、事件あるいは情勢の変化に対する見解の調整もしくは態度の発表、教育や調査活動を通ずるサービス等に本来の任務があり、団体交渉や争議等に対し加盟組合に統制を加え、或いはこれらの争議について加盟組合の意志の合一または協調を基礎とし、争議や闘争に対する関与は、加盟組合等からの要請の限度内で行われる。これらは組合会議として全国中央団体本来の在り方であるが、戦後の日本労働運動においては、産別会議から結成後左傾した総評に引継がれたように、統一闘争を名目とした全国中央組織の手による権力的引回しの弊が根強く、その被害を蒙りつつ、なお傘下組織の中で引回しを待望する矛盾した傾向もある。全労会議は、全国的中央団体の任務を正しく遂行し、適切な指導方針による啓発と加盟組合に対する奉仕、加盟組合の協力を基礎とした組織外大衆へのサービスによって、影響力

を拡大し正しい協力関係の場を拡張するものである。

4　全労地方会議の任務

この全労会議の性格と任務は全労地方組織に対しても、そのまま地方的に適用されるものである。全労会議は、地方会議或いは地方会議に準ずる組織に対して、かつての産別会議や総評の地評に対する如く、公式的にも非公式的にも指令や行動の強制を行うことはない。従って地方会議に参加する加盟組合の地方組織もしくは支部組織が、その組織の方針及び中央からの指令と、全労――地方会議の線を通ずる方針との摩擦に困惑するが如きは、全労会議の場合は絶対に起り得ない。地方会議は、全労会議憲章に定める諸原則のもとに、全労会議本部から便宜の供与と援助を受けつつ自由且つ自主的に加盟組織間の合意を前提として相互協力が進められ、地方的な活動を行う存在である。

5　組織拡張と産別整理

また一部に誤解として従来いわれてきたような、全労会議と加盟組合間の組織的競合は、事実上あり得ないはずである。それがあたかも存在するかのように取り扱われているとすれば、関係当事者の何れか又は双方の理解の食い違いがあることに基く。例えば、全労会議或いは地方会議に加盟する一組織が、産別整理や地方的合同等によって、全労会議加盟の他組織に合流し或いは合体していく努力を、全労会議としては当然に歓迎し促進することはあっても、これを阻害することはあり得ない。従って民主的労働運動の拡大強化と産業別的組織統一の過程において、組織の技術的取扱上、全労会議現加盟組合の何れかの組織に統一して然るべきものが、中央または地方で、先ず全労会議に加盟し全労会議を舞台として、協力提携関係の強化、統一への努力を続ける道が選ばれたとしても、そのことは組織の競合とみなすべきものと性質を異にする。どのような手段が適当とされ選ばれるかは、それぞれの実情に応じ、関係組織間の協議と全労会議の助言によって相互理解に基きその都度妥当な処理を行うべきである。

6　本部書記局専門部の拡充

全労会議の影響力の拡大により、民主的労働運動を広く助長するためには、先ず積極的な宣伝オルグ活動が望まれる。同時に全労会議自体として、中央団体たるの任務と役割を積極的に果し、全労会議に対する信頼度をさらに高めるためには、本部書記局機構及び専門部の内容的充実、とくに調査及び教育出版活動の強化充実が一段と図られなければならぬ。

7　各種委員会の強化

また専門委員会並びに関連機構の整備及び活動の促進はとくに必要であり、当面の重点的目標は、常設機関である政治活動委員会のほか左の通りとする。

(イ)　社会保障委員会――当面する健康保険の改革を中軸とする医療保障制度の確立、来るべき厚生年金制度の改正について、その資料整備と立法活動を中心にして諸般の社会保障関係対策を行う。

(ロ)　法規対策委員会――予想される労働基準法の改悪、労働関係諸法令の改悪企図に対し、進んで改善の具体策を樹て、調査研究と資料の整備、組織内外に対する教育及び啓蒙宣伝を中心とする。

(ハ)　最低賃金委員会――この運動方針に基く最低賃金制の具体案を立案し、資料を整え関係立法活動を促進する。

(ニ)　生産性委員会――生産性に関する諸問題の研究調査、教育啓蒙と向上運動に対する一般的な助言等を中心とし、生産性向上運動を図ろうとする公私の機関と連絡および必要な相互協力

を進める。

（ホ）　全労青婦協――全労会議自体の直接的内部機関ではないが、青年婦人問題と教育文化に関する大衆活動の重大性に鑑み、これを全面的に推進する。

8　人的財的補強

以上の諸活動を有効に行うため、その原動力となる人的財的充実について、加盟組合に対し一段の協力を要請する。とくに専従的役員もしくはオルグ級本部書記局員の派遣が望まれる。また財政措置については憲章附表の改正による会費引上げは今回見送るが、会費増額に準ずる成果を挙げるような収入増の措置について加盟組合の負担を要請する。その具体策は、別途次年度予算案で提出する。

3　日本労働組合総同盟（総同盟）

役　員（一一月六日改選）

会　長　金正米吉（大阪）

副会長　基　政七（造船総連）　斎藤茂雄（全炭鉱）　村尾重雄（造船総連）

総主事　古賀　専（造船総連）

機関紙「労働」旬刊　二四二、三一七

組　織　計（除重複一七二、一九八）

全炭鉱　四四、六〇四

全金同盟　六四、〇四三

造船総連　二八、四六二

全化同盟　三一、八〇一

全食品同盟　一三、八〇〇

全土建同盟　一、四六二

全交運同盟　六、〇五九

港湾準備会　一、九一六

新三菱重工労組　二二、三一九

総同盟県連　二〇〇、〇四九

活　動

二月一五―一六日　第一回中央委員会、当面の組織活動方針。

九月四―五日　第二回中央委員会、当面向上運動推進など当面の活動方針。

一一月四日―六日　第一一回全国大会。上半期闘争推進、生産性一九五六年度運動方針

まえがき

世界の動きと日本

一、われわれをめぐって政治はどう展開しているか

二、われわれをめぐる内外経済の新しい展望

三、自由な労働運動の前進

新年度の闘いをどう押し進めるか

一、労働条件向上と産業民主化の闘い

二、生産性向上運動の具体的展開

三、労働基本権を守る闘い

四、減税と社会保障の闘い

五、相互扶助体制の確立と職場環境の改善

六、中小企業労働者と臨時工を守る闘い

七、組織の強化と労働戦線の統一（左掲）

八、正しい政治活動の展開

九、教育文化活動と青婦対策の強化

一〇、本部活動の強化

むすび

組織の強化と労働戦線の統一

一　総同盟組織第一主義の確立

組織の強化ということは、組合員が同じ方向にあるいは同一目標の下に一致して行動できるように努力することである。すべての組織は何らかの程度に値しないが、何らかの程度において、その組織は強い組織ということができるし、組織強化ということが徒らに叫ばれる必要もなくなる。

一つの組織が完全な統一化がなければ、それは組織というに確立がなければならないし、闘争目標や闘争方式についても、みんなが納得できるものでなくてはならないが単的にいえば、どんな激しく議論しても決定されたことは、何事によらず忠実にそれを守るということであり、組合員の一人一人が必ず実践するという意欲を持つことである。

従来、わが同盟は、画一的闘争の弊害を防止することを尊重してきた。この自主性の尊重ということが、あらゆる場合を通じて拡大解釈されたり、或いは悪用されるがごときことがあるならば、それは大きな誤りであることはいうまでもない。もし、加盟組合の自主性ということが組織としての統一的行動を阻害することもあるならば、総ての組織にとっての重大問題であることもいうまでもない。

組織である以上は、つねに、その統一性を高めることに努力が続けられなければならないし、組織の問題についての一致した行動をとりうるよう平常から訓練が必要である。このことは今更強調するまでもないことである。が、参議院選挙の教訓を生かす上からも、当面の目標として総同盟組織第一主義を確立することである。

具体的には

(1)　総同盟の基本方針の徹底、労働組合主義の認識をひろめる活動を積極的に推進する。

(2)　総同盟としての一体的活動の強化をはかる。

(3)　各産別の強化と共に地方組織の確立、拡充をはかると共に質的向上に努力する。

(4)　日常活動における動員等についても、一段と積極的に推進することによって行動的意欲をたかめるよう努力する。

(5)　教宣活動を通じて、組合意識の徹底をはかると共に、総同盟に対する理解を深め、確信を与えるよう努力する。

(6)　その他、あらゆる角度から組織第一主義を強化する。

二　全労と労働戦線の統一

全労も第三回大会を迎えたが、今日においては民主的労働戦線統一への拠点としてその評価も漸次高まりつつある。

全労自体の内部体制の確立ということが、わが総同盟都府県連組織との重複的様相も現われている。これは、全労が現在のところそれぞれ特徴を持つ組合の連絡協議体としての性格のものであり、総同盟は産業別的に地方的に強固な攻守同盟体としての性格のものであることの相違が十分に理解されなかったり、それぞれの特徴が十分に発揮されないところから、部分的には競合的様相も現われているが、これらの問題については中央、地方においてそれぞれ調整に努力すると共に、本同盟は組織第一主義の旗印の下に総同盟の強化拡大のために努力すると共に全労を拠点とする民主的労働戦線の統一のためにも積極的に協力すべきである。

なお全労は、現在日本の労組にとっての最大の課題である生産性向上運動をめぐる労組の動向を迅速に把握して、民主的労働戦線統一の拠点としての立場から積極的な運動を展開すべきである。

る。本同盟もその推進力としての役割を果すべきであり、民主的労働戦線の拡大のためには、社会党政権の実現する可能性も強まっての推移如何によっては、社会党政権の実現の重要な課題に直面するであろう。いるが、社会党政権が実現した暁には、労働組合は多くの重要な現われるであろうが、本同盟は本案の基本的方針に基いて対処する。

三　国際労働運動との提携協力

本同盟はすでに国際自由労連に加盟しているがこんごも、国際自由労連との協力を緊密にすると共にＩＣＦＴＵ加盟の各国組合とも有好関係を深めると共にＩＬＯの地域的活動にも協力し労働者の国際的団結により、労働者の社会的地位の向上と世界平和の確立のために闘う。

4　全国産業別労働組合（新産別）

役　員（一〇月一四日改選）

委員長　佐藤楽造（全機金）

副委員長　石垣卯一（全機金）　藤枝　章（新化学）　日下部秀太郎（京都）

書記長　落合英一（本部）

機関紙　「新産別」旬刊

組　織　計　四組合一地連

全機金　三六、一三五

新化学　一九、八二二

全建労　七、〇四九

東京中小企業労組（東中労）　五、九五五

京都地方連合会（全機金との重複を除く）　四二九

活　動

二月二一―二二日　拡大中央委員会、の情勢に対する態度と闘い。

一〇月一三日―一四日　第八回定期全国大会。

一九五七年度運動方針

一　一般情勢

一、緊張緩和の持続発展　二、ソ連の変化とその影響　三、中間的安定を迎えた自由世界　四、日ソ交渉と国内政局　五、全面化したわが国の経済好況　六、攻勢の時期を迎えた労働戦線

二　当面の諸闘争

一、賃金を引上げ、労働時間を短縮する闘い　二、生産性問題に関する闘い　三、中小企業労働者と臨時工を守る闘い　四、社会保障を拡大し権利を守る闘い　五、減税と物価引上げ反対の闘い　六、日常闘争　七、組合の政治活動と政党との関係　八、独立と平和の闘い　九、統一戦線（左掲）

統一戦線

一　統一戦線は、資本家階級に対抗する闘いに階級的な力の集中を行う段階と情勢に合わせて、具体的に提起し、実践することが戦線統一運動であらねばならない。

二　われわれが昨年の大会で打出したいによる戦線統一運動は、昨年末に長の更迭を中心として、総評内部のたのであるが、現主流派の志向したかった。現主流派は指導権をとるや、自分たちの唱えてきた方向を極度に緩和して、いわゆる総評、全労、新産別の話合は完全に頓挫した。事務局イニシアは現主流派に帰し線に総評の動きが発展しな否や、平和勢力派のとってきた路線に追随した。

三　このため統一戦線を可能にする最低の条件たる総評、全労の関係を好転させることに失敗した。それまで労働基準法改悪反対の懇談会、国会闘争連絡会議の成立、社会保障改悪反対闘争のための話合い、その他二三の個々の問題ごとの話合いの進み方によって、われわれの唱えてきた共闘の持続的な発展が着実に進み、ある程度統一戦線運動に入れる条件ができていた。

これが総評大会における幹部交代によって、その可能性を一層大きくした。にもかかわらず大会後の総評は、依然たる総評路線に動いてきたので条件は次々とこわれてしまった。すなわち砂川闘争における総評関与の方法をめぐり、全国軍事基地反対闘争連絡会議、労農連絡会議など、政治カンパの主催の仕方において、賃金は階級間の力関係によって決定すると規定した賃金行動綱領をめぐって、前記三者話合いによる共闘の諸条件が、次々にこわれてきた。そして昨年の十一月に起った総評藤田議長の中国視察中における総工会との「中国日本両国労組間の友好と団結の問題に関する協定」調印に至って、全労の非難声明となり、話合いによる統一に終止符をうった。続いて今年一月、総評の春闘スケジュールに対する全労の反対決議となって、対立を一層悪化させてしまった。

その後事態が改善されるどころか、三者間のいずれからの発意による共闘も、不可能な状態が続いている。そして今年の全労・総評両大会は、この不可能を事実において裏付けてしまった。

四　総評と全労のこのような対立の発展は、必然的に中立諸組合を中間に安定させる傾向を生じ、ゆるいながら一定の利害のもとに結び合う協議会を成立させようとするに至った。

五　われわれは、このような難しくなった状態のなかで、統一戦線に関するわれわれの見解を、再び明確にしなければならない。

（イ）　いまの段階の統一戦線は、その目標が組織の統一――団体間の合同――にあるのではなく、団体間の共闘の持続的な発展にある。

（ロ）　ただ団体間の話合いを、総評、全労、新産別としていたが、今後は中立組合の協議会（ないし準備会）にもよびかけねばならない。

（ハ）　共産系組合の除外は、今日といえども四者話合いの最低条件たるを失わない。

（ニ）　団体間の話合いによってのみ、広汎な大衆間の共闘の条件を作るのであって、この話合いを無視し、または軽視して、大衆間の結合を進める下からの「統一行動」は排除されねばならないこと、従前どおりである。

六　中央の話合いによる統一戦線運動が足ぶみし、全く停滞している現状においても、地方においては、それぞれの地方的な問題、あるいは独立と平和の闘争、社会党との共闘、その他相互間の援助等のため、共闘は絶えず行われるし、また行わねばならない。だがその場合、あくまで統一戦線の基本線に沿うことというまでもない。

七　地方の場合は、最も具体的な共通の課題のもとに、共闘が行われ、この共闘による友好関係の確立を図り得る。闘争の相互支援、軍事基地反対、選挙の共闘、災害時の救援、文化、体育厚生活動等の交流、その他それぞれその地その地に生ずる共闘は、地方の創意によって自発的に行ってゆく。ただこの場合、地方の組合間の関係が必ずしも均等でないから、その事情に従った考慮を加えて行けばよい。

また地方によっては、地方における業種間の共闘が可能であるし、特に民間の各業種にわたって共闘を組めるような課題も少くない。

したがって共闘は、われわれの基本線と矛盾することなく、幅広く多面にわたって行えるし、また行わねばならない。

八　金属、化学、土建等の産業別ないし業種別共闘も、現実の事情においては戦線統一の好ましい方法と形態たり得る。だがこの場合、これらの産業別ないし業種別組合が所属している団体間の基本線をふみ超えたりすると、かえって共闘の関係が逆転することを念頭におかねばならない。

九　われわれの主体性の強化なくして、どん底の悪条件に落ちた統一戦線への諸条件を新しく生み出すことはできない。この悪条件を克服する積極的な努力においてこそ、われわれの主体性が強化されるのである。故に本年度においては、われわれは次の如く努力目標をたてる。

(イ)　総評と全労の両端への開きを拡大して半永続的な原則的な対立を固定させる一切の傾向を抑制するよう、総評、全労に対して働きかける。

(ロ)　社会党と組合との協力機関においてもこのことに留意し、調整の役割に任ずる。ただしわれわれが基本的にもっている方針は枉げない。

(ハ)　絶えず統一への新しい条件の発見と、その条件を成熟させて行くことに努めなければならないが、どん底の悪条件から新しい条件への気配を作るためにも、時機をみて共闘の場を見出すことに一つの提唱を行い、場合によっては懇談会その他の話合いを主催する。

一〇　国際提携については、国内の戦線の統一を中心に対処して行く。世界労連とは提携することなく、国際自由労連とは主として各国の労働組合と連けいを通じて、現状に応じた提携をしてゆく。

一一　しかし、われわれの国際提携の中心は、アジアにおける各国の労働組合との友好の増進にある。この場合も共産系組合との関係は結ばない。

ただし中国総工会については、日中国交回復を進める立場からも、対共産系組合において一律にみることなく、もっぱら国内の統一を配慮の上で弾力的に対処する。

5　全日本産業別労働組合会議（産別会議）

役　員（七月二九日改選）

議　長　市川福平（全金属）
副議長　外園隆久（全医協）
事務局長　杉浦正男（全金属）
我妻佐武郎（全金属）

機関紙　「産別情報」不定期　一二、〇七八
組　織　計　二組合　九、九九七
全金属　二、〇八一
全医協

活　動

七月二八―二九日　第六回大会、七年ぶりにひらかれ、経過報告を承認（組織運動の項参照）、行動綱領を採択。

行動綱領

一　賃金水準を全面的にひきあげ最低賃金制を確立するためたたかう
二　労働強化、スピード・アップに反対して闘う
三　安全設備の万全と職場の衛生状態の改善のために闘う
四　八時間労働を厳守させさらに週四〇時間を目標に闘う

五　失業に反対し、雇用の増大のために闘う
六　婦人および年少者の保護のため闘う
七　労働者の文化水準を引上げ、健全な文化教育スポーツの発展のため闘う
八　労働組合の権利をまもり、これを拡大するために闘う
九　政府、資本家負担による社会保険の確立をめざして闘う
一〇　重税、高物価に反対し、賃金の購買力を引上げるために闘う
一一　世界平和をまもり日本の自主権を回復するために闘う

B　地方組織

総評地方組織	二五九、五六七
全北海道労働組合協議会	三五、〇〇〇
青森県労働組合会議	四五、〇〇〇
秋田県労働組合会議	五〇、〇〇〇
岩手県労働組合総連合	三五、〇〇〇
山形県労働組合評議会	三三、八〇〇
宮城県労働組合評議会	七六、八九三
福島県労働組合協議会	三九、〇〇〇
群馬地方労働組合評議会	五〇、〇〇〇
栃木県労働組合会議	五一、〇〇〇
茨城県労働組合連盟	八〇、〇〇〇
埼玉県労働組合評議会	四三、二〇〇
千葉県労働組合協議会	一九六、一八〇
東京地方労働組合評議会	八八、〇〇〇
神奈川県地方労働組合評議会	三二、〇〇〇
山梨県労働組合総連合会	七五、〇〇〇
新潟県労働組合協議会	五七、六九二
富山県労働組合評議会	三二、〇〇〇
石川県労働組合評議会	三〇、〇〇〇
福井県労働組合評議会	七二、一四二
長野県労働組合評議会	四〇、八六一
岐阜県労働組合協議会	六〇、〇〇〇
静岡県労働組合評議会	一五〇、〇〇〇
愛知県地方労働組合評議会	四五、〇〇〇
三重県労働組合協議会	二二、七一〇
総評滋賀地方評議会	七〇、〇〇〇
総評京都地方評議会	二〇〇、〇〇〇
総評大阪地方評議会	一八、〇〇〇
奈良県地方労働組合評議会	五一、三〇〇
和歌山県地方労働組合評議会	九九、〇八一
総評兵庫県地方評議会	三一、五〇〇
鳥取県労働組合協議会	四三、五〇〇
岡山県労働組合総評議会	二三、一一〇
島根県労働組合協議会	六九、九五三
広島県労働組合会議	六〇、〇〇〇
山口県労働組合評議会	三〇、〇〇〇
総評香川県地方評議会	三〇、〇〇〇
徳島県労働組合評議会	六〇、〇〇〇
総評愛媛県地方労働組合評議会	二〇〇、〇〇〇
高知県労働組合総評議会	二三、七二八
福岡県労働組合総評議会	三三、〇〇〇
佐賀県労働組合総評議会	七一、〇〇〇
長崎県労働組合評議会	

大分県労働組合評議会　四〇、〇〇〇
熊本県労働組合総評議会　五四、〇〇〇
宮崎県地方労働組合評議会　四二、五七七
鹿児島労働組合評議会　四〇、〇〇〇
総同盟県連合会　二一、四四五
福島県連合会　〇、〇四九
群馬県連合会　一、八二七
埼玉県連合会　七、八五二
千葉県連合会　七、一九四
東京都連合会　一一、八一六
神奈川県連合会　二四、〇〇七
三重県連合会　四八七
京都連合会　二、〇二八
大阪連合会　四四、九四七
兵庫県連合会　二七、八六六
岡山県連合会　一〇、一四七
広島県連合会　七、二四九
徳島県連合会　二、三八四
福岡県連合会　一二、六七〇
長崎県連合会　一八、一三〇

C　鉱業

6　日本炭鉱労働組合（炭労）

役　員（五月一五日改選）
委員長　原　茂（北炭平和労）
副委員長　藤岡三男（三井三池職）　野口一馬（杵島労）
事務局長　古賀　定（三井三池労）
機関紙　「炭労新聞」週刊　「月刊炭労」月刊　「調査と資料」月刊
組　織　計
北海道地方本部　二〇〇、四四一
常磐地方本部　七三、四三九
山口地方本部　四、一一六
九州地方本部　九、〇五九
三井鉱山社員労連　一一〇、七六四
その他　二、二三四
八二九
活　動
賃上げ闘争については争議の項参照。
五月九―一五日　第一五回定期大会、期末、企業整備反対、労働法改悪等でスト権を確立。
一〇月一八―二二日　第一六回臨時大会、賃金・期末闘争方針等。
一二月六日　スト規制法反対で全山一斉時限スト。

7　全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）

役　員（四月一一日改選）
委員長　田畑金光（常磐地本）
副委員長　斎藤茂雄（常磐地本）　川畑忠孝（長崎地本）　森峰三郎（福岡地本）
書記長　重枝琢巳
機関紙　「全炭鉱」旬刊
組　織　計
福岡地方本部　四四、六〇四
佐賀地方本部　一〇、六七八
長崎地方本部　四四三
常磐地方本部　一四、一八八
一八、五五三

その他
活　動
四月九―一一日　第三回大会、運動方針。
8　全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱連）
役　員（二月四日改選）
委員長　原口幸隆（住友別子）
副委員長　沢田政治（三菱尾去沢）　神長一毛（日鉱大雄院）
書記長　中村福満（三井三池）
機関紙　「ぜんこう」週刊
組　織　計
北海道地方本部　六九、〇九一
奥羽地方本部　三、〇八九
秋田地方本部　五、六五五
東北地方本部　二、一九六
関東信越地方本部　二、一二四
東海北陸地方本部　九、八七四
近畿中国地方本部　二、三六四
四国地方本部　三、二一〇
日鉄鉱業労連　一、〇二七
中外鉱業労連　一、九四一
三井金属鉱業労連　四九九
同和鉱業労連　八、六一六
住友金属鉱山労連　六、四一三
三菱金属鉱業労連　八、一七二
その他　一一、三六二
活　動　二、五四九
二月一―四日　第二六回定期全国大会、春季賃上げ闘争方針。
九月二四―二八日　第二七回定期大会、春闘自己批判と今後の闘い。

D　金属産業

9　日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）
役　員（三月二五日改選）
委員長　西口義人（八幡）
副委員長　今田義之（鋼管川鉄）　花里泰明（富士室蘭）
書記長　門間吉信（鋼管鶴鉄）
機関紙　「鉄鋼労連」旬刊　「調査月報」不定期
組　織　計
日本鉄板労働組合　一二〇、七二二
日本高周波鋼業労組　一、八八二
関東地方協議会　五一五
関西地方協議会　二五、七四三
東海地方協議会　二九、七四七
九州地方協議会　三、四七二
その他　三七、四六三
活　動　二一、九〇〇
三月二二―二五日　第八回定期大会、一九五六年度運動方針。
九月二一―二二日　第九回臨時大会、賃金・退職金闘争方針。
賃金・退職金闘争については争議の項参照。
10　全国金属労働組合（全国金属）
役　員（一〇月一五日改選）
委員長　椿　繁夫（大阪）
副委員長　鈴木寅雄（東京）　高野　実（本部）
書記長　北川義行（本部）

機関紙　「全国金属」旬刊「調査月報」不定期　八三、五七一
組織計　二六、九八六
東京地方本部　一四、六七四
大阪地方本部　一一、四〇四
愛知地方本部　八、〇二七
兵庫地方本部　三、六二五
京都地方本部　三、六五五
石川地方本部　九七一
山形地方本部　四、〇六四
神奈川地方本部　一、七八九
愛媛地方本部　一、五一七
長野地方本部　一、九六九
静岡地方本部　七〇八
千葉地方本部　七〇二
古河鉱業足尾製作所労連　三、四八〇
その他
活動

一〇月一三―一五日　第七回全国大会、一九五七年度運動方針。

11　全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）

役員（五月一七日改選）
会長　前田種男（大阪ダイハツ）
副会長　宮本勇（岐阜）井堀繁雄（埼玉）
主事　天池清次（神奈川）
機関紙　「全金同盟」
組織計
東京金属労働組合　六四、〇四三
群馬金属労働組合　四、四六三
埼玉金属産業労組同盟　七四七
千葉金属労働組合　四、六六〇
東京製鋼労働組合　三一一
小松製作所労働組合　一、一一三
神奈川金属労働組合　二、七九一
岐阜県金属労連　二、〇一七
大阪金属労働組合　二七二
兵庫県金属産業労組同盟　二一、四九八
その他　三、四七二
活動　二、六九九
五月一六―一七日　第六回全国大会。

12　全国機械金属労働組合（全機金）

役員（五月二二日改選）
委員長　石垣卯一（豊和工業）
副委員長　細見義雄（三菱下丸子）
書記長　大谷徹太郎（本部）
組織計　四、六六〇
活動　一、三一一
五月二一―二二日　第七回定期大会。

13　全日本金属労働組合（全金属）

役員（一〇月二七日改選）
委員長　吉田明（大阪）　一、一一三
副委員長　原隆治（神奈川）　二、七九一
書記長　阿部英輔（東京）　二、〇一七
機関紙　「金属労働者」週刊　二七二
組織計　四、四九八
東京支部　三、四七二
石川秀之（不二越）　二、六九九
一九、八二二　九、九九七
三、三三九

埼玉支部　二、二六六
神奈川支部　一、〇五〇
千葉支部　一三四
栃木支部　一三
茨城支部　三三二
長野支部　四〇
静岡支部　六〇
愛岐支部　七〇〇
三重支部　二六〇
大阪支部　一、八〇三
活動
一〇月二五―二七日　第八回定期大会、金属戦線統一促進を含む運動方針。

14　全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）

役員（五月三一日改選）
委員長　塩治竹雄（日本電気）
副委員長　田中哲次郎（日立）　寺村一義（富士通）
書記長　間野金之助（東芝）
機関紙　「電機労連」半月刊　一一八、五八八
組織計　三一、一三一
東京地方協議会　七、一七七
神奈川地方協議会　六五五
茨城地区協議会　六三二
東北地区協議会　四四二
信越地区協議会　一五、七六二
関西地区協議会　五八〇
愛岐地区協議会
三重地区協議会
九州地区協議会
日本楽器労働組合　一六、二九六
東芝労連　六、〇六〇
日本電気労連　一〇、二三六
山洋電気労連
日立製作所労組総連合
その他
活動
五月二八―三一日　第四回定期大会。

15　全日本電線工業労働組合（全電線）

役員（七月二八日改選）
委員長　石井猪之助（古河横電）
副委員長　尾畑幸作（住友大労）
書記長　深山弥三郎（昭和）
機関紙　「全電線」半月刊　一、四六七
組織計　二、五八四
関西支部　二、一六五
その他　六、四七〇
活動　二一、二〇八
七月二六―二八日　第一〇回定期大会。

16　全国造船労働組合総連合（造船総連）

役員（八月二九日改選）
委員長　基　政七（新三菱）　二六、三一七
副委員長　中藤初男（三井）　一、七九四
書記長　古賀　専（本部）

機関紙　「造船労働」旬刊

組織　計　二八、四六二
神戸鋼船労働組合　二一三
その他　二八、二四九
活動
八月二七―二九日　第六回定期大会。
17　全日本造船労働組合（全造船）
役員（四月二七日改選）
委員長　溝口光治（川崎）
副委員長　佐藤善吉（横船）
書記長　小西平三郎（広島）
機関紙　「全造船」週刊
組織　計　五八、六五七
活動
二月二〇―二一日　第三九回中央委員会、労働条件総さらえ闘争。
四月二四―二七日　第一七回定期大会。
八月二三―二四日　第四一回中央委員会、賃上げ方針。
賃上げ闘争については争議の項参照。
一一月九―一〇日　第四二回中央委員会。
18　日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）
役員（四月二九日改選）
委員長　宮家愈（日産）
副委員長　村上芳雄（日産）　木村重登（大阪日産）　青山弘司（大和工業）
書記長　佐藤哲郎（日産）
機関紙　「自動車労連」月刊
組織　計　一〇、二〇四
活動
四月二九日第二回定期大会、全労会議加盟決定。
19　車輌産業労働組合連合会（車労連）
役員（六月七日改選）
委員長　吉本泰男（川崎車輌）
副委員長　多田友吉（汽車東京）　越田文夫（近畿車輌）
事務局長　本郷徳次（川崎車輌）
組織　計　一一、七四〇
汽車会社労連　二、四八〇
その他　九、二六〇
活動
七月五―七日　第五回大会。

E　化学産業

20　化学産業労働組合同盟（化学同盟）
役員（六月一九日改選）
委員長　山花秀雄（本部）
副委員長　井田十郎（日華ゴム）　和久保雄（兵庫化学）
書記長　若宮光三（本部）
機関紙　「化学同盟」不定期
組織　計　四一、六四四
北海道地方化学労連　一、四一二
関東地方化学労連　六、四五〇
静岡県化学労組同盟　四三八
化学同盟京都府連合会　二、七三四
関西化学産業労連　五、〇一四
兵庫県化学産業労連　七、七〇
九州化学産業労組同盟　五、二〇二

横浜ゴム労組　三、四二七
東海ゴム労組　四二二
神奈川地方化学労組　四、七二七
ブリジストン労連　二、一九六
中国地方化学産業労組同盟　一、〇〇一
その他　八五一

活　動

六月一八―一九日　第六回定期大会、合化労連との統一方向。

21　全国化学労働組合同盟（全化同盟）

役　員（八月二一日改選）

会　長　村尾重雄（大阪一般化学）
副会長　小林通夫（武田薬工）石井清次（日本セメント）
主　事　中島桂太郎（東洋高圧）臣定雄（塩野義製薬）
機関紙　「全化同盟」月刊
組　織　計

関東一般化学労組　三一、八〇一
日本セメント労働組合　四、六〇四
大阪一般化学産業労組　四、四七三
大阪瓦斯労働組合　一二、一七六
武田薬工労連　三、四〇九
大阪曹達労連　四、八八二
岡山化学産業労連　四二三
その他　一、五六〇
　二七四

活　動

八月二一―二二日　第五回定期大会。

22　全化学産業労働組合連合（新化学）

役　員（五月一七日改選）

委　員　長　藤枝　章（鉄興社）
副委員長　小林米夫（徳山ソーダ）
書　記　長　柿本隆義（鶴見ソーダ）
組　織　計

鉄興社労働組合　七、〇四九
その他　二、二一一
　四、八三八

活　動

五月一六―一七日　第六回定期大会。

23　合成化学産業労働組合連合（合化労連）

役　員（七月二八日改選）

委　員　長　太田　薫（宇部窒素）
副委員長　是枝忠治（東洋高圧）臣定雄（塩野義製薬）
書　記　長　西野六郎（東北肥料）
機関紙　「合成化学」週刊
組　織　計

日本油脂労連　九七、六五七
日本曹達労連　二、八〇七
保土谷化学労連　四、一四一
ラサ工業労連　一、〇二五
帝国化工労連　四五二
日本油脂地方社員労連　三八九
日窒鉱業労連　七五五
塩野義製薬労働組合　六九二
住友化学労働組合　二、二九一
田辺製薬労働組合　一〇、八八四
藤沢薬品労働組合　一、七七七
新潟硫酸労働組合　九一九
　五八三

信越化学労働組合　二、一二八
小西六労働組合　三、三二五
日絆薬工労働組合　三四三
日本カーボン労働組合　六五八
東洋酸素労働組合　二七〇
東京合同労働組合　五八四
山之内製薬労働組合　七八一
日産化学労働組合　五、七四一
東海電極労働組合　一、一一九
東洋高圧労働組合　七、五七八
日本カーリット労働組合　八四三
日本化薬労働組合　三、七八四
日東化学工業労働組合　一、二六五
富士フイルム労働組合　四、四二六
南海化学労働組合　二九九
その他　七九八

活　動

二月一―二日　第一一回臨時大会、春季賃上統一闘争方針（春季闘争については争議の項参照）。
四月二五―二六日　第二〇回中央委員会。
六月八―九日　第二一回中央委員会。
七月二五―二八日　第一二回定期大会。
一〇月四―五日　第二三回中央委員会。
一二月一一―一二日　第二三回中央委員会、賃上要求方式一律プラスアルファ（二、〇〇〇円）プラスベーター。

24　全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）

役　員（八月二日改選）

委員長　池谷吉春（王子製紙）
副委員長　鈴木誠市（北日本製紙）
書記長　土橋昭富（北越製紙）

機関紙　「紙パ労連」週刊　「調査月報」月刊　「調査資料」月刊

組　織　計

十条製紙労働組合　四七、七〇七
本州製紙労働組合　五、二三一
王子製紙労働組合　四、三一三
三菱製紙労働組合　四、三〇九
北越製紙労働組合　二、五八三
北越製紙労働組合　二、七四八
国策パルプ労働組合　二、五二四
山陽パルプ労働組合　二、一三八
東北パルプ労働組合　一、九〇九
興国パルプ労働組合　三、六九〇
日本パルプ労働組合　一、四六三
日本紙業労働組合　一、二一六
高崎製紙労働組合　一、一六九
日本加工製紙労働組合　六一一
北海製紙労働組合　一九〇
連合紙器労働組合　一八四
その他　一三、四二九

活　動

三月五―六日　第二六回中央委員会、賃上げ闘争方針。
五月二八―二九日　第二七回中央委員会、夏季一時金。
七月三一日―八月二日　第一五回定期大会。
一〇月二五―二六日　第二八回中央委員会、秋季・年末・春闘方針。

25　全国石油産業労働組合協議会（全石油）

役　員（六月改選）
委員長　磯村博輔（日石）　一八、一四二
副委員長　菊地清一（昭石）　四、九九六
書記長　細野昇司（帝石）　四、二一六
機関紙　「全石油」旬刊　二、〇九三
組織　計　一、九五五
全国石油鉱業労働組合（帝石）　一、七四八
日本石油労働組合　一、三三〇
丸善石油労働組合　六八三
昭和石油労働組合　三一七
東亜燃料工業労組　四五
三菱石油労連　七五九
大協石油労働組合
日本石油運送労組
大同石油労働組合
その他

26　全国瓦斯労働組合連合会（全国ガス）

役　員（五月二一日改選）
委員長　奈良部時春（東京ガス）　一二、五四一
副委員長　平林　鏡（東邦ガス）　二二五
書記長　大門　亨（東京ガス）　六、七四二
機関紙　「全国瓦斯労働」旬刊　七〇〇
組織　計
北海道瓦斯労働組合
東京瓦斯労働組合
東瓦労働組合
静岡瓦斯労働組合
広島瓦斯労働組合
西部瓦斯労働組合
その他
活　動
一月一二日　第三回中央委員会。
五月二一―二二日　第一二回年次大会。
七月一九―二〇日　第一回中央委員会。
一〇月一二―一三日　第二回中央委員会。

27　全国セメント労働組合連合会（全国セメント）

役　員（四月二六日改選）
委員長　家成広行（豊国セメント）　一八四
副委員長　岩崎正次（彦根セメント）　三一三
書記長　甲斐浩一郎（梅崎）　八二六
機関紙　「全国セメント」旬刊　三、五五一
組織　計
日本セメント労働組合　一九、三〇三
小野田セメント労働組合　四、四七三
秩父鉱業労働組合　四、一七七
その他　六八
活　動　一〇、五八五
四月二四―二六日　第一一回定期大会。

F　繊維産業

28　全国繊維産業労働組合同盟（全繊同盟）

役　員（六月二二日改選）
会　長　滝田　実（日清紡）

副会長　越智義次郎（倉レ）高山恒雄（日紡）
書記長　斎藤　勇（本部）
機関紙　「全繊新聞」週刊　「繊維労働」不定期　「繊維経済」月刊　三〇九、九八〇
組織計　一三一、五二五
綿紡部会　七一、七七二
化繊部会　三六、六三六
羊毛部会　一〇、八〇四
麻部会　七二四
生糸部会　五四、八三五
地方繊維部会　三、六八四
その他
活動
一月三〇―三一日　第二回中央委員会、当面の闘争方針、東洋紡除名。
六月二〇―二二日　第一一回定期大会。
六月二七日　化繊賃上闘争で闘争宣言。
七月六日　化繊スト権確立、七日スト通告。
七月一三日　化繊スト寸前に解決に向い、スト中止。
八月二三日　高屋織物争議（夏季一時金）無期ストに入る。五二日間のストを経て会社解散問題も起り法廷闘争に入る。
九月一一日　日本繊維産業会議発足、労使話合いの場。
一〇月八―九日　第一回中央委員会、時短、一時金闘争方針。

29　全国蚕糸労働組合連合会（全蚕労連）

機関紙　「全蚕労連」半月刊　三〇、五九五
組織計　九一三
須藤製糸労働組合　二三五
埼玉製糸労働組合　一、二三五
昭栄製糸労働組合　二、三三六
片倉労働組合　八、二九四
笠原製糸労働組合　八四七
天竜社労働組合　八七七
郡是労働組合　七、五九三
その他　八、五〇〇
活動
四月二五―二六日　第一五回定期大会。

30　全国麻産業労働組合協議会（麻労協）

役員（一〇月六日選出）
議長　好川平輔（帝麻）
副議長　横川　清（東麻）
事務局長　未定
組織計　三、七〇〇
帝国製麻、東京麻糸、ほか二労組参加
活動
一〇月六日　全麻労連解散、麻労協結成。

G　食品産業

31　全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）

役員（六月一六日改選）
委員長　涌井寅松（群馬）
副委員長　横山富司（宝酒造）斎藤憲太郎（ヤマサ）

書記長　六迫栄治（本部）　一三、八〇〇
機関紙　「全食品同盟」月刊　五、九三六
組織　計　六、三六八
全国酒類労連　三〇六
全国味噌醤油労連　二六四
日東製粉労働組合　二二
東京食品労連　四二
千葉県食品労連　三二八
愛知県食品産業労連　一七六
その他
活動
六月一五―一六日　第一〇回全国大会。

32　全日本食品産業労働組合協議会（全食労協）

役員（一九五五年一一月一〇日改選）
議長　萩原正美（水労協）　二八、七〇〇
副議長　染谷繁（野田従組）　一〇、〇七一
事務局長　西牧武（全麦労連）　五、五二七
機関紙　「全食労協」不定期
組織　計　六組合
全麦労連　二八、七〇〇
水労協　一〇、〇七一
全森永労組　五、五二七
明治製菓労連　七、二〇〇
野田醤油労組　三、一〇〇
昭和産業労組　二、〇〇〇
　八〇〇

33　全国麦酒産業労働組合連合会（全麦労連）

役員（一九五五年一〇月一七日改選）
委員長　本田安太郎（キリン）　一〇、〇七一
副委員長　尾谷大三郎（朝日）和久井金治（日本）　五、〇一〇
書記長　西牧武（日本）　二、五七五
機関紙　「全麦労連」隔月刊　二、四四三
組織　計　四三
日本麦酒労働組合
朝日麦酒労働組合
キリンビール労働組合
その他

34　水産冷凍労働組合協議会（水労協）

役員（一九五五年八月七日改選）
議長　萩原正美（大洋漁業）　五、五二七
副議長　谷村高司（日本水産）阿部統一郎（日本冷蔵）　二、二二九
事務局長　安増三郎（日本冷蔵）　八一〇
機関紙　「ニチレイ」月刊　一、二九五
組織　計　一、一九三
日本冷蔵労働組合
大洋漁業従業員労働組合
大洋漁業職員労働組合
その他

35　全専売労働組合（全専売）

役員（九月二日改選）
委員長　佐藤新次郎（郡山）　三九、七二九
副委員長　久我正明（金沢）
書記長　早野松生（臼杵）
機関紙　「全専売新聞」五月刊
組織　計

高崎地方部　一、八八五
宇都宮地方部　一、九四三
仙台地方部　三、二九三
郡山地方部　二、〇一七
札幌地方部　八三三
名古屋地方部　八四〇
高槻地方部　三、〇一七
京都地方部
広島地方部　一、七五七
岡山地方部　二、三四六
高松地方部　一、八一五
福岡地方部　一、五四三
鹿児島支部　二、〇二八
徳島支部　一、八九八
高知支部　三七五
大阪支部　一九四
熊本支部　一、一二一
その他　八一三
　　一二、〇一一

活　動

春季闘争については官公の争議の項参照。
四月二六―二七日　第一九回中央委員会。
八月三〇日―九月二日　第九回全国大会。
一一月一六―一七日　第二〇回中央委員会。

36　アルコール専売労働組合（アルコール専売）

役　員（五月三〇日改選）

委員長　武司獅郎（本省）
副委員長　師岡和彦（千葉）
書記長　青木金治郎（本省）

機関紙　「アルコール」旬刊
組　織　計
活　動
五月二八―三〇日　第五回定期全国大会。

H　文化産業

37　全国映画演劇労働組合（全映演）

役　員（一〇月一六日改選）

委員長　福田　武（東宝）
副委員長　八木久夫（東宝）　井床国夫（東宝）　坂井武夫（東宝）
事務局長　伊藤義雄（東宝）

機関紙　「全映演」月刊
組　織　計
活　動
一〇月一六日　第一一回定期大会。

38　映画演劇労働組合総連合（映演総連）

役　員（一〇月二〇日改選）

議　長　黒田武一郎（新東宝）
副議長　間島三樹夫（舞芸）　萩原辰雄（松竹）
事務局長　香取洋介（大映）

機関紙　「映演総連」月刊
組　織　計
　短編連合　八、五九一
　東映労働組合　二七一
　大映労働組合　九一八
　新東宝労働組合　一、三七四
　　八〇四

その他　五、二二四
活動
一〇月一九―二〇日　第五回全国大会。
39　全印刷局労働組合（全印刷）
役員（五月一七日改選）
委員長　木村末吉（小田原）
副委員長　三沢牧男（王子）
書記長　高橋平三郎（滝野川）
機関紙　「全印刷」旬刊　七、三四〇
組織計
活動
五月一四―一七日　第一八回定期大会。
40　全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）
役員（六月一七日改選・九月一八日補選）
委員長　林正三（東京書籍）
副委員長　早川五郎（凸版）　大久保憲（大阪）
書記長　高橋武（共同）
機関紙　「全印総連」旬刊　一六、五三八
組織計　九、八一二
東京地方連合会　四、二六四
大阪地方連合会　一、六八一
長野地方連合会　四一九
愛知地方連合会　三六二
その他
活動
二月一七日　第六回中央委員会、春季闘争方針。
六月一六―一七日　第四回定期大会。
九月一七―一八日　第七回中央委員会。
41　日本新聞労働組合連合（新聞労連）
役員（六月一三日改選）
委員長　藤村昌男（朝日）
副委員長　水口謙一（西日本）　久保一郎（毎日）
書記長　師岡武男（共同）
機関紙　「新聞労連」半月刊　二七、〇五六
組織計
活動
六月一一―一三日　第七回定期大会。
42　日本放送労働組合（日放労）
役員（八月八日改選）
委員長　遠山寛一郎（関東）
副委員長　後藤一夫（九州）
書記長　坂倉孝一（関東）
機関紙　「日放労」週刊　七、三二八
組織計　七四九
中部支部　五〇五
中国支部　六六一
九州支部　五九五
東北支部　五〇八
北海道支部　三一〇
その他
活動
八月六―八日　第二二回中央大会。
43　日本民間放送労働組合連合会（民放労連）
役員（一九五五年二月一一日改選）　四、

委員長　草間矩之（文化放送）
副委員長　秦　豊（ラジオ九州）　鏑木賢一（新日本放送）
書記長　井上章和（ラジオ東京）
機関紙　「労連ニュース」月刊
組織計
北海道放送労働組合　三、一三四
新日本放送労働組合　二六九
長崎放送従業員組合　二五六
その他　七八
二、五三一

一　通信業

44　全逓信従業員組合（全逓）

役員（八月二二日改選）
委員長　野上元（千葉郵便）
副委員長　宝樹文彦（浅草郵便）　高柳常雄（佐賀特定）
書記長　大出俊（鶴見郵便）
機関紙　「全逓新聞」週刊
組織計
北海道地方本部　二一八、〇一三
東北地方本部　一六、三七二
信越地方本部　二四、四四九
北陸地方本部　一二、四七五
東海地方本部　六、八九三
近畿地方本部　二二、〇三四
中国地方本部　二八、七三五
四国地方本部　二〇、七二五
九州地方本部　一一、二一〇
関東地方本部　三〇、八五六
活動
八月一八―二二日　第八回定期大会。

45　全国特定局従業員組合（全特定）

役員（六月六日改選）
委員長　中村勉（静岡）
副委員長　河村栄太郎（東京）　降矢敬雄（山梨）
書記長　伊藤文義（福岡）
組織計
福井地区本部　一〇、二九六
大阪府南部支部　二二二
その他　七五三
活動　九、三二一
六月五―六日　第五回定期大会、国際自由労連加盟決議。

46　全電波従業員組合（全電波）

役員（五月一一日改選）
委員長　大坂家武敏（四国）
副委員長　荒井初雄（東京）
書記長　栗田昭二（本省）
機関紙　「全電波」旬刊
組織計　四四、二六四
活動
五月九―一一日　第九回定期大会。

47　全国電気通信労働組合（全電通）

役員（七月二七日改選）
委員長　山村貞雄（東京市外）
副委員長　大仲康雄（熊本）　二、五九五

書記長　大木正吾（関東通信局）
機関紙　「全電通」週三回刊
組織計
北海道地方本部　一五二、〇三九
東北地方本部　八、六七二
関東地方本部　一二、〇二八
信越地方本部　三九、二五二
北陸地方本部　六、五一七
東海地方本部　五、三八三
近畿地方本部　一七、二八六
中国地方本部　二六、九二四
四国地方本部　一一、九六三
九州地方本部　六、三三四
活動
二月六―八日　第一〇回中央委員会、春闘方針。
四月一八―一九日　第一一回中央委員会。
五月五日　千代田丸出航拒否事件で本社支部三役に解雇通告。
七月二三―二七日　第九回定期大会。
一〇月四―六日　第一二回中央委員会。

48　国際電信電話労働組合（国際電電）

役員（三月七日改選）
委員長　高野久吉（東京電報）　二、一二三
副委員長　清水茂徳（東京電報）
書記長　小池富雄（東京電報）
機関紙　「国際電電」旬刊　三、〇六三
組織計　九四〇
近畿地方協議会
その他
活動
三月六―七日　第九回定期大会。
九月二九―三〇日　第一〇回臨時大会。

J　木材建設業

49　全日本建築産業労働組合協議会（建築労協）

役員（一二月二〇日選出）
議長　服部正美（全建設省）　六六、〇七六
副議長　布施兵五郎（土建総連）　三四、五二二
事務局長　永利明喜（国鉄）　一五、一〇四
組織計　六組合　八、〇〇〇
土建総連　一、八〇〇
全建労（建設省）　六、三五〇
国鉄労組建築協議会　三〇〇
全逓本社支部建築協議会
全電通本社支部建築部会
東京合同木材労組
他にオブザーバーとして
日建協
活動
一二月二〇日　結成大会、建築労組の連絡協議機関として発足。

50　全国土建一般労働組合同盟（全土建同盟）

役員　一一、七四五
会長　土井直作
組織計　一、四六二
大夕張一般労組本部　三七〇

石川県土建一般労連　二二六
その他　八六六

51　全国土建産業労働組合連合会（全建労）
役　員（一九五五年八月二三日改選）
会　長　江口利作（長崎）
副会長　明石亀太郎（東京）　宮野恒造（岩手）　山崎文太郎（佐賀）
書記長　加藤忠由（東京）
機関紙　「全建労通信」月刊　五、九五五
組　織　計　一、九四一
東京都連合会　一、一四三
田川建設労働組合　一、四一六
佐賀県土木建築労連　一、四五五
その他

52　全国土建労働組合総連合（土建総連）
役　員（九月一八日改選）
委員長　布施兵五郎（愛知建設）
副委員長　藤田真弘（杉並労組）　久保　武（神奈川県連）　鈴木正明（名古屋土建）
書記長　唐沢平治（東京土建）
機関紙　「建設労働者」半月刊　三四、五二二
組　織　計　一、一四〇
山形県土建労連　二、三四五
埼玉県建設労連　五八〇
群馬県土建労連　七、六七九
土建総連東京都協議会　二、七三九
神奈川県建設労連
小田原地方建設労連
土建産業労組長野県連
愛知県大工労連
愛知県建設作業労働組合
三重県土建労働組合
滋賀県土木建築労連
兵庫県建設労連
その他

活　動
九月一七―一八日　第五回定期大会。

53　日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）
役　員（七月八日改選）
議　長　佐藤辰夫（藤田）
副議長　大本正彦（間）　宮尾璨正（木田）
事務局長　佐藤　彰（清水）
機関紙　「日建協ニュース」月刊　一一、七四五
組　織　計
活　動
七月七―八日　第三回定期大会。

54　全国土建労働組合同盟（全国土建）
役　員
委員長　秋口広吉（杉並建築）
組　織　計　一五八
東京建設労組同盟　四、四〇七
その他　五八四
55　全日本電気工事労働組合協議会（日電工）
役　員（六月改選）　二、六〇九　五、三五四　四三七　二七一　八七八　八三　二、四六一　五〇五　八、

議　長　萩原利男（関東）　六、一〇二
機関紙　「日電工ニュース」不定期　二、二四四
組　織　計　三七五
関東電気工事労働組合　七九三
北陸電気工事労働組合　一、七五〇
近畿電気工事労働組合　三一四
中国電気工事労働組合　三五九
南海電気工事労働組合　二六七
伊予電気工事労働組合
その他

56　全日本自由労働組合（全日自労）

役　員（一〇月六日改選）　一五〇、三三九
委　員　長　渡辺仙一郎（福島）　八、九八一
副委員長　持場栄吉（神奈川）　植松藤作（福島）　一、〇七二
書記長　野村広武（神奈川）　一、二三一
機関紙　「じかたび」旬刊　一、二〇四
組　織　計　七七四

北海道地方本部　三、七二四
青森県支部　一、七八二
岩手県支部　一、二六五
宮城支部　九五九
秋田支部　一〇四九
福島支部　東京支部　八二六
茨城支部　神奈川支部　四、八一一
栃木支部　新潟県支部　三、三六二
群馬県支部　富山県支部　一、七二八
千葉県支部　静岡県支部　九三五
東京支部　三重県支部　一、八七四
神奈川支部　愛知県支部　五、〇三一
新潟県支部　関西地方協議会　三三、六四八
富山県支部　鳥取県支部　九二七
静岡県支部　石川支部　一、〇九八
三重県支部　福井県支部　一、七八八
愛知県支部　長野県支部　三、三〇五
関西地方協議会　岐阜県支部　二、七〇二
鳥取県支部　島根県支部　九九二
石川支部　岡山県支部　四、八八〇
福井県支部　広島県支部　四、二八二
長野県支部　山口県支部　二、九九三
岐阜県支部　徳島県支部　一、七三五
島根県支部　香川県支部　二、七四六
岡山県支部　愛媛県支部　二、一〇二
広島県支部　福岡県支部　二〇、五六八
山口県支部　佐賀県支部　一、三六七
徳島県支部　長崎県支部　三、三八四
香川県支部　熊本県支部　四、二九五
愛媛県支部　宮崎県支部　二、七三一
福岡県支部　埼玉支部　一、二三四
佐賀県支部　山梨県支部　五三四
長崎県支部
熊本県支部
宮崎県支部
埼玉支部
山梨県支部

高知県支部　二、一四一
大分県支部　四、〇三〇
その他　二一三
活動
一〇月三―六日　第一一回定期大会、総評加盟決定。

K　金融業

57　全国金融機関労働組合協議会（全金融）

役員（八月二五日改選）
議長　速水正一（全生保）
副議長　上田利輝（全損保）田中儀一（全外連）石川清（全相銀連）
事務局長　岡部正也（全損保）
機関紙　「全金融」不定期
組織　計　五組合　一四一、一九四
地銀連　三〇、〇〇〇
全外連　三八、九七二
全生保　三〇、〇四七
全損保　二七、七四八
全相銀連　一四、四二七
活動
八月二五日　定例大会、全相銀連が新加盟。

58　市中銀行従業員組合連合会（市銀連）

役員（七月二八日選出）
委員長　浦辻健夫（第一）
副委員長　井多美寿（協和）青木久男（住友）
事務局長　佐藤公夫（三和）
機関紙　「市銀連ニュース」半月刊
組織　計　七八、〇〇〇
活動
四月二八日―五月一日　全銀連第二一回臨時大会で、三菱、富士、住友、三和、東海、第一の六行提案による規約改正案を否決される。
五月三〇日までに七組合五万が全銀連を脱退。後に脱退二組合を加う。
七月二六日　全銀連第二三回臨時大会で解散。
七月二七―二八日　市銀連結成大会。

59　全国地方銀行従業員組合連合会（地銀連）

役員（七月二八日選出）
委員長　池田頼一（四国）
副委員長　高橋啓次郎（東邦）
書記長　太田代恒之（岩手殖産）
機関紙　「地銀連」半月刊
組織　計　三〇、〇〇〇
活動
三月一三―一五日　全国地銀協臨時総会、市銀六行の全銀連規約改正提案に対する要請を行う。
六月二八―二九日　全銀連第二二回全国大会、市銀九組合脱退のため組合員六万七千となる。
七月二六日　全銀連第二三回臨時大会で解散。
七月二七―二九日　地銀連結成大会。

60　全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）

役員
委員長　真保康生

組　織　計　五、四七三
三菱信託銀行従連　一、〇一九
住友信託銀行従連　五一〇
その他　三、九四四

61　全国相互銀行従業員組合連合会（全相銀連）

役　員
委員長　石川　清（東京相互）
副委員長　古茂田慎一（福島）　後藤照生（西日本）
書記長　坂井　茂（常磐）
機関紙　「全相銀連」月刊
組　織　計　一四、四二七
岐阜相互銀行職員組合　六六〇
長崎相互銀行従業員組合　六七九
九州相互銀行従業員組合　八三六
その他　一二、二五二

62　全国生命保険労働組合総連合会（生保総連）

役　員（三月二三日改選）
委員長　速水正一（全生保）
副委員長　田中義一（全外連）　石川金平（全外連）
書記長　山本悠夫（全生保）
機関紙　「生保総連」
組　織　計　二組合　六九、〇一九
全生保　三〇、〇四七
全外連　三八、九七二
活　動
三月二三日　第五回臨時大会。

63　全国生命保険労働組合連合会（全生保）

役　員
委員長　速水正一（第一生命）
副委員長　遠藤万市（日本生命）　秋吉次雄（日本生命）　下川寛（三井生命）
書記長　金井寿三郎（安田生命）
機関紙　「全生保」月刊
組　織　計
千代田生命内勤従業員組合
日産生命保険相互会社内務職組
朝日生命内勤職員組合
明治生命内勤従業員組合
日本生命労働組合
その他

64　全国生命保険外務労働組合連合会（全外連）

役　員（六月二二日改選）
委員長　田中義一（明治）
副委員長　石川金平（日本）　古山喜作（千代田）　河内理一（大阪府連）
書記長　矢島雄司（日産）
機関紙　「全外連」不定期
組　織　計
住友生命外務職員組合
日本生命労働組合
その他

65　全日本損害保険労働組合（全損保）

役　員（一〇月二六日改選）
委員長　上田利輝（大正）

副委員長　大塚　修（安田）　鈴木俊治（東海）　岡部正也（日動）
書記長　畑　豊明（日動）
機関紙　「全損保」旬刊　「調査時報」　二三、七四八
組織　計　一、四四三
運動　九月三〇日―一〇月一日　第三回定期大会。一般合同を通じて総評加盟の方針。　四三九
労働部　七六五
第二部
千代田支部　一、六七六
大成火災支部　二、三七五
大東京火災支部　一、〇九四
同和支部　九四九
富士火災支部　一、八二二
興亜火災支部　一、八〇五
共栄火災支部　一、一六七
日動火災支部　一、五七九
日本火災支部　一、六五三
日新支部　二、四四〇
住友海上支部　一、九五四
大正支部　二、五八七
東京海上支部
安田火災海上支部
その他
活動
三月一日　第二一回中央委員会、給与対策。
七月二六日　第二二回中央委員会。
一〇月二五―二六日　第一一回定期大会。

66 全国証券労働組合協議会（全証労協）

役員（一〇月一日改選）
議長　河本　伍（大阪）
副議長　船橋元則（名古屋）
事務局長　佐藤武志（東京）
機関紙　「声」
組織　計　一、〇三六
活動
九月三〇日―一〇月一日　第三回定期大会。一般合同を通じて総評加盟の方針。

L 電気産業

67 日本電気産業労働組合（電産）

役員（一九五五年六月二日改選）
委員長　神山清喜（九州）
副委員長　小川照男（中国）
書記長　坂本貞一郎（東北）
機関紙　「電産」旬刊
組織　計
東北地方本部　九、一一二
中国地方本部　三〇五
九州地方本部　四、一四〇
四国地方本部　四、六四三
二四
活動
三月二―三日　第一一回中央臨時大会、今後の組織方針。
五月二四―二五日　第八回中央執行委員会、北海道、関東、関西の電労との統一方針を承認。

68 全国電力労働組合連合会（電労連）

役員（八月一日改選）
会長　向井長年（関西）
副会長　中村利次（東京）

事務局長　高橋福雄（中国）　一一七、八七一
機関紙　「電労連」旬刊　五、五五三
組織計　一三、六六五
北海道電力労働組合　二八、五六五
東北電力労働組合　五、七〇七
東京電力労働組合　一六、七二七
北陸電力労働組合　二一、五七九
中部電力労働組合　七、七一三
関西電力労働組合　五、八三五
中国電力労働組合　一二、五二七
四国電力労働組合
九州電力労働組合
活動
七月三一日―八月一日　第三回定期大会。

M　交通運輸業

69　全日本交通運輸労働組合協議会（全交運）

役員（九月一五日改選）
議長　久保政吉（都市交通）　一三四、三七四
副議長　伊坪福雄（全旅労連）　四六、六〇一
（機労）青木敏（海員）　六七、九二〇
倉本節雄（全港湾）　一二、六五五
藤原由蔵（全日通）　一七、〇二七
事務局長　太田末男（国鉄）　二〇、二六一
機関紙　「全交運」　一、九〇〇
組織計　一一組合　一、八〇〇
国鉄労組
機労

八〇五、二八二
三六八、六〇五
五〇、二二八

私鉄総連
都市交通
全日通
全自運
全旅労連
海員
全港湾
日本交通公社労働組合
運輸省全陸運職員組合
活動
九月一五日　第一三回定期委員会。

70　国鉄労働組合（国鉄労組）

役員（八月一八日改選）
委員長　小柳勇（門司）　一三四、三七四
副委員長　土門幸一（秋田）　四六、六〇一
書記長　鈴木清（東京）　六七、九二〇
機関紙　「国鉄新聞」週刊「国労時報」　一二、六五五
組織計　一七、〇二七
釧路地方本部　八三、九一一
旭川地方本部　二〇、二六一
札幌地方本部　一、九〇〇
青函地方本部　一、八〇〇
盛岡地方本部
仙台地方本部
秋田地方本部
新潟地方本部
水戸地方本部

「調査資料」月刊　三六八、六〇五
四、五五九
八、二五三
一八、三四六
八、六〇六
一二、〇五一
一四、八一〇
一一、六五六
一二、九二五
七、〇六一

高崎地方本部	九、一五二
千葉地方本部	六、九六八
東京地方本部	六二、六七三
長野地方本部	九、九一九
静岡地方本部	一四、〇八九
名古屋地方本部	一八、一四五
北陸地方本部	一〇、一五七
南近畿地方本部	一一、八三五
大阪地方本部	三〇、九六五
米子地方本部	六、四八二
岡山地方本部	七、九七六
広島地方本部	二一、三四九
門司地方本部	三〇、九二七
大分地方本部	四、〇三六
熊本地方本部	四、五〇八
鹿児島地方本部	五、六一五
四国地方本部	一〇、七八五
福知山地方本部	四、七五七

活動

二月四―六日　第四二回中央委員会、春季闘争方針。春季闘争については官公労の争議の項参照。

四月三―五日　第四三回中央委員会。

八月一三―一八日　第一五回定期大会。

一〇月三〇日―一一月一日　第四五回中央委員会、要員闘争、新賃金要求。

71　日本国有鉄道機関車労働組合（機労）

役員（五月一七日改選）

委員長	黒川与次郎（大阪）
副委員長	中村順造（広島）
書記長	兼高隆（岡山）

機関紙　「機関車新聞」週刊　「機労文化」月刊

組織計　五〇、二二八

釧路支部	九五二
旭川支部	一、六八六
札幌支部	三、〇七八
青函支部	一、一七五
盛岡支部	二、九〇六
秋田支部	一、二三九
仙台支部	二、八八六
新潟支部	二、一六〇
高崎支部	二、三八九
水戸支部	一、〇五三
千葉支部	一、一八八
東京支部	三、一九九
長野支部	二六二
静岡支部	一、二三四
名古屋支部	一、八五六
金沢支部	二、三〇三
大阪支部	三、四三四
天王寺支部	二、〇五七
福知山支部	五二〇
米子支部	一、二一四
岡山支部	二、一九六
四国支部	一、二八〇

広島支部　三、四九五
門司支部　四、二九一
大分支部　八三〇
熊本支部　三一四
鹿児島支部　一、〇三一

活　動

二月一三―一五日　第一八回中央委員会。賃金闘争の項参照。
五月一四―一七日　第六回全国大会。
一〇月一〇―一二日　第二〇回中央委員会。

72　日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）

役　員（八月二三日改選）

委員長　堀井利勝（釧路臨港）
副委員長　山野井薫（東武）
書記長　安恒良一（西鉄）

機関紙　「私鉄新聞」週刊　「私鉄月報」不定期　一三四、三七四

組織計　一、七四九

北海道地方連合会　三、八九八
東北地方連合会　三九、四五六
関東地方連合会　五、一九八
北陸地方連合会　二〇、一三七
中部地方連合会　四一、一八五
関西地方連合会　三、六二八
中国地方労働組合　三、九六二
四国地方連合会　一五、一六一
九州地方連合会

活　動

二月二日　第一八回臨時大会、一・一以降賃金闘争推進。なお賃金闘争については争議の項参照。
四月一九―二〇日　第五回中央委員会、年間臨給闘争方針。
八月二一―二三日　第一九回定期大会。
一一月七―八日　第二回中央委員会、三二・一賃金第二次討議要綱。

73　日本都市交通労働組合連合会（都市交通）

役　員（七月二〇日改選）

委員長　久保政吉（横交）
副委員長　三添嘉平（東交）
書記長　西尾堅二（神交）

機関紙　「都市交通」月刊　四六、六〇一

組織計　三、六二三

京都交通労働組合　二、八一五
横浜交通労働組合　六五七
長崎県交通労働組合　三九、五〇六
その他

活　動

七月一九―二〇日　第一〇回定期大会。

74　全国交通運輸産業労働組合同盟（全交運同盟）

役　員（一九五五年一〇月二七日選出）

会長　古賀　専
副会長　加賀爪謙治　難波確一
書記長　逸見隆一

組織計　六、〇五九

国際自動車タクシー労組　一七三
神奈川交通運輸労連　四三〇
大阪自動車運輸労組　二、一六六

岡山県交通運輸労組協議会　一、八二〇
その他　一、四七〇

75　全国通運労働組合協議会（通運労協）

役　員（八月改選）
議　長　鬼頭秀雄（全日通）
副議長　大月信治（新潟丸運）後藤康雄（名古屋通運）津島由明（備後通運）
事務局長　鈴木正清（全日通）
機関紙　「全通運」月刊　九八、〇〇〇
組織計　六七、九二〇
全日通　三〇、〇〇〇
その他一三〇組合
活動
三月八―九日　結成大会。

76　全日通労働組合（全日通）

役　員（五月二七日改選）
委員長　鬼頭秀雄（関西）　六七、九二〇
副委員長　花田徳一（中部）藤原由蔵（関東）　七、四九七
書記長　鈴木正清（四国）　四、四三九
機関紙　「日通労働」週刊　一二、四一〇
組織計　五、〇六九
北海道地区本部　一二、三五七
東北地区本部　一二、四六〇
関東地区本部
新潟地区本部
中部地区本部
関西地区本部
中国地区本部
四国地区本部
九州地区本部
活動
五月二二―二七日　第一一回定期全国大会、新賃金二、〇〇〇円引上げ要求。
一一月六―七日　第九回臨時全国大会、賃金調停案の有利解決へスト権確立。

77　全国自動車運輸労働組合連合会（全自運）

役　員（一〇月二四日改選）
委員長　引間博愛（東貨労）　一二、六五五
副委員長　山田　重（愛知）山内棹示（京都）出口乙三（三重）　五、二〇五
事務局長　武井義正（本部）　三四六
機関紙　四一〇
組織計
東京貨物運送労働組合　一、五八八
三多摩運輸労働組合同盟　一、五六六
群馬県貨物自動車労連　七八二
愛知県自動車運輸労連　二六五
兵庫県自動車運輸労連　七六
大阪自動車運輸労働組合　八六五
和歌山運送労働組合　五六六
福岡県自動車運輸労組　三七七
三重県貨物自動車労連　六〇九
東武通運労働組合
京都府貨物自動車労組
その他

活　動　一〇月二三―二四日　第七回定期大会。
78　全国旅客自動車労働組合連合会（全旅労連）
役　員（六月一五日改選）
委員長　伊坪福雄（関東帝都）
副委員長　小阪純三（大和）ほか五名
書記長　石田数栄（関東国際）
機関紙　「全旅労連」隔月刊
組　織　計　一七、〇二七
北海道交通労連　三〇二
宮城県タクシー労連　二一五
関東旅客自動車労組同盟　九、七八五
静岡県旅客自動車労組同盟　四七三
愛知県旅客自動車労組同盟　二、四六六
京都タクシー労働組合同盟　一、五四六
大阪旅客自動車労組同盟　一、八〇〇
その他　四四〇
活　動　六月一五日　第一〇回年次大会、八時間労働制の確立へ。
79　海運産業労働組合中央協議会（海運労協）
役　員
議　長　陰山　寿（海員）
組　織　計　六組合
全造船　一七〇、六一六
海　員　五八、六五七
全海連　八三、九一一
全港湾　四、九三一
運輸省全海事　二〇、二六一
運輸省全港建　一七〇、六一六
80　全日本海運労働組合連合会（全海連）
役　員（五月二二日改選）
委員長　臼井兼男（三菱海運）　二、一四八
副委員長　石井孝三（三井船舶）　七〇八
書記長　小西進六（大阪商船）
機関紙　「全海連」月刊
組　織　計
日本郵船労働組合　忠彬（日本郵船）
大阪商船労働組合　四、九三一
その他　五八二
81　全日本海員組合（海員）
役　員（一〇月一三日改選）　八三二
組合長　陰山　寿　三、五一七
副組合長　中地熊造　青木　敏
機関紙　「船員しんぶん」週刊　「海員」月刊
組　織　計　八三、九一一
活　動　一〇月九―一三日　第一五回定期大会。
82　全日本港湾労働組合（全港湾）
役　員（五月三一日改選）
委員長　兼田富太郎（大阪）　二〇、二六一
副委員長　倉本節雄（関東）
書記長　佐藤清一（東海）
機関紙　「港湾労働」半月刊
組　織　計

北海道地方本部　三、三三六
東北地方本部　八七〇
日本海地方本部　一、三四三
関東地方本部　九一三
東海地方本部　三、六三四
大阪地方本部　三、九四八
神戸地方本部　一、六八六
四国地方本部　一、〇三九
九州地方本部　三、二七三
その他　二一九

活動
五月二九―三一日　第一回全国大会。

83　日本港湾労働組合連合会（日港労連）

役員（三月一七日選出）
委員長　古賀勲（浜港労連）
副委員長　池田吉松（大阪船内）犬飼松一（名古屋港湾）河原平蔵（川崎港湾）
書記長　伊藤一三武（浜港労連）
組織計　七、〇五〇
活動
三月一六―一七日　結成大会。東京、横浜、川崎、神戸、名古屋、大阪の六港沿岸船内荷役労働者を結集。

84　全国港湾労働組合同盟準備会（港湾準備会）

役員
代表者　久恒定雄
組織計　一、九一六
関東港湾労働組合同盟　一、九一六

85　全日本倉庫運輸労働組合同盟（全倉運）

役員（三月二四日改選）
委員長　小杉耕司（帝産倉庫）
副委員長　谷口重一（三菱倉庫）田中恒吉（渋沢倉庫）
書記長　酒巻栄正（乾倉庫）
機関紙　「全倉運」半月刊
組織計
東京地区連合会　五、五四八
神奈川地区連合会　二、一〇一
東海地区連合会　四〇八
大阪地区連合会　三〇八
九州地区連合会　二三五
住友倉庫労働組合　六七
川西倉庫従業員組合　九九二
三井倉庫労働組合　三三五
その他　八七九
　二二三

N　教育

86　日本教職員組合（日教組）

役員（五月一四日）
委員長　小林武（北海道）
副委員長　今村彰（愛媛）宮之原貞光（鹿児島）
書記長　平垣美代司（大阪）
機関紙　「教育新聞」週刊「教育情報」旬刊「教育評論」月刊　五九三、一一七　三〇、八五六　九、五一三
組織計
北海道教職員組合
青森県教職員組合

秋田県教職員組合　九、四〇一
岩手県教職員組合　一〇、二三五
山形県教育労連　九、五六二
宮城県教職員組合　一〇、八四二
福島県教職員組合　一五、六五三
栃木県教職員組合　九、九一〇
全群馬県教職員組合　一〇、七一五
茨城県教職員組合　一二、一七九
埼玉県教職員組合連合　一五、八五四
千葉県教職員組合　一六、〇五九
東京都教職員組合連合　四四、八一二
神奈川県教職員組合　一五、一三九
山梨県教職員組合　五、七〇〇
富山県教職員組合　六、八三二
石川県教職員組合　六、五一一
長野県教職員組合連合会　一三、八四一
静岡県教職員組合　一四、九四一
新潟県教職員組合　一七、四〇三
福井県教職員組合　六、〇三七
岐阜県教職員組合　一二、三九四
愛知県教員組合　一七、四五八
三重県教職員組合　一〇、三九八
京都教職員組合　一三、九六六
滋賀県教職員組合　五、〇九八
和歌山県教職員組合　七、二二四
大阪教職員組合　三〇、四九九
兵庫県教職員組合協議会　二五、五〇六
島根県教職員組合　六、一九
岡山県教員組合　一〇、五一七
広島県教職員組合協議会　一四、九九四
山口県教職員組合　四、〇三八
徳島県教職員組合　一四、一四四
香川県教職員組合　六、一四一
愛媛県教員組合　一一、一四三
高知県教職員組合　五、八四一
福岡県教職員組合協議会　六、一四四
佐賀県教職員組合　二七、四二〇
長崎県教職員組合　七、二二五
大分県教職員組合　一一、一六二
熊本県教職員組合　八、四三四
宮崎県教職員組合　一一、四二八
鹿児島県教職員組合　一二、四六九
北海道私立学校教職員組合　一三、八六九
横浜国立大学教職員組合　六、五九六
東北大学職員組合連合会　一一、四二八
宮城県高等学校教職員組合　八、四三四
名古屋大学職員組合連合会　一一、一六二
鳥取県中学校教職員組合　六、〇七一
鳥取県小学校教職員組合　二七、四二〇
福島大学教職員組合　七、二二五
富山大学教職員組合　一一、一四三
鳥取県高等学校教職員組合　五、八四一
鹿児島県高等学校教職員組合　六、一四四
宮崎大学教職員組合　四、〇三八
一四、九九四
一〇、五一七
六、一九

その他
活　動　二月二〇―二一日　第一三回臨時大会、春闘方針。
五月一〇―一四日　第一四回定期大会、一九五五年度の闘いの反省。
87　日本高等学校教職員組合（高教組）　一三、七四五
役　員（五月一〇日選出）
委員長　木本由比（北海道）
副委員長　中道　宏（大分）
書記長　軽石喜蔵（岩手）
機関紙　「高教組情報」旬刊
組織計

青森県高等学校教職員組合連合会	三〇、一六八
岩手県高等学校教職員組合	一、七一五
山形県高等学校教職員組合	一、五八七
長野県高等学校教職員組合	一、八一六
島根県高等学校教職員組合	二、九一四
長崎県高等学校教職員組合	四三五
香川県高等学校教職員組合	一、八〇三
大分県高等学校教職員組合	一、一七三
その他	一、六六〇
活　動	一七、〇六五

五月九―一〇日　結成大会。全高教に中立系三、〇〇〇名を加え新組織として発足。

○医　療

88　日本教職員団体連合会（日教団連）
一九五七年三月二八日に結成さる。

89　全日本国立医療労働組合（全医労）
役　員（五月二七日改選）
委員長　岩崎清作（旭川）
副委員長　山根一人（別府）
書記長　渡辺素良（八木）
機関紙　「全医労新聞」週刊　「全医労通信」月刊
組織計

北海道地方協議会	一、	一五九
東北地方協議会	五九六	
近畿地方協議会	一、九五三	
東海北陸地方協議会	三、一六九	
中国地方協議会	二、二四五	
四国地方協議会	二、七四六	
九州地方協議会	一、一五二	
関東信越地方協議会	四、五四〇	
活　動	七、七五八	

五月二五―二七日　第一〇回定期大会。

90　全日本医療従業員組合協議会（全医協）
役　員（五月二六日改選）
委員長　磯野　澄
副委員長　高瀬やす枝　桜庭　栄
書記長　宇田川次保
機関紙　「都医協ニュース」半月刊
組織計

結核予防会従業員組合	二、〇八一
	五五六

その他

P　商　業

91　全国商業労働組合協議会（全商協）

役　員

議　長　上田利輝（全損保）
副議長　永安照次（全百連）
事務局長　松田辰雄（全金融）

組　織　計　八組合　一三七、八八八

全生保　三〇、〇四七
全外連　三八、九七二
全損保　二三、七四八
全海連　四、九三一
全倉運　五、五四八
全百連　三二、四七五
ホテル・レストラン労連　二、一一七
明治商事従業員組合　五〇

92　全日本百貨店労働組合連合会（全百連）

役　員（一九五五年一〇月一四日改選）　一、五二五

委員長　川口鎌一（大丸）
副委員長　伊東秀雄（松坂屋）
書記長　永安照次（東横）

機関紙　「全百連」旬刊　三二、四七五

組　織　計　一二六

全三越労働組合　一、〇八四
全松屋労働組合　二、〇八四
全松坂屋労働組合　五、〇九六
全大丸労働組合
全そごう労働組合
その他

93　全日本ホテル・レストラン労働組合連合会（ホテル・レスト
ラン労連）

役　員

会　長　春日藤喜（帝国ホテル）
副会長　立川正信（ホテルテイト）
書記長　石井　厳（本部）

機関紙　「労連ニュース」月刊　六、一八九

組　織　計　二、〇八七

Q　公　務

94　日本官公庁労働組合協議会（官公労）

役　員（九月一七日改選）　一六、八九三

議　長　小柳　勇（国鉄）
副議長　佐久間孝一（日教組）
（全電通）
事務局長　豊田黎一郎（全逓）

機関紙　「官公労」週刊　二、一一七

組　織　計　四一組合（除全林野）　二、三〇二、七七四（但し重複を除く）

国公部会（国公共）　三一、八九六
全国税　五、五〇〇
全財務　五、二〇〇
全税関　一、八〇〇
大蔵職組

全農林　一〇六、三〇七
全司法　一六、六三〇
全建労　一五、一〇四
全労働　一三、二五五
全商工　一〇、八〇三
全運輸　一、六三五
文部職組　一〇、〇〇〇
厚生職組　八、八〇三
全調達　一三、二五五
全法務　一〇、〇〇〇
総理統計　一、六三五
会計検査院　八、八〇三
恩給局　一〇、〇〇〇
国会図書館　一、六三五
経済企画庁　八、八〇三
人事院　一〇、〇〇〇
行管監察　一、六三五
学術会議　八、八〇三
行管統計　一〇、〇〇〇
北海道　一、六三五
全電波　八、八〇三
全医労　一〇、〇〇〇
公企部会（公労協）　一、六三五
全専売　八、八〇三
アルコール専売　一〇、〇〇〇
全印刷　一、六三五
全逓　八、八〇三
全電通　一〇、〇〇〇
国鉄　一、六三五
機労　八、八〇三
全造幣　一〇、〇〇〇
全林野（重複）　一、六三五
地公部会（地公労）　八、八〇三
都市交通　一〇、〇〇〇
日教組　一、六三五
高教組　八、八〇三
自治労　一〇、〇〇〇
全水連　一、六三五
都労連（重複）　八、八〇三
全駐労　一〇、〇〇〇

活動

三月六日　第八回幹事会。春季闘争については官公労の争議の項参照。

四月一六日　第九回幹事会、春闘後の方針。

五月一〇日　第一〇回幹事会、夏季闘争。

七月一一日　人事院勧告促進、生活擁護官公労総決起大会。

九月一七日　第七回定期委員会。

一〇月九日　第一回幹事会、賃金闘争の項参照。

一一月七日　第二回幹事会、秋季年末闘争方針。

一九五六年度運動方針。

まえがき

われわれをとりまく情勢

闘いの目標

具体的に闘いをどう進めるか

一　賃金引上げの闘いを進める
二　社会保障制度確立の闘い
三　生産性向上運動に反対し完全雇用をかちとる闘い
四　臨時職員を守る闘い
五　減税闘争はどのように進めるか
六　行政新機構改悪阻止の闘い
七　組合の諸権利をまもる闘い
八　戦線統一を拡大する闘い
九　組織強化の闘い
一〇　平和と独立を守る闘い

95　全大蔵労働組合協議会（全大蔵）

役　員（七月一八日改選）
議　長　平林　剛（全専売）　九三、〇六二
副議長　三沢牧男（全印刷）　沢田俊政（大蔵職組）　三九、七二九
事務局長　坂根　茂（全国税）　七、三四〇
機関紙「全大蔵」月刊　三一、八九六
組　織　計　七組合　五、五〇〇

全専売　五、二〇〇
全印刷　一、八〇〇
全国税　一、五九七
全財務　副議長　村上晴男（関東信越）　書記長　西田辰男（北陸）
全税関　機関紙「全国税」旬刊
大蔵職組　組　織　計
全造幣　東京国税労働組合
関東信越国税職員労働組合
東北国税労働組合
中国国税労働組合
四国国税職員組合
南九州税務職員組合
北陸国税職員組合
北海道国税職員組合
大阪国税職員労働組合
その他

96　全国税職員労働組合（全国税）

役　員（六月一七日改選）
委員長　斎藤甚助（東京）　三一、八九六
書記長　戸羽良蔵（長崎）　九、〇五八
副委員長　春日武重（横浜）　四、九五六
書記長　三宅芳郎（神戸）　三、二二五
機関紙「全税関新聞」　三、四五五
組　織　計　二、三〇八
二、〇九四
一、五一九
二、三三五
二、八〇八
四〇八

97　全国財務職員組合（全財務）

役　員
委員長　沼田　実　五、五〇〇
組　織　計

98　全国税関労働組合（全税関）

役　員（四月一九日改選）
委員長　戸羽良蔵（長崎）　五、二〇〇
副委員長　春日武重（横浜）
書記長　三宅芳郎（神戸）
機関紙「全税関新聞」
組　織　計

99　大蔵省職員組合（大蔵職組）

役　員（五月一五日改選）

委員長　宍戸道夫（管財）　一、八〇〇
副委員長　松井八之助（為替）
事務局長　栗林薫三（管財）
機関紙「大蔵」半月刊
組織計

100　全造幣労働組合（全造幣）
役員（五月一八日改選）
委員長　大森忠晴（大阪）　一、五九七
副委員長　篠原静夫（大阪）
書記長　長尾茂和（大阪）　山形敬企（広島）
機関紙「全造幣」不定期
組織計

101　全農林省労働組合（全農林）
役員（八月一二日改選）
委員長　鶴園哲夫（農地）　一〇六、三〇七
副委員長　南義雄（食糧）　宗村之俊（統計）　四八、一三一
書記長　中村喜元（林野）　二九、六五三
機関紙「全農林新聞」週刊　三、八四六
組織計　一、七七〇
全林野労働組合　八四九
全食糧労働組合　一、一一五
全改良労働組合　一二、六〇五
全畜産労働組合　八二〇
全農経労働組合
全水産労働組合
全統計労働組合
林業試験場労働組合
全蚕糸労働組合
全農地職員労働組合
その他

102　全国司法部職員労働組合（全司法）
役員（五月二八日改選）
委員長　天野徳重（東京地裁）　五、八九六
副委員長　佐藤喜三郎（札幌高裁）　三、〇九七
書記長　吉田博徳（福岡地裁）　一、三一五
機関紙「全司法新聞」旬刊
組織計
北海道地区連合会　一六、六三〇
東北地区連合会　一、一、〇三一
東京地方連合会　一、五七三
中部地区連合会　四、八二六
大阪地区連合会　一、八〇七
中国地区連合会　二、四〇〇
四国地区連合会　一、七四〇
九州地区連合会　九七九
103　全建設省労働組合（全建労）
役員（五月二九日改選）
委員長　服部正美（中四地本）　二、二七四
副委員長　本条嘉久雄（近畿地本）　一五、一〇四
書記長　花手政勝（中四地本）　三、〇四七
機関紙「全建労」旬刊　三、一四〇
組織計
東北地方本部
関東地方本部

中部地方本部　一、五二四
近畿地方本部　二、〇七三
九州地方本部　二、二三三
中国四国地方本部　二、六七六
その他　四一一

104　全労働省労働組合連合会（全労働）

役　員（七月一三日改選）
委員長　熊川広衛（全職安）
副委員長　田中　上（全基準）降矢憲一（労働職組）
事務局長　内山　昂（労働職組）
機関紙　「全労働新聞」月刊
組　織　計
全国職業安定所職組連合会　一三、二五五
全国基準行政労働組合　六、九五五
その他　五、三八二
九一八

105　全商工労働組合（全商工）

役　員（四月二〇日改選）
委員長　大倉　勲（関東信越）　八、八〇三
副委員長　土金弘治（本省）　二、五九四
書記長　伊藤恭三（中国）　四三〇
機関紙　「全商工新聞」旬刊　三二三
組　織　計　六五七
関東信越支部　八七三
北海道支部
東北支部
東海北陸支部
近畿支部
中国支部
四国支部
九州支部
その他

106　全運輸省労働組合（全運輸）

役　員（八月二日改選）
委員長　東　忠夫（全海事）　三二八
副委員長　樋口　緑（全港建）高橋博猛（全陸運）　一九五
事務局長　松末誠一（全港建）　六〇三
組　織　計　八〇〇

107　文部省職員組合（文部職組）

役　員（七月二一日改選）
委員長　石塚竜之進（会計）　一〇、〇〇〇
副委員長　横山　宏（社会）
書記長　鷲山一夫（管理）
機関紙　「文労」半月刊
組　織　計

108　厚生省職員組合（厚生職組）

役　員（四月一日改選）
委員長　門山　允（統計）　一、六三五
副委員長　栗山信也（薬務）
書記長　宇都宮貞夫（本省）
機関紙　「厚生」半月刊
組　織　計

109　全調達庁職員労働組合（全調達）

役　員（五月一一日改選）　三、六九七

委員長　岡部十三郎（本庁）　三、八九七
副委員長　今井三男（本庁）　二四、八一八
書記長　清水登（横浜）　二、六一二
機関紙「全調達」月刊　一一、〇六九
組織計　一一、三九一
110　全日本自治団体労働組合（自治労）　一〇、一五四
役員（九月四日改選）　八六、七九一
委員長　山本伊三郎（大阪市職）　四、三二四
副委員長　服部茂雄（名古屋市職）　六、三一八
書記長　渡辺勇三（東京都職）　三、八五五
機関紙「自治労新聞」週刊　七、七一六
組織計　四、五八三

北海道地区連合会	四三七、九三一	四、一六九
青森県連合会	二二、九一七	二、〇二二
岩手県連合会	五、〇〇〇	五五六
宮城県連合会	七、二五六	五、五八三
秋田県連合会	四、三九四	七、一六
山形県連合会	六、五六九	三、八五五
福島県連合会	八、二三八	六、三一八
茨城県連合会	八、五五二	四、三二四
栃木県職員組合	六、二七三	八、七九一
北信地区連合会	一一、三三八	一〇、一五四
岐阜県連合会	五、四一二	一一、三九一
静岡県連合会	二、三七二	一一、〇六九
愛知県連合会	四二、三一二	二、六一二
三重県連合会	一六、六一四	二四、八一八
近畿地区連合会	一二、〇〇四	三、八九七
鳥取県連合会	五、二一四	八、三六〇
島根県連合会	九州地区連合会	六四、一九九
岡山県連合会	高知県職員組合	四、八八七
広島県連合会	愛媛県連合会	八、四一二
山口県職員組合	香川県連合会	五、一五三
山口県臨時職員労組	徳島県連合会	四、一六九
阿武郡町村職員連合会	その他	二〇二

活動
九月一―四日　第四回定期大会。
111　全国水道労働組合連合会（全水連）
役員（七月四日改選）
委員長　江沢徳太郎（東京）
副委員長　高田章司（小樽）　加藤豊（広島）
書記長　河田一雄（東京）

機関紙　「全水連新聞」半月刊　一三、七九六
組　織　計　一、七七四
中国水道労連　一四六
長野県水道労連　一一、八七六
その他

112　東京都労働組合連合会（都労連）

役　員（六月六日改選）
委員長　岡本丑太郎（東交）
副委員長　三田朝丸（都職労）　関口淳司（都教組）　成田喜澄（高教組）
書記長　中川達男（都職労）
組　織　計　一〇〇、〇〇〇

113　全駐留軍労働組合（全駐労）

役　員（七月一五日改選）
委員長　市川　誠（埼玉）
副委員長　八木真吉（宮城）
書記長　久保具人（大分）
機関紙　「全駐労」旬刊
組　織　計　八一、七五三
北海道地区本部　二、二三七
青森地区本部　二、〇三〇
宮城地区本部　二、〇八七
山形地区本部　五一
群馬地区本部　二、二二八
埼玉地区本部　六、一三三
千葉地区本部　七五三
東京地区本部　一九、五六六
神奈川地区本部　一八、二八〇
ＪＣＥ地区本部　一、〇〇〇
兵庫地区本部　四、三一五
広島地区本部　五、三八一
広島（米軍）地区本部　一、二一六
福岡地区本部　五、七七六
その他　一〇、七〇〇
活　動　争議の項参照。

114　日本駐留軍労働組合（日駐労）

役　員（三月一一日改選）
委員長　門司　亮（本部）
副委員長　川畑政男（本部）　小野田逸年（横須賀）　五月女調一（ＲＰＥ）
書記長　杉本武二（本部）
機関紙　「日駐労」月刊　一一、五二八
組　織　計　三二六
埼玉地区本部　九、八四二
神奈川地区本部　一、三六〇
その他
活　動　争議の項参照。

Ｒ　中小企業

115　全国一般合同労働組合協議会（全国一般合同）

役　員（八月二四日改選）
議　長　大門義雄（東京）
副議長　土橋成雄（大阪）
事務局長　入江正治（総評）

機関紙「全国一般合同」月刊	
組織計	七一、五〇三
北海道中小企業労連	八九八
小樽中小企業労連	六三〇
小樽木造船労組	二〇三
札幌中小企業労組会議	一、〇二九
北海道木材労連	六八六
青森地区中小企業労組	三五二
青森県木材産業労組	三〇七
秋田県木材産業労連	一、四九二
秋田県鉄鋼機械工業労連	六二五
秋田県丸運労連	二二五
秋田県印刷労組協議会	一八九
田川地区中小企業労組協議会	三、一四二
東京一般中小企業労連	六五一
神奈川県一般産業労連	一、八五二
山梨県中小企業労組評議会	二五三
山梨一般合同労連	八五二
和倉地区硅素工業労組	五〇七
岐阜地方中小労連	五二九
富士地区一般産業合同労組	四五二
愛知県一般中小企業労連	一七四
愛知県合板労連	八一九
東海地方窯業労連	三、〇一〇
名古屋製陶労連	一〇、二三二
愛知県建設作業労組	七三五
愛知県大工労連	二、六〇九
愛知県食品産業労連	五八四
四日市窯業労組協議会	
滋賀県地方産業労連	
京都一般産業労連	
全日本中小企業労組大阪地方連合会	
和歌山県小企業労組評議会	
箕島地区除虫菊労連	
古座川木材労連	
和歌山県木材労連	
神戸合同労働組合	
兵庫県内燃機労組協議会	
西播地方タクシー労組協議会	
西播皮革産業労組協議会	
兵庫県農機具労組協議会	
尼崎合同労働組合	
鳥取県東部中小企業労組協議会	
岡山県中小企業労連	
島根県石膏鉱山労連	
広島県通運労組協議会	
全炭カル産業労連	
広島県塩田労働組合	
広島県製塩工場労連	
松永木履産業労働組合	
尾道地方中小企業労組	
福山地方中小企業労組連盟	
府中地方中小企業労組連盟	
吉名地区労連	

徳島県一般合同労連		四〇八
松山地区中小企業労連		一、〇三四
高知県中小企業労連		一、五六四
八幡地区中小労連		四二一
福岡市自動車労連		三六六
奈良県中小企業労連		一、八九一
高岡市中小企業労組協議会		二九〇
長野地区中小企業労連		三七〇
熊本市中小企業労連		五〇一
湯前地区木材労連		四五
人吉地方中小企業労連		四〇四
鹿児島印刷労働組合		一六五
総評大阪一般労連		四、二六七

活　動

八月二三―二四日　第二回定期大会、組織目標二〇万。

116　全日本中小企業労働組合総連合（全中総連）

役　員（一一月三日改選）

委員長	田中政男（東京）	
副委員長	内田　寛（大阪）	
事務局長	望月源次（東京）	
機関紙	「中小労組総連合」不定期	石岡貞二郎（北海道）
組織計		
北海道中小企業労連		一八、〇二八
大阪地方連合会		八九八
東京地方連合会		一〇、六八八
		六、四四二

活　動

一一月三日　第三回全国大会。

第二編　農民運動

第一章　農業情勢と農民運動の概況

第一節　農業情勢と農政の動き

一九五六年における農家経済の状態は、第一部第五編「農家の状態と農民の生活」で記述されているように、前年にくらべ、やや悪化した。なかでも、最も大きな打撃をうけたのは北海道で、凶作のため農家現金総所得において前年の二〇％以上の激減をみた。一般的にいって、全国農家の生計費支出は三％程度の増加で、物価を考慮すれば、実質的な消費生活内容もそれほど向上していない。もっとも、前年度（一九五五年）は、米をはじめ農産物の記録的な豊作にめぐまれた年であるから、その年にくらべてわずかでも収入と生計支出が増加したということは、北海道をのぞいて、ともかく農家経済が一般的には好調を持続したものとみて誤りないであろう。しかしまた、「神武景気」などという資本主義経済の一部にみられる現象にくらべて、好況下の農家経済とはいっても、それはまた大きな限界をもっていたことも忘るべきではない。さらに、農家の上下両層間の経済状態の開きも拡大しておりこの点も農業情勢の判断において見落されてはならぬところである。

次に五六年度の農政の動きでもっとも大きな波紋を投じたのは、前年来の農業団体再編成問題であった。しかしこれは、農協、農民組合側の強力な反対運動で三月にいたり落着した。政府は河野構想を一応撤回せざるをえなかったのである。

しかし、「安あがりの農政」を中軸とする河野政府は、この年種々な面で強引に遂行された。農林関係予算は一九五四年以来削減されつづけてきたが、五六年においてもこの傾向は変らなかった。なかでも食糧増産対策費や農業関係公共事業費、災害復旧費は大幅に縮小せしめられた。農林関係予算は一五五四年いらい、毎年六〇億円ずつ増加している事実をみると、「安あがりの農政」が何を意味し、何を目標にしているかが、明瞭に看取されるであろう。

河野農相の「安あがりの農政」は、大量の輸入食糧依存による国内産食糧価格の抑制、それによって食糧管理に伴う政府負担軽減への努力にも現われている。それはまた、統制撤廃の企図にもつながるものである。まず、米の生産者価格が前年より石当り九〇円引き下げられて一万〇〇七〇円に決定した。これは、「統制下でも米価は下りうる」との河野農相の考えを具体的に示したものであり、統

制の開始以来、生産者米価を値下げしたという点で画期的なことであった。次いで、一〇月一日より米の「配給合理化」措置が実施され、労務加配米の廃止、基本配給の年齢別格差の撤廃、希望配給地域格差の設定等によって、実質的には配給量を削減し、生産者米価と消費者米価を接近させることによって「なしくずし統制撤廃」に一歩前進したのであった。

そのほか、本年度の農政の新しい動きとしては、農業改良資金制度が実施されたことをあげうる。農業改良資金には、技術導入資金と施設資金の二種類があるが、前者は土壌改良、保温折衷苗代等の事業に対する一―三年期限の無利子資金の貸付を内容とし、後者は動力機械、サイロ等の資金に関し、政府が農協に債務保証と利子補給をなすことにより、農家の資金需要に応じようとするものである。これらの農業改良資金はすべて都道府県の改良資金から融資されるもので、政府はこの資金の一部を負担するのである。

改良資金制度は、これまでの補助金を削減し、政府融資に切りかえようとするものであるが、その負担の一部を地方財政と農協に転嫁しようとするものであり、財政的に窮迫している地方自治体や農協にとっては大きな負担になることはうたがいない。

いわゆる新農村建設政策も、いよいよ本格的な発足をみることになった。これは、五ヵ年間に全国五千の農村を指定して、農山漁村振興計画を作成せしめ、その計画実施上の資金を補助金や公庫融資の形で政府が支出しようというのである。河野農政は、米麦等食糧増産一本槍の不経済な農業生産体制から、適地適産の総合増産体制への切替えを唱えるのであるから、商品作物増産のための生産政策に役立つように聞えるが、実際の運用をみると、多くは村内有線放送施設などに重点がおかれている。これは、土地改良事業などに比べて地元負担率が相対的に軽いためであるといわれているが、新農村建設政策等も一方において電気資本の市場を開拓すると同時に、新農村振興のかけ声によって農民を保守党の地盤につなぎとめようとする選挙対策、補助金政策の一つと見てよいであろう。

以上のような諸政策を盛って、強力な政治力のもとに河野農政が展開されたのであるが、五六年度の比較的めぐまれた農業生産事情によって、大きな波瀾もなく本年度は推移した。しかし、この間、地主団体とその運動――解放農地の国家補償と農地法改正要求の運動は、本年度の農村情勢として見のがすことのできぬ動きをしめした。中央においては全国的団体の分裂があり、地方にあっては集団的な土地取上げ事件が発生した。そして、地主団体を基盤として旧地主の政治的進出が見られたのであるが、この点については次節で概観しよう。

第二節　地主団体とその運動

地主運動の経過　一九五四年一二月一五日に結成された全国解放農地国家補償連合会（会長下条康麿氏）は、地主団体の全国的統一機関であるが、同連合会が五五年一月東京で開催した第一回全国大会における決議事項やその後の運動については本年鑑第二九集四六二頁および四七〇頁以下で記録したとおりである。

一九五六年に入り、これまで小作地と小作料問題に重点をおいて組織活動をおこなってきた佐賀、香川等の地主団体の代表者が、本部役員から解任される動きがみられた。そしてこれ以後、本部のいわゆる内紛が表面化するに至った。以下主として農林省農地局農地課調査による『最近における地主運動の経過概要』（一九五七年四月）によって、地主運動の経過を概観しよう。

香川県では五五年一二月ころから全国農業再建協同組合の代表者

が、小作地所有者の委任をうけて、各地の農業委員会に対し、小作地返還申請を開始し、五六年九月末には県下四一農業委員会に対し、四三三五件、関係地主数一六八六名、関係小作人数三七九九名に達した。衆議院農林水産委員会では一〇月一六、一七両日、現地に調査団を派遣した。

香川や佐賀などを中心とする西日本の地主団体は、中小地主の利益を代弁する組織の性格が強く、その運動の重点目標は、「農地法の改正」であり、「土地取上げ」であった。これに対し、東北地方の旧大地主層は、「開放農地の国家補償」に運動の重点をおいていたので、全国連合会の中に大地主層対中小地主層の対立、「国家補償」に重点をおくか、「農地法改正」に重点をおくかの見解の相違が、明確となってきた。下条会長は、参議院選挙出馬のために、広い旧地主層の支持を求めており、いきおい香川、佐賀などの、中小地主層の運動、特に土地取り上げに現われたような運動によって支持票の失われることを憂慮したといわれる。

五月一一日、香川、佐賀、新潟、北海道など一八県の地主団体代表（いわゆる協議会派）は、下条会長は参院選挙運動に熱中して地主運動をなおざりにしている、会費収入三千万円を私物化している、等の理由をあげて、同会長の辞任勧告をおこなった。これに対し五月二九日に開かれた全国会長会議は下条会長の信任を決議した。協議会派は同三〇日下条会長を告発するに至った。

下条会長は、各地の地主団体を基盤に参院選挙に出馬し、七月八日四一万票全国第三位の好成績で当選した。連合会は同七月、二七日、規約を改正し、各府県の下部組織を支部に再編成し、組織の一元化を図った。

さきに下条会長を不信任した香川、佐賀、新潟らのいわゆる協議会派は、八月三〇日新たな団体「全国解放農地国家補償期成同盟会」をつくり、江口勘一氏を理事長に選んだ。同盟会は解放農地の国家補償と農地法改正を二大目標にかかげた。一〇月二八日にはその会長に山岡万之助氏が就任した。

五六年九月二〇日、連合会の本部常任理事古本氏が役員を辞任し、反下条派は「推進クラブ」を結成し年末の一二月一七日下条会長の解任を決議した。このように連合会の内紛はつづいたが、五七年二月二〇日東京共済会館に全国からの代表約千名が集合して期成同盟会と推進クラブの合同により「日本農地犠牲者連盟」を創立した。一方連合会は四月四日第三回全国大会を東京日比谷公会堂において開催し、参会者三千余名、あくまで国家補償と農地法改正を実現する目標のもとに運動をつづけると声明、気勢をあげた。

なお、地主運動に対する政府の見解を次にかかげる。

地主運動に対する農林省の見解（一九五六・六・二）

(1) 地主運動の全過程から現在の地主運動の性格を見る場合、地主運動の指導者が言明するように、単に買収対価の補償のみを求める運動と考えることはできない。又補償問題が解決すれば、この運動は自然に収まるものとも考えられない。

(2) したがって、この際決意を新たにして農地改革の成果維持の基本法である現行農地法を守り、今後も自作農を維持し、耕作者の地位の安定と農業生産力の発展を目標に農地行政を推進する。

最近各地に集団的土地取上事件が発生しているが、小作地の返還については、耕作者の経営を安定させる見地から、農地法第二〇条の規定にてらして、厳正に処理することはいうまでもない。

(3) 農地改革の農地の買収については、最高裁判所の判決にもそ

の正当なことが認められており、いわゆる解放農地に対する国家補償はその根拠がない。往々にしていわゆる解放農地に対する国家補償は、農業や農民に不利益をもたらすものでないとの安易な見解が行われているように伺われるが、かかる見解は甚だ短見たるを失わない。「農地改革の行き過ぎ是正」とこれに伴う国家補償は、農政の後退と貧困を結果するに相違ない。

(4) 戦後における農村の民主化と農業の発展は、農地改革を基軸として行われ来たったのであり、それが正当な方向であったことは、今日でも疑いを容れる余地がなく、今後ともこの方向を堅持してゆかなくてはならない。

また一九五七年三月八日の衆議院予算委員会において、本問題に関して岸首相は次のように言明した。「政府としてこれに対して補償の義務はない。又何らかの形でこれに処置をする意思は現在のところ持っていない」さらに、三月一四日参議院予算委員会において、「特に旧地主であったがゆえに特別の社会保障を考える気持はない」

地主運動経過日誌

(一) 各地（西日本中心）における地主団体発生（一九五二―五三年）講和直後「全国転落地主擁護連盟」GHQ陳情―目的は農地所有権確立、物納制復活。「日本地主連盟」結成趣意書を全国配布

五二・八、二七　府県代表者会議（参加者中国、四国、近畿、中部、一七名）「全国農政連盟」に改称、理事長、古本滝夫(広島)

五二・一二　大分県宇佐郡糸口村「保有地耕作権回復促進同志会」―後に「大分県農林振興連盟」

五三・二　滋賀県蒲生郡「農地解放旧地主懇談会」五〇名―後に「滋賀県農地連盟」目標は補償要求。

五三・三　富山県中新川郡農地解放者厚生連盟―後に富山県農地解放者連合会。目標は補償要求。

五三・三　「佐賀解放農地国家補償期成同盟会」第一回大会八〇〇名、会長　深川弥作　元六一町所有地主、事務局長　江口勘一、第二回大会　一八〇〇名。

五三・五　「香川県農業再建協同組合」―第一回大会（五四一・二九）一〇〇〇名、会長　天野富太、副会長　天野次太郎。

五三・九　「農政新聞」第一号発刊。

(二) 統一の動き（一九五四）

五三・一一　農政連盟主催、全国地主団体協会（二〇名）―目標は農地法の改廃追加払の法文化。

三五・一二　国会陳情、国会議員四六名中請願手続したもの一八名。

五三・一二　農地買収対価に関する最高裁判決―「地主運動の天王山」

五四・二　農地法改正試案が作成されたが「政局混迷」の中に立消。

五四・三　全国地主団体連絡協議会。地主団体統一について農政連盟と香川の対立が表面化した。

五四・三　「農政新聞」第七号で廃刊。農政連盟の限界。

五四・四・八　西日本を中心にする香川県農業再建協同組合の遊説、二四府県に及び、九月には東京で全国農業再建協同組合連合会協議会が開催され、全国農業再建協同組合の名称で統一を決議。

五四・五　福岡県八女郡水田村四〇件小作地返還申請。三潴郡下に波及。

五四・七　山口県萩市四五件小作地返還申請。
五四・八　佐賀県佐賀郡新北村支部反当三〇〇〇円の小作料申入、七五件の小作地返還申請。
五四・八　地主団体九州連合会結成。第一回大会於佐賀市一、五〇〇名、連合会会長江口勘一、副会長　植木善雄、国家補償、農地法改正等一六項目決議。
五四・一〇　同第二回大会、於熊本市、三〇〇〇名参加。
五四・一二　地主団体統一大会「全国解放農地国家補償連合会」設立。会長　下条康麿、香川は欠席。
(三)　全国解放農地国家補障連合会（一九五五）
五五・一　第一回大会　一〇〇〇名、補償と農地法改正等二〇項目決議。
五五・五　物納制について西日本、下半期には東日本において各県補償連盟の設立大会が開催された。
五五・六　小作料対策協議会香川県より陳情書七八四通。
五五・六　香川県農業再建と意見調整。
五五・八　小作料対策協議会委員選任について反対申入。
五五・八　標準小作料を五、六九四円にするよう申入。
五五・一〇　農地局調査会意見書について申入。
五五・一〇　全国組織の結成を完了（第二段階）に突入と発表。
遅滞なく解約許可申請書の提出を指令。
五五・一一　石川県下に集団的小作地返還申請一、四〇一件。
五五・一二　第二回全国大会、於旧国技館五〇〇〇人参加、全国仏教連、神社本庁協賛。
五五・一二　香川県農業再建協同組合、香川県下において集団的小作地返還申請開始。

(四)　分裂の動き（一九五六）
五六・二　本部常任理事江口、天野を解任。
五六・四　香川県農業再建協同組合第二回大会七〇〇名参加。大阪久保田美英弁護士「農地買収無効論」について講演。
五六・五　北海道、新潟、香川、佐賀等一八県代表、下条会長に辞任勧告。
五六・五　全国会長会議、下条会長信任決議。
五六・六　農林省、地主運動に関する見解発表。
五六・六　衆議院農林水産委員会「農地改革の成果の保持に関する件」決議。
五六・七　下条会長参議院議員当選、四一万票。
五六・七　一本化のために規約改正、各都道府県組織を支部に再編成。
五六・八　本部役員、変更。
五六・八　「全国解放農地国家補償期成同盟会」設立。
五六・九　本部常任理事古本滝夫辞任。
五六・一〇　香川県下の集団的小作地返還申請、四六五〇件に達す。衆議院農林水産委員会調査団現地調査。
五六・一〇　山岡万之助「期成同盟会」会長就任。
五六・一二　反下条派「推進クラブ」下条会長解任決議。
五七・二　井出農林大臣農地補償に対する見解表明（於衆議院農林水産委員会）
五七・二　「全国解放農地国家補償期成同盟会」「推進クラブ」統一。「日本農地犠牲者連盟」結成大会。於共済会館一〇〇〇名参加。
五七・二　全国解放農地国家補償連合会（下条派）理事会、全国評議員会。補償法案を説明。

五七・三　岸首相第二六回国会において農地補償に対する政府側見解を表明（於三月八日衆議院予算委員会、三月一三、一四日参議院予算委員会）

五七・四　全国解放農地国家補償連合会（下条派）第三回全国大会。於東京日比谷公園、三〇〇〇名参加。

第三節　農民運動と農民団体の動向

一九五六年においても、農民運動の大勢は沈滞から抜けだすには至らなかった。もちろん、前年いらい、農産物価格闘争、統制撤廃反対運動、土地闘争、基地反対闘争、税金闘争などのほか、農協民主化運動、農業団体再編成反対の運動、開拓助成金要求運動等、さまざまの分野で多様な運動がおき、なかには部分的にしろ成功的に遂行された事例はあったが、全般的にみると、いぜんとして幹部、政治家、活動家による陳情、要請の運動、いわゆる農政活動の性格を濃厚にもっていたことは否定できない。

一般的沈滞の中にあって、この一、二年来の農民運動の分野における著しい変化としてあげうることは、次の二点である。

第一に、農民運動の指導理論、ことに運動目標について、反封建反地主運動の主張が急激にくずれ去ったことである（日農統一派）。日本共産党の六全協いらい、政党の大衆団体支配の傾向、いわゆる政治主義的偏向が組織内外からの批判によって解消される方向にむかい、再編地主制論に基く反封建闘争の主張がもはや維持できなくなり、統一派は大衆団体として再出発することを決定した。第一〇回大会は、一九五二年の第六回大会以来の誤りを認め、農民の日常要求を基にして地道な活動を展開せねばならぬと決定した。

しかし反封建闘争第一主義を誤りとみとめたとしても、それは日農統一派がその対極の主張、いわゆる反独占闘争中心に目標を明確にきりかえた、ということを意味しない。日本共産党にしろ、『新綱領』の農業政策、反封建闘争の誤りをみとめながら、新しい方針如何という点になると、まだ明確な一致した方針を決定していない。

他の農民団体にしても、反封建闘争に重点をおくものはないが、かといって基本的目標をどこにおき、いかなる組織形態で、いかなる農民層を対象に組織をつくるか、という点になると、かならずしも明確な結論がでていないとみてよい。これらの点は、根本的には、農業理論の分野で、まだ明確に農地改革後の農村階級関係を把握し、独占資本対農民、富農・中農・貧農の関係を具体的に明らかにし、統一的な理解に到達したとはいえない現状と相対応している。多くの理論家の間に、なお再編地主制論や反封建理論の誤りが尾をひいて残っており、混迷状態にあるといっても過言ではないのである。

第二に、運動自体は著しい進展を示していないにかかわらず、各農民団体間に共同闘争、組織合同等、いわゆる統一戦線運動が進められ、今年はそれが画期的な進展の第一歩を示したことである。三月二四日東京で七農民団体共催で開かれた戦後農民運動十周年記念祭の後、各団体の統一の動きは活発になり、年内には農民戦線統一全国協議会と農民戦線統一促進全国代表者会議という二つの機関がつくられた。地方にあっても、大阪、秋田、山梨等各地で各農民団体の懇談会、協議会、あるいは組織合同の形で統一が進んだ。

これらの戦線統一の動きは、たしかに従来の分裂状態にある大衆団結の歩調をそろえ、統一行動、共同闘争を展開する基盤をつくるという意味で、農民運動にとって重要な意味をもっている。統一運動が活発になったこと自体、各派の政党、農民団体がこれまでの運

動に対して反省した結果であり、今後の前進のための第一歩である。ことは確かである。しかしまた統一の動きが活発になった事実をもって、農民運動が再開され、農民組織が再建されはじめたと誤認してはならない。もちろん、農民の要望によっては、実際の農民大衆の行動の中から、農民の要望によって各団体が統一に動いたところもあるが、多くは農村関係革新派議員や指導的幹部が話し合いによって、いわゆる「上から」統一してゆく方式がとられており、下部の組織実体はほとんどゼロに等しいという場合が多いことは看過されてはならない。要するに、活発になった統一の動きは、最近の注目すべき動向ではあるが、これをもってただちに農民運動が、下部の農民大衆の組織化をともないつつ発展しつつあるとみることはできない。本年鑑では特にこの統一戦線の動きについては特集的に詳細に記録した（第二章）。

さて、現実にたたかわれた全国の農民運動は、前にあげた各種の形態をとり、またその闘争においてかかげられた多様な農民要求に対応した多様な組織によっておこなわれたことは、前年以来の傾向と同一である。すなわち、その組織はもはや日農あるいは全農というような一本の組織ではなく、自作農組合、農地擁護同盟、農民問題研究会あるいは税金寄付対策組合というような名称をもった多様な組織によっておこなわれた。これらの要求別の諸組織による闘争という事実は、今後の農民組織の方向を暗示しているもので、その意義は重視されねばならない。最後に各種の運動について簡単に記述しておこう。

㈠　**農産物価格闘争**　五月から六月にかけて、農協、全国農業会議所と各農民団体はそれぞれの立場から米価要求運動をおこなった。五月二九日中央農業会議は一万一二四一円の要求米価を決定したが、政府原案は一万〇〇七〇円と、昨年に下回るものであった。今年は、大蔵省・農林省間にたいした見解の開きもなく、政府内では円満な話合いがつき、米価審議会もさしたる波瀾なく基本的には政府案を承認した。さらに農協も米価運動には前年に比べて著しく消極的態度をとった。その理由は、農業団体再編成問題を一応白紙還元せしめた上に、河野農相をさらに刺激すれば統制撤廃をおしつけられる懸念があること、また五億円にのぼる全購連含み資産問題という弱点をかかえていたことであろう。もちろん、五五年の豊作で農家収入が増大し、農協経営も好転してきたことも、農協の米価運動を消極的にしたひとつの理由であろう。

このような情勢の中で、農民団体の陳情は強力な運動となりえず、六月一二日、五五年の実績米価一万〇二六一円にくらべ一九一円低い一万〇〇七〇円米価が決まった。麦価は、大麦だけ一俵当り一円引上げ、小麦は二四円、裸麦は二三円引下げで、全体として前年より低い水準で決定された。政府は、外米を配給の対象からはずし、安く販売することによって米価を抑制し、さらに麦価を引き下げようと着々とその手を打ってきたにかかわらず、これに反対する米価闘争はほとんど見るべき成果をあげることができなかった。

一〇月より実施された米穀配給の合理化措置は、労務加配米を廃止し、希望配給量をふやし、結局において基準配給量の削減、消費者米価の値上げをおこなうことによって、なしくずしの統制撤廃を計るものであった。この政府の措置に対しては、農民団体と総評、主婦連などの食糧対策全国協議会を中心とする反対運動がおこなわれた。たとえば九月二〇日には、東京において配給制度合理化反対総決起大会が開かれた。また一一日に入ると、全国食対協は三千万人署名運動の展開を決定した。しかしこれらの運動もついに河野農政の打つ巧妙な食糧政策を抑止することができなかった。

農産物価格闘争で実質的に農民大衆が闘ったものは、茨城県常東

総協の甘諸価格闘争であった。昨年の失敗いらい、その動向が注目されていたのであるが、常東総協は鉾田町を中心に新しい組織方式のもとで運動を進め、価格暴落をくいとめて農民の利益を守ることに成功した。いわゆる反独占闘争としての価格運動の成果としてその意義は大きい（第八章参照）。

(二) **税金闘争**　新潟県の日農統一派ほか各団体でおこなってきた税金闘争については、本年鑑二九集で詳細に記録したが、本年は全国的にみれば、大きな動きはなかった。八月三〇日に、長野県農協中央会を世話人として、関東信越の税務署管内の農協中央会より代表が参集し「農業所得税対策会議」が開かれ、課税適正化を決議して当局に申し入れた。九月一六日には、松本市で長野中信地区農民団体により凶作対策農民大会が開かれ、税の軽減要請をおこなうことを決議した。また、政府の農業事業税創設の企図に対して、各地の農協、農民団体が反対の意思を表示した。日農主体性派の野溝委員長は一〇月二四日政府当局に農業事業税反対の申入れをなした。山形県でも日農が中心となり、牛馬税創設反対の要請をおこない、ついに県当局は牛馬税を断念した。茨城の常東総協は、税金寄付対策組合の組織をつくって強制寄付反対、税金軽減の反独占闘争をおこなった（その詳報は次年度の年鑑にゆずる）。

(三) **土地闘争**　旧地主の失地回復運動、その全国的組織運動の展開につれて、香川、石川などに集団的土地取りあげが発生した。これに対して、農民は耕作権擁護同盟や農地擁護同盟あるいは土地管理組合をつくって反対する動きをしめした（たとえば福岡、茨城等）。政府は農地法を改正する意思のないこと、地主の国家補償要求には応じないことを言明したが、自民党有力幹部の中には地主団体の強力な指導統制下にある組織の統一を決議したものがあり、地主運動は根強くつづけられた。一一月二一日には社会党主催各農民団体共賛のもとに東京教育会館で農地擁護全国代表者会議が開かれた。参集者約八〇〇名で、大会は「地主団体の解散」「農地法の厳守」を農林省に要求した。同大会に参集した各地の団体は、地主の攻撃に対抗するため「全国農地擁護連絡会議」を結成した。

その他、基地闘争では、東京砂川と茨城神之池で反対運動がつづけられた。ことに砂川の闘争はついに政府の企図を一時的にせよ中止せしめるほど広範かつ強力におこなわれたことは注目すべき事実であった（基地反対闘争の項参照）。ただ、砂川闘争では、農民団体の積極的参加、あるいは農民の大衆動員がおこなわれたわけではなく、むしろ労組員、学生などの支援と現地農民の提携による運動であることは注意すべき点である。

第二章　農民戦線統一の経緯

第一節　一九五五年以後

一九四九、五〇年ころより、農民運動が一般的に沈滞し、農民組織が四分五裂してついに崩壊してしまった事情については、本年鑑で年々記録してきたところであるが、ここでは、一九五五年以後、ようやく表面化してきた戦線統一と再建への動きを詳しく記録することにする。

一九五五年三月二八日から三〇日まで、日農統一派は全国大会を開き、分裂状態にある組織の統一を決議した。しかし、まだ共産党の強力な指導統制下にある統一派に対して、主体性派はじめ各団体は不信の態度をすてず、この決議は格別の影響なしに終った。しか

しまた、真に統一をもとめる下部組織の中では、事実上各団体の共同闘争をおこなうとか、協議会をつくるとかの形で、各地に統一への動きがみられた。たとえば同年五月二五日福島県石城農民協議会がつくられ、これには全農、日農両派から指導者の参加がみられた。七月二四日、秋田県仙北農民大会では、日農三派、全農系統各組合から農民代表が参加し、米価と災害について農民要求をとりまとめ、決議した。これらは、しかし組織の実質的再建、その強固な組織への発展ということと同一視できず、いわば、組合指導分子の会合、統一への気運の高まりを示す一つの動きにとどまっていたのである。

七月二七日から三日間にわたり開かれた日本共産党第六回全国協議会は、従来の同党の農民政策の誤りを自認し、また大衆団体分裂についても自己反省して広く統一と団結を呼びかけ、これは特に日農統一派の運動方法や統一への態度に決定的な影響をあたえた。この六全協は農民戦線統一へのその動きを見る場合、決して軽視できない事件であった。

地方では、七月から一〇月にかけて、茨城農民組織連絡協議会（日農三派、全農、常東農民組織総協議会、河北農民同盟、茨城農民同盟）の結成、日農三派共催の群馬県米価養蚕農民大会の開催。秋田県農民共闘会議の成立等があり、また新たな組織としては、埼玉県旧小作農民組合や福岡県大溝小作人組合などができた。これらは、主として、小作地をとりあげようとする地主反動を直接の契機としてつくられた組織であるが、たんに反地主闘争のみならず、広く農民要求をとりあげてたたかうことを目的とする組織であり、初歩的な組織であるとはいえ、潰滅状態の農民戦線においては注目される動きであった。同年末開催された常東農民組織総協議会の第一一回大会は、甘藷価格闘争、土地改良闘争など、地道な大衆闘争の成果と欠陥を検討し、常東の健在を示すものであった。

年を越えて五六年一月二五―二六日の日農統一派第二七回中央委員会では、農民戦線統一に関する決議をおこない、政党のしめつけを排して、誠意をもって統一の努力をするむねを表明した。三月には、山梨県の日農両派、全農、総同盟、山梨総同盟、農政連の六団体が山梨県農民総連合を結成した。これは、下部組織のない、あるいは弱体な団体幹部の寄合いにすぎないものとして、各方面から批判されたものであるが、最近における農民戦線統一の一典型をなすものとして注目された。

第二節　日農各派の大会と農民運動祭前後

農民戦線統一への動きにおいて画期的な事件は、一九五六年三月二四日、東京芝労働会館において開かれた農民七団体共催の戦後農民運動十周年記念祭である。この記念祭の前後に、日農等各団体は全国大会その他の集会を開き、統一への態度あるいは方針を決定した。まず、その決定した方針を各団体についてみよう。

日農主体性派は二二―二三日の第八回全国大会において、戦線統一に関する次の原則を決定した。この決定は後掲のとおりであるが、要旨は次の六項目である。

(1) 地方の実情や地方組織の事情にかなった方法で戦線統一の仕事を進めていくべきであって、中央だけで形式的に統一を決定して、これを機械的におしつけてはいけない。

(2) 戦線を統一したら、必ず農民の闘う力が強まり、農民の組織化が進むことが確実である、という見とおしが立つ仕方で統一の仕

事に努力しなければならない。

(3)　地方組織は、以上の原則にしたがいながら、ほかの農民組合と十分に意見を一致させて、下部での統一行動を基礎とする府県段階の共同闘争機関をつくることにする。

(4)　統一に参加する各組織の独自的自主的な活動の自由は完全に保証されなければならない。

(5)　統一が、特定の政党の政治的意図によって企図されたり、干渉されたりしてはならない。

(6)　地方における戦線統一の情勢の発展に応じて、中央に「農民戦線統一連絡協議会」（仮称）を設置して、戦線統一の集約的促進をはかる。

農民戦線統一に関する決議（日農主体性派、一九五六・三・二三、第八回全国大会決定）

㈠　日農は、大衆的な農民組合をたくさんつくり、農民の闘う力を大きく全国的に一つにまとめることを、ことしの大切な仕事として決定している。

農民が村のなか、部落のなかで一軒一軒バラバラにわかれているのが、農民の団結を弱める一つの原因になっているのと同じように、現在のように農民組合が、いろいろの系統にわかれて、てんでに活動しているのでは、せっかく組合ができても、農民の団結した力を強く大きくふるいおこすことはできない。

日農は、このお互いにいろいろの系統にわかれている農民組合の力を一つにまとめること、すなわち農民戦線を統一することに、今年こそはあらん限りの努力を払うことをちかうのである。

さいきん、各地で、日農の手助けで、農民の要求を土台にした、要求ごとの農民組合がいろいろな形でたくさんできはじめている。小作地取上げを防ぎ、耕作権を守るためには各地に小作人組合や土地管理組合ができ、未墾地解放要求のためには、たとえば群馬県のように開拓期成同盟ができ、土地改良の民主化のためには、たとえば新潟県のように耕地整理民主化同盟ができる、という状態である。

これらの新しくできた要求ごとの農民組合のなかには、日農に団体加入して、農民組合の結合力を強める関係をつくりあげているものもあるが、そうではなくて、農民戦線の統一を願って、日農はもちろん、どの全国的な農民組合にも参加しないでいるものもある。

㈡　さらに、農民戦線の統一を願う農民の要求は、積極的に別の仕方で現われてきている。それは、組合をつくるとき、あるいは組合を大きく発展させる仕事のなかで、各派の農民組合が共同で闘いを進め、その共同の活動をするため共同の闘争機関をもつ、という傾向である。この傾向は、秋田、宮城、福島、茨城、山梨など多くの県にゆきわたっていて、こんごも、さらにひろがる力をもっている。

㈢　日農は、農民戦線の統一に努力する場合、各地のこのような事実や傾向から、実際に戦線を統一する方法を導きだし、地方の実情、地方組織の事情にかなった戦線統一の仕事を進めていかなければならない。

中央だけで形式的に統一を決定して、これを機械的におしつけてはいけないし、地方は、ただ自分の力をたのむだけで、自分の狭いカラにとじこもって地方的な派ばつにとらわれてはいけない。

そして、戦線を統一したら、必ず農民の闘う力が強まり、農民の組織化が進むことが確実である、という見とおしが立つ仕方で、すなわち、農民大衆を土台にした仕方で、統一の仕事に努力

する必要があるのである。

(四)　この(三)を農民戦線統一を進める日農の原則上の方針とするが、この原則にもとづきながら、地方組織は、ほかの農民組合と話しあって、お互の事情や考えかたをお互いに相談しあって、十分に意見を一致させて、下部での統一行動を基礎とする府県段階の共同闘争機関をつくることにする。

なお、この統一に参加する各組織の独自的自主的な活動の自由は完全に保証されなければならないし、また統一が、特定の政党の政治的意図によって企図されたり、干渉されたりしてはならない。

右の地方における農民戦線統一の情勢の発展に応じて、日農は各農民組合に呼びかけて、中央に「農民戦線統一連絡協議会」（仮称）を設置して、戦線統一派第一〇回全国大会も、第九回大会以来一ヵ年間の統一の動きを回顧し、今後の具体的方法として「地方の実情と組織の事情に即した方法で」統一を進め、「統一行動をもとにして、府県段階の共同闘争の機関」をつくらねばならぬ、と決議した。また中央では、中央共闘機関の設置に努め、またことに、政党の総会支配には厳重にいましめてこれを排除するむね強調された。同大会の決議は次のとおりである。

農民戦線統一に関する決議（日農統一派、一九五六・三・二三、第一〇回全国大会決定）

昨年三月の日農第九回大会は、農民戦線の四分五裂の状態が農民の要求を実現するためにも、また新たに組合を結成するためにも、大きな障害となっていることを明かにし、農民の要望にしたがって、戦線統一の具体的行動を起すことを決議した。

其後一年間の実践は、全国各地で統一の気運を高め、中立組合、各派農民組合の共闘会議（秋田）、協議会（群馬）、総連合（山梨）などの結成があいついで行われた。

本大会は招待した大木町（福岡）、但馬（兵庫）、室場（愛知）、住吉（大阪）、豊浦（新潟）、南部郷（和歌山）、茨城農民同盟、石城（福島）、由利（秋田）等の大衆的な中立組合の代表は、農民戦線統一の急務をつよくうったえた。

本大会は、このような統一を望み、これを実践しつつある農民の要望にこたえ、つぎのような根本方針にしたがって、中央、地方とも一致して統一を促進するため献身することを決議する。

(一)　農民戦線の統一は、あくまで農民の闘う力をつよめるため、農民の大衆的組織をもとにしなければならない。

(二)　地方の実情と組織の事情に即した方法で戦線の統一をすすめるため、各組合とよく話しあい、十分に意見を一致させ、統一行動をもとにして、府県段階の共同闘争の機関をつくらねばならない。

(三)　中央においては、いますぐ組合の解体と組織的合同を行うのではなく、県段階の共闘組織、連合組織、全国的に結成されている中立組合の要望をうけいれる、中央共闘機関の設置のため努力することである。この機関は、これに参加する各組合の自主的活動が保障され、共通の問題について、合意による統一行動を行うものでなければならない。

(四)　われわれは過去のにがい経験にまなんで、農民戦線の統一が、特定の政党の政治的意図によって左右されたり、支配されたりすることを厳にいましめなければならない。

(五)　当面、統一の話し合いの場をつくるため、即時行動を起すことを新執行部に一任する。（以上）

日農新農村建設派も、三月二三日全国代表者会議を開催し、農民

戦線統一の方針につき協議をおこない、次の各項目を決定した。新農建派の方針は、日農主体性派、統一派とことなり「まず社会党支持農民組合の統一を第一段階とし、次いで中立系農民組合に及ぼし、さらに支持政党にとらわれない農民組合とする」というのである。新農建派が、共産党系を極度に警戒していることがわかる。

農民戦線統一に関する決議（日農新農建派一九五六・三・二三、全国代表者会議決定）

農地改革十年を迎えて農村の情勢は、急角度に変化しようとしている。政府はかつての自作農創設特別措置法および農地調整法を農地法に切換えて以来、農業委員会の反動化と相まって、農地改革の成果は、次第に切崩されようとしている。そのため地主の土地取上げは年々増加して、ヤミ小作料は公然と横行するようになった。しかも農地価格の統制を外し、農地移動の自由をみとめることによって、農地を手放す農民の数はふえ、農村の階層分化はいよいよ激しくなろうとしている。さらに農家経済は、政府の余剰農産物輸入政策のために、今後農産物価格の上昇は望まれず、逆に売るものは安く、買うものは高いシェーレの拡大によって、農業恐慌さえ予想されるようになった。農村における保守勢力は、ここ数年来次第に基盤をかため、役場、農協その他の団体、部落等を支配しているが、最近における旧地主を中心とする解放農地国家補償連合会の動きは、全国に拡大し、その政治的影響力は決して軽視できない。

農地改革の一段落に伴って、或は解散、或は休眠の形にあった農民組合の運動は、これら最近の農村事情の変化と、地主団体の動きに刺激されて、再起の気運にむかっているが、耕作農民の陣営の整備と組織の発展とはまだまだ不十分である。

農民戦線は、ここ数年来分裂のままにあり、統一への具体的な動きはほとんどみられない。

われらは農民戦線の確立と統一とが当面の急務であることを確認し、次の方針をもって臨もうとするものである。

(一) 農民組合の統一を促進するため中央および地方にそれぞれ統一促進のための協議会を開催する。

(二) 右の協議会は、話合いの可能な範囲における協議会とし、すべての農民組合を当初から機械的に包括しない。

(三) 右の協議会は、同時に他の農民組合も適当に参加できるよう、恒常的な機関とせず、あくまで協議会の形式のもとに運用する。

(四) 中央における協議会は、懇談による各組合間の意思を疎通するとともに、統一に関する基本的な原則について協議するにとどめ、具体的な統一は、地方における統一の進行をまって取上げる。

(五) 当面統一の具体的な動きは、都道府県、地区協議会、郡の段階において行い、それぞれの地方的の特殊情勢を十分考慮して推進する。

(六) 当面の農民組合の統一の方式は、連合組織とする。

(七) 日本農民組合新農村建設派の統一方針は、社会党支持農民組合の統一を第一段階とし、ついで中立系農民組合に及ぼし、さらに支持政党にとらわれないあらゆる農民組合とする。

(八) 全国的組織の農民組合間の統一は、中央段階における統一を完成できないが、その過程において地方的連合組織をつくることはさまたげない。その際現に存在する農民組合総同盟の組織を利用する場合も新たに地方的な連合組織を作る場合もありうる。

(九) 以上の方針にもとづき農民組合統一促進のための呼びかけを、組合の内外に対し積極的に行う。

三月二四日には、日農三派、全農、全農連、開拓連、農民組合、

（以上）

総同盟の七団体共催により、東京芝労働会館において戦後農民運動十周年記念祭がおこなわれた。全国各地の農民運動家約五〇〇名が参集し、農民運動関係物故者の霊をなぐさめ、今後の運動展開への再出発を誓う会であった。全農天田勝正氏の司会のもとに、日農主体性派足鹿覚氏が開会の辞を述べ、次いで日農統一派斎藤書記長は農民運動功労物故者慰霊祭の開式を宣言した。浅草寺貫主清水谷恭順大僧侶は慰霊の読経を捧げ、遺族の焼香ののち、共催各団体の代表が弔辞を述べた。さらに鈴木社会党委員長、黒田労農党首席、野坂共産党第一書記がそれぞれ弔辞を送り、挨拶をおこなった。

表彰式では、杉山元治郎氏より物故者一二七名、現存者二四一名に対し表彰状がおくられ、また三四八名に対して感謝状が贈呈された。近藤康男東大教授の記念講演、民謡、謡曲等の余興があって閉会した。

この十周年記念祭は、開催までの準備活動、記念祭当日の各団体、各政党代表の発言等よりして、農民戦線統一への画期的な一歩をなすものである。記念祭前日に開かれた日農主体性派、統一派の全国大会では、いずれも統一への方針が決議され、また各組合よりたがいに代表が出席して祝辞を述べる等、感情的にも統一への気運が高められたのであり、それが七団体一堂に会うて、いっそう拍車をかけられたわけである。

全農は農民運動祭の翌日（二五日）府県代表者会議を開き、統一問題について協議した結果、組織合同の条件はまだ成熟していないが、各団体の総評議会ができるならこれに参加する、各団体の共闘を通ずる統一をすすめる等の態度を決定した。

日農統一派斎藤書記長は四月九日、開催中の主体性派日農中央執行委員会をおとずれ、第一〇回大会の決議をつたえ、統一への努力を要望した。なお、この際斎藤書記長から上林書記長へ渡された書簡には「日本農民組合の本家である日農主体性派」という表現があり、注目をひいた（日農主体性派『農民戦線統一についての資料』一―五ページ参照）。同書簡は次のとおり。

一九五六年四月九日

日本農民組合（統一派）総本部
書記長　斎藤　初太郎

日本農民組合（主体性派）総本部
書記長　上林　与市郎殿

謹啓　春暖の候益々御清祥の段大慶に存じます。

このたび貴殿が、日本農民組合の本家である日農主体性派の総本部書記長に新任されましたことは、新しい昂揚の時期を迎えたわが国の農民運動にとってまことに慶賀にたえません。

貴組合と同時に開催いたしました私ども統一派の第十回全国大会は、農民戦線の統一について別紙のような決議をいたしました。貴組合の大会におかれてもほぼ同一趣旨の決議がおこなわれたと仄聞いたしておりますが、私どもの組合の決議を貴組合にお伝えいたして、貴組合とよく打合せ、十分に意志の疎通をはかったうえで、大会の決議を実践し、農民の要望にこたえたいと存じます。

貴書記長の御配慮をわずらわしたく、大会決議をお伝えする光栄を有するものであります。

末尾ながら貴書記長の御健勝を祈ります。

主体性派の中執委では、大会決定を実行にうつすため、次の具体案を決定した。

(1)　戦線統一をよびかける対象は、大会決定により
日本農民組合統一派、日本農民組合新農村建設派、全国農民組合、全日本開拓者連盟、農民組合総同盟、全国農民連盟とする。

(2)　八百板、石田副委員長および上林書記長によって大会決定にかかる戦線統一の件を前記の各組合に申入れる。

(3)　戦線統一を進めるため日農内部に特別の対策委員会を設置する必要があるが、この内部機関は、まず大会決定を申入れて、各組合の態度や動きを評量してのちに設置することにする。

なお、この内部機関が設置されるまでの戦線統一に関する問題の処理には書記長があたる。

(4)　戦線統一のための活動が中央だけの動きになってはいけないので、大会決定の府県段階共闘会議の結成を促進する。

右の中央執委員会の決定にしたがって、四月一三日、八百板副委員長、上林書記長は、統一派ほか六団体に対し、大会決定のとおり、統一の申入れをおこない、中央における統一促進協議会結成の準備に入った。しかし、この時は、各派指導者は参議院議員選挙運動に入っていたので、主に事務局間に連絡がおこなわれることになった。なお、主体性派の申入れに対し、統一派は即時に賛成の旨回答した。

日農新農村建設派は、大会決定後も他団体に申入れその他特別の活動をおこなわず、日農主体性派、統一派との食いちがいをのこしたまま、その点の正式話し合いはおこなわれなかった。全農は共産主義的運動家の参加する戦線統一には反対すること、申入れに対しては後日正式機関に図った上回答するとの態度を表明した。

第三節　農民団体統一懇談会

中央における農民戦線統一についての話合いは、まず事務当局間に予備会談的におこなわれた。八月三日の七団体事務局合同懇談会では、戦線統一についての各自の意見が述べられ、このころより、やや活発な統一への動きがみられるようになった。八月七日の日農主体性派第四回執行委員会では、農民組織の「下からの統一」と「政党の干渉を排する」大衆団体の統一を根本方針とすることを確認し、今後の統一問題にのぞむことになった。

日農統一派第一〇回常任委員会は八月二〇日に開かれ、中央における統一の促進を決定、この決定に基き八月二九日斎藤書記長は主体性派八百板副委員長、中村事務局長を訪問、主体性派に統一への熱意を欠くものがあるといわれているが、本部の方針如何と質問した。これに対し、八百板氏は、「日農第八回大会で申入れたとおりであって、方針は全く変っていない。われわれはボス的な合同にならぬため、慎重を期しているのである。現在は下からの共闘の積上げに努力している」旨回答した。

日農新農村建設派と主体性派　八月二四、二五両日開かれた日農新農村建設派第一回全国大会は、農民戦線統一について日農両派とは異なる独自の方針を決定した。この新方針は三月の全国代表者会議で決定をみた方針と基本的には異なるものではない。すなわち、中央地方に統一促進のための協議会を設ける、このさい、まず社会党支持の農民組合の統一をおこない、これを中立系組合に拡大し、最後に政党にとらわれない全農民組織を包括する統一組合をつくる、というのである。大会においてはこの方針を再確認し、これを具体化するため、本部に「統一促進特別委員会」を設けることにきめた。もっとも、この方針に述べられている「協議会」は恒常的な組織としてではなく、随時開催される会議の性格をもつものとみられる。また社会党支持組合の統一とはいっても、社会党農村活動家、指導者の多くいる組合の解消合同を意味しているものと思われる。

農民組合統一に関する方針（日農新農村建設派、八・二四

―二五全国大会決定）

独占資本の利益のために農民生活を犠牲にして顧りみない鳩山自民党内閣の反動政策は、農民大衆の痛切な叫びに耳をかすことなく無慈悲に推し進められ農民所得の減少、雇用の縮小、負担の増大となってあらわれている。一方旧地主制度の復活をねらう地主団体の反動はいよいよはげしく、しかも従来主として政府にたいして要請運動を行ってきた彼等が、最近にいたって直接解放農地の奪還をめざして耕作農民に鉾先をむけるにいたったことは、重大な変化である。

かくしてわれら耕作農民は、政府ならびに地主の二重の攻勢をうけていやおうなしに団結を強化し、闘争力を充実しなければならない。農民組合の戦線統一はかかる情勢のもとにおいてわれわれに課せられた至上の命令である。

現在わが国における農民組合は、いわゆる日農三派をはじめ、全農、全農連等にわかれ、さらに連合組織として農民組合総同盟があり、七花八裂の現状である。

さらに地方的には単独組合も加えてその混乱はさらに甚だしい。かかる分裂をもたらした原因はもとより二、三でないが、その主要な原因が、まず最初は共産党の農民組合支配の策謀とそれにたいする反発、ついで社会党の分裂とそれに伴う指導者の対立的動きにあったことは率直にこれを認めなければならない。最近農民組合の統一にかなり積極的な動きをみせている共産党系指導者は、共産党が過去において、農民戦線をカク乱した責任について自己批判しているようであるが、農民大衆はにわかにその真意を信じないのが現状である。そして、共産党と社会党とその他の農民運動に対する方針は必ずしも一致していない。さらに農地改革後十年、かつて組織された農民組合の多くはかなり弱体化し、あるいは形骸だけとなって、まず市町村、部落における農民組織の主体性をいかにして確立するかが、なければならない重要目標となっている。

われらはかかる情勢のもとに、本年三月代表者会議において決定した方針のうち次の基本方針をここに確認する。

一、農民組合の統一を促進するためそれ統一促進のための協議会を開催する。

二、日農新農村建設派の統一方針は、まず社会党支持農民組合の統一を第一段階とし、ついで中立系組合に及ぼし、更に支持政党にとらわれないあらゆる農民組合を包括するものとする。

三、中央における協議会は、懇談によるとともに、統一に関する基本的な原則について協議するにとどめ、具体的な統一は、郡、地区、都道府県の段階において、それぞれ地方の特殊情勢を考慮して推進する。

なお統一の方式については、地方の実情により或は連合組織とし或は単独組合の形をとり中央に対しては連合組織として農民組合総同盟に対しては単独組合として参加する等弾力性のある形態をとらねばならぬが、いずれにしても全国的な統一を目標として、これを妨げることのない、方式によるべきである。

日農新農村建設派は、右の方針による統一促進のため次の事項を実行する。

(1)　中央、地方において社会党支持の農民組合の間に統一協議会をもつ、右協議会に社会党を正式に支持していないが友好関係にある農民組合の参加を妨げない。

(2)　地方における統一問題の進行については、とくに責任者をもうけ、本部との連絡を緊密にし

混乱を生ぜしめないようにする。

(3)　本部に統一促進特別委員会を設け、統一に関する地方との連絡、中央情勢に関する情報の伝達、具体的な統一活動に関する指示を行う。

(4)　統一に関する協議会の進行にあわせて組織の整備確立をはかることとし、オルグ活動、宣伝活動を一層強化する（以上）。

右の方針に基き、三宅新農村建設派会長ほか二名の代表は、八月三〇日日農主体性派本部を訪問、八百板副委員長、古屋中央委員に対し、次の申入書を手交し、統一問題についての態度を説明し、種種懇談した。

申　入　書

保守政権の持続により農政の後退が顕著となり農家経済の不安がつのりつつある今日、農民生活の安定向上のため、貴組合には愈愈御健闘のこととお慶び申上げます。

地主団体の反動的攻勢また盛んなるにあたって、全国の農民大衆の間に高まりつつある農民戦線統一の動きは、最近特に活発化せんとしております。

この秋にあたり当組合におきましては、去る八月二十五日の年次大会において、農民組合の統一を強力に推進することを決議いたしました。ついては近く貴組合との間に、今後における統一の具体的進め方について隔意なき懇談を致したく存じますので、この機会をあたえられるよう茲に申入れる次第であります。

昭和三十一年八月三十日

日本農民組合新農村建設派

会長　三　宅　正　一

日本農民組合

委員長　野　溝　勝　殿

（参考）　日本農民組合新農村建設派中央統一促進特別委員

三宅正一、日野吉夫、吉田賢一、菊地養之輔、鈴木一、松井政吉、神田大作、中村高一、門司亮、西村彰一、鈴木吉次郎、岡良一、中井徳次郎、佐竹新市、今澄勇、中崎敏、田原春次、松前重義、

なお、八月三〇日の日農両派の会談内容は次のようなものであった（前掲日農主体性派総本部『農民戦線統一についての資料』第九回大会提出のもの、一―六ページによる）

主体性……当方では、幹部だけの合同でなく、地方からの統一をもりあげる。というのが統一の原則である。しかしそれだけでは不充分の場合もあるならば、中央で統一促進の努力を必要とすることもありうる。

新農建……中央が一つにならなければ、地方はこまる。主体性派と全農と当方とで単一組合を結成したい。そのため、適時、私的に話を進めて、できるだけ早く統一したい。

主体性……統一派日農に対する新農建の統一方針はどうであるか。

新農建……統一派については新農建としては難色をもっている。全農も同様であろう。社会党支持組合で単一組合を結成したい。

主体性……当方は、大会決定で新農建にも統一派にも統一の申入れをおこなっており、統一派については統一対象として考慮したい。

日農主体性派の中執委と拡大中委　日農主体性派第五回中央執行委員会は九月七日、中央委員会（九月一五日）の準備に関連して、当面の統一戦線活動方針を次のように決定した。この決定では、統

一に関し全農その他の団体と交渉すべき代表委員を決め、特に方針としては、統一問題に対する政党の干渉を排除する旨決めている。

日農主体性派の統一具体案（五六・九・七）

㈠　農民戦線の統一は、統一によって組織が拡大され強化され、農民運動に発展をもたらすことができるような統一でなければならない。

㈡　統一は、実体的な組織と組織との統一でなければならない。形式的な看板の寄せ集めや組織のない顔役、幹部、旧指導者だけの話し合いによる統一は排除しなければならない。

㈢　農民組合の具体的な再組織、新組織の中で各派農民組合が統一され積みあげられる合同が基本である。即ち、裸になって実体をつくることが望ましいので、したがって、進捗は不揃いになることも了承されるべきだが、これは中央執行委員会の大局的方針によって調整されるものである。

㈣　段階的に協議会方式で戦線の統一を進めなければならぬとしても、農民の闘う力を強め、力の統一を実現するため、終局的には組織の合同にまで至らなければならない。

㈤　日農の統一原則は第八回全国大会で決定し、確立している。この日農の統一方針と異った統一方針（たとえば社会党支持農民組合だけで統一を進め、統一派日農は排除する）をもっている農民組合に対しては、われわれと同じ立場に立って農民戦線の統一に献身するよう働きかけなければならない。

㈥　九月十五日の中央委員会前（一〇日）に総本部は、統一派日農、全農および新農村建設派と戦線統一についてそれぞれ別個に隔意のない意見の交換をおこなう。

この総本部の代表は八百板、石田副委員長、上林書記長、亀田組織部長とする。

㈦　農民戦線の統一については政党の干渉は排除する。

次いで九月一五日の主体性派拡大中央委員会では「農民戦線統一促進に関する決議」を発表した。この決議によれば、統一は「実体的な組織と認識との統一」でなければならぬこと、具体的には、組合員の登録名簿と組合費を基礎とした実体的統一でなければならぬことをまず明らかにし、次いで協議会方式は終局的な組織合同に至るまでの経過的措置であることを規定している。このような統一促進のため、中央に統一懇談会を設置することを決めた点が注目される。

農民戦線統一促進に関する決議（日農主体性派拡大中央委員会、五六・九・一五決定）

農民戦線の統一は、第八回大会によって本年度のわれわれの活動に課せられた最も重要な任務である。

大会後、この任務遂行のためわれわれは、献身的に努力してきたが、客観的な統一情勢に即応しながら、いっそうこの任務の遂行を推進するため、大会決定の統一原則に基礎をおき、当面、つぎの方針で戦線統一を促進するものとする。

㈠　農民戦線の統一は、統一によって組織が拡大され強化され、農民運動に発展をもたらすことができるような統一でなければならない。

㈡　統一は、実体的な組織と組織との統一（すなわち組合員の登録名簿と組合費を基礎とした統一）でなければならない。

形式的な看板の寄せ集めや組織のない顔役、旧指導者だけの話し合いによる統一は排除しなければならない。

㈢　農民組合の具体的な再組織、新組織の中で各派農民組合が統一され積みあげられる合同が基本である。即ち、裸になって実体をつくることが望ましいので、したがって、各地における進捗は不揃いになることも了承されるべきであるが、これは中央執行

委員会の大局的方針によって調整されるものである。

㈣　段階的に協議会方式で戦線の統一を進めなければならぬとしても、農民の闘う力を強め、力の統一を実現するため、終局的には組織の合同にまで至らなければならない。

㈤　統一についての意見の交換、調整などをおこなうため、各派農民組合との間に中央に統一懇談会（仮称）を設置する。

㈥　日農の統一原則は第八回全国大会で決定し、確立している。この日農の統一方針と異った統一方針（たとえば社会党支持農民組合だけで統一を進め、統一日農は排除する）をもっている農民組合に対しては、われわれと同じ立場に立って農民戦線の統一に献身するよう働きかけなければならない。

日農統一派三〇回中央委　一方、統一派日農の第三〇回中央委員会は九月一五、一六両日、中央委員四二名の外に大木町、室場、藤沢などの単独農民組合代表の参加をえて開催され、戦線統一について本部報告を中心に論議を重ねた。特にこの中央委員会で注目された点は、来年三月の第一一回大会においてとの統一をおこなうという本部報告が承認されたことであり、また常東山口委員長が同委員会に出席して挨拶をおこない、常東の統一方針を表明したことである。

また鈴木清常任委員は、統一、主体性派両派の中央委員有志による「農民戦線統一促進全国代表者会議」の提唱、世話人会の打合せの経過などを報告し、委員会は全てこれを承認した。次いで斎藤書記長は、農民戦線統一運動の経過を報告、主体性派拡大中央委員会の決議（前掲）に基く原則を支持し、統一促進に努力するむね決定した。同中央委における決議は次のとおりである。

農民戦線統一促進に関する決議（日農統一派、第三〇回拡大中央委九・一六）

農民戦線の統一は、わが日農統一派の年来の願いであったが、とくに第八回大会の新しい綱領草案の採択は、全農民戦線の統一に対し具体的な方向を与えた。

本年三月の中央農民七団体による戦後農民運動十週年祭は、この話し合いは大きく前進し、群馬の如くすでに組織的統一を完成したところもある。われわれは、この情勢をさらに促進し、統一に対する全農民の願いにこたえなければならない。

昨日ひらかれた日農主体性派拡大中央委員会は、次のごとき統一方針を決定したが、これは全くわれわれの方針と一致している。即ち、

㈠　農民戦線の統一は、統一によって組織が拡大され強化され、農民運動に発展をもたらすことができるような統一でなければならない。

㈡　統一は、実体的な組織と組織との統一でなければならない。形式的な看板の寄せ集めや組織のない顔役、幹部、旧指導者だけの話しあいによる統一は排除しなければならない。

㈢　農民組合の具体的な再組織、新組織の中で各派農民組合が統一されこれが積みあげられる合同が基本であるべきである。即ち、裸になって実体をつくることが望ましいので、したがって、各地における進捗は不揃いになることも了承されるべきであるが、これは中央執行委員会の大局的方針によって調整されるものである。

㈣　段階的に協議会方式で戦線の統一を進めなければならぬとしても、農民の闘う力を強め、力の統一を実現するため、終局的には組織の合同にまで至らなければならない。

㈤　日農の統一原則は第八回全国大会で決定し、確立している。こ

の日農の統一方針と異った統一方針（たとえば社会党支持農民組合だけで統一を進め、統一派日農は排除する）をもっている農民組合に対しては、われわれと同じ立場に立って農民戦線の統一に献身するよう働きかけなければならない。

全農民戦線の統一促進のため、右の方針を確認し、主体性派とともに本中央委員会においてもためにさらに献身しよう。

右決議する。

一九五六年九月一六日　日本農民組合第三〇回中央委員会

全農の態度　全国農民組合は一〇月六日中央委員会を開催し、農民戦線統一について次の本部提案を承認し、決議した。

農民戦線統一に関する決議（全農第二回中央委員会、一〇・六決定）

(1) われらは、農民戦線の統一に邁進する。

(2) それには各団体のイデオロギーの一致と組織上の融合一体化を必要とする。

(3) 依って、統一への過程として、協議体方式をとる。

(4) 統一の対象は、日農主体性派、統一派、新農村建設派、全農連、開拓連、農民組合総同盟、その他全農民団体を広汎に網羅すること。

附帯決議

第二回中央委員会は、農民戦線統一は、積極的に推進する態度を決定した。

併し現下の全農組織の状態においては、主体性の確立を第一義とし、各府県連は統一は闘いなりとの信念をもって、其の農民組織の統一を完成するためにさらに堅い決意をもって今後全農組織を強化することを確認する。

一九五六年十月六日　全国農民組合、第二回中央委員会。

統一特別委員

平野力三（会長）　細田綱吉、永井健（以上副会長）　吉川兼光（書記長）　小林進（政治部長）　天田勝正（会計）　国方好市（香川）

右の決議のおこなわれるまでの委員会討論における代表的な意見は次のとおりであった。

(1)現在の情勢ではまだ協議体方式でも統一にふみきるのは時期尚早であるという消極論（静岡）、(2)反動攻勢にたいし農民が農業と生活を防衛するためには、四分五裂していては駄目だ。全農だけでは闘えないことは十年の運動が証明している。過去の運動を反省し、組織の現状を明かにして、全農民組合が一本化し、多数の農民を獲得するため活動しなければならない。下部ではすでにそのようにすすんでいる（新潟）。こういう積極論、当面各組合の自主性を認め協議体方式で共闘を行うべきで、この方式の正しいことは山梨農連の経験がしめしている（山梨）。農民は全農でも日農でもかまわない、ただ要求を闘いとれるつよい組織の力を求めているのだ。したがって統一は必要であるが、単なるよせ集め統一では意味ない。各派が過去の運動の自己批判と組織の現状を反省して、新しい運動を展開する覚悟で、組織の確立を闘う方向で統一はすすめられなければならない（香川）。

いずれにしろ、右の全農の決議によって、農民運動祭に参加した七団体の統一、という基本方針は確認されたので、ここに従来の、「日農統一派をのぞいた統一」という方針からの転換がおこなわれたわけであり、日農両派と全農の足並みがそろったことになる。大会には日農主体性派石田副委員長が挨拶し、統一の必要を強調し、統一派斎藤書記長は七団体の協議会形態による共闘機関の即時結成

を訴え、足鹿社会党農民部長は全農の新方針に賛意を表明した。

統一懇談会の結成　全農第二回中央委員会の開催される五日前の一〇月一日、日農主体性派の提唱により、七団体より石田、上林、亀田（主体性派）、久保田、下坂、斎藤（統一派）、三宅、日野、佐竹、小牧、沢田（新農建）、平野、吉川、小林、細田（全農）、稲富（総同盟）、中村（全農連）、原、管野（開拓連）の諸氏が出席して、第一回農民戦線統一懇談会が開かれた。まず上林日農主体性派書記長が提唱の趣旨、懇談会実現までの経過を説明し、座長となって各団体の統一に関する見解の表明に入り、懇談に移った。当日の懇談会における発言大要は次のとおりである（前掲『農民運動資料』第八七号三〇ページ以下による。なお前掲日農主体性派総本部『農民戦線統一についての資料』一―三三ページ以下にもほぼ同様の記録あり）。

第一回統一懇談会における各団体の発言要旨

亀田（主体性）　(1)統一の対象は全農民組合とする。(2)農民の闘う力をつよめることを主眼とし、組織と組織との統一を基本とする。(3)以上の根本方針に基いて、実情に即してこの統一を実現するよう活動する。

三宅（新農建）　(1)総同盟結成当時一本化（参加組合の解体合同）を図ったがいろいろな事情でできなかった。今度は主体性派とともに一本化し、もっと幅広い組合にする。まず理念の一致するものからはじめ、未組織の入り易いものにしたい。(2)大会の決定では、さしあたり、主体性派、全農、農民同盟（北海道）を対象とし、協議会では力が弱いので一本化の方針をとり、中央における統一には統一派はいれない。開拓連、全農連はこの統一の対象にならない。これ等の団体とは協議会をもつようにする。

久保田（統一派）　(1)主体性派とにたりよったりであるが、まず政治的でなく農民の立場から出発する。(2)組織の一本化は理想だが、当面協議会の方式をとる。(3)地方の実情によっては一本化もよい。中央では地方の統一をうけいれる機関を話合いですぐつくる。(4)政党支持自由を原則とし、特定政党の支配を排除する。

平野（全農）　(1)全農では八月二五日の中常委で統一問題を議題として検討したが、各地の情勢も異なるので、十月六日中央委員会において正式態度を決定する。(2)いまは、現実にはいろいろ問題があるが、何等かの農民の実際に即した統一を誠意をもって考える、ということである。

稲高（総同盟）　総同盟は参加団体の自主性を認めた協議体であるので、参加団体の意向がきまらなければ態度をきめられない。

中村（全農連）　全農連は他の農民組合と異り、内部的には若干性格のちがった府県組織の連合体というかたちをとっている。まだ統一問題について正式態度をきめていないが、十月十日の中央委員会で討議する。しかし一九五四年五月の全国代議員総会で採択した運動方針でのべられている方針は、統一の憲章ともいうべきもので、この性格は今度の中央委でもかわらないと思う。(1)農民戦線の統一は、農民運動多年の課題である。したがって強くこれを推進する。(2)分裂の原因が政党の指導権争いにあったので、政党支持自由を原則とし、農民の大衆組織の主体性を守る。(3)農民の要求で共闘をすすめることを本旨とし、統一の形態は単一組織でなく連合体とする。

原（開拓連）　開拓連は、他の農民組合とちがい、組合員意識のうすい者まで開拓者として一五万戸結集している。故に長所と短所をもっているし、統一問題についてもちがった観点がある。究極的には統一して単一化することに同にひやくすることはできない。しかし、戦線の統一には賛成で

ある。十月下旬中央委員会を開いてこの問題をとりあげるが、段階的に共闘組織をつくる主体性派の方針と根本的にちがわない。

亀田（主体性）　統一の範囲に食いちがいがある。主体性派は統一派を含める方針だが、新農建は社会党支持組合をまず統一し、中立組合、あらゆる組合と三段階にやろうとしている。しかしすでに地方では、秋田、大阪のように一しょにやっているところもあり、群馬のように一本化したところもある。三段階論ではこうしたところは分裂させることになるのか。

開拓連と全農連は、生いたちがちがい、若干質がちがうので一本にはならない。共闘のかたちをとるべきである。農民組合の開拓部にはいますぐならない。開拓連は下部の加盟を拒否する方針か。

原（開拓連）　下部の加盟を拒否しない。現在日農の役員をだしている県もある。しかし団体加盟する場合はよいが、開拓者として独自の要求があるので、解体合同には反対である。

三宅（新農建）　全的統一には異議ないが、組合の中に地域的に政治的に違う指導がもちこまれては困る。まず社会党支持組合の統一、同じような組合が一本になることにしたい。

沼田（新農建）　茨城は新農村建設同志会という地方組織でやっているが、菊地重作氏が共産党に入党して農民をおきざりにしたので、これとの統一はなかなかやれない。やり易いところからやるという常識的な方針でやっている。

亀田（主体性）　地方でも茨城のようなむつかしいところは例外で多くない。

久保田（統一派）　分裂の原因が政党の争いにあったが、お互に反省しているし、共産党も六全協でなおってきたので一しょにやれない理由はなくなった。

石田（主体性）　中央にいますぐ統一機関ができないにしても、地方の統一を推進するカジをとる。全統一への方針もたがいに了解された話合いの場をつくろう。（以上）

大要右のような発言があり、各団体の方針、態度決定をまって、一〇月中旬第二回会合を開くことに決定し散会した。

その後懇談会は五回にわたり開催され、まず懇談会の任務については、共同闘争と統一の任務をもつ協議会を設置するための準備会的なものであるか、それともそういう準備会を設置するための準備懇談会であるか、について論議された。また懇談会の目的については、統一のため、共闘のため、統一と闘争のため、との三つの意見が出され討議された。設置さるべき機関の形態については、協議会の形が最もよいとの意見が支配的となった。

統一懇談会は五回にわたる会合ののち、七団体による農民戦線統一協議会を結成することに意見の一致をみた。次にかかげるのはその共通の意見であるが、この協議会の結成で各団体のそれぞれの特殊性、内部事情から、種々の段階を経て組織合同にまで進んでゆく方向が展望されるにいたった。

統一懇談会の共通の意見

(1)　協議会は「農民運動祭」を共同主催した七団体で構成する。

(2)　協議会は共同闘争と統一とを目的とし、組織の合同統一が望ましいが、これはすぐできないので共同闘争をやりながら統一合同の努力をするのであるから、可能なる組織の合同が阻害されるようなことがあってはならない。

(3)　参加各団体のうち特に全農連と開拓連とはそれぞれ特殊の性格をもち、したがって統一へまでは容易に進みえないであろうが、協議会のなかで共同闘争を進めながら統一へ近づいていく

ように努力する。

(4)　この協議会は、参加各団体の中央機関で構成する中央段階での機関であって、地方的なその系統機関を設置するような活動はしない。

しかし、地方の自主的な活動によって独自にこの種の機関が設置されることを妨げるものではない。

(5)　協議会参加団体は、それぞれ組織相互の自主性を尊重し、協議会をつうじて相互に信頼し、かつ協力できる態勢をとることとし、協議会は、この趣旨にもとづいて運営される。

日農新農建派の態度　日農主体性派、統一派とは立場を異にしてきた新農村建設派は、一一月二七日第三回常任執行委員会を開き、近く発展する農民戦線統一協議会に対する同派の態度を次のように決定した。この決定で注目される点は、協議会をもって「全会一致の合議制で運営される共闘機関カンパニア組織」であると決めている点である。また中央の協議会の下部機関として地方協議会を設置することには反対していることである。

日農新農村建設派の協議会に対する態度

1、目下、中央農民七団体の間で懇談中の農民戦線統一協議会に対するわが組合の態度は、年次大会、並びに拡大執行委員会の決定方針にそうて決定する。

2、農民戦線統一協議会は、共同闘争と統一の目的をもっているが、全会一致の合議制で運営される共闘機関カンパニア組織とする。

3、中央の協議会方式を、そのままのかたちで地方へおろさない。地方において協議会をもつ場合はそれぞれの地方の実情に応じた方式による。

中央の協議会が地方の協議会を下部組織として系統組織をつくることは反対する。

第四節　農民戦線統一協議会の結成

統一協議会の結成　中央における七農民団体の統一懇談会の五回にわたる会合の結果、七団体代表は前節において掲げた通りの共通見解に到達し、一二月七日農民戦線統一協議会の創立をみるにいたった。協議会は「共同闘争と農民団体の統一」を目的とする組織である。

まず、協議会の「結成宣言」と、「規約」および役員を次に再録しよう。

農民戦線統一協議会結成宣言

今春三月農民運動祭を共催したわれら七団体は、農民のあいだにほうはいとして起りつつある農民戦線統一の要望を実現するため、数次の懇談を重ねた結果、農業農民の諸問題についての共同闘争と農民団体の統一を目的とする、農民戦線統一協議会を結成することに意見の一致をみ、本日、ここに結成の総会を開くに至った。

われらは今後協議会の目的を達成するため、既往になじまず、清新の気風をもって、力を合せて、農民の要求実現のためにともに闘い、農民戦線統一の完成を期して奮闘することを宣言する。

一九五六年十二月七日

日本農民組合主体性派
日本農民組合統一派
日本農民組合新農村建設派
全国農民組合
全国農民連盟

農民戦線統一協議会規約

第一条　本会は農民戦線統一協議会といい、事務所を東京都におく。

第二条　本会は農業農民の当面する諸問題についての共同闘争と農民団体の統一を目的とする。

第三条　本会は前条の目的に賛同する全国的農民団体の中央機関をもって構成する。

第四条　本会の参加団体は第二条の目的達成のため本会の決定事項の実現につき協力する。

第五条　本会に委員をおく。委員は参加各団体から八名を選出する。

委員の互選により参加団体から常任委員各三名ならびに議長を選出する。

本会に事務局をおく。

第六条　本会の会計は参加団体の負担金、寄附金などによる。

協議会決定事項

(1) 参加各団体から事務局員一名を出して事務局を構成する。

(2) 独立事務所の設置まで暫定的に主体性派内におく。

(3) 各団体の共同負担。

(4) 議長団の運営は廻り持ちとし、担当期間を三ヵ月、順序は石田宥全、平野力三、吉田賢一、近藤安雄。

農民戦線統一協議会役員氏名

議長

石田　宥全（日本農民組合主体性派）

平野　力三（全国農民組合）

全日本開拓者連盟

農民組合総同盟

吉田　賢一（日本農民組合新農村建設派）

近藤　安雄（全日本開拓者連盟）

常任委員および委員

◇日本農民組合主体性派

常任委員　石田　宥全　副委員長

〃　八百板　正　副委員長

〃　上林与一郎　書記長

委　員　亀田　得治　中央執行委員

〃　古屋　貞雄　中央執行委員

〃　平等　文成　中央執行委員

〃　栗原　俊夫　統制委員長

〃　小川　豊明　財務委員長

◇日本農民組合統一派

常任委員　久保田　豊　委員長

〃　斎藤初太郎　書記長

〃　下坂　正英　常任中央委員

委　員　鈴木　清　〃

〃　堤　源寿　〃

〃　河合　悦三　〃

〃　佐藤佐藤治　〃

〃　羽毛田正直　中央委員

◇日本農民組合新農村建設派

常任委員　吉田　賢一　会　計

〃　川俣　清音　会計監査

〃　佐竹　新市　常任執行委員

委　員　中井徳次郎　〃

〃　神田　大作　〃

・組織部長

・調査部長

〃　門司　亮
〃　瀬水　淳英
〃　近藤　太
◇全国農民組合
常任委員　平野　力三
〃　永井　健
〃　吉川　兼光
委　員　細田　綱吉
〃　天田　勝正
〃　小林　進
〃　国方　好市
〃　今里　勝雄
◇全国農民連盟
常任委員　岩谷　好
〃　中村吉次郎
〃　小平　忠
委　員　小松　貞人
〃　高山　一夫
〃　茅賀　貢
〃　深沢　好之
〃　浅野　次郎
◇全日本開拓者連盟
常任委員　近藤　安雄
〃　本多　政勝
〃　菅野　敬一
委　員　原　七郎
〃　井上　徹雄
〃　凌　時正
〃　鶴薗　徳三
〃　堀川　源雄
◇農民組合総同盟
常任委員　稲富　稜人
〃　日野　吉夫
〃　矢尾喜三郎
委　員　伊瀬幸太郎
〃　中村　高一
〃　東　隆
〃　仲世古清継

執行委員
〃
最高顧問
副会長
書記長
副会長
会　計
常任中央委員
〃
〃
副委員長
書記長
中央委員
〃
〃
常任幹事
〃
委員長
常任委員
〃
事務局長
常任委員
〃
〃
〃

五七年一月刊による)。

第五節　農民戦線統一促進全国代表者会議の結成

統一促進全国代表者会議の提唱　九月一五日同時に開催された日農主体性派と統一派の中央委員会に出席した両派の中央委員有志の間に、下からの統一を促進する懇談会を持とうとの意見が生れた。主として群馬、秋田、大阪の有志の提唱でこの懇談会が開かれ、その席で一一月東京において、各派団体本部とは一応無関係に、戦線統一を促進する全国代表者会議を開催することに意見の一致をみた。この九月一五日夜有志懇談会が開かれた。この地方における共闘と統一を基礎に戦線を統一しようとする動きは、中央における統一懇談会――統一協議会の動きとは一応別個のものであるだけに、後者を中心とする統一運動との関係がのちに至って問題化するのであるが、まず、第一回の有志懇談会の模様からみてゆこう（以下の記述は、特記しないかぎり前掲『農民運動資料』第八七号、および『農村問題資料月報』第四巻一号による）。

懇談会における発言要旨

細谷文造（群馬）　群馬県連の細谷でございます。僭越ではありますが、提唱県を代表して一言御挨拶を申し上げます。

農民戦線の統一は、農民大衆のもっともすなおなつよい要求であります。多年にわたるこの課題を皆さんとともに力を合せて解決していきたいと念願しております。

各組合とも統一の基本原則は定めていますが、実際には、ただちに統一するという条件はととのっていないようです。一方、統一して闘わなければならない客観的条件は日に日に成熟しております。日農両派の中央委員会が本日同時に開かれましたのを機会に、統一の一歩前進をかちとるため、皆さんにお集り願って懇談していただくことにいたしました。今回の農民戦線の統一が全国の皆さんの努力によって、かつての日農への復元合同でなく、全農民の統一へと前向の方向に大きく発展することを念願して開会の御挨拶といたします。

（座長に栗林三郎氏を推薦、全員自己紹介）

座長　それでは座長をつとめさせていただきます。御協力をおねがいいたします。ここに集まっておられる主体性派、統一派とも、三月の大会まで統一の方針を決定しておりますが、これを具体的にすすめていくにはいろいろと困難があります。これをどうすすめていくか、どのような方向でやっていったらよいかなどについて自由に懇談ねがいたいのですが、はじめに提唱県の方から統一をすすめた経験をお話ねがいたいと思います。

鈴木清（秋田）　秋田の経験をお話しいたします。各派の農民組合が、それぞれの県連の組織の実体をハッキリみきわめて、そこから出発することがまず必要です。秋田でもそれぞれの県連は組織があるとみていたが、実際は組合と称するものはわずかしかない。かつては相当の組織と影響をもっていたが、お互に政党の問題があって組織をこわしてきてしまった。活動家はいるが、組織の上にたったものではない。この実体の上に立って反省していくということが、一番大切なことである。こういう立場で一昨年仙北郡で三派（主体、統一、新農建）合同の農民大会を開き、一千五百名の農民が集った。三派が合同してやったからこそ、このように集めることができた。そしてその目標は、農民の当面の要求にそってやるということである。その後、いろいろの農民の要求で二、三回大会をもち、その結果これらの大会で決めたことを実行する機関、農民の要求を実現していく執行部をもつことにな

った。また従来各派の農民組合が政党にわずらわされていたので、農民は、単独組合をつくらざるをえなかったが、こうしてできた単独組合は、各派が共同して闘う機関には参加し、できるだけ早く中央も統一してもらいたいと要望している。これは従来のわれわれの派閥的な対立に対する痛烈な批判である。このような単独組合も含めて、各組合が費用を負担して、全県農民大会をもち、実行委員会をつくった。これに対しては、全県から各種の問題が持ちこまれた。栗林さんと私とが一しょになって活動し、これらの問題を解決する方向で、各派に所属しない共闘会議の下部組織ができてきた。具体的に下部組織をつくっていくなかで統一の方向がでてきた。今や各派の合同の状態をつくるときがきた。統一派の組合、主体性派の組合ではない。秋田の共闘会議の実行委員会が指導部になってその下部組織ができているのである。

統一の基礎には、人間同志の信頼がなければいけないとおもう。これが基礎であり信義と信頼の上に立った統一でなければならない。

県下の農民は統一した組織をのぞみ、政党の道具になることはのぞんでいない。もし農民組織がつよくて農民の要求をかちとっていけば、農民は革新陣営についてくるであろう。今度の参院選挙にもそれが影響していることは明らかである。

久保田朝雄（群馬）　群馬は養蚕県で蚕繭処理が大きな問題である。これをやるには個々バラバラではうまくいかないので、三派（主、統、総同盟―中央のつながりは新農建）でこれをとりあげて話合い、共同で農民大会を開き、三派協議会をつくって一年半くらい統一行動をすすめた。その中で農民の要求にこたえるには、三派が統一しなければならないと、堤さんなどが熱心に活動して〝自分の田に水を引く〟ではまずい、統一した方がよいということになり、この春ようよう統一した。まだ十分な活動はできないが、来るべき農閉期には十分に活動してのばしてみたい。統一してからそれでつかということが論議されたが、ひとまず他の二派にオブザーバーとして出席するようにしようではないかということになった。

今統一された県連のもとに、単独組合も未組織地帯の組織も楽な形になってきた。中央でもできるかぎり広汎な組合を統一するために努力してもらいたい。

梅原昭（大阪）　大阪は農地改革がもっとも徹底したところであると同時に、農民組合各派の間でもっともハデな抗争のおこなわれたところである。しかしその中でも各派のオルグ同志の間での場がもたれていた。現在になってみると、これが統一懇談会をつくるうえに相当の効果をもたらしたということが第一に数えられる。第二には統一派は、サツキ会というのをもって、話しあいの態度が非常に謙虚だということである。ここにいる大橋さんが共産党であることはみんな知っているが、つねに自主的農民組織の立場から行動され、党からいってきたことも組合の立場から取捨選択して不都合のないように実行されている。こういう人間的な信頼によって、統一が一歩前進した。大阪府農民団体統一懇談会を設置したときも、ほとんど問題がなかった。新農建派の人たちも理解がすすんでいたのであまり障害はなかった。できあがった共闘機関の実績をよりよくあげるために、統一した事務局を設置して、代表のオルグを出して一緒にやっている。親方同志だけの共闘では意味がないので、第一線に活やくする人たちの間で実際の共闘をすすめている。新農村建設派の組織六千と称したり、社会党支持組合だけ

う人もいるが、各派が率直に意見を出しあって、一しょにやっていくのでなければうまくいかない。

座長　これで三県の報告を終りましたが、一番困難と思われている茨城の報告をねがいたい。

渡辺武夫（茨城）　茨城農民同盟の渡辺です。茨城では、以前の政党支配の悪影響と、地域的な関係で組織が分れてきた。北の珂北農民同盟、南の常総同盟、西の常総同盟といった具合である。

農民戦線の統一は当初から非常に困難とみられた。これには政治的、地域的な分裂の状態だけでなく、各組合の発展が不均衡だということもある。困難な中でも組織を守ってきたものや、看板だけになってしまったものや、いろいろである。しかし最近、政党における反省がすすめられ、これが統一の気運をつくりだした。一昨年暮から昨年にかけて、大衆運動のなかで統一行動がくめるようになった。鹿島郡の神之池基地反対闘争、未墾地開放要求で各派が一斉に立ちあがった。これが直接の契機となって、七団体―常総同盟（統一派）日農主体性派、常東総協、全農、新農村建設同志会、茨城農民同盟、珂北農民同盟が集って感情的な対立をぬぐいさると同時に、闘争経験の交換、共同闘争の積極的推進のための農民団体連絡協議会をもち、各派で座長を輪番で担当してすすめた。そして反動的な友末県政打倒で、社会党の県会における活動と呼応して、院外闘争をもりあげた。これが統一のいわゆる雪どけであった。

しかしゆるいかたちの協議会であったので、その弱さがでてきて、各団体がセクトを発揮したが、その中で統一への努力はつづけられ、四月には旧常総同盟が主体性派と合同大会を開いて、両派日農を支持するという立場で統一が行われた。その一方では主体性派の一部の人が主体性派県連再建大会を開くというようなこともあった。まだまだいまの幹部が統一の方向にはっきりふみきっていない。五月の末、連絡協議会をもったが、この話合の機関をもう少しつよい機関にし、常任幹事会と事務局ぐらいおく必要がある。参院選挙のなかで民主政党とともに統一して森元治郎氏（社）を推し最高点で当選させたが、其後何回となく連絡協議会をひらき、統一行動強化の問題として、共済問題をとりあげ、県内各派の統一行動をすすめようとしている。

一面においては新農建のように社会党系だけでまとまろうとしている組織もあるし、常東のように別な考えをもっているものもあり、それとわれわれのような考え方と、三つの意見があって、微妙なニュアンスをあたえている。各組合の利己心をほんとに捨てるような方向で話合いをすすめなければならない。統一行動を強化できるような常設的機関をつくっていきたい。それと地方における統一もすすめる。上と下との有機的な結合が必要である。

座長　これで主な地方の報告を終り、統一についての具体的な問題点をとりあげて貰いたい。

平等文成（長野）　長野では、一しょになって組合をつくるという点に重点をおいている。そのために、理念の一致、運動方針の一致に注意している。役員のことなどは考えていない。長野では従来の東北型の運動ではダメだ。酪農、果樹等、営農形態がちがっている。そのために農民講習会を共同でやっている。九月に入って県と南佐久でやったが、こういう集りを毎月やっていきたい。統一の目標は何か。何のために統一し、組合をつくっていかなければならないか、それを話しあってやる。末端では一しょに

勉強し一しょにやっている。われわれは、もう一度農民組織はなぜ分裂したか、そして農民に背を向けられたか十分反省する必要がある。

高田富之（埼玉）　埼玉では自小作組合という単独組合をつくってやっている。それと別に自作農維持組合もできてのびている。両方とも土地問題を中心にやっているのに、一しょにならないということでは、農民が承知しない。そこで文句なしに統一の話合いが行われている。十一月頃には統一大会をもつことにしている。しかしそれも統一ということだけに限った動きでは、農民から浮いてしまう。共通の闘争目標をたてて、共同の会議を開き、役員も平等にだして共同して闘い、機が熟したらスパッと統一するようにしたい。

佐藤佐藤治（新潟）　新潟では大きく三つの系統に分れている。主体性派、新農村建設派で、全新農（玉井派）は主体性派についているようだ。全農は組合費を納めるような組織はないらしい。三宅、猪俣、石田の三代議士がいるが、感情的な問題はなくなっていると思う。新潟飛行場反対の統一行動がそれに役立っている。新農村建設派が統一派を除いた統一ということをいっているが、この考えは理解しにくい。即時合同はむずかしいが、協議会ならすぐできる。問題は中央にある。中央でやっても一しょにやっているので問題はない。

鈴木清（秋田）　統一のことが各県で日程にのぼってきておらえば、地方ではいつも一しょにやっているので問題はない。

り、その行動の結果はよいということがわかっている。本日は有志懇談会というかたちで集りがもたれたが、今後時期をきめて、今回集った人々が中心になって各派に働きかけ、統一促進のための全国代表者会議を開くことを提案する。

座長　只今提案がありました全国代表者会議をもつ件は異議なしと思いますが……

池田峯雄（茨城）　この懇談会の結果で各派に働きかける。全国代表者会議で選ばれた実行委員で統一の促進をやっていくようにしよう。

梅原昭（大阪）　日農両派で共同行動をやることは勿論よいが、目標として新農建派をふくめたものとしてやって行くべきである。具体的には、現実にできている統一、又は共闘機関をもとにして、統一をひろげ、目標は全農民組合である。

折笠藤雄（福島）　共闘が土台になって統一がすすんでいるが、いま大きく統一を促進することが重要だ。十月か十一月を目標にして全国代表者会議をやりたい。

座長　それでは、適当な時期に全国代表者会議をもつことにし、その世話人会をつくりたい（提唱県一任の声あり）。

それでは次の各県に世話人になってもらいます。そして世話人会が必要とみとめたときは更に二、三県追加することにしたい。

提唱県である秋田、群馬、大阪と山梨、長野、新潟、山形の七県（異議なし）。

この七県の方は明十六日午後一時世話人会を開きますから統一派の中央委員会の開かれている第三議員会館に集合ねがいたい。

右の懇談会の申しあわせに基き、翌一六日、秋田、群馬、大阪、新潟、長野、山梨、山形の日農両派有志が参集し、次の諸項目を決定した。

(イ)　十一月初旬ごろ「農民戦線統一促進全国代表者会議」を開催する。会期は二日間の予定。

(ロ)　同会議では、(1)各県の統一の活動を集約した自主的な中央機関をつくること。(2)当面する税金、災害営農資金、共済制度、土地などの問題の共同闘争を提議する。

(ハ) 秋田、群馬、大阪、新潟、長野、山梨、山形の七県のほかに、鳥取、徳島、大分、栃木の四県を追加して、「農民戦線統一促進全国代表者会議世話人会」を構成する。

(ニ) 世話人のうち、秋田、群馬、大阪三府県で常任世話人会を構成し、事務連絡上、当面、主体性派から、中村、高野、統一派から大山、小沢各書記を派遣してもらう。なお、全農、新農建その他からも書記を派遣してもらうことにする。

(ホ) 世話人会の連絡事務所は別にあらためて決定する。

※連絡所は左記に決定した。

東京都千代田区大手町二ノ八中央農業会館内
農民戦線統一促進全国代表者会議世話人会

(ヘ) 世話人会は趣意書をつくり全国によびかける。

(ト) 明十七日新聞記者会見を行いこれを発表する。（以上）

かくて一〇月一〇日、農民戦線統一促進全国代表者会議世話人から「農民戦線統一促進全国代表者会議の開催について」なる声明書が、各農民団体に送られた。右の声明書によれば一一月二〇、二一両日東京において全国代表者の会議を開き、(一)全国農民戦線の統一促進について、(二)当面の共同闘争題目（税金、統制撤廃、土地問題等）を討議しようというのである。

一〇月二九日にはさらに同会議常任世話人会が開かれ、次のような諸事項を決定し、これに基き各地の農民団体に対し、会議招請状を発した。

常任世話人会の決定事項

(一) 代表者会議の性格について

「農民組織の全国的統一を促進するため、地方における共同闘争ないし、統一を実現する」ことを目的とする。

(二) 代表者会議によって設置される機関の任務と構成について代表者会議によって、全国的統一の促進と、当面する農業農民問題を共同して闘うための機関を設置し、実行委員会、常任実行委員会、実行委員長という構成にする。この機関は全国各府県の共同闘争、統一機関と連絡し、かつこれを設置するため援助協力し、全国的統一が達成されるまで活動する。したがってこのような活動によって実現する共同闘争組織、統一協議会、合同組織などは、全国的統一完成後は、統一された全国組織の府県連合会となるであろう。

(三) 代表の資格

組織の信認する代表とし、(1)共同闘争機関のある府県、(2)統一した府県連、(3)その他の各派府県連のある県、(4)中立、単独組合の四つに分け、いずれも当該機関の信認によること。

(四) 議案の提案分担、祝辞をうける範囲、会議の運営、予算などを検討した。

(五) 十一月十九日世話人会を開き、会議運営の具体的打合せを行い代表者会議の成功をかちとるため邁進することにした。

全国代表者会議の開催　農民戦線統一促進全国代表者会議は一一月二〇日東京参議院会館において開かれた。参会者は三六都道府県の農民団体三五〇名で、会議は細谷文造氏（群馬、日農新農建）の司会で、鈴木（秋田、日農統一派）、高橋（群馬、日農主体性派）、栗田（大分、全農）氏が議長に選ばれてすすめられた。黒田労農党主席、野坂共産党第一書記、足鹿社会党農民部長、久保田、野溝日農両派委員長らの祝辞ののち、戦線統一問題、統制撤廃問題、農民負担軽減問題等につき協議した。当日決定をみた機関と役員は次の通りである。

(一) 共闘、統一機関のある県はこれに参加する各派組合一名

(二) 統一されている県は三名

㈢　その他の県は各派県連一名
㈣　単独組合はその県内をまとめて一名の基準に基く実行委員を選出し、その互選によって、秋田、山形、栃木、群馬、茨城、山梨、長野、新潟、愛知、大阪、兵庫、徳島、大分の各県から一名―三名の常任委員を選ぶ。
㈤　実行委員長は秋山要（山形、日豊主体性派）、副実行委員長は鈴木清、高橋徳次郎、栗田久男の諸氏とする。

なお当日発表された決議を次にかかげる。

農民戦線統一達成に関する決議

今日、保守反動の支配と資本の圧迫をハネのけて、行きつまった農業をつくりかえ、生活に明るい希望の道を切り開きたいと願う農民の要求はとくに高まり、強まってきている。そして、それとともに、戦後の新しい農業と農村の事情にかなった新しい農民運動がその力をもたげはじめている。

このような情勢のなかで、過去のいろいろな農民組合のさまざまないざこざから離れて農民大衆の新しい力の結合を土台にして、農民運動を一つに統一された力の上に再建し発展させようとする動きが全国にひろまってきた。

この時にあたり、所属する組合のちがいや、行きがかりにとらわれないで、この動きのいっそうの成長と発展のために私心なく献身し、農民のなかから、農民を基礎にして、戦線の統一を進め、完成することを願い、誓いあってわれわれはこの「農民戦線統一促進全国代表者会議」に結集した。

われわれは、

一　農民戦線の統一は、統一によって組織が拡大され強化され、農民運動に発展をもたらすことができるような統一でなければならないこと。

二　統一は具体的な組織と組織との統一であること。

三　農民組合の具体的な再組織、新組織の中で各派農民組合が統一されこれが積みあげられる合同が基本であること。

四　統一が、特定の政党の政治的意図によって企図されたり、干渉されたりしてはならないこと。

を戦線統一の原則とし、つぎの方針で速かなる統一達成に献身、奮闘するものである。

一　「農民戦線統一促進全国代表者会議」を中心にして農民組合の全国的統一を達成するため地方における各派農民組合の共同闘争ないしは統一を実現する。

二　「農民戦線統一促進全国代表者会議」に全国的な統一達成の任務と機能をもつ機関を設置する。

三　右の実行機関は、その目的達成のため現在すでに設置されている地方の各派組合の共同闘争機関、統一協議会、合同組織などと密接な連繋をとるとともに、このような地方機関や組織などを結成するため全国的活動を展開する。

右決議する。

一九五六年十一月二十日

農民戦線統一促進全国代表者会議

全国代表者会議と各団体の態度　全国代表者会議は、その規約にも明らかなように「農民組織の全国的統一を促進するため地方における共同闘争ないしは統一を実現する」ものであり、それは「下からの」組織合同をめざしている。しかもそれは原則として各県各派有志の自主的な運動形態をとっており、たとえ農民戦線統一という目標は全国協議会と同一であっても、運動の進め方、組織の性格などに相当の差異をもっている。全国代表者会議は、たとえ下部組織

の実体は弱体ないし看板だけのものであろうと、一応は地方の下部組織から上ってきた代表という形をとっており、将来農民戦線が統一されたときは、実質的な統一的執行機関になるかのごとき言動もあり、一部の代表間にみられたので、すでに早く農民団体統一懇談会において、全国代表者会議との関係が問題となっていたのである。特に、日農新農建派と全農は全代会議に対して疑義を表明していたのである。

まず日農統一派は、九月一六日の中央委員会で全国代表者会議を支持する旨決定、積極的にこの運動をバックした。

日農主体性派もほぼ統一派と同様の態度をとり、一〇月三一日の第六回中央執行委員会では日農として正式に支持協力することを決めた。事実右の日農両派の地方幹部の多くは全代会議の推進力として積極的に活動したのである。

日農新農村建設派は、全代会議の開催と同日の一一月二〇日中央委員会を開き、「農民組合統一促進全国代表者会議は、統一派を含む即時合同を目標としたもので、新農建派の既定方針と違っているのに参加しない。……地方の協議会を通じて右の代表者会議に参加する旨の提唱があった場合は、構成団体の自主的決定事項として処理せしめ、新農建派の統一方針を堅持する」と決定した。したがって、原則としては全代会議に反対しながら、地方の事情によってはそれに参加することも承認する、という態度である。

全農は一〇月二九日の常任中央委員会において、全代会議には消極的態度をとり正式参加はしないことを決めた。さらに一一月一三日の常任中央委員会では、全代会議そのものを否認するものではないが、全農総本部を通さずに地方組織に招請状を発し、組織の攪乱をなすものであること、主体が不明確であること、の二つの理由で、このような「分派運動」を阻止すべしと決議した。

決　議（全農常任中央委、一九五六・一一・一三決定）

一　全農は第二回中央委員会で決定せる七団体の代表による農民戦線統一協議会運動に邁進するものである。

二　これとは別の「農民戦線統一促進全国代表者会議」なるものにはつぎの諸点から反対する。

A　十一月二十日、二十一日に会議召集の「農民戦線統一促進全国代表者会議」なるものは、案内状を全農の組織に対し、中央本部を通さず了解をも得ず地方組織に対し召集状信任状を出して会議を開かんとしているが、かくのごときは組合の組織を意識的に攪乱し、組合を地方から蚕食せんとするもので善意の統一運動とは考えられぬ。

B　主体の不明確にして、正しい戦線統一運動を阻害するものである。

三　以上の理由により各団体が協力して、かかる分派運動を阻止するよう提議する。

全国農民組合
第二十二回常任中央委員会

全国協議会と全代会議の話合い　一九五七年一月の農民戦線統一全国協議会の席上、全代会議との関係が問題として取り上げられ、平野議長より「全国代表者会議の人達と十分話し合ってはどうか」との発言があり、一月二〇日、両機関の懇談会が開かれた。出席者は協議会長団石田、平野、吉田、全代会議側秋山、河合、降矢、深沢（山梨）、高橋、堤（群馬）、栗田、田中（大分）、阿部、守谷（山形）、平等（長野）、栗林（秋田）、大森（栃木）、田中（愛知）、オブザーバーとして上林、斎藤両派日農書記長、国方（全農香川）の諸氏であった。

この懇談の結果、全代会議の実行委員は次の四項目を全国協議会

議長団に対して申し入れた。

全代会議より戦線統一全国協議会への申入れ書

（一九五七・一・二〇）

一　農民組合の全国的統一を達成するため、本年三月末日を目途として、少くとも日本農民組合主体性派、統一派、新農村建設派、全国農民組合の統一を実現すること。

二　地方組織の統一を促進するよう努力すること。

三　中央、地方をつうじて各組合間の共同闘争を積極的に推進すること。

四　中央ならびに全国各地の統一活動および闘争にかんする情報宣伝活動を積極的におこなうこと。

日農主体性派は三月二〇日、日農統一派、新農村建設派、全農の三団体に対し、組織合同について具体的に協議したいので三月末日までに回答されたいと、次の『申入書』を送った。

申入書

（日農主体性派総本部より三団体に発送、一九五七・三・二〇）

貴組合のかわらぬ御健闘に敬意を表します。

さきに、私どもの日農は、農民運動に現在課された最も緊急かつ重要な任務である農民戦線の統一を達成するため、貴組合などと農民戦線統一協議会を結成して、この任務の解決に努力して参りました。

この間、地方の各派組織のあいだでは、自主的に組織の合同を進める傾向がひろがって参り、中央においても組織の合同にふみきるべきときに至っていると確信します。

特に新潟県農民組合統一協議会よりは、今年一月二十五日附にて、「中央において四月までに統一をするよう」との申入れを受けております。

つきましては、貴組合と組織合同のための具体的な方法について協議し、所要の手続きに着手致したいと存じますので、この点に関して貴組合の御回答を三月末日までに賜わりたく、ここに申入れ致す次第です。

第六節　日農統一派と常東総協

第六回大会で日農統一派から分裂した常東総協と日農との統一問題は、共産党六全協と日農第一〇回大会後、具体的な問題として表面化した。日農が、六回大会決定の「反封建闘争」基調の方針を漸次改め、政治主義的偏向を清算して大衆団体の合同再建に努力するという方針に転換したからである。日農と常東との見解の相違は、運動目標、情勢評価、組織形態などで根本的にちがっていた上に、第六回大会での両者の衝突などから対立を解消するのは容易ではないと見られていた。また常東本部の見解では、農民戦線統一はあくまで、たたかう農民組織の下からの統一であるべきで、実体のない、幹部や政治家だけの合同は無意味であるというのであった。したがって、農民運動の繁忙期に農民運動祭をおこなうことには反対し、統一も再建も、すべて実践的な大衆運動の中から自然ともりあげてゆくべきだ、としている。

しかし、日農統一派本部では、大会決定の統一方針に基き、常東との統一に努力をつづけた。五月四日、在京常任中央委員の会合で、常東に対し正式に合同申入れをおこなうことに決めた。

五月一八日第五回常任委員会で、常東との統一について久保田委員長の報告があり、正式話合いのため書簡を送ることを決定した。次に日農より常東へ、常東より日農への往復書簡をかかげる。

一九五六年六月一六日

日本農民組合中央委員長　久保田　豊殿

常東農民組合総協議会委員長　山口武秀

謹啓　農繁の候貴殿におかれては益々御健闘の段大慶に存じます。

顧れば日農の第六回大会において不幸にして貴同志と袂を分ってから、すでに四ヵ年の歳月を閲しました。この間の実践は、第六回大会の主な対立点についてわれわれの誤りを明かにし、今年三月開催された日農第十回大会は不十分ながらこれを全面的に自己批判いたしました。よってわれわれは貴組合と別れている理由は全く除去されたものと存じます。米日反動の農民収奪政策は、日増に深刻となり、これに対抗する農民は、農民戦線の統一をつよく要望いたしております。

この秋にあたり、貴組合と日農との統一（合同）を達成することは、日本の農民組合の発展におおきく寄与するものと信じます。

日本農民組合常任中央委員会は、第十回大会の決議にもとづき、農民戦線統一に努力いたしてまいりましたが、今般貴組合と統一（合同）の具体的条件について、打合せることを決定いたしました。貴組合におかれてもわれわれの諸般の決定を御検討のうえ統一（合同）の話しあいに賛同下さるよう、貴意を得たく存じます。

おわりに貴委員長の御健昌を祈ります。

敬白

一九五六年六月二十日

常東農民組合総協議会委員長　山口武秀

日本農民組合委員長　久保田　豊殿

拝啓　初夏の候貴下益々御健勝のこと慶賀申上げます。

さて六月十六日付貴組合よりの文書を拝見いたしました。わが協議会は常任委員会をひらき、協議の結果、申越しの趣旨である話合いについては同意の決定をみましたので、この旨御伝え申上げます。

右御回答まで

敬具

八月六日には久保田委員長、前村常任中央委員が鉾田町の常東本部を訪問、山口委員長、市村書記長らと会見、「対等合同」を申し入れた。統一派機関紙第一六九号（五六・八・一五）によれば、当日の会見における問題点は次のとおりであった。

（一）合同について

統一という言葉がよく使われるが、この言葉は吸収、合併などの意味も含みあいまいであるが、対等合同である。日農六回大会で日農が常東にとった態度は、方針はもちろん、組合運営上からいっても全部間違っている。日農は共産党の間違った方針で、組合規約もおかした。非は日農側にある。

（二）情勢の評価

常東側から、現在の情勢は革命的な条件があるかどうかと出された。革命的な情勢は全然ない。また組織も六回大会の日農が決定したように、延びているかどうかと常東側が質問したが日農側は、組織は少ない。そして現在急速に延びてはいないことを確認した。

（三）反独占か反封建か

常東では、農村の主要な敵を独占資本であると思う。しかるに日農の第十回大会での決定を見ると平場には地主制がない、しかし山村にはあるといっているが、われわれの考えと違う、と主張。これに対し日農側では個人的には常東の意見に賛成である

が、六回大会では常東と同様な線が出なかった。

従来の方針より一きょにぬけきれない日農側の事情をのべたのに対して、常東ではすみやかに「敵」を明確にする必要があるという意見がでた。

(四) 組織について

日農は革命的大衆団体ではない。支部は要求ごとに出来たものである。その要求とは、たとえば税金、土地といったようなものである。県段階では県連合会といっているが、実は要求ごとの組織の上に立った協議体である。

(五) 戦術について

戦術の基本は、大衆動員であって、陳情などではない。また火えんびん、山村工作隊戦術はあやまりである。

このようにして両組織の話合いは進められていったが、八月二〇、二一両日の日農全体常任委員会では、常東との統一につき一一月下旬に拡大中央委員会を開くこと、九月の中央委員会に常東代表を招待すること、久保田委員長が再度常東本部を訪れること等を決定した。

日農第一一回常任委員会は一〇月三一日開催されたが、常東より日農に対し連絡機関を設置したいとの申入れがあったので、久保田委員長、斎藤書記長、下坂、前村各常任で常東と懇談することに決定、一一月二八日にその会合がおこなわれた。

年を越えて五七年二月二八、二九両日の日農統一派全体常任委員会では、最近の常東の闘争状況と合同問題および第一一回全国大会への参加の件につき申入れをうけたので、右の件につき協議したが、来るべき全国大会には常東の特別代議員二百名の参加を承認することに決定した。

四月七、八両日の統一派全国大会には常東特別代議員が招請されて出席し、その後、主体性派統一派の合同準備会が設置されることになり、同会に常東代表も参加するよう、統一派久保田委員長より山口委員長に申入れがおこなわれた。

第七節　地方における統一の動き

農民運動十周年記念祭以後、中央における統一運動は参院選挙その他種々の事情で急速な進展はなかったが、地方においては、茨城、群馬、宮城、大阪、新潟、長野、埼玉、秋田、山梨、奈良等で、種種な形で共闘と統一がすすんだ。次にかかげるのは、日農主体性派第九回全国大会（五七年四月に提出された『農民戦線統一について』の資料』からの抜粋である）。

(1) 四月二五日　茨城県の主体性派日農（日農常総同盟―統一派―編者注）との合同大会が開催され、新県連は、両派日農総本部いずれにも所属すること、その他を決定した。しかし、この合同の経過について不満をもつ主体性派の部分は、合同新県連に参加しないで、五月一二日、主体性派県連再建大会を開いた。

(2) 五月七日　群馬県の主体性派日農・統一派日農および農民組合総同盟（新農建系）との合同大会が開催され、日本農民組合群馬県支部連合会と名称し、わが日農総本部に加入すること、その他を決定した。

(3) 五月二十三日　宮城県連執行委員会は「わが日農の組織にあらゆる農民組合を一つに集め、バラバラの力を強い組織につくりあげる」ため、早急に統一懇談会（または統一協議会）を設置すること、その他を決定し、統一委員五名を選任して県下各派農民組合との間で統一のための折衝をおこなっている。

(4)　六月八日　大阪府の全農府連（主体性派）・日農府連（統一派）・日農府連（新農村建設派）・大阪新農村建設同盟（総同盟）・大阪府開拓連とによって大阪農民団体統一懇談会が結成され、五項目の当面の共同闘争方針・共同闘争をつうじての組織合同を目標とすること、その他を決定した。

(5)　八月十八日　新潟県連では、大会において、統一方針として、各農民組合の統一闘争協議会を設置すること、統一は政党支持の自由を原則とすること、その他を決定し、統一派日農を含めて県下各派農民組合とのあいだで共同闘争のための協議会を結成する活動をはじめた。なお新潟県連では、全国的情勢の成熟をまって、組織の合同にまで進むことを目標にしている。

(6)　長野県では、わが日農県連（主体性派―編者注）に対して統一派日農から統一を申入れてきたが、これは、組織の再建途上で処理していくことにした。なお、長野県連の夏期講習会には、県連主催のもの、郡協主催のものにも統一派が参加している。また、十一月には、県連臨時大会を開催する予定であるが、この大会は統一大会になることも予想される。

(7)　埼玉県では、埼玉県自小作農組合連合会（わが日農と組織的連緊のもとにある）と全農系組合との間に組織合同による統一が進んでいる。なお、埼玉県の主体性派日農県連と統一派日農県連は昨年三月無条件合同を声明したが、両派とも組織の実体はなく、その後も無活動の状態のままで現在に至っている。

(8)　秋田県では、既に、主体性派日農・統一派日農・単独組合・旧社会党右派系のものとによって秋田県農民組合共闘会議が設置されている。この共闘会議には参加各派組合から選任された代表によって共闘会議実行委員会が設けられているが、旧右派系は代表参加を拒んで個人参加をしている。単独組合を除けば、現在のところ各派いずれも組織はなく、組織づくりを統一行動としておこなっており、でき上った組織は統一組織としての性格をもたされている。なお、この組織活動は主体性派と統一派とによっておこなわれていて、旧右派系は全く動いていない。

(9)　山梨県では、本年三月、主体性派日農、統一派日農・全農・総同盟・農政協とによって、政党支持自由の原則のもとに、県下各農民組織の統一結果の実現を目的として山梨県農民総連合が結成された。しかし、この総連合は、組織活動をあまりともなわず、幹部の間での統一、という点にかなりの批判がおきている。

(10)　奈良県では、わが日農に団体加入している奈良県農民問題研究会と統一派系の奈良県農村問題研究会と旧右派社会党のものとのあいだで、戦線統一を準備するための話しあいが進められている。（以上）

また日農統一派本部は九月一五日、一六日第三〇回中央委員会を開き、第一〇回大会以後の中央、地方における戦線統一をめぐる動きを報告した。この報告は、統一派のみた戦線統一地方情勢を要約しているので、つぎにそれを再録する（『農民運動資料』第八七号、一九五六年一〇月号による）。

日農統一派の地方戦線統一情勢報告

第十回大会後、地方における戦線の統一は、群馬における日農三派の合同、茨城の統一派、主体性派の合同、大阪農民団体統一懇談会の結成などが行われ、秋田においては日農二派が共闘会議の統一行動を通じて、組織的に統一の方向に進んでいる。長野、新潟においては統一派、主体性派との間に当面の問題に対する共闘の話し合いがすすみ、福島、兵庫、愛知、関西地協などでも統

一の努力が払われている。

このような各地における戦線統一の活動のなかで次のような形がうまれている。

(1) 群馬のように、日農三派が主体性派を中心に合同し、組織的には主体性派につながり、両派にオブザーバーをおくもの。

(2) 茨城のように、両派に負担金ならびに代表者をおくことをきめているもの。

(3) 秋田の共闘会議のように、中央のどの団体にもつながらず、県内の独立組合のすがたをとるもの。

(4) 大阪のように各派の団体協議会のかたちをとり、情報の交換と当面の問題で共闘を行うものなどである。

地方の条件によって統一のかたちはちがっているがいずれも中央の統一促進をつよく要求していることは同一である。

またこのような組織や機関の結成の過程をみると、

(1) 比較的農民の大衆的な組織をもち、その要求と組織をもとにしてつくられたもの。

(2) 農民の組織が少く、幹部、活動家などの話しあいで上からつくられ、農民組織の結成を促進しようとするもの。

などがある。(以上)

山梨県　一九五六年三月四日甲府市において、日農両派、全農、農民組合総同盟、農政協の六団体代表が集まり、農民総連合を結成した。この結成大会前には、前年の秋から統一を希望する各派有志が相談してきたもので、五六年一月に結成準備会をつくり、二月に大会準備委員を選出、各組合より書記一名ずつを出して準備活動をなしたのである。なお、この総連合に農協の組織である農政協が参加したことは注目された。

大会で決定された総連合規約および役員は、次にかかげるとおりであるが、この山梨の例は、実体のない組合の上からの統一であって、下部における実際的活動を伴わぬものとして内部から批判の声も上っている。

山梨県農民総連合規約

第一条（名称）　本団体は山梨県農民総連合と称する。

第二条（目的）　本団体は農民の経済的、社会的要求を闘いとり、政党支持自由の原則の下に各参加県連合体の統一結集を実現することを目的とする。

第三条（構成）　本団体の目的に賛成する農業団体によって構成する。但し常任委員会が認めれば個人も参加できる。

第四条（機関）　本団体に左の機関を設ける。

(1) 大会　(2) 委員会　(3) 常任委員会

第五条（機関の構成）

(1) 大会は参加団体より選ばれた適当な人数の代議員と委員及び役員によって構成する。

(2) 委員会は各参加団体連合体より選ばれた各五名の委員と、その他の団体より選ばれた若干名の委員および役員によって構成する。

(3) 常任委員会は各県連合体の委員より選ばれた各一名の常任委員および参加団体の委員より選ばれた若干名の常任とその他の役員によって構成する。

新しく総連合の加盟団体が作られた場合はその団体より一名の委員を選出する。

第六条（役員）　本団体に左の役員をおく。

(1) 議長一名　(2) 副議長若干名　(3) 書記長一名　(4) 会計一名

第七条（役員の選出）　役員は大会で選出するが副議長は各連合体より各一名を推せんしたものを認める。

第八条（書記局）　本団体の一切の事務を処理するために書記局をおく、書記局は各参加県連合体より推せんした各一名の書記及び常任委員会が任命した書記若干名をもって構成する。

書記局は常任委員会の指導の下に活動するものとする。

第九条　本団体の経費は負担金および事業収入、寄附金などによって支弁する。暫定的に委員および役員が一人百円を負担するものとする。

第十条　本団体の事務所を労農会館内におく。

第十一条　本規約に規定していないもの、例えば、機関の役割や役員の任務議事の運営などについては普通の民主団体の規約によるものとするが、とくに本団体としては常任委員会の合議制によって運営するものとする（結成大会、三一年三月四日）。

役員　議長　秋山要（主体）、副議長　田中政喜（全農）、吉原求馬（統一）、溝口栄（農政協）、平川猛（山総同）、書記長　望月喜久男（総同盟）

茨城県　一九五五年七月に日農三派、全農、常東総協、珂北農民同盟、茨城農民同盟の全県下の農民七団体により茨城県農民組織連絡協議会をつくり甘藷価格闘争などの共同闘争をすすめてきたが、五六年十月にはこの協議会を茨城県農民団体協議会に発展させ統一へ一歩前進したが、後者の協議会には常東総協は参加していない。

一方、一九五六年四月二五日、日農両派の合同大会が筑波山で開かれ、委員長菊地重作、副委員長池田恒雄、池田峯雄の諸氏を選任した。なおこの合同日農県連は組織上は日農両派いずれにも加盟し、両派本部の指導をうけることに決定した。

合同日農の方針

一、両派日農総本部いずれにも所属する。

二、両派日農の運動方針は根本的な相異がみとめられないので両派日農の方針にしたがい、微細な相異点については県連執行部で意見を一致させる。

三、両派日農の全国大会には、いずれにも代議員を送りいずれにも総本部費を納入するようにする。

ところが、この日農両派の合同に対しては、主体性派県連内部に、組織上の手続として疑義ありとして反対論が生じ、四月二一日主体性派県連代表者会議を開いて次の「要求書」を池田恒雄委員長に送った。ここでは、池田氏は合同に参加せざること、すみやかに主体性派再建大会を開くよう計られたし、というのである。すなわち——

要求書

（前略）然しながら、今回我が主体性派県連委員長池田恒雄君が日農統一派常総同盟と統一合同せんとして執られた行動は、組合民主主義を委員長自ら破壊し、県連委員長の名に於て独断、先行せんとする極めて非民主的なものである。下部組織の充分なる検討と正しい機関の決定を経ずして統一がはかられるなど、農民組合のみならず総ての団体組織に於てその前例を見ない暴挙である。

我々は農民戦線の統一によって全農民の要求を背負って立つに足る強力な、そして恒常的な農民組織の実現を期待するものであるが故に、その統一が一部幹部の政治的意図や、個人的な利害打算で図られることを厳に排除し、統一作業としての反省、批判、検討等話し合いの場が充分に持たれることを望むものである。これらの統一作業を経ずしての場当り的な統一が結果においていかに農民の失望と反感を買った過去の数々の実例が如実に示す通り

である。

依って今日我々日農主体性派県連各地域代表は此処に代表者会議を開き、農民戦線の統一という重要課題を組合の正しい民主的な運営の下に慎重にそして充分に検討されんことを念願し、代表者会議決定事項として県連委員長池田恒雄君に左の二項目の速かなる実行を要求する。

昭和三十一年四月二十一日

日農主体性派県連代表者会議

日農主体性派県連委員長

池田恒雄殿

記

一　四月二十五日筑波山に於ける合同大会への参加を中止すること。

二　日農主体性派県連再建大会を速やかに開催すること。

しかるに、この要求にもかかわらず、池田委員長参加のもとに日農合同大会が開かれたので、宍戸寛氏を中心に五月一二日水戸市で主体性派県連再建大会が開かれた。そして、池田氏が主体性派より脱落したものとして、新たに委員長宍戸寛、副委員長宮本秋之助、石橋賢一氏らを選出した。したがって、合同日農のほかに、いぜんとして主体性派日農が存在することになり、分裂状態は解消していない。

群馬県　五六年五月七日、日農主体性派、統一派、農民組合総同盟の統一大会で組織合同がおこなわれた（前掲、日農主体性派の地方情勢報告参照）。この合同までの経過をみると次のとおりである。

一九五四年九月、県農業委員会選挙をきっかけに、各派農民団体が共同して運動を展開するにいたった。この共同行動のため、三派の連絡協議会で結成され、共同して下部組織をつくることに決めた。

一九五五年一〇月、三派連絡協議会結成一周年記念大会の開催をきっかけに、中立の組合も参加して群馬県農民組合協議会が結成された。そして五六年五月、日農主体性派県連大会の開催に当り、これを三派の統一大会にするとの意見の一致を見、四月二四日の三派代表会議は次の六項目の統一方針、申合せをおこなった。

戦線統一についての申合せ

（三一年四月二四日
群馬県日農両派、農民総同盟代表者会議）

一　農民と農業を防衛し、農民の解放を闘いとるため、小異をすて大同につき、互譲の精神をもって戦線統一を完成する。

二　日農総本部（主体性派）に組織的連絡をとり、他の関係する団体（日農統一派、総同盟）にはオブザーバーをおくる。

三　運動方針は各派の方針を県連で十分に討議して実践していく。

四　政党支持自由の原則を確認し、政党の利害を農民組合に絶対にもちこまないこと。

五　中央の統一を促進する。

六　五月七日統一大会をもつ。

五月七日、統一大会が開かれ、役員は次のとおり決定した。

委員長　栗原俊夫（主体性派委員長）、副委員長　高橋徳次郎（総同盟委員長）、久保田朝雄（統一派委員長）、書記長　細谷文造（主体性派書記長）

統一宣言

（三一年五月七日
日本農民組合群馬県支部連合会統一大会）

我々は農業と農民を守り、全国農民戦線の統一を促進し、全農

民の解放を闘いとるため、ここに日本農民組合に結集し固く統一することを宣誓する。

一九五六年五月七日

日本農民組合群馬県支部連合会
群馬県農民組合総同盟
日本農民組合群馬県支部連合会

全国農民戦線統一促進に関する決議

（三一年五月七日　日本農民組合群馬県支部連合会統一大会）

今全国六〇〇万の農家は、デフレ経済政策と反動農政の強行によってその経営を次々に破壊され、権利は奪われ、生活は崩壊の危機に直面して脱け出すことのできない苦しみの中にもがいている。

更に復活した地主勢力と反動権力に結びついた農村ボスによって農村の民主化は逆行せしめられ、ふるい農村の姿が再現されようとしている。このような反農民的な動向と権力による強圧に対して全国の農民は自らの力で自らの権利と生活を守ろうとして続続と起ち上っている。

指導と援助のあるなしに拘らず農民自身の組織と運動が進められている。

この農民の要求と盛り上りにこたえ、日本の農業と農民を守るために、今全国の農民活動家に課せられた任務は第一に農民戦線の統一をかちとり農民の力を結集することである。我々はかかる情勢と任務を痛感して、ここに一切の困難な条件を克服して統一を完成し、日本農民組合総本部に加入し、県下農民の結集をはかると共に全国農民戦線の統一促進のために献身することを決定した。

我々は今日、この歴史的な統一大会の名において、全国の農民活動家諸君、全国農民諸君に諸君の努力と献身に依って中央、地方を問わず速かに農民戦線の統一を完了し、全農民の要求に事実をもってこたえ、反農民的反動諸政策を農民の力で粉砕する体制をととのえられん事を心から訴えるものである。

右決議する。

大阪府　六月八日全農大阪府連（主体性派）、日農統一派、大阪新農村建設同盟、日農大阪府連（新農建派）、大阪府開拓者連盟の五団体は大阪労働会館で共闘懇談会を開いた。その結果、これら各団体により大阪農民団体統一懇談会が結成された。この懇談会の提唱者は全農（亀田得治会長）であるが、「共闘を通じて組織の統一をはかる」ことを目標にしている。当日決定された事項は次のとおり。

統一懇談会の決定

1　五団体で「大阪農民団体統一懇談会」を結成する。
2　統一懇談会は随時開催して、情報交換と共闘推進を行う。
3　当面次の問題で共同闘争を行う。
(イ)　地主連盟に対する耕作権擁護闘争　(ロ)　軍事道路としての弾丸道路設置反対闘争　(ハ)　米の検査規格闘争　(ニ)　営農資金返済延期と災害復旧促進闘争　(ホ)　農産物共同出荷
4　以上の共通目標のために五団体が共同闘争を行うことを共同声明として発表する。
5　統一懇談会の決定事項処理と開催準備のために事務局を設置する。事務局長と事務局員は次のとおり、
事務局長（全農）梅原昭、事務局員（全農）加藤芳英・（日農統一派）大橋良夫・豊岡（新農村建設同盟）杉山正男・（日農新農村建設派）田辺平・吉辺勇・（開拓連）安野正純

6　連絡事務所は全農大阪府連（大阪市東区京橋前之町二　電話東㈨二八七七）とする。

7　前記共闘のテーマは革新政党参院立候補者が農村で特に宣伝してもらうよう申入れる。

8　参院選挙終了後懇親会を行う。

宮城県　一九五一年の日農県連第六回大会で会長には菊地為之輔氏が選任された。この県連は、その後佐々木更三氏を中心とする社会党左派系と、菊地氏を中心とする右派系にわかれたが、いずれも活動は不活発であった。日農統一派も組織実体がないに等しかったが、全国的な統一気運に動かされ、五六年いらい、統一と再建への動きが見られる。次に菊地氏を中心とする日農県連の態度を、日農宮城県連『汗と土』第七号からの再録によってみよう。

日農菊地県連の戦線統一の態度

一　本会は日本農民組合の宮城県内にある支部の連合体であるが、組織の拡大と多数農民の結集をはかるために未だ支部又は本部準備会に属しない個人の参加も認め、又単独組合とも連絡共同闘争をしている。

二　本会は一九五一年開かれた第六回大会に於て菊地会長其他の役員の選出を見たが、其後社会党の分裂其他の影響を受けて第七回大会が遅延されている間に古川に於て同志大会がもたれ別に会長等の役員を選出して新連合会〔佐々木氏を会長とする主体性派――編者注〕が発足した。本会は第六回大会以来の陣容により運営をつづけ、一九五五年第七回大会を開催して新陣容を整えた。

三　日農には統一派、主体性派、新農村建設派あり、統一派は別にして本会は主体性派、新農村建設派の何れにも所属していない。個人的には新農村建設派、総同盟等に関係している人もある。

四　県内では本会所属支部とみなされるものが全県下にあり、新支部の結成、単独組合で本会所属支部に切替えたものもあり、又統一まで所属を明瞭にすることを好まない支部もある。本会は支部、本会と連絡のある単独組合、主要個人と連絡をとっている。

五　統一派〔注、両派社会党の統一をいう〕の社会党との関係については本会には右派に属し又支持するものが多く新連合会は左派系である。

六　政党との関係については本会は革新政党（特に社会党）を支持するが、特定の議員や候補者の後援会的組織でも私兵的な存在でもなく、革新政党中の何人を支持するも組合員個人の自由である。但し会として推せんする場合がある。又政党の下部組織でも所属団体でもなく政党の支持を受けるものでないが、協力をし又は助言や支持を受ける場合がある。

七　農民戦線の統一については本会は強く要望し殊に新県連との統一を早急に実現すべく努力しているが、新県連の幹部に派閥性が濃厚であると共に新県連に吸収統一せんとする下心と思われる（『汗と土』第七号）。

日農主体性派県連は、統一促進について努力する方針のもとに活動してきたが、そのさい中立組織である伊具農民組合や七郷農民組合を日農に加入させることをも目標としていた。一九五六年四月二三日、東北六県北海道の社会党農民部長会議が開かれた時、県連よりも書記長以下が参加した。その折、社会党より統一についての要望があり、県連は次のような方針を決定して統一につとめることになった。

統一の焦点（宮城）

一、県下の日農各派の統一方向を促進するために早急に統一懇談会又は統一協議会を設置する。

二、伊具農民組合、七郷農民組合等の単位組合にも働きかけ、統一協議会に参加させる。

三、統一協議会は各組合の組織状況に応じ、必要なる委員を選び協議機関を構成する。

四、統一に対する具体的なる方向は共闘に於てすすめること。

（一九五六・五・二二、主体性派宮城県連執行委員会）

その他の地方における主要な動きをみると、八月一七日には、新潟県の日農新農村建設派が県連大会を開き、さきに本部で決定したと同一趣旨の統一方針――社会党支持の農民団結の合同――を決めた。この大会一日後全農新潟県連執行委員会が開かれ、各派合同による単一組合の結成を決議した。同じ一八日には日農主体性派県連も大会を開き、政党支持自由の原則に基く、各団体の統一共闘会議を設置する方針を決定し、これを各派に伝えた。

五月一日から二日にかけて長野県南佐久郡の夏期講習会が、日農両派よりなる日農再建準備会の主催で開催された。

兵庫県の日農三派、農村連盟、開拓連の共催で、九月九日加古川市において兵庫県農民運動祭を開いた。その農民祭は兵庫県農民団体代表大会に切りかえられ、農民団体協議会を結成することを決議した。その決議の一節に「……われわれ農民団体はこの反省の上に立って当面農民戦線の統一を図るため共同体制を確立し新しい農村事情に立脚した運動を展開すると共にその闘いを通じてゆるぎなき統一を達成して農民と農業を守る防波堤たらしめねばならぬ」と述べられている。

また九月一六日には愛知県の日農統一派の提唱により県下各農民団体協議会準備会が結成された。この結成には社会党県連が協力した。

九月二六日には大阪農民団体統一懇談会第二回会議が開かれ、席上、兵庫、奈良その他の府県農民団体を包括した近畿農民団体統一懇談会の結成が提唱された。その後各府県間に連絡がおこなわれ、一〇月五日には、大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山各府県の各派農民団体代表が参集して、近畿農民団体統一懇談会を開いた。

大分県では日農主体性派、統一派、全農、総同盟、開拓連等によって五六年一〇月八日農民祭が開催された。その折、主体性派、全農、総同盟によって全日本農民組合大分県連合会が結成され、統一派は地域ごとに新しい合同組織に参加することを決議した。合同組織は中央における統一的組織が出来た場合、それに加盟することになっている。

第八節　日誌・農民戦線統一再建への動き

〔一九五五年三月―五七年三月〕

五五・三・二八―三〇　日農統一派第九回大会、農民戦線統一を決議す

五五・五・二五　福島県石城農民協議会結成、日農両派、全農参加

五五・六・七　全農林労組主催労農懇談会（東京）

五五・七・二四　秋田県仙北郡米価災害農民大会、日農三派、全農参加す

五五・七・二七―二九　日本共産党第六回全国協議会、党農民運動方針の欠陥を自己批判す

五五・七・三〇　茨城県農民組織連絡協議会発足、日農三派、全農、常東農総協、珂北農同、茨城農民同盟参加

五五・八・四　全農林労組主催関東労農懇談会、東京にて開かれ、日農両派、全農、全農連、常東総協等参加、共闘を協議す
五五・八・一五　群馬県米価養蚕農民大会、日農三派共催
五五・九・二九　総評主催各派農民団体参加の下に農民問題研究特別懇談会
五五　一〇・八　秋田県農民組合共闘会議、日農三派・単独組合参加のもとに発足す（五六・一一・五の項参照）
五五・一〇・一五　農村問題懇談会、農民運動実践家と農業理論家参加のもとに発足（東京国鉄会館）
五五・一〇・一六　埼玉県自小作農民組合結成さる
五五・一〇・二三　福岡県大溝小作人組合結成、のち大木町農民組合となる。戦線統一を要望す
五五・一一・一八　社会党主唱の下に、各派農民団体による農民団体連絡懇談会結成
五五・一一・二〇　秋田全県農民大会（大曲）共闘会議主催のもとに開催さる
五五・一二・二〇　常東農総協第一一回大会開かる
五六・一・二五―二六　日農統一派第二七回中央委員会、戦線統一に関する決議
五六・一一・二六　日農主体性派中央常任委員会、農民団体統一懇談会の設置提唱を決定
五六・三・二　福島県石城農民協議会第二回総会において中央農民組織の統一要望を決議す
五六・三・四　山梨県農民総連合結成、日農両派、全農、総同盟、山梨総同盟、農政協六団体参加
五六・三・二二―二三　日農統一派第十回大会、従来の農民運動方針の誤りを自己批判し農民戦線統一に関する決議を発表す
五六・三・二三　主体性派第八回大会、農民戦線統一に関する決議発表
五六・三・二三　日農新農村建設派全国代表者会議開催、社会党支持組合の統一方針を決定す
五六・三・二四　戦後農民運動十周年記念祭（芝労働会館）日農三派、全農、全農連、開拓連、総同盟の七団体共催、社共労三党農民戦線統一促進の祝辞あり
五六・三・二五　全農府県連代表者会議組織合同に反対するが、共闘には参加する方針を決定す
五六・四・七　茨城県日農両派合同懇談会開かれ、二五日に合同大会を開くことを決定す
五六・四・九　日農統一派大会の統一方針を日農主体性派に伝達す
五六・四・九　日農主体性派第二回中央執行委員会農民祭参加七団体に統一の申入を行うことを決定す
五六・四・一三　統一派第二回常任委員会を開き戦線統一決議執行につき協議す
五六・四・一三　日農主体性派六団体に統一申し入れ、統一派即時全面賛成の意を表明す
五六・四・二五　茨城日農主体性・統一両派合同大会、日農主・統両派に所属することを決定
五六・五・四　日農統一派第四回常任委員会、常東農総協に対し合同申入れを決定す
五六・五・七　日農群馬県連三派および単独組合が、養蚕闘争等を通じて合同県連を結成す
五六・五・一二　茨城日農主体性派の一部、日農両派合同を否認し、主体性派再建大会を開く
五六・五・一三　宮城県主体性派県執行委員会にて、統一懇談会設

置を決める
五六・五・一八　日農第五回常任委員会常東統一につき正式申入れ
決定
五六・六・八　大阪農民団体統一懇談会結成さる（日農三派・総同盟、開拓連）共同闘争を通じて組織合同を目標とす
五六・六・一六　日農統一派常東農総協に対し、正式話し合いの申入をなす
五六・六・二〇　常東より日農統一派に、申入れを受諾するむね回答
五六・八・三　七団体事務局合同懇談会開かれ、戦線統一についての意見を交換す
五六・八・六　日農統一派委員長ら、常東本部を訪問し、合同について懇談す
五六・八・七　主体性派第四回執行委員会で下からの統一と政党の干渉排除を決定
五六・八・一七　新潟新農村建設派県連大会、社会党支持組合解体合同の統一方針を決定す
五六・八・一八　全農新潟県連執行委員会各派を全部ふくむ単一組合結成による統一方針を決定す
五六・八・一八　新潟日農主体性派県連大会開催、政党支持自由を原則とする統一共闘協議会を設置することに決定
五六・八・二〇　日農統一派第十回常任委員会開かれ、中央における統一促進を決定す、また常東に対しては一一月下旬合同のための拡大中央委員会開催を決定す
五六・八・二五　全農常任中央委員会、統一問題で中央委員会を開催することに決定
五六・八・二五―二六　日農新農村建設派年次大会開かる、社会党支持組合だけの統一方針を確認する
五六・八・二九　日農統一派本部より主体性派本部に、統一問題につき懇談
五六・八・三〇　日農新農村建設派、統一に関する大会決議を主体性派、全農等に申し入れる
五六・九・一―二　長野南佐久郡夏期講習会、南佐久日農再建準備会（両派）主催にて開かる
五六・九・七　主体性派第五回執行委員会、統一に関する原則を決定す
五六・九・九　兵庫県農民運動祭、日農三派、農村連盟、開拓連共催、席上、兵庫県農民団体協議会結成さる
五六・九・一〇　日農主体性派、各派と個別に懇談、統一方針について意見を交換す
五六・九・一五　日農両派（統・主）中央委員会、主体性派、統一促進の決議をなす
五六・九・一五　中央における農民団体有志懇談会開かれ、戦線統一促進大会の開催を申し合せる
五六・九・一六　日農統一派中央委員会（第二日）統一促進を決議す、また全国代表者会議支持を決定
五六・九・一六　農民戦線統一促進全国代表者会議第一回世話人会開かる、一一県の各派組合を世話人として一一月中に代表者会議の開催を決定す
五六・九・一六　愛知県農民団体協議会準備会発足す、日農統一派県連の斡旋により県下の単独組合を糾合す
五六・九・二六　大阪農民団体統一懇談会第二回会議開かる、席上近畿農民団体統一懇談会提唱さる
五六・九・二七　日農主体性派、六団体を訪問し、中央「統一懇談

会」開催を提唱す

五六・九・二七　日農新農村建設派第一回統一促進特別委員会開催、農民組合統一方針協議

五六・一〇・一　中央「統一懇談会」第一回会合、日農主体性派提唱にて七団体参加、各派の統一方針につき意見を交換す（この後、懇談会は四回開かれ、農民戦線統一協議会結成にいたる）。

五六・一〇・五　全農常任中央委員会統一問題討議決定

五六・一〇・五　近畿農民団体統一懇談会、大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山、各県の各派農民組合参加す

五六・一〇・六　全農第二回中央委員会統一問題について態度決定

五六・一〇・六　全農中央委員会、協議会方式による統一促進を決議す

五六・一〇・八　大分県農民戦線統一大会、日農主体性派、全農、総同盟参加にて開催、全日本農民組合大分県連合会を結成、日農統一派は地域毎に合同組織に参加すること決定

五六・一〇・九　農民組合総同盟常任委員会、統一方針検討（全農、日農、新農村建設派、農民同盟）。加盟組合の意見調整のため、「調整委員会」を設置することを決定す

五六・一〇・一〇　全農連中央委員会開催

五六・一〇・一〇　農民戦線統一促進全国代表者会議世話人より各団体に会議開催の声明書を発送

五六・一〇・一二　全農、課税対策農民大会開催を提唱、七団体に参加を申し入れる

五六・一〇・一四　茨城県農民団体協議会結成さる、参加団体は日農主体性派、統一派、茨城農民同盟、新農村建設同志会、全農、珂北農民同盟

五六・一〇・一五　全農常任中央委員会は農民総同盟の調整委員として永井、細田、吉川氏決定

五六・一〇・一八　第二回農民団体統一懇談会開かる

五六・一〇・二六　農民総同盟第一回調整委員会開催

五六・一〇・二九　農民戦線統一全国代表者会議常任世話人全国代表者会議招請状を発す

五六・一〇・二九　全農常任中央委員会、統一懇談会の件討議。統一促進全国代表者会議への参加を否決す

五六・一〇・二九　総同盟第二回調整委員会

五六・一〇・三一　日農主体性派第六回中央執行委員会、農民戦線統一全国代表者会議支持決定

五六・一〇・三一　日農統一派第一二回常任委員会農民戦線統一全国代表者会議への全面的支持決定、地方組織の合同促進、地方ブロック会議の結成等を決定、また常東総協との連絡機関設置につき、常東と懇談することを決定

五六・一一・一　第三回農民団体統一懇談会開かる

五六・一一・四　日農新農建派近畿ブロック会議統一方針協議

五六・一一・五　同右関東ブロック会議統一方針協議

五六・一一・五　秋田県農民組合共闘会議総会開催、明年二月一六日に全県統一組合の結成を決定す

五六・一一・八　第四回農民団体統一懇談会開かる

五六・一一・一〇　農民戦線統一に関する決議。統一促進全国代表者会議の運動阻止を提議す

五六・一一・一五　日農新農建派第二回統一促進特別委員会、統一問題につき協議

五六・一一・一七　宮城県全農林労働組合の提唱で日農三派、全農林労組の代表にて、統一連絡会議結成を決議す

五六・一一・一八　新潟県農民組合統一協議会結成さる。参加団体

は日農三派、全農県連

五六・一一・一九―二〇　全農第六回全国大会、統一問題経過報告と本部方針確認

五六・一一・二〇　農民戦線統一促進全国代表者会議開催さる、「下からの統一、組織合同」を目標とする各派有志県連の提唱参加による

五六・一一・二〇　日農新農村建設派中央委員会、代表者会議への参加拒否決定、ただし地方における例外をみとむ

五六・一一・二七　日農新農村建設派第三回常任執行委員会、農民戦線統一協議会に対する態度を決定す

五六・一一・二八　日農統一派と常東総協との懇談会開かる

五六・一一・二九　第五回農民団体統一懇談会

五六・一二・七　農民戦線統一協議会、七団体参加のもとに創立総会を開く

五六・一二・一四　農民戦線統一協議会第一回常任委員会開かれ、事務局、議長団、会議の運営等につき決定

五六・一二・一四　長野県日農統一派、主体性派代表者にて、農民戦線統一代表者会議開催、明年二月九日農民協議会、下伊那農民総同盟、単独組合を含め統一県連結成を決定す

五六・一二・二四　農民戦線統一協議会第二回常任委員会開催、予算、農民大会等につき協議

五六・一二・二四　農民戦線統一協議会第一回委員総会開催、予算、農民大会等につき協議決定す

五六・一二・二四　日農栃木県連合会（全県的統一組織）大会を開催、新運動方針決定す

五六・一二・三〇　第三回農民戦線統一協議会開催

五七・一・一五　日農主体性派全国代表者会議、組織拡大、農民戦線統一促進につき協議、早期合同論一部に強調さる

五七・一・一六　労農党第六回全国大会、解党して社会党と統一することを決議す

五七・一・二〇　農民戦線統一全国代表者会議

五七・一・二〇　全国協議会代表と農民戦線統一全国代表者会議常任実行委員との懇談会開かれ、両機関の関係、戦線統一促進等につき討議す

五七・一・三〇　農民戦線統一協議会第三回常任委員会

五七・二・九　長野県農民組合再建統一大会開催、日農両派、農民協議会、総同盟より役員選出、日本農民組合長野県連合会結成の方針を決定

五七・二・一八　秋田県農民戦線統一結成大会開催さる、役員は旧日農主体性派、統一派、新農村建設派、単独組合、全食糧労組より選出、新しい全県的連合会（日農秋田県連）結成の方針を決定す

五七・二・二五　千葉県農民団体統一大会開催、日農主体性派、統一派、全農、農青連の四団体の統一成る

五七・二・二六　農民戦線統一協議会第四回常任委員会

五七・二・二八―二九　日農統一派全体常任委員会、全国大会に常東より特別招待代議員二百名参加の件を決定

五七・三・二〇　日農主体性派本部より、組織合同について協議したいと日農統一派、新農建派、全農派に対し申入れ

五七・三・二五　農民戦線統一協議会主催全国農民総蹶起大会東京芝公会堂にて開催さる。参加者約一〇〇〇名

五七・四・七―八　日農主体性派第九回全国大会

五七・四・七―八　日農統一派第一一回全国大会開催さる。常東総協より特別代議員約二百名参加

第三章　日農主体性派

第一節　第八回全国大会

主体性派日農第八回大会は、統一派大会と同じ日の一九五六年三月二二、二三両日東京キリスト教女子青年会館で開かれた。代議員一三二名で、地方の中立組合代表も若干参加し盛大であった。大会は一九五四年の大会いらいの日農の活動を点検し、特に組織づくりと統一問題については終始熱心な討論がつづけられた。大会には統一派日農久保田委員長が挨拶し、たがいに統一のために努力しようと述べて拍手をあびた。

運動方針は後掲のとおりであるが、新運動方針において特に強調されていることは、日農は農民のさまざまな日常要求に注意をむけ、特に部落内の生活に目をむけなければならぬということである。そうして従来の小さな組織体にとどまってきた日農を大衆的農民組織にするため、農民の要求に根ざした農民自身の組合にせねばならぬという基本的態度を明らかにした。

大会で選出された役員は、中央執行委員長野溝勝、副委員長八百板正、石田宥全、書記長上林与一郎氏らである。

農民戦線統一については大会で特に熱心な討議がおこなわれ、「下部の統一行動を基礎に府県の共闘機関をつくり、その発展におうじて中央にも農民戦線統一協議会をおいて統一を促進する」との決議をおこなった。そして大会翌日の農民祭における七団体との統一、共闘の強調、その後日農統一派や他団体との接衝などにみられるように積極的な活動をつづけた（これらの詳細については「農民戦線統一」にかんする第二章を参照されたい）。

一九五六年運動方針（日農主体性派）

一　日農の目標と仕事の仕方

農民は、農業を明るい希望にみちた働きがいのあるものにし、生活をゆたかなものにしたいため、いろいろの苦しみをもっており、その苦しみからぬけでようといろいろの努力をしている。

日本農民組合（ふつう日農という）、農民じしんが団結して、集団的に活動し、じぶんたちの力でその苦しみの原因をとり除いて、農民の社会的経済的地位を高める仕事をすることを目標にしている。つまり、日農は農民が集団的に活動する舞台なのである。だから、日農は、こういう仕事をするために、

(1)　農民の苦しみと要求をもとにし、農民の自覚と同意によって大衆的な農民組合をたくさんつくり

(2)　全国の農民をこういう組合にまとめ、たくさんの組合の力を一つにまとめ、農業と農民の生活を守り高めながら、そういう仕事のなかで農民の思想をかえてゆき

(3)　組合に団結した農民の集団的活動の力で、いま農業と農民の生活を苦しめている根本の原因であるアメリカの日本支配と日本の反動政府の政策に反対して活動するのである。

日農は、日農の目標を実現するために、農民がじぶんたちでつくる集団的活動の舞台である。だから日農の活動は、

(1)　その村、その部落の農民の習慣や気持を尊重して、農民がほんとうに安心して日農を信頼することができるようにし、

(2)　いつでも、どんなときにでも組合にはいっているすべての農民が組合の仕事に参加して、組合に心から切実な関心をよせ、じぶんたちの意見や希望を自由にもちだすことができるように

し、

(3)　どんなに小さな日常生活の問題でも、それを軽くみたりなどしないで、農民の集団的活動をもとにして、誠心誠意その解決に努力する。

こういう地味な、農民のからだにぴたりとついた活動が土台にようにおこなわなければならない。

なってこそ、日農の目標を実現する仕事が発展していくのである。

(二)　農業と農民の状態、三　農民の主な要求―省略)

四　組織づくりについて

ことし、日農がぜひともしなければならない仕事はいろいろあるけれど、そのなかでも一ばん大切なのは、農民の恒常的な大衆組織をたくさんつくるということである。今年、日農が、この大切な仕事をやりとげるために、さいきんの組織づくりの経験から学ぶ必要がある主な点は、およそつぎのとおりである。

(一)　二年前の第七回全国大会で、日農は、農民の要求を土台にして農民を組合にまとめる。

という大衆組織の原則をうち立てた。

この原則は、自分の仕事の目標と意味をはっきり知って活動する意識的な日農の活動家によってよく守られて、新しく作られた、またつくられつつある組合のほとんどのものが多かれ少かれ、この原則に基いて農民を組合に纒めているし農民もこの原則につらぬかれて自分自身を組合に結集させている。また、すぐれた指導をする活動家がいなくても、農業や生活の中に苦しみや不満がみなぎってくるのにつれて、農民自身が自然にある特別の要求を中心にしてかたまりあい、そこから農民の闘いがうまれ発展する。というぐあいに、各地に要求ごとの農民組合がつくられる傾向がひじょうに強くなってきている。

こういう状態は、農業や農民の生活の内容が階層ごとにたいへんなちがいをもつようになり全国共通、全農民共通の要求では農民の日常生活にぴったりと密着した活動がなかなかできにくくなった現在の情況から当然うまれてくる状態であって、日農は、このんごも、農民の要求を土台にして農民を組織する、という原則を実行していく必要がある。

そして、この原則こそが、また農民に誠心誠意奉仕する原則でもある。

(二)　こういう要求ごとの組織づくりからうまれてくる一つの新しい農民の態度がある。

それは日農のような全国的などの組合にも参加しないで、じぶんの組合だけで独立してやっていこう、という傾向である。

この態度なり傾向をうんだ原因には、いい面とまちがった面とがある。

いい面とは、いま全国的組合は日農のほかにもいくつかあるので、そのどちらかに参加するのではなく、反対に、そういうバラバラにわかれている全国的な組合が、早く統一して、農民戦線、農民の闘う力を実際に一つにまとめてもらいたい。という希望と願いをこめて、いますぐさまどちらかの全国的な組合に参加するのを見あわせている、という態度である。

日農は、この団結した農民の正しい希望と願いとには、深い思いやりとまじめな誠意でこたえなければならない。すなわち、農民戦線の統一について議論ではなく、実際の行動をもって農民にこたえなければならないのである。

(三)　まちがった面というのは、たとえば、おれたちはおれたちだけ狭いカラにとじこもってかたくなにじぶんの組合だけを守る、と

いう態度である。

ほかの組合と手をにぎらないばかりではなく、外部からの指導を白眼視さえするのである。

これでは、農民がバラバラに分散しているために団結する傾向がかなり弱いのと全く同様にせっかく組合ができても、その組合がバラバラにわかれているのだから、農民の闘う力を全国的に一つにまとめて強いものにすることができなくなる。

日農は、まちがってこういう態度におちいっている組合に対しては、思いやりのある親切な心構えで交際して、そういう組合が全国の農民運動ときってもきれないつながりをもつようになるように指導しなければならない。

(四)　それと同時に、さしあたりは、全国的な組合に参加しない形でつくられる単独組合に対して、日農としては、つねに深いつながりを保ち、そういう組合が農民運動の目標を日農と一致させて力たくましく前進していくことができるようにたえず親切に世話をしてやる必要がある。

こういう単独組合は、しんけんに農民の闘いを進めれば進めるほど、単独組合としての狭いワクや固まりの壁にぶつかるのである。その壁を破って、広い場所にでなければ、もう組合としての発展ができないという時がくるのである。

そういう場合に備えるためにも、日農は、単独組合に対して、利己心をもたないで、愛護と指導をあたえていかなければならないし、また日農の規約に、単独組合が団体加入できる定めがあることを忘れないで、この定めを実際に役立てるよう心がけなければならないのである。

(五)　組織は、闘いのなかからうまれ発展するものである。

しかし、そうだからといって、組織づくりのために、農民に闘いをけしかけてはいけない、まり組合をつくったりする程に単純ではない。

ところが、最近、農民のあいだにじぶんたちのかたまりをつくる場合、新しい一つの仕方が現われてきている。

それは、特別のはっきりした要求や闘いの目標はさしあたりないのだけれど、とにかく農業や生活のありさまが不安でどうしようもないので、みんなで集まってお互にどうしたらよいか相談しあうことにしよう、というひじょうにゆるい形と目的である特別の集まり、団体をつくる、という仕方である。

こういう集まりは、げんみつには、組織ではない。しかし、日農は、こういう農民の動きにも愛情と誠意をこめて奉仕し、そういう集まりを欲している農民には、さしあたり、そういう形と目的で農民の集合体をつくることができるよう手助けをしてやるべきである。そんなのは組合ではない。といって無理に組合をおしつけてはいけないのである。

大衆的な集団は偉大な学校である。集団のなかで教育され目ざめてゆく農民の成長を信じなければならないし、日農は、そういう農民の集まりのなかへはいっていって農民の相互啓発の仕事を積極的に手伝わなければならない。税金の時期がきたら、税金の問題でお互いに話しあうなかで、不当課税をハネのけることを相談すれば、不当課税に苦しむ農民は、必ず闘いの方向へまなざしをむけるようになる。

事実、こういう相談会的、研究会的な形と内容でつくられた集まりが、しだいに実際の闘いの問題に目をむけるようになって、やがていままでのじぶん自身の在り方をすてて、はっきりと農民組合を名のり、日農へと成長していく姿が、さいきん各地で目立ってきているのである。そのためにも、日農のたゆまない指導が

必要になるわけである。

(六)　すでにできあがった日農があるところでも、その日農の組織をひろめていくにあたって要求を土台にして農民を組織するという原則の実際上の活かしかたを工夫する必要がある。

すぐさま日農に参加できる農民もいるし、反対にそうでない農民もいるだろう。

要求実現のために闘おうとはするけれど、すぐに日農をつくることにはためろう農民には、日農を強制してはいけない。そういう場合には、すでにある日農とは別に、日農のかたわらに農民の要求をもっとわかりやすく示す名称や農民が欲する名称で組合などを作ったほうがよい。

ただしその場合、そういう組織に対しては、日農がたえず援助と指導をあたえることができる結びつきをつけておく必要がある(例えば日農への団体加入)。そうしないと、要求の時期が終ると、せっかくつくった組合がバラバラに解体してしまうことがあるし、ただ一つの要求だけに狭くしがみついて、できあがった組合で、最初の要求だけでなく、もっといろいろの広い要求に目をむけてハバ広く闘う恒常的な組合へと発展していく指導がなおざりにされてしまうからである。

(七)　組織をつくる場合には、まず部落をつかむこと、部落に強固な拠点をつくることが大切である。

要求の種類によっては、部落や村という農村の社会的なキズナを離れて農民を組織できる場合もありはするが、農民の生活に根ざした恒常的な大衆組織の地盤は部落であることに変りはない。

いまの農村の部落は古い勢力関係で農民を圧迫する末端の仕組みになっているけれど、日農は、この古い部落の支配の仕組みを破って、農民の部落単位による結合力を組織のなかに取りいれなければならない。

このことは、さいきん、日農の新しい発展が目立ってくるにつれ、一時日農の仕事をやめていた人々が再び集まって、その集まりだけを土台にして安易に組合の看板をかかげる傾向がともすればみられるだけに、十分注意しなければならない点である。そういう集まりは、たとえ、いい意味で農民の利益に奉仕して、活動しようと心がけている活動家の集まりであるにしても、けっして大衆組織としての農民組合ではない。

(八)　日農が崩れてしまったところで、さいきんとくに日農再建の仕事が活発におこなわれはじめているが、そういう仕事のなかで、特別に注意する必要のある新しい型が現われてきている。

それは、組織体としての日農が崩れても、なお、まじめに農民の利益を守る仕事、農民運動に身を捧げつくしてきたもとの日農の活動家が、日農、という名称にこだわらないで、組合づくりの仕事で、意見が一致する限り、日農ではないほかの組合やほかの組合の活動家と力をあわせて組合の派ばつを乗りこえた広い立場に立って農民組合そのものを再建し発展させる仕事をおし進めている、ということである。

そしてそういう場合にできる組織の名称は、組合派ばつにとらわれないその仕事ぶりにふさわしく、特定の(たとえば日農というような)組合の名称は使わないで、協議会という力の連合体にふさわしい名称を用いている。しかも、注意しなければならないのは、この力の連合体は、その成り立ちやその性質上、日農そのほかのどの全国的な組合にも正式には参加してこないのである。

これは、単独組合が、いい意味で全国的に参加するのをさしあたり見あわせている問題と同様に、組織づくりそのものにおける

力の連合、すなわち農民戦線の統一をつうじて組織が再建され、つくられていく問題として日農が真剣に今年解決しなければならないことである。

(九)　さらに、すでにできあがっている日農でも、県なり、郡なりの規模で、組合と地域とのそれぞれの事情に応じて他の組合との間に力の連合がつくられているし、また、つくられようとしている。これも、さいきんの新しい傾向であって、日農は、この傾向の底にひそむものが意識するとしないとにかかわりなく農民は戦線の統一を要求し、闘う力を一つにまとめることを望んでいる。ということであることを汲みとって、それぞれの組合と地域の事情をよく考え、農民の意見を十分にきいて、統一が力の増加になるような仕方で農民戦線の統一に努力しなければならない。

五　闘いの進めかたについて

大げさなからいばりはいっさいやめて、古い役にも立たなくなったこれまでの日農のしきたりをいさぎよく勇敢にかなぐり捨てて、これからの日農はほんとうに農民の日農として新しく生きなおって発展していかなければならない。

そして、日農が新しく生れかわって農民の大衆的集団的活動の主体になることができるためには、その活動の仕方、闘いの進め方を、農民のなかへ、農民のなかへ、という大衆奉仕の原則でつらぬきとおされなければならない。

(一)　日農は、農民の要求を土台にし、農民の利益の立場に立つよりほか、別の立場をもつことはできない。日農は、事を処理し、問題をつかみ、問題を処理するにあたって、いつもこの立場から出発する。この立場は固く守らなければならない。

農民の要求には、いろいろなものがある、当面の要求もあれば、将来にわたる要求もあるし、局部的な要求もあれば、全体的な要求もある。お互いに関連しあっているくいちがっている要求もある。

こういう状態のもとで、日農は、日農の活動を進めるため、農民の大多数の意見にもとづいて、農民が当面している農業や生活のさしせまった問題を解決するようにしなければならない。

日農は、まず第一に農民が村のなかで当面している問題に気をくばり、一つでもできることがあれば、全力をふるい、すべての方法を用いて、農業上の当面のさしせまった要求を解決しなければならない。生活上の当面のさしせまった問題を解決しなければならない。こうしてこそ、農民から信頼され、農民を団結させることができるのである。こうしないで、また解決できる問題を解決しないでいるならば、これまでの日農のなかに、ともすればハビコリがちであったような、ただ議会の政策をかえりみるだけの仕事をするならば、農民は組合の集団的活動に興味をうしなってしまうであろう。

(二)　農民の利益を守り、要求実現のために活動しなければならないということ、農民じしんじぶんの利益を守り、要求実現のために活動するということは完全には一致しない。このちがいをしらないところから、農民に闘いをおしつけたり命令したりして、結局、活動が農民大衆から浮き上ってしまう一部の人たちの誤まりがうまれてくるのである。そこから、現在の日農の重大な欠点である看板組合の状態もうまれてくるのである。

日農の活動つまり農民の大衆的集団的活動は、けっして命令したり、強制したりすることはできず、また、請負ったり代理したりすることはできない。

日農の活動の仕方、闘いの進め方は、必ず農民の自覚と自発性

によるべきである。すべての方針、すべての決議は、すべて農民のなかから、大多数の共同意見にもとづいて決定され、そのところの農民大衆の実際の要求とぴったり一致すべきである。

日農の活動が、農民のなかから、農民の思想をとおさず、農民のじしんが手を下さずにおこなわれるならば、そういう活動の仕方は大衆組織の活動ではなく、また、それでうまくいけば農民のなかに依頼心をおこし、逆にうまくいかなければ、農民にうらまれる結果になるばかりである。農民の要求実現のために闘わなければならないということと、農民自身が要求実現のために闘うということと完全に一致させなければならない。

(三)　日農の活動、闘いは、気だけでやるわけにはいきあたりばったり思いつきや情熱と勇気だけでやるわけにはいかない。仕事の正しいやりかたをしらなければならない。どんな仕事にも、どんな闘いにも、みなそれぞれに特有の任務と実際的な内容があり、それと関連したいろいろな仕事、どんな闘いを進めるときにでも、仕事や闘いの情勢の分析、その計画、配置などを綿密に討議だし、農民のなかへいれてゆき、闘いのなかで材料を集め、計画的に配置し、会議をひらいて、仕事や闘いの動きを大衆的に点検して大衆的結合をしっかり守りつづけていかなければならない。

この点にも、いままでの日農には大きな欠点があった。たとえば、共同放牧地を自衛隊に取られかかったので、さっそく反対運動にのりだしたが、関係農民がどのくらいいるのか、全部の関係とも一部の農民は補償で満足しようとしているのか、という全然初歩的なことさえ調べもしないのである。

これでは農民は組織することはできない。

(四)　農民は、自分の目でみ、自分の体験したことがらにしたがって農が全力をあげて取り組んでいる科学的な闘いを土台にした恒常的な大衆組織をつくりひろめる活動や闘いにはならない。

問題を理解するのではなく、一般的なスローガンや演説で問題を理解するのではない。農民は、自分たちがよく知っている実際的な体験によって一般的な問題の内容を理解するのである。

したがって、日農の活動や闘いを進めるにあたっては、ある一点を突破し、ある模範をつくり、農民が自分の力と行動とその目でみ、その体で体験して、自覚をたかめ、自分たちの闘いに確信をもつことができるように導かなければならない。農民に大衆的典型的な実例を示すことが大切なのである。

そして、こうしなければ、いつまでたっても日農は農民のものにならず、特定の幹部がいつでもすきなときにあちらこちらへ持ち運びできるただの看板、というまったがった状態をあらためることができないであろう。

(五)　大衆が自分で自分を解放するものであることを信じなければならない。農民にかわって要求をかかげ、活動や闘いを進めることはできない。農民に、自分自身の経験のなかから要求をひきださせ、その要求の正しさを理解させ、すぎた要求をかかげたり、あるいはあまり高すぎる要求や、ゆきそのときの事情が許さないような、また農民が大衆的に受けいれることができないような闘いの仕方をもちだしてはいけない。

要求や要求実現の闘いの仕方は、態の農民が受けいれることのできる衆活動とは、こういう中間状態やおくれた状態の大衆の自覚や自

発的行動をよびおこし、これらの人々を情熱をもって行動に立ちあがらせて、はじめて可能となるのである。

(六)　日農の活動や闘いのしぶりには、あちらの村で問題をみつけるとそこでそれにとりつきこちらの部落に問題がおきるとこんどはそれにとびつく、という仕方がこれまで目立って多かった。こういう運動上の放浪主義はやめるべきである。

活動や闘いの根拠地をつくり立てなければならない。活動や闘いの根拠地は、農民が自分の要求を実現させ発展させるための基地であるし、このような基地がなければ農民の闘いを大衆的恒常的なものとしてもちこたえることはできないのである。

そして、農民の状況や地理的経済的条件などを総合して根拠地を樹立したら、それらの根拠地を一つの統一された戦線に結合させなければならない。強いクサリでそれぞれの根拠地を結びつけなければならないのである。さいきん日農がおこなった組織の点検結果によると、あちらこちらに見捨てられ孤立させられたままでやっと生きながらえてきていた組織をかなり発見したのである。この事実などは、組織を計画的に配置せず、つくった組織を横に結びつける活動をなおざりにしていたきわめて悪い例である。

(七)　いろいろある農民の要求のうち、ひじょうに大切なものは、ただ部落や村のなかでは解決しようがなく、県あるいは政府または大きな会社を相手にしなければならないようなものがたくさんある。農民を苦しめる主な相手が、戦前のようにただ地主だけではなく、戦後の現在では、低米価をおしつける政府とか野菜を買い叩く市場とか高い肥料をおしつける大会社とか、ひじょうに入りくんできており、そういう農民を苦しめる相手の変化に応じて農民の要求も変ってきているのである。

日農の活動や闘いを進めるに当っては、農民のこの要求の相手が誰であるかをしっかりみきわめ、その相手を農民に明確につかませ、その相手に応じた闘いの形と進め方を確立しなければならない。

この場合、いままでともすれば日農がやりがちであったように、農民を苦しめる相手が政府だからといって、すぐさま議会や政府への陳情、要請に飛び移ってはいけない。政府の仕組み、系統組織は中央―県―村という筋道をとおって農民の身近に迫っている。また、たとえば、肥料で農民をしぼりとる大会社の手は村の農協のなかまでとどいている。農民の闘いは、この村のなかまでとどいている農民の相手をつかみ、情況によっては、この相手と闘い、また別の情況のもとでは、この相手すなわち町村機構や農協機関を農民のものとし、農民運動に役立たせ、農民とともに闘わせるように工夫すべきである。それから町村や農協の民主化の闘いもおこるし、それらの民主化もできるようになるのである。

相手は、政治上の支配機構をもっており、また、大きな資本をもっている会社である。しかし、これらの相手を相手にして闘いこの闘いにふさわしい闘いの形と進めかたを編みださなければ、日農の目標は達成されず、また新しい近代的な農民運動は発展しないのである。

(八)　また、要求実現のための闘いを進めるに当っては、部落に目を向けなければならない。部落は、農民が日常の生産と生活をいとなむ場であって、この部落にはまだまだ古い共同体的しがらみと共同体的支配をとおして農民を圧迫している反動的な顔役や権力者がわだかまっている。

村を制するには、まず部落を制しなければならない。組合のい

ちばん大切な拠点は部落である。恒常的な農民組合の基礎は部落におかなければならない。したがって、古い部落的支配のしがみには手をつけないで、それをすどおりしたのでは、たとえある要求実現の闘いがときとしては成功することがあっても、実際には農民はもとどおりの支配のなかに組みこまれているのであって、「部落の平和」という名目で大衆闘争の根を刈り取られてしまうことになる。

農民を組織するには、農民の闘いをその生活に根ざしておし進めるには、それを部落のなかで基礎固めをし、部落の共同体的支配を打ち破り、部落の支配の仕組みを打ちこわす活動が同時におこなわれなければならない。

(九)　労働者との提携は、農民を組織するにも、農民の闘いを進めるにも、大切な仕事である。とくに、村に居住している労働者といっしょに労働者の力ぞえで、農民のために働く仕事はいろいろある。そういう仕事の進め方についても、労働者及び労働組合とわけへだてなく相談して、労農提携を実際におし進めていく仕方をとくに発展させなければならない。

また、日農は、いままで国際的な民主運動とのつながりや、平和を守る運動に十分に力を注ぐ努力をしてこなかったけれど、今年はこの欠点をなおし、こういう運動や闘いにすぐれた経験と指導力をもつ労働組合の援助によって国際連帯、平和運動を強めなければならない。

六　組織機構の強化について

今年のこの運動方針は、いままでの日農をいっそう農民の大衆的な組織体としてつくりなおし、ほんとうに農民の要求に根ざした農民自身のものとして新しく生れかわらせることを目標にしている。

それだけに、日農は、組織をつくる仕事でも、農民の闘いを進める活動でも、すべてを大衆奉仕の全くの初歩からやりはじめる、という固い決意と信念とで事に立ちむかわなければならないのである。

(一)　連合会の看板はあるが、連合会の活動は全く停止し、系統的組織もなければ、組織再建の仕事も進んでおらず、活動家の集団もつくられていないところは、ちらばっている活動家のあいだにつながりをつけて活動家が組織的系統的に仕事ができる仕組をつくって、府県内の町村の事情をよくつかんでまず大衆的な農民組合をつくる活動に着手しなければならない。

連合会の看板だけが残っていて、もう何年も大会はひらかず、役員が誰であるかもわからないような状態はすぐさま改めて、勇気と決意をもって連合会の自己整理をしなければならない。

(二)　連合会の活動は全く停止しているけれど、組織があるか、あるいは組織の再建が進んでいるところは、連合会の立ちなおりに努力することが大切である。その場合、ただ形式的に連合会再建の集まりをもつ、というのでは中味のない再建になる恐れがあるから、組織の分布の状態をよく判断して、たとえば郡単位に地域的な支部を作り、それを積み重ね、連合会の再建に発展させる。という具合に、連合会の再建そのものが大衆的な組織を土台にして行わなければならない。

(三)　系統的な組織もあるし、組織の再建も進んでいるが、連合会の活動が不十分なところは、その欠点をあらためるため、連合会に専従者を必ずおき、連合会の機関活動を活発にするように力をあわせて努力しなければならない。

(四)　連合会はないが、日農関係の活動家によって、いま組合づくり

の仕事が活発におこなわれているところ、あるいは、農民の一生県命な努力によって組織をもちこたえてきている組合があちらこちらに散在しているところがある。

こういうところについては、機械的に性急に連合会結成をおしつけるのではなく、活動の状態、組合の分布の状態等をよく考えあわせて、まず、地域的な規模での組織のために努力することが大切である。

(五)　いまの日農のいちばん悪い欠点は組合活動が組合費でまかなわれていない、ということである。

日農が、農民の大衆的な組織となり、日農の活動が組合員大衆自身の手でおこなわれ管理され、日農に組合民主主義の原則がつらぬき働くためには、日農の財源が組合員の分担金でまかなわれなければならない。今年は、この点の改善をめざして、ぜひとも組合費をもとにする日農の確立へと前進しなければならないし、それとともに支部は連合会へ、連合会は総本部へと、徴収した組合費をそれぞれの上部系統機関へ良心と責任をもって上納しなければならない。また、農民運動の宣伝、組織の武器である機関誌・紙の代金を必ず徴収し、必ず納める習慣をつくりあげなければならない。タダでもらい、タダで配布する悪習をやめないならば、農民運動はいつまでたっても、農民に対する運動であって、農民の運動となることはできないであろう。

第二節　一九五六年度の一般活動

主体性派本部の報告によって、この一年間の活動状況の大要をたどってみると次のとおりである。

(一)　組織活動

千葉、石川などで農民の要求を土台にして組織をつくる活動が実をむすび、県連が再建された。秋田、長野ではこういう活動を各派の組合が共同でおこない組織合同ができた。山梨、福井では、青年活動家の手で連合会再建活動がつづけられている。

「要求を土台にして」要求別の組織ができてきたのが、この一年間の特徴であった。山形の農地を守る農民組織、千葉における農地潰壊反対の農民組織等がそれである。

各地にぼつぼつできている中立組合を、一つの系統的組織に結集する問題と、その結集形態が当面の問題になっている。この解決のためには戦線統一が第一に重要であるがさらに生産部門ごとにつくられる全国単一組織と全国連合会のどちらが農民運動の現状に適するかが問題となっている。しかしまだ運動と組織が現実にそこまで発展していないので、今後研究されることになろう。

また次には、組織再建のほとんどおこなわれていない地方はきわめて多い。青森、岩手、埼玉、滋賀、和歌山、山口などでは連合会は無活動状態である。もっとも、連合会とは別の形で、岩手、滋賀、埼玉などでは組織結成と活動がおこなわれつつある。

(二)　土地闘争

総本部は、石川、香川などで、地主連盟のおこなった集団土地取りあげに対し、現地組織と農民を援助した。大阪での宅地取上げ反対運動、その他一般の土地取上げ反対運動についても同様である。北海道日高種畜牧場解放運動もつづけられているが、現在（一九五七年四月）なお解決していない。

(三)　税金闘争

所得税闘争は東北単作地帯の主要な闘争題目である。秋田、山形、新潟では税軽減要求が農民運動として展開された。また地方税軽減を要求する農民の声がことに貧農の間からあがりつつあるが、まだ

実際にこの税闘争を指導して成功したとはいえない。

(四)　**軍事基地反対闘争**

茨城県小川町の元海軍飛行場に入植した百里ケ原開拓農民は日農に加盟して防衛庁による土地収用に反対して闘っている。新潟の飛行場拡張反対、鳥取の美保、愛知の小牧、福岡の板付等の基地反対闘争はなお継続中であるが、山形の大高根基地反対闘争はついに農民側の要求が通って勝利した。第八回大会で決議された滋賀の弾丸道路反対の闘争は、社会党の指導方針の不明確さのために阻害されたが、日農は支援をつづけている。

(五)　**米価運動と検査闘争**

米価一万一二四〇円をもって農協等の農業団体と共同歩調をとり運動したが、大衆的闘争にはならなかった。米検査等級合理化の闘争は五六年度に一応の成果をみせた。なお東北各県各派農民組合の間に闘争経験の交流がおこなわれ、地域的連合組織ができようとしている。

(六)　**参議院選挙闘争**

日農の推せんした候補全国区四名、地方区一四名のうち、全国区四名、地方区五名が当選した。東北地方で特に農民票が推せん候補に集中したのは、日農組織が東北に片寄っていることと対比して注目された。一方、地主連盟の政治的進出（下条康麿氏の当選）も注目される。政党と組合の関係では、いぜんとして政党による組合の「しめつけ」がかなりあり、日農内部にも政党活動にとらわれた活動をするものがあり、「組織力を基礎とする選挙闘争」は完全とまでゆかなかった。

(七)　**本部の状態**

なお最後に、総本部の財政状態については、五六年中の組合費収入が総収入の二％位で、五〇％以上が寄付金、借入金によっている。機関紙も費用その他の点で発行できず、機関誌『農民』ですら半年以上も休刊をつづけている。

(八)　**国際交流**

第八回大会の決定に基き、五六年一〇月日農委会代表を中国に派遣しその機会に五七年秋の農業農民団体代表派遣を促進した（以上、一九五七年第九回大会における総本部一般報告によった）。

第四章　日農統一派

第一節　第一〇回全国大会

統一派日農第一〇回全国大会は、主体性派の大会と同じ日の五六年三月二二、二三両日東京京橋公会堂において開催された。午前一〇時五〇分開会、喜多副委員長司会の下で木下、菊地、羽毛田、田上氏を議長にえらび、久保田委員長の挨拶、斎藤書記長の本部報告がおこなわれた。

会議の途中、日農主体性派野溝委員長と、日農議員団代表として八百板氏が来場して挨拶し、農民戦線統一を訴えたので満場拍手でこれを歓迎した。なお本大会には、社会党足鹿農民部長、全農永井副会長、全農連中村書記長らの挨拶があり、強く農民戦線統一、共同闘争を訴えいずれも代議員に感銘を与えた。また福島石城農民協議会、大木町農民組合等の地方単独組合代表が出席していずれも統

一の必要を強調し、日農両派呼応して二四日の農民祭における七団体統一への空気を盛りあげた。

午後、牛窪運営委員長は、出席代議員が六名、中央委員三二名、計一一八名と報告、大会は正式に成立した。のち、久保田委員長の運動方針説明、本部報告とあわせて討論に入り、特に組織問題、統一問題に論議が集中した。運動方針と、綱領草案修正案については、大会討議より小委員会に付託され五時四〇分閉会した。

大会第二日は一〇時より開始、米価統制撤廃問題について佐藤氏（新潟）の提案を可決、大阪東住吉区農地対策委員会の土地取上げ反対運動の実情報告に基いて、土地取上げについて「政府に取消しを要求する決議」をおこなった。その後、未墾地解放闘争、入会権闘争等について討議、いずれも現地農民への支援を決定した。午後もひきつづき八岳鉱毒反対闘争の勝利した結果について報告がおこなわれた。さらに、税金闘争、参院選挙闘争方針、農協対策、養蚕対策等につき討議決定した。また新議員選出の結果、委員長久保田豊、副委員長喜多幸章（北海道）、長尾有（兵庫）氏らに決定した。長尾有氏は戦前の農民運動のヴェテランであるが、戦後は日農から遠ざけられて今日に至った人だけに、同氏の就任は、統一と再建への日農の動きを示すものとして注目された。

本大会での最も重要な事柄は、日農が統一戦線運動の先頭に立って努力することを声明し、それを主体性派その他の組織がうけ入れはじめたことで、この点は二四日の農民運動祭である程度実証された。また統一派がこのように他団体の信用をうるに至ったのは、なんといっても運動方針で、従来の政治主義的偏向や過大な情勢評価を改め、自己の誤りを自己批判したことが大いに役立っている。たとえば、後掲の『運動方針』の中で、日農は次の諸点を率直にみとめた。

(一) 農民運動が高揚していると評価し実力闘争に重点をおいたのは誤りであった。

(二) 農地改革の意義を正しく見ぬかず、農村の階級関係の大きな変化をみとめず、農民の主要数を半封建的地主勢力と規定したのは誤りであった。

(三) 日農を「革命的大衆団体」と規定したのは誤りであった。

(四) 日農を共産党に支配される団体と化し、有能な活動家を日農から追いだしてしまった。

以上の諸点を「断固として清算しなければ、要求綱領草案にしめされた農民の社会的経済的要求に基く大衆的農民組合に発展することはできない」と、『方針』は結んでいる。そして、今後は政党支持自由の原則、組合民主主義の原則を守って、自らの組織を大衆化し、進んで統一に努力するというのであるから、第六回大会当時の日農からの脱皮が、ここで一応形式的にはなしとげられた、といえる。もっとも、第六回大会いらいの統一派と共産党の態度が、他の農民団体、一般農民にあたえた影響が大きかっただけに、今後の実質的な活動によってその脱皮が実証されるほかないものとみられている。

なお統一派の本年度における活動の主要内容をなしたというべき統一への努力は、「農民戦線統一」に関する章で詳細にあとづけてあるのでその個所を参照されたい。

一九五六年度運動方針（日農統一派）

一　日農の目標

日本農民組合（日農）の活動目標は、要求綱領草案にしめされた農民の社会的・経済的要求を、農民の団結の力で実現して、農業の発展と農民生活の向上をはかることである。

この目標にむかって、今年度の大事な活動は、つぎのことをやり

りぬくことである。

(1) 農民の要求をすなおにとりあげて、大衆的な農民組合をたくさんつくること。

(2) このような組合と、各派の農民組合、単独組合を全国的に統一しておおきな力にすること。

(3) 農民の団結の力で封建的なものをなくし、民主的権利をひろげること。

(4) 平和を守りぬくことである。

二　今年の主な要求

農民が農民組合に団結しかちとる要求はたくさんある。また各地の条件や、農民の団結の力におうじて、要求の内容や大きさもちがっている。したがって、おおくの農民が実現をのぞむ切実な要求をもとにして、情勢と組織の力をかんがえて、かちとれる要求から、地道にたたかいをすすめることである。

各地でたたかわれる農民の具体的要求はさまざまであるが、全国的にみれば、今年は日農の要求綱領草案にしめされたうちの、つぎのような要求が中心となろう。

(1) 日本の農業を圧迫する余剰農産物の輸入に反対する。

米の統制撤廃に反対し、予約制の非民主的な点をなおして自主的な制度にする。

米麦価の引下げに反対して、再生産を保障する価格を要求する。

マユ、タバコ、畜産品、甘藷、雑穀などの特産物の再生産を保障する適正価格の維持と生産の保護を要求する。

(2) 豊作を口実にする農業所得税の重い課税に反対し、減額を要求する。

固定資産税、市町村民税などの地方税、賦課金の減免、強制寄付の廃止を要求する。差しおさえ、競売などによる強制徴収をやめさせる。

(3) 農産物の生産費をやすくするため、肥料、農薬、農機具、電気料、運賃などの値下げを要求し、値上げに絶対反対する。

(4) 農地法の改悪ならびに土地取上げ、小作料の値上げに反対し、ヤミ小作料、現物小作料をなくし、耕作権を確保する。

薪炭林、放牧地、採草地などの農用林野に使用権の設定をはかり、未墾地を解放して、土地の少い農民、農村失業者、二、三男などにわけるよう要求する。

(5) 土地改良の積極的実施を促進し、国や地方自治体の負担によって農民の負担をかるくするよう要求する。

賦課金の強制徴収に反対し、延期、軽減を要求する。

(6) 災害地を早く復旧し、災害の予防措置を完備すること、国家が災害農民の生活と営農を援助するよう要求する。

(7) 営農資金、経営の維持改善資金、とくに土地を維持するための自作農維持創設資金のワクをひろげ、低利で公平に貸すよう要求する。

(8) 農村に国民健康保険を普及し、掛金をやすくするよう要求する。

農業だけで食えない農民に仕事と食える賃金を保障し、現行の生活保護、医療保護などを農村の失業者、半失業者、生活困窮者にひろく適用するよう要求する。

農村労働者に健康保険、失業保険などを適用するよう要求する。

(9) 地方自治体に国の援助をふやし、町村財政の確立をはかるとともに、中央レイ属化に反対して自治の拡大を要求する。とくに市町村合併による税負担の増加、共有財産の食いつぶしに反対し、農村軽視をあらためるよう要求する。

(10) 農村の反動化をもくろむ農業団体再編成に反対し、新農村建設

計画をボスに利用させず、自主的農民組織にやらせるよう要求する。

農業協同組合の農民をぎせいにする営利機関化を排して、農民の利益になる民主的運営を要求する。

農協にたいする官僚統制に反対し、農協に国家の財政的技術的援助をふやし、自主的運営の強化を要求する。

(11) 農民の自主的技術研究をさかんにするため、国と地方自治体の援助と、改良普及員制度の拡充を要求する。

(12) 軍事基地の拡張、新設に反対し、被害の完全補償を要求する。

(13) 憲法改悪に反対し、農民の団結の力で民主的権利をひろげる。

(14) 原水爆の製造、使用、実験に反対する。原水爆戦争に反対し平和を守る。

三　農業・農民の状態（略）

四　反省と改善の方向

以上のような鳩山内閣の反動政策にたいして、農業と農民生活を守る農民のたたかいを発展させるためには、日農の過去の活動のあやまりをはっきりさせ、これをなおさなければならない。日農は第八回、九回大会と、農民の要求にもとづいて大衆的農民組合をつくり、これをつよめる健全な農民運動の方向にしだいに発展してきた。しかしまだ第六回大会を頂点にするあやまった方針を完全に清算していない。

日農のあやまりは

(1) まず第一に日本の農民運動は高揚していると単純に評価したことである。このため農民の社会的・経済的要求をかちとる大衆的な闘争をとりあげることができず、実力闘争に重点をおいた。

(2) 農地改革は、土地問題を根本的には解決しなかったが、農村の階級関係におおきな変化をもたらした。この変化を農民の要求とたたかいのなかから事実にもとづいて明かにする努力をおこたり、いぜんとして農民の敵を半封建的地主勢力であると規定して、あらゆる農民の要求とたたかいを土地闘争に集中した。このため農地改革によって階級関係が変化し、階層分化のすすんだ、広汎な農民の要求とたたかいをあますところなく、くみとることができなかった。

(3) このあやまりは、大衆的農民組合である日農を『雇農貧農を中心とする広汎な農民の要求にもとづく革命的大衆団体』だと政治的に規定し、やがて権力機関に発展することを予想する『農民委員会』に解消するという考えをもっていた。

(4) そのためおおくの活動家が献身的に努力したにもかかわらず、尖鋭な闘争にかりたてて農民からはなれ、あやまった方針をおしつけたため、農民の要求にもとづく地道な活動を阻害し、農民に密着するおおくの指導者、活動家を日農から追いだした。したがって『政党支持自由』をかかげながら、しだいにこのあやまった方針を支持する共産党の活動家に指導される小さな集団となり、大衆的農民組合の実質を失って、日農即共産党とみられるようになった。

日農は以上のようなあやまりを断固として清算しなければ、要求綱領草案にしめされた農民の社会的・経済的要求にもとづく大衆的農民組合に発展することはできない。

これをあらためるには、

(1) まだ民主勢力の力がよわいので、反動勢力によって再軍備がすすめられ、農業と農民生活が圧迫されているという、現実の情勢を正しくつかまなければならない。

農地改革後の農村の階級関係の変化と、階層分化のすすんだ状態を、農民の要求とたたかいのなかで具体的につかみ、それぞれ

の農民の要求の本質を明かにして、これをかちとるのにもっともよいあらゆるかたちの大衆運動――話しあい、署名運動、陳情、請願、団体交渉、大衆動員などを展開する活動方法にあらためなければならない。

(2)　『政党支持自由』をかたく守って、一党一派の支配を排し、要求綱領草案の一項目でも支持する農民が誰でも気軽に入れる組合にならなければならない。

(3)　組合民主主義にしたがって、組合員は組合費を納める義務を負い、役員をえらび、組合の活動報告を求める権利をもち、組合は組合員の意志によって運営されなければならない。このような運営によって組合員は民主的自覚を高め、農民組合は発展する。

(4)　請負主義、ひきまわしなどをやめて、農民の要求にしたがってみんなで相談し、みんなで活動すること。要求をかちとる実務的な活動をおろそかにしないこと。青年のあいだの活動をつよめることが大切である。

(5)　当面以上のような新しい方針を身につけたたくさんの農民の幹部ならびに農村活動家をつくりだすことである。

あやまりの根源をあらためて、改善の方針を地道に実践することによって、日農は、農民の要求にもとづき、これを団結の力で実現する大衆的農民組合に発展する。

五　組織について

大衆的農民組合としてのなかで考えるのでなく、現在まで大衆的組合としてつづいてきた組合、いま全国的にできつつある組合から学ばなければならない。

(1)　現在までつづいてきた組合のおおくは、小作料一括納入、小作地を守ることを主な要求とする小作地耕作農民の組合である。この組合は、農地改革で全く農地を買えなくなった、改革でとりのこされたための団結である。

(2)　土地の少い農民や農村二、三男などを中心とする未墾地解放を要求する同盟や組合がある。

これは未墾地解放というやや規模のおおきい運動としては、茨城、栃木などでおこなわれているが、増反開墾などの要求でできている比較的小さな組合は全国的にたくさんあるし、これを主な要求として活動している日農支部もある。

(3)　農産物の買いたたきに反対し、価格を守り引上げる要求を主として活動している組合。これらの組合は農協と関係し、出荷組合の結成などをともなっている。

(4)　農業所得税の軽減を主な要求とし、米価、統制撤廃反対などをたたかっている組合。このような組合のおおく、土地改良のたたかいがおこなわれている。

(5)　養蚕、酪農など、耕種別農協のたたかいから農民組合がうまれている。

(6)　土地改良をめぐり、不正換地や賦課金などの問題で、土地改良区と別に独自の農民組合がつくられている。

(7)　山林労働者、出稼労働者、農村土木労働者などの組合ができている。

(8)　河川改修、災害復旧、鉱害、煙害、軍事基地など、主として地域的利害によって、同盟や対策委員会などがうまれている。

(9)　農業技術、農村文化を中心にする団体や、研究会、サークルなどがある。

以上のようなものがいまある組合や団体の主なものである。これらの組織に共通する特徴は、いずれも農民の要求に根ざしてそ

の実現のために団結してたたかっていることである。中心になっている要求はちがっていても、団結の力に応じて、農業と農民生活を守り発展させるいろいろな要求をとりあげている。

また階層的にはまじりあっていても、その要求によって、中心になっている階層と地域的な農業の状態をあらわしている。

農民のおかれている状態がきわめて複雑であるから、組織もまた固定したものでなく、経験をつむにしたがって発展していく。だから(1)から(7)までの組合は、おのおの独自の要求と性格をもちながら、農民としての共通の利益のうえにたって、たがいに協力していくことになる。日農主体性派山形県連、愛媛県連合農村青壮年会議、常東農民組織総協議会の活動などはこのよい例といえよう。

鳩山内閣の反農民政策をうちやぶり、農民の要求を実現するためには、要求や階層のちがう農民が共同してたたかわねばならないので、日農は要求綱領草案にしめされたそれぞれの要求でできた大衆的農民組合の結合したものとなろう。したがって要求綱領草案にしめされた一つの要求でもこれをみとめ、規約を承認し、組合費を納める義務を負うことによって、いずれの組合も平等の権利をもってむすばれる。しかし日農は下層の農民をたくさん組織し、その力をつよめてて、階級的性格を守るよう努力しなければならない。

(9)の技術・文化の団体とは密接に提けいし、農民運動の立場から、その発展に協力すべきである。

六　統一について

大衆的農民組合をつくり農民組合戦線を全国的に統一することは、今年の一番大事な活動である。

農民の統一要望は第九回大会によく反映され、この一年間おおきく前進した。その全国的動向はつぎのようである。

(1)　農民組合の四分五裂の状態にたいして統一をのぞむ農民は、政党政派や農民組合の派閥にくみしない町村ごとの単独組合をつくっている。この単独組合はたがいに助けあいながら農民組合戦線の全国的統一を望んでいる。

(2)　佐久土地管理組合（長野）は全郡組合に発展し、全県の小作人組合を統一する方向にすすみ、伊具（宮城）では主として養蚕農民の要求で全郡の単独組合がつくられた。この組合には小作人組合や統一派の支部も合流している。

(3)　石城（福島）では民主政党の活動家の協議会ができ、共同で農民組合をつくる活動を開始し、いままでの各派に属さない下部組織の結成につとめている。

秋田では日農三派（主体性派、統一派、新農村建設派）と単独組合による共闘会議の結成、全県農民大会の開催と決議事項実現のための執行機関の設置により、共闘会議の下部組織をもつ方向にすすんでいる。

(4)　群馬では、日農三派の協議会の結成、養蚕問題、米価、税金などの共闘から共同の組織活動に発展し、さらに単独組合をふくめた群馬県農民組合協議会を結成し、統一事務局がつくられている。

山梨では日農両派、全農、総同盟、農協政治連盟が共同の綱領と規約をもつ山梨県農民総連合に結集した。

茨城では、県下七農民組合による連絡協議会ができ、いままで統一派県連の役割をもってきた常総同盟は真に大衆的農民組合として活動していた時代に組織的にも人的にもかえす方針をとっている。

このような全国的統一の動きに学んで、次のような努力をはら

わねばならない。

(1)　この動きの特徴は、農民の要求をかちとる組合をつくり、つよめることをさまたげている農民組合の四分五裂の状態に反対し、政党支持自由の原則にたって、政党別にわかれている農民組合からはなれていく傾向である。しかもこれらの組合は、日農が方針とする大衆的農民組合の実質を備えつつあることである。

日農はこのような統一の方向を無条件に支持し、県連、支部の力と、地方の情勢に応じて具体的にこれを推進して、この力を全国の統一に反映させ、地方地域のカラにとじこもる傾向とたたかわなければならない。

(2)　日農のあやまった方針のため、日農からはなれざるをえなかった指導者、活動家などを急速に戦列にむかえいれなければならない。このような活動は、日農を大衆的農民組合に発展させるもとになる。

(3)　農民の組織とたたかいにとって労働者との提けいはきわめて重要である。全農林、国鉄、電産、日教組、全テイなど農業と農民に深い関係をもち、または農村に職場をもち、農村に居住する労働者がたくさんある。日農は、県、居住、地区、県、全国のそれぞれの段階で、条件に応じた労農の交流提けいをつよめ、労働組合という民主的組織をもつ労働者階級に学ばなければならない。農民組合をつくり、これをつよめ、組合戦線を統一するためには、労働者階級の指導と援助が役立つであろう。

(4)　国際連帯をつよめ、国際経験に学んで、つねに活動の改善をはからなければならない。

七　日農の強化

以上のような方針を実行するためには、日農の組織の実体と、力関係をはっきりつかんで、これに応じた地道な活動によって、日農を大衆的な組合にすることが大切である。

総点検運動で明かにされたところによれば(1)をもち全県的活動をおこなっているものは少く、(2)前はあるがその活動範囲が県の一部分にとどまるもの、(3)看板だけで下部組織のないもの、(4)県連の名前もなく、県内に農民組合の散在するものなどが多い。支部または町村の組合で、農地改革後ものこり、大衆的実質をもっているもの、また要求にもとづいて新しくできた組合もあるが、活動家のあつまりにすぎないもの、組合の名前だけで、もはや団結を失って活動しなくなっているものなどがある。

したがってこのような実情を無視して、日農のになっている一般的任務から、一律に活動方針をきめることはできない。各級の機関や活動家は、組織の実体と力関係を考えて、県内、郡内、町村内などの情勢をはっきりつかんで、大衆的農民組合として日農を確立していく、具体的活動方針をたてなければならない。この場合いまある拠点支部、地区などをもとにしてひろげていくことが大切である。この活動をよりよく遂行するためには、

(1)　情勢や条件を正しく判断できる理論と、農民の要求をかちとるために必要な実務知識を身につけた、農民に信頼される農民の活動家をたくさんつくることである。このため講習会、研究会、農民学校などの学習活動をさかんにしなければならない。

(2)　財政の根本を組合費の徴収におくこと。組合費をもとにする財政の確立は、組合民主主義の第一歩であり、これなくしては大衆的農民組合はなりたたない。

(3)　日農の宣伝教育組織者である『農民新聞』をひろめることである。『農民新聞』は農民の状態を明かにし、全国の農民の要求とたたかいの経験をつたえ、あらゆる農民の中に入ってこれを組織して、

統一する。日農の各級機関、活動家はこれを正確に配布集金し、通信をよせなければならない。

八　むすび

われわれは以上のような情勢と、日農の状態とをはっきりつかみ、過去のあやまりをあらためため、農民の要求にもとづく大衆的農民組合を結成し、農民組合戦線を統一して、強大な農民の力をきずきあげる活動に邁進しようではないか！

（おわり）

日本農民組合の要求綱領草案

（一九五六年三月第十回大会で修正草案として採択）

国民のなかばをしめる四千万の農民は、零細な耕地に、多くの肥料と努力を注ぎこんで営々として働いているが、なお国民に豊富な食糧を供給することができないでいる。

農地改革によって、平場には寄生地主がほとんどいなくなり、農民の、富農・中農・貧農への分化が目立ち、またはげしくなった。アメリカ軍の基地が全国いたるところに張りめぐらされ、自由な貿易が制限されるとともにアメリカの余剰農産物が大量に輸入され、再軍備のための税金が重くのしかかり、独占資本による収奪――農民の買う物は高く、売る物は安い鋏状価格差――がはなはだしいので、農業は自由に発展できず、富農もその経営が不安定となり、農業労働者の生活条件はさらに悪化し、中農の多くは貧農化し、貧農はますますプロレタリア化しあるいは失業している。

しかも農地改革が不徹底であったから、小作地の一町歩保有が認められ、ぼう大な開墾可能地や農林用、水利などが解放されず、山林の地主的所有をよりどころとして地主勢力はなお強く残存し、農業の自由な発展をさまたげているとともに、封建的な考え方や慣習、部落秩序も、農民の自由な行動を困難にしている。

また、労働者や市民の所得が少いことや、失業者、半失業者の多いことが、農産物を売れなくして《豊作貧乏》の原因となっている。

日本の農業のような零細経営にとっては、その経営を維持、発展させるためには、国家の積極的な援助が必要なのであるが、現在の国家は、農業と農民の生活を破壊する政策の正体をごまかし、農民を支配するために、わずかの補助金、資金などを出しているにすぎない。

われわれは、このような状態を改善し、日本農業を自由に発展させ、農民の生活を向上させるために、当面つぎの要求をかかげてたたかう。

一　耕作権の確立――農地をとりあげられぬ長期で確実な小作契約。農民が離作するときは十分の補償を支払うこと。農用林、薪炭林、採草地の使用権を確立すること。

二　国、公有、大山林地主などの開墾できる山林原野を解放すること。

三　不当小作料をなくすること。小作料の引上げはゆるさない。災害のときの小作料は減免すること。

四　税金は所得に対する高度累進課税とし、所得のすくない農民は免税とすること。農民の支払う固定資産税、リヤカー税、自転車税、荷馬車税、事業税、町村民税、生活物資にたいする間接税の廃止またはひきさげ。よゆうのすくない農民の滞納税金の棒びき、または割びき。差しおさえ公売による強制とりたてはおこなわないこと。

部落の不当な賦課金・賦役の廃止、あらゆるかたちの強制寄附はやめること。

五　国家はすべての農民にたいし、長期ならびに短期の低利の営農資金を十分貸付けること。とくに土地と経営を維持するための長期資金を十分貸付けること。

不当な高利の借金、不当な債務を減免すること。

六　国家は農民に対し、長期貸付による安い価格で、農業機械器具、電化施設、改良種子、種苗肥料、飼料、農薬、農業用家畜、そのほか農業生産をあげ、労働をかるくするために必要なあらゆる援助をおこなうこと。

七　米麦は『生産費をつぐなう価格』で農民ののぞむだけ買いとること。一般農産物は『生産費をつぐなう価格』で保障し、日本農業を圧迫する外国農産物を輸入しないこと。

八　繭、茶等の特産品、ならびに薪炭、畜産品、農産加工品の価格の安定と販路の保障。

九　農民がひとりでできない大規模の開墾、干拓は国または地方公共団体でおこない、農民にこれをあたえ、開拓者ならびに増反農民に生産をあげるに十分な開墾助成金と営農資金、資材をあたえること。

一〇　排水(はいすい)、潅漑(かんがい)、区画整理、客土（きゃくど）、農道、交換分合等の土地改良はこれを国費でおこない、また農民のおこなう土地改良には十分の補助をあたえること。水利を農民の民主的管理にうつすこと。

一一　農業を災害から守るため、治山治水、災害復旧、病虫害等の予防策を国で完全に行い、農民のおこなうものには助成すること。

一二　農作物、家畜、土地、建物等にたいする農民の力のおよばない災害は国で補償し、そのほかの災害にたいしては民主的共済保険制度を確立してやすい掛金で完全に損害を補償するため国が財政援助をあたえること。

一三　農民に社会保険（健康保険、厚生年金保険等）を労働者と同じように適用すること。社会保障制度（生活保護、医療保護等）の適用範囲を拡大し、保障費を都市なみに増額すること。

一四　ソ同盟、中国その他あらゆる国との自由な平等互恵の貿易、農業技術、文化の交流。

一五　全額国庫負担で義務教育と給食を完全に実施し、軍国主義と植民地的な教育をやめて、平和と自由を愛する健全な民族的教育をおこなうこと。

一六　国、地方公共団体は農業技術の向上発展のための指導機関を充実し、農民の行う農業技術の自主的研究、実験、出版等に十分の援助をあたえること。

一七　年少者を農業労働につかわないようにし、農村青年のために文化施設、スポーツ施設を完備すること。

一八　農村婦人の封建的家族制度と慣習からの解放。婦人の仕事を軽くするため、託児所、共同炊事設備、共同洗濯場の設置、台所の改善等に国と地方公共団体が財政的援助をあたえること。

一九　家屋の改善、無医村、無灯火村の解消、衛生施設、下水等の完備のために国、地方公共団体は助成をおこなうこと。

二〇　農産物（穀物およびくさりやすい果実、野菜、畜産物等）の貯蔵と加工、輸送の設備資材をととのえるため、国、地方公共団体が助成すること。

二一　農協事業（購買、販売、信用、利用、加工等）の民主的運営と官僚統制の廃止、農協事業に国家の財政的、技術的援助を無条件にあたえ、これを発展させること。

二二　肥料、電力、電灯料、運賃、農業機械器具、農薬、その他

の農業用品、および生活必需品の価格をひきさげること。

二三　すべての軍事基地をとりはらい、新設をしないこと。接収した土地、漁場は農漁民にかえし、損害を完全に補償すること。

二四　軍事目的のための総合開発、ダム、道路の建設をおこなわないこと。ダム等による被害の予防施設を完備し、損害を完全に補償すること。

二五　農業だけでくらせない農民、農家二、三男に土地と仕事、生活できる賃金を保障すること。失業者にすぐ仕事をあたえ、社会保障制度（生活保護、医療保護など）を完全に適用すること。

二六　農村労働者（年雇、日雇、季節労働者、林業労働者、漁業労働者）に一般労働法規と社会保障制度を適用し、生活できる賃金を保障すること。

二七　漁業権の管理を民主化し、漁民に長期低利の資金、資材を十分にあたえること。

漁業における歩合制の改善と、固定給の確立をはかること。

二八　独占資本、漁業ボスをよう護する官僚の許可性を民主化すること。

二九　一切の封建的抑圧と慣習を排除し、農民の組織と活動の自由、言論、出版、集会、結社の自由を保障する民主的諸権利をよう護し、拡大すること。

このような要求の実現は、農業の自由な発展の道をひらき、農民生活を向上させ、農業生産力を高めて、国民に豊富な食糧を供給することができる民主的農業改革と、一切の封建的なのこりかすをなくする社会改革となるであろう。また、農業と農民生活の進歩改善は、産業の発展に寄与し、国民経済の繁栄をもたらす。そしてこのような要求を実現するためのたたかいは、平和と自由と民族独立の道へすすむであろう。

この要求綱領をかちとるため、部落、村をもとにして、ここにしめされた一つ一つの要求で団結をかため、さらに共通の利益のうえにたって、すべての働く農民が統一してたたかい、労働者階級との同盟の精神にもとづいて助けあい、みずからの切実な利益をまもるためのたたかいを一そうつよめるようよびかける。（以上）

第五章　日農新農村建設派

第一節　第一回全国大会

日農新農村建設派は一九五二年一〇月二六日、日農内の右派社会党支持の組合をもって結成発足した。この日農分裂の直接の原因は、社会党の左右両派への分裂にあった。日農新農村建設派（新農建派）の指導者は、三宅正一、吉田賢一氏ら、社会党右派に属する日農農村議員団であったが、その後五三年一月新農建派と全農（平野力三会長）、全農連と協議会形態の農民組合総同盟を結成して今日に至った。

新農村建設派は、五六年三月二三日全国代表者会議を開き、社会党支持組合の統一という方針を決定し、また翌日の農民運動祭には共催団体の一つとなって参加した。さらに六月には第二回全国代表者会議を開き、先に決定した統一方針を確認したのである。

八月二五、二六両日新農建設派結成いらい初めての年次大会が東

京衆院第二議員会館で開かれた。代議員二百余名で、まず佐竹新一氏の開会の辞のあと、議長団に井伊、田辺、山崎三氏をえらび、三宅会長が農民戦線統一の必要を力説した挨拶をおこなった。日農主体性派、全農、総同盟、全農連等農民団体代表はいずれも祝辞を述べた。次いで吉田賢一氏の経過報告、日野吉夫氏の運動方針説明がおこなわれた。

午後は運動方針の質疑に入り、代議員の要望が述べられたのち、戦線統一について、地主制復活反対の件、農業団体再編成反対の件、次三男対策の件、肥料値下げの件等について討議し、決議をおこなった。砂川と沖縄の住民の土地闘争に対しては、大会は強力にこれを支援するとの決議をおこなった。

大会第二日は、代議員有志によって長野県松本地方の酪農視察がおこなわれた。なおこの大会および執行委員会で新役員が選出されたが、会長には三宅正一、書記長日野吉夫、会計吉田賢一、事務局長沼田政次の諸氏その他が就任した(詳細は、「農民団体の現状」に掲載)。大会決議に基く、統一戦線運動については、「農民戦線統一」に関する個所を参照されたい。次に新運動方針をかかげる。

一般運動方針

一　日本産業と農村の実情（略）

二　一般運動の方針、

いま日本の農村問題を解決する課題は次の四つに集約することが出来る、(1)農地改革の成果を守る運動、(2)食糧自給対策の樹立推進の運動、(3)農民生活の安定、生活引あげの運動、(4)農民の文化生活およびその向上の運動である。

1　農地改革の成果を守る運動

わが国の農地改革は約二百万町歩の小作地を解放し、五割に達する小作農を自作農にし、僅かに十九万町歩の地主保有地と四％の小作農を残した。それは不十分ながら戦後最大の政策として高く評価されてよい、もちろん第三次の改革を断行して完全な自作農制を確立し、農家経済の安定をはからなければならないが、その前に先ず崩れつつある農地改革の成果を守らなければならない。

このための闘い方は

(1)小作料引上に反対し、土地の取上には組織をもって闘う

(2)農用山林原野、未墾地の計画的解放により耕地の造成をはかり増反を二、三男青年に分け与える

(3)小作地、採草地、放牧地、薪炭林等使用権を確立し、第三次農地改革の気運を醸成する

(4)地主制度復活反対闘争

以上を中心にこれに附随する諸闘争を指導しつつ次の日本農業発展の基盤たる農地改革の成果を守ることが絶対に必要であり、このことは農民組合のみが果し得る重大任務であるから、分裂せる戦線を速かに統一して、強力にはね返せる態勢をとり、土地を農民組合の管理の下で守らなければならない。

2　食糧自給対策の樹立推進運動

四つの島に九千万の国民を擁し耕地は国土の二割に達せず六百万の農家戸数が平均八反二畝を耕し食糧の二割が不足し世界第二の食糧輸入国である。しかも年々三万町歩の潰滅土地があり、年百万人の人口の増加を見、耕地の造成、土地改良、耕種改善等食糧増産計画は、昭和二十八年をピークとして年々予算の削減にあい、外国食糧は三〇〇万トンから四〇〇万トン輸入されているというのが我が国現下の食糧の事情である。世界各国の食糧事情は、各国とも豊作で農産物過剰に悩まされている。そのために食糧自給対策の樹立推進の政治運動を起す。

3　農民生活の安定、生活水準向上の運動

この問題は従来農民運動の日常闘争として果敢に闘って来た問題であるが重点的に地方事情等に即して取り上げられなければならないし、ことごとく政治問題として解決されなければならない。

(1)農産物価格対策
(2)課税対策
(3)肥料、農器具、農薬等独占資本に対するたたかい

4　農村文化向上のたたかい

文化生活にめぐまれない農村に文化施設を与へ、文化の遅れを取り戻すための文化運動を軽視してはならない。

其のためには、

(1)教育施設の充実
(2)医療施設の拡充
(3)教養娯楽施設の設置
(4)生活合理化運動の推進
(5)国民健康保険、養老年金、失業保険等農村への実施

等々の問題をとりあげ青年を中心とし、労働組合等との協力のもとに闘うべきである。

三　組織方針（略）

四　むすび

われわれはこの大会を契機として、組織の再建と、統一の推進に全力を傾注して闘う。そのことが農民の要求を貫徹する途であり、労農提携を可能ならしめ民主主義革命遂行の党である社会党をして正しく成長せしめるゆえんでもある。労働組合は労働三法の保護の下に成長してきたが、農民組合法は反動勢力に阻止されて未だその通過を見ず、勤労者の党たる社会党は正しき労農提携の上に政権の獲得ができないのが今日の姿である。我等はこの欠陥を一日もはやく是正して党を正しき軌道の上にのせ、反革命運動を粉砕して、正常なるすがたにおいて民主主義革命の達成に邁進することを明日より発足しなければならない。

第二節　大会後の活動と青年部大会

新農建派の本部事務所は従来東京九段共済ビル民主連内にあったが、一〇月港区赤坂溜池の新事務所に移転した。

執行委員会は、統一促進、財務、組織、農政の各委員会をもって構成した。執行委員会は第一回五月二二日、第二回一一月一五日に開催された。第一回委員会には本部役員の推薦が、第二回では青年部再建大会、農地擁護大会について協議決定がおこなわれた。

他に本部活動としては、九月一日第一回オルグ秘書団会議を開き、オルグ担当と派遣方針を決定、九月一三日と一七日にはオルグ講習会を開催した。また統一問題について、一一月四日近畿ブロック会議、五日関東ブロック会議を開き、社会党支持団体の単一組織結成という根本方針により統一の促進に努力した。

砂川基地闘争支援については、一〇月一〇日第二回常任執行委員会で支援決定と同時に下部組織の清瀬、西内野、鶴川、忠生の各組合に激励文を送り、特別通達第六号をもって「資金カンパ」「応援動員」等をよびかけた。宮城県知事選挙応援には、三宅会長以下が大挙派遣されたが、大沼康氏（組合顧問）が当選した。北海道冷害対策については、三宅会長より一〇月一日河野農林大臣に対し万全の救済策を講ずるよう申入れをおこなった。

青年部再建大会　五六年一一月二〇日に新農建派の拡大執行委員会が開かれ、二一日の農地擁護全国代表者会議には積極的に参加し

た。そして翌二二日には新農建派青年部大会が開かれた。大会では準備委員会経過報告の後、祝辞祝電の披露があり、ついで青年部規則、活動方針、農村青年戦線結集の件、土地擁護の件等の諸案件を討議し、役員選出ののち大会を閉じた。当日決定を見た青年部活動方針は次の通りである。

日農青年部活動方針

（新農村建設派青年部大会、一九五六・一一・二二決定）

三　われわれ青年部員は何をしなければならないか、

われわれは、過去の運動の不振をきびしく反省し、ここに自らの組織を再建して日本農民運動の前衛として活動しようとしている。この覚悟をもって、日本農業と農民運動の現状を見るとき、われわれがやらなければならないことは明らかである。

1　組織づくり

大衆運動にとって「組織」以上の力はない。その組織の力の中核となるのが青年層である。青年の若々しいエネルギーが古い組織に活を入れ、新しい組織を作り出して行くのだ。戦前からの運動者が、とかく小作争議時代の意識をぬけ出せず、気ぬけ状態か、あやまった戦術かの二筋道を歩んだために、今までの運動の行きづまりが生じたのであることを考える時、とらわれない心と、澄んだ目と鋭い頭脳をもった青年の役割は大きい。もちろん、先輩の経験を無視するのではない。戦前戦後の運動の歴史的教訓を学びとり、それをこれからの運動に生かすことこそ青年の任務である。青年部員は、いままでの組織に活を入れる任務と共に、運動の未開拓な地帯でも、農民のどんなささやかな要求もとらえてそこに新らしい組織を作って行かねばならぬ。今日、ムジュンの存在しない農村など日本にはないのだから、組織の条件はいたるところにある。どんな小さな組織でも、それは活動の拠点となり得ることを確信することである。

とくに次三男の組織化について

次三男の組織化はとくに青年部の大きな任務である。まず古い日本の農業は「おやじ」中心の家族労働によって成立っているために、長男だけが職業を保証され、次三男はそのあてがない。その古い形がいつまでも再生産されて行くという悪ジュンカンが日本農業を支配している。この悪ジュンカンを絶ち切るために、次三男の組織化による、山林、未墾地解放、公営土木事業要求などのたたかいが起されるべきである。本部の次三男対策と協力して、われわれはこの組織化を強力に押し進めなければならない。

2　青年戦線の結集について

われわれ青年はお互いに手を結び合わなければならない。各農民組合の青年部はもとより、地域青年団、農協青年部、そうした組織のすべてが、地域でも中央の段階でも手をとりあって、共にやれる仕事からはじめて行かなければならぬ。合言葉のようにいわれる「労農提携」もまず農村の青年組織が手をとりあって、都市勤労者、工場労働者に働きかけることによってそれがはじめて実現するであろう。

そして終局的には、日本の民主的な全青年組織が手をとりあうことが出来るように、われわれ日農青年部は、積極的な努力をつづけなければならない。青年部員は各町村の農協の中に、地域青年団の中に、4Hクラブの中にあって、そのメンバーの信頼を得、その中に真に民主的な青年の結集体を作って行くことが必要である。

イ　地域青年団との協働について

日本の農村はいまだに封建的なものにとりかこまれている。とくに青年はそれが故に、多くの問題をしわよせされて苦しんでいる。こうした問題を解決するために日々の活動に真剣に努力している地域青年団（中央段階では日本青年団協議会）にわれわれは学ばなければならないし、それと手をとりあって行かなければならぬ。青年団を意識の低い官製団体であるなどとつき放すことは誤りである。農村の封建的なものに対するたたかいが成功しない限り、農民運動が成功建的なものをただ封建的なものとして見なす筈はない。封建的いで、それが新しい敵と結びついていることを考えるならば、地域青年団と協働できる範囲はきわめて広いといわなければならない。

ロ　農協青年部への働きかけ

宮城、富山の知事選の勝利が教えるように、農協青年部が組合活動に参加することの意義は大きい。農協青年部が、政治的不感症からぬけ出て農民組合運動に参加するとき、農協が農民の利害を代表せず、独占資本の下請機関化している現状を下からつき崩し、農協を直ちに農民のものとすることが出来るであろう。われわれはそのために働きかける努力を怠ってはならぬ。またたかいを押しすすめることはいうまでもなく必要である。

ハ　地域協議会の結成について

地方都市や工場のまわりの農村では労働者に働きかけて、その人々の居住地組織と結びついた地域協議会を作るために、我々は努力しなければならぬ。「労農提携」がこのような形で出発している例は各地に見られる。青年同志であれば共に同じ学校に学び、同じ地に生れたものとして、話しあいは決して出来ないことではない。農民と「インテリ」労働者との無用ないがみあいを避け、すすんで理解しあうためにわれわれ青年部は、話しあいの機会を出来るだけつくってゆこう。

ニ　婦人団体との提携について

農民組合が地域内のあらゆる民主的団体と手をとりあうことは勿論であるが青年部は中でも婦人団体と協力して地域の封建性や、不合理をなくするために活動しなければならない。農村の現状では、地域青年団でさえも女子団員を獲得することはなかなかむずかしいというが、我々はこのような共同活動の中で婦人組合員を獲得する努力をつづけたいと思う。

学習活動をおしすすめよう

これからの運動には、戦前や、敗戦直後の運動とくらべて格段のむずかしさがある。価格闘争、税金闘争、などどれをとっても、対決すべき敵は強く大きく、しかも直接にとらえにくいチミツな態勢をととのえている。運動は全く今まで経験のなかった新しいやり方で展開されなければならない。こうしたたたかいに成果をもたらすための正しい戦術は、絶えざる実践にうらづけられた学習から生み出されなければならない。運動は、今まで村の鼻つまみになっていたような、いわゆる「運動屋」によってやられるのでなく、するどい研究心と広い知識をもった活動家によってやられなければならない。理論が大衆をつかみ、やがて大衆が理論をつかむ時運動はすばらしい勢いで発展するであろう。青年はその水先案内となるために学習に努力しなければならない。理論を実践によってためし、実践の中から理論を作り出して行くこの骨の折れる仕事に耐えて行けるものは、やはり青年である。

また農業理論、農政理論だけでなく、「新しい村づくり」という生産的な農民運動のためには、農業経営、農業技術の学習は、きわめて必要である。新しい農業技術の導入、経営の改善にも、古いものにとらわれぬ青年の役割は大きい。農政研究会、技術研究会などを地域のクラブなどの組織と協力してどしどしやるべきである。農民組合がこれによって一般農民の信頼をかち得るとき、運動はさらに発展するであろう。

この学習活動が、文化活動と結びついたものとして行われることはいうまでもない。組合ニュース、パンフレットの発行その他の啓蒙、宣伝はもとよりのことであるが、新らしい文化の創造という役割も我々には課せられている。現代の都会にみちている愚劣な植民地的文化の害毒は農村までもひたしている。所謂「太陽もの」「戦争もの」などの三文映画、娯楽本位のテレビ、ラジオ、出版物などこうしたマスコミの絶えざる浸透に対抗して、土から生れ育った日本の民族文化が創り出されなければならない。「村の歴史」を調べることも伝統的な芸能、民謡、民話の保存、継承なども単に組合員の教養を豊かにするということだけでなく日本の新らしい学問と民族文化を作り出すのだという使命感を持ってやりたい。

最近「日青協」の活動によって、農村青年演劇が再び盛んになってきたが青年部員は、これに率先して参加しよう。土から生えた創作が、詩が、戯曲が生れなければならない。

「うたごえ」運動、生活記録運動、読書会、映画、幻灯会などはすべて組合運動の一貫として青年のエネルギーによって推進して行きたい。

おわりに

今までのべたさまざまの活動の任務は、その量からいっても難しさからいっても再建第一年度の組織にとっては、あまりにも重すぎる任務かも知れぬ。しかし、われわれはやれるところから、一歩一歩ふみ出して行こう。いい古され、しかも永遠に新しい言葉「未来は青年のものである」のスローガンの下に、われわれは未来の新農村建設のため、農民組織の前衛として日々の努力をつみ重ねて行かなければならない。

昭和三十一年十一月二十二日

日本農民組合青年部

（注）　ここに再録した運動方針には、一、日本農業の現状、二、農民運動の現状と反省を省略した。

第六章　全国農民組合

第一節　一般活動状況

全農は一九五六年一一月一九、二〇両日、東京衆院第二議院会館で第六回全国大会を開催した。大会でおこなわれた本部報告をもとにして、一ヵ年間の活動経過を次に概観しよう。

(一)　農地に関する闘い

闘争方針として本部の決定した事項は

(イ)　小作料一括納入態勢を確立する

(ロ)　小作地の一筆調査に対する対策をたてる

(ハ)　小作地の水利費、土地改良費、修理費の地主負担を再確認実行せしめる

このような方針を実行するため、香川、千葉、福岡等の県連では

「小作料納付委員会」「農地管理組合」の設置を農民に進め、値上げ反対の署名運動をしたりして、土地闘争を指導した。

土地取り上げ反対その他の土地闘争については、次の「本部報告」によってみよう。

(1)　土地取上反対闘争

駐留軍、自衛隊等の軍事関係による取上げ、ダム設置、区画整理等による農地取上げ、地主の集団土地取上げは、二十九年以降激しさを加えているが、福岡、埼玉、長崎、静岡、千葉、香川、山梨、青森、奈良等の各県連では「農地対策特別委員会」「農地管理組合」等全農組織の強化と対抗組織の拡大で闘いを進めている。

(2)　未墾地解放闘争

農地造成、経営安定の面から未墾地解放闘争のもつ意義は大きく、茨城、香川等の連合会では可耕未墾地の解放闘争を展開、すでに解放をみたところも少くない。

(3)　土地改良闘争

土地改良の推進、これにともなう予算の獲得等では奈良県連で闘われているが、改良区がボスの政治的、経済的利害のために農民的でないものがあり、このためにボス排撃、不正是正の闘いを行っている新潟、千葉、茨城等の連合会もある。

(4)　鉱害補償獲得闘争

炭鉱害による補償要求闘争は、福岡、長崎、茨城等の連合会で、陥没、鉱毒、煙害等の補償要求を闘った。

(二)　食糧に関する運動

中央農業会議の米価要求運動に参加し、統制撤廃反対の啓蒙運動をおこない、余剰農産物受入反対運動には「ヒモつき農産物輸入反対」のスローガンで会長、書記長が渡米して米国農商務省当局に訴えるなど、各方面の活動をおこなった。

(三)　災害に関する闘い

(1)　二十九年度は、九州、四国、中国を初め全国的な病虫害が発生して、農民がそれに対処するために消費する防除費が莫大な額にのぼるため、福岡、香川の連合会は「防除費全額国庫負担」の署名カンパの闘いを進め、所属議員団を通じて政府、国会に陳情運動をくりかえし、結果は満足なものとはいえないが、一応の成功をおさめた。

(2)　本年の四月の末日から五月一日にわたりほとんど全国的に発生した戦後最大の凍霜害の発生に当っては、連合会それぞれの対策のもとに独自の闘いを展開した。

総本部は、常任中央委員会で協議の結果

(イ)　農業共済金の概算払の促進

(ロ)　被害額は都道府県の算定を重視させる。

(ハ)　所属の農林水産委員と相談して国の対策を促進させる。

(ニ)　養蚕、お茶については特に対策をたてる。

(ホ)　地方では固定資産税の減免、中央には交附税増額要求の闘いを展開する。

等の闘争方針を決定、積極的な対策を進めた。

(四)　税金闘争

一九五五年の米の豊作に対し、四割の増税がかかってきたので、総本部はその対策として次の三項を決定し、各県連に通達した。

(イ)　市町村会において課税軽減の決議をせしめること。

(ロ)　組合員の所得算定の基礎計算を個別に行って、まとまりあう交渉を行う。

(ハ)　各支部の資料作成に当っては、全統計、全食糧の各支部と提携してその正確を期すること。

その他、農業団体再編成をめぐる反対闘争、新農村建設総合対策に関する闘争、乳価引下げ反対闘争などについても、それぞれの分野で活動した。選挙闘争でも、一九五四年から五六年の間に農業委員選挙、農協役員選挙、衆院総選挙、地方選挙、参院選挙を闘かい、衆院選挙では稲富副会長以下二三名の農村関係当選者をだした。

第二節　組織活動と第六回大会

前掲「本部報告」によって、第五回大会以来の全農の組織活動をみよう。

(一) 第五回大会の決定を末端組合員に滲透させるために、又新たな運動の展開に対応するために行われ府県連合大会、支部大会が各地で持たれ、組織の点検と拡大に着実な効果をあげている。

(二) さらに衆議院議員選挙、地方選挙、農業委員選挙、農協役員選挙、参議院議員選挙を闘う過程にあって、いねむり組織のゆり起し、未組織地帯の組織化への足がかりを得ることに成功した。

(三) 千葉、香川、福岡、埼玉、奈良、静岡、岐阜、新潟、茨城、山梨、長崎の各連合会は、農地対策、米統廃反対、課税対策、米検査対策、山林解放、紙袋反対等の闘争を現地でとらえ、組織強化の努力を続けている。

(四) 連合会があっても不活発であったり、準備会の域を脱し得なかった山形、富山、和歌山、岐阜（第二）、滋賀、京都、島根、熊本、青森、愛媛、栃木では、連合会再建の準備を進めている。

(五) 従来、未組織地帯であった神奈川県に、準備会が発足して全農の戦列が強化された。

(六) 香川、千葉、福岡等で行われた「農民学校」「青年講習会」の活動は、青年組合員の獲得と組織の若がえりとなって、活発な日常活動を促す結果となっている。

(七) 土地取上げ反対、未墾地開放、軍用地返還要求等の闘争を中心とする組織づくりも活発である。

(八) 運動功労者に対する慰霊、感謝、農民組合祭の影響等で組織のひきしめ、拡大を図っているところもある。

(九) 常任中央委員会は、主体性の確立と組織の実態を把握するために組織実態調査を行い、二十府県連からの報告を受けた。

(十) 第二回中央委員会は、組織対策として①総本部機構の強化②府県連と連携強化③府県連、郡協の確立④支部点検と中心支部の確立⑤未組織地帯対策等を決定し、組織強化に一段と努力することになった。

(十一) 統一懇談会を通じて、他の農民組織との融和を図り、共同闘争を強化した。

(十二) 中央農業会議を通じて①米価災害対策②中国帰国者の集団入植促進③農林予算確保等農業団体との連携も飛躍的に強化された。

(十三) 内地米増配、沖縄返還、軍事基地反対、米検査規格改訂要求、憲法擁護、労農懇談会等、多くの運動を通じて、労農市民との提携が強化の方向を辿っている。

全農第六回全国大会は一九五六年一一月一九、二〇両日東京衆議院第二議員会館において全国より二六九名の代議員が参集して開催された。大会は矢尾常任の開会の辞で幕を切り、吉川書記長の活動報告ののち、社会党足鹿農民部長、日本共産党紺野与次郎氏、日農主体性派石田宥全氏、日農統一派久保田豊氏、日農新農建派川俣清音

氏、全農連中村吉次郎氏、北海道農民同盟小平忠氏、農民総同盟日野吉夫氏らの祝辞をうけた。大会は議案一〇を可決、また役員には平野氏が会長を辞して最高顧問になり、稲富稜人氏が新たに会長に、また書記長には吉川氏が再選された。次に大会決定の運動方針（一部）をかかげる。

運動方針

（次に再録する『方針』（全農第六回大会、一九五六・一一・一九決定）を省略し、第三項『農政の改革』だけをかかげる）

農政の改革

日本農業は今日重大な岐路に立っている。

それは世界農業事情の変化によって日本農政が一大転換期に来ていることである。

その方向を誤るときは、日本農民はふたたび、戦前に増した苦境におちいる危険がある。

また、その方向が当を得れば、日本農業は大いに前進し、農家の経済は安定し、日本農民の将来に輝しい明るさを加えるであろう。

かような岐路の時代にあってわれわれは農民擁護のために、つぎの要綱に立って、反動農政と断乎闘いさらに組織の拡大を図らんとするものである。

一　世界食糧事情が飽和状態になったので、敗戦直後からとられた農業保護政策を放棄して、農産物の自由放任を促進しようとする一連の措置が最近目立ってきたが、これに反対する。

二　世界農業状勢と日本国内事情の正しい分析に立って、本格的社会主義農政の樹立に向って邁進する。

そのための最大のアイ路は、政府の資金難であるが、これは資本主義的健全財政の基礎に立つから出来ないのであって、財政の基礎を資本主義から社会主義に切換えることによって、農業への投融資を画期的に増加することが容易である。

インフレを云々する人々は、資本主義財政のみを知って、社会主義財政を知らぬものである。人間の労働力を能率化し有効化するところに、財政の無限の基礎があることを知らぬ資本主義擁護者である。

現に中共において、ソ連において、ユーゴーにおいて、画期的な財政投融資が行われ、もろもろの開拓が実行されているのは財政を社会主義の上においたからである。そこにはインフレなく、重税なく、あるものは全国民皆労のたくましい労働の成果である。

われわれは日本農政の根本的改革を前提として、日本財政の現状維持を打破せねばならぬ。

三　日本財政策の根本的改革と共に、農林行政の徹底的シュク正を行わねばならぬ。

農林省内部は多久島事件でみられるごとく腐敗し切っている。

規律はしかんし、業務は形式に流れ、厖大なる機構は徒らに国民の血税を搾っている観がないでもない。

生産農民に投融資さるべき資金が途中で中間搾取されて、農民の手に渡るのは政府額面の何割にか当らぬ事態は通例のごとき有様である。

かくのごとき状態を放置しては、農業の開発前進はあり得ぬ。

農林省は昭和七年頃は四千七百人の人員であったのが、今日はその四倍の二万五千六百余人を擁する大世帯となっているが、戦前の四倍に該当する実質的業績はあげていない。

われわれは農林行政の抜本的改革を実行せねばならぬ。

四　当面の政策については、農地問題については、全保有小作地の解放、牧野薪炭林の使用権の確立、開墾可能地の開拓を期し、地主制度の復活を企む農地法の改悪に反対する。

小作料は現状に停止してその引上げを阻止する。

米の統制廃止には断乎反対し、これが存続のため統制機構の合理化を図り農業安定策としての米の統制制度の強化発展をはかる。

肥料、飼料、農機具、農薬など、主要生産資材については、政府の特別の助成ないし事業の国家管理により、良質のものが、安価に農民に供給されることを要求し、価格の大幅値下げをはかる。

農民の重税に反対し国および地方を通ずる税制の根本的改革を断行し、社会主義税制の確立に向って闘う。

その他国土の総合開発、二三男対策、農協組織の強化など農民がゆたかに文化生活を楽しめるようにするためのあらゆる施策、生産を増大するための一切の障害の除去に、組合は全農民の先頭に立ち一丸となって闘うものである。

五　以上のような運動を推進するため、われわれは組合の基本精神を民主主義に立つ社会主義におき、之と対立する資本主義、共産主義との思想闘争を積極的に行わねばならぬ。「革命理論なくして、革命運動はあり得ない」とは、われわれと主義を異にするレーニンの言葉であるが、この言は正しく教えるところがある。

社会主義の建設は一面思想の戦いである。

いずれの国でも社会主義に勝利した国々は、資本主義との思想戦に全力を傾けている。

ドイツの社会民主党は三十八年前第一次大戦当時すでに八十六種の日刊新聞を擁して闘っているし、わが国より民度の低い中国においてすら、中国共産党は思想戦に備えて昭和十二年の頃すでに日刊新聞二種をもち、その発行部数は二十五万に達している。

われわれは闘いに勝利するためには、その闘いが暴力を否定する民主主義戦である限り、信奉する主義を明確にし、その宣伝啓蒙を積極化し、反対を思想的に克服する闘いを進めねばならぬ。

六　さらに、全農民をわれらの運動に参加させるために、組織の拡大発展を図らねばならぬ。最近具体化した農民戦線統一の動きは、その一つの段階である。われわれは思想統一を抜きにした無条件合同が、組織の強化ではなく、逆に組織を混乱させた幾多の苦い体験をもっているので、無条件に統一に進むものではない。

組織および運動の強化をもたらす条件において積極果敢に戦線の統一、拡大に邁進するものである。

このために、青年の獲得が必要であって農村青年、婦人をも組合運動の第一線に動員できる体制をつくる必要がある。今後の農民運動の成否が農村青年、婦人の双肩にかかる点を重視し青年、婦人運動に特別の配慮をはらわんとするものである。

ここに第六回大会を開き、われらの運動方針を天下に明示するものである。

第七章　全国農民連盟

第一節　第一一回代議員総会

一九五六年四月二〇、二一両日、全農連第一一回代議員総会が静岡県熱海市林野庁寮において、全国一三県からの代議員約五〇名の参加をえて開催された。会場にかかげられた主要スローガンは「増産政策の強化で農産物輸入を削減せよ」「営農指導の強化で農協総合体制の確立を図れ」「組織の強化で憲法改悪を粉砕せよ」「生産の共同化で生産力の発展をはかれ」等で、農産物価格闘争を重心とする新運動方針を採決した。

役員には前年度空席であった委員長に小材慧文氏（三重）をえらび、副委員長に合屋重義（福岡）、松浦定義（北海道）、岩上二郎（茨城）、千石虎二（中央）の諸氏を、書記長に中村吉次郎氏を選任した。

第二日目は、農協営農指導体制の確立、農業共済制度の確立、繭取引の合理化、米麦価問題等について熱心な討議をおこないそれぞれ可決、日程を終了した。なお本組合には、久保田日農委員長、上林日農書記長が挨拶し、農民戦線の統一と共同闘争について訴えた。

当日決定された運動方針のうち、「運動の目標」と「運動のすすめ方」を左に再録する。

一九五六年度運動方針（全農連）

運動の目標

われわれは、このような原因を排除し、農民のおかれた社会状態をあらため、農民の苦しみや不安を一日も早くなくさなければならない。

このために、全農連が本年度とくにとりあげて闘う、運動の目標は次のとおりである。

1　外国農産物の輸入を制限し、生産費をつぐなう所迄国内農産物価格を引き上げる。

2　米、麦価の切り下げに反対し予約制度と麦の無制限政府買上を存続させる。

3　甘藷、畜産物、繭、タバコ、ミツマタ、ビール麦、雑穀、野菜果実の取引を合理化し、独占資本の搾取を排除する。

4　農産物価格安定法を拡充し適用品目、数量を増加するとともに買上基準価格を再生産を補償する価格迄引上げさせる。

5　政府買上農産物の包装資材に麻袋、紙袋の使用を禁じ、藁工品価格の維持をはかる。

6　肥料、飼料、農機具、農薬、電気料金、運賃の値上げに反対しその価格を引下げ独占利潤を排除する。

7　農業所得税の課税方法を民主化し申告納税を実現させる。

8　固定資産税、市町村民税の課税評価基準を引下げ、荷車税、リヤカー税を減免させる。

9　農業事業税の創設に反対する。

10　農地法の改悪、土地取上げ、小作料の値下げ、押しつけ都市計画の設定、軍事基地の設定に反対し、地主と独占資本から農地と耕作権を守る。

11　国有林の設置目的を再調査し設置時の条件が喪失しているものは採草地、放牧地、薪炭林として農協へ払下げさせる。

12　二、三男をはじめ農村の失業者、半失業者に仕事を与えるため国または自治体に対し求農土木事業費の増額と農協の営む各種加工施設、農村工業の振興施策をとらしめる。

13　社会保険制度の特別措置を講じ、農民の国民健康保険掛金率を引下げ治療費全額補償を行わせる。

14　農民のために失業保険、厚生年金に変る保険制度を創設させる。

15　農災制度を改善し、国庫支出の大幅増額を実現させる。

16 農業委員会制度の改悪に反対し、特に農民を官僚の支配下におかんとする委員の部落選出制度と系統組織化には絶対反対するとともに、更に農業委員会制度を階層別代表委員による農地委員会制度に改組し、農地法適用の強化を実現させる。

17 農協弱化に対する一切の企図を排除し総合農協の確立をはかる

18 農協営農指導体制の確立を推進し農民と農協の結合を強化する

19 農協を中心として生産過程の共同化を推進し、農業生産力の発展をはかる。

20 農協系統共販態勢を確立して独占資本の収奪を防ぐ。

21 農民組織法をつくって、農民の団結権、団体交渉権、団体契約権の確立を実現する。

22 再軍備と憲法改悪に反対し平和憲法をよう護する。

運動のすすめ方

1 わが全農連は、これらの目標を昭和三十一年度において実現しなければならないが、運動をすすめるにあたって最も重要なることは、如何にして闘いを組織するかということである、すなわち、これらの目標のどれ一つをとらえても簡単に解決し得る項目はみあたらない。従って、目的を達するには大規模なる農民の組織と行動に裏付けられなければならないが全農連の現況は大衆組織であるといっても組織下にある農民の数は限定されており、また行動力においても未だ十分なものとは決していい得ない。したがってわれわれの組織が孤立してあるいは農民から請負った形において運動をすすめたのでは目的は達せられない。わが全農連の要求を全農民の要求たらしめる活動が必要であり、その活動を通じて農民を更に広範囲に全農連の傘下に、あるいは影響下にひきつけ常に全農民と共に闘っていくことが大切である。従来の活動がともすると決議のやりっぱなしという結果に終ったのは、闘いにおける組織活動の欠如によるものである。われわれは大衆的実践を伴わない運動はあり得ないということをあらためて反省すべきである。

2 わが全農連は結成以来連合組織の形態をとっており、農民を直接組織しているのは組織を通ずる町村組織である。従ってわが全農連は町村組織の組織活動を通じてこの目的を達成するのであり、運動の主体はあくまで県組織から浮き上って活動したり、ある。全農連執行部、書記局が県組織を通ずる町村組織におかれているいは県組織が執行部、書記局に運動を請負わせるような形では決して目的は達成されない。

3 個々の農民の経営上、生活上の諸要求を軽視してはならない。また盟友自体も自己の農業経営上の諸要求を率直に打ち出すことが大切である。個々の具体的要求を自己的なものときめつけたり、あるいはみずから卑下している間は運動はのびない、個々の農民の具体的な要求を出し合い、これを普遍的な要求にまで高める時、はじめて農民は積極的に運動に参加してくることを知らなければならない。

4 したがって運動の順序はまず農民の初歩的な要求の実現から出発し、段階毎の目標を達成しつつ農民の質的な高まりとともに漸次高度な段階にすすめることが大切である。いきなり高度の要求を掲げても農民は理解せず、運動の押しつけに終り組織は浮き上り大衆行動はおこらない。

5 農民の日常生活に最も密接に結びつき、農民に最も具体的に感得されている問題は農産物価格を通ずる独占資本の収奪である。従って独占価格闘争は全農民運動の中心とならなければならない

6 農協を通ずる農産物共同販売運動を独占価格闘争の主要な武器として日常闘争をすすめることが必要である。

7　農民と農協の結合は共販運動の進展によって強化され、また農協系統の必要が具体的に理解される。

8　独占資本の収奪は各種各様のすがたとしくみをもって行われている。従って共販運動も農産物の商品としての性格、市場構造等によってそれぞれ独自の規模と性格をもってすすめねばならない。

9　生産過程の共同化は、共販運動とは不離一体の関係に立っており、同じく個々の農家経営の具体的要求から出発するものである。したがって両者は同時的にすすめられなければならない。

10　部落組織は農村の社会単位であり、それ自体において明確なる目的をもつものではないが、人的歴史的には極めてきょう固な結合を有している。従って運動をすすめるにあたっては、部落組織とともに闘うことが大切である。闘いが先ず部落内部において決定されることを銘記しなければならない。

11　運動目標の実現にはほかの組織との共同闘争を必要とする場合が多いが、あくまでも農民の経済的要求を闘う大衆組織としての主体性を守りその範囲において共闘を実施すべきである。

12　農民運動は教育活動が根底である。われわれは運動の形だけのはじめて解放されるなく、闘争を通じて農民の質的向上にたゆまざる努力をかたむけなければならない。教育活動に勝利したとき解決にとられることなく。

第二節　一般活動と代議員総会

(一)　米価麦価をめぐる運動

米価は前年の一万二六一円に対し一万〇〇七〇円と引き下げられ、早場米奨励金も削減となり、わずかに歩留り加算がつけ加えられた程度で、農民にとり不利なきまり方をしたが、農民団体の共同歩調はとられず、全国農民大会すら開けなかった。麦価も、小麦と裸麦が引き下げられたにかかわらず、組織的な反対運動は起せなかった。ただ、河野農政の消費者米価値上げの動きに対しては、食糧対策連絡協議会に参加して活動し、ようやくこれをくいとめることができた。

(二)　税金闘争、農業災害制度改革闘争

固定資産税、住民税の重課反対運動も、力不足のため不十分であった。農災制度については六月に全国一一府県のアンケート調査をおこない、農民の要求をとりまとめ、その改革運動の準備をしたが、まだ成果をあげるまでには至らない。

(三)　酪農関係の闘争

七月神奈川県津久井郡の運動を初めとして、茨城県石岡地区、福島県、青森県三八地区等において酪農民の組織、牛乳共販体制の確立、乳価維持、酪農技術の向上を目指して運動した。特に乳価闘争に重点をおいて活動した結果は、冬期の乳価暴落を防ぐことができた。また本部に系統農協、酪農組合、農民乳業資本の参加をもとめて全国酪農対策委員会をつくった。

(四)　電柱敷地補償料値上げ運動

電柱敷地補償料値上げ運動は五〇年以来のものであるが、今年は電電公社と国鉄分につき水田一本四一円を六二円に引き上げることに成功した。しかし電力会社に対してはまだ実施されていない。

(五)　農業団体再編成反対運動

農協および他の農民団体と協力してついに河野構想を粉砕することができた。

(六)　その他

機関紙「週刊農政経済新聞」を発行し、また数冊の「盟友指針」

を刊行した。八月にはオルグ講習会を開き、一〇月には事務担当者会議をもった。最後に、北海道凶作農民に対する「たすけ合い運動」を進め、特に栃木、群馬、神奈川、愛知、福岡等において強力に展開した（以上の活動概要は全農連第一二回代議員総会における『一九五六年度活動報告書』によった）。

第一二回代議員総会　一九五七年四月一七、一八両日群馬県伊香保福一旅館において第一二回代議員総会開催、中村書記長の開会の辞に始まって、自民党助川農林部長、社会党日野氏らの祝辞があった。議事は五六年度活動報告、決算報告があり承認をうけ、次いで中村書記長より一般運動方針の説明があった。運動方針では、特に畑作問題に注意を向けて、酪農、共済関係の運動が強調され、業態別要求別闘争の推進による組織強化が主張された。

総会第二日目には、役員選出がおこなわれ、委員長に小林慧文氏が再選され、副委員長河口陽一、合屋重義、高野薫氏が、また書記長には中村氏が再選された。

協議事項では、組織強化対策、酪農対策、農災制度、米価、税金等をめぐって活発に論議され、特に汚職事件を起した全購連問題については、決議と声明を発表、総会代表が全購連に反省と激励をおこなうことになった。

一九五七年度運動方針（全農連）

一　一般情勢（略）

二　主体的条件はどうなっているか（略）

三　運動の目標（説明は略す）

1　農産物価格闘争
2　適正米麦価の実現
3　農業経営の合理化
4　生産資材の値上げ
5　適正課税の実現
6　農地耕作権の擁護
7　農災制度公営化の実現
8　制度金融の合理化
9　農協の刷新強化
10　農業政策の樹立推進

四　運動の進め方

われわれが、これらの運動目標を実現するに当って、特に注意しなければならないことは、わが全農連組織の現状認識である。

われわれは、前述の情勢に示すような現在の冷静なる判断にもとづいてわれわれの力に応じ一歩一歩着実なる足取りをもって運動の展開をはからなければならない。

このような観点から、われわれは本年度の運動推進に対する基本的態度として、農民の生産業態別要求別に闘いの分野を細分化し、それぞれの闘いの分野において、更に広範に農民勢力の結集をはかる方針である。

尚このための具体的方策は次のとおりである。

㈠　現在の組織を中核としてそれぞれの闘いの分野に応じ、各種の業態別、又は農民の要求別に目的組織を確立し、このもとに出来うる限り広範に農民の結集をはかる。

㈡　目的組織と全農連組織との各級段階における関連は指導被指導の関係におき、全農連組織自体の成長はこれらの目的組織を以ってする独占闘争の発展過程において着実に一歩一歩実現をはかる。

㈢　目的組織に出来得る限り広範なる農民の結集をはかるために、これらの組織に対する全農連の各級段階の指導を益々専門化し高度化することが必要である。そのために全農連内部にお

ける専門活動の強化をはかるとともに、各級段階を貫いて指導の統一を実現する。

㈣　目的組織はややもすると業態内、要求内の枠内にとじこもり運動の方向を見失う危険を有している。

したがってこれら目的組織を全農連の一環として整然と位置づけそれぞれの分野における独占闘争へのエネルギーを蓄積させるためオルグ活動の強化をはかる。

この方策に則って本年度は左記目的組織の設立強化を行う。

①　全国酪農対策委員会の強化

乳業資本に対する団体交渉権の確立を目途として、前年に引続き活動を実施するが、本年はとくに県段階以下の組織強化を重点とする。

②　全国肉畜対策委員会の設立

肉畜流通市場の合理化を目途として全販連の行う共販運動と提携し、関東東北を中心に肉豚、肥育牛の共販運動を推進しつつ組織の確立をはかる。

③　全国甘諸対策委員会の設立

醸造資本に対する団体交渉権確立を目途として、中、四国、九州を中心に原料甘諸の共販運動を推進しつつ組織の確立をはかる。

④　その他

たばこ、大豆、養蚕、ビール麦、亜麻、みつまた、菜種等につき調査研究と設立準備活動を実施する。（以上）

第八章　常東農民組織総協議会

第一節　甘諸価格闘争

常東の甘諸価格運動は一九五六年で第四年目をむかえたが、本年度は本部オルグ全員の集中的工作の実施という点で画期的意義をもった。なぜなら、独占資本に対する勤労農民の闘争という基本方針は確立していたにしろ、具体的な工作方法についてはなお未解決な問題が残っていたからである。それで常東第一一回大会は「運動内容の改善」を目標にすると決定したのであった。

八月五日の本部書記局会議では、闘争のテンポと地域的拡大を犠牲にしても、オルグ全員の集中的工作という運動の質を向上することに決めた。この決定により、従来の四郡にまたがる戦線を鉾田町に縮小したのである。オルグは割当てられた地区の部落におもむいて早速工作を開始した。まず農民に、本年度の価格は、放置すれば暴落傾向にある事情を啓蒙し、区長や常会長を動かし、座談会を連日にわたり開催した。その結果、部落は自発的に常東本部オルグをよんで価格問題を協議するようになった。この八月五日―一五日間の第一期工作期間に八五回の座談会がもたれ、出席農家数は一四〇〇戸、結成された甘諸販売組合二〇〇、組織農家は三二〇〇戸におよんだ。これは鉾田町全農家の九〇%以上の組織率である。

なお販売組合は次の事項を申し合わせた。

1　団交価格以下では売らないこと。

2　個人売りはしないこと、特別の事情あるばあいは、役員の承認をうること。

3　団交には委員をきめ、連合会の支持により参加すること。

4　連合会発行のニュース・ビラを配布すること。

右の申合せは完全に守られ、販売組合役員は鉾田総連だけで八〇

○名をこえ、このため仲介人どころか、農協職員ですら部落で勝手に集荷することはできぬまでになった。

八月一六日―九月四日の第二期工作期間には、甘藷販売組合の地区連合会の結成と農協を農民の立場に立たせる工作がおこなわれた。その結果、九月四日には、鉾田甘藷販売組合連合会が結成された。この販売組合連合会の役割は、㈠　農民要求価格の決定、㈡　団交、㈢　販売事務である。このうち、地区連合会がもっとも基礎的な組織で重要な役割を担った。そして、販売面の事務的なことは農協でおこなわせるようにしたのである。すなわち農協を、農民運動に役立たせるように工作したのである。

九月一四日から二五日にいたる期間は、全販売、経済連、明利酒造会社との闘争にあてられた。全販連と明利酒造との間に結ばれた甘藷の独占売買契約（きわめて低価格）に闘争のホコ先は向けられた。この闘争の本質は農協の「無条件委託制度」に対する攻撃であった。九月一四日農協経済連に対し、鉾田総連は次の要求をだした。

1　生産者手取り三百円とせよ。

2　明利酒造との価格交渉は公開せよ。

3　総連と県経済連と出荷せしめよ、または価格交渉について連絡会議をつくること。

経済連は動揺し、ある程度の譲歩と誠意を示したが、要求の実現を確約しなかったので総連は各部落の販売組合に明利向け出荷停止を指令した。かくて出荷は事実上完全にとまり、経済連の出荷計画は狂ってきた。九月一八日、総連と経済連との第二回団交がおこなわれ、経済連は、㈠　三百円で水戸市の明利酒造に交渉する。㈡　連絡会議については設置に努力する。㈢　連絡会議については「全販から価格改訂の申入れがあれば誠意をもって協議する」と約束した。同二五日には、ついに鉾田総連、東部三郡総連と全販連・経済連は次の条件で交渉を妥結した。

1　明利酒造との契約価格は九月二五―三〇日までの出荷分については生産者手どり二六〇円とする。

2　今後明利との交渉は生産費を基礎とする。

3　鉾田総連、単協、経済連は出荷調整につき協議をおこなう。

この闘争の妥結は、低落しようとする甘藷価格を二六〇円にくいとめたことと同時に、農協の無条件委託制度の本質を農民にバクロした点に大きな意味をもつものであった。

一〇月一日以降は、一四工場を傘下にもつ鉾田澱粉工業組合との闘争であった。一〇月一日、総連と鉾田工組との第一次交渉で、総連は次の四項を要求した。

1　早期に操業を行うこと。

2　全面操業を行うこと。

3　団交により価格をきめること。

4　鉾田工組の加工する甘藷の全量を契約すること。

鉾田工組は、甘藷価格の値下りをまって有利に操業を始める、また第一次団交は一〇月六日におこなうことに決まった。

一〇月二日、総連は鹿島南部澱粉工場連絡会議（二〇〇工場）と交渉し、手取り価格二四五円で販売することを決めた。これは仲

介人、集荷業主の買付価格二一〇―二二〇円を一〇%から一五%上まわるものであった。業者の買付はほとんど止った。

しかし鉾田工組は「生粉が暴落して売先きの見込みが立たぬ」という理由で団交の引きのばしを計った。事実、生粉相場は五日九〇円台から八〇円台に下り、甘藷は二二〇円台から三〇円、四〇円の値下りを示したのである。総連側は放置すればますます不利なことを見越し、工組側に最後の圧力をかけ、交渉決裂をほのめかしたが、工組側もついに二二〇円価格で買入れると妥協した。

しかし工組側はその後、仲介人、肥料業者の手により協定価格二二〇円より二一―三〇円低い価格で甘藷買付の手をうってきた。このため総連は、仲介人、肥料業者を販売組合の統制下におき、協定価格維持に主力を集中した。この結果、仲介人の問題は一応成功的に処理できたが、肥料業者の統制は困難であった。この地方では農民は肥料代金を甘藷で代納しているものが多いからである。総連は肥料業者と執拗に交渉し、ついに協定価格を守らせることに成功した。

しかしより大きな困難が残っていた。それは一〇月一二日に生粉が大暴落し(一〇月上旬の八〇円台から六五円へ低落)、澱粉工場の操業短縮が強化されたからである。しかも鉾田総連下の各地区には相当の甘藷ストックがあり、これを値下げせずに完全販売することが課題となっていたのである。総連は工組との契約量の増大を計り、同時に価格安定法の発動とにらみ合わせて政府買上げの実現に努力する方針を立てた。

一〇月一二日鉾田工組との第二次団交前に、工組側はあらかじめ仲介人をとおして一六〇円買入れを指示していた。団交で総連は二〇〇円、全量契約を主張したが、工組は一八〇円、一定数量契約を主張した。総連はついに次の要求を出した。

1　生産者が赤字で苦しんでいる時、澱粉工場も赤字覚悟で経営するのは当然だ。二〇〇円で買入れよ。

2　生粉がこれ以上値下りする時は、工場の操業、生粉出荷を一定期間中止せよ。

3　以上の条件がいれられぬ時は、各地区連は自主的出荷計画をたてて持込み交渉をする。

4　契約量の少いときは拒否回答とみなす。

工組側は緊急総会を開き、二〇〇円買入れに妥協した。総連側は放置すればますます不利なことを見越し、つ入れ量は全量に達しなかった。総連は契約量増大の運動を起し、ついに澱粉工場も水飴資本との組織的交渉、抵抗の手段をとる必要性を認識したのである。

なおこれと併行して、総連は地区内の小工場との甘藷取引きを推進した。価格は二〇〇円を維持した。ただし代金支払いを二週間猶予して、その面で小工場経営の利益を計った。このようにして甘藷ストックは急速に解消し一〇月下旬には各地区連とも約七〇%の出荷を完了した。

鉾田総連の鉾田工組に対する価格闘争の成果は、市価の暴落という不利な情勢の中でともかくも一八〇円―二〇〇円価格を維持し、それで五〇万俵におよぶ荷さばきを完了したことである(那珂郡では一一〇円、真壁郡では一三〇円―一四〇円台であった)。この闘争は一万五千の農民の、三ヵ月にわたる闘争であった。この闘争の終末にちかく、政府による澱粉買上げの問題をとりあげ、澱粉工場をつきあげ農民の側に立たせる運動をおこした。水飴大資本に対する澱粉中小工場と農民の統一戦線の可能性という問題は、この闘争の結果、現実的な日程にのぼった。

(この報告は主として鉾田総連ニュースおよび佐久間弘「甘藷価格闘争の組織と戦術」農民運動研究会編『独占資本とたたかう農民運動』所収によった)。

第二節　第一二回定期会議

常東総協は四月二日鉾田町公民館において第一二回定期会議を開き、税金軽減運動、肥料確保運動等につき新方針を決定し、役員には委員長山口武秀、書記長立川光栄氏を選出した。次にかかげるのは新運動方針である。

常東農民組織総協議会定期会議議案

一　税金寄附軽減運動についての方針

すでに鉾田町、東茨城東部地区を中心として税金寄附対策組合がつくられて、税金寄附を軽減するあたらしい方法がつくりだされ、成功しつつある。

それは、寄附は一切個人では応じないで組合で相談のうえで決めることにし、その目標を二分の一以下にきり下げることにしている。税金については、町村の組合連合会が役場、議会に税金予算をひきさげることを要求し、そのうえで、各個人の税金をやすくする方法である。所得税その他についても、税務所と組合が交渉してやすくさせる。

農民の負担をかるくする方法はなくなったといわれていたが、それができるようになった。しかも、税金寄附対策組合をつくると、農民の立場というものは、役場にたいしてだけでなく、県にたいしても、政府にたいしても、いちじるしくつよくなってくる。したがって、補助金予算をとるとか、価格対策をとらせるとかいうばあいにも、きわめて有利になる。

税金寄附対策組合は、どこにもつくる必要があるので、これを各地にひろめるよう活動する。この組合の拡大は、本年度の重要任務の一つである。

二　甘藷価格運動の方針

本年の甘藷価格運動においては、販売組合を拡大強化することが大切である。組合の内容をととのえ、一人の農民も勝手な販売をしないようにする。販売組合のない部落をなくする。そして、販売組合の組織を常東全域にひろげることが必要である。

それによって、価格運動は立派に目的をはたせるようになる。澱粉工場が買入れ数量を制限したり、ワルイ俵を廻したりすることもできなくなる。

だから、この夏には、販売組合を各地に拡げるために、すでに組合をつくっている町村の農民が、二人一組ぐらいずつになっていっせいに、まだつくっていない町村や部落の農民に組合をつくるよう申入れをやることにする。また利根べりの千葉県の農民にも、おなじ申入れをやる。千葉の農民が運動にたちあがると、運動は一層有利となるからである。

本年の団体交渉では、農産物価格安定法を活用する。これまで澱粉工場は農民から甘藷をやすく買ったのをごまかし、たかく買ったといって、政府に澱粉を買上げさせていた。こんどはそのようなごまかしを許さず、甘藷を規準価格で、買いとるように要求する。もし応じないときは、政府買上げを中止させる処置をとる。

三　肥料確保運動にかんする方針

甘藷の値下りのため、今年の肥料を充分に確保する問題は、どの農家でも問題となっている。やはり肥料確保の運動が必要である。

どうするかといえば、農協にまかなわせることになる。農民はそれぞれに必要なだけの数量を農協に申入れる。そして、申込数量だけはかならず農協からだしてもらうことにする。申入れただけでは農協はみとめないかもしれないし、県経済連、県信連がい

ろいろ制限してくるかもしれない。そこで、運動が大切となる。

申入れた農民が肥料確保協議会をつくるか、ところによっては税金寄附対策組合の力によって、要求をみとめるように系統農協に団体交渉をおこなうのである。そして必要となれば、全購連、農林中金までも交渉して、要求の実現をはかる。

四　共済組合しくみがえの闘争

共済組合はいらないという声が圧倒的につよい。まったく共済組合は農民の負担になるだけで、大した役にはたたない。多久島事件をおこしても、県では会長がやめただけで、あとの役員は平気な顔をしている。この共済組合をそのままにはすてておけない。しかし、そのしくみをかえるには、中途半端なやり方ではダメである。県の事務所に大衆交渉をやるぐらいではじまらない。

要求するだけの保険金をよこさないときには、公然と掛金をはらわないと宣言して対抗することが必要である。また、県の役員の責任追求や共済組合の農民負担をかるくし、保険金の支払をおくするよう、そのしくみをかえる要求を実現するには、それが実現されるまで、組合を解散してしまって頑張るという手段をもとらなくてはならない。

農民の「共済組合はいらない」という意見を、そうした意識的なものにと発展させ、本格的な闘争を展開する準備をきずきあげることに努力する。そして、準備ができたならば、ただちに運動を展開する。

五　農民戦線の拡大強化について

甘諸価格運動をすすめる甘諸販売組合総連合会、税金寄附の負担をかるくするための税金寄附対策組合総連合会、渡里その他の土地改良期成同盟、おおくの未墾地配分実行委員会、それらの各種組織をつよめることが、今日、農民の要求を実現するもっとも有効な道である。

これは、たんに常東においてだけでなく、全国でもそうでなくてはならない。さいきん、常東には全国の各府県から指導の要請がきている。そこで一様にいわれているのは、農民運動の目標が地主から独占資本にかわったといっても、どうやって問題を解決したらよいかがわからない。また、組合の統一をやっても、それだけのことで運動はすこしも進展しないということである。それはあたらしい組織をつくり、あたらしい方法でやることを知らないからである。

したがって、常東では内部の各種組織を充実させ、それぞれのものを県総連合会として発展させる一方、全国にもはたらきかけることにする。そのため、全国各地の要請にもこたえるため、東京事務所を拡充し、全国の各地にあたらしい組織の発展することを援助する。

また、日農大会にも特別参加をおこない、全国の活動家によびかける。そして、日農とのあいだには連絡協議会をつくることにする。

そして、そうしたうえに、あたらしい組織の全国的連合、統一を実現することを戦線の拡大強化の基本方針とする。

第九章　主要農民団体の現状

日本農民組合（主体性派日農）

本部事務所　東京都港区芝西久保桜川町七（電話芝(四三)〇一一〇六）

機関紙　農民
役員　（一九五六年三月決定）
中央執行委員長　野溝　勝（長野）
副中央執行委員長　八百板　正（福島）
〃　石田　宥全（新潟）
書記長　上林与市郎（山形）
財務委員長　小川　豊明（千葉）
統制委員長　栗原　俊夫（群馬）
会計監査　岩淵謙二郎（青森）
〃　佐々木　庸（福島）
〃　増山直太郎（富山）
〃　大林千太郎（香川）
中央執行委員　栗林　三郎（秋田）
〃　芳賀　勝郎（宮城）
〃　深沢　衛門（山梨）
〃　溝上　正男（長野）
〃　武内　五郎（新潟）
〃　植木源吉郎（新潟）
〃　斎木　重一（福井）
〃　亀田　得治（大阪）
中央執行委員　組織部長　江田　三郎（岡山）
〃　阿部　五郎（徳島）
〃　政治部長　赤路　友蔵（鹿児島）
〃　足鹿　覚（鳥取）
〃　大森真一郎（東京）
〃　大塚　武（新潟）
〃　平等　文成（長野）
（本部推薦）中央執行委員調査部長　三橋八次郎（愛媛）
〃　古屋　貞雄（山梨）
〃　三輪　貞治（宮崎）
〃　原　茂（長野）
〃　高田　富之（埼玉）
統制委員　菊池　房雄（山形）
〃　栗原　積（群馬）
〃　中村　正之（長野）
〃　杉沢　博吉（富山）
〃　石原　信二（大阪）
〃　村井　一夫（広島）
事務局長　中村　迪

日本農民組合（統一派日農）
本部事務所　東京都千代田区大手町一の五（電話丸の内五六三九）
機関紙　農民新聞、農民運動資料
役員　（一九五六年三月決定）
中央委員長　久保田　豊（再静岡）
副委員長　喜多　幸章（再北海道）
〃　長尾　有（新兵庫）
書記長　斎藤初太郎（再東京）
会計　野口　菊太（新栃木）
会計監督　足立　梅市（再三重）
〃　城戸　亀雄（再福岡）
顧問　菊地　重作（再茨城）
〃　木下　源吾（再北海道）
〃　福島　義一（新静岡）
〃　新谷　商夫（北海道）
常任中央委員　五十嵐久弥（北海

日本農民組合（新農）
本部事務所　東京都港区赤坂溜池一（電話赤坂〇七九二）
機関紙　農村建設派日農
役員（一九五六年八月決定）
会長　鈴木　清（秋田）　岩淵権之助（岩手）　池田　峰雄（茨城）　堤　源寿（群馬）　河合　悦三（山梨）　今村重雄（神奈川）　佐藤佐藤治（新潟）　渡辺　直樹（長野）　近藤　一（京都）　奥田　茂雄（京都）　野崎　清二（岡山）　古藤　正福（島根）　前村　松夫（山口）　川口政吉（福岡）
書記長　三宅　正一（新潟）
会計　日野　吉夫（宮城）
事務局長　吉田　賢一（兵庫）
顧問　沼田　政次（茨城）　杉山元次郎（大阪）　鈴木　義男（福島）　吉田　正（長野）　大沼　康（宮城）　三輪　寿壮（死亡）　川俣　清音（秋田）　井上　良次（大阪）　菊地養之輔（宮城）　針木　一（秋田）　中村　高一（東京）　鈴木吉次郎（新潟）　棚橋　小虎（長野）　井伊　誠一（新潟）　賀川　豊彦（東京）　林　虎雄（長野）　松井　政吉（福島）　神田　大作（栃木）　門司　亮（神奈川）　岡　良一（石川）　西村　彰一（長野）　中崎　敏（島根）　今泉　勇（山口）　松前　重義（熊本）
会計監査　四役と常執委員
〃　佐竹　新一
常任執行委員　中井徳次郎、神田　大作　松前　重義

全国農民組合（全農）
本部事務所　東京都港区芝琴平町虎の門会館（電話芝八三九）
機関紙　全農新聞
役員（一九五六年一一月第六回大会決定）
最高顧問　平野　力三
会長　稲富　稜人
副会長　永井　健、細田　綱吉、中世古清継
書記長　吉川　兼光
会計　天田　勝正
顧問　佐竹　晴記　本藤　恒松、金野　定吉、樋口　喜徳　今里　勝雄　伊瀬幸太郎　矢尾喜三郎　小林　進　田万　広文　稲富　稜人　横山　健吉　国方　芳一
会計監査　中井徳次郎（三重）
常任中央委員　佐竹　新一（広島）
総務部長　田原　春次（福岡）
同農政部長
同組織部長
同政治部長
同情宣部長
同機関紙部長
同調査部長
同青年部長

同婦人部長
常任中央委員

全国農民連盟（全農連）
本部事務所　東京都千代田区有楽町一ノ一一（電話和田倉二二一一）
機関紙　農政経済新聞
役員（一九五七年四月決定）
中央委員長　小林　慧文（三重）
中央副委員長　合屋　重義（福岡）
〃　河口　陽一（北海道）
〃　高野　薫（茨城）
書記長　中村吉次郎（中央）
中央常任委員　芳賀　貢（北海道）　岩谷　好（福島）
〃　榛沢喜一郎（群馬）　大島二三雄（栃木）
〃　柴木　嘉明（長野）　中村　寅太（福岡）
〃　千石　虎二（中央）　平尾卯二郎（中央）
〃　永井　国男（農林中央金庫）　石倉　彰美（群馬）
監査委員　細田　綱吉
〃　田中　利勝、加藤　鐐造、飯田　薩男、八木　太郎、功刀　昌雄、奥山　英悦、渡辺達雄、大野　利男、平工　喜一、田原　春次、

全日本開拓者連盟（全開連）
本部事務所　東京都千代田区大手町二の八興農会館（電話和田倉二七六四）
機関紙　開拓農民新聞
役員（一九五六年七月二一日決定）
委員長　近藤　安雄（神奈川）
常任委員　本多　政勝（大分）
〃　管野　敬一（岩手）
〃　清水市太郎（愛媛）
〃　中村　喜由（福井）
〃　佐藤　佳介（北海道）

農民組合総同盟
本部事務所　東京都港区芝虎の門会館（電話芝八三九）
役員
議長　稲富　稜人（全農）
副議長　小平　忠（北海道農民同盟）
〃　石井　繁丸（日農）
〃　吉田　賢一（兵庫新農村建設協議会）
事務局長　日野　吉夫（日農）
中央常任委員　永井　健、細田　綱吉、天田　勝正、分里　勝雄、加藤　鐐造、小林　進、今野定吉、伊瀬幸太郎、功力　正雄、国方　好市

中央農業会議
事務所　東京都千代田区大手町二の八興農会館（電話和田倉四七五八）
役員
顧問　東畑　精一
代表委員　更級　学（全国農協中央会副会長）　山田　治一（全購連会長）　石井英之助（全販連会長）　上林与一郎（日農書記長）
稲富　稜人（全農会長）　近藤　安雄（全開連委員長）　小林　慧文（全農連委員長）
事務局長　中村吉次郎（全農連）

第三編　その他の社会運動

第一章　平和運動

平和擁護日本委員会総会　二月一九日、平和擁護日本委員会の一九五六年定期総会が、東京で開かれた。総会は、次のような『国民へのアピール』を採択し、特に、『沖縄を日本にとりかえす運動、基地反対の運動、憲法擁護運動、国交回復運動などは、おたがいに深い関連をもった運動』であることを強調しました。

いま私たち国民の生活は、経済的にも政治的にもいろいろ圧迫されていますが、これは軍備の拡張とつながっています。健康保険制度が悪くなるのも、失業救済や中小企業対策がなおざりにされるのも、授業料が値上げされるのも、すべて国家予算の中の軍事費をふやすためです。労働法が改悪されるのも平和教育をさせないためであり、教育法が改悪されるのも平和教育をさせないためです。このような軍国化のうごきは原子戦争の準備と関係があり、原子ロケット・オネストジョンや原子爆撃機B五七とF八六の持ち込み、原子兵器の貯蔵、原子爆撃機の基地の拡張、日本青年を原子戦争の犠牲とするための憲法改悪と再軍備の強化、日ソ日中国交回復にたいする妨害などがくわだてられています。

その故に、沖縄を日本にとりかえす運動、基地反対の運動、原水爆禁止の運動、憲法擁護運動、国交回復運動などは、おたがいに深い関連をもった運動です。

それればかりでなく、原水爆禁止の運動をおしすすめ、これを世界の運動として大きく発展させる力となったわが国の平和運動は、さらに前進して、原子兵器禁止と軍縮の国際協定を要求する世界の運動に参加することによってはじめて目的を達成することができます。

わたくしたちは、ここに集った人びとのうしろにある世論の力強い支持を実感し、それに対する責任を、今日ほど痛切に感じたことはありません。この支持の上に立ってのみ、原子戦争を企てているすべての力をうちくだくことができる、と確信します。

わたくしたちは、ここに原子戦争の準備と軍備拡張に強く反対し、世界平和評議会理事会が全世界の人びとに訴えている原子兵器と軍縮の提案を、さしせまった平和の中心問題として、全国民のまえに訴えます。わたくしたちは平和を愛する世界のすべての人々とともに、軍拡競争をやめ、軍縮と原子兵器禁止の協定を結ぶことを要求し、またそのために、憲法改悪や基地拡張や水爆実験に反対し、ソ中との国交の即時回復などをさまざまな方法で要

求する運動がおこされるよう、よびかけるものであります。

世界科学者連盟執行委員会特別声明　四月一日から、世界科学者連盟（World Federation of Scientific Workers）第一六回執行委員会が、北京で開かれた。同委員会は、三日、核兵器のもたらす危険について、次のような特別声明を発表し、「われわれは、核兵器実験の即時禁止はまったく実際的で、可能であると考える。なぜなら、このような兵器の実験を探知することは技術的に困難でないからである」と述べた。この会議に、日本からは執行委員柘植秀臣氏（法政大学教授・民主主義科学者協会副会長）が出席した。

世界科学者連盟は、他の多くの組織や科学者とおなじように、核兵器をひきつづき生産し、貯蔵し、爆発実験をおこなうことによってもたらされる危険について注意をうながしてきた。このような危険は、大国のあいだで全面的な軍縮協定を結び、この種の兵器を非合法にしてはじめて削減させることができる。

したがって、世界科学者連盟第一六回執行委員会は、国連軍縮委員会小委員会が討議を続行することをかんげいすると同時に、人類を大量殺りくのおそるべき脅威からぬけださせるために、参加国が重要な諸問題について協定に達するために最大の努力をはらうようよびかける。

一方、これまでの実験の結果、ひどい災害がおこっているにもかかわらず、また大気中の放射能物質の蓄積が新しい爆発実験のたびごとに増大し、将来の世代にたいする遺伝的病害の程度がどのようになるかいまだに分っていないにもかかわらず、いくつかの国ぐには核兵器実験をつづけている。したがって、われわれは、今後の一さいの原子・熱核兵器の実験を禁止する国際協定をただちにむすぶ必要があることを強調する。われわれは、核兵器実験の即時禁止はまったく実際的で、可能であると考える。

なぜなら、このような兵器の実験を探知することは技術的に困難でないからである。当面の重大な情勢のもとで、すべての国の科学者が、さらに大きな決意をもって、これらの兵器の生産、貯蔵、実験に反対するよう、われわれはよびかける。

世界平和評議会総会　四月五日から五日間、世界平和評議会特別総会が、ストックホルムで開かれた。総会には、五九ヵ国の代表が参加し、日本からも、平野義太郎氏ほか一五人の代表団が出席した。

宣　言

国際情勢の顕著な特徴は、緊張緩和において進歩を示した点である。

軍拡競争の停止こそ、すべての国家の間の信頼と協力を再び確立する上で、最初の措置とならねばならないということは、すべての国、すべての層の世論の中で意見が一致している点である。

世界平和評議会だけが、世論のこの表明を伝えようとしているのではない、とわれわれは考えている。大きな組織的勢力、諸政党、宗教、職業、文化その他の団体が、軍縮支持の立場を明らかにしつつある。これらすべての行動が一致して活動するようになれば、いまなおすべての政府の行動と関係を妨げている西と東の不信はとりのぞかれ、軍縮についての手はじめの協定の締結がもたらされるにちがいない。

この行動には、われわれ世界平和評議会を中心とする平和運動、他のすべての平和団体、政党、労組、教会、宗教団体、宗教者の運動および道徳的諸団体、きわめて多様な見解を代表する指導的人物などの間で、効果的な連絡が必要である。冷戦が続いていた数年間は、それらのうちのいくらかの人々とのこの連絡を、現在まで不可能にしていたが、いまや国際緊張の緩和は、共同に行

動する見通しをひらいている。

世界平和評議会は、平等の基礎の上にお互いに尊敬しつつ、結局は世界に信頼と軍縮と国際協力をもたらすように、それに必要な連絡を行うよう、その指導部に対して要請するものである。

世界の世論へのアピール

すべての人類は軍備縮小を熱望しています。

軍備競争はこれまで貧困と不安をもたらしただけでした。それは戦争をみちびいただけでした。今日では、大量破壊兵器が存在することによって、この危険は一層悪化し、国際関係の疑惑が助長されています。しかし、数年間の緊張状態ののち、今新しい雰囲気が生れてきました。大国それぞれの軍備についての立場が一層近づいて来たのです。今後、大国間の相互理解が達せられるかどうかは、和解のための共通の努力如何によってきまることです。

世界の世論は、全般的軍縮と原子・熱核兵器の製造と使用の完全禁止が実現されるまでは、ますます活動を強め、警戒を怠らないでしょう。

また、管理のための適切な措置も、同時に、各段階において実施されなければならないでしょう。この問題に関して協定に達する上で、障害になるような技術上の困難など何もありません。

この目的を達成するために、世界軍縮条約をめざす話し合いを容易にするために、手はじめの協定が結ばれねばなりません。

私たちがめざすこの世界軍縮条約では、次のような項目が入るでしょう。

大国をはじめとするすべての国の軍備と兵力は、共通の同意によって、協定に達した水準にまで縮小されなければなりません。武器の取引は国連の厳重な管理下におかねばなりません。

人類の良心に全く反する核実験はやめさせねばなりません。

軍縮への道でのどのような前進でも、まだ平和的な解決点がみいだされていないドイツ問題の解決を容易にするだけでなく、世界のいくつかの地域での紛争の解決をも容易にするでしょう。

軍縮への道でのどのような前進でも、諸国の経済の上に重くのしかかり、生活水準を全般にわたって低下させている軍事予算の負担を軽くするでしょう。それは国家の繁栄と威信にかかわるきわめて重大の大小にかかわらず、国々な問題の解決に役立つことでしょう。

すべての国々の世論は、この平和と国際緊張緩和への発展に、決定的な役割を果しました。

今日、諸国家の真の平和的協力の兆候が増大しているのを知っています。

この見通しを現実のものとするのは国民の力でできることです。

諸国民は、自分たちの政府に対して軍縮の具体的な措置を要求する権利をもっています。

こうして諸国民は、人類が脅威と恐怖から解放されて、平和の偉大な事業に全心全霊をささげるときを近づけることができるでしょう。

五月三日、世界平和評議会書記局を代表して、書記長ジャン・ラフィットより、平和擁護日本委員会へ宛て、次のような書簡が発せられた。これは、ストックホルム総会で採択された方針に基いて、軍縮カンパニアの展開を具体的に示したものである。

さきの世界平和評議会総会で採択された諸文書は、今後の平和運動を進める上での有益な基礎として、いま広く歓迎されつつあ

ります。それらは軍縮の第一段階、時間的にもその範囲に於ても制限された第一段階へのよいスタートを与えるものであります。またそれらは平和運動が、軍縮に賛成している他の諸国民、諸組織と共同行動を開始する新しい可能性と、目標達成のためにそのような協力を組織する緊急な必要性とに、平和運動が注意を払うようのべています。

総会は、すでに採択されている全般的、かつ漸進的な、そして管理された軍縮と原子兵器禁止の政策を再確認し、近い将来の活動に対する明確な指示を与えました。すなわち、それは軍備の削減、武器取引の厳格な管理および爆発実験の中止であります。これらの諸点の上にたって、国連軍縮小委員会は大国が出しているいろいろな提案の間で一致を見出すことが出来ます。軍縮カンパニアのためにとられる諸段階を通じ、原子戦争の脅威からのがれたいという人類本来の要求に、暗い陰を投げかけるようなことがあってはならないということを、平和運動は決して忘れてはなりません。

一致を妨げているように見える困難は、技術的なものというよりも、政治的なものであります。その除去は、諸国民の行動にかかっております。何故ならば、今まで政府をして互いにその見解を近づけさせたものは、まさに世論の行動であったのです。今やのステップの途上にある最大の政治的障害をとりのぞかなければなりません。国民の意志の一大表示が、このような結果をもたらしたことはこれまでになかったことです。世論こそ、話し合いを成功的結論に導くことが出来る唯一の力であります。

しかし、最後の障害物というものは、常に克服が最も困難なものです。従って世論は、今までよりもずっと大きな、もっと多様な努力をせねばならないでしょう。そしてこの軍縮問題についての一切の平和勢力の結集を意味しております。

各国平和委員会の主要な仕事は軍縮のためのカンパニアを遂行することであります。軍縮が、緊要なるもの、これをおいて他にはありません。このカンパニアを成功させることは、平和のための全勢力が、ともに国民的なこの闘いの原動力となるように、同じ目的のために活動している他の諸団体と接触するあらゆる機会を見出すかどうかにかかっております。この二重の任務はかなり重いものではありますが、しかしそれだからといって平和運動が尻込みするようなことがあってはなりません。

この任務を遂行する上で大いに援けとなることは、何よりもまず、バンドン会議とジュネーヴ巨頭会議以来始まった国際緊張の緩和によって特徴づけられる、新しい国際条件があることです。

すなわち東西両国家の政治家たちの相互の訪問があり、つい最近にはブルガーニン、フルシチョフ氏の英国訪問があります。また、これらの訪問の結果として出されたいろいろな協定や共同声明があります。それからまた、政府指導者、責任ある政治家および政治団体によって表明された多くの意見があり、軍縮小委員会で新提案が出されたことや、国家間における通商・文化関係が一層集中的に行われるようになってきたことなどの事実があります。

他の平和組織との接触の問題について世界平和評議会で始められた討論では、それら組織の多くがすでに軍縮についての支持を表明していることが明らかにされております。それですから、私達にとって大いに援けとなるのは、単に新しい国際情勢ばかりではなく、いろいろな平和組織の運動に対する態度の変化もあるわ

けです。ストックホルムで始められた仕事はこのカンパニアの期間中、各国平和委員会によって続けられねばなりません。

これらの各国平和委員会によってすでに開始された努力による最大の成果は、全平和運動にとって大きなはげましとなるものであります。

軍縮カンパニアに関する討論の中では、活動形態を多様にさせる必要があることが明らかにされております。即ち請願や陳情、あるいはその他の方法で被選挙機関に交渉すること、軍縮デーや軍縮週間を設けること、団体間に各種の集会を開いて共同宣言を出すこと、報道機関と会合をもったり接触をもつこと、展示会を行うこと等々です。ですから画一的なカンパニアは問題ではありません。各国の運動は、そのカンパニアをそれぞれの国の特殊な条件に適合させるべきであります。ある国にとっては、軍縮カンパニアは軍事条約に反対する闘争とつながったものでありましょうし、他の国々にとっては過重な軍事負担に反対する闘争と関連するものとして、あるいは兵役年限短縮の闘い、あるいは一層集中的なもっと自由な経済・文化交流のための闘い、その他等々の運動と関連したものでありましょう。

これらの活動の形態は、冷い戦争の政策によってブロックに分割されているいろいろな諸国に共通なものである筈であります。それは各国の努力をますます成果あるものにし、他の場合に行われてきたように、お互いが結び合う努力をはじめるようにすることでしょう。

軍縮のためのカンパニアはいろいろな困難をもった重要な任務です。それを行うには、長期にわたって世論を常に啓発し、世論が警戒心をゆるめないようにする必要があります。各国の運動は、直接的で簡明な論拠をもつ必要があるでしょう。私たちは、原子戦争がはかりしれぬ破壊をもたらすこと、技術的発達の結果としても国々や大陸間の距離が非常に狭まってきていること、平和的共存以外には生き残る道のないこと、軍備の負担を国民の上に重くのしかからせることが馬鹿げたことであることを、決してうむことなくくり返さねばなりません。それと対照して、私達は地上の富を気狂いじみた戦争の代りに平和な目的に使う時、人類の前に開ける輝かしい展望を明らかにしてゆかねばなりません。

このカンパニアの中でとられる多種多様な形態は、またさまざまな偉大なる新しい経験をもたらすでありましょう。これらの経験の一つ一つは、他の国々や世界平和評議会の諸機関にとって、尊い例証ともなり、また激励ともなるものであります。私達の努力と経験を蓄積することは、以前にもまして重要です。従って、あなた方が行う一切の活動、世論を啓発するための新しい方法、運動の中で出合ういろいろな困難や成功について、系統的にお知らせ下さるようお願いします。

あなた方が軍縮カンパニアの中でたえず成功を続けるようお祈りし、あなた方から情報が送られてくるのを鶴首してお待ちいたします。

国際民主法律家協会総会　五月二二日から四日間、国際民主法律家協会第六回総会が、ブリュッセルで開かれた。総会には、二二ヵ国の代表が参加し、平和共存のための法律問題の討議をおこなった。この総会に出席した日本代表団とドイツ連邦共和国(西ドイツ)代表団とは、二三日、次のような共同コミュニケを作成、両代表団全員が署名した。日本代表団は、平野義太郎、戒能通孝、西村信雄、加藤外松、青柳盛雄氏ら一〇人である。

ブリュッセルでひらかれた国際民主法律家協会第六回総会の日

本代表団とドイツ連邦共和国代表団とは、五月二三日、正式の会議の外に、両国でいま明らかに類似した発展をしめしている憲法上の状態にかんして有効な意見の交換をおこなった。日本代表団はつぎの点について真剣な関心を払った。すなわち、ドイツ連邦共和国の基本法の修正によって再軍国化ならびに一般徴兵法さえ再び制定する道が連邦共和国においてはすでにひらかれた、という点についてである。そして日本代表団は、このような発展が現在すすめられている政治的な緊張緩和に逆作用を与え、新しい火床を設けることになりはしないか、との危惧を表明した。特に、これは日本においても平和的な日本憲法の改悪と一般徴兵制の制定が計画されているからである。われわれ両国代表団の意見は、東アジアならびに全世界における平和の維持も、ドイツの再統一も、再軍備によって達成されるものではなく、むしろ逆にそれは全般的な軍縮によってのみ達成されるというものである。

さらにわれわれ民主的法律家は平和的な、「いかなる再軍備をも堅く排除する」日本の憲法の改悪、およびすでに決定された連邦共和国基本法の改訂のより以上の改訂は、ともに世界平和と諸国民の平和的共存のためにやめなければならないと考えるものである。

「日本平和委員会」の発足　六月七日、平和擁護日本委員会臨時総会が、東京で開かれた。この臨時総会に、世界平和評議会は、次のようなメッセージを寄せた。

原子兵器禁止のための日本国民の活動は、世界の軍縮カンパニアに偉大な貢献をしております。

新しい国際情勢と、いろいろな平和勢力が軍縮支持の立場をとっていることなどからして、以前よりも一層広汎な協力をうる見とおしがひらけております。

私たちは、皆さん方の総会が国民的行動を促進させ、軍縮と原子兵器禁止をめざすすべての勢力との一層緊急な協力を前進させるであろうことを、確信しております。

臨時総会は、平和擁護日本委員会の名称を、「日本平和委員会」と改め、綱領に相当する『平和の信条』を採択し、新しい規約を決定した。その全文は、次のとおりである。

平和の信条

一　戦争に反対し、どこの国とも仲よくしましょう。

一　国際的なあらそいは、武力でなく話しあいで解決しましょう。

一　すべての民族の独立を尊重し、他国の内政に干渉する事に反対しましょう。

規約

一　この会は「日本平和委員会」と呼び、事務所を東京都に置く。

二　この会は、あらゆる人々の平和の願いをもとにし、戦争に反対し、平和を守ることを目的とする。

三　この目的を実現するために、左の如き事業を行う。

(1)　思想、宗教、政派の違いにかかわりなく、平和のため寄与する国内のあらゆる団体、個人と手をつないで活動する。

(2)　世界各国の平和団体と連絡し、協力する。

(3)　平和の世論をつよめるために必要な発言、署名運動、集会その他一切の行動をすすめる。

(4)　平和の思想を普及するために機関紙「平和新聞」を発行する他、映画、演劇、幻灯、展示会、講演会、写真、出版などによる宣伝を行う。

(5)　世界平和評議会の呼びかける諸運動に協力し、その諸決定につき効果ある活動をする。

(6) 世界平和評議員を推せんする。
(7) その他第二条の目的を達成する諸事業を行う。
(8) これらの事業をおこなうため必要な財政活動をおこなう。

四　この会は、この会の目的と信条に賛成する平和団体および個人を委員とし、構成する。委員の入・退会については、常任理事会においてこれを確認する。

五　この会は、総会、理事会、常任理事会によって運営され、理事長は運営の責任をおう。必要に応じて部及び委員会を設けることができる。

六　この会は左の役員をもち、役員の任期は一年とする。但し再選をさまたげず。

(イ) 代表委員若干名、理事若干名、常任理事若干名、会計監査若干名。

(ロ) 代表委員、理事、会計監査は総会において選出される。理事長は理事会の互選による。

(ハ) 常任理事会は理事の互選による。

七　この会は一年一回定期総会を開き、会の活動を検討し、活動方針をきめる。必要の場合には臨時総会を開くことができる。総会は常任理事会の議を経て代表委員これを招集する。

八　理事会は、代表委員および理事をもって構成され、総会の決定にもとづき会務を処理し、当面の活動方針をきめる。理事会は理事長が招集し、年四回以上開く。

九　常任理事会は総会および理事会で決定した会務を執行する。常任理事会は理事長が招集し月一回以上開く。常任理事会に事務局を置き、事務局は常任理事会のもとに日常事務を処理する。

一〇　この会の経費は、会費、賛助会費、寄附金、事業収入でまかなわれる。会費は月額一口百五拾円とする。

一一　本規約の改正は総会の決議による。

附　則

一　本規約は決議の日より有効であるが代表委員、理事長、会計監査の選出は、本総会の決議によって新理事会に一任された。

二　新理事会成立までの業務は、従来の体制によって行う。

三　定期総会は毎年二月とし、会計年度は一月より十二月とする。

この総会は、次のような宣言を発表し、「今年八月の原水爆禁止世界大会を成功に導くことは、わが国の平和運動、世界の平和運動にとって決定的な役割を果すものである」との見解を表明した。

国際情勢は、近来ますます緊張緩和の方向を強くし、軍縮と原水爆禁止を要求する世論は、世界各国からおこりつつある。

このような時、北海道から鹿児島、沖縄までの全国から集った日本平和委員会臨時総会は、内外の情勢を討議した結果、世界平和評議会がよびかけた軍縮と原水爆禁止の世界的大運動を支持し、それに全面的に参加することを、ここに表明する。そして、このことによって軍備拡張をめざす憲法改悪に反対する勢力を大きくし、当面せまる日ソ、日中、日朝の国交回復の方向に世論をつくってゆくことができる。

特に、原水爆の被害を三度うけた日本国民として、原水爆禁止の強い要求をもってこの運動に貢献しようとするものである。この意味で、今年八月の原水爆禁止世界大会を成功に導くことは、わが国の平和運動、世界の平和運動にとって決定的な役割を果すものである、と考える。われわれ日本平和委員会は、この大会の実行委員会に参加して、大会成功のため、その前後を通じて献身的に努力するとともに、あわせて原水爆禁止運動の中における日

本平和委員会の独自の任務を確認して、そのため全力をつくすことをあきらかにする。

また同時に、今や原水爆禁止、軍縮をめざし自らの立場をあきらかにした団体、組織がますます多くなっている時、われわれ日本平和委員会はその組織と運営を改善し、現状勢に適応するようにするとともに、日本のすべての平和諸勢力とともに、平和運動の力の結集、公平な立場にたった共同行動の組織のために、献身することをここに宣言する。

新しい体制をととのえた日本平和委員会は、六月一九日、「沖縄問題に関する声明」をおこなっている。

沖縄は日本の領土であり、沖縄県民はわれらの同胞である。われわれは、現在までそのように信じてきた。しかるにこの度のプライス勧告は、このわれわれの信念を完全にくつがえすものであった。この勧告によれば、アメリカは沖縄全島四分の一にあたる三万五千町歩の土地を一方的に永久に島民からとりあげ、これを原爆の基地にしようとしている。このことは、沖縄島民の意志をふみにじるだけではなく、われわれ日本人全体の意志をもまた完全に無視している。このことは、沖縄県民の故郷をうばい、やがてはその生命をも奪うだけではなく、この処置によって沖縄は全く日本の領土でなくなるということを、われわれはまさに知らされたのである。

いまや沖縄県民はすべての政派、立場をはなれて一団となってこれに必死の抵抗を開始している。そして、この闘いは単に沖縄だけの問題ではなく、われわれ全日本国民の問題となった。この危機に際して、日本平和委員会は全国民に次のように訴える。

沖縄県民のかかげる要求を全面的に支持し、国民全体の力でその要求を貫徹しようではないか。

直ちにプライス勧告を撤回せよ。

日本政府は、この実現のため即時アメリカ政府との正式交渉を開始せよ。

沖縄を日本にかえせ！

八十万の同胞を見殺しにするな！

世界平和評議会理事会　六月二三日から三日間、世界平和評議会理事会が、パリで開かれた。理事会は、新しい努力ばかりでなく、また平和のための行動の態度と方法とを、根本的に修正することを要請していると考える」と前おきして、次のような声明を発表した。

諸国民は自分たちの要求であり、努力の目標であった緊張緩和の利益を目の前に見はじめている。この緊張緩和はすでに諸国政府間の関係に有益な変化をもたらした。この緊張緩和は、諸国民に対して今の生活に新しい条件をつくりだした。それは今多数まで以上の寛容と自由に達する道をひらいている。それは今多数の国に存在するあの中立主義と独立の傾向をつよめたのだった。

しかし軍拡競争、核実験、新しい絶体兵器をつくりだそうとする努力はつづけられている。これによって、諸国民は幸福な生活に必要な巨大な資源をうばわれ、全般的紛争、荒廃、苦しみの脅威が諸国民の頭にのしかかっている。

それゆえ、諸国間の協力と重大な国際問題の解決を、今なおさまたげている不信を東でも西でもとりのぞくため、平和勢力が一致して行動することは、今までにくらべてさらに必要になっている。この不信をとりのぞくには、アメリカ、ソヴェト両国民の支持がぜひとも必要である。この仕事を首尾よくはたすには、ブロック政策にまきこまれた諸国民とインドやユーゴスラヴィアのような、ブロックから独立した立場をとっている国々との双方の協

力が必要である。

こうした情勢のなかで、世界平和評議会は、平和のために働くあらゆる組織との接触をたえずもとめるであろう。そして、おたがいの性格と立場を尊重しながら討議し、一定の共同活動をしたいと望んでいる。

世界平和評議会は、この行動は政府や政党から全く独立し、もっぱら平和のためにだけおこなわれなければならない、と考えている。

世界平和評議会としては、この共同行動を容易にするような、あらゆる修正と適応の措置をとるだろう。世界平和評議会は、他のすべてのグループあるいは団体が、平和のための活動に必要な調整をなしとげるため努力することを希望している。

平和のために働くあらゆる組織の間に信頼をうちたてるために、世界平和評議会は、国際問題に関係あるすべての問題について討議し、意見の一致をもとめるために努力する用意がある。世界平和評議会は、軍縮をもとめる世論の全般的願望に留意し、各国政府と国連が意図の表示だけでなく、結局すべての国の人びとのまちのぞんでいる最初の協定を結ぶことを可能にするような広はんなカンパニアに、それぞれの組織の性格にしたがって着手することを、すべての平和勢力に要請する。

日本国会の決議に関するソ同盟最高会議宣言　七月一六日、ソヴェト同盟最高会議は、核兵器の生産と使用を禁止し、この問題に関して協定ができるまで核兵器の実験を中止するように要望した日本国会の決議（衆議院二月九日、参議院二月一〇日）を審議し、次のような宣言をおこなった。

ソヴェト同盟最高会議は、軍拡競争がつづけられ、あらたな原水爆実験がつぎつぎにくりかえされていることにたいする日本国民の特別な不安を十分に理解するものである。ソヴェト同盟は、原水爆を完全に禁止し、その使用を禁止し、その生産を中止し、その貯蔵を廃棄し、各国の軍備からこれをのぞくことによってはじめて、世界の国民をせん滅的原子戦争の脅威とこの兵器の使用による人類の苦難から救うことができる、と考える。それだからこそソヴェト同盟は、多年にわたり原爆を完全に禁止し、これを国家の軍備からのぞくために懸命に努力し、一再ならず国連にそのための提案をおこなった。

とくに一九五五年五月一〇日付のソヴェト政府提案は、原水爆の使用と生産の完全禁止と、それを軍備からのぞくことをさだめている。当時、ソヴェト同盟は軍縮実現の第一義的措置の一つとして、原水爆をもつ国家がこの種兵器の実験をやめることを義務づけるように提案したのであった。

また、本年三月二七日付ソヴェト同盟の提案は、他の軍縮問題で協定が成立するかどうかにかかわりなく、大国が即刻核兵器の実験中止を約束するようにきめている。遺憾ながら、これらの提案は相応の支持をうけず、核兵器の実験中止問題はいまだに解決されていない。しかしながらソヴェト同盟はなお原爆の完全禁止およびその第一歩として核兵器実験の即時中止を主張するたたかいを断念していない。ソヴェト同盟最高会議は、このきわめて重要な問題に関し、ソヴェト国民と日本国民の見解が一致していることを満足をもってみとめ、この崇高な事業におけるソヴェト同盟と日本の方針が、他国会議によっても積極的に支持されるよう希望を表明する。

国交回復国民会議「日本全権団への訴え」　八月一日からはじまった「日ソ交渉妥結促進月間」のなかで、日中日ソ国交回復国民会議は、日ソ交渉の早期妥結要請を日本全権団におくることを決め、

各団体および著名人の賛同をもとめた。その要請の全文は、次のとおりである。

日本全権団への訴え

全権団の皆様、国家の運命を左右する重大な交渉の責任を負われ、日夜御尽瘁のことと拝察いたします。

日ソ交渉は、いまや国民一人一人の非常に大きな関心事となっております。すでにわれわれは、日ソ国交回復こそ、サンフランシスコ平和条約締結以来日本のおかれた不自然な状態を是正し、国際社会の一員としての地位を回復する第一の条件であると考え、国交の早期妥結を叫んで参りました。ことに昨年のロンドン交渉再開以来、日ソ交渉妥結をのぞむ国民の声は、急激に全国各地各層の間にたかまり、北海道全土、東北各市長会議、日本海沿岸市長会議、西南市町村等をはじめとして、漁業界は申すにおよばず、商工会議所や中小企業団体、労働組合等七百万人を超える超党派的国民運動に発展しております。

いまや、交渉の成否は、国民の誰もが承知するところであります。クナシリ島といい、エトロフ島といい、かつてわれわれの祖先の手によって開拓された地が、われわれ国民の手にかえる日のあることを願っておりますが、今日、日本のおかれている国際的情勢のなかでは、たとえこれらの島が、いますぐかえらぬとしても、もし日本の主張が世界の人々の支持をうけることができるならば、国民のねがいは将来必ずや実現されるでしょう。むしろ、われわれは今日、一部の大局を見失った人々の反対によりこの国家的大事の正しい解決がはばまれることを恐れるのであります。

全権の皆様、かつてポーツマス条約に署名した偉大なる外交の先輩小村寿太郎先生の勇をもって、あらゆる困難に克ち、この交渉を妥結させるよう心から祈るものであります。

日ソの交渉妥結のためにつくされた全権の功績は、新しい日本の歴史の上に大きく輝くことを信じて疑いません。

われわれ同愁の士は、ここに連名をもって全権が日ソ交渉即時妥結のため、叡知と勇力を振われんことを願ってやまぬものであります。

第二回原水爆禁止世界大会　八月九日から三日間、第二回原水爆禁止世界大会が、長崎で開かれた。大会には、外国から国際組織六団体と、七ヵ国の代表団が参加し、国内の参加者は、今回はじめて直接現地から来た沖縄県代表を含め、正副代表だけで約三〇〇〇人にたっした。大会最終日の一一日に、①軍縮協定の国際会議開催、②原水爆禁止と軍縮の世界大会開催要請、④原子力の平和利用について要請、⑤国際科学者大会開催の勧告、⑥沖縄問題の平和的解決促進、⑦放射能症の根本治療のための国際的研究機関設置提案の七決議を、それぞれ満場一致で採択。さらに、特別報告として、「原爆被害者にたいする健康管理の国家による実施」、「原爆被爆者生活保護のために行政措置を講じてもらうこと」を承認、政府に要求することになった。そして、最後に、次のような「大会宣言」を決定した。

世界諸国民の根づよく、そして絶えまない圧力の結果、原水爆禁止の問題は軍縮の問題とともに世界各国の政府および国会で真剣に討議されるようになりました。こうしてすべての国民にとって明るい見とおしがひらけてきました。

しかし今日にいたるもなお国連軍縮委員会は、軍備縮小と原水爆実験をふくむ核兵器に関する何らの決議もおこなうにいたっておりません。そのため、原水爆実験は人類全体にかかわる深刻な脅威にもかかわらず、依然としてつづけられています。

私たちは、世界のすべての国民――なかでもアジア一〇億の諸国民にうったえ、実験禁止の実現をただちにかちとらなければなりません。

原子力の平和的利用は、原水爆の禁止が実現してこそはじめて人類のしあわせに役立つことができます。このためには、科学者と一般大衆の協力が、いますぐ必要です。

今日、すばらしく発展している私たちの原水爆禁止運動を、さらに前進させるためには、人類の平和な未来をつくりあげたいというつよいねがいをいだいている他のすべての諸団体と、いままでよりも一層かたく団結して活動しなければなりません。

日本国民を一つにむすんだこの活動は、日本の中央、地方の公私諸団体に影響をあたえているだけでなく、世界のすみずみにまでからづよい影響をあたえています。

私たちの運動は、被爆者救援のためにすくなからぬ活動をしてきました。しかし、被爆者のくるしみは、今もなおつづいており、それは今後幾世代も続きます。

広島と長崎の被爆者は、世界中ではじめての原爆犠牲者です。被爆者の救援は、国内的に、国際的に、救援活動を通じて、また原水爆の禁止と外国軍事基地の撤廃に関する協定をむすぶことによってのみ達成できるし、これこそがすべての人がのぞんでいるところです。すべての平和運動は、これらの目的をめざして急速に発展しています。日本では、原水爆基地を撤廃せよ、原水爆基地のため生活を破壊されている沖縄の同胞たちを救え、という要求が力づよく発展しています。

この第二回原水爆禁止世界大会に参加した私たち代表は、この目的を貫徹するため、世界のすべての国民と協力して奮闘することを、ここに誓います。

第二回原水爆禁止世界大会に出席した世界労働組合連盟（WFTU）代表は、次のような挨拶をおこなった。

議長、親愛な諸君、代表のみなさん

世界労働組合連盟は、この第二回原水爆禁止世界大会にお招きくださったことにたいし、原水爆禁止日本協議会に感謝しております。

規約のなかに、世界平和の擁護を基本的目的としてうたっている世界労連は、つねに大量殺人兵器の禁止のため熱心に闘ってまいりました。世界労連は、労働者の組織として、あらゆる国の労働者階級の共通した心の底の気持を行動によって表明します。世界労連は、今後もつねにみなさんの側に確固としてたつことを、はっきりと申上げます。

労働者や諸国民のはげしい闘いは、国際緊張を緩和し、あらゆる国の友好関係をきずいて、平和共存をうちたてる見通しをひらきました。したがって世界労連は、原水爆の製造、実験禁止の問題をもっとも具体的にとりきめる時が、今こそやってきていると考えるのです。

この大会は、広島、長崎のおそろしい悲劇を何回となくくりかえすような兵器は禁止すべきである、という日本国民およびその他あらゆる国民の意志を、断乎として表明しなければなりません。

世界労連は、ここにいる者はみな、原水爆の犠牲者に援助の手をさしのべねばならないと考えますし、同時にその家族にも必要な物資の援助をして、兄弟として、人間としての心のつながりを示したいと思います。

今日、あらゆる大陸、あらゆる人種の労働者大衆は、重要な問題を課せられております。科学や技術の進歩は、工業分野におい

て、革命的な新しい時期を画しております。オートメーションや機械化や電化を考えに入れなくとも、核エネルギーや太陽熱エネルギーのようなあたらしいエネルギー源の発見と利用がありますす。これらの発見は、悲惨な死をもたらす武器にもなりますし、また反対に、人類に未曾有の幸福をもたらすものでもあります。

世界労連は、傘下八、五〇〇万労働者の名において、この演壇のうえから、人類の友愛という崇高な目的の勝利のため、そして平和を熱望するすべての人びとの団結のため、どんな差別もなく、みなさんの側に立ってゆくことをお約束するものです。

しかし、国内の労働組合のすべてが、この原水爆禁止世界大会に参加したわけではない。新産別第一八回中央委員会は、傘下組織にたいするつぎのような指示と、社会党への要請を決定している。

（イ）世界平和評議会に連なる「原水爆禁止大会」に反対する態度を内外に表明する。

（ロ）原水爆反対の平和運動は、従来の方針通り、社会党を先頭に押して、わが国の独立と平和に主体をおいた国民運動として推進する。

（ハ）八月六日の原爆記念日には以上の立場を職場に徹底し、記念集会を職場を中心にもつようにする。しかし、地方の事情等により両者（二つの運動）が混線するようなところでは、できるだけ自主性を失わぬよう運動の趣旨、行事の企画等に対して事前の措置を講ずる。

原水爆禁止世界大会に関する要請（要旨）

来る八月九日長崎大会を中心に、広島、その他各地において開かれる「原水爆禁止世界大会」は、周知のとおり、明らかに世界平和評議会の展開する国際カンパニアの一環として持込まれたものので、平和運動に対する社会党の基本精神に相反するものと思います。しかるに、現在この大会準備の経過並びに企画等をみると、社会党、労働組合ともに、混迷状態に陥っているかの感があり、わが国の独立と平和にとって重大な問題を提起しています。もしこの状態で推移するとしたら、労働戦線はますます混乱と対立を深めることはいうまでもなく、貴党においても大きな禍痕を残すものと思います。

このような事情は、貴党が平和運動に対して確固たる態度をとっていないということに大きな原因があると思われますので、この点に対する貴党の反省を要望し併せて次のとおり要請いたします。昨年度広島における「第一回世界大会」におけるような、党としての醜態を再び繰返さないため「原水爆禁止第二回世界大会」に対し反対の態度を明確にされたい。

原水爆禁止全国市議会議長大会　一〇月八日、原水爆禁止全国市議会議長大会が、小倉で開かれた。大会には、一七二市が参加し、一六八市が決議権を委任した。これは全国四九八市の七〇％に相当する。大会で決定された運動方針は、㈠市議会が署名運動をとりあげる、㈡各地方議会は、原水爆禁止協議会の結成・強化に努力し、原水爆禁止の決議をおこなう、㈢この大会の決議による要請書を各国地方議会におくる、㈣被爆者の救援に努力するとともに、政府に治療、健康管理、生活保障の法制化を要求すること、などであった。大会は、次のような宣言を発表した。

広島、長崎、ビキニ、と三度にわたり原水爆の恐るべき惨害をうけた日本国民は、世界唯一の被爆体験者として、世界の先頭にたち、原水爆の製造と実験の禁止に努力しなければならない使命を荷っているが、われわれ地方住民の利益を直接代表する機関である地方議会は、その組織に拠り、固有の権能とその浸透力を活

用し、本大会の決議に基き、日本国民に課せられた使命の一端を果さんとするものである。

エジプトおよびハンガリア問題と労働組合

抗議声明

英、仏、イスラエルのエジプトに対する武力侵略に総評は抗議する。二度にわたる世界大戦によって全世界の人民は、国家間における紛争を話し合いによって平和的に解決することを切望している。しかるに、今回、英、仏、イスラエル三国政府は、この声を無視し、エジプトに対し侵略行動を行った。国際正義にもとり人道に外れる暴虐極まる行為といわなければならない。国際自由労連は、英、仏、両国政府の武力行為に抗議を声明、英国労働党も英国政府の責任を追及、TUCに集まる労働者は、政府に対して、一大抗議デモストレーションを行うことを決定した。三百万労働者を擁する総評は、これら国際自由労連、その他の行為を全面的に支持、英、仏、イスラエル三国政府の武力侵略に断乎抗議することを声明する。

一九五六年一一月二日

日本労働組合総評議会

声明

われわれ日本の労働者は、ハンガリア労働者が、社会主義体制を強化、発展させることを希望している。この建設過程の労働者をはじめ、国民が、種々困難に遭遇し、解決すべき問題をもっていることも理解できるし、われわれもまた、深い同情と支持を惜しむものではない。

今回のハンガリア国内における政変にあたり、ソ連がとった処理はいかんにたえない。例えなどのような事情があろうとも、われわれはハンガリア労働者とソ連労働者とが、平和的に話し合って処理するように要望する。

一九五六年一一月六日

日本労働組合総評議会常任幹事会

抗議声明

英仏ソの侵略と軍事的暴挙を非難する

一　イスラエルのエジプト侵入を奇貨として、英仏は軍事行動をもってスエズを奪取した。この暴挙は世界の非難をあびて停戦となったが、この強盗的帝国主義的侵略は絶体に許さるべきではない。

二　ハンガリアの国民が、独立と自由の要求において起上った反乱に対し、ソ連は武力をもってこれを圧殺した。このことは、ワルシャワ条約とか社会主義擁護、その他いかなる名をつけようとも野蛮な殺人行為であり、小国に対する大国支配の帝国主義と侵略である。

三　英仏はハンガリアに反ソ暴動ぼっ発するや、ソ連が中東に介入できないことを知って、突差の軍事行動でスエズを占領した。

ソ連はまた英仏のスエズ出兵から、大国介入の不可能に乗じ、ハンガリア国民を武力で制圧した。

このことは、英仏ソが小国の犠牲において、自己の国家目的を追求せる帝国主義的侵略行為といわねばならない。しかも突如として危機をおこした中東、東欧情勢の中で呼吸を合せてとった軍事行動であることを見逃すことはできない。

われわれは英仏両国並にソ連を強く非難し、内外の労働者と平和を愛する諸国民にこれを訴える。

昭和三十一年十一月八日

全国産業別労働組合連合（新産別）

ハンガリアの労働者ならびに全世界労働者にあてた世界労働

組合連盟のメッセージ

兄弟諸君

ハンガリアではファシズムの危険がますます増大している。反動はふたたびその頭を抬げてきた。反動は長期にわたってひそかに準備してきた計画をいまやはっきりと露呈させている。反動共は、かれらのかつての特権をたてなおし、工場を資本家の手にとりもどし、大地主をふたたびかれらの再編成された所有地にすえ、社会主義の基本的成果を一掃しようとのぞんでいる。

かれらは、ちょうど一九一七年一〇月の大革命いらいあらゆる反動的冒険のなかでやってきたように、労働者をあざむき、社会主義陣営に敵対させようとしている。

成功をかちとるために反革命は、その計画に反対するすべての人びとをテロルによってうち殺そうとつとめている。武装した群は、絞殺、拷問をほしいままにしている。こんにち、ハンガリアにみられる情景は、一九一九年の白軍の支配復活をおもいおこさせるものがある。

この悪化しつつある情勢にさいして、世界労働組合連盟は、ハンガリアの労働者諸君ならびにハンガリア労働組合中央評議会にたいしてふたたび警告することを自己の義務と考える。げんさいの瞬間に必要なものは団結と警戒である。

世界労働組合連盟は、ハンガリアの男女労働者諸君がその隊伍をかため、その労働組合に力強い民主主義の生命を復活させ、フアシズムに反するあらゆる国民諸勢力をその周囲に結集し、社会主義の勝利を防衛するための断乎たるたたかいをおしすすめ、かつての特権階級の復活を阻止し、自国の反動的テロルを粉砕するであろうことを確信している。

世界労働組合連盟は、ハンガリアの労働者諸君がそのたたかいにおいて、世界中のあらゆる労働者、あらゆる民主的進歩的諸勢力の完全な熱烈な連帯を期待できるということを兄弟として約束する。

世界労連は、全世界の労働者諸君ならびに労働組合にたいし、ただちに強力な反ファショ連帯運動を組織するようよびかける。

世界労働組合連盟は、ハンガリアの労働者諸君を完全に信頼しているということをここにあらためて誓うものである。ハンガリアの労働者諸君は、どのようにして警戒心をつよめるべきか、また、ハンガリアを平和の陣営内にふみとどまらせ、その国家主権を完全に行使して社会進歩と民主主義と社会主義をめざす道を前進する国家としてふみとどまらせるために、いかにたたかうべきかという方途を、必ずや見出すであろう。

世界労働組合連盟を代表して

書記長　ルイ・サイヤン

プラーグ

一九五六年一一月三日

エジプトにおける戦争に反対する統一行動とエジプト国民との連帯のために、全世界各国の男女労働者と労働組合にあてた世界労連の声明

全世界各国の兄弟諸君

イギリス、フランスおよびイスラエルの各政府は、全世界の非難にもかかわらず、またこれら諸政府を侵略者と規定した国際連合総会の非難にもかかわらず、エジプトにおける軍事干渉をつよめている。フランスおよびイギリスの遠征軍はエジプトを軍事的に占領する目的ですでに上陸している。

スエズ運河の航行の自由を保護するという偽善的な口実のもとに、侵略者たちは実さいにはスエズ運河の全航行を停止させてし

まった。外国独占資本家たちの配当金を確保し、かれらの非道な植民地抑圧をふたたびおしつけるために、かれらは世界戦争をひきおこそうという冒険をあえてしつつある。

こうした軍事行動の強化は、世界の世論をいっそう激昂させ、とくにすべての国の労働者はかれらを強力に非難している。

エジプトおよび全アラブ諸国の労働者諸君は、この罪悪にみちた冒険に反対して断乎たる立場をとっている。これら諸国の労働者諸君は、侵略者たちを撤退させ、脅威にさらされている祖国の独立を守りぬくためにたたかっている。

イギリスでもフランスでも、あらゆる考え方の幾百万の労働者が、自国の政府の戦争責任を非難しており、この侵略をやめさせるための行動をおこしている。イギリス労働組合会議（TUC）およびフランス労働総同盟（CGT）は、この紛争について共に同じような立場をとっている。これらの組織は、自国の政府がひきおこした軍事干渉と戦争をやめさせるという共通の目的を断乎として実現しようとしている。

その他の諸国、ソ同盟、アメリカ、中国、インド、南アメリカ、チェコスロヴァキア、ドイツ、イタリア、あるいはギリシャにおいても、即時停戦、外国軍隊のエジプトからの撤退ならびにエジプトの主権の尊重を要求する労働者および労働組合の抗議が急速にたかまっている。

事態はさらに高度の連帯と行動を要求している。このような意味から平和のためにたたかってきた伝統に忠実な世界労働組合連盟は、意見のちがいや所属のいかんをとわずすべての労働者諸君とすべての労働組合にたいし、かたい団結のもとにエジプトおよびアラブ諸国民との力強い不敗の連帯をさらにいっそう発展させるようよびかける。

全世界各国の男女労働者諸君
混乱をつくりだそうとするあらゆる企図の仮面をはぎとろう
戦争屋共の偽瞞をばくろしよう
団結し、行動をおこそう
統一して侵略者を非難しよう
統一して犠牲者に有効な支援をおくろう
エジプトの戦争をやめさせるために、諸国民の主権の尊重を確保するために、平和を守りぬくために、統一してたたかおう

世界労連を代表して

書記長　ルイ・サイヤン

プラーグ
一九五六年一一月六日
日本の労働組合へ

労働者の完全なる職場放棄、できれば一一月八日の午前を期して五分間の職場放棄を組織して、ソ連によるハンガリヤの自由の破壊と中東における軍事行動に対する全世界の抗議のための行動に参加されるよう呼びかける。

一九五六年一一月七日

国際自由労働組合連盟

エジプトおよびハンガリア問題と平和運動　一一月八日、世界平和評議会書記局は、次の二つの論文をコミュニケとして発表した。

『一九三九年以来の最も危険な非常事態』

過去二週間におこったことによって、人類の心臓は裂かれ、人類の悲しみと怒りはあふれ、全世界で人間の心の奥底の道徳的本能がかきたてられた。エジプト国民に戦争がしかけられたのである。大国が冷然として条約の義務を無視し、われわれを第三次大

戦の崖ぎわまで追いつめたのである。これは一九三九年以来最も危険な非常事態である。

一方、ハンガリーの悲劇的諸事件は、全世界を憂慮させている。危険な軍事ブロック政策が冷戦の復活をもたらし、諸国民の警戒すべきヨーロッパ戦争の中心点を産み出そうとする努力になったのである。

平和愛好者として、ハンガリー国民の苦しみを身に感じなかったもの、流血、破壊、テロ団の殺人行為、外国軍隊の使用をみて悲しまなかったものは、世界中に一人もいない。われわれは一人一人が、こうした悲しみの底にある諸政策を変えさせるために全力をあげてたたかおうと決意している。

さしあたっては、これはエジプト戦争をやめさせるということである。これには、すでに四ヵ国がまきこまれている。そこではすでに戦争は他国にひろがって、アラブ世界のエジプトの友人たちが援助に立ち上っている。そこでは北アフリカ、中東の全面戦争がおころうとし、世界をのみこむ可能性もある。

世論は深い衝撃を感じた。それは強い反響をしめした。そして史上はじめて、国連の圧倒的多数がそれに答えたのである。

しかし国連の決定は無視された。爆撃が続行された。新しい攻撃が行われた。世論はさらにつよくなって、国連決定を適用せよと主張した。これを書いている現在、停戦の希望が生れている。スイス政府は米、ソ、英、仏、インドの五大国会議を提案した。戦闘行為をやめ、平和な話合いにかえれという要求がつよくなりつつある。

ひとつはっきりしていることがある。この戦争がやめられ、攻撃軍が撤退し、平和的解決が見いだされることを保証するものは、庶民の力である。たえずますます強く庶民の圧力がくわえられれば、世論を効果的にすることができるし、諸国政府が見解の相違を調整する条件もうまれる。

この危機に、各国平和運動は偉大な反応をしめした。各国平和運動はそれぞれの民族的伝統にしたがって、国民にうったえた。世界各地からのニュースは、大衆デモンストレーション、行進やポスター、パレード、議会・政府・大使館への代表派遣、リーフレット配布、宗教指導者への、また宗教指導者によるアピール、その他各種の行動について報じている。

その多くは直接平和運動が提唱したものだった。そのほかにも労組、政党、宗教団体など多彩なグループや運動によっていろいろな行動が組織された。

万人の努力を集中し結合する必要が、これほど大きくなったことはこれまでにない。その可能性がこれほどはっきり示されたことも、これまでにない。平和のために努力するものは、見解と理解の新しい広い層があることを知る必要がある。

いまや危機の時代である。時代はわれわれのすべてにたいして、われわれの信ずる一切のものをまもり、なすべきことをはっきり理解し、大きな混乱と困難の時期に他人がこれをはっきり理解するのをたすけることを要求している。またアラブ諸国の平和運動のアピールに答えることを要求している。いまは一九三九年でも一九五〇年でもない。いまは一九五六年である。

われわれは一九五六年を、諸国民が決定的に戦争を敗北させ平和への道にかえる年とすることができるのである。

『ハンガリーの悲劇的事件』

ハンガリーにおこった諸事件は、世界世論をはなはだしく当惑させ、とくに全世界の平和の友を残念がらせた。こんどの事件からは一つの教訓をくみとることができる。この教訓は、過去七年

間の世界平和評議会の活動を鼓舞し、指導してきた諸原則にてらして万人のために分析しなければならない。

その諸原則は、一九四九年四月、パリの世界平和大会で厳粛に宣言されている。この大会の宣言はつぎのようにのべている。

「われわれは、戦争ヒステリーを非難し、諸国民間に人種的憎悪と敵意をあおることを非難する。われわれは、新戦争の宣伝を行う新聞、文書、映画、個人、団体を非難しボイコットする。」

世界平和評議会は過去七年間、冷戦の精神と戦術に反対してあくまでたたかった。冷戦の結果は、国内干渉の新形式がつくられ、実行されて、諸国の歴史的発展をさまたげ、諸国民間に不信と敵意の種子をまき、系統的に冒険政策をとらせるような空気を準備した。

宣言はこうのべていた。

「われわれは一国家群を他の国家群に対立させようとする人びとの争いに加わることを拒否する。われわれは、すでにおそるべき結果をもたらしつつある軍事同盟政策には反対である。」

世界平和評議会は過去七年間に、たえまない活動でこの原則に忠実であることを実証し、あらゆる種類の軍事条約とたたかった。軍事条約というものは、主権にたいする危険な制限とつねに紛争をおこしがちな脅威をふくんでいるからである。

このほかのわれわれの運動の明確な諸原則にたいしても同じように忠実な態度をとるわれわれは、ハンガリーの諸事件の国内的な原因については意見をのべることができない。しかし同時に外的な原因もある。そしてそれこそまさに平和運動がこれまで非難してきたものである。

具体的には、世界が対立する国家群にわかれたことから生れたその原因とは、つぎの二つである。

一　破壊スパイ行為をめざす隠然公然の宣伝、侵入、買収、経済的差別などの形で長期にわたってハンガリーで実行された外国の干渉。

二　軍事同盟政策の実行。

以上の原因はハンガリー領土に駐留する外国軍隊にたいする遺憾な要請をもたらし、それに劣らず遺憾な外国軍隊使用をもたらした。

全世界の平和の友は、心配し驚きながらハンガリーの事件の成行を見まもり、無統制分子が数日間にわたってくりひろげた憎悪と残虐とテロの状態に心をなやました。

平和をねがう各国社会層は、ハンガリー事件の原因や真の責任の所在について、しばしば異なる見解を表明した。平和運動のように広く思想の異なる人びとを結集する運動で、特定の一問題についても、おどろくにはあたらない。しかしそうした評価の性格はどうあろうとも世界平和のために活動する人ならば、だれでも、何らかの方法で国際緊張を乗じて新しい紛争の中心点を作ったりこの悲劇的な事件に断じてをつよめたりすることを許してはならないという点では、同意見である。

ハンガリーの諸事件は、世界の平和運動を過去七年間鼓舞してきた諸原則が正しいことを、悲劇的な方法で確認した。

この悲劇的な情勢から得られる教訓は、すべての平和の友の目にはきわめて明らかである。今日も昨日と同じように、平和の友は、対立する国家群とか軍事同盟とか外国基地とかを一掃する闘争を、休みなくあくまで続けなければならない。そのようなものの存在は、国内的には国家主権の原則に矛盾し、国際的にはつねに世界平和の脅威となるのである。

結論としてわれわれは、ハンガリー国民が自由平静に現在の困難な諸問題と取りくみ、その真の利益と世界平和とにもっとも合致する諸決定を行うことを可能とするような条件がつくられるのを見たいという強い希望を表明せずにはいられないのである。

一一月一八日、世界平和評議会の執行局および書記局のメンバーならびに各国平和委員会の代表は、ヘルキシンキで会議を開き当面する国際情勢の諸問題について討議した結果、次のような決議を採択した。

全世界はさいきん数週間危険な状態にある。大衆はすでに、政治家たちの演説だけでは十分ではなく、紛争を平和的な方法で解決するための行動を要求しなければならないことを知っている。世界のすべての国の国民は戦争を拒否している。世論の力だけが危険を回避し、紛争の平和的解決をもたらすことができるのである。

会議はイスラエル、フランス、イギリス三国軍隊のエジプトにおける行動は全世界の平和をおびやかし、平和な住民を破滅させる悲歎の底におとしいれたものと考える。

会議は、国連の停戦要求を平和の最初の勝利として歓迎する。

会議は、エジプト領土にイギリス、フランス、イスラエルの軍隊がいるかぎり平和はなお危険な状態にあると考え、前記三国軍隊が即時無条件で撤退し、すべてのものがエジプトの独立と領土主権を尊重し保障しなければならないと考える。

会議はハンガリーにおける遺憾な諸事件について討議した。会議は、この問題について世界平和評議会内部にも、また各国平和委員会内部にも重大な意見の相違があり、うけとり方のちがいから一致した評価を下すことができなかったことをみとめる。

しかしこうした意見の相違にもかかわらず、会議は、ハンガリーの悲劇の第一の原因が一方では多年にわたる憎悪と不信にみちた冷戦とブロック政策、他方ではハンガリーの以前の指導者の誤りとこれを外国の宣伝が利用した点にあることを満場一致でみとめた。

会議は満場一致で、十月から十一月にかけておこったハンガリーの悲劇的な流血に遺憾の意を表するとともに試練の中にあるハンガリー国民に心からの同情を表明する。会議は各国平和運動にたいしハンガリー国民にできるだけ多くの物質的、精神的援助をあたえるようよびかける。

最後に、会議はつぎの希望を表明する。

一　ハンガリー、ソヴェト両国間の協定によるソヴェト軍隊の撤退

一　ハンガリーの主権の完全な尊重

会議は世界平和運動が国連憲章の諸原則、とくに不干渉とすべての国民の主権と独立の尊重の原則に忠実であることを宣言する。

冷戦に逆もどりし重大な事態が生じているさいきん数ヵ月の情勢のもとで、会議は、ブロック政策の拒否、軍縮、核兵器実験の中止および原子兵器の禁止がいぜんとして平和運動の基本目標であることを再確認する。

平和運動は、これらの問題や世界平和をおびやかしているすべての問題がスイス政府提唱の英、印、ソ、米、仏五大国首脳会議で討議さるべきであるという希望を表明する。

一方、日本平和委員会も、一一月一五日の常任理事会で、討論をおこない、一九日次のような声明を発表した。

スエズおよびハンガリア問題に関する声明

ここ数週間の世界的な出来事によって世界がふたたび緊張し、

その結果日本の一部には再軍備が必要だという議論が強くなっている。しかし常任理事会は、事件によっておこされた新しい国際緊張は、われわれが努力するなら、平和共存にもってゆくことができることを確認した。またハンガリア問題で、スエズ問題の重大性がおおいかくされていることを警戒する必要があること、すなわち何よりもまず、平和運動の当面の主要問題はスエズの危機を解決することであることを確認した。なぜならば、ここにこそ核兵器の使用にみちびく戦争拡大の危険が伏在しているからである。また、このスエズ問題を契機として力の政策の信奉者が、東西において策動し、たとえば米日韓の合同演習をはじめるなど自分の好都合な雰囲気をかもしだそうとする意識的な努力をおこなっているからである。

したがってわれわれは英仏、イスラエル軍のエジプトからの即時撤退と真の停戦を実現するよう要求する。そしてまた一部の国が、これを機会にスエズ運河の管理権をエジプトから奪おうとくわだてていることに反対する。われわれは各地でスエズ問題の真相をあきらかにする集会をひらき、エジプトの国民を支援するよう呼びかける。

ハンガリアにおこった悲しむべき事態は、過去における冷たい戦争、ことに北大西洋条約とワルシャワ条約という軍事ブロックに世界をわけた冷戦のために、国内の政治上および生活上におこった無理と、これに乗ずる外部勢力のかく乱に起因するものである。ソヴェトがハンガリアにおいて軍事行動に出たことについてはいろいろの意見があるが、平和運動の立場からいえば遺憾なことであり、ハンガリア国民が遭遇した不幸な状態にたいして限りない同情をよせるものである。

われわれはソヴェトの軍事行動が速かに停止されることを要望するとともに、あるいは第三国が煽動者をハンガリアにおくりこみ、あるいは「自由選挙」のもとに内政に干渉することなどは、事態をますます紛糾させるものとしてこれに反対する。

そもそも世界が対立するブロックに分かれ軍事条約が存在していることこそが世界の平和とすべての国の自由にたいする脅威となっているのである。

日本平和委員会は、スエズ、ハンガリア問題を契機として、なによりもまず、大国の自制と直接の話合いを要求する。

また世界を二つに分ける軍事ブロックを解消し、これにもとづく一切の外国軍隊の他国駐留を廃止し、全般的な安全保障が樹立され、平和的共存が確立されることを、これまでにも増して強く要求する。また、われわれは、ソヴェトによって新たに提起された軍縮と原水爆禁止の提案について速かに話合いが開始されることを要求する。

第二章　軍事基地反対闘争

第一節　強制測量までの情勢

一九五五年秋、全国基地反対運動の天目山といわれた砂川の基地反対運動は、今年に至っても解決の見とおしがたたず、ふたたび血の激突をくりひろげるに至った。まず、この測量期間における激突にいたるまでの、一般情勢を巨を追ってたどってみる。

五六年のメーデーには、砂川地元民が基地拡張反対のムシロ旗をかかげて参加した。また参議員選挙には砂川町はじまって以来革新

派に多数の票が投ぜられ、保守派を圧倒した。これは地元の昨年いらいの事件、反対同盟と支援労協の根強い活動によって、農民はじめその他の地元民の意識がしだいに高まってきたことを明瞭に示した。

八月二一日、八王寺地方裁判所における砂川事件犠牲者（木田、矢吹両氏）の公判には、支援労協の常任闘争委員が出席し、その閉廷後、常闘会議を開いて九月下旬に予想される第二次収用認定（二九三五坪）に伴う強制測量にそなえ、支援態勢の強化策を協議決定した。

九月一日に土地使用認定通知書が送付され、同時に町長に対して河崎東京調達局長から、土地調査に役場職員を立合わせてほしい旨通達があった。九月二日には砂川町阿豆佐美天神境内で護憲青年婦人学生懇談会主催の「沖縄と砂川を結ぶ青年婦人の集い」が開かれ、約六百名の集会となった。

九月一二日、総評、社会党、支援労協代表は砂川現地の強制測量対策総会に臨み、反対運動の打合わせをおこなった。九月一三日、東京調達局長は「調査のための立入通知書」と「立会要請書」を発送、同時に第一次収用認定地域（二七七坪）に対しても立入りするむね関係者に通知書を送った。その内容は一〇月一日より一六日の間に細目調査を実施する、というのである。地元側では一四日、「乱闘一周年記念」の会が開かれ、また測量反対の対策につき各団体の協議がおこなわれた。一六日には、宮崎町長、小林闘争委員長、青木行動隊長らが、東京都内の各単産労組、全労連等を訪ね支援を依頼した。

二〇日全国軍事基地反対連絡会議は、次の通達を全国の各機関に発送、砂川支援を訴えた。

砂川支援に関する件

砂川をめぐる情勢は、鳩山首相が九月十一日砂川町の土地等の収用認定とともに急速に緊迫化して来た。この認定にもとづいて調達庁は十月一日より十月十六日に現地に立入調査を行う事を言って来た。

この様な情勢にもとづき、総評、社会党、東京地評を中心とする支援団体は、地元民の要請にもとづき支援動員の体制を確立することを各機関で決定しました。

全国軍事基地反対連絡会議としては、砂川闘争の重大性にかんがみ、各基地よりの応援を依頼する事に決定しました。しかし各基地は苦しい闘いを続けているので、地元の諸条件を考慮し、左の如き動員の体制を確立していただければ幸甚に存じます。

記

一　測量予定は十月一日より十月十六日まで、時間は午前七時より午後五時まで。
　従って最悪の状態になった場合、電報で連絡します。
二　各基地反対組織は政府に抗議電報をうって戴きたい。
三　動員の場合はタスキをかけ、本部まで人数を御知らせ願いたい。
四　砂川現地宛に旗に寄せ書等をして送って戴きたい。
五　宿泊費は連絡会議で負担するが、交通費は各基地負担にして戴きたい。
六　尚激突の時には、激励電報、及び抗議集会をもって戴きたい。
七　各基地の財政も苦しいと思いますが、砂川基地闘争の重大性にかんがみ、カンパを送って戴きたい。
　宛先は全国基地連事務局にして戴き川地元に送るように致します。

九月二一日総評幹事会は次の事項を決定した。
(1) 測量予定日には三千名を動員する。
(2) 社会党に対して、国会議員五〇名以上、都議全員、党員五百人以上の動員を申入れ、闘争の前面に立って闘うよう要請する。
(3) 組合員の現地泊込みは千名以上、国会議員は闘争期間中現地に止る。

その後、支援協、総評、社会党、全労連等は、切迫した測量を前に、地元反対同盟と緊密な連絡をとりつつ準備を進めた。二八日には、社会党は軍事基地対策特別委員会を開き、砂川は軍事基地闘争の天目山であり、党の全力をあげて強力に支援するとの基本方針を確認し、一〇月六日に現地で党首脳会議を開く等数項を決定した。同日支援協は総評会館で、青木行動隊長らの参加のもとに常任闘争委員会を開催、次の条項を決定、また動員指令第一号を発した。

決定事項
(1) 今後地元では支援労協と協議の上行動を行う。
(2) 支援協、地元の共闘会議を持ち、別に全学連を含む三者連絡会議を持つ。
(3) 支援団体連絡会議の招集は地元、支援協の両者で行う。
(4) 共産党に対しては現地で最悪事態が起っても動員要請は行わない。混乱時の現場立入りは遠慮してもらう。
(5) 一〇月三日に地元に総決起大会を開く。
(6) 一〇月一日より三日迄、東京地評を中心に都内主要駅に於て宣伝、資金カンパを実施する。

動員指令第一号

砂川町基地拡張反対闘争を支援するわれわれは、あく迄も激突を避け、広汎な世論をもり上げることによって、政府当局に対して警官の出動をとりやめるよう要請や抗議を行ってきた。そして更に一層、事態を平和的に解決するよう努力をつくすであろう。

しかしながら、われわれは、無謀な権力による強制測量から必死で土地を守ろうとする農民を激励し、支援するために、最悪の事態に対処する万全の策を講じなければならない。

調達局の立入り通知によれば、測量期間は十月一日―十六日になっているので、事態はすでに切迫している。

われわれは前述の基本方針に従って、あくまでも地元農民を支援する立場から、一方において世論をもりあげつつ最低限度の動員を確保することに決定した。

従って十月一日から三日間は別表第一に指示する人員（約二〇〇人）を絶対確保してもらいたい。

四日以降の動員については追って指示するから、あらかじめその準備をすすめてもらいたい。

第二節　抵抗運動と測量中止

一〇月一日、測量期間の初日に当り、現地には阿豆佐美天神に地元民、支援協、文化人懇談会のメンバーが参集、測量阻止を誓い、のち中学校講堂で懇談会が開かれた。当日文化人懇談会は「世論を喚起し、砂川問題解決のため努力する」との声明を発表し、また都知事に対し次の公開質問状を送った。

公開質問状（文化人懇談会）

強制測量を前に砂川町民の暗い運命と原水爆基地化の進行を思う時、開都五百年の美酒に酔うことは出来ない。

1　新潟飛行場の滑走路拡張計画で北村新潟県知事は地元民の反対を考え測量を承知していないが、それなのになぜあなたはなぜ砂川の拡張を支持し、強制収用に努力しているのか。

2　東京は立川、横田、府中など米軍の重要基地を含む危険な軍事都市であるばかりでなく、グァム島の米空軍はB47で東京爆撃の演習をくり返している。

さきの大戦で二十二万人の死傷者と三百万名の被害者を出した東京はこれからも原子戦争の戦場化の危険にさらされている。

あなたはどのようにして八百万都民の生命財産を守ろうとしているのか考えをききたい。

3　昨年の激突に百八十万円の税金を使い、警官隊を砂川に繰り出させたのは良識ある都民の期待を裏切るものではないか。

（以上）

一〇月二日、測量隊員が基地内に現われ、昨年打った杭の確認をおこなおうとしたが、地元民、支援協の抗議にあって、四本の杭は確認できぬまま引き揚げた。

測量反対総決起大会　一〇月三日砂川町阿豆佐美天神で、支援協町長、青木行動隊長ら多数が強制測量には絶対に反対し一本の杭も打たせないと決意を語り、大会に寄せられた各地からの多数の支援激励文が紹介された。当大会での決議は次のとおりであるが、昨今に比べ、労働組合旗と全労連の動員による学生の参加が目立った。

決　議

顧みれば一年半前土地と生活を守る素朴な闘いとして出発した砂川基地拡張反対闘争はその後、数次に及んで強行された警察権力の不法不当な暴力との対決を経てその性格は一変した。

たとえブルドーザーの下敷になっても基地拡張は断じて許さないと叫ぶ地元反対同盟の不屈の決意こそ、多くの困難な闘いの中で鍛えられた郷土愛であり独立を闘う民族の姿である。

この血はそのまま全国民に通じ脈うっている。砂川闘争は既に単なる土地と生活を守る闘いではなく、平和と独立を要求する全国民の原爆基地に反対する闘いとしての性格と規模をもつ新たな段階に到達したことを意味するものである。

またこの闘いは、北はアイスランドと全国の基地群の要をなす砂川を結び沖縄、コロンボを経てキプロス、スエズに通ずる全世界の平和と独立を求める人々の闘いに共通するものである。

然るに頑迷な政府と調達局の属僚は、この歴史的な意義を認識せず米軍の命に忠実の余り、無法にも一片の根拠薄弱な特別措置法をたてにして国民の意志と権利をじゅうりんしてきた。安井都知事も政府に盲従して公選知事の面目も、都議会の全員一致の基地拡張反対決議も地元の再三に亘る切実な要請をも一蹴して、土地立入り公告を代行してきたが、今また、政府の不法不当の行政権の乱用を合法化するために宮崎町長を相手取って職務執行命令請求の訴訟を東京地裁に提起している。

このような無気味な緊張の中で鳩山首相は無暴にも第二次土地収用認定を下したのである。われ等は独立の尊厳を冒し、国民の生活と権利を脅かす政府の常軌を逸した不法行為に対して、また、自から公平と中立の立場を放棄して国民を敵視する警視総監、及び都議会の決議を否認し、都民を愚弄し、その意志と権利に挑戦する安井都知事に対して改めて厳重な警告を発し、猛反省をうながすものである。砂川闘争の天目山といわれる今次の測量阻止の闘いは、全国民が注視しその運命を支配する光栄ある民族独立の闘いである。

われらの背景には全国民の支持がある。

われらは飽くまでも彼等の愚劣な挑発行為を避けて、自信と勇気を揮って堂々と秩序ある行動で終始し、全国民の名において最後まで闘い抜くことを決意するものである。

一九五六年十月三日

砂川町暴力測量反対総蹶起大会

大会終了後、支援協は常闘会議を開き、明日にせまった調達局の測量に対して対策を協議し、次の諸項目を決定した。

支援協決定の対策（一〇月三日）

1　報導関係者に発表するものは正確を期するため常闘の確認を得た後にスポークスマンが発表すること。

2　各専門部長の招集する会合には必ず三役は出席する。

3　動員の輸送力を確保するため立川バスに協力を求める（長谷副議長担当）。

4　警官の出動条件を作らぬように努力し、徹底させる。

5　動員指令の変更を行い六日以降については、三千名の動員指令を出す。

6　社会党議員団については、今夜中に電話電報等によって動員要請をする。

強制測量開始　一〇月四日、いよいよ強制測量が開始された。この日、測量隊約五〇名が一〇時半立川基地より測量予定地に入ってきたが、国会議員団、支援団体の阻止にあって引きあげた。しかしその後数回にわたって測量予定地に入り、ついに杭一本を打ちこんだ。この日夕刻、社会党議員と宮崎町長らはアメリカ大使館を訪ね、カーペンター二等書記官に、測量強行を中止されたいむね申し入れ、また警視庁、東京調達局、防衛庁等に対し抗議をおこなった。鈴木社会党委員長らは鳩山首相、重光外相らと面会、測量延期を要請した。

一〇月五日測量隊は第三ゲートより予定地に突入しようと努力したが、国会議員、都議会議員および地元民に阻止された。全学連は約二千名の学生を動員、阿豆佐美天神で抗議大会を開いた。

一方政府は首相官邸で基地問題対策閣僚懇談会を開き「測量はあくまでおこなう。警察権の発動は極力さけるが、不法、暴力行為などがあれば国会議員でも取締る」との船田長官の方針を確認したにとどまった。さらに社会党議員団の測量中止の申入れに対し、根本官房長官は「測量を実力で阻止している社会党議員団こそ責任をとるべきだ、測量は中止しない」むね返答した。

社会党首脳部の現地会談は六日砂川町役場でおこなわれた。そして、「第二次測量にはあくまで反対する。警官隊の動員にそなえ、一六日までは国会議員はもちろん、党の全組織をあげて闘争態勢を維持する」方針を確認した。また支援協は社会党と地元反対同盟側と現地で連絡会議を開き、闘争態勢の強化につき協議した。阿豆佐美天神における報告会には、護憲連合片山会長はじめ、全国各基地の代表らが挨拶をおこなった。

（以上）

一〇月七日、測量反対側の動員数四千といわれ、これに対し警察官約千名が第八方面隊本部に待機し、砂川の空気はいよいよ切迫した。一一時三〇分測量隊三〇名は第三ゲートより立ち入ろうとしたが阻止された。測量隊と社会党議員団の間に「話し合い」がおこなわれたが、今井調達庁長官が参加せぬため結論に達せず　測量時間切れでこの日の測量もおこなわれなかった。

この日午後七時より開かれた支援協労組闘争委員会は次の事項を決定した。

決定事項（一〇月七日支援協常闘委）

1　動員体制の強化。
2　常闘、本部員の勤務体制について。
3　飯島常闘を本部付とし方面隊総指揮とする。
4　小関会計より会計中間報告と、今後の資金確保の点について説明。
5　私服警官の取扱いに関して、第八方面隊長との会談報告。
6　平和的な話合による解決を基本的態度として堅持する。
7　第七号動員指令を出す。

（以上）

社会党浅沼書記長らは、この日自民党岸幹事長らと会見、鈴木委員長の鳩山首相あて書簡を渡し、「基地拡張の測量は日ソ交渉の終るまで延期されたい」と申し入れた。これに対し岸氏は、「拡張は行政協定に基くもので、たんに中止することはできない。しかし申入れの趣旨は尊重し、党幹部や閣僚に伝える」むね回答した。

三千名継続動員指令　八日、調達局の「現地における話合いには応ぜず」との回答をきいた支援協は、動員態勢をいっそう強化するため、次の動員指令第七号を傘下単産、地方本部に対して発した。この指令は、今後一六日まで、毎日三千名の継続動員を内容とするものである。

動員指令等七号

各組合の全力をあげての御協力により、砂川基地拡張反対の闘いも当初の第一次のやまとみられた四日、五日、六日の三日間において調達庁側の測量計画を変更させ、遂にこの間の測量を断念させることに成功しました。しかしながら調達庁側は、四日から八日と予定した第一次測量認定の部分の立入通告を十一日から十六日までに延長し、組合側の動員態制の崩れるのを待って一挙に測量を強行しようとしている模様であります。

私達は社会党国会議員団を中心として、事態の平和的、政治的な解決を祈って努力を重ねている訳でありますが、彼等の出方は、今後少しも甘い観測を許されません。そこで、支援協としては、総評、地評、三労の全組織をあげて支援態勢を更に強化し、本日までの勝利を、彼等が測量を中止するまで確保するために、各組合の御協力を要請することに決定しました。

よって次の事を指令します。

記

一　指令第四号による一〇〇%の動員（三千名）を各組合とも十六日まで継続せよ。

（以上）

この日も、議員団を先頭とする労働者、学生、地元農民町民による「話し合い」の呼びかけに、測量隊もついに押問答をくりかえすのみで基地内に引き揚げてしまった。中央交渉に入った社会党浅沼書記長らは、重光外相と会見、測量一時中止の申入れをしたが承認されず、物別れとなった。総評は砂川町役場で緊急常任幹事会を開催、長期闘争にそなえ、資金カンパや動員強化、国際アッピールなどの方策を決定し、また「われわれは労働者階級として鳩山内閣に

対しこのことを厳重に抗議するとともに、土地と生活を守る地元農民の決死的な闘いに対し、できる限りの援助と協力をまもる」という声明書を発表した。

九日には、測量隊が五日市街道三番口より予定地に立入りを開始した。しかしまちかまえた社会党議員団や支援団体の「話し合い」のため、測量の実施はできずに引き揚げた。社会党佐多氏ほか二名と石井警察長官との中央交渉がこの日開かれたが、同会談において石井氏は次のように回答した。

石井長官回答要旨のとっている行動は合法的なものである。

1　今日社会党議員団おいて政治的に円満な解決をしてほしい。

2　合法的闘争である限り警察官の介入はしない。

3　両党首脳部会談において、社会党側は「鳩山訪ソ中と、裁判確定までは測量を中止されたい」と申し入れた。長官は、「一時中止なら中止してもよい、しかしその後は円満に測量させてほしい」と回答した。社会党側は返答を保留して再会見を約し会談を終えた。

測量隊立入り強行　一〇月一〇日午前一〇時、測量隊はついに五日市街道よりバリケードを破り私道を強行的に突入した。しかし、支援隊の「話し合い」態勢によって測量はおこなうことができず、交渉はにらみ合いのまま殺気だったがついに引き揚げた。地元反対同盟、支援協、全学連は次の声明を発表した。そして、支援協、全学連、地元の三者会議を開き、今後の態勢強行について具体的な打合せをおこなった。

声　明

われわれは十月四日以来、平和裡に事態を解決せんとする社会党国会議員団の誠意と熱意とに対し全幅の信頼を以って交渉の一切を一任して来た。然るに本日午前十時十分に来町せる調達庁測量隊は帰庁後記者会見を行い「学連に阻止された際負傷者を出した」旨発表した。

話し合いによる円満解決を希望するわれわれが社会党国会議員団が接触点に到着するまで測量隊に暫時待機を要望し事態の紛糾を回避する努力をした。而るに本日の調達庁測量隊は一方的に私有地の柵を切り破りわれわれに暴行を加えたにも拘らず彼等は一方的にこの事実を曲げて発表した事は故意に事を構え警官導入の口実を作らんとする悪意の現れである。

かかる当局の態度に対し深く反省することを要求するものである。

昭和三十一年十月十日

砂川町基地拡張反対同盟
砂川町基地拡張反対労組支援協議会
全学連

一〇月一一日も測量隊は五日市街道三番口より入ってきたが、議員団と交渉したのち引き揚げた。支援協は、地元における支援隊の宿泊数（一五〇〇余名）を確保し、予想される強制測量実施にそなえた。この日、衆院法務委員会において、砂川問題をめぐる政府側と野党側の討論がおこなわれた。

武装警官実力行使　一〇月一二日一一時五日市街道三番口より測量隊が入り、ただちに議員団に迎えられ「話し合い」に入ったが、同四〇分立川署根本次官以下四〇名の警官隊が交渉現場に到着、後から来た山下署長は「測量防害になるからどいて下さい」と警告、これに対し議員団、支援隊側は「測量隊と話し合うのだから警官の介入をやめよ」と抗議、約一時間もんで警官と測量隊は基地内にひ

っこんだ。

午後一時すぎ、警視庁予備隊千名以上が昭島経由で砂川に行進し、二時には装甲車二台、トラック三〇台をもって三番口、四番口に到着した。測量隊は警官隊にまぎれこみ、第三ゲートに向って突入、ここに支援隊と警官、測量隊間に猛烈な押し合いがおこり、ついに大乱闘となった。しかし、第三ゲート前百メートルの地点で警官隊は先へ進めず、四時半に至り、議員、警官隊と話し合って双方後退を約し、この混乱と流血の事件をひとまず終結させた。各支援労組、全学連、議員団は阿豆佐美天神に集まって報告大会を開催、宮崎町長は「警官の暴力で不祥事態を発生させた責任は政府にある。しかし杭は一本も打てなかった。今後の支援を乞う」むね挨拶し、各団体代表も交々警官の実力行使を非難した。この日の動員数は、大会報告によれば、支援協二七〇〇名社会党五〇〇名、全学連一一〇〇名、平和団体その他三〇〇名、地元二〇〇名計四八〇〇名であった。またこれに対する警官動員数は一四〇〇名といわれた。そしてこの激突によって約二五〇名の負傷者がでた。

本日午後五時防衛庁長官室において社会党浅沼、加藤氏らは船田長官と会見、その責任を追求、その後浅沼氏らは井出第八方面本部長に対しても「明日の警官出動によって負傷者をださぬよう措置されたい」と申し入れた。井出氏は申出の趣旨にそうよう措置すると約束した。

流血の大衝突　一〇月一三日午前一〇時五〇分。二千名の警官隊が測量隊とともに第三ゲートの見張りヤグラの下に進入してきた。支援団体、地元民および議員団は雨をついて警官隊と対抗し、話し合いに入った。午後〇時四五分警官隊は一時より実力行使に入ると宣言した。そして一時一〇分ころより、支援の労働者、学生、地元農民に鉄カブトと警棒の警官がおそいかかり、数千名の大乱闘となり、負傷者はつぎつぎと発生した。支援隊は労働歌を歌い、スクラムを組んで対抗したが、武装警官によって隊列は分断され、追い散らされた。この間に測量はおこなわれたが、第三ゲート寄りの土地はついに測量できなかった。支援協幹部は警官の暴力行為に抗議した吉田警部に申し入れたが、雨と泥の中で流血の混乱はなおつづいた。そして四時四五分になって、ようやく警官引揚げの命令が出され、支援協も阿豆佐美天神の報告大会に集合するよう指令を発した。

本日の事件で負傷者じつに一〇〇一名を数え、前回のと合わせると一一九五名に達した。このうち重傷者二五〇名、また山川都議ほか一三名が検挙された。

阿豆佐美天神の大会には悲壮な空気の中で各団体代表の報告激励がおこなわれ、支援協と全学連では次の声明（要旨）を発表した。

声　明（一〇月一三日、支援協・全学連）

昨年と同様基地の前面で強行された暴力測量は反国民的なものと知った。警官は平気で農地を荒し、われわれに警棒を振って襲いかかった。日本の平和を愛するが故に今後砂川基地拡張を最後まで許さないことを声明する。

支援協は午後八時常闘会議を開き、一四日以後三日間は「警官隊の暴力に備えて最高動員を指令する」と、今後の方針を決定した。また常闘委員は立川の武蔵野両署に検束者の釈放を要求し、また負傷者の見舞をおこなった。

この日の中央交渉は、午前九時警視総監公舎において、警察側と、社会党浅沼、加藤、佐々木氏らの間におこなわれた。一〇時から警察官動員中止を申し入れる、の二項を決定した。しかし両者会談は実現できず、鈴木氏は重光外相あて「測量の強行を一時とりやめ

られんことを切望する」むねの書簡を送った。

ついに測量中止　一三日の流血事件は国民世論を大きく喚起し、一般の新聞論調も警官の実力行使に対し批判的となり、あるものは、はげしくこれを非難した。支援協は一四日午前八時より単産代表者会議を開き、一五、一六両日は一万人動員、主要駅における資金カンパ実施などを決定、ただちに動員指令を発した。

調達局はこの日、ついに強制測量の中止を決定した。地元民、支援団体の全員はこの報に歓喜したが、一五日の動員は解除せずに、当日報告大会に切りかえることになった。

社会党は一四日現地で首脳会議を開き、井出第八方面隊本部長の責任追求を決定した。本部長は社会党に対し一部警官の実力行使の行きすぎをみとめ遺憾の意を表した。

政府は四時半、船田防衛庁長官、石井警察官庁長官、田中官房副長官の会談で正式に測量中止を決定し、これを社会党に伝えた。

午後一〇時、現地で首脳部会談を開いた社会党は、次の声明書を発表した。

声　明

われ等の幾度かの警告に拘らず、一昨日調達庁側は装甲車を先頭に鉄甲、警棒、拳銃による武装警官隊の暴力行使の下に強制測量を強行し、遂に千名に達する負傷者を出す流血の惨事を引き起すに至った。

アメリカの軍事基地の拡大のために日本人同志が、かく血を流す姿は、わが国独立の矛盾を現すものであり、これを完全なる独立たらしむることが、日本の闘いであり砂川基地反対の意義でもある。

政府は砂川基地の闘いが農民の土地を守る闘いから不平等条約の改廃、日本の完全独立獲得への闘いに発展し、これに共感する国民大衆と、日本の現情に甘んずる保守政権との闘いとなって居ることを知らなければならない。

又、警官の人権じゅうりん、暴行傷害の事実を徹底的に糾明すると共に、国会において所管委員会を直ちに開き、あくまで政府の責任を追求する。

一五日午後一〇時、支援協主催の「砂川基地反対闘争勝利への国民総決起大会」が阿豆佐美天神で開かれ、約四千名が参集した。大会は測量を中止せしめた基地闘争の勝利をよろこび、今次闘争の報告をおこなった。大野支援協常闘の読みあげた大会宣言は万場一致可決され、のち次の七項目が可決された。

決定事項

1　検束者即時釈放要求。
2　犠牲者救援活動。
3　法廷闘争の推進協力。
4　昨年の強制測量で検挙された現在公判中の国鉄新橋支部の木田、矢吹両氏の救援活動。
5　砂川問題を全国民にアッピールし、各地の基地問題を解決する。
6　都内に各労組の宣伝カーを繰り出し、一般都民に真相を訴える。
7　一年有半に亘り砂川闘争を支援し闘ってくれた人達に感謝の言葉を贈る。

（以上）

今次の砂川事件は、基地反対運動の一応の勝利を示すものとして、新潟、小牧、神之池はじめ、各基地の反対運動に大きな激励をあたえた。『基地情報』第三〇号によれば、三日から一四日までの間に砂川への動員数は延べ六万二千名である。このうち支援労組三

万二四〇〇名、全学連二万三六〇〇名、社会党その他五六〇〇名である。支援協の動員は目標の約九〇%が確保された、という。

一五日東京調達局は今次側量分一一二八坪を第一次強制測量の一万九千坪の追加分として東京都収用委員会にもちこんだ。さらに今後も未測量地の強制収用をおこなう意図をすてていない。

第三節　その他の基地反対運動

大高根　山形県大高根基地の反対運動が二名の死者をだしたことは本年鑑第二九集五五〇ページで記録したとおりであるが、その外守谷社会党県議、安宅県労評委員らは暴行傷害、労務防害で起訴された。支援団体は山形地裁に準起訴をおこなった。五六年一月、アメリカ軍はついに大高根を断念して撤退を開始した。九月には基地反対闘争の勝利を祝う山の平和祭が、二千名の参加者をえて盛大に祝われた。

新潟　五六年一月、基地反対一周年大会を開き、また一一月二〇日には基地反対県民大会が開催され、知事を先頭に新潟飛行場拡張反対期成同盟が運動をつづけている。

木更津　千葉県木更津では、木更津基地拡張反対本部(市議会内)の指導下に運動しているが、まだ未解決である。

小牧　愛知県小牧は砂川に次ぐ基地反対闘争の焦点で、北里村が強硬に基地化に反対している。他の二市二村は条件派になり、一時基地反対運動が挫折したかに伝えられたが北里村が反対のためなお未解決である。

板付　福岡県板付については、松本治一郎氏が政府を相手に提起していた基地内土地明渡し請求訴訟が五六年二月一三日福岡地裁で勝訴となり、全国的に反響をよんだ。高射砲陣地と石油タンク施設の工事には九州大学学長も参加して反対運動をつづけている。

伊丹　伊丹、池田、豊中三市の市民による伊丹飛行場拡張反対期成同盟会の運動がつづけられ、大阪、兵庫にわたる広範な運動となった。しかしなお未解決である。

美保　五六年五月三〇日調達庁長官は知事あてに予定土地の二四〇町歩の予備調査をおこなうむねを通知した。八月八日航空自衛隊はD66ジェット機五〇機と隊員二千人を拡張された基地に常駐させると発表した。一〇月一七日防衛庁の測量隊が大篠津地区の基地に進入したが、おいかえされた。九月二日境港市議会は反対を決議、一〇月二五日には大篠津町長大会が開かれ、絶対反対が決議された。一一月初旬には総評、社会党などのオルグが入り運動を強化した。一一月一三日には社会党軍事基地対策委員会代表が防衛庁に対し、無断に測量杭を打った不法に対し抗議した。

神之池　茨城県神之池基地問題は、五六年には鹿島町長、町議会が軟化し、商人と誘致運動をはじめたが、反対派を中心に八月二〇日の闘争一周年記念平和祭がおこなわれ、また砂川には一〇〇名以上の動員をおこなった。

伊良湖岬水道　五六年七月、伊良湖岬水道(伊勢湾)に海上自衛隊の超音波対潜水中機器設置の計画が発表されたが、これに対し愛知、三重両県沿岸漁民は漁群回遊に重大影響あるものとして反対運動をおこした。三重県では一一月八日鳥羽市において社会党、労組、漁民などにより集会が開かれ、水中機器設置が決議された。

〔資料〕　砂川事件にかんする資料は、当研究所『資料室報』第二一号、一九五六年一二月刊に記載されている。同室報にのせられなかった資料は次のとおり。砂川町基地拡張反対支援労組協議会編集発行『砂川』一九五七・一・一七刊。伊藤牧夫外『砂川合戦』現代社一九五七・四・三〇刊

第三章　人権擁護運動

一　松川事件

五六年二月から四月にかけて、松川事件の獄外被告は全国に散って、真相報告、釈放運動等の努力を続けたが、総評は一月一九日付総評法対発二四号をもって被告の全国的なオルグ活動について各地評議長宛に協力を要請し、私鉄総連、紙パ労連等の各労組も独自に傘下の組織に対して支援方を訴えた。かくて被告は労働組合の支援協力の下に関西、四国、九州、東北各地方を回って松川事件の真相を訴え続けた。各府県の地評は進んでこの運動に協力した。総評は更に四月四日に法対発四九号をもって総評オルグとして各被告の第二次派遣方を各地評に通知し、その協力を訴えた。各被告のオルグ活動の結果、各地で松川事件をめぐる団体が次々と結成された。岡山県下の松川被告を守る会、松山の松川を守る会、国鉄労働会館松川友の会、東京都松川懇談会等がそれである。

五一年夏に現地調査団を派遣する企画は、松川事件対策委や総評法対部を中心に進められていたが、第一回七月二八日、二九日、第二回八月一一日、一二日、第三回八月一七日、一九日の三回に亘ってこの企画は実現された。現地調査には総評から各単産に参加方の要請もあって、参加者は回を重ねるにつれて増加し、第一回五一名、第二回九五名、第三回二四七名の多数にのぼった。これらの参加者は、被告の案内によって福岡市内の関係場所を巡回し、さらに福島から顕覆現場に至る約三里の山道を歩き、仙台では獄中被告と面会して激励した。二審判決が認定した顕覆現場への往復の山道は特に参加者の話題を呼び、跛行の高橋被告が往復したという認定に対する疑惑を深めたようであった。調査団に加わった各団体では調査結果を印刷して配布したところが多い。調査団については各新聞、ラジオ等も概して好意的な報道をおこなった。

志賀直哉、宇野浩二、尾崎士郎、谷伊之助、広津和郎の各氏は美術家、作家、俳優等に色紙や作品の寄付を求める発議をして各方面に広く訴えていたが、九月にはその数三〇〇点にのぼったので、九月二五日から二九日まで東京銀座の東京画廊で松川救援展をおこない、一般に展示して即売した。

松川事件の起った地元の福島県労働組合連絡協議会第四回定期大会は、九月十七日に左の特別決議をおこなった。

今を去る八年前、空前の惨事として今日国内外の凡ゆる人たちの関心の中で最高裁の決定を待つ重大な段階に至っている。そこには人間の幾つかの生命がたたれようとする危機を含んでおり、それだけに国民の信頼と世界人類の悲願がかけられた裁判そのものに対する日本ばならない。真実を探し求め、善悪の倫理を確立する裁判の嵩高な任務に照らし、われわれは八海事件、五番町事件等の愚をこの松川に再現してはならないと確信するが故に裁判の公正と納得できる審理を強く要求する。われわれは人間の生命が何ものにもかえられない尊さを持つことを知るが故に裁判の過程における被告全員の保釈を要求すると同時に困窮の一途をたどる家族たちに救援の手をさしのべるため、職場に訴えを起し、総じて公正裁判要求の全県民的運動に発展させるために努力を集中する。

右決議する。

昭和三一年九月一七日

福島県労組連絡協議会第四回大会

総評が取扱団体となった松川事件被告保釈署名要請書には次のようにかかれている。

おねがい

松川事件は皆さんの温い激れいと理解ある援助に守られてただいま最高裁で審理中でありますが、第二審で有罪判決をうけた一七名の被告たちのうち、死刑三名（外一名佐藤一被告は病気入院中）、無期懲役二名、一五年二名、一三年一名の計八名は保釈もされないで七年以上も拘留を続けられています。

被告たちは一日わずか一八円三〇銭の副食費をあてがわれ、一日一時間足らずの運動のほかは陽も入らぬ独房で生活しているため、いずれも健康を害ねています。例えば最年長五四歳の杉浦被告は内臓疾患のため一度は外部の病院に入院したものの再びつれ戻され一年余も粥食しているし、全員が生命の危険にさらされているという憂慮すべき有様です。被告たちは保釈しても逃亡や証拠いん滅のおそれがないことはすでに保釈になっている八名の被告たちや、佐藤一被告の執行停止で明らかであります。最高裁でも今では訴訟法上保釈を許可しない理由を明らかに失っており、理由のない理由で不許可にしているのであります。裁判が終るまでに生命の保障もされず、ただいたずらに理由のない長期の拘留を強いることは人道上許されないばかりか国際的にも例のないことであります。

しかも内外から注視され、真実が明らかになりつつある松川事件であるだけにその感じは一層つよいのであります。つきましては獄中被告の即時釈放を要請する署名運動に賛同され、今後の御協力をいただきたくおねがい致します。

一九五六年十月一日

各位殿

二　三鷹事件

五五年六月二二日に三鷹事件被告竹内景助氏に対して宣告された最高裁判所大法廷の判決は、その審理において口頭弁論を一度も開かなかったことと、判決内容が裁判官の八対七の多数決できまったために、各方面からの広範な批判をうけたのであるが、その後、判決に対して申し立てられた判決訂正申立も却下されて、ついに死刑判決の確定をみるに至った。

そこで三鷹事件をめぐる救援と人権擁護の運動は、再審、申立、恩赦、請願等を通じて、裁判のやりなおしと同時に、竹内氏の助命運動として発展していった。

三鷹事件対策協議会では、次のような形式の嘆願書を作って従前の署名運動と合わせて竹内氏の助命を訴えた。

嘆願書

三鷹事件の被告竹内景助については、すでに死刑確定しておりますが、同事件がいかに困難複雑な問題を含んでいるかは、わずか一票の差によって刑が確定したことによっても明らかだと思います。事件の性質上種々の異論もありましょうが、竹内被告ただひとり極刑を課せられ幼い子供たちを残してこのまま葬られることはまことに忍び難いところであります。異常な時代が生んだひとりの犠牲者として同情を禁じえません。何卒充分御考慮の上、特赦の恩恵を与えられるようお願いする次第であります。

内閣総理大臣殿

法務大臣殿

中央更生保護審査会殿

署名運動は判決後も地味な努力が続けられ、五六年八月三一日現在で、四九万九千票に達した。なかでも炭婦協と炭労とが一六万票、国鉄の七万票、私鉄の一万六千票がきわだって多く、全体の七

○%は組織労働者によって占められていた。そして同年一一月六日現在では五〇万六五七票に達した。

また総評と三鷹対策委では、竹内被告との獄中面会運動を提唱し、一一月一日からこれがおこなわれたが、一一月一三日までの間に八〇名の団体代表や個人がこれに参加して、竹内氏と面会した。そして当月一杯続けられた運動には合計一二〇名が参加した。

政府は国連加盟を機会に恩赦をおこなう方針であると伝えられたために、竹内氏の助命運動はこの恩赦との関係で年末に至って一層盛んになった。政府は一二月一四日に恩赦の方針を発表したが、大赦に含まれたのは選挙違反と政治資金規正法違反等に限られた。

竹内氏を恩赦によって助命する運動は、岩井章、植村環、亀井勝一郎、壺井栄、徳川夢声、平林たい子の六氏を発起人として広く呼びかけられ、大野伴睦、志賀直哉、大谷瑩潤、十河信二、河野一郎氏等を含む各界の著名人もこれに加わった。

八月二五日から四日間に亘って開かれた総評第七回大会は、三鷹事件元被告の清水氏の訴えと、国鉄代議員の提案によって、砂川事件と三鷹事件について次のような決議をおこなった。

決議（要旨）

松川三鷹両事件は全世界の良心を持つ多くの人々によって、真相が究明され抗議をうけている。第六回総評大会でも両事件の被告と家族の救援、裁判のやりなおしを決議した。しかし一年間の努力にもかかわらず、裁判の状態はけっして進展しているとはいえない。松川事件の被告のうち八名は七年の間獄中生活を送っている。これに対し、裁判所は、なお拘留の理由があると保釈の要求を却下した。これは人道上重大な問題である。

三鷹事件竹内被告は不幸にして死刑の確定判決をうけ、再審を請求中であるが何時死刑が執行されるかはかり知れぬ段階にあり、家族の心痛も深刻である。本大会は自由と正義と民主主義の立場から次の決議をする。

一　松川事件被告の保釈と裁判のやりなおしを最高裁に要請する。

二　三鷹事件竹内被告の再審と助命を法務大臣、裁判所へ要請する。

三　両事件の被告と家族に激励文を送り、可能なかぎり援助する。

三　破防法関係

(一)　釧路の事件

釧路地裁の宣告した破防法違反事件に対する無罪判決は、検事側の控訴により、札幌高裁に係っていたが、同高裁は一九五六年三月三〇日に控訴棄却の判決を言い渡し、検事はさらにこれに対して上告受理申立を最高裁に申し立てたが、やがてこれを却下されて、ここに初めて破防法違反事件の無罪が確定した。札幌高裁の判決のうち、注目すべき部分は次のとおりである。

憲法前文中論旨に摘示の部分や、その第三章における規定の趣旨を十分に検討し、それに破防法第二条、第三条の規定を参照すると、同法第三八条第二項第二号の文書というのは、原判決説明のように、明白かつ現在の危険のあることを要するものと解するのが相当であって、この結論を非難すべき理由はない。（中略）本件文書には「中核自衛隊、抵抗自衛隊、更らにパルチザンの諸君」なる文言があり、原判決は、これを単なるよびかけにすぎぬとし、しかもこれらの実体について一般人は明確な認識を有せずと説明していること、所論のとおりである。これらに関する解説的または報道的記事が普通の新聞に掲載されたとしても、特殊の人は格別とし、一般人としては「明確な」認識をもつにいたっているとは限らないのである。そして本件のこれに関する文言を今

一度みると「中核自衛隊、抵抗自衛隊、更らにパルチザンの諸君。大衆が公正な選挙を勝ち取るよう国民の自由を守り且つ拡大するよう奮闘せよ」となっている。これによると、中核自衛隊などに対して暴力的な行動で奮闘するよう主張しているものと解釈することは文理上とうてい許されないところである。（中略）被告人両名が、日本共産党の党員であって平素その機関紙などを読みその趣旨を認識了解し、進んでそれを支持する者であるとしても、そのことと、具体的行動における特定の目的とは必ずしも必然的に一致するものとはいい得ない。

人の行動は、時に応じてその当面の目的というものがあって、常に千篇一律を堅持するという次第ではないからである。被告人両名が本件文書を頒布したのは、もっぱら選挙戦を日本共産党に有利に展開せんとする目的をもってしたのであって、内乱を実行させる目的をもってしたのではないとする、原判決は、所論の諸点を十分考えてみても、それが所論のように証拠判断を誤ったものとは当裁判所は認め得ない」

(二) 京都の事件　京都地裁で審理されていた破防法違反事件についても五六年一二月に無罪判決が言い渡された。この事件では検察側は全国の公安事件の諸資料を法廷に提出して、有罪判決をうるための努力を傾けたが、結局無罪となって、ここに破防法事件に関する限り、検察側の全面的敗北となった。全国で四件あったこの種の事件は岐阜地裁の一件を残すのみで、他の三件は無罪となったのである。

四　浜松事件

浜松収容所に収容されていた華僑の送還をめぐる人権じゅうりん事件として注目されている浜松事件は、静岡地方浜松支部で一二名の華僑が刑事裁判に付せられていたが、五六年六月八日、検事は突如公訴を取消し、一二名の人たちは無事に故国に帰ることとなった。検事の公訴取消に際して弁護団の発表した声明書は次のとおりであった。

声明書（要旨）

浜松事件は静岡地方裁判所浜松支部で公判中でありましたが今回、検察官の公訴取消、これにもとづく裁判所の公訴棄却の決によりここに完全に解消するに至りました。この事件は浜松収容所の中国人百二十余名を台湾へ送還のため収容所より送り出した直後、送還先を台湾とすることを明白に拒否していた若干名の者を、その自由意思に基く希望を無視し、当局の独断で送還先を台湾と決定し（これは、明らかに出入国管理令に違反する）、十一月三日から四日にかけての深夜、収容者の安眠中に、百数十名の警備官及び応援の警官を武装動員して右若干名の者を収容所より暴力を用いて強制退去させ台湾に強制送還しようとしたのに対し、収容者等が基本的人権防衛のために抵抗したのであります。この出来事での官憲の所謂職務執行は違法行為であり、収容者諸君の行為は正当防衛であっただけでなく、深夜武装した官憲によって被告人諸君等に対し暴行凌虐の行為すら行われたのであります。これが事件の真相であります。その上、本件被告人諸君の中には十一月二十日舞鶴出港になっていた興安丸で中国に帰国するための一切の準備手続を完了していた者も四人ありました。

われわれ弁護人は、事件発生の直後から、警察署及び検察庁において取調をうけていた収容者諸君の人権の擁護のために努力すると共に、検察当局に対し、本件を起訴すべきでないことを力説し、また起訴によって前記四名の帰国が妨害せられるようなことのおこらないよう極力入国管理局をも説得につとめたが、遂に起訴せられました。そのため興安丸の舞鶴出港遅延等の不祥事を発

生したことは、本件の起訴と共に、日中友好のため甚だ遺憾なことでありました。（中略）今回、法務当局が、諸般の情勢からこれ以上に公訴を維持することの不当性を自覚し、公訴取消しの挙に出たことは、事件の真相を公平な裁判を通じて明かにする機会を逸するものではあるにしてもこの結論は内外の民主勢力の偉大な勝利であると共に弁護人等の事件発生当初からの主張が貫徹せられたことをも意味し、また十二名の諸君が、不当な弾圧から解放されて完全に無垢の人として祖国に帰られるということであって心から喜びに堪えません。

最後に、郭君等十二名の諸君の中華人民共和国への帰国後の幸福を切に祈り、お別れの握手をおくります。

昭和三十一年六月十七日

五　菅生事件

菅生事件の経過と、これが人権問題として大きくクローズ・アップされた経緯は後記の声明書に詳しく記載されている。この事件の被告人たちは、かねてから市木春秋なる人物がこの事件の犯人であって、自分たちは無実であるとする旨を主張し続けて来たのであるが、大分地方裁判所はこの間の事件にさしたる関心を示さないまま、五五年七月二日に懲役一〇年以下の重刑を科したのであったが、被告人側の控訴によって事件は福岡高等裁判所にもちこまれ、審理が続けられていた。第二審においては、市木春秋に対する追求は一層はげしくなって、弁護人側は市木が五二年四月三〇日にかいた日共に対する入党申込書や、同年五月一日にかいた脅迫文の提出を検事に要求していたが、地方、市木の身許と所在に関する調査は地道に進められた結果、五六年九月二八日の公判で弁護団はついに「市木春秋は現職警官の疑い濃厚である」との発表をおこなうに至った。それまで市木が警察官戸高公徳であることを認めざるをえなくなったのであるが、この事件は、五二年当時の火炎ビンその他の事件の背後に警察機構そのものが介在していた事実を明らかにしたものとして、警察に対する世論の非難は次第に高まっていった。

中央では総評や国民救援会が中心となって弁護士海野晋吉氏を会長とする中央対策本部が設けられ、次の声明書を発表した。

声　明　書

菅生事件の名で知られている、昭和二十七年六月二日の大分県菅生村で起った交番爆破事件について、われわれは現地の菅生事件対策委員会、福岡県労働組合総評議会、日本炭鉱労働組合九州地方本部より「正義と真実の勝利のために、菅生事件の救援を訴える」という要請をうけました。

そこで、同事件の被告人後藤秀生氏より事件の真相とその背景について聞き、また資料にもとづき検討し協議しました。

その結果この事件には次のように多くの疑点と驚くべき事実のあることを発見しました。即ち、

一　この事件には最初から、市木春秋なる者が介在し、事件当夜もその現場におり、その場で一度逮捕されたと考えられ、そしてその後、村から全く姿を消してしまったという奇怪な事実があります。この事は被告人始め多くの村人により、語られ、供述調書にものべられています。そしてその後写真や、移動証明書を追って調査したところ市木春秋なる者は、現職警官である戸高公徳（三十二歳）であることが判明しました。しかもこの市木春秋こと戸高公徳は、当時国警大分県本部警備課、桑原唯七警部の庇護の下にあり、事件後は転々と居を移して、本年五月三十一日より東京都中野区警察大学の寮内に妻子三人と共におり、本年（昭和三十一年）九月二十八日の福岡高等裁

判所第四回公判に於て、弁護人が市木が現職の警察官であることを暴露したところ、その二日後十月一日に住居移転先を杉並区西荻窪二ノ一三八と指定したまま行方をくらましました。

二　又この事件は公判の進むに従って法廷での陳述や証言によって次の事が明らかにされています。この九州の一寒村である菅生村に事件の数時間前より警察官百数十人が動員され、又毎日新聞記者和田武浩氏も西部本社に応援を求めカメラマン早川弘氏等一行四名で、この事件の起った駐在所を見通せる所で待っていた。又駐在所では大戸巡査の妻大戸みち子さんも事前にこのことを聞かされ、布団をかぶって死ぬ思いで今か今かとまっていたとのべております。このように多くの人々の包囲と監視の下で駐在所に爆発物が投げ込まれたのであります。

三　そして、この日動員された百数十人の警察官の指揮官桑原唯七氏（現国警県本部広報室長）は、先に述べたように市木こと戸高公徳を事件より三ヵ月前に監督していた人物であります。

従って第一審の公判に於て、被告人及弁護人はこの市木春秋なる者と、指揮官桑原唯七氏を喚問調査する様度々申立てたにも拘らず臼杵裁判長はすべて却下し、後藤秀生氏他四名に確たる証拠もないままに有罪の判決を言い渡し後藤氏は懲役十年で四年半の未決拘留の上十月始めて保釈となり、被告人坂本久夫氏は未だ拘留されている状態であります。

四　その上、当時昭和二十七年春は全国的に破防法労働三法改悪反対の闘いが闘われており、現地菅生村では、土地解放闘争、農協刷新の運動も進められ、阿蘇久住高原一帯二万余町歩の基地化に反対する運動の中心でありました。そして被告人後藤秀生氏はその中心的活動家であり、その事件前にも暴力団にねらわれ後藤氏の父が後藤氏と人違いされて襲われ三ヵ月入院して後不具者となったということさえありました。そしてこの交番爆破事件直後、各新聞はこれを一斉に日共の火焔瓶事件として大々的に宣伝し、破防法の国会通過を助けたということもいわれています。

このように、国民の生活と公共の福祉を守る任にあたらねばならない警察の行った奇怪な行為や、第一審の公判にまつわるあまたの疑点を見るとき、われわれは単にこれは九州の片田舎の一人権じゅうりん事件というだけでなく、法治国としての我が国の名よに関する問題であると考えます。

われわれは今、ここに正義と真実のため又秩序ある社会を愛する人々や、社共労三政党、労働組合、各種民主団体と共に菅生事件対策本部を設けました。そして公正なる裁判と市木春秋こと戸高公徳なる警察官の所在を明らかにし、事件の真相を解明するために努力することをきめました。

すべての団体、報道機関はもとより国民の各位がこの我々の意をくまれ、この事件の究明に積極的に協力して下さるよう以上のように声明し広く世論に訴えるものであります。

昭和三十一年十二月十九日

菅生事件中央対策本部

会長	日本弁護士会連合会会長	海野晋吉
	自由人権協会理事長	
副会長	日本社会党中央執行委員	細迫兼光
	法規対策委員	
同	日本労働組合総評議会	藤岡三男
	副議長	
事務局長	日本国民救援会副会長	難波英夫
常任委員代表	日本労働組合総評議会	神鳥日吉
	法規対策部長	

六　五番町事件

五〇年四月一〇日夜、京都市上京区五番町の貸席の前で、街の青年たちの喧嘩があった。その結果、一人の青年が刺されて死亡した。この事件に関係して翌日から近所の四人の少年に深夜の取調と拷問を加え捕され、西陣署の係官はこれらの少年が傷害致死容疑で逮た。少年たちは、喧嘩の最中に割って入った第三者がおり、この男が刺したのであって、自分たちは関係がない旨を強調したが、度重なる拷問の結果、ついに虚偽の自白をおこなった。検察庁は四少年を京都地裁に起訴して裁判が続けられていたが、少年たちは公判で無実を主張し、第三者の介在することを証明するための証人をたてて争った。ところが検察側はこれらの女性証人二名に対して偽証容疑の取調をおこない、偽証罪によるに関係者の逮捕をおこなうに至った。この頃、八海事件を脚色した映画「真昼の暗黒」が各地で上映されていたが、たまたまこの映画をみて、無実の罪に苦しむ人たちのあることを知った真犯人が、四月四日五番町事件の犯人は自分であるとして自首したのである。ここにおいて検察側は窮地に立ったのであるが、なお強気を示して四月二一日には、真犯人の存在を証言した証人の偽証を確認した、との発表をおこなったために、世論は検察側の非違を一層はげしく追求することになった。

五月七日には衆院法務委員会の調査が開始され、泉次席検事、中沢検事と共に偽証容疑をかけられた証人松泰子氏等が出頭して陳述し、さらに翌八日、九日には法務委員会は京都に出張して警察関係者や、四少年（一名欠席）や二証人を尋問した。少年や証人等は口を揃えて取調の苛酷と拷問を訴えたのに対して、警察関係者がまた口を揃えてこれを否定した点が注目された。捜査担当の森島検事は病気を理由にしてこれらの国会の調査に出頭しなかったが、やがて本件捜査をめぐって上司から不当に圧力をうけた経緯を上申書の形式で発表したために、非難は検察上層部に集中するようになった。五月三一日法務省はかえって逆に森島検事が上申書の発表により公務員として秘密をもらしたことを非難してその処分を発表し、藤沢検事正、泉次席検事は監督不十分を理由に戒告処分をうけた。

七　八海事件

正木ひろし弁護士や自由法曹団が被告人たちの冤罪を主張して、松川事件における広津和郎氏の努力と相まって裁判批判論争をまきおこすきっかけとなった八海事件の最高裁弁論は、五六年七月一〇日と一二日の両日に開かれた。その前後、この事件の有罪無罪をめぐって、週刊誌、新聞、雑誌等が解説・批評を展開して、裁判制度と人権問題に関する世論を喚起した。

正木弁護士の著書『裁判官』に対しては、この事件の一審裁判官藤崎睦氏が五六年二月に『八海事件、裁判官の弁明』と題する著書を発表し、さらに弁護士原田香留夫氏は、五六年七月に『八海裁判記、真実』を公刊し、正木弁護士もまた五六年十一月に『検察官』を公刊した。

七月十一日には最高裁口頭弁論に上京した被告の家族らを含めて、東京千代田公会堂で真相発表会が開催された。

八　自由法曹団

五六年五月二二日から二五日にかけて、ブラッセルで国際民主法律家協会第六回総会が開かれたが、自由法曹団は他の法律家の団体、個人と共に、代表をこれに送り、日本の人権問題について左の諸項目の報告書を提出した。一、外国人、特に在日中国人・朝鮮人の人権問題、二、軍事基地、三、沖縄問題、四、憲法改正問題、五、原水爆問題、六、裁判批判の問題。

五六年七月九日に沖縄問題につき、左の声明書を発表して、各方面に訴えた。

声明書

沖縄は日本ではないのか？　これが現在の、国民の端的な疑問である。沖縄は、地理的にも、人種的にも、将又歴史的にも当然、我日本の一部であるというのが、国民の素朴な確信である。然るに、現実はどうか。いわゆるプライス勧告をめぐって明るみに出された事実は、日本の一部であると考えられる沖縄の地に於て、同じく日本人であると考えられる住民の生存すらが、米国によって危殆に陥れられていることを痛切に示しているのである。然も之に対して、日本国民の利益と意思を代表すべき日本政府は、驚くべき消極的な態度しか示していないのである。そうして政府は、その弁解として、対日平和条約第三条の規定に付ての政府の見解を挙げているのであるが、

対日平和条約自体の妥当性並びに適法性に対する問題は、しばらく措き、然らば果して平和条約は沖縄の地位について、如何なる規定をしているのであるか。

先ず同条は沖縄を米国領土とすることは何等規定していないのである。即ち沖縄の国土は依然として日本の領土であって米国領土ではないのである。しかし同条は又、現在の処米国が沖縄の「領域及び住民に対して行政・立法及司法上の全部且如何なる権限をも有する」ことを規定しているのである。こうして、日本の保留するものはその他の「残余の主権」に他ならないとせられているのである。けれどもこの「残余の主権」は、残余の主権とはいえ「伝統的な法律上の主権」であることは、米国の法廷でも認めている所であり、且又、日本が残余の主権保有に甘んじ、米国が施政権を有することを認めたのは、同条によれば沖縄を将来「合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国の提案が行われ且つ可決されるまで」の暫定的な措置としてであり、且つ、この事も右条文の文言自体から明らかな所である。

従って戦後十年余を経た今日、且又平和条約発行後四年余を経た今日、尚且、米国が国際連合に対し右の提案を行わずいつまでも暫定措置をつづけ、しかもその間に重大な恒久化措置をとることは明白に違法不当な処置として、日本政府は当然直ちに第三条の改定要求を為すべきであるし又充分要求を行う資格ありという べきである。

正に平和条約第三条こそが今日の沖縄問題の根本的な禍根であり、根本的な解決は、右第三条の廃棄改定なくしてあり得ない。

次に沖縄住民の法的地位についてであるが、第三条の規定によるも、沖縄住民は米国国民とせられるわけでは全くなく、現に日本政府の取扱も、明瞭の国籍あるものとなし、且米国すらこの事を確認している。

即ち沖縄の同胞は法的にも亦明かに日本国民である。

このことは沖縄に対し実際上主権行使者としての実利を収めながら、同時に沖縄住民に対しては米国市民としての権利を与えまいとする米国の狡猾な意図に基くものであることは暫く措き、当然その半面、米国は、日本が、沖縄住民について自国民として外交保護権を有することを承認すべきであることは明かである。日本が沖縄住民に対して外交保護権を有することは平和条約第三条によって否定されるものに非ずして、逆に第三条の故にこそ正に明かに認められるべきものなのである。沖縄の地に在って沖縄の住民に対して米国は、行政立法司法の全権を行使しているのであるから、この事実の続く限り、沖縄は、事実上は外国領域と異るところがない。従って日本政府は沖縄住民につき外国領土に在住する日本国民に準じて外国たる米国の不当、不法な待遇に対しては

外交交渉によって保護する権利を有するものであり、国民に対して、その義務を負うものといわなければならない。

今や植民地主義絶滅、民族独立の原則は世界の大勢であり、動かし難い歴史の法則となっている。現に、国連憲章も、「非自治領土に関する宣言」を特に設けその七十三条、七十四条にはその特別な政治原則を定めている。これによれば、統治国は「非自治領土の地域の住民の利益が至上のものであるという原則を承認し、なければならない」ことを規定し、植民地的な搾取を禁じ、住民の利益に統治国の利益を優越させてはならないとしているのである。現在の沖縄の事態は明らかに、この国連憲章の規定及精神に対する重大なる侵犯であり、世界の大勢に対する明白なる逆行であると考える。

朝鮮及インドシナの戦乱の相次ぐ終結を始めとする、極東並びに世界の緊張緩和の大勢を前にして、平和への、全人類のかつてない痛切な願望を前にして、現在米国が我国土たる沖縄の地に於て、我同胞たる沖縄住民の意思を無視して強行している原水爆基地化の暴挙に対しては、我々日本国民は断じて之を黙視することは出来ない。我々日本国民は又米国のこの非行に対して抗議すべき充分の法的権利をも有することを確信する。そうして、我々日本国民のこの正当な要求は必ずや正義に適えるものとして世界の良心の、心からなる共感を得て、最後の勝利を得るであろうことを確信するものである。

一九五六年七月九日

また九月には、同年八月一六日のドイツ共産党非合法化の問題について、次の抗議書を西ドイツ関係機関に送って抗議した。

抗　議　書

わたくしたちは本年八月十六日にドイツ連邦憲法裁判所が、ドイツ共産党を非合法化し、その解散を命ずる判決を下したことを知りました。

この判決は西ドイツ憲法二十一条二項の規定に基きドイツ共産党が「自由にして民主的な基本秩序を侵害し、または除去し、もしくはドイツ連邦共和国の存立を危くするような政党である」と認定したものであります。

然し乍ら、わたくしたちは一九五一年に行われたボン政府の提訴が、軍事ブロックたる欧州防衛共同体の計画にもとづいて、西ドイツが徴兵制度と全面的な再軍備につき進もうとした時期に行われ、そしてその判決が本年七月に西ドイツ議会が徴兵法を成立させた直後になされたものであることを知っております。そして更にわたくしたちは、「自由にして民主的な秩序」という抽象的な条項がいかにその正反対のものを擁護するために用いられるか、ということについても実に多くの実例を知っております。

これらのことを考え合わせると、ドイツ連邦憲法裁判所の判決は、西ドイツ国民の人権に対する侵害であり、ヨーロッパの平和に対する脅威であると考えざるをえません。

人権に関する世界宣言は思想、良心、表現、結社の自由を高らかにうたい、これらの基本的人権の尊重についての国際協力をおごそかに宣言いたしました。西ドイツ政府の措置と裁判所の判決は、これらの世界的な人権尊重の規範をじゅうりんし、平和と人権尊重に向う世界の大勢に逆行するものであります。

わたくしたちは、平和と民主主義と人権を尊ぶ日本の法律家として、西ドイツの政府と裁判所がドイツ共産党に対してとった措置に対して、厳重に抗議の意思を表明するものであります。

一九五六年九月

自由法曹団

九　弾圧対策全国連絡会議

弾圧対策全国連絡会議は弾圧事件に対して統一的な闘いを組んでゆくために総評が、中央各単産、各地評、地区労、労組の事件関係者、弁護士、学者等に広く呼びかけて約一四〇名が集まり、五六年七月三〇、三一日の両日に、東京で開催された。第五回総評大会において松川事件の救援決議がなされた頃から、全国の労組に救援活動の機運がもり上がって来たのであるが、五五年七月一七日には関東地方連絡会議が開かれ、各労組、被告団、民主団体等約百名が参集し、経験の交流を中心に討議された。この際に関係者はお互の経験があまりにも類似していることに深い連帯感をもったのであるが、この気運が全国連絡会議を開催した直接の原因ともなっている。また、京都、福岡の各弾圧対策委員会、熊本、神奈川の各弾圧対策連絡会議等、各地方における人権擁護運動の発展がここに全国的な結集をみるに至ったわけである。

この会議の第一日目は経過報告に次ぎ各弾圧事件の報告がなされ、刑事関係分科会および民事関係分科会に分かれそれぞれ討議された。刑事関係分科会においては「黙否権」の問題に討論が集中され、引き続いて、公判闘争、救援対策について討議がなされ、民事関係分科会においては不当解雇、労働委員会制度の問題が討論された。それまでばらばらで弾圧に対抗していた多くの犠牲者が労働組合の応援によって全国的なまとまりをみせ、これに対する救援資金の具体策や人権擁護運動の組織化が図られた点において、この会議は画期的なものといえる。以下、会議で決定されたものを要約すると、

(一)　中央地方に弾圧対策の会議をもち、これを恒久的なものとする。

(二)　総評加盟各単産はこの運動の中心となる。

(三)　中央においては総評本部を中心とし、地方においては、各県評等が中心となり、各民主団体、被告団、文化人、学者、弁護士等に会員としての積極的参加を要請する。

(四)　以上の組織活動、中央、地方の連絡の強化、調査と資料の収集等のために総評本部に連絡会議事務局をおく。

(五)　右事務局を含めて、諸活動に必要な経費は中央、地方共に総評加盟単産の協力を仰ぐ。

(六)　犠牲者救援対策は以上の組織確立と平行的に確立を図る。

以上のことが決議された。さらに次のような声明を発表した。

声　明

われわれは今回弾圧対策全国連絡会議を開催し、われわれの生活と権利を守る闘いは過去においても、又将来においては尚更のこと、政府、官憲を中心とする一切の反動勢力の弾圧との闘いを度外視しては考えられないことを確認した。

この狂暴な弾圧との闘いはもはや一組合一地方のものではなく、全組織労働者階級を中心とする全国民の上にたつ幅広い根強いものでなければならないことを確認するに至った。

以上の立場にたって本会議は中央、地方を通ずる恒久的な弾圧対策機関の設置とその活動の強化を具体的に決定した。

われわれは会議のこの決定を中央、地方にそれぞれの立場において積極的に具体化すると共に、一切の力を結集してわれわれの権利の擁護、生活の確保の為、今日より更に強力に闘うことを弾圧対策全国連絡会議に参集した全員の名において決議する。

右声明する。

十　全国被告団協議会

全国被告団協議会は五四年七月六日に各事件の被告団が全国的に結集して、第一回の代表者会議が開かれて以来、五五年三月二二、二三日には第二回、五六年八月一日に第三回の代表者会議が開かれ

ている。第三回代表者会議においては、過去一年間、各事件で闘われてきた裁判に対する判決の二つの特徴、すなわち平事件、東大ポポロ座事件等の無罪判決と菅生、三鷹、横川等の各事件に対する有罪判決について報告された。そして自白が、判決に際して、重要な問題になっていることが取りあげられ、黙否権の問題が、如何に大切であるかをもっと広く訴える必要があることが強調された。この他労組との結合、日本共産党の六全協の決議による影響、国民救援会の運動、地方組織、事務局、財政などの報告があった後、各被告団代表から共産党の六全協に対する批判が多く出されたのは特徴的である。この他、被告団の横の連絡および家族の救援、ニュースの刊行、議事録の作製、財政の確立が討議され、法廷闘争の問題としては「自白の問題」「二審の闘いの問題」等の経験の交流がなされ、最後に第一回全国被告団代表者会議で採択された黙否権に関する決議を拡く労組にも訴えてゆくこと、また、今までの経過をのべたメッセージを獄中被告へおくることが決議された。

黙否権に関する決議

私たちは七月五、六日の二日間、東京で開かれた第一回全国被告団代表者会議で沢山の経験を出しあって討議した。その中で特にタイホされたときいろいろなことを敵にしゃべったことが彼等のデマ宣伝や攻撃の材料となり、その後の公判闘争は勿論、労働組合などの運動にまで大きな損害を与えていることを沢山の事実によって知った。

私たちは、こういう事実に対し深く自己反省すると共に、特にタイホされたときに必要な黙否権の行使について次の諸点をあげ、生活と権利、自由と民主主義を守るために闘っている全国の兄弟諸君に訴えるものである。

一　黙否権は憲法や法律でもきめられた権利ではあるが、それだけでなく憲法や法律でも禁止することのできない人間のもつ基本的な権利である。

二　敵に対して、しゃべらないということは自分を守るだけでなく、自分たちの仲間を守り、所属しているすべての団体組織を守り、敵に対しては積極的な抗議、攻撃となる。

三　いつも自分たちの仲間や所属団体、組織を固く信頼することが大切である。一人ぼっちになってしまった、早く出たいという気持ち、そこから生れる動揺、ここに敵につけこまれる大きな弱点がある。

四　デッチ上げだ、不当タイホだと抗議するのはよいが、然しそれも基本的には公開の法廷でやるべきことである。

五　よく説明したら、わかるだろうという常識的な考えが自分をますます不利に陥し入れて行く。敵がいろいろ調べるのは、弾圧という目的を成功させるためであって、疑いを晴らすためではない。

六　アリバイを説明することは、そのアリバイを敵に崩されたり、自分の記憶の中にまちがいがあったりして、敵に材料をわたす結果となり、正しい態度ではない。

七　裁判になったら、ひっくり返すからマア今の所は検事や警察のいうとおりにしておこうという考えは裁判を甘く見ていることで大きなあやまりである。

八　こんな小さな事件だからとか、この位まではいってもいいだろうとか、俺がここで背負ってやろうとか考えることは何れも危険な火あそびであって、敵の術策に陥るもとになる。

九　ほかの人はみんなしゃべっている。君だけいわないでいれば、検事の心証を悪くするだけだ、という敵の謀略にひっかからないこと、たとえ他の人がしゃべったとしても自分がそれに同調し

て、しゃべることは自分のためにも仲間のためにもならない。

一〇　ここまでしゃべったのだからもう仕方がないという考えをすてること、おそくとも気のついたときに、勇気を出して正しく闘いをすすめることが大切である。

一一　家族や生活のことをシンミリもちかけてきたり、なんのこだわりもなさそうな世間話や、理論闘争などをしてくることが度々ある。これは何れもその次の目的を果すための手段であって、それにおぼれたり、巻きこまれないようにすること。

一二　黙否を解かせるために、あるいは彼等の思う通りにいわせるために、脅迫やゴウ問、あるいは面会、差入れなどを妨害することがある。これに対しては断乎たる態度で抗議し、闘う必要がある。

一三　黙否をしても弁護人を選任することは必要である。この場合は面会、差入れなどと同じように、〇〇署何番という留置番号をつかえばよい。

一四　家族や知人、職場の人などを参考人として呼び出すが、これは強制力はないから行かなくても差支えない。行った場合でも黙否するか、あるいは余りしゃべらない方が有利である。この場合タイホされているものが黙否しているかどうかは、特に考える必要はない。

以上指摘したいくつかの事項は、これで全部だというのではない。さて、それでタイホされたとき、われわれは具体的にはどういう態度をとったらよいのか、それは、「何もいう必要はない」という言葉と態度をもって、最後の一瞬まで貫き通すことである。早く出たい起訴されたくないと考えることは無理のないことである。黙否で終始することは、決してやさしいことではない。しかしその闘いは自己と階級を守り敵への攻撃の最大のものであることを私たちは、全国無数の経験の中から知らされたのである。私たちのこの決議が、今後の闘いに一つの教訓となり、利益となるならば幸いである。

第四編　労農政党

この編は昨年版の第二九集では割愛されたため、本年度に限り一九五五年および五六年の二年間におよぶ諸経過を含めてある。

第一章　日本社会党

左派社会党の動向　左派社会党は、統一ならびに総選挙問題についての方針を決定するため、一月一八日から第一三回臨時全国大会を開催することになった。この大会の準備のため、一月一七日には第一回中央委員会が開かれたが、ここで「社会民主主義政治勢力結集方針について」および「選挙対策について」の方針について質疑がおこなわれた。

臨時全国大会は一月二八日東京浅草公会堂で開かれたが、代議員総数三八四、出席代議員二六一名を数えた。まず「民主主義政治勢力結集に関する議案」については、伊藤好道氏から「階級政党は日常闘争と組織拡大とによって発展するのが正常な道であるが日本の今日おかれている立場では、異例の方法によって躍進しなければならない。日本の資本主義は、旧来の支配階級の手をもってしては、もはや維持できない段階にきている。綱領、基本政策、党運営の原則がつらぬかれつつ統一にむかってのり切りうるという見通しにたつに至った。右社と労農を対象として統一交渉をはじめた。労農党は、われわれの統一対象になりうるかどうか疑念をもったが労農党のほうでも最近自己批判の様子がみえはじめた。労働戦線統一とそれによるわれわれへの格段の支持を期待しつつ統一を進めたい」という提案理由があったのち質疑をおこない、採決された。

つづいて「統一に関する決議案」を可決し、それに基く統一準備委員の選出について提案があり、次のように決定した。中央執行委員三〇名、政審会長、統制委員長、地方代表六名、計三八名。

「社会民主主義政治勢力統一方針」のなかでは従来のやり方について次のような点が自己批判されている。すなわち、一、当初、昨年春、社民結集委員会の発足に当っては、委員会はいわゆる窓口をあけておくというような意味で、指導性もなく、単なる連絡機関としていたにすぎず下部組織間の統一交渉のごときはやってはならないことにしていたため、統一の方針が党全体に浸透しにくいという結果を生じた。二、中央と地方との連絡が不十分のため、中央が独走し、浮いてしまう嫌いを生ずるとともに、下部から統一気運を盛り上げるという事態には至らなかった。三、統一についての指令、通達、啓蒙、宣伝が手おくれになったり、弱かったため、党員間の意思統一が十分おこなわれなかった。四、党員に対し、確信をもって統一を推進し、合同を指導する熱意を喚起させる措置が十分

講ぜられなかったため、党員はもやもやした停滞的、懐疑的な心情を持たざるをえなかった。

「大会宣言」、および「社会党統一実現に関する決議」は次の通り。

大会宣言

歴史的意義ある総選挙は、いまや目捷の間に迫った。この総選挙こそ、われらは社会党政権を樹立して民主政治を守り、平和と自立の経済をうちたて八千五百万国民を救うか、それとも政権を再び保守の手に委ね、祖国日本を累卵の危機に陥れて国民生活を破かいさせ、民主主義をじゅうりんさせるかの関頭においておこなわれる。それ故にわれわれは、われわれの同胞、いなアジア、世界の平和と大衆生活安定のために、断じて勝利しなければならぬ。

日本資本主義は、いまやこのままでは窮乏と不安と没落の袋小路に追い込まれ、MSA再軍備の重荷に崩壊させられるばかりである。この難関を打開すべきカギは、ひとり社会党の手ににぎられている。われらはすでに合同への方針を明確にして力を結集し、総選挙を闘い抜く体制を整えるとともに、実践すべき共同の政策スローガンについても準備を完了した。

われらは本一九五五年をもって結党第十年を迎えた。この間、分裂と統一、攻勢と守勢の相交錯するうちに、幾多の貴重なる苦難と、試練を体験した。この闘いを通じて、われらはみずから進むべき道について揺ぎない確信をもっている。この基本線の上にたって、いまや総選挙を勝利し社会党政権を樹立してそこから平和と自立経済の突破口をきり開かねばならない。

本大会は、今こそ全党員諸君とともに保守の強壁を破砕して前進また前進、社会党政権の実現に邁進せんことを、国民諸君の前に誓うものである。

日本社会党万歳！

一九五五年一月一八日

日本社会党第一三回臨時全国大会

社会党統一実現に関する決議

一　われらは自主外交の推進、MSA再軍備反対、平和憲法擁護、民主主義の確立、大衆生活安定のために、階級的大衆政党の建前に則って、この際、両派社会党の速かなる合同を実現し社会主義政治勢力を結集する。

二　われらは来るべき総選挙を保守かの革新かの対決の戦いとして共同スローガン、共同政策の下に、社会党政権樹立のために闘い、特別国会においては、統一首班候補に投票し、共闘を通じて統一の実現を期する。

三　統一された社会党は、本来の目的たる資本主義を打倒するため、ファッシズムを粉砕すると共に、共産党と明確な一線を画して、民主的、平和的方式により社会主義の実現を期する。

なお、両社合同の準備のため左のごとき措置をとる。

(1)　両党の内部にそれぞれ中央執行部を中心とする統一準備委員会を設ける。

(2)　この統一準備委員の中から、綱領、政策、党運営、組織、人事等について両党間で話合うべき若干の交渉委員を挙げる。

(3)　準備委員、交渉委員は総選挙終了後、右に述べたような統一準備を進めこれが完成すればそれぞれの大会の承認を経て、合同大会を開く。

左派社会党は、総選挙にあたって衆議員の定数四六七名に対して、二二一名を立候補させたが、そのうち当選者は八九名にのぼった。

これは前回の六七%を上回る当選率であり、民主党の六五%、自由党の四五%、右社の五五%などに比べるともっとも高い比率を示している。このように左派社会党の選挙の成果は大きなものがあり、両社をあわせると憲法改悪を阻止するに足る三分の一を上回った議席を確保したが、しかし「総選挙闘争報告」では次のような点が自己批判されている。すなわち、選挙の結果は「憲法改悪を阻止しうる努力にとどまり、両社統一によっても社会主義政権の樹立という大目標にいまだ遠い。右社の進出が、かんばしくなかったことにもよるが、わが党の立候補数が少なく、党組織が未だ弱体であることに原因することを考えて、厳粛なる自己批判をおこない、ただちに党づくり、社会主義競争に努力を加えなければならない。予想通りに当選した地区といえども組織は弱く、不安定な要素に立っていることはきわめて明確であり、地方選挙を通じて来るべき総選挙の準備を怠ってはならない」

左派社会党選挙公約

憲法

自民両党はアメリカの意図に従いMSA再軍備の道を拡げる憲法改正を意図している。現行憲法を平和民主憲法と認め、あくまでその改正に反対する。

防衛

原水爆時代には一方的な軍事同盟と雇兵再軍備による安全保障は有り得ず、自衛隊を次第に縮小して平和建設隊に切替え、近代的警察を確立する。

外交

自主中立外交、アメリカとの不平等条約の改廃、中ソとの戦争終了宣言、平和五原則の相互確認とを骨子として、平和地域の拡大を図る。

貿易

全面的な貿易交流のため、対共産圏禁輸品目の廃止を要求、貿易協定、漁業協定等を締結する。また賠償と結びついた東南ア開発を促進する。

税金

大衆課税を廃止し、高額所得に対し高度の累進課税を断行、給与所得月額二万円まで無税とし、資本金一千万円以下の法人は減税する。

食糧

米の統制撤廃反対、米麦の民主的管理を堅持する。生産費をつぐなう米麦価と二重価格制による安い消費者米麦価を主張する。MSA小麦の輸入反対。

住宅

失業対策と結びつけ、年間二〇―三五万戸の庶民住宅建設、資金は防衛費の削減、資金運用部資金などから転用する。住宅公社を設立して建設計画を一元化する。

社会保障

ほぼ右社に同じ。

第二二国会は、五五年度予算の審議と、国防会議法、地方財政再建促進特別措置法、地方自治法改正、および石炭鉱業合理化法などの重要法案が提案された。左派社会党は、まず国防会議法に対しては、それが内閣の上に国防会議という小内閣をつくって、事実上軍人を政治に参加させるものであり、憲法違反であると同時に、これによって、再軍備計画が政治の中心を占める端緒をつくるものとなるという見解をとり、また地方財政再建促進特別措置法に対しては、赤字の地方自治体が再建促進の補助を受けようとする場合は、七年にわたる長期の財政計画をたてて、自治庁長官の承認と統制監

督を受けるという内容のものであるが、これでは地方自治は有名無実になってしまうという見解のもとにいずれも反対の態度を明らかにした。

さらに石炭の合理化法案に対しても、中小炭鉱の崩壊を法律的に確認してこれを買いつぶしてしまうもので、これによって約六万人の失業者が出、残った労働者は労働強化をしいられることになるという見地から、炭労、全炭鉱などの労働組合とともに反対闘争をおこなうことになった。予算案については、一般会計で八八億円の増額、六七億円の減税、財政投融資金で六〇億円増などの財源を、主として預金部資金引受け予定の金融債一四二億円、国鉄公社債五〇億円を市中銀行で消化させることに肩代りしたことでまかなっている。つまり一般会計の財源不足を政府資金に、さらにそれが金融債の市中消化へとしわよせされたことになり、これは、これだけの債券が市中金融の中にわりこんできて重荷となること、財源の不足を事実上の公債に求めたという点で、公債政策の端緒を切り開いたことになるとし、予算案に対しても反対の態度をとった。

国会における審議は両派社会党の強力な反対によって遅々として進まず、重要法案が可決されないうちに国会の期日に迫ってきた。かくして左派社会党は、次のような国会対策をたてた。すなわち、一、目下審議中の法案(国防会議設置法、憲法調査会法、地方自治法一部改正案)は日本民主政治に逆行し、これを破壊し平和経済を困難にするものであるから、これに反対し、否決または審議未了にする。二、地方財政再建整備促進法、石炭鉱業合理化法案、自作農金融法案、健康保険法一部改正案は、この反動性を取り除き、実効のあがる別個の代案を成立させる。

以上のような方針に基く国会闘争の結果、国防会議法案と、憲法改正のための重要布石である憲法調査会法案などは、参議院においてついに審議未了となり、七月三〇日に至って国会の幕はとじた。

右派社会党の動向　右派社会党は、一一月一八日、東京豊島公会堂で第一三回臨時大会を開催した。河上委員長の挨拶、浅沼書記長の一般党務報告ののち議事に入り、まず総選挙、および地方選挙対策、つづいて両社統一問題が上程され、統一方針書、統一実現に関する共同決議案について約三時間にわたる討論がおこなわれた。かくて、政策、綱領、組織など困難な問題の調整に全党あげてその解決にあたることを確認、議案を満場一致で可決した。大会宣言は次のとおりである。

大会宣言

日本社会党がその歴史的使命を達成する第一歩として、社会党政権を樹立すべき機運は、熟しつつある。われわれはこの情勢を正しく把握し人心の趨くところに従って、われらが立党の精神を大きく生かさなければならぬ。社会党の躍進を前にして、左右両社会党の統一が強く叫ばれ、本大会を期して統一のための具体的方途の講ぜられるに至ったことをわれわれは心より喜ぶ。

一九五五年を以て日本社会党は結党第十年を迎えることとなった。この十年間の多難な歩みの中において、われわれは終始一貫社会主義的政策の具現による日本の再建を念願してきた。政治的には民主主義を、経済的には社会主義を、国際的には平和主義を、という立党以来の信条は、十年の闘争を経ていよいよ光輝を加えて来った。止むを得ざるとはいえわれわれの陣営に分裂を生じたことはまことに不幸なことであった。ために国民大衆に失望を与えたことも率直に認めなければならぬ。然しながら今や統一を要望する国民の世論と、われわれの内部における反省とは、ここに両社会党合同への力強い巨歩となって現われた。再び分裂することなき統一のためにわれらは着実に

して真剣なる合同運動を進めたいと念願する。

われらの統一を試練すべき総選挙は目睫の間に迫りつつある。保守と革新との大きな線によって争わるべきこの総選挙を通じて、革新勢力の一大躍進を希うと共に、われわれの努力がこの躍進の中に生かされることを信ずるとともに革新陣営の拡大と、揺ぎなき結集力とが、来るべき総選挙を契機として具現されるならば禍を転じて福となすの結果となるであろう。われわれは、愛党の精神を振起し、この際保守陣営の胸壁を破かいして前進せられんことを訴う。

勝利への期待を新たにしつつ

右宣言する。

昭和三〇年一月一八日

衆議院は一月二四日に解散されたが、右派社会党ではただちに中央執行委員会を開催し、総選挙闘争のための闘争宣言を発表した。つづいて二五日中執委は、「他党に率先して今回の総選挙を通じ、選挙粛正の実をあげ、真の公明選挙をおこなう」旨の声明を出した。

右派社会党は、一三二名の公認候補を決定したが、そのうち六七名が当選した。これは解散時の六一名から比べると増加したとはいえ、左社の進出に比べて明らかに伸び悩みの状況であったため、総選挙が終ってから「地方組織の強化、友好労組との組織的緊密化において、日常闘争に欠けるものがあった」という自己批判をおこなった。右社の選挙公約は次のようなものである。

右派社会党の選挙公約

憲　法

（一）　憲法改正に反対する。現行憲法に不備な点のあることは認めるが現下の憲法の改正は再軍備及び旧家族制度の復活など封建制への逆行を意味するが故に絶対反対である。

（二）　今次総選挙において両社会党を合して議席の三分の二以上を確保し、憲法改正を防止して民主平和憲法をあくまで擁護する。

防　衛

（一）　国連の集団保障により日本の安全を確保する。しかし日本の国連加盟が実現できない現状においては地域的安全保障もやむを得ない。再軍備には反対。現在の自衛隊は逐次縮小し、国内治安確保のため旧警察予備隊程度のものを残す。

（二）　再軍備よりも経済自立と国民生活安定を優先し、民族自衛の基礎を培養することに努力する。

外　交

（一）　国際緊張は力による解決を排し、話合いで緩和する。MSA援助に反対し、不平等条約（平和条約、安保条約、行政協定等）を改廃し、小笠原、沖縄の返還を求める。中ソとの国交も速やかに恢復するよう努力し、同時に南樺太、千島等の返還、抑留同胞の送還を要求する。

（二）　世界の民主社会主義勢力と緊密に提携して、恒久平和の確立に進む。

貿　易

（一）　昭和三十二年度において輸出額二十億ドル突破を実現し、輸出も二十億ドル程度におさえて、特需に依存することなく国際収支のバランスを回復する。そのため貿易振興のためあらゆる方策を実施し、特に東南ア貿易を伸張する。

（二）　対共産圏貿易の制限撤廃に努力し、国交回復と相まって対中ソ貿易の拡大増進を図る。

税　金

（一）　月収二万円まで免税し、中小企業の法人税と事業所得税を引

下げる。その反面高額所得に対する累進課税を引上げ、富裕税を復活する。

(二)　地方交付税率を引上げ、都道府県民税、市町村民税の減税財源に充当する。

(三)　資本蓄積促進のため、三年以下の定期預貯金、公社債利子を免税する。

食　糧

(一)　米麦は国が直接管理し、生産農民のためには自主的供出制度と生産費をつぐなう米価を保証し、消費者には二重価格制による安い消費者米価で米二十日、麦十日の完全配給を確保し、生産者米価との差額は国庫にて支弁する。

(二)　食糧を十ヵ年後に完全自給するため、年間四百万石の増産計画を樹立し、これに必要な経費を優先的に確保する。

(三)　化学肥料の国家管理を行う。

住　宅

(一)　十ヵ年計画で国営勤労者住宅二百万戸と長期月賦分譲の耐火住宅百万戸を建設する。住宅の集団化と高層化によって土地の効率的利用を図る。

(二)　家賃は月収の五%を標準として入居条件を均等にする。

(三)　建設資金は防衛関係費の削減と一般予算の合理化でまかなう。

社会保障

(一)　国民全部に健康保険を拡大適用して医療費負担を軽減し、特に肺結核病床を大幅にふやす。

(二)　国民厚生年金制度を確立して老後並に失業時の生活を保障する外、生活保護を強化し、児童福祉施設を拡充する。

(三)　社会保障制度の確立に必要な財源は主として防衛関係費の削減その他によってまかなう。

予算の組替え案については、一、高額所得者および不労所得者本位の政府税制改革案を撤廃して、低額所得者の減税に重点をおき税制を改正する、二、防衛関係費は大幅に削減する、三、過年度繰越金はこれに相当する年度歳出予算額を減額することによって相殺する、四、経費の減額分を財源として、これを社会保障、文教、地方財政中小企業などの安定、基礎産業や農林水産の増産態勢の確立、治山治水など公共事業に対する失業者の大量吸収などのための諸経費の増額にふりむける、という方針を決定した。

以上のような基本的方針に基き右派社会党は、左派社会党との緊密な共同闘争のもとで国会闘争をおこなったが、しかし、両社の国会共闘について右社では次のような問題点を指摘している。「両社は毎週火曜日両社合同国会対策委員会を開いて一週間の国会闘争の進め方を協議してきたが、左社の労組偏重の傾向はぬけ切らず、右社の中小企業、農民層にわたるひろい大衆政党としての性格とは

しばしば対立をみせた。百貨店法提案がこれのもっとも単的に現われたものであった。右社は百貨店の暴挙に対し中小企業者の立場に立っていち早く百貨店法の設置を企画、その共同提案を左社に要請したが、左社は百貨店労組等の関係もあってか消費者の立場から検討するとして月賦販売方法など販売面での規制にちゅうちょしたため、法案提出が一ヵ月ちかくおくれ、ついに審議未了に追込まれてしまった」（『日本社会新聞』、第五四一号）

統一社会党綱領の審議　両派社会党は、選挙で公約した社会党の統一実現のために綱領、政策、組織、党運営などの具体的問題について三月二二日から両社の小委員会で話し合いを進めることになった。特に統一の基本条件となる綱領については両社の綱領政策委員会で、社会主義インター綱領、アジア社会党会議綱領、民主社会主義綱領、左社綱領などを参考として新しい綱領を作ることが確認された。

五月に入ってから、右社は両社統一委員会合同会議に提出する「統一社会党綱領草案」の作成を急ぎ、七日の中央執行委員会で最終的な決定をみた。その骨子は前文で社会主義の歴史的発展の過程を説明し、社会主義は人間が人間を搾取することのない制度であり、労働階級が社会主義運動の担い手となったとはいえ、資本主義のもとにおいて圧迫と苦悩とを感じているその他の市民の間に共感を呼び、ついにはひろい国民運動となったとし、また国際共産主義を鋭く批判し、国際共産主義は社会主義の堕落であり、社会主義を生み出した近代社会のヒューマニズムを根底から破壊するものであるとのべ、社会主義の目的と原則のなかでは、社会主義政権樹立の方法は議会主義を厳守すべきことを主張している。この草案では、「党の性格と平和革命の方式」について次のようにのべられている。

党の性格と平和革命の方式

（一）　党の性格

一　日本社会党は、日本における民主的な社会主義の建設を目指す政党であって、民主的な社会主義に目覚めたすべての人々に開放される。

二　日本社会党は、労働階級を中核とし、農民、中小企業者、知識層等の広範な国民勤労層からなる結合体である。党は党の綱領、規約を認め、党の政策遂行のために努力する党員によって構成される。すべての党員は、その階層の如何を問わず、党内において平等の権利と義務とを有する。

三　日本社会党は、社会主義実現をめざす行動の党として、定められた規約並びに党員同志の信義と友愛とに基く強固な団結と、少数意見の尊重を含む党内民主主義の確立とを必要とする。党内における自由な討議と、決定に対する服従並びにその責任ある遂行とは、すべての党員が守らなければならない義務である。

四　日本社会党は社会主義実現のための長期間にわたる、種々の闘争において、常に国民の先頭に立ち、その精神的指導力を確立しなければならない。そのため、党員は、大衆の模範となるような高い道徳と品性とを養うように日常心掛けねばならない。

五　社会主義は、単に政党の活動によってこれを実現し得るものではない。他の大衆団体との緊密な協力があって初めて、社会主義の実現を期すことができる。

党は、そのため、何よりもまず労働組合、農民組合その他、勤労者の利益を守る大衆団体と常に密接に結合し、その影響力を強化しなければならない。その際、党は、これらの諸団体の

自主性をあくまで尊重して、有機的な協力関係を打建てるべく努力し、一方的な指導、命令によって、これを支配せんとするがごときは、厳に慎しまなければならない。また党は、組合その他の諸団体が、その本来の目的を逸脱して政党化することに反対する。

六　大衆の先頭に立って、その利益を守るために闘う党は、議員政党に偏してはならない。常に日常闘争を活発に展開しつつ、他方、社会主義思想を発展、深化させて、勤労大衆に向うべき途を示し、議員と一般党員とが隔離し、党員が勤労大衆から浮上るような現象は、これを根絶するように努めねばならない。

(二)　平和革命の方式

七　平和革命実現の基礎となるのは、社会の各方面における民主的、自発的組織の活発な活動である。党がこれらの諸組織を培養、発展させ、これと提携するために努力することが、すなわち平和革命実現のための実践である。

八　日本社会党は、目的は手段を正当化するという思想を排撃する。従って、党は、資本主義の抵抗を克服し、常に暴力革命と階級独裁とを排し、平和のうちに、議会を通じて、社会主義を実現することを信条とする。民主主義の徹底による社会主義の実現、すなわち平和革命は、ある特定の条件の下における一時的な戦術ではなく、常に党がこれを厳守すべき原則である。従って社会党は、社会主義政権樹立の条件として戦争や恐怖を予定し、これを利用するような方法に反対する。

九　平和革命は、言論、集会、結社、信仰、良心の自由、完全の秘密、平等・自由選挙、民主主義的諸権利を余すところなく行使して達成される。これらの諸権利を、社会主義政権が革命を口実に制限することは許されない。

一〇　議会において多数を獲得して、政権についた後においても、党は司法権の独立、教育、新聞、出版、放送などの自由を抑圧することをせず、国民の批判の自由並びに反対党の存在とその批判の自由とを認め、政権の所在と移動とは、あくまで自由に表明された国民の意志によって定められる。従って社会主義政権の維持は、党の政策の浸透により、勤労大衆が理解と納得とをもって、党に圧倒的支持を与えることによってのみ可能である。

一一　平和革命を実現するためには、地方政治の民主化が不可欠の要件である。従って党は、地方自治体の議会において、社会主義勢力を伸張させ、地方政治の民主化の地固めをするために努力しなければならない。地方における党の勢力の伸張は、中央における社会主義政権の樹立を容易にし、かつその長期にわたる政策の実施を可能ならしめる。

右社の綱領草案に対して左社は、「綱領として体系的なものとはいえない」と批判し、さらに鈴木左社委員長が新潟において「右社の草案は統一社会党の性格の焦点をぼかしたもので、右社の統一の熱意を疑う」という談話を発表した。これに対して右社の浅沼書記長は「公然と統一に水をかけたことは遺憾である」との談話を発したが、しかし右社では鈴木談話にこだわることなく統一を進めることを確認した。

その後両社の綱領審議は日本の現状に対する規定、社会主義の目的、社会主義と民主主義、党の性格、任務、構成など八項目について一応の意見の交換を終り、六月一一日頃から本格的調整に入ることになったが、左右の見解の対立点は次のような点にあった。党の性格については階級的大衆政党という表現では一応意見の一致をみたが、その具体的内容については左社は労働者の中核的役割を強調

し、特定階層の利益代表政党でもよいとし、農民、中小企業は労働者の同盟者であるとする考え方に立ち、右社は労働者も農民も中小企業者も平等であり、ひろくこれらの協力支持がなければ、社会党の存在意義がなく階級的大衆政党という規定においても階級的に重点がおかれると革命主義になると主張した。

日本の現状に関する規定では、左社側は、日本は高度に発達した独占資本主義国であって生産力も相当高く発展しており、したがって近代的な労働組合の組織も確固として現存しており、この点は旧インド、中国などの植民地、半植民地とまったく異なる立場にあると主張し、また右社側は、あらゆる国は大別して独立国と植民地の二種類しかありえない、日本はアメリカによって種々の制約をうけてはいるが依然として独立国の範疇に属する、と主張している。

七月二一日には、両社綱領、政策小委員会で今までの討議をまとめ、「綱領交渉整理書」を決定した。これによって社会主義の目的、党の性格、任務、構成、国際社会主義運動に対する態度、社会主義と民主主義、国際労働運動に対する態度、日本の現状に関する規定、国際平和確立の方途などについてそれぞれ成文を得たが、しかし「国際共産主義に対する態度」については左社が「共産主義は社会主義の範疇に属する社会主義運動の競争者である」と主張し、右社は「共産主義は社会主義を堕落させ、後退させるものであり、民主主義の原則と正面から対立するものだ」という主張をし、見解がするどく対立した。またもっとも調整困難だったのは、「日本の現状に関する規定」であったが、八月二七日の綱領政策小委員会ではその大綱について大幅なあゆみよりがおこなわれた。九月九日に至って四ヵ月以上にわたり審議がつづけられてきた綱領案が、右社曽禰益、左社伊藤好道両氏の手によって成文化された。

社会党統一大会　社会党統一大会は、一〇月一三日、神田共立講堂で開会時間を一二時間も遅れて開会されたが、一四日午前二時に至り、全議事を終了した。開会が遅れたのは、役員問題でおり合いがつかなかったためである。すなわち左派社会党は、七役、七局長、中執委での優位性を強く主張し、右社は平等の原則を主張して両者の見解は対立した。かくして両社の委員長会談がおこなわれ、結局右社は財務、統制をとり、中執委での左社の優位性を認め、七役でも主要ポストを左社にゆずってけりがついた。

大会の経過は、三宅正一氏の開会の辞ではじまり、鈴木、河上両派委員長の挨拶ののち議事に入った。議事は統一経過報告（佐々木更三）、綱領（伊藤好道）、規約（安平鹿一）、一九五六年運動方針（曽禰益）、政策大綱（佐多忠隆）がそれぞれ提案され、全会一致で可決した。大会で決定された主な役員は次の通りである。中央執行委員長、鈴木茂三郎、書記長、浅沼稲次郎、財務委員長、伊藤卯四郎、統制委員長、加藤勘十、政策審議会長、伊藤好道、国会対策委員長、勝間田清一、選挙対策委員長佐々木更三。

なお一九五六年度運動方針中、組織活動方針は次のとおりである。

組織活動方針

一、党づくりの基本原則

新たに生れた社会党は、統一によせられた国民大衆の切実な期待に応えて、勇敢に日常闘争を闘い抜き、真に日本の平和と独立を完成し、社会主義革命を遂行するに足る党組織を持たなくてはならない。そうした意味において、わが党の組織活動は「新しい党づくり」でなければならない。この新しい党づくりの基本原則は、次の三つである。

（一）　党の階級性堅持と党内民主主義の確立―統一綱領と新規約前文にある通り、わが党は「労働階級を中核とした」広範な勤労大

衆の階級的大衆政党である。

それは、二つの意味をもつ。一つには、全党員は、その出身階級の如何を問わず、平等の権利と義務をもち、大衆討議が尊重され、党内民主主義が、上から下まで、貫かれ、徹底されていなければならない。このためにはとくに若い献身的な党員の力を発揮させることが重要である。

二つには、わが党は勤労大衆の利益を直接に代表した階級的大衆政党である点において、資本家階級の支配のための道具である保守政党、旧秩序に安住する小市民的中間政党とは本質的に性格を異にしている。党組織はしたがって広範な国民階層を組織すると共に階級性を堅持しなければならない。いいかえれば、統一された意思をもつ強固な組織と党員の自発的にして厳格な党内規律がなければならない。それは、わが党が、幅の広い大衆政党としてとくに必要なことである。

(二)　議会偏重主義の排除と日常闘争の展開とくに大衆のなかにおける党組織活動。

綱領に示された通り、党は国会を通じて民主的、平和的に革命を遂行するが、同時に単なる議会主義の党ではない。わが党は革命を行う階級的大衆政党である。革命にあたっては、資本家階級は議会のみならず他の一切の権力機構を掌握しているからに、彼らの一切の力を動員して、妨害してくる怖れがある。これに対処するには、勤労大衆の一切の組織が党と有機的に結びつき、自らの意思と行動によって強力に党を支持するように組織的発展がなければならず、そのためには、広範な大衆の組織力と影響力が確固としていなくてはならない。それは暴力的革命方式を排除し、これを理論的にも実践的にも克服するために必要である。

広範な国民大衆を党の組織力、影響力にしっかりと結びつけるためには、われわれはこの際、議会偏重主義、選挙第一主義の弊におちいらないように党を運営し、全党員、全組織が、不断の日常闘争、全国、地方オルグ組織、および広範囲の近代的な教育宣伝活動を通じて、常に大衆の中に入り、大衆のなかで党づくりを行っていくという新党風を確立することがなによりも重要である。

(三)　党と大衆組織はたがいに自主性をもちつつ、緊密な連携をたもたねばならない。

政党は各種大衆団体のなかで高度な組織形態である。したがって、労働組合農民団体をはじめ、青年、婦人、文化、中小業者等の各大衆団体内に、党の不抜の影響力をもつことは、日常闘争と革命のために不可欠の条件である。ただその影響力、指導力は、上からのものであってはならない。大衆の自発性と、要求を上から規制し抑制するやり方はきわめて不安定なものであり、しかも永続性がない。正しい大衆組織指導の方法は、ただ一つ、大衆の自発性を下から組織し下から党の指導力をうちたてる方法以外にない。こうした意味からわが党は、労組内で大衆の信頼をうる日常闘争を行う。必要な場合には職場班等を設ける。ここで肝要なことは全国重要拠点における労組内に党の組織力を確立し、そのまま全国的な連絡組織の結成を促進することである。

他方特にわが人口の四割七分を占める農民の組織化に対して、党は当面とくに全力を注がなければならない。この農民大衆の組織化と農民組織と党との結合なくしては社会主義革命はなりたたない。こうした基本的な関係を認識し、党は労組、農組をはじめとする各種大衆団体との間に、おたがいに自主性を尊重しつつ、緊密な連絡と提携の関係をうちたてることが必要である。

第二四国会闘争　社会党は昭和三一年度予算組替方針をきめ、二

月二七日「昭和三一年度一般会計予算ならびに特別会計予算および政府関係機関予算の編成替を求める動機」として国会に提出した。その主な内容は左のとおりであるが、国民生活の安定面に社会主義政策を採り入れたことにその特徴を見出すことができる。

歳入の部

一　所得税収入については月収二万五千円（世帯人員五人）までを非課税とし、政府案に比べて三百五十六億八千四百万円の減収とする。

二　法人税収入については、資本金五百万円以下、従業員三百人以下、年間利益金百万円以下の法人税率を五％引下げ、かつ租税特別措置法の一部における不必要な減免税措置をとりやめることにして政府案よりも六百二十四億円増収とする。

三　物品税収入については、本年十月より全廃とするため政府案よりも百八十七億円減収とする。

四　関税収入については、輸入原糖と精糖との価格差益を食管特別会計により吸収するので砂糖関税率の引上げをとりやめるため、政府案よりも六十二億円減収する。

五　新たに富裕税を創設し、これにより二十億円を徴収する。

六　専売納付金については、たばこ消費課税率を百分の二引上げて百分の十九とするために、政府案よりも六百三十八億九千万円増収とする。

七　右の如く平年度約六百五億円に及ぶ減税を源泉並びに事業所得税と中小法人税において実施する一方、平年度約六百四十四億円に及ぶ増税を大企業中心の法人税関係において実施して、真に国民の租税負担不均衡の是正をはかり、かつ歳入総額においては政府案より九億円減額して、財政規模の収縮をはかるとともに財政の健全化をはかるものとする。

歳出の部

一　社会保障関係予算については、政府案よりも生活保護費は二十八億四千五百万円、児童保護その他社会福祉費は五十二億六千八百万円を増額して国民生活の安定をはかり社会保障費は百三十一億千九百万円、結核対策費は百十九億七千九百万円、失業対策費は六十八億九千三百万円を増額して雇用の拡大をはかる。

遺族及び留守家族等援護費は旧軍人遺族等恩給費のうち旧軍人恩給費を除く金額をこれに加算して、ひろく戦災犠牲者補償費としての性格を明確にする。

別に新しく国民年金実施調査費を一億円計上して、将来、文官恩給、旧軍人恩給、厚生年金等を整理統合して国民全部に適用される国民年金制度を実施するための基礎調査を行う。

二　文教関係予算については、義務教育充実を主眼として政府案よりも七十八億八千四百万円増額する。

三　旧軍人遺族等恩給費については、旧軍人の普通恩給費並びに同増加恩給費のみを計上し、かつこれが佐官以上の階級差を撤廃して、遺族扶助料関係費は遺族及び留守家族等援護費に項目替えするために、政府案よりも六百三十八億九千万円減額する。

四　地方交付税交付金については交付税率を二％引上げて二七％として、政府案よりも百九十一億五千万円の増額をはかって地方財政の補てんを行う。別に地方債関係利子補給については政府案よりも二十二億一千万円増額して、再建債の枠の拡大による利子補給と政府資金による地方債の元金支払いの棚上げに伴う利子補給とを充実する。

五　防衛関係費については、防衛支出金を全額削減し、防衛庁費は政府案より七百二億円を減額する。

六　公共事業関係費については食糧増産対策費を十九億六千六百万円、農林、漁業対策費を三十八億二千五百万円、中小企業対策費を六億九千九百万円、出資および投資を百三十億円それぞれ増額し、産業の振興特に食糧自給対策の充実につとめ、かつ雇用の拡大をはかる。ただし海運業の好況にかんがみて外航船建造融資利子補給は廃止する。

七　住宅対策費については、公営住宅建設中心主義に住宅建設計画を組替えるとともに、公営住宅建設戸数の大幅増加をはかるため二十二億八千五百万円を増額する。

八　一般行政費については、旅費および物件費などの節約と公安調査庁の廃止を断行し、百二十億円減額する。

九　公務員の給与は、本年四月から一ヵ月一率二千円を引上げる。（一七五億七四〇〇万円増）その他昇格費として三十二億円を増額する。

一〇　来年度から最低賃金制を実施するための準備資金として一億円を計上する。

一一　供出米の生産者価格を一万二千円とし、消費者価格は現行通り石一万七百四十四円とする。

この価格差のうち百六十億円を一般会計から支出する。

一二　定点観測費については十億円増額する。

小選挙区制問題は保守合同後、政府が選挙制度調査会に小選挙区制起草委員会を設置して区割りを具体的に進めてきたが、社会党はこれに絶対反対の立場から独自の区割りを作成、政府案と対決した。その後自民党との話合いももたれたが、社会党の今国会提出中止の申入れが拒否されたため会談は決裂、三月二〇日ついに小選挙区法案は衆議院に上程されようとした。これに対して社会党はまず「衆議院解散要求決議案」を提出、いずれも否決されはしたが、小選挙区法案の上程は阻止されるところとなった。ついで二二日も「日ソ交渉中間報告」を要求してこれを追及、さらに「重光外相不信任案」の提出で再び上程阻止に成功、翌二三日にはついに小選挙区法案上程の運びに至ったが、社会党は審議未了に持ちこむ方針に戦術を換え、六月三日国会終了で流産させることに成功した。

この国会では小選挙区法案のほか健康保険法改正案、教科書法案などがいずれも廃案となっているが、就中教育委員会法案と教科書法案のいわゆる教育二法案の審議は第二四国会大詰の六月一日参議院で大混乱の末、警官隊の出動事件まで惹起した。このため社会党は衆議院で鳩山内閣不信任決議案をもってこれに抗議したが、国会混乱の真因については浅沼書記長談で、一、最大の責任は自民党が少数意見をふみにじったことにあること、二、警官の国会内導入は主義、議会主義を守っていきたいなどを明らかにしている。自己批判について述べられたおもな点は次のとおりである。

（1）　外部勢力（日教組）に引きずられたか

今度の混乱は日教組、総評にひきずられたんではないかという批判がある。しかし私は決してそうだとは思っていない。事態の収拾を松本、岡田両氏にまかせることを党が決定したが、これに対し日教組の強い反対を受けた。しかし結局両氏に全部を委任したのである。日教組の小林委員長も了解していた。ひきずられたとは思っていない。政治問題は社会党が当るのであり経済問題については労働組合が行うべきであって、相互に自主性を重んじ、その中で関連をもちつつ問題を解決すべきものである。

（2）　行過ぎはなかったか

議員以外の力が幾分加わっていたところに問題はある。闘争の審議に他人を加えるべきではないと思う。秘書団の諸君はよく闘ったしその努力を多とするが、しかしこの点については反省の余地があると思う。

（3）目的のために手段を見失わなかったか

そんなことはなかった。合理的にやったつもりである。小選挙区法案をめぐって社会党の人気がよくなった。

そのために自民党は何かといえば「社会党の暴力」を口にし、世論を自党に有利にさえしようとしていた。松岡地方行政委員長の態度など全く謀略的であった。

（4）統制力に欠陥は無かったか

党の統制力は必ずしも万全ではなかったと思う。左右が統一して一本になり派閥も解消したが、依然参院における自主性を重んじ、ある程度独自性を認めていた。しかしこれは当然のことで、そういう形で両派（自民・社会）の話合いが行われてしかるべきと考えている。

（5）今後いかにして自己批判の実をあげてゆくか

私どもは率直に力の行使は排せきされねばならぬと思い、国民にその非を謝罪したい。だが警官の導入に対しては断固としてその責任を追及するものである。

議員としてのキンジを高めながら、国会法その他の改正をやって多数の横暴をさせないように努力していきたい。十二日の執行委員会で自己批判を行うことになっている。

参議院選挙闘争　六月一二日社会党は選挙体制について協議するとともに次のような闘争宣言を発した。

参院選挙闘争宣言

かえりみれば、第二十四国会は会期末の参院において混乱的な事態を現出した。わが国政治史上いまだかつてなかった警察官の本会議場への導入、憲法、国会法、参院規則、慣例の蹂躙は、その最たるものである。これを憤ったわが党の側にも遺憾の点のあったことは充分自己批判する。しかしわれわれは当面する参院選挙戦において国民の公正な審判をあおぐのであるが、この選挙戦を勝ち抜く旗印は政府与党の憲法改悪を断固阻止することである。われわれは政府、与党に対し、われらの政策をもって争う。外に対しては二元的で、動揺常ならない対ソ外交、中国との国交回復についての怠慢に対し、内においては一方では防衛費を増強しながら、社会保障、住宅政策などの拡充をうたう欺満的な態度を追及する。さらに防衛庁、農林省、大蔵省などに未曽有の綱紀たいはいの事実が続出し、国民の血税は乱費され鳩山内閣はいまや末期的病状を呈して来た。わが党は国民とともに鳩山内閣の内外政策の行詰り、綱紀弛緩の醜状を追求し、参院選挙戦において少くとも三分の一以上の議席を獲得するとともに進んで鳩山内閣の打倒に邁進する。

選挙結果は全国区二一名、地方区二八名の当選者を出し、これに共産党など革新派を加えて議席の三分の一を確保、与党側の憲法改正の企図は完全に阻止されることとなった。

下半期活動要綱と組織拡大月間　党本部は上半期闘争の自己批判の上に立って下半期闘争方針要綱を八月一一日の中執で決定した。特に基本目標で議席の三分の一獲得から、完全独立のための過半数獲得を打出し、組織拡大のための行動として八月―一〇月（さらに一ヵ月を延長）を組織拡大月間として県連、支部にそれぞれに任務を通達した。右の要綱のうち組織問題に関する部分は次のようなものである。

党組織の主体性の確立

党の現状は、選挙で成功をおさめ議席がふえても、これに比例して組織が強くなってゆくとはかぎらない。これは、組織に根ざした選挙ができず、いつも組合に依存した闘いばかりやっているからである。もっと党員が党によって立つ足もとをしんけんにみつめ、組織の基礎をつちかってその上に大衆団体に対する指導性をもたなくては、党の主体性はいつまでたってもかたまらない。ことに「議席の過半数獲得」を目標とする限り、現在の組織や選挙基盤ではおぼつかない。このため、つぎの選挙から、全選挙区にわたって「定員の過半数をたて、しかもこれに耐えうる組織の完成」を、当面の組織確立の目標に設定する。

① 支部の合同、党員登録の促進

連合会の統一は、選挙前に全国にわたって完成したが、一番根幹である支部の統一は、いまだにおわってない。これらの未統一支部は、十月末までに必ず完成させる。それでもなおのこる支部については、もはや支部の機能を果しえないとの判断に立ち、解体して再組織する。

再登録は、強くこれを促し、十一月末現在党員を基礎として、明年一月を目標とする定期大会を構成する。

② 衆議院候補者の選定開始

現行全選挙区にわたって、各級党機関は定員の過半数以上の候補者をたてる準備を開始する。

③ 十万党員獲得運動の推進

八月から十月にいたる三ヵ月間をとくに組織拡大月間として党の一切の機能を党員獲得のための運動に集中する。とくに労組に対しては大量入党、支持団体を積極的に働きかける。

④ 各種外部団体の設立

青年婦人団体については既存の組織を統一または発展的に解消して単一外郭団体を編成する。農民層に対しては地主連盟に対抗する解放農地擁護同盟と農村の生産技術振興を中心とする青年組織をつくり、更に党を支持する中小企業者を結集して独自の団体を設定するほか、中小商店に対する労組の指定店運動をおこし将来は労働金庫資金の融資なども考える。学者、文化人などの組織については当面党を支持する医師団の結集を急ぎ逐次職能別の支持組織を確立する。

⑤ 各級党機関の開催

八月は関東、関西に政治講習会を開き中堅党員の訓練を実施し九月には中央方針の徹底と地方組織確立促進のために一斉に全国のブロック会議をもつ。十一月のアジア社会党会議および護憲と結党記念を兼ねた集会には全党の機能をあげて実施する。支部および連合会は、一月の全国大会までに、厳密な登録党員を基礎にして臨時または定期のそれぞれの大会をもって、組織の整備をはかる。

その他の活動　以上のような動きのほかにこの年は特徴的な活動あるいは注目すべき問題が多いが紙面の都合でその詳細は割愛することとし以下そのいくつかを拾ってみる。

八月一七日総評の岩井事務局長は民同を解散して、労組内に社会党員協議会を組織することを提案した。その内容は「共産党の支配に対抗して発足した民同組織の役割はもはや終った。民同は単に反共的な派閥となって行詰ってきたのだ。そこで国鉄労組をはじめ各労組の間で派閥解消の動きが進んでいる。組合員は政党支持の自由の原則から自分の信ずる政党に入党すべきであり、特に社会党を支持する組合員が社会党に大量入党し、職場内に党員協議会をつくるなどの組織を確立するよう期待する。そして共産党に負けない〝理論的武装〟を強めるべきだ。社会主義実現のため、生産性向上に反対

する組織体制をつくる必要がある。これは反共の立場から共産党を敵とみるのではなく、共産党と競争する立場に立つとするものである」（『日本社会新聞』五九五号）というのである。この提案は岩井構想として党内に波紋を投じたが賛否両論あり、今後の社会党の進むべき方向、特に党と総評との関係の問題は一つの大きな課題として残されたのである。

九月一三日日ソ交渉について党声明を発表し、日ソの国交を回復させるため暫定協定方式により妥結させることを主張した。また日ソ交渉の妥結に当っては賛意表明の声明をおこなっている。

砂川の闘争では党議員らが先頭に立って強制測量を阻止するとともに、総評、地元民らとともにこの闘いの中心となって動いた。

一一月一日から一〇日まで印度のボンベーで開かれた第二回アジア社会党会議に浅沼書記長ら一四名の代表団を送り、日本社会党は「平和一〇原則」を提案した。

一〇月二六日、政策審議会は経済五ヵ年計画の概要を中間発表した。これは翌年一月の党大会で正式に決定された。

第二五臨時国会では総評、全労などとスト規制法反対連絡会議を組織、同法の存続議決案に反対して炭労の実力行使などと呼応して国会の内外で広範な共闘を展開した。

第二章　日本共産党

一、一九五五年

総選挙　二月二七日の衆議院選挙に対し、党公認候補者として第一次七七名、第二次二二名、第三次五名計一〇四名を立候補させたが、終盤戦をむかえて、民主勢力の統一を発展させ、その勝利を期すために一部立候補者を取り下げ、六〇名の立候補者で総選挙を迎え、志賀義雄（大阪一区）、川上貫一（大阪二区）の二氏が当選した。

総得票数は二割強増加した。前回（五三年四月）の総選挙の八五選挙区、六五万六千票に対し、六〇選挙区、七三万三千票にふえ、そのうち両回とも共産党の独自候補のたった選挙区は四七、そこにおける総得票数は左のごとくであった。

今回	五六万五三五九	
前回	四六万三九二〇	

一部立候補者の取り下げは、社会党その他民主勢力の当選数の増加に与って力があった。

また総選挙と同時におこなわれた最高裁判所裁判官の国民審査に対して、共産党は戦争中の司法省刑事局長池田判事の不信任を呼びかけたが、同判事への×印票（罷免すべし）は四〇〇万票を越した。

中央指導部員決定　中央指導部は三月一五日の新聞記者会見で次の発表をおこなった。

こんどの選挙を通じてわが党のとった政策と態度は、相当ひろい層の大衆から支持をうけたといえるであろう。選挙中わが党のとった政策――すなわち反動政策転換の要求をつよめ、民主勢力を団結させる方針は、ある程度の成功をおさめている。しかし、これはまだほんの端初的な成功であって、問題はむしろ今後のわれわれのより一層の奮闘を要求している。今後われわれの任務は、一・一の主張、選挙綱領の方針にしたがって民主勢力の団結と強化に向ってさらに前進することである。

中央指導部はこの情勢に対応して、その指導の体制をつよめ、各専門部をも充実させることを決定した。

中央指導部員としては左の四同志を決定した。

春日正一（議長）、志賀義雄、宮本顕治、米原昶

（以下略）

なお、六月一一日、中央指導部は、松本一三氏が中央指導部員、事務局長に、鈴木市蔵氏が中央指導部付にそれぞれ就任したむね発表した。また七月一二日、伊藤憲一氏を中央指導部付に任命した。

地方選挙結果　四月におこなわれた全国の都道府県知事・議員以下各種地方選挙において共産党の当選状況は左のとおりであった。

まず東京都知事については、共産党都委員会は、両派社会党がおし、都労連、足立区労協などが支持をきめた有田八郎を支持することを決定して運動したが、同候補は前知事安井候補に対して一一万八千票でやぶれた。しかし得票率では前回の統一選挙の時に比し、一一％増加した。

都道府県会議員では、東京二名、大阪三名（うち一名最高点）、京都四名（うち二名最高点）、鹿児島一名、計一〇名（前回、五一年四月は六名）が当選した。

市会議員としては、八四市で八九名の当選者があったが、うち六二市ははじめての当選である。このほか、一九五三年秋いらいの市町村合併で新たに市となった所で共産党市議四七名が当選しているので（これらの市では今回改選なし）、全国四九〇市のうち一三二市で市会に議席をもつことになった。東京区議は四一名が大量当選した。けっきょく当選者は、一般市で三倍半、五大市では二倍、東京区議では二倍半の増加をみた。

改選前	当選者	無改選市	現勢力
五大市　四	八		
東京区議　一七	四一		
合計　四六	一三八	四二	一八〇
一般市　二五	八九	四七	一三六

同じく町村議員選挙においては、候補者五七七名のうち、約半数の二七七名が当選した。

このほか、町村合併のため今度改選しなかった共産党町村議員が約一〇〇名いるので、先の市区会議員を合わせると、共産党は全国五二三一の市区町村会（うち市区五一二、町村四七一九）において合計五七〇（うち市一五一、区四二、町村三七七）の議席を占めることになった（五月二八日付アカハタによる）、

なおその後、五月以降七月二〇日までにさらに市議六名、町村議一七名が当選し、これで地方議会議員数は合計六二〇名となった（同七月二五日付）。

六全協　七月二七日から二九日まで三日間、第六回全国協議会が党本部で開かれた。第五回全国協議会から三年半、同党にとり画期的な意義をもつ集会であった。参集者一〇一名。第一日に春日議長から決議案の説明があり、第二日、討議ののち全員一致で「第六回全国協議会の決議・党活動の総括と当面の任務」を採択、つづいて一部改正の新規約が決定し、「伊藤律除名」を確認、「党統一についての決議」がなされた。第三日には徳田書記長の死去が発表され、ついで中央委員、同候補の選出がおこなわれた。

六全協の決議

一

（前略）

第一にあげなければならない誤りは、党の団結に関する問題である。党は、第五回全国協議会で、新しい綱領を採用した際に、これまでの党の混乱と不統一に終止符を打ち新綱領を認め、党の

統一を求めるすべての同志にたいして無条件の支持を与えることを決議した。それにもかかわらず、党中央は、この決議に、きわめて不忠実であったことを、おごそかに認めなければならない。

そのため、熱心に新綱領を支持し、党への復帰と党の統一を求める多くの誠実な同志たちを、不遇の状態におきざりにした。この大きな責任である。

第二に重要な問題は、党は戦術上でいくつかの大きな誤りを犯した。これらの誤りは、大衆のなかでの党の権威を傷つけ、また国民のすべての力を、民族解放民主統一戦線に結集する事業に、大きな損害を与えた。誤りのうちもっとも大きなものは極左冒険主義である。

この誤りは、党が国内の政治情勢を評価するにあたって、自分自身の力を過大に評価し、敵の力を過小に評価したことにもとづいている。民族解放運動のある程度のたかまりや、労働者のストライキおよび農民闘争の増大という事実から、党は国内に革命情勢が近づいていると評価した。党は、日本の反動勢力がまだまだ強く、しかも、アメリカ占領者の支持に依存していることを十分考えにいれなかった。同時に、わが国の革命の力がまだまだ弱く、日本の労働者階級と共産党はいままでに革命の闘争の十分な経験をもっていないこと、労働者・農民大衆のなかには、社会民主主義者とブルジョア諸政党の影響がひじょうに強いが、共産党の立場はまだまだ弱いということを考えにいれなかった。その結果、党はそのおもな力と注意を誤った方向へむけた。党は革命のための力を結集し、労働者階級の多数を思想的にかくとくし、農村における党の影響を決定的に強め、民族解放民主統一戦線をうち立てるという、革命の勝利のために第一に必要なことをおろそかにした。

党は、一九五四年以来、情勢にたいする誤った評価をしだいに克服し、国民の要求を支持して、国民の政治的自覚をたかめ、党と国民大衆との結びつきを強め反民主勢力を統一する地道な活動にむかって一歩をふみだした。今日のわが国では、二つの勢力と二つの傾向がたたかっている。一方には、アメリカの準備している新しい侵略戦争に参加するために、わが国の軍国主義化と反民族的政策を行っている反動政府およびこれを支持している反動的諸勢力がある。これらの勢力はまだ強く、しかもかれらはアメリカ占領者に支持されている。他方には、わが国の反動勢力の政策が、国を亡ぼすことをますます自覚しはじめ、日本の独立と平和と自由のためにたたかっている人民の力、すなわち、労働者・農民・都市の小市民層などがある。中小の資本家の一部もこれに参加してきている。わが国の民主勢力の統一の過程は、まだはじまったばかりである。労働戦線もまだ統一されていないし、農民の大部分は反動的ブルジョア政党の影響下におかれている。わが党の力と影響力もまだきわめて弱い。

党中央はすでにこの一月、極左冒険主義的な戦術と闘争形態からはっきり手をきる決意をあきらかにした。党は今日の日本には、まだ切迫した革命的情勢のないことを確認し、広範な大衆を共産党の側に組織するために、民族解放民主統一戦線をきずきあげるために、ますます深く広く大衆のなかへ入り、ねばり強い不屈のたたかいをつづけることをあらためて強調する。

第三の欠陥は、増大する大衆の不満を新しい綱領の方向にむかって正しく余すところなく組織し、党と大衆との結合をつよめることができなかったことである。それは、党の活動の中に根づよく存在しているセクト主義に原因している。党は大衆を組織するにあたって、大衆の要求にもとづいて、それを内部からたかめて

行くという方法をとらないで、外部から実情に合わない要求や、高度な政治的要求をおしつける傾向を克服しきってはいない。そのため、党が大衆からうき上り孤立するという状態をまねいている。かつて党は、一九四九年の衆議院選挙で、三百万の得票と三十五の議席を獲得した。それが、一九五二、三年には、三分の一の得票と二つの議席に減った。また、労働組合のなかでの党の影響力を大きく失った。この事実の示す教訓は深刻なものであったにもかかわらず、その厳密な科学的検討がおろそかにされてきた。そのために、党がその誤りと欠陥の克服に立ちむかうのに、長い日時のかかる結果となった。

以上にのべた誤りと欠陥は、現在、党のもっている主な弱さである。しかもこれらの弱さをもたらした諸条件は、偶然に生じたものではない。革命は数百万大衆によって行われる。これに反して革命を安易に考え、革命をせっかちな方法でなしとげようと考えるのは、小ブルジョア的なあせりである。

これは古くから党の発展をはばんできた有害な思想である。それにもかかわらず、党が不滅の歩みをつづけて発展してきているのは、党がつねにマルクス・レーニン主義の原則をよりどころにし、労働者階級をよりどころにし、平和を守り、祖国を愛し、人民の解放のためにたたかいつづけてきたからである。

党がいま、この原則のもとに、本当に団結をかため正しい戦術をとるならば、これらの誤りを積極的に克服し、民族解放民主革命の大業を必ず成功に導くであろう。

二（略）

三

上にのべたような情勢のもとで、わが党の基本方針は依然として新らしい綱領にもとづいて、日本民族の独立と平和を愛する民主日本を実現するために、すべてとである。（以下略）

四

（1）党は労働組合の多数の支持を得ないで、数百万の勤労大衆を指導することはできない。組合の支持をうけるためには、組合のなかで毎日毎日組合員大衆の信頼を得るように働らかなければならない。

党は労働運動のなかで犯した左翼セクト的な誤り――たとえば党員およびその同情者からなる統一委員会をつくるなど――を決定的に改め、党と労働組合――大衆組織――との間に、正しい関係をつくりださなければならない。労働組合は、政治的意見や、支持政党や、民族や信仰のちがいにかかわりなく、すべての労働者を団結し、労働者大衆の日日の要求と利益を獲得する大衆組織である。当面、賃金ストップ、首きり、労働強化など、あらゆる労働条件の低下に反対し、賃金引上げ、最低賃金の獲得、社会保障の拡充、および労働組合と組合員の権利擁護など、切実な経済的・社会的要求を貫徹するために、労働者の行動を組織し、すべての労働組合を統一することが、労働組合の主な任務である。したがって、党はつねにすべての労働組合の統一のために努力し、分裂主義者が政治的意見や支持政党のちがいを理由として労働組合を分裂させようとする策動や、その他労働組合を分裂にみちびくようなすべての誤った傾向とたたかわなければならない。

わが党員は、党の綱領や政策を労働組合に、機械的におしつけてはならない。労働組合のなかで党員は、組合員大衆の日常的利益のためにうむことなく熱心に活動しながら、大衆の信頼を得て、これを基礎として政治的説得活動をおこない、労働者大衆を思想的にかくとくしなければならない。この基本的な活動をぬき

にして、せっかちに組織的統一をおこなおうとしたりまたは形式的な綱領で統一を実現しようとしてはならない。それでは真の統一とはならない。したがって党員は、あらゆる傾向の労働組合、たとえば、それが反動的な指導者によって指導されている組合、であっても、そのなかで忍耐づよく献身的に系統だった活動をおこない、党員としての任務を果さなければならない。また党は、労働者のなかでだんだん比重の大きくなっている臨時工や数多い中小経営の未組織労働者ならびに失業者を組織しなければならない。

すでに党は、労働組合運動のなかで、ある程度の信頼は回復しはじめている。党がさらに労働組合の多数から支持をうるためには、ますますねばりづよい活動をつづけ、党のぬくことのできない力を労働者のなかにたくわえることが必要である。

そうすることによって、労働者階級の多数から思想的に支持され、労働戦線の統一を実現する道は大きくひらけてゆく。

(2)　農民は、民族解放民主革命において、労働者とともに革命の主力である。農民が労働者と固い同盟を結び、これが共同闘争で統一されたとき、反動政府と占領制度の運命は決定される。農民の問題は、党と労働者階級にとって、決定的に重要である。農民のなかに党の影響力をつよめ、かれらの支持をうけることなしには、革命に勝利することはできない。

農民の圧倒的多数は未組織のままに放置されている。彼らは反動的ブルジョア政党の影響下にある。農民組合に組織されている一部の農民さえも、日本農民組合統一派、日本農民組合主体性派、農民総同盟、全国農民連盟、全日本開拓者連盟その他の組織に分裂している。日本農民組合統一派を除けば、農民組合の大部分は、左右両派社会党の指導下にある。農村における党の立場は、労働組合の場合よりも、もっと弱い。

農民の間における党のこのような弱さの原因は、第一に、民族解放民主革命における農民の役割を過小評価して、農民を大衆組織に結集することを怠ったことにある。農村および農民組織のなかの活動で、党が極左冒険主義と左翼セクト主義の誤りをおかしたことにある。党中央は農民の部分的日常的要求のための闘争を過小評価し、「地主の所有地の没収」を意味する「土地解放」のスローガンを、今すぐ実現すべき任務として、農民組合におしつけた。また、かつては農民組合をつくるかわりに、やがて権力機関に発展するという予想のもとに、農民委員会の組織を作ることを提唱した。この誤りは、形をかえて、いまでも残っている。すべての大地主の土地を没収して、これを農民に無償で与えるということは、民族解放民主革命が成功したあとで、はじめて実現されることである。したがって、党はこのスローガンを宣伝しながら、同時に農民の日常的な正しい要求、たとえば、アメリカ占領者と日本の反動政府が、軍事基地をつくるためにおこなう土地取上げ、地主の土地取上げ、重税、米の強制供出、低米価、高い小作料などに反対する闘争、災害復旧、低利長期の営農資金の貸付けその他いろいろな日常要求のための闘争を支持してたたかわなければならない。また農業協同組合を、働らく農民の利益を守る自主的な組織とするためにたたかわなければならない。もちろん、党はいままでにも農民のこれらの正しい日常要求をとりあげて、熱心にたたかってきた。しかし、上にのべた大きな誤りを克服しない限り、これらの日常的諸闘争の成果を正しく発展させることのできないのはあきらかである。

同時に党は、複雑な農村の実状を正しく知らなければならない。マッカーサーの農地改革はある程度土地の再分配をおこな

い、階級関係にある程度の変化をもたらした。しかし農業問題は最終的に解決されたものではない。そのために、地主の復活がおこなわれ、現に地主と農民との間に土地闘争がふえてきている。党は、農民大衆をかくとくするために、さらに広く未組織農民を農民組合その他の大衆組織に組織しなければならない。農民を組織することが、どんなに困難であっても、党員は農民のなかに深くはいり、かれらの日常要求を支持して系統的に、忍耐づよく活動し、すべての働く農民を大衆組織に組織しなければならない。その際、農民のなかで、もっとも多数を占め、生活の窮迫している貧農の生活を守り、かれらを組織にひきいれることに努力することが、もっとも大切である。

以上のべたようなさまざまな活動を党員と地方党組織は、あくまで部落をもとにしておこなう、それによって、農民組合を強め、分裂している農民組織の統一を実現しなければならない。これらの活動は、農村に強大な党組織を建設することによってのみ成功する。

党員はまた党の影響下にある農民組合だけでなく、社会党の影響下にある農民組合にもすすんで加入しなければならない。労働者・農民の同盟は、労働者と農民が同じ要求について共同闘争をおこなう場合だけでなく、それぞれ異った要求をもってたたかい、かつ助けあうことを通じて発展する。この発展のためには、党がひろく農民のあいだに、党の指導をうちたてることがその基礎となる。

（3～7略）

（8）　党は革命と民族解放民主政府の樹立にいたるまでの過程で、わが国にいろいろな政府ができることについて無関心であってはならない。今後の革命の進行過程で階級諸勢力の相互矛盾の関係に変化が生じた場合、いろいろな種類の政府があらわれる可能性がある。たとえば、鳩山内閣、あるいはもっと反動的な政府、あるいは鳩山内閣よりもいくらかましな政府ができることもある。党は敵の間の矛盾をよく利用し、鳩山内閣よりもっと反動的な政府ができることを妨げ、そして適当な条件のもとでは、アメリカの占領と日本の再軍備に反対する方向で、国民の要求を部分的にもせよ支持する政府をつくることにつとめなければならない。もちろん、このような政府を綱領が規定している民族解放民主政府と同一にみてはならない。この民族解放民主政府を樹立することは、当面する革命の全段階を通じての最終的な目的である。したがって、現在占領制度のもとで民族解放民主政府をつくることができるという断定は誤った戦術を生むおそれがある。また「野党の連立政府」ならば、どんな政府でもよいと考えてこれを支持すべきでないことはいうまでもない。

（9）　日本は発達した資本主義国であるが、アメリカ一国に占領されて独立を失っている従属国である。綱領の指摘するとおり、日本の独占資本は、売国的反動政府を支持している勢力の一つであることを忘れてはならない。したがって、党は大ブルジョアジーと協力する方針をとることはできない。党は占領制度に不満をもっている大ブルジョアジーを親米的な売国的大ブルジョアジーからきりはなし、あるいは中立化させることができるとかんがえるだけである。

（以下略）

五　（略）

付　帯　決　議

今後の党活動は、綱領とこの決議にもとづいて指導される。したがって、過去に行われた諸決定のうち、この決議に反するもの

は廃棄される。

改正された党規約（草案）

第一章　党の基本性格

第一条　日本共産党は、日本労働者階級の前衛であり、その最高の階級的組織である。

第二条　日本共産党は、日本労働者階級の利益を代表するとともに、日本民族と全国民の利益を代表する。党は、当面、プロレタリアートの指導のもとに、労農同盟を基礎とし、帝国主義の侵略による日本民族への支配と搾取、および日本を基地とするアジア侵略戦争・世界戦争政策に反対して、全国民を動員し、これを民族解放民主統一戦線に結集して、帝国主義勢力の排除とその占領制度の撤廃のためにたたかい、その支柱である日本国内の反民族的反動勢力とこの政府を全国民から孤立させて、これを打倒し、民族解放民主革命を実現する。この人民民主主義革命が勝利を得たのちに、党は、日本の社会的経済的発展と日本国民の意志にもとづき、必要な道をとおって社会主義社会を建設し、それを通じて共産主義社会の実現を終局の目的とする。

第三条　党は、マルクス・レーニン主義の理論を日本の歴史と現実に適用し、日本の革命運動の実践と結びつけ、日本革命の理論を創造的に発展させる。そしてこれを行動の指針とし、わが日本の革命運動をおしすすめる。党は教条主義と経験主義に反対する。党は、プロレタリア国際主義にもとづき、国際プロレタリアートと日本プロレタリアートの兄弟的な団結と諸民族の友好・協同の上に立つ。

第四条　党は、革命を達成するために、党と国民の革命的団結をかためて闘争する。党は、このためにつねに国民大衆につかえ、大衆からはなれず、大衆の利益から出発して、その支持と信頼を得、党と大衆を緊密にむすびつける。党は、鉄の規律によって一つの組織に団結し、民主主義的中央集権制によって党の意志と行動を統一する。

全党員は、革命および全党の利益に従い、少数は多数に従い、下級は上級に従い、全党は中央に従う。党は、ブルジョア自由主義に反対し、一切の分派をみとめない。党は、ブルジョア形式主義に反対し、革命運動の情勢によって弾力性のあるプロレタリア民主主義的中央集権制をつらぬく。

第二章　党員および党員の義務と権利（略）

第三章　党の組織構成と規律（略）

第四章　基本組織（略）

第五章　地区党機関（略）

第六章　府・県党機関（略）

第七章　地方党機関（略）

第八章　中央党機関（略）

第九章　大衆団体のグループ（略）

第十章　党財政（略）

第十一章　規律違反に対する処分（略）

付　則

一、この規約草案は、大会に準ずる今回の全国協議会の採択によってただちに全党に適用される。

二、この採択された規約草案は、つぎの第七回大会で承認を求めなければならない。

党の統一にかんする決議

現在の情勢は、党の団結を何よりも重要としている。全党の団結がなければ、国民の団結はできない。

一九五〇年に発生した党内の不統一と混乱は、党と国民にたい

して大きな損害を与えた。この問題については当時の党指導部にも責任があった。とくに、新綱領ができてから、党の統一の基礎がさだめられたにもかかわらず、全党の統一を十分に実現できなかったのは、党指導部の重大な責任である。

党はこの経験から貴重な教訓をまなび、今後どんな場合にも、党の統一をまもるために、全力をつくさなければならない。この党の不統一を克服することによって、すべての党員がかたく団結し、民族解放民主革命の実現のために奮闘することを訴える。

同時に新綱領の実現のためにたたかうことを望みながらいまだ戦列に復帰していないすべての同志、党の誤った政策のために、党から離れている善意ある同志諸君に心から団結の手をさしのべる。

日本共産党第六回全国協議会は第三日目、中央委員ならびに中央委員候補を選出した。この全員は個別的に審査し、満場一致で決定した。氏名つぎのとおり（五十音順）

中央委員　岡田文吉、春日正一、春日庄次郎、河田賢治、蔵原惟人、紺野与次郎、椎野悦郎、志賀義雄、志田重男、竹中恒三郎、西沢隆二、野坂参三、袴田里見、松本一三、宮本顕治

中央委員候補　伊井弥四郎、鈴木市蔵、水野進、吉田資治、米原昶

二十九日午後の中央委員会総会で新規約にもとづき左記のとおり決定された。

中央委員会常任幹部会

野坂参三、志賀義雄、宮本顕治、袴田里見、紺野与次郎、志田重男、竹中恒三郎、西沢隆二、春日正一、春日庄次郎、河田賢治、蔵原惟人、志賀義雄、志田重男、松本一三、宮本顕治

統制委員会

議長　春日正一、委員岩本巌、同　蔵原惟人、同　松本惣一郎

徳田書記長の死去　六全協の第三日の七月二九日に、春日議長から発表された。「日本共産党中央委員会書記長徳田球一は、病気のため北京におもむき治療につとめていたが、一九五三年十月二十四日午後五時二十五分、死去した。病名は脳細胞血管の痙攣であった」（「徳田書記長の死去について――日本共産党員と国民のみなさんに」より）。没年五九歳である。

新中央機構発表　中央委員会常任幹部は八月二日左の人事を発表した。

中央委員会　岡田文吉、春日正一、春日庄次郎、河田賢治、蔵原惟人、紺野与次郎、椎野悦郎、志賀義雄、志田重男、竹中恒三郎、西沢隆二、野坂参三、袴田里見、松本一三、宮本顕治

中央委員候補　伊井弥四郎、鈴木市蔵、水野進、吉田資治、米原昶

中央委員会常任幹部会　野坂参三、志賀義雄、宮本顕治、袴田里見、志田重男、紺野与次郎、西沢隆二

統制委員会　議長春日正一、委員岩本巌、同蔵原惟人、同松本惣一郎

中央機関紙編集委員会　責任者宮本顕治、責任者代理米原昶、委員、西地富夫、杉本文雄、高橋勝之、川崎巳三郎、山辺健太郎、藤原春雄

組織部　部長春日正一

労働組合対策部　部長鈴木市蔵、副部長御田秀一

農民部　部長代理加賀谷喜一郎

青年対策部　部長戎谷春松

婦人部　部長野坂りょう、副部長苅田あさの

市民対策部　部長柳田春夫

選挙対策部　部長亀山幸三

統一戦線部　部長宮本顕治、副部長伊井弥四郎

宣伝・教育・調査　部長竹中恒三郎、副部長伊藤憲一、同風早八十二
文化部　部長蔵原惟人、副部長宮島義男
機関紙部　部長宮本顕治、副部長米原昶
財政部　部長小田茂勝
事務室長　松本一三
国会議員団　責任者志賀義雄

野坂氏らの活動公然化　六全協記念政策発表演説会が、東京都委員会主催で八月一一日夜日本青年館で開かれたが、会の終り近くに、五年まえから大衆のまえに姿をみせなくなっていた党中央委員野坂参三、志田重男、紺野与次郎の三氏が会場に現われてあいさつし、次の声明を発表した。

声　明

国民のみなさん、共産党員のみなさん！　マッカッサーは朝鮮戦争をはじめるにあたって、日本共産党にたいする弾圧を指令しました。それにしたがって吉田政府は共産党中央委員全員にたいする追放をおこない、さらに事実無根である鬼怒川会談なるものを口実に、私たちにたいする逮捕状を出しました。そこで、私たちは、わが民族の独立と平和と自由のたたかいをつづけるために、やむなく非公然で活動しなければなりませんでした。

しかしその後において、わが国民と世界人民の平和と独立の運動はちゃくちゃく成果をあげました。そして、これらの運動を率先してとなえた共産党と私たちの立場の正しいことが証明され、また私たちを弾圧する五年前のアメリカの法律と命令が、まったく不当で破りすてられるべきものであることがあきらかになりました。松本三益同志にたいして裁判所が無罪の判決をいいわたしたのも、このことを実証するものであります。ところが検察当局は、この判決さえも無視して、私たちをいまなお逮捕し監禁しようとしています。これはゆるすことのできない反民族的な、反民主主義的な行為であります。

私たちは共産党第六回全国協議会の決議を、中央委員として、実行するために、ただいま全党員と全国民の前に帰ってきました。

国民のみなさん、共産党員のみなさん！　わが国の独立と平和と民主主義のために、国民生活の安定のために、たがいにかたく手をたずさえて奮闘しましょう。

昭和三十年（一九五五年）八月十一日

日本共産党中央委員
野坂参三
志田重男
紺野与次郎

演説会終了後、三氏は記者団会見をおこなったのち警視庁に出頭、留置された。三氏の勾留請求却下に対する東京地検の準抗告は東京地裁によって一六日棄却の決定がなされ、ただちに三氏は釈放された。

一七日、六全協後の第二回中央委員会総会が開かれ、本決定の人事および専門部長の変更について決定をおこない、一八日これを発表した。

二、一九五六年

六全協後の動き　日本共産党の歴史にとって画期的な意義をもった一九五五年七月の第六回全国協議会決議以来、今までの党活動全般に対する深刻な反省と討論が全党的に繰り返され、党再建のため

の努力がおこなわれているが、一月二八、二九日の第四回中央委員会総会は次のような決定「党の統一と団結のための歴史上の教訓として」を採択し、従来の党活動の誤りを指摘するとともに、これを今後のための糧として生かして行くことを全党員に訴えた。また同総会ではこれと同時に、「六全協の決議の実践にさいしてあらわれている二三の欠陥について」春日正一統制委員会議長の報告がおこなわれた（『アカハタ』五六・二・四付発表）。

（前略）六全協以後、党はさまざまな困難をのりこえ、それまでの戦術上、組織上の欠陥を正し、全国的に党の統一と団結が大きくすすみつつあるが、六全協決議の全面的実践という立場からみるならば、なお欠陥もすくなくない。この際、われわれは党建設を、民族解放民主統一戦線のための前進とかたく結合してすすめるにあたって、党の不幸な経験からくみとられる本質的な教訓から学ぶことは有意義である。

一　（略）

二　戦後の党活動はごく少数の獄中の同志を中心として再建され、精力的な活動が開始されたが、日本を占領しているアメリカ帝国主義軍隊への評価もはじめから明確でなく、かつこれらを解放軍とみるような混乱さえあった。

しかし、党は窮乏と混乱におかれた労働者、農民をはじめ各層の日本人民の日常要求を守って、天皇制と軍国主義にたいしてたたかい、多くの成果をあげた。そして、短期間に各分野の大衆運動の再建と、党の陣列の拡大をすすめることができた。とくに、労働組合運動では、百万をこえる産業別組織をつくるのに大きな役割を果した。また、アメリカ帝国主義の日本民族を支配しようとする野望がしだいに露骨になるにつれて、第六回大会では「日本の完全独立」を強調し、これを「ポツダム宣言の厳正実施」とともに行動綱領のはじめにかかげた。そして一九四八年三月には、党中央委員会は民主民族戦線を提唱し、一時期には加盟団体員総数数百万におよぶ共同戦線体をつくることにさえ成功した。また党は、平和のための闘争でも、どの政党よりも早く先進的に活動して、日本の平和擁護闘争の発足の時期にすくなからぬ役割を果した。党の不断につづけた大衆の日常要求擁護の闘争とあいまって、一九四九年の選挙では、社会党内閣の国民への裏切りという条件もあったが、党は三百万の投票を得、三十五名の同志を衆議員議員に当選さすことができた。

しかし、それにもかかわらず、党はアメリカ帝国主義の占領下にある日本の情勢について明確な分析をもつことができなかった。第六回大会前から、それまでの平和革命論の矛盾についての検討がはじまり、新しい戦略的展望の確立が求められはじめてはいたが、これを十分解決し得ない状態がつづいていた。また、それと関連して、党は明確で正しい組織方針を確立していなかったために、党員の採用についても演説会での大量入党、社共合同などの正しくないやり方がとられ、レッドパージによる被害をまねいたような米日反動に対して警戒心をかいた態度をつづけてきた。さらに戦後の党再建いらいも、一貫した正しい幹部政策にかけていたので、党歴において敵権力に魂までうりわたしたような、決定的な汚点をもつ人間を党中央委員、政治局員にするようなあやまりをおかした。伊藤律の場合はその最たる事例である。

六全協決議の指摘しているような集団指導の欠除、家父長的個人中心的指導、官僚主義、実際に役立つ原則的な批判と自己批判の風習の欠除等は、このような状態のなかで党の根深い重大な諸欠陥となってきた。そして、スパイ伊藤律の中央委員会、政治局での長期にわたる策動は、このような党の弱点を一層激化する重

大な役割を演じた。

三　要約すれば、党は当時、明確な戦略を持たず、したがって、それに対応する戦術と組織方針を持つことができず、党生活を正しい原則の上に確立していなかった。したがって、党は理論の権威によって全党を正しく指導するという点で、いくたの欠陥を持たざるを得なかった。情勢が有利な間は、こうした基本的な欠陥をもちながらも、党勢力は増大の道をたどることができた。しかし米日反動の攻勢がつよまり、闘いが困難になるにつれ、戦略の不明確さは党内にさまざまな矛盾を発生させ、平和革命論の再検討の気運もおこり、大衆運動の指導方針をめぐる対立と論争も生じていた。

一九五〇年の恒久平和紙の「論評」にさいして起った党の不統一と混乱はこのような党の弱さの集中的なあらわれであった「論評」を契機として、党は民族独立のための闘争方向と平和革命論との矛盾を正し、戦略上の不明確さを解決し、党の権威を回復する重大な転換点に立った。全党の意志の統一と固い団結こそが、この重大な転機を成功に導く保障であった。したがって、当時の党中央全体がこの転換の重大な意義を正しく理解していたならば「論評」と全党の団結のわかち難い重大さをなによりもまず、みずから実践することによって全党に示さなければならなかった。党中央はさまざまの曲折と波瀾をへつつも全体としては、「論評」をうけいれる方向に進みはじめた。また、党の団結のための努力もあるていど払われたけれども、この間、ついに党中央の団結を保持することに失敗するという重大なあやまりをおかした。

ここにいたる過程には、次のような問題が起った。

1　一九五〇年一月に、政治局が多数決で「政治局所感」を採択した。こうして「政治局所感」はこの拡大中央委員会では、撤回される結果になったが、所感のあやまりについての率直な自己批判はかけていた。3　「所感」問題をめぐって、党の団結をわすれ、党中央への批判を無原則的な党内闘争に移すような誤った傾向がおこった。それは個人的な文書の無原則的散布、個人的グループ的な非組織的な傾向となってあらわれた。4　かねてから、党内民主主義にかけていた状態のなかで、このような混乱によって、党指導における官僚主義はますますつよまった。批判的意見をもつ組織や党員にたいする誤った排除や組織的処分が引きつづき行われた。5　十八拡中委の決議にもとづく民主民族戦線綱領が政治局によって採択されて発表された。6　いわゆる「五〇年テーゼ草案」をめぐって、中央委員の間に意見の相違があり、それは十九中総後公表された。7　この間、党中央の諸機関や地方組織の働き手のなかでも、無原則的な党内闘争がひろがっていった。8　スパイ伊藤律や山名正美らは、事態を分裂に導き分裂を激化させるために策動した。とくに伊藤律は、中央機関紙の編集責任者の地位を利用して、中央機関紙を党の団結の武器としないで、分裂の雰囲気を醸成するように悪用した。9　十九中総は、米日反動の攻撃の危険に直面して、党の一致団結を保持する必要を強調し、あやまった傾向にたいする闘争によって党の戦列をかためることを満場一致決議した。しかし、事態は党中央の統一を保持する方向にすすまなかった。意見の異なる中央委員が排除された。10　一九五〇年六月六日、朝鮮侵略戦争の前ぶれとして行われた、マッカーサーの党中央委員会への六・六追放は政治局、中央委員会の分裂状態を表面化した。こうして不幸な分裂は決定的となり、機関や組織の混乱と分裂はほぼ全国化し、不正常な各種の対

抗手段が相互にとられた。党の分裂は大衆団体にまでもちこまれ、大衆運動に無原則的な混乱を拡大した。また分派活動の全貌その他による誤った大量除名カンパニアが行われ、一方、排除された組織の側からの誤った逆除名も行われた。こうした混乱のなかでそれまで隠然、公然と存在した個人や特定の人々を中心とした各種の無原則的な党内闘争の動きがさらに激化された。11　一九五〇年九月、排除された中央委員の責任で、全国統一委員会がつくられたが、一九五一年に組織的対抗のあやまりを自己批判して解散した。

これらの経過はもとより事態の全体をつくしたものではないが、ここからも知られるように、米日反動のはげしい弾圧にたいして、新しくおこった侵略戦争にたいして、まさに全党が一致してたたかうべきときにおこったこの分裂は党に大きな損害をもたらした。しかし同時に、この不幸な分裂状態のなかで、誠実な多くの党員は、党の統一を回復するため努力した。また正しい戦略、戦術を生みだすために真剣な努力の成果として、わが党は一九五一年に新しい綱領を生みだすことができたのである。この一年半にわたる不幸な期間に、多くの誠実な党員がはかり知れない苦しみをなめ、また多くの誤りを犯した。また、この不幸な内部闘争のために心の奥深く傷つき、あるいは革命運動への確信を失い、党に絶望して、党を去った人々もいる。しかし一面この期間にすくなからぬ党員は自らを思想的に鍛えざるを得ないことを痛感した。

四　一九五一年、五全協で新綱領が採択された。この正しい綱領によって、党の統一の政治的土台が確立され、ある程度党の統一もすすんだが、しかし一九五〇年来の党中央の分裂問題について正しい理解がなかったので、誠実な同志たちを依然として排除する傾向が根づよく残った。この傾向は、六全協にいたるまで、ある意味では拡大されつづけ、党のその後のさまざまな誤りを継続する根源の一つとなった。極左冒険主義戦術の採択と、非公然体制下の不正常な状態で、個人中心的な家父長的な指導がさらに極端になり、派閥的傾向さえ生じた。第二次総点検運動で、同志にスパイ、反党分子などのレッテルを簡単にはりつけて、しばしば非常識な査問を行い、打撃政策の強行で党勢力に重大な打撃をあたえるにいたった。（中略）

党創立以来の革命的伝統は、決して消えることはなかった。党中央の分裂の促進に大きな役割を果したスパイ伊藤律は摘発された。労働運動の面においても、経営における党活動の面においても、若干の立ちなおりが見られた。原水爆反対運動等を契機に新しいたかまりに向った平和運動の中でも党はあるていど積極的な役割を果した。そしてさらに内外の情勢、世界と日本民族の闘争経験とその教訓、マルクス・レーニン主義の原則、新しい綱領の基本精神、一九五〇年以来、どのようなかたちをとったにせよ党の発展をねがいつつ奮闘してきた人々の貴重な経験、これにもとづいて党の指導部は党の現状に率直な検討を加えて、活発な批判と自己批判によって第六回全国協議会の決議の精神に到達することができた。（以下略）

四月一六日から二七日まで開かれた第六回中央委員会総会は六全協後の内外情勢を検討の上、六全協の基本方針に基く党の任務と、労働、農民、青年、婦人、勤労市民など各分野における活動方針を具体化した。またこれと関連して、党費納入率は全国で六〇％内外、中央への納入状況は規定の三〇％台、『アカハタ』紙代の回収率は五六年三月現在平均七四％（『アカハタ』五六・四・一八付主張）などという状態を改めるための「党費および党員の紙（誌）代

完納に関する決議」がなされた。ここではそれらのうち、党の当面の一般的任務、および党内問題を論じた「最近の状勢とわが党の任務」（野坂参三第一書記の政治報告）の一部を掲げる（他は『アカハタ』五六・六・五付、あるいは『前衛』第七号参照）。

なおその後も党内問題については、九月、参議院選挙後の第八回中央委員会総会における決定、「参院選挙の総括とわが党の任務――特に組織活動の前進のために」（『アカハタ』五六・九・一七付）、「組織部の確立の必要とその任務」、「人事についての諸決定――書記局の拡充、志田問題について（後述）等」。一一月の第九回中央委員総会における決定、「党各級機関の強化、なかんずく地方委員会の任務の明確化とその準備について」、「党大会の準備について――〝綱領〟、〝規約〟、〝五〇年以降の党内問題の調査〟の各委員会の設立を承認」、などとしてとり上げられて行った。

大衆闘争の高まりと党の任務

1　大衆の闘いと党の一般的任務（2―3略）

（前略）いまわれわれの目の前には、つぎのような具体的な闘争の目標がある。

独立と平和のために

1　わが国土から軍事基地をとりはらい、アメリカ軍を撤退させること。

2　わが民族をアメリカに従属させているすべての条約――サンフランシスコ平和条約、日米安全保障条約、行政協定、MSA協定（日米相互防衛援助協定）を廃棄して、平等互恵の条約にあらためること。

3　ソ同盟、中国、朝鮮との国交を回復し、貿易、文化の交流をさかんにすること。

4　アメリカの軍事同盟に反対し、アジア諸国のあいだに、集団安全保障体制をつくること。

5　原子兵器の禁止、軍縮の国際協定を結ばせること。

民主主義をまもり、軍国主義復活を阻止するために

6　小選挙区制を粉砕し、議会政治と民主主義を守ること。

7　憲法の改悪をくいとめ、徴兵制、海外派兵を粉砕すること。

8　軍国主義復活の自民党独裁を阻止し、言論、集会、出版、結社の自由を守り、労働三法の改悪をくいとめること。

9　軍事予算と重税に反対し、国民のくらしをよくすること。

国民生活の向上、改善のために

10　賃金切下げ、労働強化、大量首切りをたくらむ生産性向上運動に反対し、人間らしい生活を保障する最低賃金制をかちとること。

11　社会保障制度の改悪に反対し、政府と大資本家の負担で社会保障を完備させること。特に、失業保険、健康保険、国民健康保険、生活保護法、社会福祉三法の改善、充実と老齢年金制の創設のためにたたかうこと。

12　アメリカの余剰農産物の輸入に反対し、ひきあう米価、肥料の値下げ、資金と耕作権と仕事を農民に保障させるためにたたかうこと。

13　税金は大金持からとり、市民、中小企業者の税金を大幅にひきさげ、また、長期低利の営業資金を政府に出させて営業をまもること。

14　教育三法の改悪を阻止し、平和と民主主義の教育を守ること。また、学問、思想、芸術の自由を守り、民族文化を守ってさらに発展させること。

15　大資本家の軍需産業本位の経済政策をやめて、平和産業を繁栄させる経済政策にきりかえさせること。

これらの大衆の切実な諸要求のかくとくのために、わが共産党員が深く大衆の中に入って、大衆と苦楽をともにし、大衆とともにたたかうことが、いまなによりも最もわれわれに要求されていることである。このような大衆のなかでの活動によって、はじめて大衆闘争に立ちあがらせ、また広い大衆の政治的統一行動を組織することができるのである。

第四、目前の参議院選挙では、われわれは、これらの諸要求（および参議院選挙のスローガンと政策）をもって選挙戦に参加し、これと自由民主党と鳩山内閣の政策と対置し、かれらの政策と性格を大衆の前に徹底的にバクロし、かれらにたいする攻撃をつよめなければならない。またこれらの要求を土台として、社会党、労農党、その他の民主的団体とも共同闘争をおこない、かれらとの統一戦線の促進に努力しなければならない。

党の問題

（前略）

一　党の過去のあやまりや一九五〇年の党の分裂の問題についてのこれまでの党の解決や発表に不満足であるということから、それらが満足のゆくように説明され、解決されないかぎり、前進できないという考えがある。こういう考えのつよいところでは、会議をやれば依然として、主として過去のあやまりや分裂の問題が論議の中心になっており、各分野の大衆運動の問題に前進的にとりくむことはやれない。そして、それらのなかには満足できる状態がくるまでは動く気になれないという党活動への確信の喪失がみられる場合もある。

もちろん六全協後の党内問題の解決は、すべて十分なものとはいえ、まだ不徹底の面がすくなくないことをわれわれは知っている。しかし、六全協後、この問題で顕著な前進があったことは明白であるし、それだから、一九五〇年いらいの分裂状態の解決が全党的にすすみ、何千という復党者もあったのである。

昨年いらい、われわれは大衆運動や大衆のなかの活動と党内問題の解決は統一しておこなうべきこと、大衆のあいだでの活動をきりはなして党内問題だけに没頭する傾向は正しくないことを、くりかえし機関紙その他で強調してきた。若干の地方の協議会が会期のほとんど大部分を一九五〇年の党分裂の問題の討議についやし、各分野の大衆運動の問題は、事実上ほとんど論議されなかった実情からみても、この批判が必要であった。革命的大衆運動のなかでの党の前進という試練と結合してのみ、党は過去の未解決の問題を、革命的に実践的に正しく解決していくことができる。そうした基本的な態度をはなれて、討論によってのみ党内問題の百パーセントの解決を求めるならば、党生活のマルクス・レーニン主義的な基準を正しく確立することはできない。

六全協後、党中央委員会が一貫して強調してきたのは、この統一である。ところが、一応こうした基本的態度をみとめつつも、事実上はいぜん、党内問題だけの論議を脱しない傾向がある。また党中央委員会の基本的態度を、党内問題をたなあげするものだとか、その論議を禁じようとするものだとする傾向もあるが、いずれも正当ではない。

さらに、最近、党の一部には、六全協後の党は六全協前の党よりも全体として後退したとして、六全協後の党の団結の前進、強化の積極面をみず、その弱点のみを強調する傾向もある。そのなかの誤った傾向――打撃主義的な発言や批判のみを六全協後の動

進しているとはいえ、まだ不徹底の面がすくなくないことをわれわれは知っている。しかし、六全協後、この問題で顕著な前進があったことは明白であるし、それだから、一九五〇年いらいの分裂状態の解決が全党的にすすみ、何千という復党者もあったのである。

昨年いらい、われわれは大衆運動や大衆のなかの活動と党内問題の解決は統一しておこなうべきこと、大衆のあいだでの活動をきりはなして党内問題だけに没頭する傾向は正しくないことを、くりかえし機関紙その他で強調してきた。若干の地方の協議会が会期のほとんど大部分を一九五〇年の党分裂の問題の討議についやし、各分野の大衆運動の問題は、事実上ほとんど論議されなかった実情からみても、この批判が必要であった。革命的大衆運動のなかでの党の前進という試練と結合してのみ、党は過去の未解決の問題を、革命的に実践的に正しく解決していくことができる。そうした基本的な態度をはなれて、討論によってのみ党内問題の百パーセントの解決を求めるならば、党生活のマルクス・レーニン主義的な基準を正しく確立することはできない。

六全協後、党中央委員会が一貫して強調してきたのは、この統一である。ところが、一応こうした基本的態度をみとめつつも、事実上はいぜん、党内問題だけの論議を脱しない傾向がある。また党中央委員会の基本的態度を、党内問題をたなあげするものだとか、その論議を禁じようとするものだとする傾向もあるが、いずれも正当ではない。

さらに、最近、党の一部には、六全協後の党は六全協前の党よりも全体として後退したとして、六全協後の党の団結の前進、強化の積極面をみず、その弱点のみを強調する傾向もある。そのなかの誤った傾向――打撃主義的な発言や批判のみを六全協後の動

向として、党活動全体を否定する見解がそれである。たしかに「アカハタ」の主張「正しいことをおだやかに話す気風を」などでも、党内民主主義のはきちがえや打撃本位の批判態度について、それが正しくないことを党中央はあきらかにしてきた。また機関の働き手のなかでこれまでのその機関活動の一員として官僚主義や極左冒険主義なあやまりについても相当の役割を果した経歴をもつものが、自己の活動についての点検を忘れて、現在の機関の指導部の責任だけを一方的に追及する傾向もあった。このような態度は主体的な責任の無視という点では、従来の官僚主義的傾向の裏がえしにほかならない。このような思想傾向は、いずれも建設的な実際に役立つ原則的な批判と自己批判ではない。

しかし、こうした傾向があるからといって、六全協後の党建設の前進の画期的意義をみないで、六全協以後を混乱と逸脱の連続とだけみることも正しくない。共産党も生き動くものである。その前進過程ではつねに解決すべきさまざまの問題に直面する。そのさい、党の前進をはばむ大きな矛盾があれば――たとえば、極左冒険主義方針がそうであった――それはまず克服されねばならない。

二　過去数年間、党が非公然体制を中心として活動した結果、党の基幹部隊は多かれ少かれ、大衆から日常的には、きりはなされた生活をしてきた。党の機関要員のなかにも、大衆のなかに入ることに自信を失っている傾向が少くない。大衆の集まっているところで、大衆の生活場面で党の政策を説明し、大衆とともにたたかう方向を明確にしていくという積極性を欠いている傾向が少くない。加うるに六全協後、党内問題についての批判と自己批判に一面的に没頭する傾向がつづいたために、このような大衆と結合するという党本来の重大任務をますます軽視する傾向が生じた。

（中略）われわれは党についての自覚を本質的に明確にすると同時に、いまこそ、全党員が確信をもって大衆のなかにはいり、大衆の先頭にたってたたかう勇気と創意性を発揮しなければならない。この観点から党幹部を養成し、配置しなければならない。（以下略）

三　（略）

四　集団指導の強化と個人中心思想の克服については、すでに六全協以来、一貫して強調されている。わが党の党風は、六全協後本質的には新しいものになりつつあるといっても、さしつかえない。われわれは、今後も個人中心主義的な思想と集団主義を破壊する傾向にたいしては、つねに敏速にたたかうであろう。（中略）

集団指導を確立する努力の結果、今日では各級機関で積極的な民主的な気風がつよくなった。これは以前には見られなかった大きな成果である。（後略）

五　六全協後、党員の積極性は活発な発言が行われるという点においては著しい。建設的な意見も、党指導部に出されている。これらは民主的な党風の大きな成果である。その反面、自由主義、党内や党外を混同したような言動、また規約で保障する党会議での発言でない、個人的ゴシップや流言等がかなりみられる。そして党規律が、いろいろな形で破られており、これにたいして、それぞれの組織や指導部でも厳格な態度がとられていないことが多い。六全協後、党費、紙代の滞納という、わが党の好ましくない戦後の悪風が、六全協後改善されないどころか、むしろふえた。そのために党中央委員会はたびたび警告を発し、具体的な措置をとらざるを得ないようになった。党員や党組織の自発性

は、単に他を批判するという発言においてだけでなく、規約の定める党の政治的、組織的任務を、積極的な創意と自発性をもって自らとりくむというところにも、はっきりおかれなくてはならない。党の規律を共産主義者の思想的な誇りをもって、自発的に固く守るということにも強く求められなければならない。この点の積極的な自発性を欠き、自らは大衆的な実践をせず、また党の規律も守らず、批判の自由だけふりまわしているだけでは共産党員としての正しい自覚をもったものということはできない。（後略）

六　党の団結は六全協後、全体として強まりつつあるが、まだ決して十分ではない。たとえば、党会議で役員を選挙するばあいに、過去の経歴を率直にのべず、とくに過去の権力への屈従や失敗等について積極的にあきらかにする態度に欠けている傾向がある。それは、十分な相互信頼の確立をさまたげる。また批判にあたって、団結のなかで同志的に率直に批判しあうというよりも、報復的な打撃主義の傾向も残っている。とくに一九五〇年の分裂いらいの事情にもとづいて、みずからが、自派を何派、何派とみたてて論評したり、行動する傾向がまだ残っている。そのために、新たに選出された機関のなかでも、自分たちが他の派とみたてている同志に、機関として知らせるべきことも、知らせないという、まったく誤った派ばつ主義さえみられた。また機関の選出にあたって、その同志が、今後の党の前進において、どれだけの能力と徳性をもっているかという見地よりも、何派であるという風なことに力点をおいて、これを選択の基準にする傾向も一部みられた。

われわれは、ブルジョア・ジャーナリズムが、一九五〇年の党の不幸な分裂に際して、挑発的にはりつけた何派という名称をそのまま用いることを、不見識として恥じねばならぬが、いわんや、党の統一の基礎が六全協によってうちだされ、過去の失敗を教訓として、全党が新しい出発にむかって団結を固めつつあるとき、みずからせまい派ばつ的心情に終始することは一日も早く除き去らねばならない。そうして前進してこそ今後、過去の問題を、より全国的にかつ冷静に客観的に分析し、全党的な正しい評価を確立することができるのである。

七　（略）

八　大衆との結合を深めるために、大衆のなかに入り、その切実な利益を守って着実に努力することや、大衆運動の一員として、大衆団体のなかで着実に努力することはいうまでもないが、大衆と常の日常のベルトをつよめる重要手段が、党の中央機関紙「アカハタ」の拡大にかかっていることを銘記している。「アカハタ」は党員のための機関紙であると同時に、党の周囲の大衆との結合を強化する宣伝、扇動、組織者である。したがって、党の拡大のためには「アカハタ」の拡大がかならず必要である。一九五四年の「アカハタ」日刊いらい「アカハタ」はかえって減少傾向がとまらない。六全協後もそうであるだけでなく、党内問題にだけ眼をむけるような時期には増紙よりも減紙がいちじるしいという状態がおこった。すでに発表した機関紙活動方針（草案）で現状の打開の方向をあきらかにしたが、きたる参議員選挙を通じて、積極的に機関紙をひろげるためにとりくむ必要がある。（後略）

九　六全協後、党員は徐々にではあるが、ふえる方向にむかっており、復党者を加えるならば、あきらかに党員総数はふえている。けれどもそれは可能性からみるならばわずかである。現在の党員数が一九五〇年の何分の一かであることを考えれば、われわれの成果は非常に小さいといわなければならない。現在の党員の増加は、若干をのぞいては、まだ「自然成長的」である。すなわ

ち、細胞が計画的に新党員をふやすことにとりくんだ結果というよりも、党に従来結びついた人びとの方が、自然の成長として入党をもとめるという場合が多い。むしろ、党の方では、六全協後の党内討議や従来の党活動の欠陥へのきびしい相互批判から、みずから党員であることを卑下し、確信と誇りをもって入党を積極的にすすめるという態度にかけている場合がすくなくない。

たしかにわが党は多くの不十分さをもっている。しかしそのことは、わが党員こそが党創立いらい一貫して革命の旗をかかげ、すくなくともどんな困難なかなかでも天皇制と侵略戦争に屈伏することをしなかった革命的伝統をもっている事情をかえるものではない。そのような党であるから、六全協においてもわが党は、おそれることなく大たんに過去の欠陥をあばき、民族解放民主統一戦線、党生活のマルクス・レーニン主義的基準の確立にむかってすすんだのである。百パーセント立派な党にしてから、はじめて新しい党員を加えるというような考えは、理論的でも、実践的でもない。

十　（略）

党綱領の改訂について　六月二八日、第七回中央委員会総会は「独立、民主主義のための解放闘争途上の若干の問題について」の決議をおこなった。党綱領の改訂について「この問題に関するこれまでの討議によって到達した結論をここに表明することを必要と認める」とし、現在の内外情勢からみて一定の条件の下では、日本において民主民族政府の樹立、ひいては社会主義への移行が平和的に、内戦を伴わずにおこなわれることも可能となったこと、このため五一年に採択されたいわゆる新綱領のうち「日本の解放と民主的変革を、平和の手段によって達成しうると考えるのはまちがいである」という部分は不適当になったことを述べ、明年半ばに予定された第七回党大会における綱領改訂の準備のために、この問題の討議を全党員に訴えた。

（前略）日本帝国主義の敗退にいたるまでの天皇制支配の下では、わが国には議会を通じる革命の可能性はまったくとざされていた。革命政党と階級的労働組合の自由は奪われ、軍事的・警察的天皇制の独裁の「いちじくの葉」にすぎなかった当時の「議会」を通じての「社会主義」の主張は、改良主義者の持論であったが、それは空想としてみじめな破産に終るほかはないものであった。

戦後においても、アメリカ帝国主義の軍政の下では、わが国の国会は国民の総意を反映しうるものとなっていなかった。一九五一年六月、マッカーサーの一片の命令によって、わが党中央委員会の全員が公職追放をうけただけでなく、アメリカ軍の独裁命令はわが党の議員をかんたんに国会から追放することができた。二・一ストをマッカーサーの命令で禁圧した一例が示すように、アメリカ軍の命令や「占領法規」によって、国民の民主的権利は平然とふみにじられた。当時アメリカ占領軍は、日本の国内法規はもちろん、憲法にも優越した権力を制度上もっており、無制限の権力を発揮した。このようなとき、アメリカ占領軍を解放軍と規定し、国会を通じての革命の可能性を主張することは明らかに正しくなかった。

一九五二年四月のサンフランシスコ二条約は、明らかにアメリカ帝国主義のわが国への支配をあたらしい情勢に応じて「効果的」に継続するために、日本の売国反動勢力とのあいだに結ばれたものであるが、その支配の形式と内容は相当の変化をもたらした。現在は、サンフランシスコ条約、安全保障条約、行政協定などの売国的諸条約によるわが国土の占領、アメリカ帝国主義にたいす

る日本の政治上、軍事上の従属および経済上、金融上の事実上の従属が中心である。アメリカ帝国主義のこのような支配に、日本の反動勢力は「目したの同盟者」として結合して、国会において多数を占め、内閣を構成し、行政機構をにぎり、支配層の搾取と特権の強化と保持にあたっている。サンフランシスコ条約、安保条約などの不平等条約のもとにおいてさえ、なお要求しうる当然の権利を、日本のこれまでの保守政府は要求していない。国民の総意を真に代表し、国民の権利を守る意志があれば、当然これらの条約の改訂、廃棄を要求する権利は日本政府にある。

これまでの保守政府は、一面アメリカに強要され、他面みずからすすんで従属してきたのである。たとえば、沖縄がサンフランシスコ条約にもとづいても日本の国土であり、その国土と住民の権利を守って闘うことは当然の義務であるにもかかわらず、日本の自民党政府は、沖縄統治の問題はアメリカ国内法にかんすることであって、これに干渉することはできないという反民族的な立場をとっている。このような反民族的、反動的支配層が政府の機関を握っているかぎり、アメリカはいつまでも日本を従属国としてにぎっていくことができる。それゆえに、日本の独立と解放の問題は、まずこれらの反民族的反動のにぎる政府のかわりに、国民の総意を真に代表する独立と民主主義、平和の勢力を結集して、国会に基礎をおく民主主義的民族的政府の樹立が最後には必要である。

今日の情勢のもとでは、わが国民の解放闘争にとって、憲法に規定されている民主的諸権利の擁護がきわめて重要なものとなっている。現行憲法は天皇制の残存、その他、民主憲法としては不徹底な面を残してはいるが、それにもかかわらず、わが国民は、憲法の規定した民主的権利を武器として民主的な闘争を前進させてきた。民主的諸派および各分野の大衆運動は、なお種々の欠陥をもちながらも戦前の状態にくらべれば画期的に成長して、国会内の勢力にも反映している。だからこそ、米日反動はこれらの前進に重大な危惧をもってさまざまの悪法、スパイ・挑発政策、および政治警察の復活と強化によって革命運動をはじめ、平和・民主主義のための国民の着実な前進を阻止することに力をつくしているのである。独立と民主主義、平和の勢力はなお十分統一されているとはいえないが、それでも、それぞれの民主的政党や民主的諸団体は大衆運動と国会内の勢力の前進のために多くのたたかいをつづけている。

このような闘いをねばりづよくつづけ、民主的党派が国会で多数をしめることが可能であろうか、われわれは可能であると考える、

第一、そのためには言論、集会、結社の自由が守られるという条件のもとで、国会が国民の総意を全体として民主的に反映しうるような民主的選挙法をもち、国会が民主的に運営されることが必要である。国会の暴力的な運営や国会に警察官をひきいれるようなことが、国会の民主的運営に反することは明白である。わが党が、全国的な比例代表制にもとづく一院制を主張しているのは、国会を国民の総意のもっとも忠実で民主的な「鏡」とすることが正しいと考えるからである。

第二、独立と民主主義、平和のために闘う諸政党――まず第一に、科学的社会主義によって指導される、もっとも徹底的に闘いうる労働者階級の前衛党が強大になり、よく組織されること、それが労働者階級と国民のなかに決定的な影響力をうちたてることが必要である。そして、独立と民主主義のために闘う諸党派が、それぞれの思想的立場をのりこえて、行動を統一することが必要

である。それによって、国民の多数を代表する政治勢力が、国会でも国会外でも、反動勢力にたいして数的な組織的な優位を保障できるからである。

第三、民主主義的な権利と生活をまもる国会外の大衆運動の強化、それにもとづく労働者階級をはじめとするすべての民主勢力の統一の強化、すなわち民族解放民主統一戦線の結成と発展が必要である。

そして以上のような国内の条件を確立することができれば、現在の国際情勢の発展方向のもとにおいては、このような政府が内戦をともなうことなしに「平和的」に成立しうる可能性がある。すなわち、今日は、ソ同盟共産党第二〇回大会の分析が示した通り、国際的には、社会主義が世界的な体制となり、人類の三分の二、一五億の人びとが平和共存をもとめる平和地域の国にすみ、植民地体制の崩壊がつづき、アジア、アフリカをはじめ、世界の各地で植民地や従属国の独立闘争が大きく成長しつつある時代である。また、これらの国際情勢の結果、平和勢力は、帝国主義の勢力がたくらむ侵略と戦争準備の政策にもかかわらず、戦争を防止し、恒久的な平和をかちとる現実的な可能性が生れている。具体的には、一般軍縮と熱核兵器の禁止、集団安全保障体制の確立が必要であり、可能である。（中略）

世界における社会主義および平和と独立の勢力にとって、深く有利なこのような情勢にもとづいて、社会主義と民族解放、民主主義のための革命に多様な形態の可能性が生じているとともに、その方法についても、あたらしく有利な展望がわが日本国民も、世界の社会主義、平和勢力とともに、このような国際情勢の前進のために力をつくしながら、わが日本において独立、平和民主主義のための政府を、内戦をともなわず勝利的にうちたてる可能性をつくることができる。

このような政府は、その国民との結合、国民からの支持および政府を構成する民主党派の指導性や統一行動の確固さに応じて――内外の力関係に応じた進歩的・革命的な政策を実行できる。なかでも、国民の民主主義制度と権利の確立、国民生活の安定のために闘うとともに、サンフランシスコ条約、日米安全保障条約、日米行政協定の改訂もしくは廃棄をアメリカにたいして断固として要求し、アメリカ駐留軍および軍事基地の撤廃を要求することは、このような政府の重大な任務である。この適法に表明された国民の意志を無視して、アメリカが軍事基地を維持し、あらゆる不平等条約によって日本国民と国家の主権をいつまでもじゅうりんしつづけようとしても、終局的にはその意図を挫折させ、日本の独立をかちとることが可能である。国際情勢の展望も、平和的にこのような解放の道をかちとることを可能としている。

そして、このような情勢を実現しうるならば、社会主義への移行もまた平和的に可能である。

このような政府の樹立の前後、あるいは新政府による内外政策の転換・実施にたいして、米日反動勢力が、非道な挑発、暴力的な手段をもって抵抗する可能性もある。また、革命運動の発展を未然におさえるために、民主勢力がまだ強大にならないうちに、暴圧を加える可能性のあることを見失ってはならない。このような暴力的な弾圧や抵抗を米日反動がおこなおうとしても、とうてい成功しないように、つねに内外の民主的世論をたかめ、平和・独立・民主勢力の団結力を強大にしておくことが、解放運動にとってきわめて重要である。独立と平和の勢力が、あくまでも国民の権利と自由を維持してすすむならば、反動勢力の出方によってどのような道をとろうとも、もっとも犠牲のすくない方法で反動

の暴力から革命運動とあたらしい政府を効果的に防衛し、勝利の道を確実にすることができる。

しかし、革命の平和的方法による発展の可能性は、可能性であって、無為のままで無条件に保障されるものでなく、運動の前進によってその可能性を創造的に拡大し、現実性に転化させなくてはならない。

（中略）今日から、われわれは情勢と力関係のあらゆる発展の可能性を考慮しつつも、しかもできるだけ平和的な方法によって革命の勝利が達成されるように、平和・独立・民主勢力の強化のために、不断に努力しなければならない。われわれは日本の労働者階級の統一と指導力をつよめ、わが党の力を強化し、社会党、労農党との協力、および労働組合、農民団体、その他すべての進歩的な勢力と民族解放民主統一戦線の結集と発展に努力するであろう。すでに当面の具体的な任務については第六回中央委員会総会における常任幹部会の報告にあきらかにしたとおりである。

以上のことからみて、一九五一年に採択されたわが党のいわゆる新綱領「日本共産党の当面の要求」のなかに示されている「日本の解放と民主的変革を、平和の手段によって達成しうると考えるのはまちがいである」という部分は、現在の国際的国内的情勢とその将来の発展、日本国民の解放闘争の過程とその諸条件を考慮する場合、あきらかに今日の事態に適合しないものになっている。

したがって、われわれは、サンフランシスコ条約成立以前の情勢のもとにおいて作成されたこの綱領の不適切な他の若干の部分とともに、この問題について改訂することを必要とみとめる。わが中央委員会は、次期大会に綱領の改訂を提案するために準備し、この問題についての全党の討議を積極的に組織することを必要とみとめる。

志田、椎野問題　四月一六日第六回中央委員会総会は志田重男氏（党中央委員、常任幹部会員、書記局員）について、次のような解任決定をおこなった。

本年四月にひらかれた日本共産党第六回中央委員会総会は、中央委員、常任幹部会員、書記局員である志田重男同志にかんして審議したのち、全会一致でつぎの決議をおこなった。

決　議

志田重男同志は、本年一月六日、自ら常任幹部会との連絡を断った。その結果常任幹部会で手をつくしたが、今日に至るまで、彼の所在は不明で任務に復帰していない。

第六回中央委員会総会はその間の経緯をきいて、次の処置をとることを決議する。①　志田重男同志を常任幹部会および書記局の一員たる任務から解任する。②　この問題については、今後もなお調査をつづけるものである。

常任部会の報告

志田同志は昨年十一月ころ、過労のために健康をいちじるしく害したので、同十一月末に、常任幹部会は彼と協議した後、常任幹部会との連絡を保ちながら三ヵ月間、休養をとることを決定した。これにしたがって彼は十二月一日から休養をはじめ、二週間ばかり転地療養をした。彼は年末に帰宅して、正月を自宅で平常どおりにすごし、常任幹部会も彼と連絡をとった。一月六日、彼との約束にもとづいて常任幹部会員が彼の自宅を訪問しようとしたところ、その直前に彼は療養をつづけるといい残して単身で自宅を出た。そのさい彼は、常任幹部会にも家族にも行先を告げなかった。また、予定されていた一月十日の常任幹部会議にも出席せず、それ以来居所も不明のままとなった。

以上の事情をきき、中央委員会は、常任幹部会が彼との連絡を回復するために、各方面にわたって最善の努力をつくすことを決定した。しかも、なお、彼が三ヵ月の休養を終えた時は帰宅することを期待していたのである。その後、三ヵ月の休養期間をすぎた本年三月にいたっても、彼は依然として中央委員会にも自宅にも姿をあらわさなかった。三月にひらかれた第五回中央委員会総会は、志田同志の問題を慎重に審議した結果、適当な時期に、これらの事情を全党に発表することとし、発表の時期と方法は、常任幹部会に一任することを決定した。これは、志田同志が他の同志とともに現在、団規令違反事件の被告人であることを配慮した結果である。その後、中央委員会の期待と努力にもかかわらず、志田同志の所在は依然として不明であり、彼が中央委員会との連絡を復活する期待は望みうすになった。また、右被告事件の第一回公判期日は本年九月十三日と決定をみるにいたったので、これ以上、志田同志にかんする発表を延ずる理由はなくなったと常任幹部会は考えて、右の決定と経過をここに発表したのである。

すべての共産党員は、党の定める一定の部署において積極的に活動しなければならない。これは党の規約に明記されている党員としての基本的な義務である。志田同志の上記のような行動は、あきらかに重大な責任ある任務の放棄であり、党の規律に反するものである。この点については、中央委員会はさらに慎重に調査をすすめる。

また九月一二日、第八回中央委員会総会では中央委員の椎野悦朗氏に対して、中央委員を罷免する次のような決定をおこなった。なおこれについての発表は、同氏の反省を深めるためとして延期され、一一月二〇日（『アカハタ』）になって発表された。

第八回中央委員会総会は、規約第三十八条にもとづき椎野悦朗同志を中央委員の地位から罷免する。

経過　椎野悦朗同志は、一九五五年四月に婦人同志にたいしてふさわしい自己批判を深めさせるようにすることを決定した。六全協後、一九五五年十月に常任幹部会は、はじめてこのことについて関係者からの訴えをうけた。調査の結果、この訴えは真実であった。この誤りは六全協以前の個人中心主義的官僚主義的指導とむすびついて、かれの思想的弱点が党道徳の違反にまで発展したものである。常任幹部会の報告にもとづいて、中央委員会は長い闘争経歴をもつ椎野同志が党の幹部として、みずからの誤ちの重大さを自覚し、このような誤りを犯すにいたった自己の思想的な欠陥を克服して、立派な共産党員としてたちなおることのできるような力を重ねてきた。彼は一応その誤りであることを認めた。だが、彼の問題を審議するための中央委員会にも出席せず、自己の生活のためと称して、事業の経営に奔走するなど、彼の反省はきわめて不充分なものである。これも党の幹部として、許すことのできない態度である。

第八回中央委員会総会は、統制委員を加えて、この問題を審議し、彼を中央委員の地位から罷免するとともに、彼に共産党員にその他、この志田、椎野両氏の問題については、第八回中央委員会総会（九月一〇日―一二日）における「志田問題について」の決定でそれ以後の経過が発表されており（『アカハタ』五六・九・一八付）、「党の戦列の強化のために」（『アカハタ』五六・一一・二〇付の主張）でも述べられている。さらに神山茂夫氏の復党問題の経過について、春日統制委員会議長の報告がある（『アカハタ』五六・一二・二九付）。

参議院選挙　七月八日の参議院議員選挙にあたって、全国区では

須藤五郎、岩間正男、兼岩伝一の三氏を、地方区では東京地方区の野坂第一書記をはじめ三九名を立候補させ、全国区の岩間正男氏（二七万票）と東京地区の野坂参三氏（二七万票）が当選した。なお今回の選挙では党候補者の「辞退」はおこなわれず、東京地方区の野坂氏については労農党から辞退申入れがなされたが、受入れなかった。この選挙は六全協後の党にとっての一つの試金石ともいうべきものであったが、全体の得票数では一一五万票、得票率は三・八％で、今までの最高である五〇年六月参院選挙の一六四万票（五・六％）には及ばなかったが、前回五三年四月の二六万票（〇・九％）、あるいは四七年四月の八三万票（三・九％）に比べると、相当のびた。党の参議院議員はこの結果、野坂、岩間氏の二名となった。

（注）　地方議会における共産党所属の議員数は五月一五日現在次の通りで、今までの最高を示している。都府県議会一〇名、市議会（東京の区会を含む）二〇八名、町村議会四七七名、計六九五名。

第三章　労働者農民党

三党合同運動　労農党は一九五二年一月以来、第一五回中央委員会の決定に基く大統一方針により、社共労三党合同運動をおし進めてきた。五四年一二月二五日、黒田主席、岡田中執は総評議長藤田氏を訪ね、さきに総評より申入れのあった三党統一について正式に賛成のむね回答した。次いで五五年一月八日、堀中執らは両派社会党本部におもむき、総評の申入れにこたえ早急に三党合同を実現するよう申し入れた。

四月一日の党務委員会では、あらためて次の方針が確認された。

㈠　党の方針（大統一）は一つである。

㈡　技術論・形式論におち入ってはならない（合同形式や条件などで大方針が左右されてはならない）。

㈢　大衆団体の合同論について。労働組合、その他大衆団体から出されている「合同論」は大衆の素朴な要求を代弁している。党はこれにこたえ、一切の利己心と主観主義をすてて奉仕することを決意している。

㈣　大衆に目をそそげ。

㈤　合同問題の今日の条件をつかめ。正しい合同の早急実現をめざし大衆へのオルグと地方的統一戦線を組織しなくてはならぬ

㈥　正しい三党合同への道。合同を要求する大衆の声を逆に分裂の方向に利用しようとするうごきがある。両社二党だけの合同を強行しようとする意図などそのあらわれであり、わが党はこの動きを国民とともに排し、国民統一の軸となる正しい三党合同をかちとるため、たゆみない努力をつづけてゆく。

なおこの日、石野中執から右社に統一要請書を手交したが、浅沼書記長は右社大会の決定によりこれに応ぜられない旨回答があった。

五月二一日党中央執行委員会が開かれ、当面の政局にのぞむ態度を討議したが、この席上でも合同問題が重視された。そして総評はじめ大衆団体の合同要望や地方における合同気運は党の大統一方針の正しさの証明であること、今後は新情勢に対応していっそう合同促進に努力すべきであるとの結論に達した。また、この席上合同運動について次の情勢が報告された。すなわち、石川県の革新政党促進委員会の結成、静岡、岡山等における統一行動の前進、茨城、岡山、山口等のメーデ決議にあらわれた統一気運。大阪、東京、茨城、鳥取等の選挙闘争における統一のための党活動、等。結論として、党は三党合同がかんたんに実現するとは考えない、しかし不退転の

決意と確信で合同のために闘うこと、現在の条件で合同を正しく闘いとることが党の最大の目標であること、が確認された。

このころ、地方大衆団体においても三党合同を要望する声があがってきた。たとえば五月二八日国鉄労組北九州支部大会では三党合同要請を決議し、北海道の道炭労万字労働組合第九回大会も三党即時合同を決議し、各党に申入れをおこなった。九月一五日国鉄労組秋田支部大会も、左右両派社会党合同にとどまらず、「すべての社会主義政治勢力の結集」を要請するむね決議、また「このような統一が実現しないならば、われわれ組合員は今後政党に対する献金を拒否する」と強硬な決定をおこなった。

一〇月九、一〇両日開かれた第一八回中央委員会では、特に両社合同と党の方針について決定をおこなったが、その要旨は次のとおりである。

両社はいよいよ合同するが、党の推進してきた三党合同は当面実現しないことになった。右社は最後まで労農党の参加に反対した。左社は一応は労農党参加の決議をおこなったが、右社に押しきられた。これは党および社会党内外の統一勢力がなお弱いためであるが、たんなる「話し合い」で合同は不可能なことがますます明らかとなった。

本来社会党の合同は、大衆の要望にもとづき、これに支えられて、国民の力の統一強化に役立つものでなければならない。左社大会における「労農党参加」の決議や新綱領、政策の批判も、この国民の期待にこたえるという念願にもとづくものであった。われわれは新社会党とともに共闘を拡げ強大し、同党が現在の弱点を克服し、大きく国民統一の方向に前進するよう期待する（「当面の情勢と闘争方針」『労農週報』第二六号一〇月二五日刊による）。

選挙闘争　総選挙にあたり、労農党は次の候補者をたてて闘かった。山田長吉（北海道一区）、館俊三（同三区）、岡田春夫（同四区）、森国年男（山形二区）、杉山千株（栃木一区）、石野久男（茨城二区）、宮岡義一（埼玉一区）、石井あや子（東京七区）、城千尋（神奈川一区）、久保田豊（静岡二区）、堀文雄（長野四区）、内山光雄（石川一区）、下田金助（愛知一区）、黒田寿男（岡山一区）、中原健次（同二区）、平野市太郎（香川一区）、加藤義一（佐賀）。

選挙の結果は、中原、石野、岡田、久保田の四氏が当選した。黒田主席の落選は党にとって痛手であったが、石野氏の首位当選は、革新派が全議席の三分の一以上をしめて憲法改正の企てを阻止できたことともに、党にとって幸であった。

三月一三日、党中央は総選挙後初の中執委を開き、選挙闘争の自己批判をおこない、合同運動を積極化することを決定した。

党はまた独自の候補を立てるとともに、東京都知事に革新派の有田氏をすいせんして闘うなど、ひろく革新的政治勢力の強化のために選挙運動をおこなった。

地方選挙の結果、北海道四、岡山一、鳥取一の計六名の党公認候補が当選し、前回より一名の増加となった。

第一七回中央委員会と闘争方針　七月二、三両日、党第一七回中央委員会が開催され、中委地本代表約六〇名が出席し、次のような新闘争方針を決定した。また中央委員会は宣言を発し、この中で、「わが党は両派社会党の独立、平和、民主および生活を守る諸政策を大きく支持し、その一層の前進に協力しつつ、中央地方を通じ社会党の諸君と誠意をつくして話し合い、統一行動を拡大強化するなかであらゆる努力を積みかさねて両派社会党との合同を促進する」と述べた。

当面の闘争方針（一九五五年七月三日第一七中委決定）

A　基　本

一　闘いは下へ横へと根強い発展をつづけている。だが、敵の力はまだ強大であり味方の陣営は充分に整っていない。ために独立・平和・民主および生活の危機は救われないだけでなく、益益大きくなっている。単なる批判や形式的な反対でこの危機を克服することはできない。われわれは力をたくわえねばならぬ。

二　このため民主陣営の内部にあるあれこれの食い違いでいちいち争う態度はやめる。食い違う問題よりも一致できる問題で積極的に共同の行動をすすめる。そのなかで闘いの質が高まり、幅が大きくなることを期待する。

三　一切をあげて民主陣営の団結と国民の統一に奉仕することがわれわれにとって今一番大切な任務である。国民はこのことを強く要求している。われわれはおのれをすててこの要求に献身する。

四　以上の立場で当面の労働者、農民その他各階層の国民の闘いを積極的にもりあげ、すすんでその中核となる。とくに両派社会党と共同できるよう最善の努力をつくす。

五　われわれは両派社会党の独立・平和・民主および生活をまもる諸政策を支持し、その一層の前進に協力する。中央・地方を通じ、社会党の諸君と誠意をつくして話し合い、あらゆる努力を払って社会党との合同を促進する。

B　具体的目標と方針

一　生活と権利と、軍事基地から国土をまもる闘いを強め、国民の力によって日ソ交渉を成功させる。

1　賃金ストップ、賃下げ、首切り、労働強化に反対し、またその原因となる諸政策に反対する（当面の闘争の環は石炭鉱業合理化法案、地方自治法改悪・地方財政再建整備法案に集中的に現われている〝合理化〟ふんさいの闘い、生産性向上運動ふんさいの闘い）

2　国鉄・私鉄および総評の大会で、分裂と後退をふせぎ団結と統一の成功を援助する。

3　米価問題を中心に農民の闘いを前進させ、農民戦線の統一を強めるとともに労農のていけいをすすめる。

4　減税、金融措置等の要求を中心に中小企業、平和産業をまもる運動をひろげる。

5　社会保障の諸要求に結集した国民の闘い（総評主催社会保障集会）を発展させ、労働階級をその先頭にたてる。

6　労働者と国民の民主的権利を守る闘いを強め、一切のファッショ的抑圧に対する根づよい大衆的抵抗をすすめる。

7　原水爆反対運動の成果を基礎として再軍備、軍国主義反対の運動に高め、さらに原子戦争準備に反対する具体的諸闘争をもりあげ、国際的平和運動に結びつける（ウィーン・アピール）。広島の八・六大会を画期的成功にみちびく。

8　し烈化している軍事基地反対の闘いを全国民の闘いにおしひろげる。

9　中・ソ・朝との貿易促進・国交回復の運動をさらに強め、当面の日ソ交渉を国民の力で成功させる。

以上大衆の団結と統一の力を着実につみあげ、この力で鳩山内閣のれい属と反動の政策に大きく打撃を与え、彼らの政策の前進をくいとめ、これを変更させてゆく。当面とくに日ソ交渉の成功をかちとることが重要である。

二　合同を促進する

1　再登録の徹底、中央・地方の連絡強化を中心に党の組織体

制を整備強化する。

2　オルグ活動を強めあいをすすめ特に最近の社会党機関において

3　社会党との話し合いがあがるよう努力する。

て具体的な成果があ

第一八回中委は一〇月九、一〇両日開催され、本部活動、財政報告ののち、当面の情勢と運動方針案を検討、論議は主として合同運動に集中した。そして合同問題が当面困難になった事情、党の現状がかつてない危機にあることが確認された。黒田主席は三党合同促進運動の過程で、地方党内に混乱をひきおこした中央の責任を感じ遺憾である旨声明した。

第一九回中委は一一月一二、一三両日開かれ、本部報告を承認したのち、木村中執提案の臨時国会闘争方針案を審議した。第二日は、合同問題、選挙情勢を中心に各地の情勢報告があり、黒田主席より党の合同方針について詳細な説明がおこなわれた。主席説明は一合同について、党代議士の久保田豊日農委員長は、日農主体性派、万場一致承認された。なおこの中委で、「当面の情勢と闘争方針」が全農その他の団体に呼びかけ、戦線統一の努力をつづけた。その結採決された。このなかで、「党の現在の危機について」ふれ、党を果は、日農両派の統一方針の一致、話し合いや懇談会を通じての各除外した両社合同によって、党は困難な事態に立たされたこと、また合同推進の過程で「党内の一部に重大なあせりと動揺があらわ団体統一の気運が、次第に強くなっていった（年末には、農民戦線た。いわゆる『解党入党』の誤解がひろがるスキを生じたことはわれわれの本意でなかったにせよ、党内に容易ならぬ動揺をひきおこし、今もなお、重大な組織的混乱をのこす結果となった」ことが述べられている。なおこれについて、「さまざまの欠陥とその根源について」率直に自己批判し、党の思想的組織的建設について決意をのべ、当面の活動は第一七回中委決定の精神によりおこない、特に明年の参院選挙を重視して活動をおこなうことを決定している（『労農週報』第二八号、一九五五年一一月二五日刊による）。

一九五六年に入って、労農党は参院選挙を精力的にたたかったが、七月八日投票の結果は、前議員木村、堀中委をふくめ完敗に終った。八月二八、二九両日開かれた第二二回中央委員会において、黒田主席は、全候補落選は結局において党組織の弱体性によるものであると率直にみとめ、ただこの選挙で革新派が三分の一以上の議席をしめて憲法改悪を阻止しえたことは喜ぶべき事実であると確認、今後の党の組織的活動をいっそう強化すべきことを強調した。

その後、党は「綱領草案」の大衆討議をおこなうため、『労農週報』議上におけるその解説を連載し、また各支部における討論集会を開いた。そういう活動を通じて、北海道や岡山に組織拡大の道がひらけたが、ことに砂川事件や岡山の飛行場設置反対運動への党員の積極的参加によって、入党者の増大をみた。一方、農民組合の統一合同について、党代議士の久保田豊日農委員長は、日農主体性派、全農その他の団体に呼びかけ、戦線統一の努力をつづけた。その結果は、日農両派の統一方針の一致、話し合いや懇談会を通じての各団体統一の気運が、次第に強くなっていった（年末には、農民戦線統一全国協議会と農民戦線統一促進全国代表者会議が結成され、久しく望まれた統一合同への具体的な手がかりがつかまれた。なお農民戦線統一については、農民運動の項を参照）。

一二月一八日、総評の岩井事務局長、小山政治部長は、社会党と労農党に対し、総評幹事会の正式決定にもとづき、社党両党の統一を計られたいと申入れた。これに対し党中央は、一二月二〇日中央常任委員会を開き、この申入れを検討した結果、総評の申入れを受諾することに一決、党を解体し、全党員もれなく地方ごとに社会党に入党することをきめ、年内に態勢をととのえ、五七年一月中旬に中央委員会と大会をひらくことになった。なお、総評の申入れに対し社会党は二六日中央執行委員会においてこれを受諾することを決定した。

五七年一月一五日、東京都山楽会館で開かれた第二三回中央委員会では、社労統一について中央常任委員会のとった措置は軽率の感をまぬがれぬと、党員よりするどい批判がおこり、結局つぎの決定がおこなわれた。

(一) 社労統一につき、予め全党の情勢を分析せず、事を独断的におし進めた中央常任委員会のやり方は極めて遺憾である。

(二) しかし社会主義政治勢力結集拡大のため一貫して闘ってきたわが党として、あくまで全党一本の立場に立ち、このさい、常任委員会の方針をみとめる。

(三) このため、具体的には今後地方の討議と活動を進めるなかで全党もれなく統一する。

翌一月一六日、楽山会館において約一五〇名の党員出席のもとに、第六回党大会が開かれた。大会には、社会主義政治勢力結集と強化のために党中央のとった社労統一方針を中心にはげしい論議がかわされ、その結論として、解党ののち社会党に全員入党して統一をおこなうことにきまった。またこの大会は、第五回大会で決定した党綱領草案を、同大会決定の手続きにしたがって正式に党綱領として採択することを決定した。さらに八年にわたる党活動の歴史を編さんすることを万場一致できめた。最後に大会宣言を発表し、大会を閉じた。

一月一二日東京品川公会堂における社会党第一三回大会では、社労統一について浅沼書記長の報告がおこなわれ、全会一致で承認された。労農党黒田首席、石野書記長等はこの大会に出席し、黒田主席は第六回党大会の決定を伝えたのち、次のようにのべた。「われわれは今こそ日本の平和と独立、国民生活安定を闘う強大な社会主義党を確立しなければならないと考える。われわれは一切を空うしてこの大事業に献身したい。今回統一するに当っては、八年前の分裂とくらべてわれわれの同志的団結は強固であると確信する。全党員は、直ちに諸者の所属地方組織に入党の手続をおこなうことになるが、同志的な団結と愛情をもって温かく迎えてほしい。」(『労農週報』第五五号)

同月二四日、党中央常任委員会は、日本共産党が社労統一について『アカハタ』紙上で非難を加え、さらに労農党員の共産党入党工作をおこなっているとして、この「干渉」に対し反対するむね声明書を発表した。その結語にいう。「……わが党は、日本共産党の諸君が、現在の絶対観と権威主義を克服し、大きな見地から、謙虚に政治戦線と大衆闘争の実際を直視して、統一戦線の事業は、われわれと共同できる党の体勢をきずかれるよう心から望むものである。不幸にして、これ以上わが党への干渉が続くならば、われわれは二月一五日を目途とする解党の瞬間まで、公党の権威においてこれを断乎排除する。」(『労農週報』第五五号)

かくて、労農党は結党以来八年で解党し、黒田首席はじめ党員の大半は社会党に入党した。